津島市史

資料篇

(三)

序

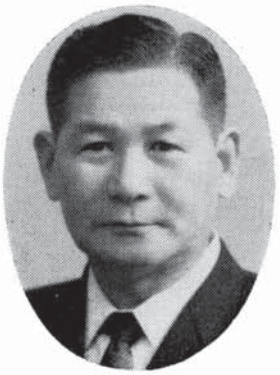

市制施行二十三週年にあたる昭和四十五年に市史第一編である考古資料編を刊行しましたが、続いて古記録資料編を発刊いたします。

郷土を愛することは郷土を本当に知ることであります。そしてそのことによって郷土の発展は実現されるものであります。

ご存知のように津島は平安・鎌倉・室町の時代から文書記録の上にも現われ、戦国時代から徳川時代にかけて、近隣の経済的中心地となり、国内屈指の町として隆盛をいたしました。一方、津島神社の門前町としてすこぶる繁盛しました。この古記録は津島市史編纂委員の方々の非常な熱意と努力により蒐集解読し得たものであります。編集に際しては、ご秘蔵の文献を心よく提供していただき、なお、ご助言までもたまわった市内外の方々に感謝の意を表すると共に、この困難な仕事に精魂を傾けていただいた編纂委員のみなさんに厚くお礼申し上げます。

続いて古文書資料編・通史編の発刊を予定しておりますので、市民各位におかれましては、市の歴史に関心を持たれ市の将来の発展の指針とせられんことを希望いたします。

この書物が私たちの郷土を再認識して、よりよい郷土を育てることに役立てば刊行者として喜びにたえません。

昭和四十六年三月

津島市長　林　義一

目次

凡例
一　吾妻鏡……三
二　海道記……五
三　宗長手記……六
四　言継卿記……八
五　東国紀行（宗牧）……九
六　富士見道記（紹巴）……一二
七　大吉檀那帳……一五
八　大祭勘例帳……八三
九　御葭山引得証文留……二一三
一〇　大祭筏場車記録……二二一
一一　市江祭記……二九九
一二　御車万事入用覚帳（今市場）……三〇九

一三　尾州海東郡津島車由来之事……三一九
一四　市江車元禄十六年未之歳願書留……三二五
一五　今市場車祭礼御用留……三三七
一六　堤下車家控書……五八九
一七　津島天王六月御祭礼市江御車古格式……六七一
一八　万治二年御神葭踊幷馬引申候帳……六九三
一九　元禄十年御芦馬踊覚……七〇一
二〇　津島踊記……七三九
二一　浪合記……七五七
二二　信濃宮伝……七七五
二三　狂言対馬祭（千鳥）……七八七
二四　天王お蔭絵本津島の渡り……八〇一
二五　昔の祭絵……八二七
解題……八三七

凡　例

一、本編は、本市に関係ある古記録を収録したものである。配列については、著名な史書・紀行文・日記類と津島神社関係の信仰・祭礼・伝記類など、およその類集と、そのなかでの年代順を原則としたが、絵画など形体にしたがったものもある。

一、所蔵者名は、記録の性格や成立・内容とともに解題のなかに記述した。

一、扉の表題は、左記の形式によって表記した。

(1)　原表紙・後補表紙に外題のあるものは□でかこんだ。

(2)　外題はないか、あっても「覚」・「留書」など簡略な表記で内容を充分に示していないものは、内題・序文・内容などによって、補って表題をつけたものは、「　」でかこんだ。

(3)　外題・内題・序文などがなく、内容のみによって編者が適宜に表題をつけたものは、そのままの表記とした。

一、本文の表記は、つとめて原文の内容を正確に伝えるとともに読みやすくすることに留意して、左記の方法をとった。

(1)　句読点および併列点を適宜にほどこした。

(2)　返点は原文にほどこしてあるものにとどめた。

(3)　読み仮名は原文にほどこしてあるものにとどめた。

(4) 編者の加えた註記は（朱筆）（後筆）のように（　）の中に記述した。

(5) 漢字の古体・異体の類は、通行の正字体（当用漢字のあるものは当用漢字）に改め、明瞭に誤字と考えられるものは訂正し、もしくは右傍に（ママ）と註記した。ただし、原本成立時代に一般に慣用されていた誤字は改めなかった。

(6) 地名・人名などの同音借字（堤下・藤下＝たうげ）や同義異字、特殊な用語・用字による造字と考えられるものは原文にしたがった。

(7) 仮名の変体・異体は現行の平仮名に改め、片仮名はそのままにした。ただし、助詞に使用されている者（は）・江（へ）・而（て）・而已（のみ）・与（と）などは小活字で示した。

(8) ゟ（しめ）・ゟ（より）は、そのまま使用した。

(9) 原文で抹消してある箇所は、その部分の左傍にミミミの記号をつけ、もとの字が判読できない場合は■■で字数を示した。

(10) 原文の虫損・破損・汚損箇所は、その推定字数に相当する□を入れ、字数の不明な場合には［　］・［　］をもって示した。ただし、文字が推定できる場合には、右傍に（　）中の小活字で表記した。

吾妻鏡（抄）
海道記（抄）
宗長手記（抄）
言継卿記（抄）
東国紀行（抄）
富士見道記（抄）

吾妻鏡（抄）

文治四年戊申

○二月大○二日戊辰。所々地頭等所領已下事。自二京都一或属二強縁一或献二消息一愁申人々多之。仍有二其御沙汰一。而廷尉公朝自二去年冬一在二鎌倉一近日可二帰洛一之間。得二其意一為レ令レ披二露彼訴条々一。載二篇目於一紙一。可レ与二公朝一之由云々。彼公朝下向之次。消息等所レ有二其沙汰一也。御事書云。

宝殿

越後国奥山庄地頭不当事

修理大夫家

尾張国津嶋社板垣冠者不レ弁二所当一之由事

右衛門佐御局

信濃国四宮庄地頭不レ進二弁年貢幷領家得分一由事

大宮御局

伊勢国志礼石御厨字輪田右馬允不当事

賀茂神主

（中略）

新中将殿

伊賀国若林御園内七町九段妨由事

（中略）

公朝

備前国吉備津宮領西野田保地頭職貞光事。（中略）

已上所々。尤可レ有二御成敗一之処。凡如レ此之訴訟。自レ君被二仰下一之時者。無二左右一雖レ令二成敗一。私付二縁々一於二触来一者。全不レ可レ致二沙汰一「法」也。善悪於二御定一者。不レ能二左右一事也。以二縁々一令二沙汰一者。世間人定似二偏頗一之由令レ存歟。仍今度ハ無二御沙汰一也。

海道記（抄）

（貞応二年四月）日数ふるまゝに古郷も恋しくて、立ち帰り過ぎぬる跡をみれば、いづれが山いづれが水、雲より外に見ゆるものなし。朝に出でて夕に入る。東西を日の光りにわきまふといへども、晩るればとまり明くれば立つ。昼夜を露命に論ぜむ事はかたし。おのづから一歩を捨てて万歩をはこばば、遠近かぎりありて往還を期しつべし。只あはれむ、遙かに都鄙の中路に出でて、前後のおもひに労する事を。

ふる里は山のいくへにへだてきぬ都の空をうづむしら雲

夜陰に市腋といふにとまる。前を見おろせば、海さし入りて河伯の民うしろにやしなはれ、見あぐれば峯崎しくて山祇の髪風にけづる。磐をうつ夜の浪は千光の火を出し、木々になく暁鼯は孤枕の夢を破る。このところにとゞまりてこゝろはひとりすめども明け行けば友にひかれ打ち出でぬ。

松がねのいはしく磯のなみ枕ふしなれてもや袖にかくらむ

七日、市腋を立ちて、津島の渡といふ所を舟にて下れば、蘆の若葉あをみわたりて、つながぬ駒も立ちはなれず。菱の浮葉に浪はかくれども、難面かはづはさわぐけもなし。とりこすさをの雫袖にかゝりたれば、

さしてものを思ふとなしに水馴棹み馴れぬ浪に袖は濡しつ渡りはつれば尾張の国にうつりぬ。片岡には朝陽の影うちにさして、焼野の草に雉なきあがり、小篠が原に駒あれて、泥みしけしき引きかへて見ゆ。

宗長手記（抄）

（大永六年三月）廿七日、尾張国守山松平与一（定信）館千句。清須より織田の筑前守・伊賀守同名衆に、守護代坂井摂津守、皆初めて、人数興ありしなり。

あづさ弓はなにとりそへはる野かな

新知の知行、彼是祝言にや。

熱田宮社参。宮めぐりやしつるに、松風神さびて誠に神代覚ゆる社内。此御神は東海道の鎮護の神とかや。宮の家々くぎぬきまで、汐の満干鳴海星崎松のこのま〳〵伊勢海見渡され、こゝの眺望たがことのはもたるまじくなむ。旅宿滝の坊興行。筑前守来あはれて、

ほとゝぎすまつの葉ごしの遠干潟

（中略）

清須の旅宿は、坂井摂津守、庭広くふるきたちのぼりせき入れて、柳の古木、藤山吹の岸、池のさゞ波、水鳥ども羽打かはす様、絵にもかゝまほしくぞみえし。連歌興行。

（中略）

おなじ国津島へたち侍る。旅宿は此所の正覚院。領主織田霜台息の三郎礼とて来臨。折紙などあり。宿坊興行。

つゝみ行く家路はしげるあしまかな

此所のおの〳〵堤を家路とす。橋あり三町あまり、勢田の長橋よりは猶遠かるべし。および洲俣河落合近江の海ともいふべし。橋のもとより、舟十余艘かざりて、若衆法師誘引。此河づらの里々数をしらず。桑名までは河水三里ばかり。舞謡笛つゞみ太鼓、舟ばたをたゝき、さゝずしてながれわたりしなり。桑名よりむかへの舟、うたひのゝしり、さし合せこぎちがへ、送迎のふね一つになりて、心もとなくぞおり侍りし。あくるあした正覚院へ蘆のはにつけて、

綱手縄ひかれわすれし老の波けふは袂に立ち帰りつゝ

又此津にて、等運所望、

飛ぶほたる百舟のとまる蘆火かな

此津南北美濃尾張と河ひとつに落ちて、みなとのひろさ五六町、寺々家々数千軒。きこゆる西湖ともいふべし。数千艘橋の下広く旅泊の火、星か河辺のなどふるごともさながらにぞみえわたる。おなじ国亀山関民部大輔（伊勢国司被官）、今は何似斎見参あらまほしき事ありて、路次申合。既に罷出る折ふし、俄の合戦注進。思ふにかなはぬ世中引返し、八峯峠になりぬ。

言継卿記（抄）

天文二癸暦

七月小

八日、己酉、天晴、〇今日五時分立、桑名乗舟。八時分に尾張国津島（五里余）へ付候了。則、自飛鳥井、織田三郎（信秀）方へ速水兵部被遣候。驀而、織田大膳使に来、七過時分、同三郎迎とて来。則、彼館へ罷向、馬に乗。三郎不乗、跡に来候了。夜半時分、冷麺・すい物等にて一盞候了。自飛鳥、馬・太刀被遣了。則、城之内新造に移候了。未徒移之所也、驚目候了。

（中略）

廿四日乙丑、天晴、曇、〇四過時分、三郎（織田信秀）鷹野（雲雀）へ出候。飛鳥・予・蔵人各同道候了。へきの八幡にて、津嶋之鱸右近、湯漬振舞候了。津島之天王見物、暮々帰宅候了。雲雀四十余取候了。

東国紀行（抄）

是より参河渡海と定め侍りしを、其の年、織田弾正禁裏御修理の儀依レ被二仰下一、平手中務丞(信秀)(政秀)罷り上り、御料物進納（天文十二年二月十四日）。其の後叡感の趣を仰せ下されたくは思しめしながら、所々出陳(陣?)など聞召し及ばれ、旁とかく怠られしを、態勅使をなど下さるべき事は、国の造作なれば、我等下国に、女房奉書などことづてらるべきよし、広橋殿より仰せ聞かせられたり。

（中略）

友軌（宮内卿）、平手方まで遣して内議申したれば、今度、於濃州、不慮の合戦、勝利を失ひて、弾正忠一人やう〳〵無事に帰宅。無興散々の折りふしながら、早々まかり下るべきのよし、返事あり。宗丹、伊勢まで迎ひにきたれば、桑名より川舟にて津島に着きたり。翌日やがて那古野に下着（天文十三年十一月六日）。

（中略）

一座興行の事、この砌など、一かう其のさたもあるまじくおぼえしを、於レ愚ては難レ去故障の事あり。平手に興行すべき由内議にて、発句の事申されて、はや連衆の事、方々へ人遣しつゝ、滝坊・織田丹波守・喜多野右京亮、はる〴〵来り、今度、残命高名虎口を遁れし物語、誠に不慮の再会なり。

（中略）

滝坊興行のこころざしはありながら、大宮司於二濃州一討死。かた〴〵今度は遠慮然るべきのよし申したるに、結句霜台より、興行の事、内儀催さるとなむ。亭主祝着のよし申されて、発句の事は下国毎度なれば、辞退たび〴〵なれど、

霜がれや穂なみにかへる荻の声

庭の荻など、下国を聞きて刈り残させたるなど、院主物がたりの首尾なり。されど旅人の奔走にはなりがたきひとむらなるべし。この会已後大宮司の弔ひ申し、座主検校などへおとづれて、津嶋まで帰りたり。祇園神主兵部少輔清待活計、殊源氏物語一部、東国のみやげとて取り出でられたり。かやうの事は我々こそなど申しけれど、強ひしの事になりぬ。太陽軒下国。ことに最例興行とて、さりがたければ、

江のこゑも今朝うぐひすの汀かな

これも千五百番の古本など、思ひもかけぬ事なり。奥津入道宗長 牧運軒、

遠山のゆきにまたれし朝戸かな

安楽坊、

神松の木のま霜ふる御はしかな

本覚坊ある人千句興行巻頭の発句とて所望、

ときは木にふるや幾代の峰の雪

平野源助ことに旅宿の亭主なれば、一座の事返す〴〵申しけれど、心易くて、上洛の次でになど申しやぶりて、

又桑名に渡海、　　あたり意足軒一運など出でむかひたり。宝泉坊熱田まできて、宿坊の事申しはべればつきたり。まづ意足興行、

浦馴れてすむ世やいづれ友千鳥

新造のこゝろばへなり。大泉院、

月雪のあはひにあつる海辺かな

伊勢尾張のあはひの海面とは、多くは此の所なるべし。此の会の翌日、伊藤新六郎、朝飯すぎて、友軌をば弾正忠御返事もたせて遣し侍り。那古野より参河へは、日の内に下着の所ながら、当津まで立ちかへる事は、彼の奉書ども相達し侍る礼儀までなり。栗原へはほど近ければ、静かに用意して、眼阿さきに罷りて、旅宿等の事申し侍り。意足是かれおくりにとて、馬上物語のうちに着きたり。参宮のたより、ことに興行定れるやうにて、仮初のやども程遠ければとて、牧月斎の城へぢきにとて、道まで使ひあり。

富士見道記（抄）

（永祿十年八月）十三日に、阿波手の森門前の妙勝寺興行。森の東に反魂香焼跡、又、森下に社あり。其の下、藪の香のもの入れし瓶あり。

野分にやあはての森の初栬

名月には、津しま一見に行きけるを、坂井助兵衛、田中に榛木を折りかけ、色々を被レ為レ持に、程移りにて、宗牧を尋ね入るに、息孝行の人にて、社頭へ引して夜更け行けば、橋の上にて月に嘯きて、酔中に狂句、

月をこそ都さぞなの今夜かな

宗牧に因浅からぬ人にて、都の住居、年をへぬ。桑名へと思へるを、長島一向念仏坊主城敗に尾州太守出陣なれば、甚目寺以玉帰り行くに、時雨さへあはたゞしき中、舎りのまめやかさ、馬などかひ〴〵しくて、熱田に入りて、行末いかにと思ひ煩ひ、草鞋解くなど、仙庵の川より、無覚束とて智多郡の人のしるべの文あり。又、山崎城より玉林斎来り給へり。力をえて安堵せり。浅井四郎左衛門など酒持せて夜をふかしぬ。

つちのへ　　慶長拾参年

大吉御檀那帳

さる　　正月大□徳日

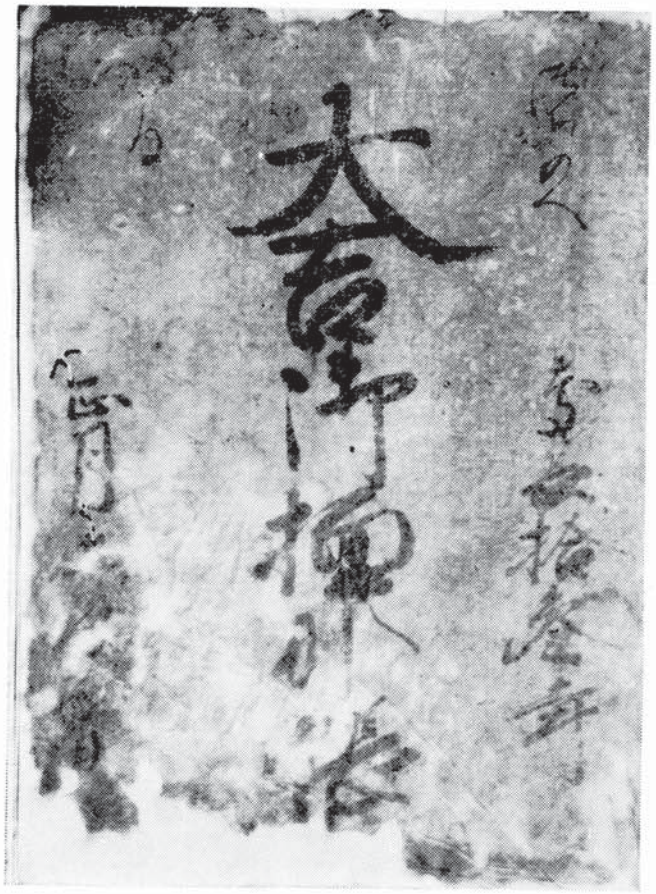

森右近様

各務四郎兵衛殿右近様之おとな

細野左兵衛殿

午のとし元和四年卯月十日ニ御参被申候

一おはり　なこやのきわノおしきり村の喜兵衛殿、佐渡ニて仕合よく帰国被成候、御参宮被成候、銀子五匁弐分はつをニ給□(候)、勘七殿・賀兵衛殿・兵蔵殿此三人ハ喜兵衛門尉舎弟連也、喜兵衛殿御母儀ハ勘七殿ニ御懸り候て御いて候、此あとも毎年佐渡より、銀一匁弐分宛言伝テ給候と喜兵衛被仰候

こだま村ニ喜右衛門殿と申候て、喜兵衛殿あねむこ□

喜兵衛殿又やかて佐渡へ御越、来年之春ハ在所おしきり村ニ御有付可有と被仰候

とりのとし慶長十四年卯月四日

一おわり　なこやのきわひろゑ村ノせい七殿檀那ニ御成候、四つニ御成候息子殿、今年より十五之年まて御被官□

子ノとし慶長十七年正月七日ニはつを持せ候使給□(候)

一おわり　いぬやまねりや町ニ御いて□　□小嶋彦助殿たんなに御成候、今ハほったい被成一ゆうと申候、とり

のとし五十二、いのとし五十、一ゆう子供衆五人あり、女房衆親□
又卯月四日ニ代参有、うをや町ニ居被申候、小一と云人参候、何時も小一方まて札守可申候

子のとし慶長十七年五月六日

一おわり　なこやにてなごや町のかさやの与吉殿卅二ニ成被申候、御立符取ニ銭百五十文持せ給□(候)、夫婦なから煩被申候、女房衆廿六成被申候、二人へ御立符を遣申候、本来ハ伊勢衆也、煩平癒次第ニ御参宮可被成候理也、使ハ隣之人也、向後、檀那ニ成候と約束慶事也

与吉殿あねむこ勘助殿より、御立符銭十文・脇指一腰持せ給候、四十四ニ成被申候、五月十二日ニ立符取ニ参候

与吉殿夫婦なから本腹被仕候

子ノとし慶長十七年正月十三日

一東三川　一之宮村ノ二郎兵衛殿御越候、御立符取ニ御越候、祢宜殿也

鳳来寺へ参候路次はたと被申候、慶事也

同宗七殿と云祢宜殿、二月四□(日)、九つニ成被申候息女子之煩被申候とて御越候、宗七殿ハ一之宮之おくの□□の祢宜殿にて候と被仰候、慶事□□

一之宮之神主左衛門太夫殿と申候、此方よ□神主殿□　□
五位より北へこうと申村を通、一之宮へ参候、五位ハ吉田より二里此方ナリ

子ノとし慶長七年二月廿四日

一東三川　ほいの郡長山と申村ノ彦兵衛殿、御立符取□　□御越、十四ニ御成候息□　□煩候とて御越候、向後、檀那ニ御成候と御約束、家かす五十ほと御座候在所ニて候と被仰候、長山ハ吉田より一里北也、小坂井より北也、五月か九月人を遣し可申候、慶事也
長山と申在所ハ、うしくほと申在所之ならひの村ニて候と被仰候

子ノとし慶長十七年三月十五日ニ代参ニ山伏御越候、山伏いよ殿と申候

一丹波之国（タンバノ）　馬地ト申村ノ中川市衛門尉殿御内さまより、たつのとしの廿一ノ女房衆の立願ニ銭百八十文持せ給
□　□
中川市衛門尉殿御内ハ、吉田修理様之うゑさま也、りんきいさかいを被成候て御のき候て、いまたんばうまぢと申村ノ、中川市衛門殿之御内ならせられて御いて候、使ニ被参候山伏内□　□
片町勘七引付被申候

子ノとし慶長十七年三月十五日ニ人を給候

一ミのゝ国　賀野松平作州様へ御奉公衆、矢野勘右衛門尉殿、三つ御成候子息御煩候とて、御札取ニ給候、息災ニ御成候て、六月か九月□□同心にて御参宮可有と被仰候
知行弐百石御取候人也

子ノ慶長十七年卯月十七日　使兵蔵也

一おわりの国　こうのミやの西ノ在所、松下村ノ三右衛門尉殿より、御立符銭ニ脇指一腰給候
松下村之家数廿斗有之候、使ニ御越候兵蔵令□、向後、まつした村檀那ニ引付可申候と約□(束)□□、慶事也

子ノとし慶長十七年五月二日

一ミの　うるまの町桜井久五郎殿より御状給候、久左と申人卅一ニ成被申煩被申候とて、御立符取ニ銭百文給□(候)うるまへ人を遣し可申候、慶□(事)□(也)

かのへさるのとし元和六年後十二月廿一日

一おわり　いぬやま本町長次郎殿女房衆卅三ニ御成候、御立符銭ニ帷子一ッと銭百文持セ給候

元和四年八月十七日

一おわり　いぬやま　なに町にて候を不存候、つしまやの弥三右衛門殿、せに二百文もたせ給候、弥三衛門殿より
　銀子一匁久二郎殿より給候、銀子一匁長助殿より給候
　つしまより御越候人也

元和四年よりたんなニ御なり候

一おわり　いぬやまねりや町保々清次郎殿、梅村源次郎殿

元和四年八月十八日

一なこや　こまき町横井藤二殿御内より、かゝミありて給候、ふみをやり申候

一あふミの国　君ヶ畑ニ此あとつしまニ御座候、興禅寺ノ御弟子、金隆寺殿より細々御状を給候、細々初尾ニ銀子
　五匁・拾匁つゝ御取次候て給候、君か畑村中旦那ニ御引付可被成と被仰越候間、人を遣し可申候

慶長十五年十二月廿三日

一伊勢　四月市場村ノ今五郎殿より、銭百文給候、使助蔵

一伊与の国　賀藤左馬助殿ニ御奉公被成候、田那部彦兵衛殿よ□(り)、御最花ニ銀子拾弐匁状を添テ給候、江戸へ普請ニ御下候時、ミのゝくりかさきより状を持せ人を給候、状あり
江戸にて尋て見可申候、伊与へ人を遣候事ハ成申ましく候
御三法師さまの御もり、田那部又右衛門殿御舎弟にて候と承候

元和八年三月人を給候

一おわり　犬山本町左衛門ニ此あと御いて候与三殿、今ハ与右衛門殿と申候、町奉公被成て御いて候、姉ノ子煩候とて御立符取ニ給候、たつね可申候、柴山与右衛門殿申候、犬山鵜飼屋之角倉殿手代、長崎茂右衛門旦那ニ御成候、長崎太郎兵衛殿と申御子息、桑名之福嶋ニ不断御いて候、真野九左衛門殿と相奉行也
茂衛門殿より状を給り候

とりのとし慶長十四年卯月五日

一おわり　犬山之かぢ兼助宗七殿より、十四ニ御成候息子殿煩候とて、立符守取ニ給候、鉋丁一枚最花ニ給候、兼助宗七殿捨(マヽ)弟弥六殿も檀那ニ御成候、弥六殿使ニ御越候、最花も同給候

一おわりの国　犬山之夫馬大郎右衛門殿より、御立符取ニ銭百文持せ給候、状をも給候、たつね可申候

慶長十四年三月十二日

一越後之国　堀久太郎殿内堀玄蕃殿より、御最花ニ銀子弐匁給候返、事を遣し越後へ参候ハ、尋可申候、慶事候

慶長十四年十一月廿五日ニ宗助殿をや子参宮被申候

一おわり　をちあい村のやと宗助殿、むかしより、をち合村だんなにて候、きよすより一里北也、此事者長蔵隠シ候てをき候、向後者きと人ヲ可遣し候、慶事也

一おわり　しもの郷村ニ坂井三郎左衛門尉殿むかしより旦那也、子息甚右殿と申候、北国ニ御座候と承候、三郎左衛門殿舎弟ニ御坊主有、下ノ郷ニ天慶寺と申御寺ニ御座候、村中も旦那にて候へハ参候てもたつね可申候、慶事也

子ノとし慶長十七三月廿日ニ御参宮被成候

一おわり　甚目寺之東今宿（いましゆく）と申村、辰田より御越候、総三殿旦那ニ□

いましゆく村ニ家かす五六十有と被申□たんなニ引付候て可給候と、総三殿被申□

一千石越前様

かのへむまのとし寛永七年正月卅日

一しなのゝ国　下のすわ村の甚蔵殿、旦那ニ御なり候、御参宮被成候

甲斐之国　若みこ之内こまのこう里新町（しんまち）村衆四人、東照寺殿・与右衛門尉殿・ひらかわ八左衛門尉殿・荷左衛門尉殿四人と同心被成候

一しなのゝ国　川中嶋さゝだいら村の、宮下四郎右衛門殿・惣右衛門殿より状を給候、銀子弐匁給候

かのへむまのとし寛永七年二月十七日ニ御越候

一しなのゝ国　川中嶋之内松城の城下のにし、ちやう村きよのげんさい殿より、銀子五匁給候、此人の代参ニ、大須賀五兵衛殿と申人御まいり候　使五兵衛殿はつを銭五十文給候

慶長よりだんな也

一しなのゝ国　高たうのきわ、小沢と申村をさわと申所、金ほり申候所なり、平衛門尉殿・縫右衛門尉殿、いなべと申村ノといや善十郎殿、此三人御参宮被成候て御越候

此善十郎殿兄、松平甚四郎殿御内にて□□被仕候、甚四郎殿様へ御礼申候ハゝ、善十兄を頼可申候

木曽なら井ニ御座候木斎と申山伏引付被申候

慶長よりだんな也　　折紙有

一信濃国　中村と申在所、長清寺と申御寺の長老様御参宮被成候て折紙御をき被成候、いなへ参候ハ、尋可申候、折かミ御置候後ニ弐百文持せ御越候　　飯田へだんなまわりニ参候時、たつね可申候

未ノとし慶長十二年六月十四日ニ御初尾銀子拾弐匁給候

一東上野　伊勢崎と申所ニ御座候、稲垣平右衛門尉様檀那ニ御成候、御使山本総十郎殿・同甚七郎殿

慶長よりだんな也

同国西上野　みのわのおいづミ村衆御参宮

いぬのとし慶長十五年正月卅日　　片町助三殿引付也

一京ニ御座候　大和大納言様之かミさまより、御総子さまたちの御祈禱ニ、御最花給候、上方へ罷のほり候て尋可申候、正ばたの次音一と云人持せ被参候、かミさまより給候御文ニきうよくと有、此方よりの返事ニきうよくさまと書申候

いぬのとし慶長十五年三月九日

一三川之国　小原のたうずい殿・総二村伝十郎殿御参宮□　□伝十郎殿御母儀見の賀野ニ御座候、戸田八郎左衛門殿御座候、おとこ殿ハ伊藤佐之右衛門尉殿と申候、当年中人ヲ遣し可申候、慶事也

うしのとし慶長十八年正月廿一日

一三川の国　いぼと申村ノ与三殿より御立符取ニ木綿一端持せ給候、向後之檀那也、尋可申候

うしのとし慶長十八年正月十八日

一おわり　なこやひろ井ニ御座候島田太左衛門殿より、御立符取ニ公用百文持せ給候、尋可申候

みつのへいぬのとし元和八年七月廿六日

一三川之国　くさかべと申村ノこうや善兵衛殿、みのとし四十二煩候て、御立符取に給候、使ニ弟久蔵殿御越□、御最花百文持せ給候　吉田の北也、一の宮も吉田の北也、一之宮のきわ也

いぬのとし八月吉日　御女房衆御参宮被成候

一おわりの国　屋わせ村ニ御座候、秀頼様へ御奉公被成候御人之御内衆、だんなニ御成候、亭主卅七いぬのとし

也、息子四ツと弐ツニ御成候、いまた、いもはしかを未仕候間祈念頼入候、理也

井のとし慶長拾六年卯月二日

一おわり　ちたこうりもろわと申村之せうや弥一と申人より、御立符取ニわきさし一腰給候、巳ノ年四十三ニ□つしまの辻ノこんや源兵御引付候、沢井丹波殿知行也、源兵息子伊右衛門と申候、もろわ代官被仕候、家かす五十余有と承候、爰許より祢宜衆不参候者檀那ニ可□

いのとし十一月十一日　御札守つかい申候

一おわりの国　上郡一之宮ノ西おく村の弥十檀那ニ御成候、御親父寿斎と申候、今年六十三ニ御成候、祈禱ニ弥十御参宮候、甚右衛門尉殿御代官所也、家かす百斗有在所ニて候

うしのとし慶長十八年二月二日

一志なの国　いゝ田御城御よめ子、くわなの美濃守殿むすめ子さまより、年に二度宛代参を給候、御はつをニまきせん九百文給候

うしのとし慶長十八年□月二日

一ミのゝ国　はちや村ニ御いて候御坊主、参宮候て、あつかミ一帖・銭百文ミやげニ給候

子のとし慶長十七年卯月十三日

一にしミの　十三郎殿と申人より、御まほり取ニ被成候

うしのとし慶長十八年二月廿二日

一志なの　河中嶋すざき村ニ御座候作右衛門尉殿御参宮被成候て、銭六十文・銀子弐匁給候、旦別伊勢衆也、河中嶋へ参候て尋可申候

慶長十三年六月□□

一京　三条町ニ御座候常清、檀那ニ御成候、きよす京町坂倉重右衛引付被成候、上方へのほり候て尋可申候

常清ぶげんしやにて候と承候、慶事也

一京　政所様

取次こうざうす、又、こうざうすへの取次山内才蔵殿

一京　大和大納言様之御内さま檀那也、此方へ給候御かきつけに、きうよくと御座候間、返事之上書ニきうよくさまと書候て遣し候

慶長七年か八年の二月朔日ニ状を給候

一三川の国　西三川賀茂之郡西野村の、鱸金大夫殿檀那ニ御成候、柿一わ・銭弐百文立符銭ニ給候

一三川の国　さなげの細井又助殿より、脇差一腰・銭百文、息子殿御煩候とて、立符守取ニ給候、尋可申候、状ヲ給候、旦別前より檀那、細々初尾給候

慶長十三年六月六日ニ旦別三川の小原衆ナり

一伊勢　桑名そと町ニ御座候三宅理兵衛殿より、脇差一腰給候

慶長十三年六月十七日

一三川国　岡崎之横町の谷村源七殿より、二才ニ成被申候息子殿祈禱銭百文給候、檀那ニ御成候、使ニ宗左衛門□申人参候、名字谷村ト云也

一おわりの国　あつたニ御座候、安井将監殿子息達御座候、安井八兵衛殿あつたニ御座候助十郎殿子息也
同内膳殿岡崎ニ御座候、津田内膳殿と申候　同長阿ミあつたニ御座候

慶長十三年六月日
一きよす　小笠原左京殿　由(ヨシ)右衛門殿おとな也、取次高木小平太殿
同　小笠原勘平殿、　取次鈴木弥左衛門殿、此仁者つしまの人にて候也

慶長十三年六月廿四日
一きよす　うさミ町勝三郎より銭百廿文給候、ぶげんなる人御座候と承候、煩被申候、よく成候て参宮可申候と被申候　同町てんくわんと申御人、檀那ニ御成候

慶長十三年九月廿三日
一きよす　こまき町勝八だんな、鏡はつをニ給候

慶長十三年九月廿一日
一おわり　ひろゐ村ニ御座候柴田伊右衛門殿より、わきさし一腰給候、使総六

慶長十三年十一月十九日

一きよす　山田町ニ御座候雨宮半兵衛殿、もめん二端、五才ニ御成候息子殿祈禱ニ給候、まへよりだんな也、これまてハ犬山ニ御座候、今ハきよす山田まちニ御いて候

とりのとし慶長十四年三月十八日

一きよす　中須賀口の与右衛門殿、檀那ニ御成候、当座に鏡・銭六十文給候

とりのとし慶長十四年十一月十日

一きよす　舟入の町又蔵殿檀那ニ御成候、宝泉庵の御引付被成候

さるのとし慶長十三年九月廿八日

一伊勢　山田（やう田）一しの三吉右衛門尉殿、同一しの喜八郎殿檀那ニ御成候

そねの高木助兵衛殿檀那ニ御成候、総福大夫殿だんなニ御成候、尾崎大夫殿だんなにて候、銀子三匁六分はつをに給候、五郎福大夫殿檀那ニ御成候

とりのとし慶長十四年霜月十七日

一伊勢　御師中西平左衛門尉殿檀那ニ御なり候

子のとし慶長十七年五月十三日ニ御参宮被成候

一伊勢　よう田そねニ御座候御師ふたミ大夫殿内七ゑもん殿御参宮被成候、二才ニ成被申候息子殿御祈禱ニ、毎年御最花可有と御約束、慶事候

扇子二本・銀子一匁御最花ニ給候、片町五助殿御引付候

慶長十三年九月廿八日

一　おわり　南いつしき村与助殿、わきさし一腰給候、だんなに御成候

鏡一おもて給候、小一殿同だんな

慶長十三年十月九日

一きよす　えいあんじ町忠右衛門殿・平蔵殿

一きよす　戸田正助殿だんなニ御成候

さるのとし慶長十三年九月廿四日

一飛驒国　かなもり出雲守殿より代参ニ武藤久大夫殿御越候、同春斎殿御越候、両人御使也、当座之御初尾ニ銀子一匁持せ被下候、使衆書付被置候

とりのとし慶長十四年卯月廿一日

一飛驒国　もまいと申金山ニ御座候、げん屋と申御坊主檀那ニ御成候、ぜん衆ナり、もまい金山衆一人宛も御引付申可給候との御約束にて候、此ノ六月御参宮可有□□御□そく

慶長十三年

一信濃国　にいはら村衆せいさへもんとの、だんなニ御成候

とりのとし慶長十四年二月七日

一志なの国　上伊なミのわの大いつミ物衆、おりべ殿・総三郎殿・善七郎殿・しゆかくとの・平右衛門尉殿・宗七殿・九郎右衛門殿・せいえもんとの・総左衛門殿・助七殿・小吉殿・与左衛門殿・おかな・久蔵殿・総三郎殿・藤左衛門殿・五郎右衛門殿・甚三郎殿・平右衛門尉殿・七郎衛門殿・宗衛門尉殿・小三郎殿廿二人御参宮也

さるのとし慶長十三年十二月廿九日・廿八日

一北美濃　むけ之郡谷口村、山田八衛門尉殿より立符取ニ参候、使才助殿、同総三殿よりも立符取ニ参候同使

とりのとし慶長十四年九月廿三日

一おわり　いぬやまの又左衛門尉殿、檀那ニ御成候、片町助三殿御引付候

さるのとし慶長十三年十一月廿八日

一西美濃　賀野の御城主作州様之内、奥平源三殿より銭参百文給候、同肩衣給候、御立符守取ニ給候、御親父ハ六兵衛殿と申候、使与助と□□

子のとし慶長十七年十二月八日ニ御越候、慶事ニて候

一あふミの国　きわだ村檀那ニ御成候、村中之代参ニ、まゑの左衛門大郎殿・又三郎殿両人御まいり候、小札入十本やり申候、銀子拾弐匁八十人より最花ニ給候、はつぷこゑをこし候てまいり候と被申候

とりのとし慶長十四年正月卅日

一あふミの国　小倉之郷くんぜ村衆二人御参候、新右衛門尉殿・助右衛門尉殿、銀子拾弐匁目、村中之祈禱ニ御参

宮被成候、あいだにとくんぜ村川をへたて御座候、家かす百ほと御座候在所也、いなべ川より路次二、三里有と被申候

上方へ罷のほり申候時たつね可申候、津嶋かた町五郎八殿御引付被成候、にしわきの弥太郎殿むこ也、路次の事、桑名よりたびかへまいり候て、たびかより、はっぷ越を仕参候、くわなより、あいたにくんせ村へ、路次十二里御座候

たつのとし元和弐年卯月十三日

一あふミの国　かんざき郡あいたに村より、村中之祈禱ニ御札取ニ坂ノかしらの三郎左衛門殿御越候、あいたにのせうや小たつ三右衛門殿と申候、三右衛門殿と宿老中折紙をやり申候、村中の家かす百ほと御座候、御札百本やり申候

三人煩者御入之御立符守を、三所へやり申候、三人より銀子三匁給候、使三郎左、銀子一匁給候

とりのとし慶長十四年三月十九日

一おわり　丹羽郡石仏と云村、吉右衛門殿・善七郎殿檀那ニ御成□(候)、宮田喜左衛門尉殿・宮田喜右衛門尉殿、此二人者慶長八年よりの檀那也、当年中ニ夏か秋を遣し可申候、村中之半道西也、村中へ参候時、人ヲ遣し可申候、石仏と申村ニ家数五十ほと有と被申候

とりのとし慶長十四年三月十七日ニ人ヲ給候

一美濃国　せきのきつた町の源七殿息子、廿六さるのとし清七と申候、御立符取ニ参候、当座に銭百文給候、使ニ被参候源六殿も檀那ニ御成候、夏中に代官を遣し可申候

かのへさるのとし元和六年十月十九日

一ミのゝ国　せきの内くら地村ノ彦次郎殿より、御立符守札取ニ給候、村中旦那ニ成可申と申越候、人をやり可申候、慶事候

慶長十四年三月十九日

一あつた　はたや町の清一より御立符取ニ給候、四十九ニ御成候

慶長八年九月之とし参候

同所　す賀ぜんほくじ村より、わきさし一腰・鏡一つ参候

いのとし慶長十六年七月十四日ニ息子殿使ニ御越候

一おわり　山崎ノ町又四郎殿女房衆六十三、腹中之煩ニ付、御たちふ取ニ給候、向後、檀那ニ御成候と理有、宿ノ

助六より状ヲ給候、慶事候

とりのとし慶長十四年卯月八日

一きよす　つ田町ニ御座候遠山八右衛門尉殿より、立符取ニ給候、使十左と申人参候

松平右兵衛尉様之御つほねの御子息也、御りうくわんニ神楽銭一貫弐百文可給候約束、慶事候

とりのとし慶長十四年卯月十三日

一きよす　竹永佐大夫殿御内様檀那ニ御成候、取次大所ニ不断居申候、清兵衛殿御内、きよすやど新助殿御引付被成候

戸田加賀殿家へ御わたり候

竹永奥右様取次越津太兵衛殿

同　岡右衛門尉殿

同　久蔵殿

慶長十二年か三年

一きよす　松井次郎九郎殿より、守取ニ給候、使茂助殿

慶長十年・十一年之五月十八日
松井石見守殿内三郎衛門尉殿より、刀一腰御立願にて給候、使総三
松井石見殿内総右衛門尉殿・松井石見殿内半右衛門尉殿

慶長十一か十二年ニ
一きよす　ひぜん殿より御最花百文給候、使ニ六郎殿と申人参候

慶長十一か十二年ニ
一きよす　出雲殿より銭百文初尾ニ給候、使九郎兵衛殿と申人参候

慶長十一年正月四日
一ひだの国　くわか谷村ノ九郎五郎殿御参宮被成候、くわかたに村ニ家かす七ツ八ツ有と被申候、金山もすミへ参
候路次也、くわか谷村より越中のいの谷へ、二、三里有と被申候

さるのとし慶長十三年二月十一日ニ状を給候
一みのゝ国　ぎふノ町大野十次殿檀那ニ御成候、銀子弐匁最花ニ給候

堀田春斎より状ヲ添テ守取ニ給候、且別前よりだんな也

一ミのゝ国　ぎふの北さぎ山に且那有

慶長十二年卯月十六日だんなニ御成候

一おわりの国　一の宮村・ひかし村衆御参宮候助右衛門殿・助三殿・平蔵殿・伝七殿・又三郎殿・又七殿・太郎右衛門殿・二郎八殿・与三殿・一蔵殿・助蔵殿・太郎助殿

慶長十年よりだんな　下里総右衛門尉殿御引付被成候

一きよす　片町ノうし路之町・殿町ニ御座候水野与次右衛門尉殿

慶長十年よりだんな　なこや口ノ殿町ニ御座候

一きよす　大橋勘左衛門尉殿だんなニ御成候

慶長十一年か十二年より

一きよす　青山九右衛門尉殿だんなニ御成候、使千十、御鉄砲大せう也

是も同時分より、とのおか九左衛門殿だんなニ御成候、使小三郎

一きよす　御弓町　竹地清三郎殿檀那ニ御成候

きよす　くわな町　喜左衛門尉殿だんな

一きよす　ミや町　大嶋伝三郎殿檀那也

きよす　本町　二郎左衛門尉殿だんな

きよす　竹屋町　甚助殿だんなニ御座候、御ふく町の市十郎いりとむこ也

きよす　新町　与助殿だんなニ御成候

きよす　御福町　長意殿だんなニ御成候

きよす　同まち　新二郎殿だんな

きよす　本町　与三殿だんな

きよす　同まち　甚七殿檀那

きよす　竹屋町　市十郎殿だんな也

きよす　宮町　新九郎殿だんな

きよす　同町　佐々忠兵衛殿檀那也

きよす　同町　千村小三次殿だんな也

きよす　こまき町　源七郎殿だんな

きよす　竹屋町　小右衛門殿だんな

きよす　上畠町　宗六殿檀那也

きよす　同町　宗衛門尉殿だんな也

きよす　竹町　弥左衛門尉殿だんな

きよす　桑名町　総十郎殿檀那也

きよす　中須賀口　正光大夫殿だんな

きよす　田町　与右衛門殿檀那也

慶長十四年五月五日ヨリ檀那也、三歳ニ御成候子息立願にて脇差給候

きよす　たまち　久二郎殿だんな也

慶長十五年正月卅日　使ニ八蔵と申人参候
きよす　水野右馬之亟殿御内さま、だんなニ御成候、五歳ノ息女子・三歳ノ息子殿兄弟之祈念御たのミ被成候

慶長九年五月吉日
一美濃国　太田村衆檀那ニ御成候衆、与六郎殿・新七殿・助三殿・古川市助殿・総左衛門尉殿・又七殿・板津長七殿・太郎五郎殿・又助殿・磯貝新左衛門尉殿・金松九兵衛殿

慶長十二年十二月二日ニ状ヲ給候
一みのゝ国　うるま村の町、状を給候、桜井久三郎殿檀那ニ御成候、息子殿息女御披官也

一見の　ぎふ　松本忠兵衛殿より状参候、わきさし一腰・銭弐百文持せ候

とりのとし慶長十四年卯月廿四日
一伊勢　くわな　上村与三郎殿より、二歳ニ御成候息子殿祈禱に代参有、中務殿の御奉公衆也

とりのとし慶長十四年九月廿六日

一伊勢　桑名ほんか町二郎助殿より、御初尾給候、檀那に御成候

同

一おわりの国　こまき村にて、檀那衆こうや伝三郎・総七殿・弥一郎殿・伝七殿・市蔵殿・権七郎殿是ハやど也

慶長十五年卯月廿一日、二三年さきにも人を給候、使ニ久蔵と云人被参候

一きよす　長者町ニ御座候備前殿・こうしちさまだんな也

慶長十五年卯月廿一日

一きよす　御鷹上衆坂井半左衛門尉殿だんな也、七つニ御成候御子息ノ祈禱ニ銭百卅文給候

今ハ折津へ御越候て、おり津ニ御座候、折津へ人をこし可申候、使ニ長者町ニ御座候備前殿こうしちさまニ御座候久蔵と申人被越候、慶事候

慶長十五年卯月廿一日　使、こうしちさまニ居被申候久蔵

一きよす　長者町ニ備前殿・こうしちさまと一所ニ御座候前野勘助殿より七つと三つニ御成候子供達之祈禱ニ最花を給候　坂井半左衛門尉殿、美濃池田にて御知行千石御取被成候、おり津ニ御座候間たつね可申候

とりのとし慶長十四年卯月廿六日

一伊勢　くわな　平松権三郎殿より、守取ニ給候、御最花ヲ給候

みのとし元和三年八月廿一日

一あふミの国　小倉の郷くんぜ村より、去年之五月源賀□坊主御参宮候、源賀へ状ニ扇一本添テやり申候、とりのとし御まいり候、新右衛門殿・助衛門殿両人の方へ状ニ扇一本ツゝ添テやり申候

みのとし元和三年八月廿一日ニ

一あふミの国　あいだに村へ小札百本・大札二本やり申候、扇一本宛せうや三右衛門殿・三郎左衛門殿へやり申候、くんぜの村衆に言伝テ状もやり申候

同きわだ村へ小札七十本・大札二本、左衛門太郎殿・又三郎殿両人の方へ、扇一本宛やり申候、くんぜ村衆ニ言伝テやり申候、状もやり申候

みのとし元和参年八月廿日

一あふミの国　小倉之郷くんぜ村中より、二郎兵衛殿・助五郎殿両人御越候、村中之御祈禱とて、御最花ニ銀子拾弐匁持せ給候、家数八十五、六有と被仰候、御札八十五本遣し申候、十人之年寄衆有、十人之方へは

大札、且中へは小札やり申候、中屋助四郎殿庄屋也
とりのとし新衛門殿・助衛門殿両人御越候、此両人の方へも状をやり申候、あいだに村へも、きわだ村へも状を言伝テやり申候、大森と申在所より我ら方へ尋参候へハ、三右衛門はつを取申候、大森の事、頼と申てやり候

慶長十五年三月十四日ニ御参宮候、

一おわりの国　うしたて村の弥左衛門殿まへより檀那也、夏か秋、村中へ札をくばり候て可給候と御約束也、人をやり可申候

うしのとし慶長十八年三月七日　使ニ善右衛門殿御越候

一おわりの国　たかばた村知行ニ御取候浅倉七兵衛殿より、六つニ御なり候息女子の祈念ニ、銭五十文給候、向後檀那ニ御成候と被仰候

慶長十五年卯月十日

一きよす　たまちの甚右衛門殿息子長蔵殿と申候廿四ニ御成候、御煩ニてわきさし一腰給候、使ニ同町福寿院と申候寺ニ御座候、守蔵主と云御坊主御越候、きよすへ参候時たつね可申候、慶事候

丑ノとし慶長十八年正月十六日

一高野山之善秀坊檀那ニ御成候、公用百文給候

慶長十三年霜月五日　片町又兵御引付候

一伊勢　よう田中瀬古ニ御座候矢野小右衛門殿、檀那ニ御成候

慶長十三年霜月九日　片町又助殿御付引候

一いせ　よう田くぼの町ニ御座候福田与五郎殿、檀那ニ御成候

慶長十六年六月廿四日

一いせ　四月市場之味岡作蔵殿より、御内廿七ニ御成候、御立符取ニ給候、帷子と銭百文持せ給候、且別桑名衆にて候、四日市場へ参候て尋可申候

うしのとし慶長十八年卯月十一日御参宮□(候)

一いせの　よう田すぢかいばしの堅田与三大夫殿御参宮候て、銀子三匁給候、向後、檀那ニ御成候と約束也、片町又助殿御引付候

みのとし元和参年九月十二日ニ御参宮候

一あふミの国　小倉之郷くんぜ村の一円坊・舞右衛門殿・茶屋・与二郎殿、四人御参宮被成候て、銀子四匁最花ニ給候、き少希少、舞右衛門殿はつをニ給候

げん賀より、よき茶二、三両ほと、二袋ニ詰テ給候、先度御越候二郎兵衛殿・助五郎殿へも言伝申候

来年春、茶之時分、廻人を可遣申候と約束申候

午のとし元和四年七月十九日

一あふミの国　まんところ村之内、まわりミちと申郷ニ御座候左衛門殿と申人御参宮被成候、まんところ村ハきわた村ノきわ、いせのたびかの方也、まんどころ村をも、だんなニ御引付候て、右へと、まわりみちの左衛門殿へ約束申候、大札、左衛門殿親子へやり申候、わき〳〵ハ小札・蘇民将来をやり申候

左衛門殿之息子殿二郎吉殿と申候、二番息子殿ハおたまと申候、土産ニよき茶二、三両給候上、銀二、三分はつをニ持参候、以来のためと存知、札をやり申候

慶長十三年霜月五日

一　きよす　須賀口の殿町ニ御座候、川口平左衛門尉殿より、十歳ニ御成候子息祈禱ニ人ヲ給候

徳永小三郎殿きわ服部金平殿やかた也

慶長十三年霜月四日

一きよす　上畠町西尾宗十郎殿より、守取ニ御参候

慶長十三年六月十五日

一きよす　宇佐美町ニ御座候鈴木久蔵殿、檀那ニ御成候

慶長十五年卯月廿四日

一豊後之国　御知行ニ御取被成候稲葉右京様之内、主水殿爰許御通候時、御参宮被成候時、社参仕候とて鳥目祈念たのまれ申候、慶事也

御名字ヲ山田と哉覧、又奥田と哉覧被仰候か忘申候、自然、重而、爰許御通とて御尋候へと堅約束申候なこやの御普請ニ被成御越候、御逗留中ニ尋可申候、見申候躰、知行千石余取候人かと見え申候、以来のためニたつね可申候、慶事候

慶長十五年卯月廿六日

一福嶋太夫様へ御奉公被成候森覚左衛門尉殿卅九ニ御成候、御煩ニて御立符取ニわきさし一腰持せ給候、普請場しのぎの松川戸と申所御座候、知行三百石御取候人にて候と使被申候

使ニ大の木の又兵衛殿被越候、逗留中ニたつね可申候、覚左衛門殿加治田新助殿くミの衆なり、慶事候

慶長十九年八月十五日ニ人を給候、孫右衛門殿御内、来正月十五日より内に、御参宮可有と被仰候

一福嶋太夫様ニ御奉公被成候林亀介殿、午のとし五十七ニ御成候、なこやノ御ゆミの町ニ御座候佐藤勝右衛門尉殿御内さまより、御祈念御越候、勝右衛門殿御内ハ亀助むすめ子也、勝右衛門殿御内馬のとし卅三也

たつのとし元和弐年卯月十二日

一なこや　中いちばニ御座候寺沢清左衛門尉殿より二歳之息子殿、いもを被成候とて、御最花銭百卅文持せ給候、梶久兵衛殿と別口にて候と使被申候

いぬのとし慶長十五年六月廿三日か四日

一越前之国　北之庄御城之きわ、じゃうの橋ニ御座候、西之坊檀那ニ御成候

たつのとし元和弐年卯月七日

一くわな　御城主本田美濃守様之おう□□より、十二歳御息女子様、およめさまと申候、八つノ御息女子様、おまつさまと申候、御兄弟之祈禱ニ銭一貫文持せ給候

御使ニ小衛門と申人参候、かちの侍と見へ申候人

かのへさるのとし元和六年五月十八日

一犬山　町より三つニ成申候息子御祈禱ニ、はつを之銭二百文持せ給候、御親父の名を不申候、久々利より越申候又助さしづにて参候、三つニ成申候子の名おとらと申候、又助ニ尋可申候

いぬのとし慶長十五年七月十二日

一犬山　かぢ兼門殿女房衆之御いもうと子、廿六に御成候、御煩ニて御立符取ニ給候、御最花ニ鏡と銭百文給候、たつね可申候、慶事候

子のとし慶長十七年五月十五日ニ人を給候

一犬山　とうじんや町かぢ兼門次兵衛殿、息子十歳ニ成被申候、煩にて御立符銭銀子弐匁・脇指小刀三本持せ給候、此六□□息子殿同心にて御参宮可有被申□□慶事□(候)

みのとし八月十三日

一をわり犬山　祢りや町保々清二郎殿、七つニ御なり候息子殿煩とて、御立符取ニ人を給候、初尾銀子一匁給候

馬のとし元和四年八月廿日ニ人ニ御たのまれ候て状有候

一いぬやま　ねりや町夫馬九郎右衛門尉殿、息子殿兄弟御煩之時、こまきや忠右衛門殿より状参候て、札守やり申候、兄弟なからそくさいニ御成候との御礼状有、夫馬九郎右衛門殿ハ、かもんさまの代官を被成候、川次をも代官被成候と承候間、材木の事申候てやり申候

かもんさまの内也、女房衆十七ニ成被申候人、煩候て立符取ニ九郎右衛門殿状を給候、犬山へ参候時尋可申候

いのとし慶長十六年六月廿六日ニ請取申候

一豊後之国　日出と申所ニ御座候朝野彦右衛門尉殿より、御最花ニ炭吹之銀子七匁七分、熱田中瀬助右衛門尉殿と申仁ニ言伝テ給候、朝野彦右衛門尉殿つしまのむまれの人なり

あつたの中瀬の助右衛門尉殿と申人言伝テられ候て、持せ被越候、あつたへ参候時尋、以来のためにて候間、尋候て礼ヲ可申候、慶事候

又、慶長拾九年三月三日ニ銀子参匁三分、あつたの中瀬の助右衛門殿持せ御越候、彦右衛門殿名字かわり申候、今ハ名倉彦右衛門殿と申候、はつを□慶長十六・十七・八、三年之はつをとて給候

元和四年八月十六日

一いぬやま　下町の長助殿より、銀子弐匁給候、札守御立符やり申候、つしまやの弥三右衛門殿よりの使ニ、言伝テ札取ニ参候

ミつのへいぬのとし元和八年六月十四日

一いぬやま　かぢちか三六殿、祇薗ニ小刀一本給候、家之内之祈禱にて給候、無銘之上ノ小刀を一本給候

ミつのへいぬのとし元和八年七月廿六日　状を給候

一いぬやま　祢りや町鈴村忠右衛門尉殿、六つニ成被申候息子殿煩候て、御立符取ニ給候、最花銭百文持せ給候

忠右衛門殿弟勝八殿と申候、まへとたより犬山へ参候時、勝八殿宿を頼申候

こまきより被越候、我等まへ参候時ノ宿也

慶長十弐霜月十四日

一三川之国　西之郡御知行ニ御取被成候松平主殿正殿檀那ニ御成候、御母儀さまより代参ニ、春ゐきと申坊主被参候、春ゐきと申坊主、長円寺と云寺ニ御座候、主殿正殿内にて、松平勘解由殿悉皆也、同坂井もとめ殿同悉皆也

主殿正殿御知行、一万石御取候と承候、目出度慶事候

慶長十四年八月四日

一おわりの国　きよすへ参候路次はた、福嶋村のせうや又六殿、息子十七ニ成被申候、御立符取ニ給候、刀一腰持せ給候、使又八と申仁也、村中ニ檀那ニ被成て給へと申へく候、慶事候

とりのとし慶長十四年八月三日ニ御参宮被成候

一尾張国　はくりの郡小村子村ノ三郎右衛門尉殿・総左衛門殿檀那ニ御成候、惣別むかしより我等檀那所也、ひこ兵あるき被申候所□□

いぬのとし元和八年七月十六日、丑ノとし五十八ニ成被申候也

大村子村の与右衛門と申人煩被申候て、御立符守取ニ給候、大豆五升初尾ニ給候、当座ニ綿一両・麻生一両・小角豆一升二合給候

半右衛門殿知行東野村ニむこへ入候て、其あとをつゞき申やうに入むこをやり候て、経治屋つゝけ申やうニと被申候て、半右衛門殿へ理ニ被参候、我々安内者ニ参候て、具ニ理申候へハ三郎右むこのあと入むことり候て、あとのつゝき候やうに可被成とかけこい候

東野村ノ三郎右むこあとつゝきやう被成候て給候可候、いよいよ半右へ可申候、堅やくそく申定候

慶長十三年六月十五日

一きよす　うさミ町鈴木久蔵殿檀那御成候

慶長十三年霜月四日

きよす　上畠町西尾宗十郎殿より御守取ニ給候

慶長十三年霜月十五日

きよす　すか口の上の町川口平左衛門尉殿、十歳ニ御成候御子息之祈禱ニ人を給候

徳永小三郎殿やかたのきわ也、服部金平殿家ニ御座候、尋可申候

慶長十三年霜月七日

一いせの国　よう田中せこの町ニ御座候矢野小右衛門尉殿、檀那ニ御成候、片町又兵御引付申候

慶長十三年霜月九日　片町又助御引付被成候

一いせの国　よう田くほの町ニ御座候福田与五郎殿、檀那ニ御成候

一いせの国　よう田御師五冨利屋（ごぶりや）九左衛門尉殿、まへより檀那也

慶長十三年八月廿五日　立符守遣し□□

一おわりの国　おくちの近所まゐ□□□

八郎左衛門殿だんなニ御成候、息女之初尾ニ鏡被進候、慶事候
まゐのと申村ニ家十二、三有と被申候、此まへ弥左衛門□□馬太夫代官とて参候と被申候、今ハ誰も
不参候□□我ら方より札をくはり可申候、八郎左衛門尉殿を尋可□□

（上巻終　原装は一冊であるが、現装は二冊に分冊）

慶長拾三年弐月四日ニ父子共御参□

一きよす　御奉公衆□

当年月参を御頼被成候□
こまき町あたご□
知行弐百石御□

かのへさるのとし元和六□

一なこや　御奉□

□

御札守□

息子□

使ニ参候もろくわの与助殿へ、さけめ有□□ニやり可申候

慶長十三年

一きよす　脇差一腰二郎作□

慶長十三年八月□

一きよす　大□

五つニ御成候□

きよすへ参□

竹屋同事之刀□

きよすにて竹屋徳力ニ□

慶長十三年六月卅日ニ御参宮被成候

一きよす　御奉公衆□

伊藤太左衛門殿御内さま御参宮被成□

二歳ニ御成御子息の祈禱□

銭百文宛、毎年可給□

きよす御弓の町□

おくだいら八郎左衛門殿□

そうずい殿あとを御次□

いぬのとし慶長十□

一清須　桑□

半助殿御母□

むしを□

被頼候毎□

月ニ銭十□

いぬのとし慶長十五年閏弐月二日

一きよす　なべや町□
御立符守□
わきさし□
忠左衛□
御□

いぬのとし慶長十□
一きよす　本町□
所々□
おたま□
息女子の□

いぬのとし慶長十五年□
一おわり　なこや□
三郎右□
松井□

なこや□
奉輩□

いぬのとし慶長十五□
一おわり　なこや□
い□
大わきさし進上被□
使ニ参候彦六弟二郎助と申候、是も檀那ニ御成候
いのこの兄久助と申候、彦六も兄弟なから檀那ニ御成候

慶長十六年六月七日
一おわり　なこやにてこまき□
あさ□

慶長十六年五月十□
同所こま□

鏡一つ□

同な□

たつね可申□

慶長十六年五月□

一西美濃　□　□侯より□

かのへさるのとし元和六年十一月十一日

一あふミの国　くんぜ村の□

御立符守札ニ銀子三□

使ニけいわんと申ぜんもん御越□

助衛門殿よりも息子□

助衛門殿・新右門殿此両人□

此両人へ状をやり申候、新□

慶長五年時分より

一伊勢国　田□

御□

おつほねに□

取次西□

土井（ツチイ）正安殿御家□

かさねて人ヲ遣候□

正安と申す蔵人殿□

慶長十三年八月廿八日跡目ヲ別て御肝煎也

慶長拾三年八月廿一日

一賀藤肥後殿内　杉村□

銀子五匁給候、返事仕候て遣□

常国中村と申在所□

御取候と使被申候、子息□

御成候息子殿立願ニ□

みのとし元和三年□

一甲斐国　一之宮□

□
□

毛処杢右衛門尉殿ハ当□
ミのゝ岩村ノ松平源次郎殿且□
御出候てミの・おわりへ御越□
おくち村ノ中嶋勝太郎殿幡摩□
御奉公被成候、知行八千石御取候と□
毛処杢衛門尉殿御物かたり候、はつ□
候て、たつね可申候□

かのへむまのとし寛永七年□月

一甲斐之国　わかみこ□
東照寺（とうせうじ）殿□
平川（ひらかわ）八右（衛）□門□
たんなニ御成□

いぬのとし慶長十五年五月朔日

一きよす　く［

小助殿［

主一期之［

十九之人之御［

月参之御札、此暮ニ持せて［

但あなたより月々に代［

二村源十郎殿岩村ノ松平和泉様［

そうずい殿娘子也、いわむらに参候て［

とらのとしよりだんなニ御なり候

一三川之国　ころ茂［

申村ノ松平［

源八郎殿御［

銭百文も［

より二里あ［

寺沢村へハこせまより二里御座候と被仰候
三川ころもより二里南也、こせまより一里□
寺沢ノ松平九郎兵衛殿□
申候て大御所様へ直ニ□
江戸ニ御座有へく候間□

かのへさるのとし元和六年□
一信濃　松本の□
在所より作右衛門□
同心三人にて御参宮被成□
同松本へ奉公衆久五郎殿と□
御まいり候、四人にて銀子四□

たつのとし元和二年二月廿八日
一信濃国　松本より八里南□
みのわと申□

馬場喜[キ]
木曽
申山伏

いのとし慶長十六年
一おわりの国　上郡北太
御立符取
わきさし一腰・銭
なり候と理あり

ミつのへいぬのとし元和八年七
一おわりの国　はくりの郡大村
うしの年五十八ニ成被申候
大豆五升持せ給候、賀兵旦那所ニ
たつね候て参候間、礼を出し申候

うしのとし慶長十八年三月十八日ニ
一ひだの国　かなもりいづもと
御代参ニ御坊
銀子一匁給候
いづもさまの御内儀かた成
と申御女房衆御参宮
向後ハいづもさまのおう
候ハんと約束にて候、御坊主

丑ノとし慶長十八年
一越中之国　いの谷村
せんな
後藤与三兵衛殿、いの谷村
何時成共、飛騨通、越中へ人
にてなかんでうの藤助殿後藤よ
弥二郎殿右四人の方へ状を遣し候て、いの谷中

御くばり候て給候へと申遣へく候、家かす五□
被仰候間、とかく札をくばり候て見可申候
銀子九分せんな殿給候
銀子三分弥二郎殿給候
銀子五分少太夫殿給候

いぬのとし慶長十五年八月朔日
一きよす　なこや町久六□
御立符取ニ給候□
向後、檀那ニ御成□
あなたより給候□
慶事候□
八月六日ニ人いら井□
煩よく成□
おちニ□

いのとし慶長十六年六□

一三川国　おはら□

二村伝十殿□

慶事□

同忠二郎殿ころも□

おばら村ノ庄屋藤二殿井□

息子□

伝十郎殿□

明知ノ遠山民部様之おとな、遠山左衛門尉殿□

卯ノとし慶長廿年閏□

一伊勢志麻　荒嶋（あらしま）□

在処荒嶋左門□

我ら檀那と成□

御取候と被仰候□

あら嶋より中村左太夫□

向後、人を越候へと御約束□

左門殿ハあら嶋を御知行ニ御取候□

人を遣し可申候、荒嶋左門殿□

左太夫殿へ言伝テやり申候、やかて又□

元和四年八月廿四日いぬやまニ源兵衛殿□

一なこや　成瀬隼人殿下人加□

祢津□

二ツ之□

かて□

一なこや　見その町□

息子殿□

御最花ニ給□

元和四年五月廿七日

一はりまの国　池田三□
松平小七様八歳□
代参□
おとな服部三□
おとな飯田九兵衛□
伴五左衛門尉殿ハおもり也

一三川之国　きらの郡津□
祢宜殿神五左衛門殿□
子三人八つ之息女子□
三人いもを被成候とて□

かのへむまのとし寛永七年□

一　三川之国　岡崎之御城□
本多伊勢□
御子様御兄弟□

金子一分御初尾
おとな下川
御子様御ふたり
進上申候、下川七兵衛殿へ
添テやり申候、返事をもやり申候

かのへさるのとし元和六

一三川之国　ころ
二村伝兵衛
同伝次殿伝兵へ
同忠二殿伝兵へ
これハおばらニ御いり候
且別小原ニ御いり候
二村伝十郎殿伝兵へ殿おいこ也
ころも御知行ニ御取候
三宅越後守殿旦那

給候へと二村伝兵衛□
越後殿ハ惣右衛門殿□
平岡半右衛門御越□
御成候と承候□

かのへさるのとし元和六年□
一いせ　よう田そ称□
はちや善□
なこやニ旦那□
御越候、毎年御□
脇指一腰神楽□
最花ニ銭弐百文□
息子殿其下ハ御息女子二人□
三人御座候と被仰候、此方より札守三つ□
進上候、慶事候

一いせ　よう田の御師四郎□
御参宮にて上銭百廿文□
此方より札守と小栗百ほとや□
片町又助殿□
同そ称七衛門□
状と銀子一枚□
札守弐つやり申候□

一いせ　山田（やまだ）　谷彦殿□
□

元和ニ成てよりの旦那にて候□

一三川　岡崎之横山左兵衛殿□
御立符守札取ニ銭百文持せ□
状をも給候、向後、旦那ニ□

慶長の年より旦那也、人をやり申候

一三川　津の平村ニ御いて候、文ゑ□

御坊主より状を給候、状あ□

わきさし一腰、もめん一端わたほうし□

□

総左衛門殿五人の守やり□

五郎左衛門殿七人の守□

総十郎殿六人の守やり申候□

善助殿御立符守札やり□

一尾張国　一之宮と申村にて□

□出来□

卯のとし慶長廿年

一遠江の国　入野村より里西ノ□

かもかやと申村□

ミつのへいぬのとし元和八年七月十六日

使ニ高はし□

奉公ニ被□

一なこや　竹腰山城様へ馬廻衆□

近藤宗右衛門殿知行ニ三百石御取候と使被申候

近藤宗右衛門□

四歳ニ御成候息□と□

宗右衛門殿閑のとし□

□

□

御□

山城様被□

いつれ□

かのへむまのとし寛永七年八月□

一ミのゝ国　むげのこう□

武儀之郡
生櫛村

村中之数□
もたせ給候□
庄屋次郎左衛門尉□(殿)より、状を給□
廿八人のかきたてと状とまい□

（白紙二枚半）

かのへさるのとし元和六年六月十四日□
一おり津村ニひぜんとのかうしつさま□　□文を給□
四十六ニ御成候、公事を被成候、其りうくわんの□　□初尾とて銭弐百文持せ給候、坂井半左
衛門殿□　□たつね可申候、正月札をやり可申候

かのへさるのとし元和六年正月十八日
一なこや　こまき町横井様□

わきさし一腰・鏡一おもて・銭廿五文持せ□

かのへさるのとし元和六年八月十二日

一なこや　御奉公衆御馬廻水野□

百八灯の初尾銭百□

五つニ御成候息子□

卅文同給候

かのへさるのとし元和六年正月□

一なこや　長嶋町□

月参候、初尾百□

同かつをうを一本□

かのへさるのとし元和六年閏十二月十□

一志なのノ国　飯田新町御蔵屋敷□

御座候千村内匠（たくみ）殿より、七つと二つニ御成候□

息女子之疱瘡いまた不能候て、祈禱□
五百目給候、此春も上ノ紙一束初尾ニ給候
旦別木曽福嶋衆也、千村五兵衛殿舎弟也、千村平右衛門殿下代を被成候、飯田ニ御座候□
妻籠いゝ田へ八里有と使被申候、木曽□
時、つまこより札をやり可申候、此方より鯣二連□
添テ音信ニやり申候、使ニも小刀一本とらせ□

かのへさるのとし元和六年七月十二日

一はりま之国　ひめぢ□
渡辺忠八殿よりくわ□
状を被添候て、上ノ銭一貫文給候□
十一ノ五もしの祈禱とて給候、大略美濃□
御息女子さまにて可有候、札守けつこうニ認め□
やり申候、忠八殿よりハまき銭二百文給候、八人の□
守を忠八殿へやり申候、はりま旅地ニて□
忠八殿と尋可申候、使ニ七十と申人参候、使□

五十まい□□のクミ一束とらせ申候
返事を仕候てやり申候、ひめちのかこや町□
西うをや町のつぎ也

かのへさるのとし元和六年八月二日ニ状を給□
一いぬやま　祢りや町ニ御いて□
保浦清次郎殿旦那ニ御□
細々初尾給候□
去年より旦那□

いノ三月十五日
一紀州熊野宝郡□
三人御参宮被成候、
太郎作殿折節留主□

（末尾まで二十枚白紙）

（裏表紙）

天主弥五□

神主右馬太□

つちのへさるのとし正月十四日に此帳を作□

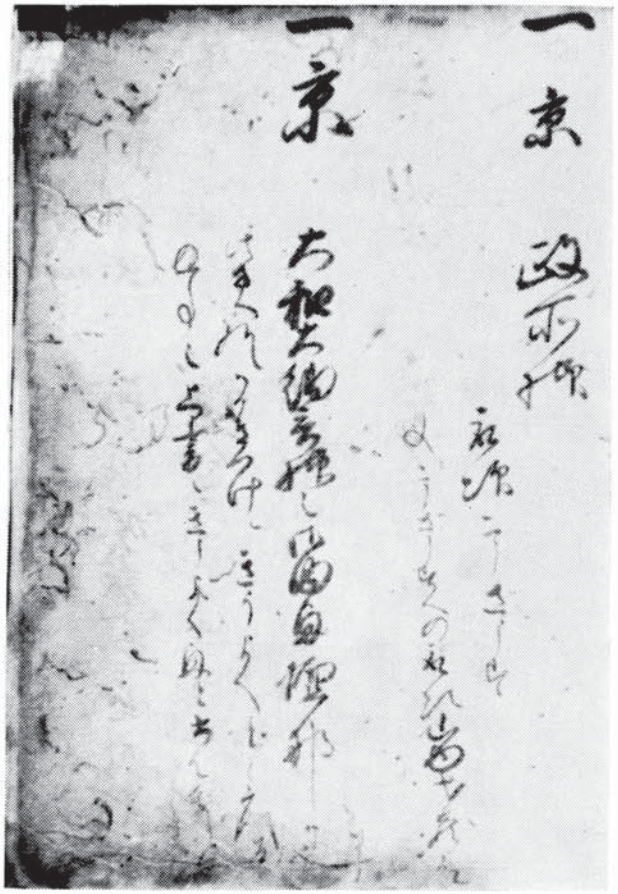

大祭勘例帳

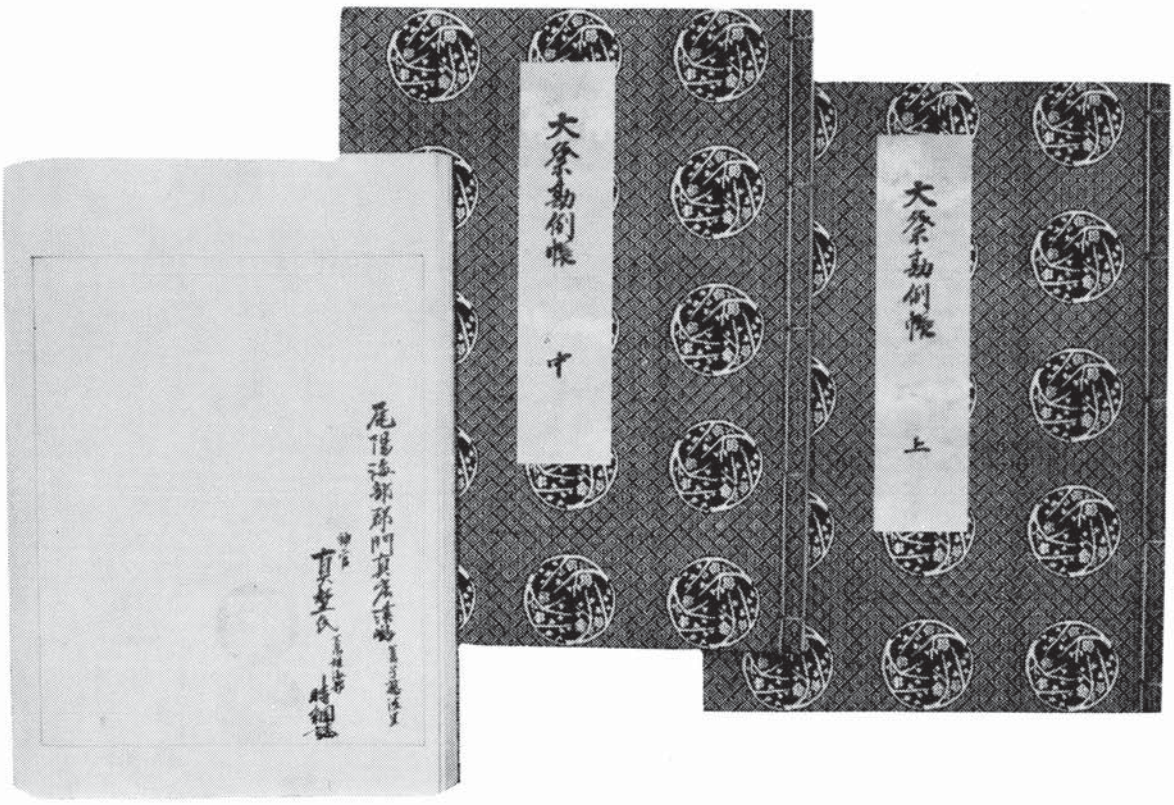

大祭勘例帳　上

尾州藤波里季夏大祭勘例帳序

原ニ夫レ本朝神祭元始ハ者、興レリ於神代天磐戸前一以降自レ所シテ定ニ大小神祇ヲ一、四時ノ祭奠無キレ怠者ハ謂ニ之ヲ年中行事ト一。称シテ儀式ト一専ラ先シ民事ヲ一、摸シ朝儀ヲ一以テ為ニ国家ノ禱ル永年ヲ一。其ノ礼宗廟社稷ニ有ニ差等一、都テ謂ニ之ヲ神事ト一者フハ、本是神体霊ハ体シ万物一、民ハ者主タレハ百神ニ也。故ニ如在ノ礼ハ者万国之通義、豊年ニモ不レ侈、饑歳ニモ不レ減、政道之本基也。雖レ然神幸ノ行粧供奉、附物至リ華美ニ一、行楽神奏幾キ俳優ニ一者ハ、澆季之蔽礼也。粤当宮ノ大祭季夏船上之車楽（ダンジリハ）者、国朝最第一之大祭、観荘之魁典也。其元由儀則等、粗列ニ末章ニ一畢ヌ。毎歳ノ式日、風障、雨儀、廃朝、国故ノ等故障廃務之先蹤ハ、詳ニ存セリ勘例帳之旧条ニ一。今茲元禄十有五年六月十三日、遇々雨障ニ於レ是所司加藤氏智広遂一ニ閲シ旧例章一嘆シテ曰ク、務タル哉然モ間々ニ亦有アリ脱簡一、多シ誤字俗譚一、宜ク之改正一可也。不ンハ然則後ノ謂ハンコト今ヲ猶ヲ今ノ謂（クナラン）フカレ古ヲ。以レ是議シ下事ニ預ル于此一者数輩ニ上援テ予ヲ謀ル焉。僕レ謹テ諾シ之出テ語ツテ人ニ曰、仁ナル哉智広ノ主ト。傍人哂テ曰、卒爾トシテ許スレ仁ヲ、自ラ不レ商レ量テ且ツ幾シト諂ヘルニ。答曰、嗚呼是レ何ント謂フ哉。夫レ能スル政ヲ者ハ務ムレ本ヲ、是レ格言也。本トハ者何ソヤ哉、神事是レ也。智広ノ為レ人先有リ此事一（ヒトトナリ）。況ヤ撫民ノ仁恵既ニ其ノ

勲功叵(キ)儔(スルニ)前司(ニ)一則表裏吾言恐(クハ)未(タ)過(レ)焉(レ)。吾子其(レ)図(レ)之(ヲ)。難者憮然(トシテ)退(ク)。因(レ)茲記(スニ)其(ノ)盛挙(ヲ)一以(テ)備(ト)二後鑒(ニ)一云。

時元禄十有五龍在(レ)午季冬也。

神官　旧姓海部
真野氏　時綱誌

○条目

○大祭元由考　○車屋系譜考
○要脚調進考　○船車水路考
○旧渡考津島渡　○雑務考

○大祭元由考　上

大凡素盞烏尊ノ御鎮座所六月ノ大祭多例也、輩下ノ祇園会事也、備後国疫隅社亦大祭季夏十四十五両日也、尾張風土記ニ所レ載丹羽郡速佐須神社モ亦同日也、其ノ余ノ小祠不レ可ニ枚挙一、抒此ノ大祭元由有ニ多説一。神宣縁記ニ曰ク六月有ニ祭礼一者ノハ吾カ素盞烏尊憐テ下里民此ノ時中ニ酷暑一不レ可レ住ニ矮屋一ニ座スルノ甑中一苦ヲ上託シテ令レ始ニ此ノ祭ヲ於川上一使下見者ヲシテ醒サ中炎熱ヲ上也。則十二車ハ者象リ二十二末社ノ神徳ニ又表ス二十二月一ニ故号ケテ二其曲ヲ一謂ニ信楽ト一有ニ於晨昏一者ハ則チ二陰陽一ニ云云。第二説ニ云、素盞烏尊当初乗シテ二御船一ニ覓玉ヒ二宮地ヲ一溯リ二津嶋川一ニ到リ二玉フ屯倉邑ミヤケムラ其ノ外処々一ニ之時、留ニ於神船ヲ一市腋ノ辺一ニ凝シ玉ヒ二遠望ヲ一矣。于時集ウコモル二川嶋一ニ牧童クサカリ等取ニ掛枴ヲウコニ於手巾ヲ一或ハ担レ之ニナヒ或ハ撞ツキタテ樹鳴シ二牧笛ヲ一歓楽タノシンデ以遺レ心ヲヤル矣ニ尊神甚タ嘉シ玉レ之此ノ故ニ神嶋鎮座之後託シテ令レ始ニ此祭ヲ一是レ彼ノ牧笛之散楽又聞キコシメサント食之也。故市腋イチエノ車船先ッ渡ル者ハ職トシテ而此ノ由也。縄謹ンテ接ルニ抒々吾カ素盞烏尊者ハ天照太神弟ナセノ神ニシテ本邦大八洲ノ本主トス而所属神皆悉クニツクリ二国造一神也、

神代昔シ有テ故譲リ国ヲ於天津彦火瓊瓊杵尊ニ永ク退休玉ヒ乎根ノ国ニ属神モ悉ク隠ニ退小地岩窟ニ詑後素盞烏尊渡リ新羅シラキニ不レ欲レ居帰朝シ玉焉事ハ存ス神典ニ明シ矣。吾カ社ノ旧記ニ曰ク本朝第七代孝霊天皇即位四十五年自ニ異邦ニ帰ニ対馬国ニ、三十代欽明天皇ノ元年覓テ宮地ヲ来ニ臨玉ヒ此地ニ昔ハ此ノ処ヲ称ニ藤波里フヂナミサト一。自ニ対馬洲来臨以降改テ称ス津嶋ト一矣。又曰初メ来臨ノ船路謂ニ津嶋ノ渡リト一者ハ此ノ謂也云云、所謂津嶋ノ渡トハ者今猶ホ存ス旧址一当国之一名区古人之歌枕也。然神船ヲ駐メ馬マ津ツノ渡リノ湊口一ニ到リ玉ヒ此ノ藤嶋一矣馬マ津ツ湊トハ者今称スルノ松川ト一地是レ也、第三説大橋氏家譜ニ云六月祭礼ハ者四家七氏ノ者始ム焉、何ンソトナレハ者後醍醐天皇ノ御宇ハ尤戦国也、此ノ時堂上家多ハ吟ヘリ諸州ニ因レ茲ニ天皇ノ御孫尹良ユキヨシ親王並堂上七氏等ラ自ニ芳野一供奉ス入リ二上野一自リ其レ経テ信濃三河ノ処々ノ虎口ヲ親王自殺シ玉ヒ矣。御子良王ヨシキミ率ヒテ十一党ヲ入ニ御于四家ノ随一大橋某カ之居津嶋布屋ヌノヤ城一、是レ彼ノ大橋氏モトヨリ固有ニ武威一且ツ以レ有ルヲ縉紳家ノ内縁一故ニ寄ニ宿シ玉ヒ此ノ館乎、是故ニ深ク厚ク奉ルニ労寵一焉シ、然市腋邑ニモ亦在ニ車楽ダンジリ大隅守某ト云者是亦一敵家也、故ニ親王忍テ聞レテ坐スコトニ大橋之館一常ニ闔フレ之ヲ所以ニ良王ヨシキミ並十一党等憤リ之レ囘シ籌策ヲ一議シ始メテ此ノ祭ヲ於川中一勾ニ引ス大隅守ヲ一守不レ察臨テ川嶋一見レ之、於レ是七氏ノ族服部ハトリ某予メ廻リ二市腋イチエニ一為ス船楽ヲ於奏スル一相挟シテ終ニ得タリ討ツヲレ之ヲ。其ノ時満船同音ニ謳歌躍踊シテ云ク車楽タンシリウツ討タリ々々、是則世間流布車楽ダンジリマイ舞之起源也。至レ今車山車楽タンジリ共ニ十一両ハ者所ト始メルニ於七氏家十一党ノ計策ヲ一リ云云。予謹テ按ルニ十一党ノ者ノ有ルコトハ二神忠乎当社一有リ故既ニ始ルレ祭ヲ之説ハ者虚誕明シ矣。所以何トナレハ者前キ是ヲ四条院仁治年間之神主紀氏有リ下寄タルニ六ノ月ノ祭田ヲ一

旧文上十一党来ルコトハ于此ニ抒々末也。然則右件ノ三説除キ後説ヲ初メノ二説幷セテ為スハ一説ト則可也。何以謂諸市腋之車船牧笛之起リ尊神嘉ミシレ之鎮座之後憐ンデ里民炎熱之苦ヲ託シテ令レ始レ之、十二輌者ハ象ルニ十二社十二月ニ之説於テレ義ニ的当アタレリ也。且ツ車楽舞津嶋笛之由緒布テ於世間ニ而人不ルレ知ニ其ノ謂レヲ故也。今笛生家称シテ津嶋笛ト秘スルモレ之ヲ亦多クハ不レ中、所謂車楽之曲津嶋笛之元譜ハ者吾素盞烏尊之霊制大抵有テレ名遺ワスルレ実者ヲ也。唯ヒトリ非ニ笛曲ノ神制ノミニ琴ノ譜モ亦有レ之先代旧事本記ニ載ス吾カ尊神所レ遺ス天詔琴之名ヲ此琴触ルルトキハ山樹ニ則扇ドヨモス嶺嶽ヲ例シテレ之可シ思、加レ旃妙音院大政大臣師長公ノ述作仁智要録高麗楽ノ上ニ有ニ蘇志磨利ノ譜ニ名目利字不読、豊原統秋之體源鈔ニ云蘇志摩亦ハ曰ニ廻庭楽ト此ノ舞中絶ハ畢ンヌ、相伝フ着ヲ蓑笠ヲ舞フレ之雩用アマゴヒニ此楽ニ云云。予按ルニ吾カ尊神ノ昔シ到リ新羅シラギニ到ニ玉ヒテ蘇志磨利ソシマリ且ツ風雨之時著ニ玉蓑笠ヲ之事共ニ明シ神代ノ巻ニ矣。云レ袷カレト云レ恰楽制興ルニ此ノ尊ニ者ノ深キ有レ故、以レ是観レハ之車楽者トハ楽一成之惣称、津嶋笛トハ者一成中之奇曲ノミ耳。草莽和言集笛ノ部ノ歌ニ曰牛仁与利牧乃馬鬣童ガ之吹笛者深幾佐登利乃志留部登曽聞云云。今車楽之一成初メヲ称シレ序ト中コロヲ謂イレ地ト末ヲ称シレ逼セメ謂フレ切キリト就テ按スルニ之ヲ舞楽蘂葉集抄ニ其ノ口伝ニ云、本地ホンヂ▲▲ヤヲヤハハ○●○カタヂ片地ヤヲヤハハ▲○●○引ツ取リ▲ヤヲハハ●○云云。由レ是想フニ津嶋ノ調シラベハ片地ニス而本地ノ略也、市腋調イチエノシラベハ本地ノ略ニス而引取ヒツトリ歟カ不ルレ失ニ古習ヲ者ノ尤可ク嘉ス可シ尚フ矣。或問フ試楽シガクノ名目或ハ称スニ調楽ト是則笛ノ音取ネトリサウ筝ノ瓜調ツマシラベ琵ノ琶ノ撥合カキアハセナド等試ムルノ之謂イ、カ歟、然モ当祭ニハ又異ナル歟、曰ク皆同シ都テ当祭ノ試楽六月二日事始テ而八日ノ頃コロホヒ事ヌ、然シテ宵祭モ亦称スルニ試楽ト者ノハ只里諺也、対シテ朝祭ニ謂之耳而モ本祭ハ

者宵楽カ歟、又問フ試楽之字縁起ノ文ニ作ル信楽ニ者ハ誤リカ乎、曰ク有レ故公家名抄ニ云試楽名目志牟加久云云作ル信楽ニ亦不レ宜ムベラナ乎、又問フ十二車今闕キ一輌ヲ且ツ又市腋ノ車船闕ク宵祭ヲ者ハ有ランカ由ニ歟、曰ク有リ之伝云市腋ノ山車所ノ操ル之蛇形或ル歳舎ツ船路ニ精神入テ之ニ揚テ波ヲ沈ニ没山車ヲ従レ是以降闕クト山車ヲ其ノ処ハ今称ニ蜂尻ト神嶋之堤辺也、昔ハ深淵ニシテ而今ハ涸タリ矣、又市腋ノ車楽闕ク宵祭ニ者ハ最モ有ニ深故ニ此ノ祭典雖レ起ルト於市腋嶋ノ牧笛ヨリ実ハ託シテ始ル当祭ヲ者ハ鎮座ノ以後也、然モ憐ンテノ里民ノ炎熱ヲ故ニ始レ之則以レ宵ヲ為ニ正祭ト是ノ故ニ試楽ノ車楽者ハ限レリ津嶋ニ朝祭自リスル市腋ニ者ハ唯示ス元由ヲ也、元宵祭ニシテ事足レリ矣。再至ルモ晨祭ニ亦職スト而此ノ由也、是ノ故ニ先車後車之称モ亦存ス津嶋之車船ニ毎歳其ノ船之先後相ヒ易リ今茲之先船ヲ称シ先車ト巡ルヲ後ニ謂ニ跡車ト、又問フ古老云津嶋ノ祭車半ハ古ヘ渡リ川ヲ半ハ曳ク陸ヲ他後相共ニ浮ニ川流ニ有レ之乎。曰ク有リ之勘例帳慶長四己亥歳ノ之条ニ云堤下米ノ座ノ陸渡自ニ今茲ニ為ナルト川渡リト云云是レ始メ也、曰何ンノ故ニ上古為ルヤ陸渡ト哉曰筏場馬市場下構之三邑ハ元是レ津嶋ノ渡之河辺也、堤下米ノ座ノ二邑ハ一郷之中隔ツコトニ于此ニ最モ遙ヨシ且ツ川陸之ノ観ノ、共ニ是レ神民除熱神恵之謂也ノミ。再後世川流ノ観荘尤モ勝故ニ依ニ公命ニ相共ニ為川渡ニ者ノカ乎。又問フ毎歳車楽ノ船上置キ物相ヒ易リ、山車ノ操物ノ或ハ蛇形老翁老嫗或ハ放ツノ鳥銃ヲ之類不ニ相易ニ者ハ何哉、曰ク先キ車ニ必ス置ク鳥銃ノ人形ヲ者ハ意未タ久、何ンナレ者ハ鳥銃ノ来ルハ於自ニ蕃夷ニ我レニ尤モ近シ矣。勘例章天正十二年之条ニ始見ニ鳥銃之事ヲ、然モ先後記文無キハ此事ニ則可レ知ル必ス先車置ク鳥銃ヲ者ハ後也。蛇形之事天文八年之条ニ見レ之、或人曰ク置ク

蛇形鯛等ヲ者ハ譬喩也、言心児ノ舞ハ者天人（アマヒト）ノ降レル也、蛇ノ鯛ノ踊ルハ上ニ者感スル神楽ニ之例也、老翁老婦ハ者見多条ニ而モ非ニ今ノ趣キニ伝ニ云蛇柱（ジヤバシラ）者ハ出雲簸川上ノ大蛇（ヲロチ）ノ遺習尊神止玉元々巨害（ヤメオオミタカラノワツライヲ）之謂（イイ）老翁婦ハ者手摩乳足摩乳（テナヅチアシナヅチ）ノ遺風云云、今按ニ此ノ男女ハ尤旧習也、明衡往来稲荷祭ノ章ニ云、又散楽之態（ワザ）有レ之成セリ夫婦之体ヲ学テ襄翁ヲ為レ夫（ヲツト）又模シテ姥女ヲ為レ婦始メハ発シテ艶言ヲ後ニハ及セリ交接ニ都人ノ士女ノ之見ル者ノ莫レ不ニ解キ頤断レ腸軽々之甚シキナリト云云、見則同散楽果シテ皆神代ノ故事也。又問フ市腋（イチエ）ノ山車蛇形沈メ之ヲ且ツ鉾竿（ホコサホ）者当初掛（ソノカミ）タルノ手巾ヲ於枴（ヲウ）コニ之遺意又山車ノ数重ナルハ者牧童（クサカリ）之重（カサネ）シ簀象（アジカヲ）也ト、皆然リヤ否ヤ曰ク蛇形ニ入ルノ精神之例ハ多シ矣、況祭物末ニ事説則不レ忽ニセ之然モ放屠スルトキハ則有リ咎事ハ見ニ格文何ヲ足ンヤ疑ニ乎。鉾竿（ホコザヲ）ノ鋭ハ附会カ乎何ントナレハ者凡ソ鉾竿（ホコザヲ）ハ者諸祭ノ供物ノ其ノ一ニス而見タリ弐文又山車ノ累上象ルコト重ヌルニ簀ヲ是モ亦牽合カ乎。唯是レ山車甚タ堆シ以是重組シテ以テ令ムル無レ煩ヒ耳、可レ致レ思雖レ里諺伝説可レ取者モ亦有之、所謂ル試楽（シガク）車ノ挑灯（テウチン）ノ数本ト三百六拾ハ者表一歳ノ日数ニ如意（ニヨイ）ノ柱燈（ハシラ）ス十二箇ヲ者ハ月ノ数也、下燈（シタトウ）籠（ロウ）ノ周辺（シウヘン）掲クル三拾ヲ者ノハ表スルノ一月ノ日数ヲ類ハ於レ義中レリ焉。又問フ正保年間六月祭礼記ニ謂（ヲモ）ヘラク、当祭元由ハ者牛頭天王ノ昔シ通玉フ南海龍女ニ往還象ルト之有リヤ乎、曰ク尊神自ニ北海通フ南海ニ之説ハ始テ出ニ備後風土記ニ取テ之載セタリ簠簋内伝ニ、雖レ然当祭ハ者起ルノ神宣ニ之趣キ見タルトキハ吾カ社ノ旧記ニ則不ルレ可綺（イロフ）者ノ必矣セリ。非ニ表象スルニ是神鉋也、又問フ都テ車楽舞者（ダンジリマイ）ハ世間流布ノ之説尤尚シ是レモ亦始レル於此祭ヨリ者ノカ歟、曰ク既ニ此ノ舞笛秘曲称シ津嶋笛ト且ツ吾カ尊神ノ霊制之例異ルハ他神ニ則不シテ弁可ニ識得焉。故ニ不レ

言ニ其秘奥ヲ一倩々想フニ諸社ノ祭典中也、以来皆遺ニ本致ヲ一非ンバ二両部習合之説ニ一大抵皆牽合傅会不レ鮮後世雪上ニ加ヲ霜ヲ不レ知レ焉、嗚呼可嘆甚キ矣。

○車屋系譜考

按ルニ当祭調用ノ之功労都テ神民ノ氏人(ウジンドラ)等十員幹シ事ニ毎歳務ムレ之謂ニ之ヲ十人ノ車屋(クルマヤ)一、以レ是前キニ所謂ル十一党有下始ルノ祭ヲ之説上十員之中有ニ宿老家三四輩一皆或ハ四家七氏之苗裔ニシテ而堂上家又ハ武林ノ末葉也。他社ニ所謂ル似タリ二地士(デザムライ)一ニ故ニ彼ノ両流ノ枝葉之外不レ得ニ事ニ預一レ此ニ、平素ノ雖ニ交接ト一固ク禁ス二同列雑会ヲ一於レ是也、業微賤之徒モ亦時トシテ張(ハリ)ニ皇其祖先氏譜ヲ一雖ニ富家豪民ト一不レ能ニ同席スルコト一不レ得レ預リ二列スルコト事ニ一、儻シ夫レ有テ故需ニ乞ルニ同列ヲ一或ハ経テ年ヲ有下ルトキハ可レ許レ列リヲ者上則衆議シテ而以テ与レ之ニ謂ニ之ヲ町成リト一俗ニ称レ洗レ足ヲ意心洗テ二土足ヲ一初テ登ルト二同席ニ一也。此ノ例独非ニ此所ノミニ一諸州易テ事ヲ皆有レ之可シ謂ッ一故実ト矣、例セハ則邑里同シテレ廡ヲ不レ能レ樹(タツル)ニ門扉ヲ一行歩相逢トキハ則脱レ笠下レ履(クツ)ヲ之類間(ママ)聞レクノ之爾、所謂ル車屋ノ四家七氏ト者ハ、大橋、岡本、恒川、山川、謂ニ之ヲ四家ト一其ノ先皆武林也。堀田、河村、真野、服部、平野、鈴木、光賀、称ス二之ヲ七氏ト一俗ニ所謂ル津島ノ七名字是レ也。曩祖皆縉紳家也。古家記文曰七氏ノ堀田ハ出レ自ニ海部(アマベ)ノ郡堀田カ嶋一、河村ハ自シ越後一、真野ハ自シ豊後一、平野ハ自ス二大和一、又云尾張服部、尾張鱸ト又云服部ハ自スト二伊賀一云云此ノ記文皆無拠也、堀田カ嶋ノ処名未タ聞レ焉、越後ノ河村モ亦無レ由、豊後ノ真

野作リ万野一ニ、伊賀ノ服部ハ作ニ八鳥一ニ（ハットリ）、今按ルニ服部ハ者有ニ諸国一然シテ無シ二伊賀一ニハ尾張服部トハ者諸国服部ノ之其ノ一也。続日本紀ニ元明天皇ノ和銅五年七月ニ使シテ二下伊勢尾張三河駿河伊豆近江越前丹波但馬因幡伯耆出雲播磨備前備中備後安芸紀伊阿波伊予讃岐ノ十一国一ヲ始テ織ラ二中綾錦一ヲ云云。是尾張服部之始也。鈴木モ作ルノ鱸ニ説亦未レ詳、然シテ四家七氏ノ之中見ユル二姓氏録一者ハ山川、真野、服部ノ三姓ノミ耳也。大橋家譜ニ曰九十六代後醍醐天皇之皇子八ノ宮妙法院尊澄親王還俗シテ号ス二宗良（ムネヨシ）一ト是則讃州左遷ノ皇子也、御子在ニ二人一一リハ称シ二兵部卿尹良一ト一リハ女子也、後ニ為リ二玉大橋中務少輔定省（サダミ）カ之妻一ト定省ハ津嶋布屋城主尹良（ユキヨシ）為シ二上野ノ大守世良（セラ）親王ノ養君一ト称ニ源氏大将軍一ト、応永四年桃井和泉守貞職（サダモト）自ニ大和国芳野一ニ供奉而奉レ移ニ上野国一ニ、此ノ時四家七姓共ニ供ニ奉スト于此一ニ也云云。又尊澄親王並尹良（ユキヨシ）親王伝ニ云妙法院尊澄親王後醍醐天皇第八ノ宮一品座主母ハ従三位為世卿ノ女メ正慶元年三月八日長井左近太夫高広奉テ詔ヲ所レ左ニ遷讃岐国託間（タクマノ）里一ニ其ノ後還俗ス改ニ宗良（ムネヨシ）一ト又尹良（ユキヨシ）親王ハ宗良ノ男母ハ飯谷遠江介藤原道政カ女メ遠州飯谷之産ニシテ而為ニ正二位中納言一品征夷大将軍右大将一ト元中三年八月八日賜フ源ノ姓ヲ一、応永四年桃井和泉守定職（モト）桃井伊豆守源ノ貞綱カ二男自ニ芳野一ニ供奉于レ時飯谷道政率シテ西遠江ノ兵ヲ一守ル二行タビ宮（ミヤ）ヲ一富士十二郷之士鈴木井手等ラ奉レ移ニ尹良（ユキヨシ）於宇都野谷田貫カ之館（タチ）ニ一尽ニ忠勤一也。同年ノ春尹良発ス兵ヲ入リ二上野国寺尾城一ニ無ク夜ト無レ昼ト力戦スルコト二廿五年新田相模守義則在底倉城一ニ有ニ不意之叛臣一被レ弑ニ古賀（コガ）彦六入道秀澄一ニ因レ茲癸卯ノ歳避ニ去リ寺尾城一ヲ尹良終ニ移ニテ信州諏訪千野カ嶋崎ノ城一ニ滞留焉。同キ三十一年ノ秋自ニ信濃国一ニ赴キ二三河国一ニ賊党ノ駒場

飯田等蜂起ス、尹良親王桃井駿河守宗綱、世良田大炊介義秋等八月十五日於テ大河原ニ自殺云云。又云尹良ノ男ニテ称ニ良君一良王ノ母ハ世良田蔵人政義之女メ下野国落合ニテ誕ス焉。正長元年四月自ニ寺尾ノ城一入ニ下野国河内郡上参河村落合ノ城一永享五年退キ落合城ヲ赴キ信州一笛吹峠之一戦失テ利ヲ自レ其レ居ニ于久四郎木曽之郎従之館一同七年十二月二日於ニ信州並合一賊率俄ニ襲フ桃井伊豆守貞綱宗綱之子世良田蔵人政義主従廿一騎討死ス、良王脱ス九死ヲ一而蟄ニ居三河国坂井村正行寺一ニ、四家七氏ノ者相議シテ移ス尾張国海部郡津嶋ノ奴野ノ城ニ於同キ十二月廿九日一此ノ城ハ其ノ頃大橋中務少輔信吉カ之城也。信吉ハ者定省カ二男也爾ヨリ来津嶋神職商家共ニ此ノ七氏四家之裔孫相続スト云云。又云七氏トハ者公家ノ廃流堀田ノ氏祖ハ尾張守紀ノ正重、河村氏ノ祖ハ相模守藤原ノ秀清、真野氏祖ハ式部少輔藤原ノ道資、服部ノ氏祖ハ伊賀守平ノ宗純、平野ノ氏祖ハ主水ノ正清原業忠、鈴木ノ氏祖ハ右京亮穂ノ積重政、光賀ノ氏祖ハ大膳太夫菅原ノ為長是也。四家氏祖トハ者大橋修理太夫平ノ定元、岡本左近将監藤原ノ家高、山川民部少輔藤原ノ朝祐、恒川左京太夫源ノ信矩是也、此時十一家之外自ニ上野国一有リ二扈従スル者一宇都宮三郎兵衛尉藤原綱忠宇佐見左衛門尉平秀幹、開田越後守源ノ政安野々山或野々村兵庫頭丹波秀長等是也。此等コレラモ亦至レ今或ハ預ニ当祭之事一預リ神勤一勤ム御賛ヲンベヲ一、又云津嶋大橋ノ氏祖ハ者肥後ノ国主九州守護職称ニ大橋太郎肥後守平ノ定経一桓武帝ノ後胤平氏ノ一族也、平家没落之後有テ故属ス源家一初メ平家没落之時暫ク居リ二州一ニ移テ津嶋一蟄居ス焉、此所固モトヨリ有レハ旧縁一也、一タヒ事アルニ源家一由縁ハ者因テ奇異之神縁一也、事ハ見ユ二家譜一ニ従レ是世ヨヨ

津嶋ノ大橋家ハ者此ノ定経カ之苗裔也、又彼ノ良王坐(ヨシキミマシテ)津嶋布野城(ヌノノ)ニ有レ子称神王(ミツキミ)一母ハ大橋三河守平定省カ之女メ也神王(ミツキミ)後ニ改ム大橋和泉守平ノ信重ニ于時定省(ミカ)一男大橋中務少輔平ノ信吉退テ自城奴野館(ヌノノタチ)ニ譲テ神王(ミツキミ)ニ為ス城主ト此神王モ亦有レ子称良新(ヨシワカト)ニ以レ是有リ為スルノ当宮ノ神主職ト之説上云云。又云津嶋天王神前之紙幣(ヌサ)ハ者大橋肥後守平定経カ之鬻(サイハイ)也、地主弥五郎殿モ亦定経之霊(ミタマ)ニ所レ祠(イワフ)焉、十二末社ノ中若宮ノ御前モ亦祠(マツルユキヨシ)ニ尹良之霊(ミタマヲ)ニ又云良新(ヨシワカ)ハ者為リ神主ト七氏者ハ為ルト神職ト云云。按ルニ此(コレラ)等説皆非也。大橋氏ノ流之好事(コウズ)為シテ耀ント氏祖ノ所レ謂也、何トナレハ者甚タ違スルニ于御鎮座之年所神家奉仕ノ暦数ニ耳、当社ノ御鎮座ハ三十代欽明天皇ノ元年也、七氏ノ来ルニ于此ニ者ハ百二代称光院ノ永享年中也、其ノ間ノ相去ルコト帝籙六十一葉、年所之懸隔可レ思レ焉、況ヤ観応記応永遷宮帳其ノ外神職ノ歴名其ノ先尚シ矣、八十六代四条院仁治年間ノ神主之解状(ケシヨウ)云吾カ家奕世ノ神主職ノ也云云、祖先世次ノ之遠キ不シテ弁可レ知焉。且神前ノ紙幣(ヌサ)豈用(ンヤサイハイヲ)レ鬻乎堪タル一笑ニ耳。弥五郎殿ノ事猶存ス旧記ニ別ニ有リ秘決ニ何為(ナンスレゾマツランヤ)祠ニ定経カ之霊ヲ乎。識ル字ヲ者ハ不レ可レ待レ再弁ヲ耳、雖レ然神家今用ニ七氏ヲ則姑ク似レ有ルニ疑也、意是(ヲモフニ)レ則或ハ義子或ハ婚姻ノ之故也。再間(ママ)亦有テ知ル義子婚姻之由ヲ者上家々ノ相伝其ノ昔談当社ノ之神職ハ者鎮座以降累世奉仕ノ之定員也。姓ハ皆本ト海部(アマベ)或ハ高尾張(タカヲハリ)也。今逐一不レ可レ弁故ニ閣(サシオイテ)不レ論、然シテ四家七氏自ニ芳野ニ奉シテ一皇子ヲ自リ三州ニ来ルコトハ于此ニ実也。布城(ヌノノ)址今猶存ス、又謂ニ大橋ニ者非レ謂ニハ天王橋ニ肥後ノ之処名也、吾レ初メ疑フレ焉ヲ、近歳閲シテ朝鮮人申叔舟カ之海東諸国記ノ日本国王代序ノ篇ヲ解クコトレ疑ヲ如シ二春氷ノ一。其ノ略ニ曰肥後ノ

州大将軍大橋朝臣政重有丁亥ノ年遣シ使ヲ来賀シ観音現像ヲ一前ヤ此ヨリ再度救下我カ漂流ノ人ヲ上云云。由テ是レニ観レハ之大橋家譜之伝来不ルヲ失ニ始祖ヲ一決セリ矣。今此政重ハ者定経カ之裔也乎其ノ顕末追テ可レキ考レ之ヲ爾。又按ルニ当時車屋ノ十員悉ク非ニ四七ノ氏人ニ一、有ニ豊場氏、阿部氏、伊藤氏、加藤氏ナル者一正保年間ノ由来記ニ見ルニ伊藤、光賀、横井、加藤等ヲ一謂ユル豊場ハ者処名シ其先事ヘタリ信長信雄二主ニ一阿部モ亦処名シ其祖出レ自ニ阿部備中守某一共武林也、加藤、伊藤者其ノ先堂上内舎人等藤氏ノ者散ニ在シ諸州一或ノ在ルノ賀州一ニ之藤氏ハ謂ニ之ヲ加藤ト一住スルニ伊賀伊勢一ニ藤氏謂ニ之ヲ伊藤ト一今此ノ藤家ハ不レ知ニ何処ノ之氏流ヲ追テ可レ尋焉、横井或作ルニ横江一ニ曩祖ハ出タリ自ニ北条時政一上件ノ数姓モ亦四七両氏之旧縁族類也爾、十員ノ神民各自ニ有ルニ世系一歟、百世ノ浮沈世業或ハ富或ハ窮今不レ存ニ其ノ百一ヲ一、祭務之旧キ聞ヲ尚猶且遺レ之尤可レ嘆焉。雖レ然他邦ニ間見ニ七氏ノ之残系一或ハ自ニ武府ノ大小士一就テ縁ニ尋来ルコト数々ナリ矣、神家モ当時大抵皆七氏也、旧姓ハ海部ナリ両系共ニ全ク不レ得ニ尋需ルコトヲ一有レ志者急務之最也。

○調進考

当祭要脚甚タ繁シ、調用事々非レ所ニ一郷ノ之能ク可レ一務ム、是ノ故ニ国主家世賜ヒ二祭助ノ之調用料ヲ一、所レ寄ニ他郷之助力ヲ一宵晨ノ山車車楽共ニ盛ルノ之ヲ船各弐艘其ノ要脚未済ノ之時ハ時ノ有司催レ之ヲ最モ厳カ也。故ニ兼日車屋十員之中当ニ其年幹ニ者ノ訴ヘ所司ニ一経テ二次第ノ之衆議ヲ一予メ以ニ催牒ニ一所レ促レ之ヲ其ノ来勤調用ノ

之邑里近郷或ハ他郡他邦遠近ノ之雑調甚タ繁シ矣。最モ大祭而ニシテ諸州如レ斯大会未レタ聞レ之、是レ併テ泰平ノ之盛事歟、大抵調進ノ遐邇如レ左。

○大船三艘　自リス二名古屋一
○同壱艘　自二鳴海一
○同壱艘　自二南野一
○同弐艘　自二熱田一
○同弐艘　自二今村一
○同四艘　自二蟹江一
○同壱艘　自二戸田一
○同弐艘　自二佐屋一
○同四艘　於ス二津嶋一ニ

惣計廿艘車毎ニ各敷弐艘爾

斎竹(イミダケ)二十竿、是レ五月ノ晦五村ノ町口毎ノ両辺ニ樹タツレ之ヲ、以テ予メ清ニ封シテ毎町ヲ一禁ス二不浄一ヲ、意ハ祭勤ノ神民舞楽ノ児毎町毎家潔斎ノ之謂(イヽ)也。是ノ故ニ若シ行人服穢、或ハ悪疾ノ人、乞児已下ハ不レ許ニ斎竹(イミダケ)ノ中往

還スルコトヲ一附傍道ニ一令ムニ往来一、其ノ竹各々廻リ八寸ノ篠付キ竹曳シニ註メ連ヲ一町毎両辺ニ樹ルコトヲ之ヲ尤モ堆シ、使ニ遠近往復相望テ知レ之レ、予想フニ如キ斯神風他邦間雖レ有ト之未タ見ニ如レ此盛ナルヲ一平素不スハ注ツケ心ヲ於ニ于此一則已ンヌ、若シ夫レ異邦之詣客偶々着ニ眼スル于此一者ノ豈一ヒ為可シンヤ不レ抜レ目乎、其樹タツルノ之境如レ左。

○斎竹（イミダケ）両竿　筏場村ノ横町ト与ニ坂口一之堺ニ

○同　両竿　筏場口ト与トノ辻角（カド）

○同　両竿　今一場村辻ト与トノ今一場一堺ニ

○同　両竿　今一場口今市場本ト作ルニ馬市場一ニ

○同　両竿　下構村厨子ト与レ辻堺ニ

○同　両竿　下構村

○同　両竿　堤下村横町トノ与レ坂口堺ニ

○同　両竿　上切町ト与ニノ堤下村一堺ニ

○同　両竿　米座村上切ト与ニノ米座一堺

○同　両竿　北口

惣計廿竿樹（タツ）ニ十箇所一ニ右件ノ之斎竹又船掉八十竿挑灯竹五百竿、山結竹五十束各以ニ五十竿一為ニ一束一皆其ノ調進自リス二濃州並他郷一、其ノ調進ノ所如レ左。

○斎竹十竿　自リス二濃州兼山一
○同　十竿　自ス二同国長良一
○船竿八十竿　自ス二同国兼山一
○挑灯竹百七拾五竿　自ス二西川端村一
○同　弐拾五竿　自二山新田一
○同　百五十竿　自二草平村一
○同　七十五竿　自二淵高村一
○同　七十五竿　自二大野山村一
○山結竹二拾束　自二西川端村一
○同　五束　自二山新田一
○同　十五束　自二草平村一
○同　五束　自二淵高村一
○同　五束　自二大野山村一

惣計挑灯竹五百竿、山結竹五拾束ハ者自レ古大和竹也、雖レ然従二元禄十有一年一大和竹未済ニシテ而済ヲ二唐竹ヲ一、何シトナレハ者近歳因テ二時気一大和竹稀ナレハ者也。

○船祭水路考　津嶋ノ渡リ

伝ニ曰ク、吾カ素盞烏尊自ニ対馬洲一来ニ臨于此ノ神嶋一ニ之水路乗シテ金船一漂ヒ洋中一ニ過ニ市腋嶋一ヲ留リ玉フ馬津湊（ミナトニ）一自市腋嶋一至リ玉フ馬津湊一ニ之水路謂ニ之ヲ津嶋ノ渡一リト、其旧水至レ今佐屋ト与ニ市腋一之間タ流ニ東西一今ハ古堤残レリ両辺一ニ、古ヘ宵晨ノ車船旧流津嶋ノ渡ノ水脈不レ違ニ故実一ヲ、出テ江口一ヲ遡リ水上一ニ漕キ巡リ入ル津嶋川一ニ也。他後古流涸僅（アセテ）ニ廻リ廃廟新宮ノ南一ヲ、後亦此ノ水路モ塞テ而自ニ江口一直チニ到レリ大橋之西岸一ニ、抔々彼ノ古流津島ノ渡トハ者吾カ尊神来格以来ノ処名ニシテ而古代藻客採テ以テ為ス歌枕一ト。藻塩草ノ渡リノ部ニ対馬ノ渡リ尾張ト云云、又宗祇カ之名所方角抄ニ所謂ル津嶋ノ渡トハ者非ニ今ノ津嶋一ニハ萱津ノ辺リ也ト此ノ説非也、萱津ノ辺モ亦津島渡ノ之総称也。当国別ニ有リヤ津嶋ノ之処名一乎可レ致レ思、想フニ夫伝フル勝地ノ之称ヲ於万世一ニ者モ亦有リ多義一、或ハ因ニ神仏之来由一ニ或ハ得ル騒人詞客ノ之秀詠一ヲ者有レ之、京畿ノ之外東僻、南陬、西偏、北逼、得トキハ除校ノ人一ヲ則為リ封邑一ト為ル治所一ト得トキハ譴責人一ヲ則為リ貶所一ト為ル配所一ト亦職トシテ而此由也。枕詞燭明抄ニ津嶋ノ渡者ハ為ニ西海之対馬一ニ由シ有レ之、其ノ証歌万葉集ニ三野連闕ス名ヲ（ミノノムラジモラ）入唐之時春日蔵首老（カスガノクラノオブトヲキナガ）作レル歌ニ曰ク有根吉（アリネヨシ）対馬乃渡々中爾幣取向而早帰許年云云。有根吉（アリネヨシト）者彼ノ国有レ（アレハ）山也ト、予按スルニ以レ有ルヲ山偏ヘニ不レ可レ為ス西海ノ対馬一ト矣。当宮ノ旧記ニ後玄武ヲ為ス社後ノ山一ト加レ旃尾張風土記ニ当郡載ニ十三个ノ山ヲ一今ハ則亡ナシ疑丘阜平山ニシテ而他後為メニ洪水ノ一ニ潰（ツエタル）者也ランカ乎、将（ハタ）為メニ民家ノ一ニ成レルモ墾田一ト亦不レ

可レ知、且ッ自ニ当宮ノ御鎮座ニ称ニ津嶋ニ者ノ既万葉ノ撰以前也、彼ノ入唐之時作レル歌ト者ナレバ則謂ヲモヘラク入唐ノ之渉汰モ亦欽明帝以後也、万葉集ハ者五十一代平城帝御宇ニ撰セリレ之自リ三十代欽明帝ノ元年当宮ノ鎮座其ノ間隔ツ二十一代ヲ一、又於神代巻対馬ト与ニ津嶋ニ通用スルトキハ則字義モ亦相同シ彼ノ春日蔵首老之歌中ニ麻取向之詞是則当宮近ニ于此ノ渡リニ一故カ乎、豈謂シャ道祖道振手向耳ニ耶、不レンバ然何ソ有ン津嶋ノ渡々中ノ之詞、古老ノ云今ノ佐屋ノ下ノ市腋村ニ称ニ星ノ宮ニ者ノハ当宮ノ末社也、十二末社ノ之星ノ宮請レ之是以為メニ船路ニ故建ツ二星ノ宮ヲ一於レ義冝也。今按ルニ夫木集中務皇子

今日乃日波伊加利曽倍与止船人乃津嶋渡風茂社多旦云云、此ノ歌風茂社多旦之詞与ニ前歌ノ之手向詞一併按スルトキハ則此ノ渡リハ者風候不定ノ之急灘カ乎、想フニ又不レ可レ然内海ノ末ナレハ流者也。雖レ然佐屋桑名ノ渡中比年モ亦遇ニ船路風難ニ者ノ間有リ之、従レ今推ス不レ可レ測爾、又名寄ニ鴨ノ長明カ之歌

伊勢人者僻言志介里津嶋与利甲斐河由気波泉野乃原云云、此ノ歌猶決シテ詠メリ此ノ渡リヲ一其ノ謂ユル甲斐河泉野共ニ是レ有テ伊勢国鈴鹿郡一而自ニ此ノ処一経ルノ此ノ渡リヲ一水脈道条無レ紛レ也。伊勢古今名所拾遺集ニ註シテ二此歌ヲ一云、昔自リ尾張一上京ノ客自ニ津嶋一乗レ船ニ上リ二長生村一従リ其レ越ヘ甲斐河ヲ一経テ二泉野弓削ヲ一出ツ二往還之本道一此ノ泉村ヲ云フ二泉野ノ原ト一謂ユル泉野者伊勢鈴鹿郡之内也、甲斐河者ハ庄野川ノ一里下モ也ト云云、綱按ニ昔人上京ノ道罹リ二津嶋一必ス経ルノ二津嶋ヲ一之謂也、今猶熱田桑名伊勢浦皆経ルノ此渡リヲ一之船路也、又自レ京下ルノ東国ニ之序ハ経テ二津嶋川ノ下モ一里程市腋一従レ其レ過リテ二津嶋渡ヲ一而及シ二萱津ニ一事ハ鴨ノ長明カ之海

道記ニ可レ考、此ノ紀行ハ建暦元年十月下ニ於鎌倉一ニ謁ス于将軍実朝公一ニ帰洛ノ之時也。或ハ為ス源光行カ之東行記一ト、何ントナレバ者彼ノ記ニ所レ載富士ノ白雲ノ詠載セテ二夫木集一ニ為レバ光行之歌一ト也、然モ世尚ク称スル二長明カ之海東記一ト則光明之詠採テ而偶々載セシモ之亦不レ可レ知、此ノ例尤多シ矣。数百年ノ今ヤ也此ノ津嶋ノ渡リノ廃涸シ、川流水脈非レ古ニ成ンヌ万頃ノ田野一ト左右防堤塁々トス無レ由レ討ヌルニ旧址一ヲ、古老ノ云津嶋ノ渡リノ川流川口ハ南ハ市腋村ノ西保北ハ外佐屋也、両村ノ之間タノ東流是レ也、萱津ノ里今遠ク此筋一ニ北ノ方当レリ二半里程一然レモ古ヘ皆此ノ辺無シテ里入リレ海也、故ニ於二萱津里阿波手一ニ読ミレ浦ヲ詠ヨムコト藻塩ノ烟ヲ一尤多以レ是可レ知爾。今将ハタ無ンハ二古歌一ニ則豈ヲモワンヤ謂二海辺一ト乎、且ツ称スル二市腋一ト者ハ総ニ称七村一ニ所謂ル荷ノ上、西保、東保、西条、本部田、今ノ市腋是也。皆連地ノ一嶋也、故都テ謂ニ之ヲ市腋嶋一ト矣。綱又按ルニ天王川大古自シテ北流ルレ南ニ然シテ西ハ木曽川ノ末流也、是ノ故此ノ神嶋ハ者両流ノ之中間四垂無隣ノ孤嶋也、其ノ後東流ハ塞リレ上ニ西流巡テ遶フノ二神嶋ヲ一之入リ川也。或人云馬津渡之南流ハ則今ノ天王川是也、上古東流シテ而落ニ合フ木曽川ノ末流一ニ其ノ水跡今ノ筏場船戸下構ノ三邑是也。然モ水末犬井村ノ之東シテ而遇フ二木曽川ノ末流一ニ其ノ処今モ亦称ニ落合村一ト是則津嶋ノ渡ノ之水路也云云。綱謂ヲモヘラク津嶋渡リノ之旧水前説区々マチマチニス雖レ似タリト難キニ一決シ天王川ノ水脈ミヤク果シテ一流終ニ到ルニ大洋一ニ者ノハ不易也、然モ自レ古筏場馬市場下構三邑ノ車船水流不レ易、津嶋ノ渡之残習尤不レ足レ疑フニ者カ乎。都テ名区旧水涸変之例諸州皆如シレ斯、猶今阿波手アハデノ浦ノ之非ルレ浦ニ喚ヨビツギ続ノ浜ハマ之不ニ喚ビ続ガ一例ニシテ而可レキ嘆爾。

綱按ニ下構ヲ称スルハ中嶋ト一者古ヘ水路ナルカ故也、又江口ノ車船巡シ新宮ノ南ヲ一証ハ者、慶安四年二車渡リノ江通リ改ニ新宮前一之由見タリ本帳一

○雑務考

手斧始メ　是ハ山車、車楽ノ台共ニ平素置ニ江口之川嶋一故ニ為ニ風雨水湿一朽摧甚タ繁シ也、是以予メ加ニルノ修補ヲ一之謂也。五邑各々有ニ定日一、朔日ハ筏場馬市場二村ノ斧始メ也。二日ハ下構、堤下、米座、三邑ノ斧始メ也。調スルノ之ヲ処各々皆於ス寺ニ、故ニ此ノ毎寺モ亦称ニ車屋一ト。謂五邑ノ車屋寺ハ者筏場ハ於シ西福寺一ニ、今一場ハ於ニ蓮台寺一ニ、下構ハ於シ瑞泉寺正泉寺一、堤下村ハ於シ千体寺一ニ、米座村ハ於ス正福寺一、是ノ故ニ平素車ノ之古物、雑具モ亦所レ預ニ衛各寺一也。千体寺祭牒ノ之筥ノ蓋裏ニ天正拾三年依テ祭務要度之訴一ニ真野氏服部氏等下ニ武府一ニ蒙リ乎台命ヲ一如ク先例一勤メシ之由シ記レ焉ヲ、且ツ往昔陸渡リノ之車輪一片遺レリ彼寺ニ今又ナシ亡。今市場村ノ車寺蓮台寺ニ在ニ楊貴妃之仮面一、伝ニ云熊松与五郎光久寄附ト也、此ノ面有一奇一其ノ註進ニ云旧老ノ云、何レノ年ニカ山車転ニ倒車楽船上一因レ茲闕ク此ノ仮面ノ鼻ヲ他後於テ御葭御錺リ三方台ノ上ニ見ニ仮面鼻之闕カケ一片ヲ一其ノ夜宿老等蒙ニルニ瑞夢ヲ一故ニ事由ヲ詳ニ語ツゲテ二神主一等以ニ神楽ヲ一謝シレ之請ヒ仮面ノ之一片ヲ一至テ今為ニ祭具ノ之一宝ニ云云。綱按ルニ註進之祭難考レハ之ヲ旧章ニ天正十三年ノ之条ニ云、下構ノ山車出ルノ江口一ニ時於ニ西福寺ノ裏一ニ顚ニ倒今市場車楽船之上一ニ、由レ是船車共ニ損破雖レ然於レハ人無レ

恙、里諺ニ云偏ニ是レ神恵ノ之所レ致云云、又瑞泉寺ニ在ニ葵ノ上ノ仮面或ハ竹布等一此ノ面ハ上手ノ所レ打間開レハ筥ヲ示スト雨障一ヲ云云、雖レ然如レキ斯俗譚古今難レキ信者ノ多シ矣尤亦多例也。又西福寺ニ在リ天正拾九年本田氏寄附ノ之仮面二箇一伝各々妙手也ト。綱按ルニ往昔四家七氏之類縁存ニ都鄙一況公武御信仰之大祭古物瑞物豈此ノ限ナランヤ乎、惜イ哉物換リテ不レ伝星移リテ不ニ記シ続カ一、是亦諸神社ノ之通嘆也。

綱打（ツナウチ）　是ハ十二日ノ未爽ニ五輌ノ之山車各自ニ累重スル之大綱也、有ニ定日一八日ハ筏場村ノ綱打五条於シ車屋西福寺ニ九日ハ堤下村ノ綱打五条其ノ内一条ハ先ツ於ニ橋詰町一、其ノ余ノ四条ハ惣綱打ノ日ニ一条ヲ於ニ上切町一、一条ハ於シ堤下ニ一、一条ヲ於シ上河原ニ一、一条ハ於ス坂口ニ一、十日ハ称ス惣綱打ト一、今市場ノ綱打五条於シ今市場町ニ一、同日下構村ノ綱打五条於シ下構ニ一、米座村ノ綱打五条於ス米座一、又同日ノ夜小綱打五箇所共ニ皆調ス之ヲ、是則称ニ加良美綱（カラミツナ）ト一、予按ルニ古ハ綱条数不レルカ定乎、慶長十三年ノ勘例ニ云、古ハ綱二条自ニ今茲（コトシ）一大綱五条ト云云、天文九年ノ条ニ云、苧綱（ヲヅナ）一束八把ト、又勘例帳ノ之切文云ク、一綱ノ藁九十束、一小縄十二束色々ニ糾レウ之、大綱五条三十、六尋（ヒロ）、一船ノ加良美綱（カラミヅナ）十六条十二、尋宛（ヒロツ）、一山結綱（ユイ）四条四尋（ヒロ）、一蛇ノ縄苧五把云云、是一村ノ之車料カ歟。且ツ此ノ文疑クハ後人ノ加筆也爾。何者大綱（ナントナレハ）五条之定数ハ慶長十三年以来ニシテ而非レハ大永頃ニ也。予按ニ綱打ノ日皆用ユレ夜ヲ只是避テレ暑ジヨヲ也。然糾ナヒ調ツル之ヲ間タ努力甚タ励シ歩脚尤多シ、故ニ促スニ之ヲ以ニ鐘鼓ヲ扇ドヨモス闔郷ヲ児女ノ歓喜ノ観（ミモノ）、今按ルニ堤下ノ綱打於スルコト数箇所其ノ由不レ見ニ勘例帳ニ意一村（ヲモフニ）ノ宿老散居ノ之地カ乎追テ可レ考耳。

江堀　是ハ車船往復ノ之水路也、必始ニ於十一日ヨリ一。按ルニ古流涸(アセテ)後河水相逼(セマルヤ、)漸見ユ乎天正五六年之勘例ニ一、前キハ是多年水深シテ妨シコトニ車船ヲ一亦多シ矣、始テ堀ルコトハ二江口一ヲ天正十二年ニ始ル二、榊原小平太カ之下地一ニ慶長三年ニハ者堀ルコト河流一至レル二自レ七日九日一是レ依テ二清須ノ城主下野守忠吉公ノ之命一ニ也、其ノ後モ亦同キ十四年為メニ堀二河水一人歩賜フ二一千人一ヲ、爾来世(ヨ、)訴テ二国主家一ニ為二恒例一ト、尋(ヨノ)常(ツネ)大抵歩脚皆津嶋一村之歩ニシテ而勤ムレ之、不トキハレ足則催ス二近里ノ大野山草平洲高三邑一ヲ爾。予按ルニ如二前ニ記一カ津嶋五村ノ之車(タン)楽(ジリ)山車筏場今市場下構ノ三邑ハ依二津嶋ノ渡リノ之河辺一ニ自レ古船祭也。堤下米座ノ二邑一ノ之車ハ者自慶長四年相共ニ為ルニ船祭一ト、是以河中ノ之来往観船等甚タ多シ、況河流塞ルヨリレ上則毎歳堀レ之、其功労者倍スルコト古ニ可レ致レ思。

山揚(ヤマアゲ)　是ハ山車累重スルノ之謂(イイ)也、式日ハ十二日ノ未爽也。予メ割二分敷船(シキブネ)一ヲ者古ヘハ同日同時也、其ノ事繁多要脚不調也、故ニ万治元年六月相議シテ而割ルコト船ヲ以テシ二十一日一ヲ、後又復シ旧ニ今也(ヤ)又分二両日一歟、山揚於二十三日一ニ者ハ始二天文十五年一ニ、然モ事不レ便アリ是亦他後自ラ復ス旧ニ十二日也。凡ソ祭祀廃務延引ハ皆非常ノ之例也、当祭延例之始ハ見二弘治四年ノ勘例文一ニ都テ宗廟大小神祇之祭典廃朝国故ノ之時ハ必ス廃務ス焉、祭祀ハ皆是ヲ為二天下邦家ノ之祈請一ニ也、依ル二天変地妖雨儀風障一ニ者非二此ノ限リ一ニ式日ノ延例或ハ廃務之社例百般ニシテ而非二一途一ニ是ノ故古今故障ノ之時ハ所司自ラ尋ニ事ヲ於宿老一ニ因テ二旧章勘例一ニ相共ニ議判シテ而随フ二時中一ニ、是ノ故ニ其例モ亦歳々誌シテレ之以備ニ後鑒一ニ今如キモノ此旧章一ニ亦然リ、前程尤遐シ不レ

可レ怠之第一務也、雖レ然物皆無ニ不易之事一一ニ任スルノミ神鑒一耳。

○寄附考

凡ソ当祭ハ者本邦無雙ノ之大営也、雖然大小神社ノ之祭典皆初メハ者事微ニシテ而経ルトキハ世則ス必華美観荘是レ常理也。意尊神鎮座ノ之後何ソ如ク斯繁営也哉、是ノ故ニ祭料要脚亦微々也リ爾、不スハ伝ニ旧例帳一則不レ可レ知ニ上古ノ之例一、勘ニ勘ルトキハ仁治年間ノ神主紀ノ範長カ之解状ヲ一則六月ノ祭田僅ニ寄セ置ケリ数町ヲ一、以レ是相ニ議シテ神民ニ令シレ務メ之者ナランカ也乎之意本邦戦国尚シ矣、是ノ故ニ大小ノ神社或ハ神田社用モ皆減シレ半ヲ絶無モ亦不レ少カラ、由レ是観レハ之則当祭料モ亦微微ナルコト久シ焉。混一全盛ノ之後至ニ信長信雄信忠秀吉等ノ四君ニ漸ヤヤ寄附重リ月ニ倍シレ歳ニ況ヤ及テハ御当家一則太平日已尚シ其ノ国恩可レ思レ焉。勘例帳ニ云弘治四年清須城主上総介殿於ニ大橋ノ之上一覧レス祭ヲ。天正五年同キ十五年同キ十六年以来下野守忠吉公覧レス祭、其ノ後此ノ例数々シバシバ也。至ニ名古屋城主一御一世一度必ス覧レス之ヲ、敬公正公誠公皆有ニ此ノ例一、自ニ下野守忠吉公一寄ニ賜フ祭料五拾石ヲ一者ハ慶長五年也。自ニ敬公御在世一所ルルレ寄ニ阿波良田拾町ヲ於祭務ノ助料一者ハ元和五年也。予按ルニ此ノ田ハ元モト沼也、然ニ当宮古神領池川ノ之其ノ一ニシテ而毎歳春秋ノ両県アガタ祭リ之日ニ赤尾ノ贄鯉ニエゴヒ三四尾調ニ進ス之ヲ一他後池涸カレテ不レ利ニ調進一ニ是ノ故ニ車屋ノ敷輩乞テ公儀一為シ田ト希フ所レ寄センコトヲ祭料田一聞シテ議許ス焉。故ニ二県アガタ祭ノ之贄鯉ニエゴヒ易テ祭料田一調スレ之ヲ、今贄鯉ニエゴヒ之務メ自リス二西川端網ノ者一、右件贄

鯉料ノ之調米ハ一石ノ之内調ス二七升一ヲ是旧例也、又伝ニ云慶長四年堤下米座二車止(ヤメテ)一ニ陸渡リヲ一共ニ為ルノ二船祭一之雑用モ亦賜フトレ焉云云。雖レ然古帳多クハ為テ二烏有一ト一不ニ勘得一レ尤堪タリレ惜ニ。天文九年ノ勘文ニ云御車ノ之古帳箱(バコ)有ニ弥六郎カ許(モトニ)一云云、由レ是観レハ之家々町々存セシコトニ旧聞勘合帳ヲ一明シ矣。今ヤ也此ノ勘例ノ之残編雖レ多ニト漏脱一幸ニ有ニ祭料寄附祭田之始メ船祭陸祭等ノ顕末一、天変国故廃務延務等之可キ考フ為ナルトキハ二千歳之鑑賞ト一則尤可ク嘉ス可シレ尚、実ニ祭務ノ之大宝氏人(ウジンド)ノ之大幸何事カ加ン旃(コレニ)、固ク封シ重ク縮(ツツシンデ)不レ可レ許ス二傍閲ヲ一者カ乎。米座村旧聞註文ニ云、毎歳称シテ二花代一ト時ノ所司必ス所レ寄ニ八木五斗ヲ一至テ今然リ雖レ然未レ考ニ其始一云云。予想(オモフニ)所謂ル花ノ代トハ者毎歳以ニ剪花(ツクリバナヲ)一樹タテ二小台一ニ献ス二祭礼警固之所一ニ、是則依テ例蒙ル命ヲ国主ノ之諸士数輩来勤ノ之一場也。所司亦一列ノミ爾、是故ニ称ニ祝賜フ之ニ米ヲ一謂ニ花ノ代トハ者カ乎、限ルニ堤下一者抑々有レ由乎、今回ニ其ノ元由考一レ之耳。

○本帳年表考

謹テ按ルニ吾カ尊神ノ御鎮座ハ者三十代欽明天皇ノ元年也。至ニ元禄十有六年一帝籙既ニ六十五葉、年所一千一百六十四年也、当祭ノ之元始モ亦同シキ爾。今此ノ残編建ツ事ヲ於百五代後柏原院ノ大永弐年一、脱セリニ鎮座以降九百八十三年之祭実ヲ一、僅ニ見ニ大永以降一百八十二年之祭例ヲ一其間モ亦遺(ノコセリ)ニ享禄元二三年元和七八九年寛永自リ初メ十六年之実明暦元三両年都テ廿三年之事実ヲ一、雖レ然幸ニ記シテレ要ヲ遺スレ繁ヲ

可レ謂留テ玉ヲ還スレ筥ノ者也ト。為メニ勘例ニ令レ考易贄スルコトニ年表ヲ如レ左。

○第一条　自二百五代後柏原院大永二年一至ニルニ八年一此ノ八年トハ者百六代後奈良院ノ享禄元年也。

○第二条　自二享禄四年一至二五年一此条ハ初メ脱ス二三年一然シテ此ノ五年ハ天文元年也。

○第三条　同代自二天文二年一至二廿四年一此ノ四年ハ同代ノ弘治元年也。

○第四条　同代自二弘治二年一至二四年一此ノ四年ハ百七代正親町院永禄元年也。

○第五条　自二永禄二年一至二十三年一此ノ十三年ハ同代ノ元亀元年也。

○第六条　同代ノ自二元亀二年一至二四年一此ノ四年ハ同代ノ天正元年也。

○第七条　自二天正二年一至二廿年一天正十五年以降ハ百八代後陽成院御宇也、此天正廿年ハ同代ノ文禄元年也。

○第八条　自二文禄二年一至二五年一此ノ五年ハ同代ノ慶長元年也。

○第九条　自二慶長二年一至二十九年一此ノ慶長十七年ハ百九代後水尾院ノ御宇也

○第十条　同代自二元和元年一至二六年一此ノ六年ノ之末ニ脱二ス七八九ノ三年一ヲ

○第十一条　同代自二寛永十七年一至二廿年一前脱二ス十六年一ノコトヲ、此ノ寛永七年ハ百十代本院ノ御宇也。

○第十二第　自二百十一代後光明院正保元年一至二四年一

○第十三条　自二同代慶安元年一至二五年一此ノ五年ハ同代ノ承応元年也。

○第十四条　自二承応二年一至二三年一。

○第十五条　記二百十二代後西院明暦二年一此ノ条ニ脱ス元年三年一ノコトヲ。

○第十六条　至二万治元年一又記二三年一ヲ皆同代也。

○第十七条　同代自二寛文元年一至二十二年一此三年百十三代今上皇帝也。

○第十八条　同代自二延宝元年一至二七年一終、是則旧章也、自二八年一至二テハ天和貞享元禄ニ別副帳也。

祭礼勘例帳　中

○大永弐年

一番

今市場　置物　車楽（グンジリ）　旅（エビラ）
山ハ　大黒

二番
筏場　置物　車楽（グンジリ）　東方朔
山ハ　鷹師

三番
中嶋下構村　置物　車楽　太真殿
山ハ　乳猿

堤下　無二置物一ノ簿（シルシブミ）一

米ノ座　同断

綱按ルニ、本帳所レ記堤下米ノ座ノ両村毎歳無二車ノ前後一、唯今市場、筏場、下構ノ三邑ノミ相易ルル耳。間（ママ）亦米座堤下ト次第ス、慶長六年以降堤下米ノ座モ亦先（サキ）ニタツ前車ノ三邑ニ一例見ルレ之ノ耳。是レ併テ慶長四年始テ米ノ座堤下ノ二邑モ亦為スルニ船祭ト一之故ヘ也リ爾。

○大永三年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　小督　熊野権現波庖丁

二番
中嶋　置物　車楽ハ山ハ　故事不ニ分明一　同断

三番
今市場　置物　車楽ニ山ハ　故事不分レ明　放生川

堤下　置物　車楽ハ山ハ　龍神捧レ灯　不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　三条小鍛治　不レ記

綱按ルニ、堤下米座、置物不分山ト与ヲ車楽（タンシリ）ニ天文八巳ノ亥閏六月記ス始テ見ユ

○大永四年

一番
中嶋　置物　車楽ハ山ハ　安字　揚由射レ雁（筏場記録ニ、あんの字、トアリ）

二番
今市場　置物　車楽ハ山ハ　簸　神功皇后釣ニ玉島川ノ鮎ヲ一

三番

筏場　置物　車楽ハ山ヘ　東方朔唐船

堤下　置物　車楽ハ山ヘ　村雲ノ剣不レ記

米座　置物　車楽ハ山ヘ　蓬来山不レ記

○大永五年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ヘ　不レ明不レ記

二番

筏場　置物　車楽ハ山ヘ　寒山十得山王

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ヘ　不レ記蹴鞠

堤下　置物　車楽ハ山ハ道成寺不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ維レ鹿不レ記

○大永六年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ棘ノ簪魚籃観音

二番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ岩石落シ平盧門

三番

今市場　置物　車楽ハ山ハ聖徳太子不レ記

堤下　置物　車楽ハ山ハ恵比須大黒不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ飛弾ノ工不レ記

○大永七年

一番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　当麻

二番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　不レ明　神泉苑

三番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　矢立賀茂　石割現能　玄納ィ

堤下　置物　車楽ハ山ハ　不レ記　同

米座　置物　車楽ハ山ハ　不レ記

○大永八年

一番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　実盛不レ記

二番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　芭蕉釣レ魚

三番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　宇治川不レ記

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　頼政不レ記

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　毘沙門不レ記

○享禄四年

一番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　道成寺稲荷明神

二番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　鞍馬天狗射レ月

三番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　田村玉島川釣鮎

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　毘沙門不レ記

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　田楽不レ記

○享禄五年

一番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　神功皇后猿猴

二番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　花矢蔵放生川

三番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　道成寺大黒

堤下　置物　車楽ハ山ハ鵜羽不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ鵜飼不レ記

○天文二年

一番　今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ明不レ記

二番　筏場　置物　車楽ハ山ハ軒端梅釣レ鯛

三番　中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

堤下　置物　車楽ハ山ハ魚籃観音不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ戸隠不レ記

○天文三年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ紅葉狩レ釣レ魚

二番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

三番

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

○天文四年

一番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　橋弁慶不レ記

二番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　法成寺不レ記

三番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　是害浦島

（筏場記録ニ、せがい、ぜがひ、トアリ）

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　不レ記同

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　不レ記同

○天文五年

一番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　羽衣玉島川釣レ鮎

二番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　覚明法師揚由

三番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　咸陽宮神泉苑

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　氷室不レ記

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　蓬萊不レ記

○天文六年

一番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　平ノ清盛ニ賜ヶ自ニ弁天一長刀ヲ熊野権現下上

二番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　太山府君布袋

三番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　山姥闘鶏トリアワセ

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　不レ記

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　不レ記

○天文七年

一番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　弓八幡大黒

二番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　高砂布袋

三番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　露成感応

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　蟻通不レ記

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　蹴鞠不レ記

○天文八年

一番

今市場　置物　車楽ヘ　田村
山ヘ　俵藤太

二番

筏場　置物　車楽ヘ　牛王
山ヘ　浦島子

三番

中嶋　置物　車楽ヘ　大江山
山ヘ　蛇形

堤下　置物　車楽ヘ　呉服（クレハ）
山ヘ　不記

米座　置物　車楽ヘ　釣亀
山ヘ　不レ記

○天文八年閏

一番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　弓八幡不レ記

二番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　吉野国栖不レ記

三番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　花月奈須与市

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　剪絹花（フクリバナ）放生川

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　猩猩不レ記

○天文九年

一番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　金谷園蓬萊

二番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　車僧放生川

三番

今市場　置物　車楽ハ山ヘ　高砂神泉苑

堤下　置物　車楽ハ山ヘ　不レ記開テレ籠放ニツ白鵬一

米座　置物　車楽ハ山ヘ　不レ記蓬萊

本帳ニ云、都テ今年ノ洪水祭日殊ニ甚シ、因レ是山車不レ得レ渡ヲ調楽（ハヤシ）於ニ江口一ニ市腋島（イチエ）車楽（ダンジリ）船ハ渡ニスト十六日一ニ云云。又云凡ソ当祭勘合ノ古帳筥（バコ）有リ二弥六郎カ許（モトニ）一。

綱按ルニ凡ソ古今祭祀遇トキハ閏月一ニ則必ス用ニ後ノ月ヲ一、当祭ハ不レ然本月ハ如シレ例ノ閏月モ亦務ムレ焉、唯省ニスル略祭事一耳、当祭ノ閏祭リ於テ二前ノ天文八年ノ条一ニ始テ見ルレ焉。

○天文十年

一番

中嶋　置物　車楽ハ山ヘ　西王母括ニル獅子ヲ一

二番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　独人形恵比須釣レ魚

三番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　故事不レ明鷸

堤下　置物　車楽ハ山ハ　西王母不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　毘沙門不レ記

本帳ニ云、今市場ノ山車船破損忽ニ閼伽（アカ）入テ沈ム二一方船ヲ一、俄留トメ降ヲロシレ山ヲ易テレ船ヲ調用事足リ、祭礼無ク二違例一即日（ソノヒニ）渡スレ之ヲ、其ノ要脚ノ之速人調皆感スト二神奇一云云。

○天文十一年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　不レ記同

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　神農氏感応

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　浦島子不レ記

堤下　置物　車楽ハ山ハ　戸隠明神不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　飛弾ノ工乗ルレ鶴ニ不レ記　綱按ニ此ノ工ハ韓乎和歟カ

○天文十二年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　華清宮射レ的

二番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　白髭明神大黒

三番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　錦熨シ斗ニシキノ海士執ルレ玉

堤下

置物　車楽ヘ山ヘ　蟷螂ヵ斧不記

米座

置物　車楽ヘ山ヘ　太公釣レ魚不記

○天文十三年

一番

中嶋

置物　車楽ヘ山ヘ　芭蕉括レ兎

二番

今市場

置物　車楽ヘ山ヘ　秋胡子恵比須大黒

三番

筏場

置物　車楽ヘ山ヘ　西行桜守屋大臣

堤下

置物　車楽ヘ山ヘ　圦下ノ図不レ記

米座

置物　車楽ヘ山ヘ　蓬萊君不レ記

○天文十四年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ明海士執レ玉

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ僧田楽又老農ハ持レ鼓老婦ハ採レ苗闘（トリ）鶏（アワセ）

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ高砂射レ鳩

堤下　置物　車楽ハ山ハ放生川不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ稲荷越ノ狐不レ記

○天文十五年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　孫康詠月南禅斬レ猫

二番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　不レ記猩々

三番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　潘郎釣鯛　綱按ニ此ノ一条本帳ニハ作ル二中島一ニ者ノハ誤レル序ヲ故ニ依テ二前ノ序一ニ改ムレ之

堤下　置物　車楽ハ山ハ　蟻通不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　大江山不レ記

本帳ニ云、今市場ト与ニ中島一有レ故不和シ因レ茲山揚延ブ二十一日ヲ十三日一ニ依テ二和睦一ニ同日揚レト山云々、綱按ニ十一日ノ揚山（ヤマアゲ）是レ式日也、十三日ノ之例始ルニ二于茲一。

○天文十六年

一番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　実盛布袋

二番
今市場　置物　車楽ヘ　不明
山ヘ　咸応
三番
筏場　置物　車楽ヘ　蘭相如
山ヘ　大黒
堤下　置物　車楽ヘ　郭巨掘釜
山ヘ　不記
米座　置物　車楽ヘ　玄能師
山ヘ　不記

〇天文十七年
一番
今市場　置物　車楽ヘ　不レ明
山ヘ　放生川
二番
筏場　置物　車楽ヘ　春日龍神
山ヘ　貨狄(クワテキ)見二蜘ノ糸一
三番

中嶋
置物　車楽ハ山ハ難波ノ梅田殖
堤下
置物　車楽ハ山ハ福禄寿不レ記
米座
置物　車楽ハ山ハ龍女捧レ玉不記

〇天文十八年

一番
筏場
置物　車楽ハ山ハ玄宗皇帝魚籃親音
二番
中嶋
置物　車楽ハ山ハ老松打レ鶴
三番
今市場
置物　車楽ハ山ハ不レ明神泉苑
堤下
置物　車楽ハ山ハ不レ記同

米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

○天文十九年

一番　中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

二番　今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

三番　筏場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

○天文廿年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ明同

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ不レ明放生川

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ芳野蔵王鵜

堤下　置物　車楽ハ山ハ圦下ノ図不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ大黒愛レ鼠不レ記

○天文廿一年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

二番
中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同
三番
今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同
堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ記同
米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

綱按ニ此ノ章本帳ニ脱スニ堤下米座二邑ヲ一依テレ例今記スレ之

○天文廿二年
一番
中嶋　置物　車楽ハ山ハ簸圦下図
二番
今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ明括ニ蜻蛉一

三番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　矢立賀茂　銭堤江

堤下　置物　車楽ハ山ハ　菊水慈童把レ杯　不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　三条小鍛治打レ刀　不レ記

○天文廿三年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　朱買臣　魚籃観音

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　華飽楽　田楽

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　閻魔　毘沙門

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　不レ明不レ記

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　西王母不レ記

○天文廿四年

一番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　不レ明玉島川釣レ鮎

二番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　高砂射レ鳩

三番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　不レ明鵜飼

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　福禄寿不レ記

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　恵比須不レ記

○弘治二年

一番
中嶋　置物　車楽ヘ　琵琶宴
　　山ヘ　稲荷

二番
今市場　置物　車楽ヘ　花鈴
　　山ヘ　玉採

三番
筏場　置物　車楽ヘ　羽衣
　　山ヘ　大黒

堤下　置物　車楽ヘ　毘沙門
　　山ヘ　不レ記

米座　置物　車楽ヘ　小手巻蛇ニ越瑞垣（ミズカキ）一
　　山ヘ　不レ記

本帳ニ云、中嶋ノ車ヘ還船今市場筏場組テ船ヲ及レ宴ニ

○弘治三年

一番
今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　不レ明括レ兎

二番
筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　不レ明同

三番
中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　白楽天不レ明

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　天磐戸不レ記

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　摩臼（スリウス）不レ記

○弘治四年

一番
筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　安字神泉苑

二番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ熊坂龍田ノ鶏

三番

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ明魚籃観音

堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ明不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ布袋不レ記

本帳ニ云、米座ノ車楽（ダンジリ）ノ輪脱破損、山車モ亦控（ヒキ）ニ掛（カケテ）市神ノ社ノ大樹ニ及ニ巨難一、雖レ然無レ恙。

同帳ニ云、依ニ清須公命一延ニ式日一渡ス十六日十七日ニ、今茲（コトシ）上総介殿於ニ大橋ノ上一ニ覧レ祭ヲ、簾中方（ガタ）於ニ橋守館（ハシモリガタチ）一構ニ桟敷ヲ。

同帳ニ云、山揚延ニ十三日一、以ニ河水深キヲ一故也。

○弘治四年臨時祭

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ箱崎不レ記

二番
中嶋　置物　車楽ハ花月山ハ不レ記
三番
今市場　置物　車楽ハ渡唐天神山ハ不記

綱按ルニ閏月両度ノ例ハ更ラ也、当祭ノ臨時不レ記ニ其由一神託カ歟、抑々公命カ歟。依テレ有レ例、此ノ章不レ記ニ乎堤下米座ノ車ヲ一然ルニ即依テニ公命ニ一船祭而已ノミ渡スレ之ヲ者ノカ乎。

○永禄二年
一番
中嶋　置物　車楽ハ太山府君山ハ蹴鞠
二番
今市場　置物　車楽ハ弓八幡山ハ括レ兎
三番
筏場　置物　車楽ハ不レ明山ハ熊野権現

堤下　置物　車楽ハ山ハ　蓬萊不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　射レ鶴頼政不レ記

○永禄三年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　不レ明鵜飼

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　放下僧不レ明

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　不レ記（ムカデキリ）蜈断

堤下　置物　車楽ハ山ハ　放生川不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　不レ記同

綱按ニ此ノ条下ニ引レ（ク）岡ヲ云云、如レ例与（トモニ）ニ堤下一（ト）共ニ引ク岡ヲ之謂（イイ）歟、不審。

本帳ニ云、今市場ノ車船損シテ揚ク二別船ニ一船三艘宛ヅツ組トレ之云云、綱按ニ車船今ハ組ム二弐艘ヲ一古代ハ間ママ及フ二三艘ニ一者カ乎。

○永禄四年

一番

筏場　置物　車楽ハ高砂　山ハ鼠猫

二番

中嶋　置物　車楽ハ華清宮　山ハ西王母

三番

今市場　置物　車楽ハ不レ明　山ハ括レ猿

米座

堤下

本帳ニ云、今茲コトシ雖ニ詣客鮮トシ一大橋絶タツニ於中ヨリ一是朽槇キウテイノ故也。因レ茲至ルレ死者二人、レ釁キヅツク身ニ者及ニ二

三十人云云。

○永禄五年

一番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ五山雪不レ明

二番

今市場　置物　車楽ハ山ハ高砂恵比須

三番

筏場　置物　車楽ハ山ハ玉蓮宮弁才天

堤下　置物　車楽ハ山ハ魚籃観音不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ音羽ノ滝不レ記

○永禄六年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ明大黒

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ氷室射礼

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ白髭社布袋

堤下　置物　車楽ハ山ハ蟻通不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ道成寺不レ記

○永禄七年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ僧田楽揚由射レ雁

二番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　高砂釣レ鯛

三番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　鞍馬天狗稲荷狐

堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　天鼓不レ記

米座　置物　車楽ヘ山ヘ　花月不レ記

○永禄八年

一番

中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　鞍馬天狗秋津嶋

二番

今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　鵜飼括蜻蛉

三番

筏場　置物　車楽ヘ山ヘ　田村不レ明

堤下　置物　車楽ハ蟷螂斧山ハ不レ記

米座　置物　車楽ハ飛弾工山ハ不レ記

本帳ニ云、自二七日一雨リ洪水山車揚ク二十四日一ニ、加之十四日十五日各半日雲霽ルル爾ヨリ後ハ霖雨滂沱トシテ不レルコト晴已ニ及二十有六日一ニ云云。

○永禄九年

一番

今市場　置物　車楽ハ不レ明山ハ釣レ鯛

二番

筏場　置物　車楽ハ猩々山ハ神泉苑

三番

中嶋　置物　車楽ハ清郎山ハ放生川

堤下　置物　車楽ハ山ハ　孫康放白鷴ヲ不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　蓬萊不レ記

本帳ニ云、遇テ洪水ニ今市場ノ山車流レテ至ル藤塚ニ、霖雨及ニ十四日一十五日雲晴テ又自ニ十六日一雨リ河水漲リ堕ス小橋ヲ死者二人ト云云、予按ニ古ヘノ天王橋有ルコト大小一於テ此帳ニ始見ルレ焉ヲ、佗後成リ百間余ノ大橋一今ハ減スレ半ヲ。

○永禄十年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　当麻浦嶋子

二番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　邯鄲ノ枕龍田闘鶏

三番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　不レ明大黒

堤下　置物　車楽ハ郭巨掘釜　山ハ不レ記

米座　置物　車楽ハ猩々　山ハ不レ記

本帳ニ云、堤下ノ山車輪拉(ヒキワリ)破辛(シテ)至ニル金燈籠ノ辺ニ、同帳ニ云ク十四日ニ橋堕ツ綱按ニ不レ記ニ其ノ由ヲ洪水カ歟大雨歟、(ハタ)将群集ノ所レ致歟。

同帳ニ云、今市場ノ山車税(ヨロス)レ之時三ノ段ニ共顚倒、是レ併テ船綱或ハ断(キレ)或前後ノ控(ヒカヘツナ)綱虚弱(ナルガ)所レ令ルレ

然ラ也。損フ二身者十有一人三ノ段ハ尤砕(クダケタリト)云云。

○永禄十一年

一番

中嶋　置物　車楽ハ軒端ノ梅　山ハ竹生嶋

二番

今市場　置物　車楽ハ不レ明　山ハ括レ蜻蛉一

三番

筏場　置物　車楽ハ不レ明名取　山ハ

綱按ルニ、此ノ章脱スニ堤下米座ヲ一

○永禄十二年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　難波括レ亀

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　山姥大黒

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　高砂揚由

堤下　置物　車楽ハ山ハ　山王ノ祠猿飛不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　放下僧不レ記

○永禄十三年

一番
筏場　置物　車楽ハ山ハ　不レ明射レ鳩

二番
中嶋　置物　車楽ハ山ハ　老松西王母

三番
今市場　置物　車楽ハ山ハ　白髭ノ社釣レ鯛

堤下　置物　車楽ハ山ハ　不レ記同

米座　置物　車楽ハ山ハ　不レ記同

○元亀二年

一番
中嶋　置物　車楽ハ山ハ　老松戸隠

二番

今市場　置物　車楽ハ不レ明山ハ鵜飼

三番

筏場　置物　車楽ハ弓立賀茂山ハ揚由

米座　置物　車楽ハ蟷螂山ハ不レ明

堤下　置物　車楽ハ秩父（チチブ）ノ六郎盤指山ハ不レ記

本帳ニ云、十四日大橋二間堕（カ）ト云云、綱按ニ、洪水歟、群集歟。

○元亀三年

一番

今市場　置物　車楽ハ不レ記山ハ鯉ヲ放レ籠ニ

二番

筏場　置物　車楽ハ車僧山ハ浪包丁切レ鯉

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　不レ記和泉ノ二郎折二犀ノ角ヲ一

堤下　置物　車楽ハ山ハ　大黒不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　紅葉狩不レ記

○元亀四年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　東岸居士日ノ烏

二番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　軒端梅放二白鷗一

三番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　西行桜俵藤太

堤下　置物　車楽ハ山ハ　岩石落シ不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　鷹師不レ記

○天正二年

一番　中嶋　置物　車楽ハ山ハ　田村不レ明

二番　今市場　置物　車楽ハ山ハ　西王母大黒

三番　筏場　置物　車楽ハ山ハ　高砂延喜ノ帝

堤下　置物　車楽ハ山ハ　餌指不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　抱レ鹿不レ記

○天正三年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記鯉放

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ維摩大黒

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ太山府君如意宝珠

堤下　置物　車楽ハ山ハ闘鶏（トリアハセ）不記

米座　置物　車楽ハ山ハ纏持（サデモチ）不レ記

本帳ニ云、河水涸（カカル）コト甚シ、十四日西福寺ノ裏ニ出ニ車船ヲ一迎テ二西裏ニ一漕渡スト云云。

同帳ニ云、十二日堀田宗庵寄ニ附ス車楽（タンジリ）幕ヲ一。

○天正四年

一番
筏場　置物　車楽ハ融ノ大臣山ハ揚由

二番
中嶋　置物　車楽ハ安字山ハ稲荷

三番
今市場　置物　車楽ハ高砂山ハ鵜飼

堤下　置物　車楽ハ猩々山ハ不レ記

米座　置物　車楽ハ高砂山ハ不レ記

本帳ニ云、自一九日一雨フリ洪水山揚延二十三日一無レ恙云云。

○天正五年

一番
中嶋　置物　車楽ハ難波ノ梅山ハ闘鶏

二番
今市場　置物　車楽ハ山ヘ　当麻兎走レ浪
三番
筏場　置物　車楽ハ山ヘ　花鈴放生川
堤下　置物　車楽ハ山ヘ　延喜ノ帝不レ記
米座　置物　車楽ハ山ヘ　楊貴妃倶利伽羅（クリカラ）不動

本帳ニ云、殿（国主ノ之称）覧ス祭ヲ、十五日河水涸（カレテ）車船不レ得レ出スコト、唯車楽船而已（ダンジリノミ）先渡レ之山車漸弐輌渡之、筏場村ノ山車終ニ不レ（シテ）能レ出スコト止ム。綱此ノ時ノ国主ト者ハ忠吉公カ歟。

○天正六年
一番
今市場　置物　車楽ハ山ヘ　不レ明大黒
二番

筏場　置物　車楽ハ　羽衣
三番　山ハ　射礼

中嶋　置物　車楽ハ　不レ明
　　山ハ　同

堤下　置物　車楽ハ　布袋
　　山ハ　不レ記

米座　置物　車楽ハ　不レ明
　　山ハ　不レ記

本帳ニ云、河水涸(カレテ)山車不レ能レ渡ニ(スコト)於江口一、車楽(タンジリノミ)而已渡レ之。

○天正七年

一番
筏場　置物　車楽ハ　白髭
　　山ハ　大黒

二番
中嶋　置物　車楽ハ　高砂
　　山ハ　猩々

三番

今市場　置物　車楽ハ不レ明　山ハ魚籃観音

堤下　置物　車楽ハ鼎（カナヘ）　山ハ不レ記

米座　置物　車楽ハ菅神飛梅　山ハ不レ記

本帳ニ云、風強シテ不レ得レ渡スコトヲ二山車一ヲ戻ス二中流一ヨリ、車楽而已（タンジリノミ）渡スレ之。

同帳ニ云、十六日税（ヲロス）ノ山ヲ時、今市場ノ山車三ノ段税（ヲロス）レ之時ニ二ノ段弱シテ而矮（ヒシケタリ）、因レ是鬻者（キヅツク）五人云云。

○天正八年

一番　中嶋　置物　車楽ハ葛城ノ女　山ハ不レ記

二番　今市場　置物　車楽ハ不レ明　山ハ不レ記

三番　筏場　置物　車楽ハ不レ明　山ハ不レ記

堤下　置物　車楽ハ山ハ　大原ノ木売不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　郭巨(クワツキヨ)掘レ釜不レ記

本帳ニ云、逆風(ムカヒカゼ)強シテ山船不レ能ニ漕(コキ)上ルコト一自ニ後車(アトクルマ)一先ツ入ルニ江口一。

○天正九年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　不レ明括レ鹿

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　当麻浦嶋子

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　東方朔和泉ノ小二郎折ニ犀ノ角一ヲ

堤下　置物　車楽ハ山ハ　不レ明不レ記

米座　置物　車楽ハ鉤レ狐　山ハ不レ記

本帳云、船渡水涸(カレテ)而山車於(テス)ニ江口一ニ云云、綱按車楽(ダンジリ)渡ス歟。

○天正十年

一番

筏場　置物　車楽ハ不レ記　山ハ同

二番

中嶋　置物　車楽ハ不レ記　山ハ同

三番

今市場　置物　車楽ハ不レ記　山ハ同

本帳云、六月二日明智日向守叛逆、因テ(レ)茲国主家モ亦有レ恤、故ニ至ニ十四日一未タ(レ)能ニ祭務調(スルコト)ヲ之有テ(レ)命俄(ニワカニ)者相促シ十四日車楽(ダンジリノミ)而已渡ス(ニ)素車(スグルマ)ヲ江口一ニ、十五日ニモ亦素車(スグルマ)ニシテ而漕(コグ)ニ橋ノ際(キワ)ニ一山車ハ不レ渡レ之。

同帳ニ云堤下米座モ亦素車(スグルマ)ニシテ而車楽(ダンジリノミ)而已渡レ(ト)之云云。

○天正十一年

一番

中嶋　置物　車楽ハ邯鄲ノ枕　山ハ大黒

二番

今市場　置物　車楽ハ不レ明　山ハ同

三番

筏場　置物　車楽ハ玄能師　山ハ鯉肆

堤下　置物　車楽ハ摩リ臼簸ルレ糟ヲ　山ハ不レ記

米座　置物　車楽ハ相撲　山ハ不レ記

本帳云、十五日橋堕ツ、雖レ然人皆不レ壊タ身体ヲ一云云。

○天正十二年

一番
中嶋　置物　車楽ハ井筒
山ハ鵜飼

二番
今市場　置物　車楽ハ弓八幡
山ハ蟷螂

三番
筏場　置物　車楽ハ女桶ニ入レテ月持　綱云千代能尼歟
山ハ放生川

堤下　置物　車楽ハ不レ記
山ハ放ニ鳥銃(テツハウ)ヲ一　綱按ニ鳥銃ノ始見レ焉ニ他後為ニ先車ノ操物一歟

米座　置物　車楽ハ鶴啄ニ小鷺ヲ一
山ハ不レ記

本帳ニ云、榊原小平太陣ス二西福寺一ニ、此ノ故ニ江口成ニ平砂ト一故ニ有テ、命堀リ、レ之祭船ノ渡ルコト無レ恙、歩脚尤繁多ト々々。

綱按江掘以ニスルコト公歩ヲ一是レ始レカ歟。

○天正十三年

一番
筏場　置物　車楽ハ華清宮　山ハ射レ鳩

二番
中嶋　置物　車楽ハ寒山十得　山ハ郭巨

三番
今市場　置物　車楽ハ龍女変　山ハ大黒

堤下　置物　車楽ハ毘沙門　山ハ剪花（ツクリバナ）

米座　置物　車楽ハ玄能師　山ハ剪花（ツクリバナ）

本帳ニ云、中嶋ノ山車出シ江口ヲ一於テ西福寺ノ裏ニ一顚倒覆フ二今市場ノ車楽（ダンジリ）上ニ一山車楽共ニ砕ケ破ル。雖レ然不レ損レ人ヲ満船満陸僉（ミナ）感ニ神恵ヲ一甚（キコト）尤モ前代未曽有ノ怪事也。其ノ修補料費ニ百貫銭ヲ一顚倒スル者ハ江水涸（カレ）船小キカ所レ致歟云云。

○天正十四年

一番
中嶋　置物　車楽ヘ　花月
山ヘ　鶏

二番
今市場　置物　車楽ヘ　不レ明
山ヘ　魚籃観音

三番
筏場　置物　車楽ヘ　氷室
山ヘ　稲荷

堤下　置物　車楽ヘ　断レル鯉
山ヘ　不レ記

米座　置物　車楽ヘ　弁才天
山ヘ　不レ記

本帳云、中嶋筏場山揚於十三日、怠慢甚云云。

○天正十五年

一番
今市場　置物　車楽ヘ　竹生島
山ヘ　鵜飼

二番
筏場　置物　車楽ハ融　山ハ大黒
三番
中嶋　置物　車楽ハ鞍馬天狗　山ハ放ニ白鵬ヲ一
堤下　置物　車楽ハ不レ記　山ハ猿舞
米座　置物　車楽ハ不レ記　山ハ人形舞シ

本帳ニ云、国主覧ス於祭ヲ橋守カ亭ニ尤褒ムニ其ノ荘飾ヲ一云云。綱按ニ此ノ時国主モ亦忠吉公歟、カ構トキハレ桟則橋守カ亭或ハ於ス橋上ニ一所謂ル橋守トハ大橋氏称ス二五郎兵衛ト一、其ノ家ハ今ノ警固所。

○天正十六年
一番
筏場　置物　車楽ハ西王母　山ハ兎飛ニ月前ニ一
二番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　阿多賀（アタカ）作ニ安宅（アタカ）一蟻通

三番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　不レ明断レ鯉

堤下　置物　車楽ハ山ハ　不レ記網指捉レ雁ヲ

米座　置物　車楽ハ山ハ　延喜帝不レ記

本帳ニ云、江口不レ能レ掘ルコト山揚延ニ十三日一ニ、十五日ノ車国主可レキ覧ス旨ムネ触ルレ之、因レ茲至レテ午ヒル渡スレ之、群集屈テ而減レ半。

○天正十七年

一番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　難波和泉小二郎折ニル犀ノ角ヲ一

二番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　不レ明俵藤太

三番

筏場　置物　車楽ハ　龍田山ハ　頼政射レ鵺

堤下　置物　車楽ハ　不レ記山ハ　猫捉レル鼠

米座　置物　車楽ハ　春日常生柑子（トコナリノコウジノマガキ）籬地纏レル之　綱按ニ不モ記　六波羅密寺僧霊ヵ歟
山ハ

本帳ニ云、十四日風雨滂沱至ニ十五日ノ昼一晴ル、因レ茲試楽（シカク）延ニ十五日ノ夜一ニ晨祭（アサ）モ亦延ニ十六日一ニ、詣客悉ク不レ見レ之。

○天正十八年

一番

今市場　置物　車楽ハ　安字山ハ　龍持レ玉

二番

筏場　置物　車楽ハ　丹華花山ハ　稲荷

三番

中嶋
置物　車楽ハ　山ハ　三輪　放生川

堤下
置物　車楽ハ　山ハ　道成寺　不レ記

米座
置物　車楽ハ　山ハ　不レ記　蜻蛉囘（カヘシ）

○天正十九年

一番
筏場
置物　車楽ハ　山ハ　車滝　揚由射レ雁

二番
中嶋
置物　車楽ハ　山ハ　鞍馬天狗　猩々

三番
今市場
置物　車楽ハ　山ハ　伏羲神農　鵜飼

堤下
置物　車楽ハ　山ハ　不レ記　戸隠

米座　置物　車楽ハ不レ記　山ハ鋸曳（オガヒキ）

本帳ニ云、自ニ五月五日一雨リ廿七日根高村ノ堤潰（ツユ）、因レ茲津島闔郷努力費シレ堤ニ、綱打モ延ニ十一日一ニ山揚モ亦於ニ十三日一、国主父子共ニ覧スレ祭ヲ、嘉シテ二其ノ大営ヲ一此ノ故ニ予メ可キレ被レ寄ニ車田百石ヲ一之旨有ト二議評一云云。雖レ然此挙不レ続レ命ヲ則虚談カ乎云云。

○天正廿年

一番　中嶋　置物　車楽ハ羽衣　山ハ俵藤太

二番　今市場　置物　車楽ハ不レ明　山ハ放生川

三番　筏場　置物　車楽ハ不レ明　山ハ延喜帝

綱按ニ、此章脱ニ堤下米座ヲ一。

○文禄二年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　井筒　蜻蛉括

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　雷神　射礼

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　弓八幡　鶏

堤下　置物　車楽ハ山ハ　郭巨　不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ　玄能師　不レ記

○文禄三年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　是害　延喜帝

二番
中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　高砂ヶ山
三番
今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　不ヶ明鵜飼
堤下　置物　車楽ヘ山ヘ　不ヶ明不ヶ記
米座　置物　車楽ヘ山ヘ　恵比須大黒不ヶ記

〇文禄四年
一番
中嶋　置物　車楽ヘ山ヘ　西王母俵藤太
二番
今市場　置物　車楽ヘ山ヘ　不ヶ記放生川
三番

筏場　置物　車楽ハ山ハ蟷螂大黒

堤下　置物　車楽ハ山ハ不動変不レ記

米座　置物　車楽ハ山ハ不記滝水ノ昇降操ルレ之見ル人賞スルコト甚シ

○文禄五年

一番

今市場　置物　車楽ハ山ハ羽衣鵜飼

二番

筏場　置物　車楽ハ山ハ不レ明揚由

三番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記鶏

堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

○慶長二年

一番
筏場　置物　車楽ハ山ハ当麻大黒

二番
中嶋　置物　車楽ハ山ハ難波放二白鷴一

三番
今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記戸隠

堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ記猿舞

米座　置物　車楽ハ山ハ竹生嶋不レ記

本帳ニ云、去十四日風雨甚シ試楽（シガク）延二十五日一晨祭モ延ニ十六日一ニ。

○慶長三年

一番
中嶋　置物　車楽ハ弓八幡山ハ稲荷

二番
今市場　置物　車楽ハ伏義神農山ハ俵藤太

三番
筏場　置物　車楽ハ龍田山ハ亀戴レ玉

堤下　置物　車楽ハ不レ記山ハ鈎レ狐

米座　置物　車楽ハ布袋山ハ不レ記

本帳ニ云、江水涸（カル）、掘（ルコト）レ之自ニ七日一至ニ九日一十日ニ甘雨降（ル）、因レ茲車船無ニ渋滞一。

同帳ニ云、米座ノ車先ニ堤下一拖（ヒク）、違例ノ論甚シ、因ニ評議一如レ例。

○慶長四年

一番
今市場　置物　車楽ハ嚴島山ハ戸隠

二番
筏場　置物　車楽ハ西王母山ハ鶴

三番
中嶋　置物　車楽ハ鞍馬天狗山ハ龍持レ玉

堤下　置物　車楽ハ弓八幡山ハ音羽滝

米座　置物　車楽ハ高砂山ハ道成寺

本帳ニ云、今茲従ニ清須侍従公一所レ寄ニ五箇村ノ車料五拾石ヲ一永ク成(ナリ)テ二流例一ト至レリレ今ニ。従レ是祭車荘飾善尽シ美尽スト云云。

同帳云、侍従公覧レス祭、桟敷ハ於ス二大橋西ノ詰(ツメ)一ニ、構フ二長サ一二十間一ニ。

同帳云、堤下米座陸(ヲカマツリコトシ)祭今茲始テ成ニルニ川祭ト一。

綱按ルニ今年何年哉（イカナルソヤ）、寄セニ祭料ヲ一止メテニ陸祭ヲ一張ハリヲヲイニス二皇祭観ヲ一奇ナル哉。

○慶長五年

一番

筏場　置物　車楽ハ山ハ　呉服不レ明

二番

中嶋　置物　車楽ハ山ハ　不レ記蜻蛉括リ

三番

今市場　置物　車楽ハ山ハ　羽衣鯛鈎

堤下　置物　車楽ハ山ハ　猩々玄能師

米座　置物　車楽ハ山ハ　不レ記大原ノ木売

本帳ニ云、今月江水涸（カル）、故ニ自ニ九日一闔郷ノ歩脚掘ルレ之、自ニ十日一雨洒毎日両三度、因レ茲河水既ニ足レリ雖レ然十四日ノ夜モ雨リ終ニ試楽（シガク）延ニ十五日一ニ晨ノ祭モ於ス二十六日一ニ。

○慶長六年

一番　置物　車楽ハ高砂山ハ不レ記

二番　今市場　置物　車楽ハ猩々山ハ不レ記

三番　堤下　置物　車楽ハ羽衣山ハ不レ記

四番　米座　置物　車楽ハ花月山ハ不レ記

五番　筏場　置物　車楽ハ丹華老山ハ稲荷

綱按ニ自ニ此章一レ見ル三祭船ノ先後亘ニ五箇村一止ニル陸祭一ヲ故也

本帳ニ云、旱(ヒデリ)及ニ卅余日一ニ江水涸(カレ)テ如シ(シ)レ原、自ニ九日一鬮郷歩脚掘ルレ之、山揚延ニ十三日一、十二日ハ少ク雨リ、十四日ニ河水快満因テ(テ)レ茲試楽(シガク)無レ恙渡レ之。十五日モ亦同シ(シ)鬮郷僉(ミナ)感ニ神徳ヲ一云云。

又云下野守忠吉殿覧(ス)レ祭ヲ五拾石ノ料米賜ニ五村一ニ。

○慶長七年

一　堤下　置物　車楽ハ高砂　山ハ米撞キ

二　米座　置物　車楽ハ猩々　山ハ蜈蚣断

三　今市場　置物　車楽ハ羽衣　山ハ戸隠

四　筏場　置物　車楽ハ華清宮　山ハ大黒

五　中嶋　置物　車楽ハ花月　山ハ鯛鈎

本帳ニ云、旱久(ヒデリ)シテ江水尽ク、雖レ然甘雨有レ成ニ(ルコト)河水一而十二日ニ揚レ山、江口ハ猶浅シ是ノ故ニ車船終ニ十四日ニ出スレ川ニ荘ニ飾(スト)之一云云。

○慶長八年

一　米座　置物　車楽ハ山ヘ　高砂不レ記

二　今市場　置物　車楽ハ山ベ　厳島不レ記

三　筏場　置物　車楽ハ山ヘ　僧田楽兎走浪

四　中嶋　置物　車楽ハ山ヘ　羅生門不レ記

五　堤下　置物　車楽ハ山ヘ　是害不レ記

本帳ニ云、旱(ヒデリ)甚シ江水如レ原ノ、自二六日一闔郷近郷人掘レ之、十日ニ少ク雨リ至二十一日十二日一水ノ深サ三尺余、揚(ルコト)レ山無レ恙、宵晨ノ祭如レ例、人皆感二神徳ヲ一云云。

○慶長九年

一
今市場　置物　車楽ハ山ハ高砂不レ記

二
筏場　置物　車楽ハ山ハ龍田不レ記

三
中嶋　置物　車楽ハ山ハ阿多加（アタカ）不レ記　作ニ安宅（アタカ）一

四
堤下　置物　車楽ハ山ハ井筒不レ記

五
米座　置物　車楽ハ山ハ羽衣不レ記

本帳ニ云、江口水甚涸（カレ）タリ、自ニ八日一如レ例（ク）掘（ルニ）之無レ水、雖レ然汐（シホ）尤高ク満ツ、因テレ茲車船ノ出（ルコト）無ニ渋滞一、十五日モ亦如シテレ例渡スレ之、人皆感シテニ高汐（タカシホ）ノ之奇（キ）ヲ一為（スト）ニ神徳ト一云云。

一
○慶長十年

筏場　置物　車楽ハ西王母山ハ不レ記

二

中嶋　置物　車楽ハ道成寺山ハ不レ記

三

堤下　置物　車楽ハ融山ハ不レ記

四

米座　置物　車楽ハ鞍馬天狗山ハ不レ記

五

今市場　置物　車楽ハ不レ明山ハ不レ記

本帳ニ云、旱リ久シテ而江水如レクニ原凅（カル）、自ニ七日一掘レ之十二日ノ潮江中半満ルノ（シホ）之時、堤ニ封シテ江口ヲ包テ水ヲ先ツ揚ク山ヲ、十三日白雨（ユウダチ）甚シテ水増シ潮モ亦高シ、因レ是宵晨ノ祭無レ恙人感ニスト神徳ヲ一云云。

同帳ニ云今茲（コトシ）国主覧レス祭ヲ。綱按ルニ忠吉公カ歟。

○慶長十一年

一

中嶋　置物　車楽ハ山ハ高砂不レ記

二

堤下　置物　車楽ハ山ハ花鈴不レ記

三

米座　置物　車楽ハ山ハ廣則不レ記忠度歟

四

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ明不レ記

五

筏場　置物　車楽ハ山ハ籏魚籃観音

本帳ニ云、江水涸(カル)自二十一日一闔郷ノ掘(ルト)レ之至二十二日ノ朝一ニ天王嶋ノ橋際築キ出ス、因レ茲東方ノ河原潰(ツエタリ)故以二一日ノ歩力一ヲ平二均(ニスト)之一ヲ云云。

本帳ニ云下野殿覧(スレ)祭、簾中方ハ於(テ)二櫓船一ニ覧(スト)云云。

一

○慶長十二年

堤下　置物　車楽ハ山ハ高砂不レ記

二

米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

三

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

四

筏場　置物　車楽ハ山ハ難波梅不レ記

五

中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

本帳云、江水甚タ涸ル自二五月晦一先ッ掘ルコト一一日江外モ亦涸カレテ成二遠ヲ汀アサト一、自二六月八日一掘リレ之十二日ニハ堤ニ封シテ潮ヲ一揚クル山、十三日ニ大雨水尤深シ、因レ是車船皆潜キ二渡ルト大川ノ東岸ヲ一云云。

○慶長十三年

一

米座　置物　車楽ハ山ハ高砂不レ記

二
今市場　置物　車楽ハ巌島山ハ不レ記
三
筏場　置物　車楽ハ氷室山ハ不レ記
四
中嶋　置物　車楽ハ花月山ハ不レ記
五
堤下　置物　車楽ハ鞍馬天狗山ハ不レ記

本帳ニ江口水浅シ自ニ八日一掘忽チ大雨因テレ茲止ムレ掘ルコトヲ、雖レ然俄水涸カレ安シテ船車難渋ス、揜サシマネキ二群集ノ人ヲ一従テ二多力ヲ一押シ出ス。

同帳ニ云、船一艘不足因レ茲揚ルレコトヲ山於ス二十三日一ニ。

同帳ニ云、揚ルレニ山ヲ綱断キレテ当惑ス、従ニ今茲コトシ一宣クレ斜ナヒトトノフ調ニ五筋ヲ一。

綱按ニ大綱斜ナフニ五条ヲ一之始メ見ルレ焉ニ。

○慶長十四年

一　今市場　置物　車楽ハ不レ記山ハ同

二　筏場　置物　車楽ハ源氏供養山ハ鯛鈎

三　中嶋　置物　車楽ハ不レ記山ハ同

四　堤下　置物　車楽ハ不レ記山ハ同

五　米座　置物　車楽ハ不レ記山ハ同

本帳ニ云、江口水涸ルト訴フニ清須ニ一因レ茲賜ニ近郷ノ歩脚一千人ヲ一津嶋闔郷ノ人モ亦共ニ自ニ十一日一掘ルレ之ヲ、十二日堤ニ封シテ江口ヲ一包テレ潮ヲ揚クレ山、十四日大汐渡スルレ祭無レ恙、十五日雖レ雨フル主計殿覧スレ祭、依レ之渡スコトレ祭如レ例云云。

綱按ニ主計殿トハ者下野守殿ノ息乎。

○慶長十五年

一　筏場　置物　車楽ヘ不レ記　山ヘ同

二　中嶋　置物　車楽ヘ不レ記　山ヘ同

三　堤下　置物　車楽ヘ不レ記　山ヘ同

四　米座　置物　車楽ヘ不レ記　山ヘ同

五　今市場　置物　車楽ヘ不レ記　山ヘ同

○慶長十六年

一　中嶋　置物　車楽ヘ不レ記　山ヘ同

二
堤下　置物　車楽ヘ山ヘ不レ記同

三
米座　置物　車楽ヘ山ヘ不レ記同

四
今市場　置物　車楽ヘ山ヘ不レ記同

五
筏場　置物　車楽ヘ山ヘ不レ記同　一ニ云三輪　一ニ云大黒

本帳ニ云、江口浅シ、如クレ例掘ルレ之十二日ニ堤ニ封シテ江ヲ揚クレ山。雖レ然掘ルコトハ至ニ十四日暮ニ一幸ニ潮高シテ渡スコト祭無レ恙云云。

○慶長十七年

一
堤下　置物　車楽ヘ山ヘ不レ記同

二

米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

三

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

四

筏場　置物　車楽ハ山ハ羽衣延喜帝

五

中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

○慶長十八年

一

米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

二

今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

三

筏場　置物　車楽ハ山ハ矢立賀茂亀戴レ玉

四
中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同
五
堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

○慶長十九年

一
今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同
二
筏場　置物　車楽ハ山ハ高砂三笠山
三
中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同
四
堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ記同
五

米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

○元和元年

一　筏場　置物　車楽ハ山ハ矢立鴨兎走レ波

二　中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

三　堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

四　米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

五　今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

本帳ニ云、十四日雨ル入レテ夜ニ晴ル、祭ハ無レ恙。十五ノ日モ晨モ亦雨ル、車上ノ置物悉ク不レ得レ飾ルコトヲ至ニ中流一晴ル、満船荘飾ス、見ル人少ク詣客モ亦鮮シ、巷談ニ云大坂ニ有ルノレ事故カ乎。

○閏六月

一　筏場　置物　車楽ハ山ハ難波不レ記

二　中嶋　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

三　堤下　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

四　米座　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

五　今市場　置物　車楽ハ山ハ不レ記同

本帳ニ車楽（タンジリノミ）而已渡（ワタス）レ之云云。

綱按ニ、次章ニ唯有テ元和二年丙辰、元和三年丁巳字耳一、不レ記ニ祭序置物等ヲ一。

○元和四年

一　米座　置物　車楽ハ山ヘ不レ記同

二　今市場　置物　車楽ハ山ヘ不レ記同

三　筏場　置物　車楽ハ山ヘ羽衣稲荷

四　中嶋　置物　車楽ハ山ヘ不レ記同

五　堤下　置物　車楽ハ山ヘ不レ記同

○元和五年　綱按ニ、此ノ下不レ記ニ祭序ヲ一。

本帳ニ云、車渡スコト如クレ例無レ恙、国主中納言御代官藤田民部某執訴シ、天王ノ郷池阿原ノ沼埋メレ之墾田十町所レ寄ルニ車田一ニ五箇村分ケテレ之ヲ附シテニ農民一ヲ至ルトレ今ニ云云、綱云、此ノ事記ニ寄附考一ニ乎。

○元和六年　此ノ下モ亦不レ記ニ祭序ヲ一

本帳ニ云、自ニ今茲コトシ一以降至マデニ寛永十七年一漏モラスニ祭序等ヲ一尤違例歟、不ルコトレ見レ実ヲ十有九年ト云云。

大祭勘例帳　下

○寛永拾七年　綱按ニ前レ此闕クコト十有九年実事ヲ一前ニ見ニ本帳ノ註ニ一

本帳ニ云、六月二日以降大雨洪水不レ能ニ江掘スルコト一、強揚ク山ヲ筏場村ノ山車揚ルコト至ニ二ノ段ニ一泊ンデ三ノ段揚ルニ一ノ段矮ヒシケタリ、因レ茲損スル身体ヲ一者七人、就テ中一人絶死有テ多時一蘇息ス、雖レ然偏身ノ痛ミ愈ルコト遅シ薬餌経テ一年ヲ一漸ヤヤ如シレ故モト、前程如キノレ斯之事可レ慎レ焉云云。

同帳云、十二日山車矮ヒシケ其ノ夜雨猶甚シ、雖レ然終ヨモスガラ夜促シニ一百人ノ之工匠ヲ一矮段ノ修補終フレ功ヲ。十三日ニ闔郷ノ人助力シテ揚ルレコト山ヲ無レ恙云云。

同帳又云、右件揚レ山損スルレ之者ノハ、水高シテ車船倍ニスル土壇一故ヘ也。前程如キノレ斯挙可キノレ慎レ之最也云云。

○寛永十八

年本帳渡スコトレ車ヲ無レ恙云云。

○寛永十九年

本帳ニ云、祭車無ニシテ事故一渡レ焉云云。

○寛永廿年

本帳ニ云、祭礼如レ例云云。

○正保元年

本帳ニ云、天気快晴詣客倍スレ常ニ、祭無レトレ恙云云。

○正保二年

本帳ニ云、無ニ違例一渡ニ祭船一云云。

○正保三年

本帳ニ云、詣客倍シ常レ祭無レ恙云云。

○正保四年

本帳ニ云、河原ノ車田尋（ヨノツネ）常水減多シ、今茲（コトシ）豊税ニシテ祭要足レリ、祭日殊ニ快霽詣客モ亦夥シ、郷民拝賀ス。

○慶安元年

本帳ニ云、今茲（コトシ）詣客殊ニ多ク祭礼尤添フレ観ヲ、郷人家々揚テレ觴ヲ宴ス。

○慶安二年

本帳ニ云、渡スコトレ祭無レ恙云云。

○慶安三年

本帳ニ云、筏場村当ニ先客車（サキグルマ）一今茲（コトシ）五月七日国主敬公逝去国哀隠便尚シ矣。同月ノ廿日車屋敷輩至レリ厨、就テ二所司勝野氏太郎左衛門一窺テ二祭調ノ要務ヲ一経テ序ヲ所ルレ許レ之、寄附米以下調進例皆如シ例、但家々試楽（シガク）止メレ之ヲ綱打鐘鼓之扇停（ドヨモ）レ焉。祭礼ノ式日如ク常渡催スレ之、今年ノ五月雨殊ニ甚（サミダレ）シト云云。

○慶安四年

本帳ニ云、去歳九月ノ大水ニ江辺防堤潰（ツユ）、此ノ時堤下米座両村之車流漂事ノ由訴フレ之。因テレ茲両村ノ車修覆料賜ニ判金一枚ヲ一。他村ノ車モ亦雖レ損レ之不レ訴、依テ二此ノ洪水ニ一中地（ナカヂ）村ノ民家多ク矮滅シ死者尤モ夥シ。牛馬モ数頭仆（タフ）レ死ス、今茲（コトシ）伊勢美濃尾張ノ三国水難勝（マサレリ）ニ他邦ニ一未曽有ノ洪水云云。

同帳ニ云、今歳四月廿日公方家薨御、雖レ然祭礼如レ例云云。

同帳ニ云、今茲（コトシ）始テ祭車ノ水路江通リ掘ニ改ムル新宮ノ前ニ一、至ニ六月六日一努力ス、歩脚ハ用ニ公設ヲ一監スルノレ之ヲ有司小山氏市兵衛鳥居氏与三左衛門等是也。此ノ時依テレ訴ニ筑ニ出ス筏場ノ車ノ壇東西二間ヲ一。又車上ノ之蛇柱人形等去歳ノ之山税破損（オロシ）ス、因レ茲今度新ニ作ルトレ之云云。

○慶安五年

本帳ニ云、今茲（コトシ）江水浅シ車船難シレ漕キ、仮ニ歩力ヲ一押出ス、戻リ車モ亦然リ。

○承応二年

本帳ニ云、六月六日大風殊ニ甚シク民家多ク破レ、人馬損レ身至ルモ死亦不レ鮮、雖レ然祭日ノ前後平天無シテレ恙渡スト之云云。

同帳ニ云、閏六月十四日ノ試楽(シガク)、挑灯廿箇燈籠五箇於二江裏一ニ調楽(ハヤセリ)。十五日ノ朝モ如レ例飾リレ之、車楽(ダンジリ)而已(ミ)漕テ至リ二橋際ニ一至ルコトヲ二神前一ニ亦如レ例。山車ハ不ト渡レ云云。

同帳ニ又云、右件閏ノ祭車船自二片町ノ船持一寄進市腋(イチエノ)車モ亦相渡スト云云綱按ニ、車船閏祭ノ之時ハ非ルニ公役ノ之例一ニ也。

○承応三年

本帳ニ云、今歳渡スコト祭無レ障云云。

○明暦二年

本帳ニ云、今茲(コトシ)ノ祭国主光友公覧ス焉。於ス二漕船一ニ。五村ノ宿老各三人着二上下一ヲ拝礼勤ム之、是亦故例也。剪絹(ツクリバナ)花五朶依二嘉例一ニ献スレ之。所司山口氏八郎右衛門言ス二其ノ例ヲ一。

○万治元年

本帳ニ云、自ニ今年一十二日ノ船割リ改ム二十一日一ニ。是レ併テ事繁多ニシテ不調ナルカ故也。雖レ然違例、人心ニ不レ快、又議シテ三一順ノ之後覆ンコトヲ二不調ヲ一復レシテ旧為ニ十二日一ト云云。

○万治二年

本帳ニ云、今年ノ祭無ニ違例一。

○万治三年

本帳ニ云、今茲(コトシ)十四日雨ルコト至ニ昏暮一ニ議ス二延務ヲ一忽ナ晴レ雲、於レ是俄ニ祭飾シテ相渡ス。十五日ノ朝モ亦快霽祭如レ例。闔郷賀ス二神徳ヲ一云云。

○寛文元年

本帳ニ云、宵晨ノ祭如レ例。

○寛文二年

本帳ニ云、十三日風雨甚キコト勝レリ二近歳一ニ。車楽(タンジリ)山車将ニレ倒レント、以ニ苧綱一ヲ維ニ結之一ヲ、十三日ノ打廻シ延ニ十四日ノ朝一ニ参宮モ亦同朝ニ勤レ焉。雖レ然十四日十五日無レ恙渡スト二祭車一ヲ云云。

○寛文三年

本帳ニ云、車船ノ配割(フナワリ)如レク故(モト)ノ改ム二十二日ノ朝一ニ。

○寛文四年

本帳ニ云、今年祭典無ニ違例一。

○寛文五年

本帳ニ云、河水満々天気和調祭例如レ例。

○寛文六年

本帳ニ云、天気水面共ニ和調シ祭船無レク恙渡スレ之。今茲(コトシ)国主光友ノ卿末子大助殿覧スレ祭ヲ於ス二櫓船一ニ。依テレ

例献ス二剪花台（ツクリバナダイヲ）一所司村瀬氏彦右衛門言レ之云云。

○寛文七年

本帳ニ云、祭事無レ恙。

○寛文八年

本帳ニ云、渡スコト祭ヲ如レ例。

○寛文九年

本帳ニ云、祭典如レ例。

○寛文十年

本帳ニ云、今茲（コトシ）三月所司山本氏助右衛門議ス二車屋ノ数輩一ニ、江掘リ於レ春ニ意（オモフ）ニ此ノ時ハ河水涸（カレ）テ掘ルニ（ルニ）レ之容易（タヤスク）、歩力無シ（シ）レ費、果シテ（シテ）六月ノ祭船往還易シ（シ）二於尋常（ヨノツネヨリモ）一云云。

○寛文十一年

本帳ニ云、今年ノ祭礼無レ恙。

○寛文十二年

本帳ニ云、今歳国主ノ御次男摂津守殿覧ス祭ヲ。十三日ノ夜風雨悪(アラシ)、十四日ニハ殊ニ大雨不レ能ニ車飾調スルコト一、至テ昼少ク止テ飾ルレ車、暮雨モ亦洒ク雖レ然至ニ黄昏一晴天、祭無ク事故一渡スレ之。十五日ノ朝モ亦西風強ク、先客車船(サキグルマノフネ)難レ出、以ニ歩力半百ヲ一押スレ之、遇テ逆風一漕キ戻スコト三回(ミタビ)、都テ車船一艘ニ歩力費ス二一百余ヲ一、泊ンデ辰刻レ風和ナキ終ニ無レ恙渡スト祭ヲ云云。

同帳ニ云、摂津守殿覧スレ祭ヲ於ス二櫓船一ニ。依テレ例献ス二剪花(ツクリバナ)一、五村ノ宿老拝礼於ス二中地(ナカヂ)村前一ニ、此時ノ所司山本与三兵衛言スレ之。

○閏六月

本帳ニ記スコト二此ノ閏祭ノ要調ヲ一、其詳ナルコト越テ二前註一而事繁多シ、故ニ省スレ焉、祭礼尤無レ恙。

○延宝元年

本帳ニ云、祭無レ恙雖レ然江水涸(カル)、殊ニ十五日潮ノ満ルコト少シ車楽(タンヂリ)船ハ至リ二橋ノ際一ニ、山船一二番ノ車ノミ至リ二橋ノ際一ニ其ノ余ハ至テ二中流一ニ止ムト云云。

○延宝二年

本帳ニ云、六月五日以降雨リ十二日ノ山揚辛シテ事卒ンヌ、十三日至二申ノ刻一雨止ム江口ノ打廻ノ神事相勤、又同日ノ夜雨リ、十四日ニ大雨如二覆盆水一、車ノ荘飾難シ二合期一シ、至レ申不レ止、所司山本氏与二三兵衛一議シ宿老一ニ、今茲(コトシ)預ルノ二祭勤一ニ諸士共ニ勘二延務之例一ヲ於勘例帳一ニ其延例数(シハシハ)也、則事々記シテ二飛牒一ニ以テ窺ヒ二国府一ニ、経テ次第ノ評議ヲ可キノ一レ任ス二先例一ニ之旨返簡明シ矣。既ニ定ル二延務一ニ十四日ノ暮ニ雨止ム、於レ是俄爾トシテ飾リ車終ニ其ノ夜至テ亥(レ)試楽(シガク)如レ例、十五日不二快霽一漸(ヤヤ)至テ午渡スト祭云云。

延宝三年

本帳ニ云、今茲(コトシ)江掘ノ歩脚泊(ヲヨビ)ニ近郷一マデニ自シテ橋南方至テ二江口一ニ令レ掘レ之、自シテ橋北方至二御旅館前一ニ五村ノ閭郷ノ歩掘ルレ之、是レ併テ国主覧スルノ祭ヲ之設也。

同帳ニ云、国主綱義公十四日巳ノ刻入二御旅館一ニ、宿老等(ラ)依テ例奉レ迎ニ中地崎(ナカヂサキ)一ニ拝礼、今年国主ノ御妹当姫君(アテヒメギミモ)亦為二祭覧一ニ自シテ陸入リ玉米座町ノ本陣ニ服部武兵衛カ宅、予メ以二公役一ヲ装フレ之。国主於テ二櫓船一ニ覧シ祭ヲ、姫君ハ於ス二桟敷一ニ、

件ノ桟南北四五拾間於二大橋ノ南一構レ之。其ノ装ヒ尤尽二セリ善美一ヲ、詣客僉(ミナ)披レ眼ヲ、川ニ有リ二大祭一、陸ニ有リ二桟美一相映シテ古今未曽有ノ観(ミ)モノ矣。依レ例献二剪華(ツクリバナノ)台一ヲ所司山本氏与二三兵衛一言スレ之両君甚タ喜色ト云云。

○延宝四年

本帳云、祭礼無レ恙。

○延宝五年

本帳ニ云、十二日ノ山揚ニ堤下村ノ車工一人堕テ山ヨリ損二フ身体一ヲ、雖レ然薬養至テ二五十日一愈(イユ)。

同帳ニ云、自二十一日一白雨(ユフダチ)繁ク撃(ウタル)レ雷ニ者ノ一人、十二日十三日雨リ日暮ニ晴ル打廻シ如レシ例。

同帳ニ云、十四日陰天日暮ニ晴レ試楽(シガク)如レ例、雖レ然風強シテ挑灯消ス半ヲ、同夜自レ寅雨ル、訴テ二所司一ニ待ツレ晴レヨ、市腋(イチエ)不シテレ厭(イトハ)レ雨欲スレ渡ントス祭ヲ、討(タツネ)レ由ヲ答テ云雖レ然ト廃務無シトレ例、於レ是預ルノ二祭監一ニ之有司等於二警固館一ニ考レハ二勘例ノ旧章一ヲ則延務尤(モ)多例也、因レ茲下地シテ止メレ之待ニ晴ヲ至テレ午(ヒル)ニ少ク雨止ム、雖レ非ト快霽一ニ終ニ無レ恙渡レ祭、畢祭ノ調度皆濡(ヌレタリ)焉。

○延宝六年

本帳ニ云、十二日江水鮮シ、雖レ然十一日予メ防ニ堤シテ潮ヲ一揚ク山、十三日快晴打廻シ無レ恙、十四日ニ風雨甚ク山車将レ倒ント、以ニ大綱ヲ一維レ之自レ昼風雨強ク至テ酉ニ晴ル、試楽渡ス之、其ノ風未タ止マ、車船毎ニ歩脚五十人費ス之、挑灯消ス半ヲ、十五日朝モ亦雨風強ク至テ巳ニ少ク止ム、車楽船耳渡ス之、一艘ニ費スコト歩ヲ洎ニ五十人ヲ一、山車ハ不レ能レ出ルコト於テ江口ニ調楽云云。

○延宝七年

本帳ニ云、今茲祭日快晴宵晨渡スコト祭如シ例ノ云云。綱按ルニ、古今因ニ風雨ヲ一廃務ノ之例不レ同ニ余社ニ大祭ノ故ヘ也ク爾。

○延宝八年

本帳ニ云、今茲ノ五月将軍家薨御厳有院殿因レ茲七月上旬訴ニ国故延務ノ之事ヲ一、所司討勘例帳旧章ノ先蹤ヲ一、従テ延務之例ニ許ス八月可キノ相渡ヲ一之旨ヲ上。於レ是七月ノ晦樹ニ斎竹ヲ一、八月ノ朔手斧始メ同キ八日綱打十一日ハ江掘十二日ハ山揚十三日ハ江口ノ打廻十四日十五日ハ宵晨祭皆如シ例。町市交易モ亦同シ詣客倍セリ常ニ何シトナレバ者延務ノ祭礼珍事ナレハ者也云云。

○天和元年

本帳ニ云、祭務無ニ違例一。

○天和二年

本帳ニ云、祭礼無レ恙。

○天和三年

本帳ニ云、今年五月廿八日ニ徳松君（将軍家ノ御嫡男）早世依ニ旧例一将ニ延務（ナラント）一、十三日ニ不レ及ニ延務一可（キノ）レ為ニ式日一之旨自ニ国府一下知、雖レ然祭日近ク逼要（セマリ）調匝ニ合期一諸方ノ調進モ亦不調、於レ是分ニ附シ其ノ調用ヲ於ニ衆人一江掘ノ歩脚ハ促（スコト）ニ近郷ヲ一如レ例、調進ノ大船ハ不（シテ）レ得レ待（コトヲ）而雇（ヤトイ）ニ桑名等一ニ漸（ヤヤ）十三日十四日両日ニ事足リ、十四日ノ朝揚ク山ヲ其ノ繁務急要皆此ノ類也。況ヤ車飾ノ之具金銀ノ箔幕（ハクマク）衣服ノ縫繍織物之類所レ禁レ之ヲ、且ツ車屋ノ宿老自レ古依ニ四家七氏ノ之余系一ニ帯（サシ）レ刀ヲ令（メテ）レ持ニ兵仗ヲ一鑓（ヤリ）長刀而警ニ固ス児ヲ一。因テ茲車楽（ダンジリ）船ノ後（シリ）ヘ五村各自ニ有テ二供船一樹（タツ）ニ兵仗ヲ一是レ古例也。此等（コレラ）之荘飾皆停止、車楽（ダンジリ）山車ノ華美皆減スレ之時勢也哉（ナルカナ）。

○貞享元年

本帳ニ云、十四日自レ午(ヒル)雨リ将ニ延務(ナラント)一至テ二日暮一ニ漸霽(ヤヤハル)及(テハ)レ夜快晴如(ク)レ例渡(ス)レ祭ヲ。十五日ノ未爽(アケボノ)風烈(ハゲシク)終ニ不レ和(ナガ)因レ是車楽而已渡(シ)レ之(ス)山車ハ皆於二江口一調楽(ハヤセリ)云云。

○貞享二年

本帳ニ云フ、今茲(コトシ)ノ祭務無レ恙。

○貞享三年

本帳ニ云、祭務如レ例。

○貞享四年

本帳ニ云、祭礼無二違例一。

○元禄元年

本帳ニ云、祭典如レ例。

○元禄二年

本帳ニ云、十二日ノ山揚ニ堤下山車三ノ段揚ルノ之時、二ノ段矮(ヒシケ)損一ノ段共ニ顚倒。促シ二闔郷車工一ヲ俄ニ修補シ、至レ午(ヒル)ニ事畢リ又揚ク山ヲ、雖レ然祭日無二違例一云云。

○元禄三年

本帳ニ云、今茲(コトシ)祭務無レ恙。

○元禄四年

本帳ニ云、今茲(コトシ)六月朔以降、霖雨滂沱同キ四日ハ未曽有ノ洪水、濃州当国ノ防堤潰(ツエ)、道路モ多日揚テ波ヲ如シ海ノ、雖レ然五村闔郷無レ恙六日ハ晴雲十三日モ亦少ク雨リ打廻シ事終ル、十四日モ亦少ク雨リ将ニ二延務ナラント一日暮ニ少ク晴レ試楽(シガク)車渡スレ之、十五日モ陰天少雨暫ラクシテ止ミ渡レ車雖レ然残風烈ク山車危シ終ニ無レ恙云云。

○元禄五年

本帳ニ云、今年五月中旬以陣、大旱六月至二七日八日一ニ河水弥涸(イヨイヨカレ)、江掘自二十一日一如レ例、曽テ無シ益

十四日自レ午闔郷ノ歩脚雖レ掘之水鮮シ、試楽ノ船仮ニ多力ヲ一押レ之奇ニシテ相渡ル焉。十五ノ日潮不レ満車、船至ニ三番一漸至リ橋ノ際ニ及テハ四五番ノ船ニ不レ得到着スルコトヲ一留ニ中流一移リテニ小船ニ一勤ムニ参社ヲ一、如キ此違例亦稀レ也。是レ併テ江掘不ニシテ兼日一怠慢スルノ所レ致ス也。前程可レ慎レ焉云云。

同帳ニ云、今茲ノ三月十二日ニ至テ丑堤下町ト与トノ橋詰町一角屋失火、闔郷寺院漏此ノ難ニ者ノ鮮シ矣。古老前代未聞也、従ニ国府一賜テニ良材等ヲ一漸造作復レ故ニ里諺ニ謂大祭水涸ノ之難希有ナリ也。頗ル前兆カト歟云云。

○元禄六年

本帳ニ云、今茲車船ノ水路涸五月訴レ之、自ニ六月二日一闔郷幷依テ例近郷四村以ニ多力ヲ一掘ル之。因レ茲式日祭礼無レ恙。

○元禄七年

本帳ニ云、祭務無レ恙、今茲国政禁ニ美服ヲ一、国民皆停ニ帯レ刀ヲ之類ヲ一。是レ併綱義公政道ノ始メナレバ者也。雖レ然車屋ノ氏人等ハ至ニ後年一免許多シト云云。

○元禄八年

本帳ニ云、今年祭務如レ例。

○元禄九年

本帳ニ云、今茲(コトシ)祭礼無レ恙。

綱按ニ、同帳ニ御葭踊(ミヨシオドリ)地士土民ノ相論詳ニ記レ之。

○元禄十年

本帳ニ云、今年ノ祭如レ例。

同帳ニ云、今茲(コトシ)祭礼下肝煎等悉(ラ)ク所レ許下着ニ花布(サラシヲ)一帯(サスコト)上レヲ刀ヲ、但(タタ)其ノ栄止ニ十六日一ニ宿老等ハ非ニ此ノ限一ニ云云。

○元禄十一年

本帳ニ云、今年祭務如レ例。

○元禄十二年

本帳ニ云、今茲(コトシ)如レ例ク自ニ五月晦一祭務ノ之調要相促ス、筏場村綱打依レテ旧ニ八日事畢ンヌ。綱義公於ニ武府一薨スルノ之訃(フ)到自リ二八日ノ暮一祭調等停止、至ニ八月一訴ニ祭務ヲ一漸(ヤヤ)洎ンテ閏九月一免許、同月十四日十五日渡シ祭畢ヌ。雖レ然自ニ十四日ノ申一雨リ車楽(ダンジリ)船而已(ノミ)渡シ、山車ハ於ニ江裏一調楽(ハヤセリ)云云。

綱按ルニ、本帳止ニ于茲一ニ至ニ元禄十有六年一ニ、其ノ間ノ祭礼無事故ニ皆如シ二佳例一、暗ニ知ル従レ今後天長ク地久ク上穏ニ下安ク堯風不レ鳴レ条ヲ舜雨不レシテ動レ塊ヲ一千一百有余年霊祭永ク従(ハンコトヲ)ニ慶蹤一、万福万福慎テ莫レ怠ルコト。

尾陽海部郡門真庄津島旧号藤波里

[印] 神官真野氏旧姓海部時綱誌

印

印

御葭山引得証文留

御朱印配当地高之外

一当社御葭山壱町七反歩　所有海西郡
　　二子山

同

一同　二反歩　所有同郡
　　前ケ須山

右御葭山之儀、往古ゟ御除地ニ而私引得ニ御座候、

二子山御葭山之儀者、正保二年乙酉三月赤目山殿様ゟ御検地之時、御山代官平野甚右衛門殿本田久兵衛殿、丸嶋村清右衛門と申者之処ニ御出之節、罷出候而御葭山之儀申出候得者、御手代吉田治右衛門殿小嶋半兵衛殿野沢彦右衛門殿御立合ニ而、御葭山之儀ならハ如先々仕置候様ニとの御事ニ而、境懸御目改申候書留御座候

一慶安三年御葭山之内七反壱畝拾五歩、堤敷地ニ相成候ニ付、御替地被下候節請取手形案紙、御代官所ゟ被成下相認差出申候写

請取申御葭山替地之事

合七反壱畝拾五歩也

右是者庚ノ年二子山津嶋山、御鷹場御新田ニ成候ニ付、御葭山之内堤敷地ニ成申候ニ付而則、二子外葭山之内ニ而、津嶋長五郎二子村庄屋清左衛門証人ニ而、右之反数上下弐ケ所ニ而、慥ニ請取申所実正也、以来少も申分無御座候、為後日仍如件

慶安三年

庚八月十七日

津嶋服部源八太夫

名判

南部安右衛門殿御代

志水加兵衛殿

同岸上弥左衛門殿

酒井久左衛門殿御代

高木孫大夫殿

同三輪彦兵衛殿

一右差出候ニ付御手代衆ゟ参候返書之写

尚々爰元ニ而珍敷すし被懸御意賞味仕候以上

貴札恭致拝見仕候、如仰御新田堤大形出来仕候故大慶ニ令存候、御葭山替地今日近々所ニ則御請取被成候手形、御越被成候、慥ニ請取申候先可申上候之所ニ、見事鮎すし九ツ幷手樽壱ツ、被掛御意過分奉存候、何様以貴面御礼可申上候恐惶謹言

八月十七日

高木孫太夫

書判

三輪彦兵衛

書判

服部源八太夫様

御報

一万治三年渕高村へ御葭山之芦刈取候節、御代官山口八郎右衛門殿より、御手代衆へ仰付候書状之写、御手代衆ゟ御渡被下候写

一筆申遣候、然者祢宜衆之内源八太夫旦左衛門、御葭山預り被居候処、何者哉覧御芦山苅取候由、我等御代官所御芦山近辺之百姓共、堅可被申付候恐々

六月五日

山八郎右衛門

判

森瀬理左衛門殿

石川九兵衛殿

右源八太夫と申候者私幼名ニ而、寛文二年乙若太夫と改名仕候、左門と申候者其節之平名ニ而御座候

一天明九年酉正月境改奉願候之時、則寺社方御吟味役
高木清右衛門殿、宇多須御代官村上只右衛門殿幷、
御普請方御見分役代御立合ニ而、御葭山境御改被成
下、則境杭御立被下候、則境杭之銘
表　津嶋御葭山
裏　服部乙若太夫引得
其節寺社御役所ゟ相渡り候図面之写、別紙差出申候

一前ケ須村御葭山之儀者、先年分之御葭山はへ不申
候付、寛文二寅年奉願、弐反歩御寄附被成下候、同
年六月二日ニ相渡り申候、其節御代官山口八郎右衛
門殿ゟ参候書状之写

尚々市江近辺ニよし立能所有之候哉見廻り、明後
日ニも可被参候以上

一筆申入候、然者御葭山之儀、今日申上候得者、相添
弐反歩被下候間、左様相心得可被申候、葭山請取申
儀相談可申候間、一両日之内ニ此方へ可有御越候
恐惶謹言

六月二日　　山口八郎右衛門
名判

勾当太夫殿
乙若太夫殿

是者乙若太夫若年ニ付近親勾当太夫後見仕居候節
也

一市江村之内西保村権左衛門と申者、此節万事世話い
たしくれ候と相見へ申候而、御手代衆ゟ参候切紙之
写

切紙ニ而申入候、然者津嶋御葭山相渡シ申候間、
只今前かす山へ可被参候、油断有間敷候以上

六月六日

森　喜右衛門
小坂井源右衛門

西保村
権左衛門殿

一覚　山主ハ鯏浦村孫平
尾州海西郡市江嶋之内前ケ須新田山ハ
孫平山
一松井金右衛門殿御手代、森喜右衛門殿御越候而、寅ノ年六月六日ニ山請取申候
其時分立山ニ而御さ候間、さかいハ立不申候
右之通ニ而其後境相立申候、其後前ケ須村御葭山世話仕候者ゟ御葭生劣り候ハヽ何時ニ而も芦立能所引替御用立可申との証文御座候、写左之通ニ御座候

一札

一津嶋天王御芦山之儀、先年従　御公儀御渡シ被遊候山、私共取立申新田之堤内ニ罷成候段、御手前様へ罷越御相談仕候処、堤内ニ成申候者数年ニよしはへおとり可申と思召候間、私両入扣之山何方ニ而も、芦たち能御座候所毎年御見立次第ニ、御志め御引被成、御芦之御神事勤り申候様、弐反歩御用ニ立可申と、御相談御約束仕候故ハヽ、毎年御如在申間敷候、為後日一札仍如件

延宝三年
乙卯六月朔日

尾州海西郡鯏浦村

孫兵衛判
平右衛門判

天王嶋
服部乙若太夫殿
旨

一札
一津嶋天王御芦山之儀、先年従御公儀御渡被遊候処、私共取立申新田之堤内ニ罷成候段、御手前様へ罷越御相談仕候所、堤内ニ成申候者、数年ニよしはへおとり可申と思召候間、私両人扣之山、何方ニ而も芦たち能御座候所毎年御見立次第ニ、御志め御引被成、御芦之御神事勤り申候様ニ、弐反歩御用ニ立可申と御相談御約束仕候故者、毎年私共引得山御座候内ハ、御如在申間敷候、為後日一札仍如件

元祿三年

かのへ午四月十六日

海西郡鯏浦村
孫兵衛判
平嶋新田
平右衛門判

天王嶋
服部乙若太夫殿
旨

証文一札之事
一津嶋御芦山之儀、先年従御公儀御渡シ被遊候場所、平右衛門取立申候、新田堤内ニ罷成候ニ付、其節平右衛門御相談之上、扣山之内ニ而替山弐反歩御渡シ申御葭山ニ被成候、末々別御芦生おとり申候ハハ平右衛門扣へ山之内ニ而、御用達御差支仕間舗候旨、証文仕置候通相違無御座候得共、右平右衛門

儀なこや江引越申候ニ付、御引請申弥堅ク相違仕間
敷候、若御芦御差支之儀茂御座候ハハ私扣山之内ニ
て御用達可申候、為後日証文仍而如件

大祭筏場車記録

一　綱藁九拾束

一　小縄拾弐束　色々ニない申候

大綱五筋　ない立三拾六ひろ也

舟からみつな拾六筋　十二ひろつゝ

山からみつな四筋　四ひろつゝ

虻縄ニ苧五把ないかへハ御座候

大永弐季壬午

一番　今市場　おき物ゑひら
山ハ大こく

二番　筏場　置物とうほうさく
山ハ鷹つかい

三番　中嶋　おき物たいしんてん
山ハ猿子をいたく処

堤下　（不記）

米之座　（不記）

大永三年　未之年

一番　筏場　おき物小督
山ハ熊野之権現なみほうちやう

二番　中嶋　　おき物からこしせうハすきを持候
三番　今市は　　山ハせうけん和尚とらをはね候
堤下　　置物からこしおと子、しやきんを持候
米之座　　山ハほうしやう川
　　りうしん龍灯を持候
　　三条之こかち

大永四年甲申

一番　中嶋　　おき物安字
二番　今市場　　山ハやうゆうかんをいい処
三番　筏場　　置物ゑひら
堤下　　山ハ玉嶋あゆをつる処
米之座　　置物とうほうさく
　　山ハとうせん
　　むら雲のけん
　　ほうらい

大永五乙酉年

一番　今市は　　山かちをいたき候
二番　筏場　　置物かんさん十徳
三番　中嶋　　山ハ三王
　　山まりをける処

堤下　　たうせう寺
米之座　　しゝをくゝり候

大永六年丙戌

一番　筏場　　置物おとろかんさし
山ハきよらんくわんをん
二番　中嶋　　置物かんせきおとし
山ハひしやもん
三番　今市は　　置物たいし
堤下　　ゑひす大こく
米之座　　ひたのたくみ

大永七年丁亥

一番　中嶋　　置物たへま
山ハはとかい候処
二番　今市場　　置物からこししやきん持候
山ハしせんねん
三番　筏場　　置物矢たてかも
山ハ石わりけんのう
堤下　　（不記）
米之座　　（不記）

大永八年子

一番　今市場　置物さねもり
二番　筏場　置物はせう　山ハ魚をつりし処
三番　中嶋　置物宇治川
堤下　頼政
米之座　ひしやもん

享祿四年丑寅之年落紙とやらん不見候
卯之年

一番　筏場　置物とうせうし　山ハいなり明神
二番　中嶋　置物くらまてんく　山ハ月をいる
三番　今市場　置物たむら　山ハたましま
堤下　ひしやもん
米之座　てんかく

享祿五年辛
辰

一番　中嶋　置物神宮くわうくう　山ハゑんかう

二番　今一は　置物花屋くら
山ハほうしやう川
三番　筏場　置物道明寺
山ハたいこく
堤下　うのは
米之座　うかい

天文二年巳

一番　今市は　置物からこし玉を持候
二番　筏場　置物のきはの梅
山ハたいつり
三番　中嶋　（不記）
堤下　きよらん
米之座　戸かくし

天文三年甲午

一番　筏場　置物もみちかり
山ハ魚つりし処
二番　中嶋　（不記）
三番　今一は　（不記）

堤下　（不記）
米之座　（不記）

天文四年乙未

一番　中嶋　置物橋弁慶
二番　今市は　置物ほうしやうし
三番　筏場　置物せかい山ハうらしま
堤下　（不記）
米之座　（不記）

天文五年丙申

一番　今一は　置物はころも山ハ玉しま
二番　筏場　置物木曽かくめい山ハやうゆう
三番　中嶋　置物かんやうきう山ハしんせんゑん
堤下　氷室
米之座　ほうらい鶴亀舞候

天文六年丁酉

一番　筏場　　置物清盛弁財天より長刀を取候
山ハくまのの権現
二番　中嶋　　置物たいさんほく
山ハほてい
三番　今市場　置物山うは
山ハにわとり合候処
堤下　（不記）
米之座　（不記）

天文七年戊之年

一番　中嶋　　置物弓やわた
山ハたいこく
二番　今市場　置物高砂
山ハほてい
三番　筏場　　置物ろせい
山ハかんなふ
堤下　ありとをし
米之座　まりけ

天文八年己亥

一番　今市場　置物田村
山ハたわら藤太
二番　筏場　置物牛王
山ハうらしま
三番　中嶋　置物大江
山ハしや計
堤下　くれは
米之座　かめつり

天文八己
亥閏六月

一番　今市は　弓やわた
二番　筏場　吉野くす
三番　中嶋　くわ月　山ハなすの与一
山ハ放生川
たいしりニ花あり
堤下　しやう〳〵
米之座

天文九年庚
子

一番　筏は　置物金谷園
山ハほうらい
二番　中嶋　置物くるまそう
山ハ放生川

三番　今一は　置物高さこ
山ハしんせんゑん鷺を取候処
堤下　山ハかこを持から鳥をはなし候
米之座　山ハほうらい亀之上ニ靏あり

一　此年ハ夥敷大水にて、山あかり不申候ゆへ、山ゝわたり不申候。車之たんニて、かさりまわし申候

一　苧綱壱束八把にて打申候

一　市江嶋車十六日ニわたり申候

一　御車之古帳共、入候箱弥六郎殿ニあり

一　水ふかく候得共、無何事御祭礼つとめ、皆々満足仕候事

天文十年辛丑

一番　中嶋　置物せいわうほう
山ハ師子をくくり候
二番　今市場　置物ひとり人形
山ハゑひす魚つり候
三番　筏場　置物しよくの国の儀也つはめ二ツ有
山ハぬえ
堤下　せいわうほう
米之座　ひしやもんむかて取候

一　今一は山車之舟ぬけ、あか入候て、いんほうの舟しつゝ申候。俄に十四日に山をおろし、舟をかへ、頓而又あ

け候て、無何事車わたり申候。近比之ふしき成事と皆人申候

天文拾壱年壬寅

一番　今市場　（不記）
二番　筏場　おき物しんのうくすり持候
　　山ハかんなふ
三番　中嶋　うら嶋、亀をつり申候
堤下　とかくし明神、戸をなけ申候
米之座　ひたのたくみ、つるにのり候

天文拾弐年癸卯

一番　筏は　置物くわせいきう
　　山ハまとをい候
二〃　中嶋　置物しらひげ
　　山ハ大こくつちに、鼠のくい付候処
三〃　今一ハ　置物にしきのし
　　山ハあま玉をとる処
堤下　とうろうのをの
米之座　仙人魚をつりし処

天文拾三年甲辰

一番　中嶋　　置物はせを
山ハうさぎくくり
二〃　今一は　　置物からこしせうハこがね一枚もち候
山ハゑひす大こく女ハくわの木を持候
三〃　筏場　　置物西行さくら
山ハもりや太子
堤下　　りやうまき物をいたたき、人形にわたす
米之座　　ほうらいの里
しやきん玉いろいろの物を袋より出候

天文拾四年乙巳

一番　今一は　　からこしせう、一人月をなかめ候
山ハあま玉を取
二〃　いかたは　　置物そうてんかく、女はさなへを持候せうハ
かつこを付、はちを持候
山ハにわとりあわせ候
三〃　下　　置物高砂
山ハはとをい候処
藤下　　放生川
米之座　　いなり狐とひ申候

天文拾五年丙午

一番　筏場　置物からこしそんこう、ゑいせつと云た事
女ハ雪を持候、せうそうしを持候
山ハなんせん和尚ねこをきり候
二番　下　置物からこし女ハわくを持候せうは玉をささくる
山ハしやうしやう
三番　中嶋　置物はんろうと云た事、せうハ桜をにない申候
女もたち申候
山ハたいをつり申候
堤下　ありとをし
米之座　大江
一　下と中嶋云事出来候而、十二日之山あけのひ候、十三日ニ無事ニなり、山も十三日にあけ申候

天文拾七年戊申
一番　今市庭　置物からこし
山ハほてい
二〃　筏庭　置物かすかりうしん
山ハくわてきくものゑニのほり候
三〃　下　置物難波乃梅
山ハ田うへ
堤下　ほくろくしゆ
米之座　玉を龍ハ上候処

天文拾八年己酉

一番　筏は　　置物源宗くわうてい
　　山ハ観音鯉取申候
二番　中嶋　　置物老松
　　山ハおくた鬻打申候
三番　今市場　　置物から古事
　　山ハ五位蔵人鷺取申候
堤下　　（不記）
米之座　　（不記）

天文拾九年庚戌

一番　中嶋　　（不記）
二〃　今市場　　（不記）
三〃　筏場　　（不記）
堤下　　（不記）
米之座　　（不記）

天文弐拾年辛亥

一番　今市場　　置物から古事せうと女
　　山ハうんてんわう
二〃　筏場　　置物から古事せうと童子
　　山ハはうしやう川

三〃　中嶋　　置物吉野さうわう
　　山ハぬへ
堤下　　りやう、玉をいたたき候を取候
米之座　　大こく鼠をとはし申事

天文廿壱年壬
子

一番　筏は　（不記）
二〃　下　（不記）
三〃　今市場　（不記）

天文廿弐年癸
丑

一番　下　　置物ゑひら
　　山ハてうろうくつを取候
二番　今市場　　置物せうと女
　　山ハとんほうくくり
三番　筏は　　置物やたてかも
　　山ハ銭堤江
堤下　　菊王さかつきを取申候
米之座　　こかち刀をうち候

天文廿三年甲寅

一番　今市場　置物しゆはいしん
山ハきよらん

二〃　筏場　置物花鉋楽
山ハてんかく

三〃　下　置物ゑんま
山ハひしやもん

堤下　はかん

米之座　せいわうほう

天文廿四年乙卯

一番　筏場　置物からこしせうと女
山ハあいをいたき候

二〃　下　置物高砂
山ハ九鳥をいる処

三〃　今市は　置物女壱人
山ハうかい

とうけ　ほくろくしゆ靏をいたき候

こめのさ　西のミやゑひす

弘治弐年丙辰

一番　下　置物ひわゑん　山ハいなり

二〃　今市は　置物花鉋楽　山ハ玉を取
三〃　いかたは　置物羽衣　山ハ大こく
堤下　ひしやもんむかてを取候処
米ノ座　三輪蛇いかきを巻申候
一　中嶋之車、先へくたり、今市場筏はの車をくミ、桟敷ニ而酒もり致候

弘治三年丁巳

一番　今市は　置物からこし
山ハうさきをくゝり候
二〃　筏は　置物からこしせうと女とんほうのし
山ハおとこむかて取候
三〃　下　置物はくらくてん
山ハかんなんふ
米之座　あまの岩戸をひらく
とうけ　するうすを引

弘治四年戊午

一番　筏場　置物あんの字　山ハしんせんゑん
二〃　下　置物くま坂　山龍田にわ鳥

三〃今市場　置物からこし　山ハきよらん観音
堤下　さてんりやう、巻物をくわへあかり申候
米之座　ほてい袋よりから子を出し申候
一　米之座台尻のわぬけそこね、山も市神の木へ引かけ、事之外造作ゆき申候
一　従清須、神事を御延し候而、十六日十七日ニわたり申候、かつさ殿、橋の上ニ御座候而、御見物被成候、女房達橋坊主のうらに桟敷を打、それニ御座候
一　山あけ、水ふかく候而、十三日ニあけ申候

弘治四年午之年りんしの祭

一番　筏は　置物はこさき
二〃　中嶋　同　花　月
三〃　今一は　同　虎渡之天神

永祿弐年未ノ年

一番　中嶋　置物大さんふく　山ハ鞠をけ候
二〃　今市場　置物弓やハた　山ハうさきくくり

三〃　筏は　置物からこし　山ハくまのの権現
堤下　ほうらいかめをつり申候
米之座　ぬえをい候

永祿三年申六月十六日

一番　今市場　置物から古事
山ハうかい
二番　筏場　置物ほうかんさう
山ハこしんてうお経をくわへ申候
三番　中嶋　置物（不記）
山ハむかてきり
堤下　放生川
米ノさ　をりを引申候

一　今市は車舟そんし、則別之舟ニあけ申候、舟ハ三そうつゝにくミ申候

永祿四年辛酉年

一番　筏は　置物せうと女
山ハねすみこねこのくい付候処
二番　中嶋　置物くわせいきう
山ハせいわうほう
三〃　今市は　置物からこし
山ハさるをくくり候

米ノ座　　ひたのたくミ
堤下　　さいの角を折申候

一　とうしやも一円なく候へとも、橋よわく候て、はしの中程よりおち申候、人弐人相果申候、其外きつつきて人
二三十人程御座候

永祿五年壬戌

一番　中嶋　置物五さんの雪　山ハかんなふ
二〃　今市は　置物せうと女　山ハにしの宮
三〃　筏は　置物玉連鶴　山ハ弁財天
堤下　きよらん観音
米之座　清水滝女くむ処

永祿六季亥

一番　今市は　置物から古事　山ハ大こく
二〃　筏場　置物ひむろ　山ハまとい候
三〃　中嶋　置物しらひけ　山ハほてい

堤下　　ありとをし
米ノさ　　とうせう寺

永祿七年甲子

一番　筏場　置物そんてんかく　山ハやうゆうかんノいい
二番　中嶋　置物高砂　山ハたいつり
三〃　今一は　置物鞍馬天狗　山ハいなり狐飛候
堤下　　てんこ
米ノ座　花月

永祿八季乙丑

一番　中嶋　置物鞍馬天狗　山ハあきつしま
二〃　今市は　置物うのは　山ハとんほうくくり
三〃　筏は　置物田村　山ハさてん
堤下　　とうろうのをの
米ノ座　　ひたのたくミ

一　六月七日より雨ふり、大水にて、山十四日ニあけ申候、十四日と十五日之昼まへ、天気よく候、御祭わたり申候、打つゝき雨、十六日之内ふり申候

永祿九季丙寅

一番　今市は　置物から古事　山ハ鯛つり
二〃　筏場　置物猩々　山ハ五位蔵人鷺をいたき候
三〃　中島　置物こんろう　山ハ放生川
堤下　はつかん
米之座　ほうらい

一　大水ニて、今市場の山ふしつか迄なかれ申候、十四日迄雨ふり候て、十五日あかり申候、又十六日より雨ふり候て、小橋おち候て、人ふたり死申候

永祿十年卯

一番　筏場　おき物たへま　山ハうら嶋太郎
二〃　中嶋　置物かんたん　山ハ龍田鶏合申候
三、　今市は　置物唐古事　山ハ大こくこつちにて鼠を打出し候

堤下　　金のかまをほり出申候
米ノ座　　猩々酒をくみのミ候
一　堤下車山之輪引わり、加なたうろまて参候
一　十四日ニ橋おち申候
一　今市は、山おろし候時、三たんなからひきころはかし申候、舟からみつな、よわく候て、きれ申候ゆへか、又ハおしミ綱きしくにて、ひきつなつよきゆへニ候か、人おち候て、拾一人あやまちいたし候、三のたん悉くたけ候

永祿十一年戊辰

一番　中嶋　置物軒端梅　山ハちくふしま
二番　今一は　置物から古事　山ハとんほうくくり
三〃　筏は　置物から古事　山ハなとり

永祿十二年己巳

一番　今市は　置物難波　山ハうさきくくり
二〃　筏は　置物山うは　山ハ大こく

三〃　下　　置物高砂　山ハやうゆう
藤下　　さんのうさるとひ申候
米ノ座　　りうこまわし

永祿十三年庚午

一番　筏場　置物唐古事　山ハはとをい候
二〃　下　置物老松　山ハせいわうほう
三〃　今一は　置物しらひけ　山ハ鯛つり
堤下　（不記）
米ノ座　（不記）

元亀弐年未ノ年

一番　中嶋　置物老松　山戸かくし
二　今市は　同　からこし　山ハうかい
三　筏場　同　矢立鴨　山ハやうゆう
米之座　とうろう

堤下　　ちゝふの六ろはんさし

一　十四日ニ橋二間おち申候

元亀三年壬申

一番　今市は　山かこにすくい、鯉をはなし申候

二〃　筏場　置物くるまそう
山浪の包丁鯛を切申候

三〃　中嶋　山いつゝの小次郎、さいの角を折候

堤下　大こく

米之座　もみちかり

元亀四年癸酉

一番　筏場　置物とうかんこし　山からす日出申候

二番　下　置物とうほく　山ハはかん

三番　今一は　置物西行桜　山ハたわら藤太

藤下　かんせきおとし

米ノ座　たかしやう

天正弐年戌ノ年

一番　中嶋　　置物田村　　山ハかんなふ
二〃　今市場　置物せいわうほう　山ハ大こく
三〃　筏場　　置物高砂　　山ハゑんきの御門
堤下　　ゑさし
米ノ座　　鹿をいたき候

天正三年亥

一番　今一は　（不記）　山ハ鯉かこにてすく
二〃　筏は　　置物ゆいま　山ハ大こく
三〃　下　　置物たいさんほく　山ハ如意宝珠
堤下　　にわとり合候
米ノ座　　さてを持候

一　水一円なく候て、西福寺のうらへ車十四日ニ出し置候而、にしの浦よりわたり申候
一　台尻之まく二丁、堀田宗庵きしんなされ申候、六月十二日ニ（ママ）

天正四年子

一番　筏は　置物とをる　山ハやうゆう
二番　中嶋　置物安字　山ハいなり
三〃　今市は　置物高砂　山ハうかい
堤下　しやうしやう
米之座　高砂

一　九日より雨ふり候て、大水出申候、十二日之山あけのひ候而、十三日にあけ申候、何も無何事あかり申候

天正五年丁丑

一番　中嶋　置物難波之梅　山ハにわとり、けやい申候
二　今市は　置物たへま　山ハうさぎ浪をはしり候
三　筏場　置物つくわれい　山ハ放生川
堤下　ゑんきの御門
米之座　龍剣をのミ、不動楊貴妃立申候

一　殿様見物被成候、十五日に水あさく、車渡り兼候、先台尻はかりわたり、あとより山弐両出申候、筏は山ハ、何といたし候ても出不申候、舟大きなるいわれにて候ハんと存候

天正六年戊寅

一番　今市は　置物から古事　山ハ大こく
二　筏は　置物羽衣　山ハまとをい候
三　中嶋　置物から古事　山ハかんなふ
水あさく候て、山ハ江口迄出申候、台尻ハわたり申候
堤下　ほてい
米之座　龍経をいたたき、あかり申請取

天正七年己卯

一番　筏は　置物しらひけ　山ハ大こく
二　中嶋　置物高砂　山ハせうせう
三　今市は　置物からこし　山ハ魚らん鯉つり申候
堤下　加なわ
米之座　天神梅をとひ給ふ所
風つよく候て、御車わたり兼、山ハ中よりくたし申候、台尻ハわたり申候
一　今市場十六日山おろし之時、三のたん敷綱へおろし引候処、二のたんよわく候て、ひしひしとひしけ、五人あ

いまちいたし候、車よわきゆへと、皆人申事候、念を入可申者也

天正八年庚辰

一番　中嶋　　置物かつらき女と山ふし

二　　今市は　置物せうハよきを持、女ハ月をもつ也

三　　筏は　　置物かんとう将軍と鬼在

堤下　　おはらき人形六人在

米之座　　くわつきよ金かまほり候

俄に風ふき候て、山舟橋迄のほし申事なり、不申あと車より先へくたし江口へ入申候

天正九年辛巳

一番　今市は　　置物からこし　　山ハ鹿をくくり

二　　筏は　　置物たへま　　山ハうらしま

三　　中嶋　　置物とうほうさく　山ハさいの角折候

舟渡車水なく候て、山ハ江口にてまわし申候

藤下　　龍長刀をくわへ、人形取申候

米之座　　こんくわい

天正十年壬午

一番　筏場　（不記）

二　中嶋　（〃）

三　今市は　（〃）

一　六月二日天下にて明知むほん仕、上様殿様御あやまちによつて、十四日迄車用意不仕候而、俄に十四日ニ台尻はかり、すくるまにて江口迄わたし、十五日にも右之分に而、はし迄わたり申候、山ハわたり不申候
堤下米之座も、すくるまニて、台尻計わたり申候

天正拾一年癸未

一番　中嶋　置物かんたん　山ハ大こく

二〃　今市は　置物から古事　山ハかんなんふ

三〃　筏場　置物石わり　山ハこいのくくつ

藤下　するうす引ぬかを出し申候

米ノ座　すまふ致申候

一　十五日にはし落、事之外さわき申候へとも、人も落、珍敷事ニ候へとも、あやまちハ無御座候

天正拾弐年甲申

一番　中嶋　置物　井筒　山ハうかい

二　今市は　置物　弓やハた　山ハいほり

三　筏は　置物　女桶ニ月を入持申候　山ハ放生川

堤下　てつほうニて鳥を打申候

米之座　かささき大鷺小ささきをくわへ申候

一　榊原小平太西福寺ニ被陣取、江口かわらニ成候てい申し候処を、御ほり候て、車わたり申候、大そう成御ほりやうにて候

天正拾三年乙酉

一番　筏は　置物　くわせいきう　山ハ鳩をいつゝ

二〃　中嶋　置物　かんさん十徳　山ハくわつきよ

三〃　今一は　置物　龍女へんしよ　山ハ大こく

一　中嶋之山、江口出し、西福寺の浦ニて打帰し、今市場の台尻之上へ打ふし、台尻も山もこくたけニ成申候、然

共、人ハ壱人もそんし不申候天王ノ御ひかへきとく成事と皆々かんし申候、車たちはしまりか様之事ハ無御座候、中嶋と今一はのけんたいにて候、公用百貫文しつついにて候、山車打かへし候子細、江口あさく候て、引出舟からミつなきれ候ゆへか、又ハ舟ちいさきゆへにて候哉

堤下　ひしやもん　台尻ニ花あり
米之座　石わり　台尻ニ花あり

天正十四年丙戌

一番　中嶋　置物　花月　山ハにわとり
二　今市は　置物じひハさんよあたんと申也　山ハきよらん
三　筏は　置物　ひむろ　山ハいなり
堤下　こいをきり申候
米之座　遍さいてん
一　十二日之山あけおそく候て、中嶋筏はハ十三日ニあけ申候、今一ハ十二日ニあけ申候、肝煎衆ぬるき故と申事候

天正拾五年丁亥

一番　今市は　置物　竹生嶋　山ハうかい
二　筏は　置物　とをる　山ハ大こく
三　中嶋　置物　くらまてんく　山ハはつかん
藤下　さるまわし
米之座　てくる坊まわし
一　殿様御見物被成、一段御ほめ被成候、橋坊主処ニ而御見物被遊候

天正拾六季戊子

一番　筏は　置物せいわうほう　山ハうさきとひ候月も出候
二　中嶋　置物あたか　山ハありとをし
三　今市は　置物からこし　山ハ鯉をきり候
藤下　つなさし雁をつなにつけ候
米之座　ゑんきの御門さきをたき候
一　江のくち御ほり之事成候ハて、十二日之山あけのひ、十三日にあかり申候、十五日之車わたり候事、殿様御見物可被成由ニ而、ひる渡り申候、見物衆待かね、三ケ一帰り申候

天正拾七年己丑

一番　中嶋　　置物難波　　山ハ泉ノ小次郎さいの角を折
二　　今市は　置物唐古事　山ハたわら藤太
三　　筏は　　置物龍田　　山ハ頼正ぬへをい申候
藤下　　ねこが鼠を取申候
米ノ座　　春日とこなり神子いかき有　其いかき蛇巻申候
　　一段出来物と申事ニ候
一　十四日四ツ時分より大風大雨ふり候て、しんかく十五日迄のひ申候、十五日ひるよりあかり、其夜しんかくわたり申候、十五日之祭、十六日ニわたり申候、何も見物衆かへり、まつりはくれ物にて候、以来ハ御のへ候事、返々御無用にて候

天正十八年庚寅

一番　今市は　置物あんノ字　山龍玉を持あかり申候
二　　筏は　　置物たんろう　山ハいなり
三　　中嶋　　置物三ハ　　山ハ放生川
藤下　　かねまき
米ノさ　　とんほうかへし

天正十九季辛卯

一番　筏は　置物せうハそうしを持候　山ハかんをいゝ
　　女ハ雪を持候
二　中嶋　置物鞍馬天狗　山ハしやうしやう
三　今市は　置物ふつきしんのう　山ハうかい
藤下　とかくし
米ノさ　をか引

一　五月五日六日より雨ふり、廿七日ニいたりつゝみきれ候て、六月二日より津嶋中堤ニかゝり、何と仕候而も、井のくちあい不申候て、つなうちも十一日迄のひ申候、山あけも十三日ニあけ申候、車肝煎衆迷惑ノ事はかりなく候、殿様しやうしやう様、車御見物被成、たいそうまつりと御ほめ被成候、則車田百石御つけ候ハん由、被仰候と沙汰申候、そら事ニて候

天正廿年壬辰

一番　中嶋　置物羽衣　山ハたわら藤太
二　今市は　置物男花を持候　山ハ放生川
　　女月を持候
三　筏は　置物男しやきんを持候　山ハゑんき尊
　　女としひん盃を持候

文祿二年癸巳

一番　今市は　置物井筒　山ハとんほうくくり
二　筏は　置物かみなり　山ハまとい候
三　中嶋　置物弓やはた　山ハにわとり
藤下　くわつきよ
米ノ座　石わりけんなふ

文祿三年甲午

一番　筏は　置物せかい　山ハゑんきのみかと
二　中嶋　置物高砂　山ハうさき山を飛候
三　今市場　置物から古事　山ハうかい
藤下　かめをのほし、玉をわたし候処
米ノ座　ゑひす大こく

文祿四年乙未

一番　中嶋　置物せいわうほう　山ハたわら藤太

二　今一は　置物（未記）　山ハ放生川
三　筏場　置物とうろう　山ハ大こく
藤下　りやう、けんをのミ候
米ノさ　たきの水を請候てあけ、又うけ候、一段出来物にて候

文祿五年丙申

一番　今市は　置物はころも　山うかい
二　筏場　置物からこし　山ハやうゆう
三　中嶋　（不記）　山ハにわとり
藤下　（不記）
米ノ座　（〃）

慶長弐年丁酉

一番　筏は　置物たへま　山ハ大こく
二　中嶋　置物難波　山ハはんかん
三　今市場　置物（未記）　山ハ戸かくし

堤下　　さるまわし
米之座　　ちくふしま
一　十四日あさより大風大雨ふり候て、しんかくのひ申候、十五日之夜わたり申候、十五日之まつりハ、十六日ニわたり申候

慶長三年戊戌

一番　中嶋　置物弓やハた　山いなり
二　今市は　置物ふつきしんのふ　山たわら藤太
三　筏は　置物龍田　山亀玉をいたき候
堤下　きつねをくくり候
米ノさ　ほてい、子をいたき候
一　江口あさく候て、七日より御ほらせ被成、九日迄毎日堀申候処、十日ニ雨ふり、よき頃ニ水出候而、するするト御車わたり申候
米之座、台尻を堤下ノ車より先へ引候処、くわんくわニ成、色々肝煎御計候而、せんせんのことくわたり申候

慶長四年己亥

一番　今市場　置物いつくしま　山戸かくし
二　筏場　置物せいわうほう　山ぬえをいい
三　中嶋　置物くらまてんく　山龍玉をいたき候
堤下　置物弓やわた　山ハおとわの滝
米之座　置物高砂　山ハとうせう寺

一　清須寺従様より、五ヶ村之車へ、米五拾石御寄進被成候而、一段御車かさり、道具けつかうニ成申候
一　寺従様、向嶋橋つめニ、廿間ニ長屋桟敷を御作被成候而、御見物被遊候
一　堤下米之座あけのわたり、此年より川わたりニ成申候

慶長五年庚子

六月江口ニ水なく候て、九日より五村出ほり申候処、十日より一両度、少つゝ雨ふり、水出候而御車わたり申候、誠神変成御事ニて御座候、然共十四日夜雨ふり、しんかくはのひ、十五日之よわたり申候、車ハ十六日ニ渡り申候

一番　筏は　置物くれは　山ハかんなふ鯉を三ツニきり申候
二〃　中嶋　置物（不記）　山ハとんほうくくり
今市は　置物羽衣　山ハ鯛つり申候
堤下　置物猩々　山ハ石わり

米之座　　置物（不記）　山ハおはら木

慶長六年辛丑

一番　下　　置物高砂　（不記）
二　今市は　置物猩々　（〃）
三　堤下　　置物羽衣　（〃）
四　米之座　置物花月　（〃）
五　筏は　　置物たんろう　山ハいなり

一　打つつき、卅日斗日てり候て、江口かわらニなり申候、六月九日より五ヶ村出ほり申候、十二日ニ舟入申事成不申候、山あけものひ候、十二日之晩ニ雨ふり候て、舟を入、十三日に車上申候、十四日ニハ、よき程水出、御車わたり申候、十五日ニも車江之内へ入申候、神変なる御事にて候と、皆人申事ニ候
下野様御見物被成候而、一段と御ほめ被成候、五ヶ村之車へ、米五拾石御寄進被成候

慶長七年壬寅

一番　塘下　　置物高砂　　山　米うち
二　米之座　　置物猩々　　〃　むかて切

三　今市は　〃　羽衣　〃　戸かくし
四　筏は　〃　くわせいきう　〃　大こく
五　下　〃　花月　〃　鯛つり

一　久々日てり、江口かわらに成、迷惑ニ存居申候処、雨ふり、十二日ニ水出、車上申候、然共江口浅く候故、車を十四日之夜、川へ出し、そとにてかさり申候

慶長八年癸卯

一番　米之座　置物高砂　（不記）
二　今市は　〃　いつくしま　（不記）
三　筏は　〃　そうてんかく　山へうさき浪をはしる
四　下構　羅生門　（不記）
五　堤下　置物せかい　（〃）

一　事之外日てり、江口かわらに成申候、六日よりほり申候、在々からも人足被仰付候、五ヶ村罷出毎日堀申候、雨もふり不申候処ニ、十日ニ水少出申候、十一日十二日ニ水三尺あまり参り候て、いかにもよき比ニて、山もあけ、御車やすやすと渡り申候、十五日ニ山も台尻江之内へ入、前々ノことくおろし申候、ふしき千万成御事と、かんし申事ニ候

慶長九年甲辰

一番　今市は　置物高砂　（不記）
二　筏は　〃　立田　（〃）
三　中嶋　〃　あたち　（〃）
四　堤下　〃　井筒　（〃）
五　米之座　〃　羽ころも（〃）

一　江口浅く候て、八日よりほり申候、水一円出不申候得共、高しほみち候て、車やすやす出申候、筏場之山舟、事へ外大ニ候て、からみ木もたり不申候而、つき申候、されとも、山もかるかると出申候、何も寄妙之御事、十五日にも江之内へ車入申候

慶長拾年乙巳

一番　筏場　置物せいわうほう（山―不記）
二　下構　〃　道成寺　（〃）
三　堤下　〃　とをる　（〃）
四　米ノ座　〃　鞍馬天狗　（〃）
五　今一は　〃　とてつのまくら（〃）

一　久々日てり、江口大ニ川原ニ成申候、六月七日よりほり申候、十二日ニ江之内へ塩を入、江之口をつき切、しほをつゝミ、車を上申候、十三日之晩ニ、にわかに夕立致、十四日之晩少水出、塩も大ニみち申候而、御車するするとわたり申候、十五日ニ江之内へ車も入申候、誠神変寄妙成御事

殿様御見物被成候

慶長拾壱年丙午

一番　下かまへ　置物高砂　（山―不記）

二　堤下　〃　御花鈴　（　〃　）

三　米之座　〃　たたのり（　〃　）

四　今市座　〃　唐古事　（　〃　）

五　筏は　〃　しらひけ　山ハきよらん鯉を籠にてすく

一　下野様御ふたり、御見物被成候、あふる様ハ御座舟にて御見物被成候、江口浅く候而、十一日之朝くらより、五ヶ村中被仰付出候而、ほり申候、十二日之朝までほり申候、向嶋につき出しを被成候故、東地之川原ぬけ申候而、一日の御ふしんにて出来仕候

慶長拾弐年丁未

一番　堤下　　置物高砂　　（山―不記）
二　米之座　〃　（不記）　（　〃　）
三　今市は　〃　（不記）　（　〃　）
四　筏は　〃　難波之梅　（　〃　）
五　下　〃　（不記）　（　〃　）

一　江口浅く候て、五月晦日より先二日、御ほらせ被成候、江の外も川原に成申候、六月八日より御ほらせ被成候、十三日ニ大雨ふり申候て水出、十五日之朝ハ片町岸まで水参候故、御車も岸きわをわたり申候、十二日にハしほをつゝミ、山ハあけ申候

慶長拾三年戊申

一番　米之座　置物高砂　　（山―不記）
二　今市は　〃　いつくしま　（　〃　）
三　いかたは　〃　ひむろ　（　〃　）
四　中嶋　〃　花月　（　〃　）
五　堤下　〃　くらまてんく（　〃　）

一　江ノ口あさく候て、八日よりほり申候処、大雨ふり候て、大水出申候故、其まゝ江もほり候ハて置申候、俄水

ひき候而、車出かね申候、見物衆を頼候て、大勢ニて車舟おし出し申候、舟一そうたり不申候て、車十三日之朝あかり申候、古つな二筋しき申候処、車上申候時、地きわニてきれ候て、迷惑いたし候、当年より大つな五筋つゝうち可申候

慶長十四年己酉

一番　今市場　（不記）

二　筏は　置物源氏供養　山ハ鯛つり

三　下かまへ　（不記）

四　堤下　（〃）

五　米ノ座　（〃）

一　江口浅く候て、清須御奉行衆へ申上候へハ、在郷より人足を被仰付、十一日之早天より、二十人はかり参候、津嶋中も罷出、相そいほり申候、十二日ニハ江ノ口ヲつき切、しををつつみ、車をあけ申候、十四日ニハ大塩参候而、車やすやすとわたり申候、十五日ニ雨ふり申候へとも、主計様御見物にて、車わたり申候

慶長拾五年庚戌

一番　いかたは　（不記）

二〃　下かまへ　（〃）
三〃　堤下　（〃）
四〃　米之座　（〃）
五〃　今市場　（〃）

慶長拾六年辛亥

一番　下かまへ　（不記）
二〃　堤下　（〃）
三〃　米之座　（〃）
四　今市は　（〃）
五　いかたは　置物ミわ　山ハ大こく

一　江の口浅くほり申候、十二日ハ水をせき候て、いつものことく、山をあけ申候、あさく故、十四日之晩までほり申候、されとも高塩みち候て、車ハわたり申候、十五日にも江へ入申候

慶長十七年壬子

一番　堤下　（不記）

二　米ノ座　（〃）
三　今市は　（〃）
四　いかたは　置物羽衣　山ハゑんきの御門
五　下かまへ　（不記）

慶長拾八年癸丑

一番　米之座　（不記）
二　今市は　（〃）
三　筏は　置物矢立かも　山ハ亀玉をいたたき、人いたき取申候、大工伝右ヱ門作申候
四　下　（不記）
五　堤下　（〃）

慶長拾九年甲寅

一番　今市は　（不記）
二　筏は　置物高砂　山ハみかさ山
三　下構　（不記）

四　堤下　（〃）
五　米ノ座　（〃）

元和元年乙卯

一番　筏は　置物矢立鴨　山ハうさき浪を走
二　下構　（不記）
三　堤下　（〃）
四　米ノ座　（〃）
五　今一は　（〃）

一　十四日雨ふり、夜ニ入あかり、台尻やすやすとわたり申候、十五日之朝、雨ふり出申候へとも、先車ハ人形たて申候、二番車のミ人形下ニおき、たて不申候、江口はなれ、天気よく罷成、小袖かさり申候、見物衆まいり衆、すくなく候て、さひしき御祭りにて候、是ハ大坂秀頼御所さま御取やいゆへにて候

閏六月台尻五輌わたり申候

一番　筏は　置物難波
二　下かまへ　（不記）
三　堤下　（〃）

四　米ノさ　（〃）
五　今一は　（〃）

元和二年丙辰
（不記）
元和三年丁巳
（不記）
元和四年戊午
一番　米之座　（不記）
二　今市は　（〃）
三　筏は　置物羽衣　山ハいなり
四　下かまへ　（〃）
五　堤下　（〃）

元和五年未

一　中納言様御代、藤田民部殿御代官被成候時、天王西之あわら、車田ニ御付被成候、田拾町を五ヶ村へわけ取、

則百姓を付申候御事、車ハ無別儀、前々ノことく渡り申候

元和六年庚申

此年より寛永十七年迄ハ、無別儀候故、書付不申候哉、又ハきも入衆無沙汰にて、書付不仕候哉、以来ハ無何事御車御渡候共、年々其品を御書付置候而可然候、左様ニ御心得御尤ニ候、此間十九年書付なし

寛永拾七年庚辰

一　六月二日より雨ふり候て、大水出申候故、江口ほり不申候、十二日山あけ申候処、筏場山二たん迄あけ、三ノたんあけ申時、二ノ段ひしけ候て、人七人あやまち致候、内壱人事之外いたミ候て、目をまわし、気もつき不申候、相果候かと存候、一ハ神慮之きとくにや、気つき、そろそろよく成申候、さりなから疵いたミ、壱年程かかり養性仕、後ニハ本腹達者ニなり申候

一　十二日山ひしけ、其夜も事之外雨ふり申候へとも、二之たん、よの内ニ大工木引百人はかりかかり候て、さつそく夜中ニ仕立、十三日ニハ、五ヶ村ノ衆てつたい、山あけ申候、山あかりかね候ハ、水大きニ出、車たんノ地の上より舟たかく御座候故、水ふりにてふる由ニ候故、あかりかね申候、か様の儀、以来きも入衆被入御念候而、御尤ニ御座候

寛永十八年　無別儀御車渡申候

寛永十九年　同　断

寛永　廿　年　無相替儀御車渡申候

正保元年甲申

天気能、見物多く御座候而、無何事御車渡り申候

正保弐年　無別儀車わたり申候

正保三年丙戌

天気能、見物多く御座候而、御車無事ニ渡申候

正保四年丁亥

天気よく、御車渡申候、乍去見物之衆、いつもより少すくなく(ママ)候、万事無事ニ而、目出度存事候、阿わら車田より、

真作ニ米あかり、満足申候

慶安元年戊子

御無事御車わたり、見物も多く御座候而、にきやかなる御祭と、よろこひ申事候、皆々寄合、酒をもちあそひ申候、珍重珍重

慶安弐年　無別儀、御車わたり申候

慶安三年庚寅

一　筏は先車之時、当大納言様五月七日ニ御他界被成候、皆々御愁傷之中、同五月廿日ニ肝煎之者共、名古屋へ参候而、御代官勝野太郎左ヱ門殿へ、御車之儀申上候へハ、御国奉行衆御年寄衆へ此段被仰上候へハ、不相替御寄進米竹舟被仰付被下、無相違御車相わたし申候、但町にてけいこ、はやし、しんかくハ不仕候、つな打にも、かね太鼓笛ニてはやし候事ハ、不仕候、いかにも神妙ニ仕、つな打申候、五月中ハ事之外雨ふり申候

慶安四年卯ノ年

一　寅ノ九月、大水参り、江通り之堤切申候、御車堤下米之座二ヶ村之分、皆々おしなかし申候、此故御公儀へ御

訴訟申上候へハ、両村へ判金壱枚被下候、残り之御車も、破損多く御座候得共、是ハ御訴訟も不申上候、中地ニ而ハ、家屋敷そんし、人もあまた相果、馬なとも死申候、とらの年ノ水ハ、伊勢、みの、おわり三ヶ国へハ、山の上へも水のり申候、五百年にても、千年ニも無御座大水之由、皆人申事候

一　卯ノ年卯月廿日ニ、公方様御他界被遊候へとも、御祭礼ハ無相違御わたり被成候

一　御車わたり候江通り、此年より新宮ノ前へ御ほりわり被成候、六月六日迄堤江通り人足ハ御役之衆に而、御普請被成候、御奉行小山市兵ヱ殿鳥井与三左ヱ門殿、御下代ハ桜井無右ヱ門殿ト申人ニて候、御下役衆へ御理り申上候へハ、筏は村之車之たん、東南へ弐間返りつき出し被下候、たんひろく罷成、満足仕候処、御車之蛇柱、人形柱、寅の山おろしにそんさいし申候故、新敷仕なとし申候、大工ハ長次市十郎

慶安五年壬辰

一　辰ノ年江通り浅く、御車出かね申候、大勢かかり、おし出しおし出し、何も出申候、戻り車も江之内へ入申候、別而替儀もなく、御車わたり申候

承応弐年巳ノ年

一　筏場三番、六月六日ニ近年おほへさる大風ふき申候て、家あまたそんし、人馬なともあやまちいたし、又ハ相果候者も御座候、されとも御祭礼時分ハ静ニ而、不相替御車わたり申候

一　閏六月十四日之試楽ニ、ちやうちん廿、たうろう五ツともし、江の内はかりニ而はやし申候、十五日之朝ハいつものことくかさり、台尻はかり橋迄御車わたり、御参宮もいたし申候、山ハわたり不申候、御車舟ハかた町衆より御寄進被致候、いちへノ御車もわたり申候

承応三年　午ノ年　未ノ年　申之年

此三年ハ無別儀御車わたり申候

明暦弐年酉ノ年

一　殿様御見物ニ御座舟ニ而、なこやより御越被遊候、則壱ヶ村ニ而三人つゝ、上下を着し、御むかいニ罷出、御目見へ仕候、御車御覧被成、御ほめ被成候由、其比山口八郎右ヱ門殿御代官御取つきに而、御車之花、殿様へあかり申候

万治元年いぬノ年

一　筏は三番、此年より十二日之舟わり、せハしきとて、米之座先車之時、十一日ニいたし、舟からみ置、車ハ十二日ニあけ申候、何とやらん調子ぬけ致、よからす、さりなから、よしあし五年之内五ヶ村之先車一返通し候而、舟わり十二日之朝にいたし候ハんと、申合候而如此候

万治二年亥ノ年

筏は弐番、無相替儀、御車わたり申候

万治三年子ノ年

一　此年十四日ニ雨ふり、日の暮て迄ふり申候故、しんかくのひ申筈ニ候処、にわかに日あかり、其夜御車わたり、十五日之朝も天気よく、御車わたり申候、神変御事

寛文元年辛丑

相替儀なく御車わたり申候

寛文弐年寅の年

一　六月十三日大雨大風、御車山なとも打かへす程ふき申候、皆々罷出、苧綱山あけの大綱をもつて、方々へつなき置申候、十三日之打まわしのひ候て、十四日之しんかくも、十五日之御車も、無何事相渡り申候

寛文三年卯の年

一　筏場三番、無相替儀御車わたり申候、御車一之段ふるひ申候故、新敷仕候、又御車船わりも、十二日之朝に卯

の年より成申候

寛文四年辰の年

一　筏場弐番　無何事御車渡り申候

寛文五年巳ノ年

一　筏場壱番、水沢山にて、天気能、御車わたり申候

寛文六年午の年

一　筏場五番水沢山ニて天気能、御車わたり申候、殿様御末子大助様、御座船ニて向嶋右京門前ニて御見物被成候、五ヶ村より台尻ニかさり申候花、橋の詰ニて、壱本宛指上申候、いかにも御機嫌ニ入申候、御代官村瀬彦左ヱ門殿へ、十五日ニ五ヶ村肝煎中罷出候へハ、今度御座船ニ花指上ヶ申事、能気の付候とて満足被成候

寛文七年未の年

一　筏場四番、無何事、御祭礼御車相渡り申候

寛文八年申の年

一　筏場三番、無何事、御車渡り申候

寛文九年酉のとし

一　筏場弐番、無何事、御車わたり申候

寛文拾年戌のとし

一　筏場壱番、戌の年の三月、山本勘右ヱ門殿御手代平野佐太右殿へ御申候ハ、御車江通り所まちほらせ可申候と、御車肝煎中へ御相談申候間、何れも尤と申、肝煎中片町へ罷出、五ケ村人足家並ニ出申、心の儘ニ江通り堀申候。其故六月之御祭礼ニ、御車やすやすと渡り申候。いかにも江通りハ、まへかたに干あかり之時分ニ堀申度事ニ候。

寛文拾壱年亥のとし

一　筏場五番　無何事、御車わたり申候

寛文拾弐年子ノ年

一　壱番　塘下　　山ハ鉄炮　　置物ハ高砂

一　弐番　米ノ座　　山ハ那須与一　置物ハゑびら

一　三番　今市場　山ハ小鍛治　置物ハ弓八幡

一　四番　筏場　山ハさよ姫　置物ハぜかい

一　五番　下構　山ハ鵜飼　置物羽衣

此年中納言様御次男摂津守様御見物ニ、十三日之夜佐屋の御殿へ御入被成、十三日之夜殊之外しけ申候故、はやく御入被成候、十四日ニハ朝より殊の外成大雨にて、台尻も山も餪り申儀成不申候処に、昼時分少降止候故、そろそろ山も台尻もかさり申候、又七ツさかりに雨少宛ふり申候へとも、台尻かさり申候故、児連皆々御車へ乗申候へは、同暮合ニ天気あかり候て、無何事、御車渡り申候、十五日の朝ハ事の外成西風にて、今市場の山船、五拾人ほとにて出申候へとも、出かね申候て、三度迄吹戻し申候、惣而何れの山船も、江口ハ出不申候処ニ、五ヶ村人足追々に被申付、車壱輌ニ百人程宛乗り候て、船手を引漕申候得共、御車自由ニハ出不申候故、五ツ時分ニ風吹、山やすやすと御車渡り申候、神変寄特成儀と諸人感し入候

摂津守様十四日暮合ニ、向嶋右京前江御座船にて御入被成、しがく御見物被成、其夜当所御殿へ御入被成、十五日之朝、又右京門前へ御出被成、御見物被遊候、橋の詰にて五ヶ村御車より台花に仕上ケ申候、殊の外成御機嫌にて、御ほめ被成候、町年寄四人ハ、御車仕廻御目見へ仕筈にて御座候処ニ、はや御船出申候故、小舟にて御座船をしたい、漸く中地前にて追付、首尾能御目見へ仕候、摂津守ハ河村次郎兵ヱ殿へと申候、則御取次被成候、此時之御代官ハ山本仁兵ヱ殿と申候、此年筏場壱段新敷仕置申候

同子ノ年閏六月之御祭之次第

六月晦日に忌竹四本立申候、但此竹ハ村々にて調申候、酒壱升、鰹節壱ツ、四手紙壱状、土器五ツ、先月のことく祝ひ申候

からミ綱八筋、船つなき綱弐筋、足代少し打申候、但閏六月十日ニ、町にて打申候、此わら拾弐束調申候

一　閏六月十二日台尻上ケ、町百姓共ニ遣申候、酒三升、鰹節弐ツにて祝い申候

一　同六月十三日、先月のことく打廻し仕、御参宮申候

一　同十四日試楽、煋籠五ツ、灯煋弐拾、先例のことくとほし申筈ニ御座候処ニ、方々より寄進御座候て、煋籠廿八、灯煋二三百宛、五ヶ村とほし申候て、天王川中程迄出し申、戻りには片町の江通りへ廻し申候

同十五日之朝、台尻五輌いつものことく、置物、花、小袖、餝り申候、但花のはく紙廿枚打せ申候、但し橋の詰より、先月のことく御参宮仕候、天王拝殿ニて三番囃申候

一　台尻船弐拾艘、けいこ船五艘、片町より寄進被致候

一　台花壱本宛、枝花弐本宛、御代官へ持参仕候、但シ指樽壱荷、鰹節弐連、前車より御代官へ持参被致候

一　御代官山本与三兵ヱ殿へ、閏六月十四日之朝、当所へ御越被成、御宿ハ庄屋伝七

一　御足軽大将彦坂八兵ヱ殿へ、同十四日之朝御越被成候、御宿ハ宝泉寺

一　御目付（空欄）同十四日之朝、当所へ御越被成候、御宿ハ筏場順正

一　先月のことく、橋の両詰に垣を結ひ、櫓を上ケ、橋賃七八貫文程得申候

一　十四日之試楽ニハ、存之外見物多く御座候、見物船四五十艘も御座候、同十五日之朝も同前ニ御座候

一　市江の車も渡り申候

一　十四日昼より賑ひ申、片町ニハ、小芝居壱軒仕、小屋掛上下之内ニ弐拾軒斗御座候、但シ芝居ハ当所佐平太御公儀へ御訴訟申仕候、橋詰町ニハ呉服屋、御箸屋、扇子屋、さや師、仏具屋、花売、薬売、帷子屋所々より参、廿日迄賑ひ申候、辻には太布売参、賑ひ申候

閏六月十四日燈明之寄進之覚

一　弐拾燈（上段）　御手代平野定右ヱ門殿

一　六拾燈　大橋源三右ヱ門　星野十左ヱ門

加藤彦三郎　小滝九郎次

御車肝煎中　大橋喜市郎

一　五拾五燈　高町屋中

一　弐拾燈　堀田杢之進

一　三拾弐燈　橋詰町中

一　拾弐燈

一　拾弐燈（下段）　真野是十郎

一弐　燈　大橋作大夫
一五　燈　林弥五左ヱ門
一五　燈　山田松右ヱ門
一拾弐燈　佐藤九十郎
一拾弐燈　同加兵ヱ内
一弐　燈　鈴木善助
一弐　燈　横江久七郎
一七　燈　大橋伝右ヱ門
（上段）
一五拾燈　鈴木市之丞
一七　燈　岡本宗庵
一六　燈　片町忠四郎
一壱　燈　十左内まし
（下段）
一五　燈　坂口町四郎右ヱ門
一壱　燈　筏場なつ
一弐　燈　誓願寺

一　三　燈　林　宗

〆三百三拾三燈御座候得共、中ニ蠟燭ちいさく候故、十五匁ニ仕直候、燈籠廿八、灯燈弐百弐拾とほし申候

一　同十六日台尻下し、町百姓共ニ遣申候、但し祝ひハ無御座候

一　船人ハ先月のことく、筏場より出申候

延宝元年丑ノ年

一　一番　米ノ座　山ハ鉄砲　置物ハ高砂

二番　今市場　山ハ（不記）　置物ハ（不記）

三〃　筏　場　山ハいさり　置物ハ羽衣

四〃　下　構　山ハ（不記）　置物ハ（不記）

五〃　堤　下　山ハ（不記）　置物ハ（不記）

御神事無何事、御車渡り申候、乍去江通ニ水すくなく、殊ニ十五日ニ塩存知之外ミち不申、大尻舟ハ橋之詰迄渡り申候、山船ハ二番車迄ハ橋之手前迄渡り申候、残車ハ河中迄渡り申候、水少ク水難儀仕候

延宝弐年寅ノ年

一番　今市場　山ハ鉄砲　置物高砂

二〃　筏場　　山八丁かね　　〃　ハぜがひ
三〃　下構　　山ハ湯立　　〃　ハ（不記）
四〃　堤下　　山ハ鞠ヲける所　〃　ハ老松
五〃　米ノ座　　山ハとがへし　〃　ハ（不記）

六月五日より雨降候て、難儀申候、十二日之山上ケも大雨降候へとも、何事なく山上ケ申候、打続天気悪敷、十三日七ツ時分ニ雨降止候故、打廻神事相勤候、同其夜より雨降候て、十四日ニハ弥大雨ニて、山台尻かざり申儀成不申候、乍去台尻之屋ねノかきによひ竹まてハ、雨降候へとも捨置申候、七ツ時分迄天気見合候へとも、一円雨止不申候故、御代官山本与三兵ヱ殿へ御車肝煎中罷出、御神事之儀如何可仕と相尋申候へハ、御代官被仰候ハ、古来ニ御祭礼延之例、在之候哉と御尋被成候故、即年代ノ書付持参仕、御足軽大将幷御代官御目付御寺社拾人衆、御車肝煎中出合、右年代書付披見仕候処ニ、両三度迄御祭礼延申候例御座候ニ付、御祭礼延申筈ニ窺申候間、御足軽大将御代官御目付衆拾人衆、此衆中より御祭礼天気悪敷候故、延申由、御老中御国奉行衆へ窺ニ飛脚被遣候処ニ、御返事ニ申参候ハ、御祭礼天気悪敷候ハハ、任古例相延申様ニと申参候間、御国奉行衆より、御代官山本与三兵ヱ殿へ之返状、大橋源三右ヱ門ニ相渡し被申候

一　返状文言ニハ、貴札今拝見候、然者雨強ク降申ニ付、其元祭礼試楽渡り申間敷候間、指延申度之旨、車肝煎之者共、先例之書付持参仕候ニ付、御指越候、則御老中へ窺申候処ニ、夜中雨も強降、試楽不相渡候ハハ、十五日試楽相渡し、十六日へ祭礼相延候様ニと、御老中被仰渡候、左様御心得可被成候

恐惶謹言

六月十四日

林　市郎左ヱ門

稲葉九郎左ヱ門

山本与三兵ヱ様

尚々御足軽頭衆幷五拾人御目付衆より、窺ニ書状被指越候由、是又得其意候以上

右返状源三右ヱ門方ニ在之候へとも、後々ニおゐてうせ候儀も可有之かと存、今是ニ写し置申候

一　右之通御祭礼相延申筈ニ御座候処ニ、十四日ノ暮六ツ半時分ニ、雨も止申ニ付、台尻縁ニかざり、四ツ時分ニ試楽年例のことくニ渡り申候、十五日之御祭礼ハ、山ノ拵早天より仕、漸々昼時分ニ、年例のことくニ渡り申候、中々天気晴申様ニハ不被存候へとも、神妙之故哉覧、十四日之夜八ツ半時分より、天気晴申、諸人来入申候

延宝三年卯年

一番　筏場　山ハ鉄砲　置物高砂

二〃　下構村　山ハおとハ　（不記）

三〃　堤下村　山ハ早むさ落し　（〃）

四　米ノ座村　山ハてまり　（〃）

五　今市場村　山ハ湯立　（〃）

御車江通浅ク御座候故、御公儀様へ御車肝煎中御訴訟申上候へハ、江人足被仰付、橋ノ詰より御車段迄御ほらせ被下候、橋より城ノこし迄ハ津嶋人足ニ而御ほらせ被成候、是ハ中将様御見物被成候ゆへニ而候、天気能、無残所御車渡り申候

一　中将様此年御見物ニ御入被成候、則十四日之四ツ時分ニ津嶋へ御舟ニ而御入被成候、津嶋四人ノ町年寄、其外御車肝煎中、御迎ニ中地崎まて出申候、則御城へ御入被成、御一宿被遊候、御見物所ハ、向嶋右京門崎、御舟ニ而御見物被遊候、橋詰ニ而上ヶ花指上ヶ申候、町年寄四人ハ、別而十四日ニ御殿ニ而、御目見仕候

一　当君様、同年御見物被遊候、十四日之朝六ツ時分ニ、津嶋へ御入被遊候、御宿ハ米ノ座武兵ヱ方ニ御一宿被遊候、御見物所ハ向嶋五郎右ヱ門崎ニ四五拾間ニ座敷御とらせ被成、御見物被遊候、則五ヶ村より御車上ヶ花、差上ヶ申候、御機嫌ニ而候、其時之御代官山本与三兵ヱ殿ト申候

延宝四年辰年

一番　下構村　　二番　塘下村

三　米ノ座村　　四　今市場村

五　筏場村

無何事、神事相渡り申候

延宝五年巳年

一番　塘下村　　二番　米ノ座村

三　　今市場村　　四　　筏場村

五　　下構村

一　十二日之山上ケニ、塘下村ノ大工壱人、一ノ段より落テあやまち仕候へ共、五十日程ニ本腹仕申候、寄妙の御事候

一　十一日より雨降り候て、大村立ニ而、津嶋へ神鳴落申候、人壱人つかまれ申候、又十二日ニも村立候て、十三日ニも村立候て、打廻シ、されとも日暮合ニ御参宮仕候

一　十四日ニ天気曇り候へとも、台尻かさり候て、日暮ニハ天気も晴候て、御車渡り申候、然共風つよく候て、挑灯共大形吹き返し申候、十四日之夜七ツ時分より雨降り候て、何も迷惑仕候、天気弥悪敷、次第ニ雨つよく降り申候故、御代官へ同断申上、天気あかり次第ニ御車日中ニ渡し申筈ニ仕候処、市江之車ハ渡し申候故、御代官より天気悪敷雨も降申ニ、御車渡し申義如何と御尋候而、市江よりハ、雨降申候ても延申古例無御座候と申候て、御車渡し申候、其時御代官より津嶋御車肝煎中へ、年代々書付持参仕候様ニと被仰候て、則持参仕、向嶋吉左座敷ニ而御足軽大将御目付衆寺社拾人衆御町奉行代皆々御寄合申候而、右之書付披見被成候て、被仰候者加様之堅き書付之故、日中天気見合候て、天気あかり次第ニ御車渡し申候ニと被仰付候、昼時分ニ雨も少降り止候故、御車舁り申候、御車出し申候処ニ少つゝ雨降り候へとも、人形も立申候、台尻置物も立申候、花もかさり申候、然

共小袖ハ餝り不申候、無何事山台尻ともニ橋詰迄渡し、悦申候、則此年御代官替候て、五味所左ヱ門殿と申候、八ツ過ニハ天気透とあかり申候、然共山台尻十四日ニかさり候故、大雨故、まく其外諸道具ぬらし、大分損まいり申候

延宝六年午ノ年

一番　米ノ座　山ハ（不記）　置物高砂
二〃　今市場　山ハおとハ　〃　せがい
三〃　筏場　山八丁かね　〃　野々宮
四〃　下構村　山ハいなり　〃　熊野
五〃　塘下　山ハはやむさ落　〃　ハ（不記）

一　六月十二日ニハ水たしなく候へ共、十一日之夜ニ塩をつゝみ、山ヲ上ケ申候、然処ニ十三日ニハ天気能、打廻しの神事相済申候、十四日之朝より、事之外成しけ候て、山も打かへす程風吹候へとも、随分山ニ大綱つなき付候て、かこひ申候、然共台尻も山も朝之間ニかさり候へとも、右の風ゆへ、試楽も如何と存候処ニ昼時分より風も雨も降候て、山ノ人形、台尻の幕もぬらし申候処ニ、夜ニ入候て、少風も吹やミ申候ゆへ、試楽ハ渡り申候、然共人足御車壱輌ニ五十人程つゝかゝり申候、ちやうちんも三ケ二ハ吹き返し申候、十五日之朝迄も、一雨降り候てハ、弥風もつよミ申候故、御車渡り不申候処ニ四ツ過ニ少吹やミ申候故、台尻斗渡申候、是も中々人足五十

人程つゝかゝり申候、山ハ何と仕候ても渡り不申候ゆへ、江口ニ而人形を立まハし申候、然共今市場筏場下村三ケ村ハ、十四日ニ人形立申候故、則まハリ申候、上二ケ村ハ十四日ニ風つよく候故、人形立不申候ゆへ、十五日ニも人形まハし不申候、すなハち御代官五味所左ヱ門殿と申候

延宝七未年

一番　今市場　鉄砲　高砂
二　筏場　（不記）　ぜかい
三　下構　音羽滝　弓八幡
四　堤下　はやむさ落　たむら
五　米不座　鞠　おいまつ

天気能、御車相渡申候、此年御代官（中絶）

当殿様中納言様六日於江戸ニ御他界被遊、八日之日より御車破損諸事相やミ御祭礼も相延申候、八月御祭礼御渡り可被成かと、車屋之者共折々名古屋へ罷出、御代官迄御願申上候へ共、其の沙汰無之相延申候所、閏九月ニ御車渡し申様ニと重ねて被仰付候而、閏九月十四日十五日御車渡り申候、秋之中半、江堀等迷惑申候、乍去前々のことく御祭礼相勤申、十四日之八ツ過より雨降止、台尻斗渡り、山ハ江之内ニ而人形立申之分ニ候

延宝七年未年　（此年の記事重複記載あり）

天気能、御車御渡し被成候、見物も多く御座候而、皆人まんそく仕候、此年御代官替り候て、江坂清左ヱ門殿と申候

延宝八年申年

五月八日ニ公方様御他界ニ付、御祭礼御車渡不申候。然共市者成合ニ仕候様ニと、御公儀様より被仰付、いつものことく、廿五日迄市立申候。然共中座幷片町之小屋ハ懸不申候。本たな斗ニ而売買仕候。何とやらん、かたつまり候て、おかしきものニ相見え申候。

一　此年之先車当番、筏場村大橋源三右衛門殿加藤左の右衛門ニ而御座候。右両人名古屋へ七月初つかたニ罷成候て、御代官江坂清左衛門殿へ申上候者、公方様御他界ゆへ、六月御祭礼御車渡り不申候へとも、先年天王御祭礼やミ申たる儀無御座候間、御公儀様へ被仰上候て、来る八月ニいつものことく御祭礼御渡り候様ニ被仰被下候へとも、御訴訟申上候へハ、清左衛門殿尤の様にお請候て、則御公儀様へ被仰上候へ而、又右両人之者召出、殿様御意之旨ハ皆申上候通、来ル八月ニいつものことく天王御神事相渡し申候様ニト被仰付候間、左様之旨相心得申様とて、江坂清左衛門殿被仰渡候。津島中、其外在々所々迄も祝申事無計候。従殿様、竹舟幷御寄進米、いつものことく御寄進被遊相渡り申候。七月晦日ニ忌竹立、八月朔日釿始、同八日綱打、十一日江堀、十二日山上ケ、十三日打廻シ、十四日十五日いつものことく御車天気能御渡被成候。見物衆も一入珍敷存候故やらん、多く御座

候而、一段と祝申候。片町ニ芝居多ク、舞興行小見世物然々御座候而二十五日迄一段とはんじやう仕候。御奉行衆ハ御足軽大将、町御奉行下代衆、寺社御下代衆、御代官江坂清左衛門殿、いつものことく御越被遊候。又々珍敷候て祝申候。

天和元年酉年

一　御祭礼いつものことく、無何事御渡し被成候。天気能皆々まんそく仕候。

天和弐年戌年

一　御祭礼無何事、天気も能御渡り被成候。然共御代官江坂清左衛門殿平門被成候而、御祭礼之時分坪明不申候ニ付、当分之被仰付ニ而、五味所左衛門殿罷被成候。七月時分ニ江坂清左衛門殿平門御免被遊候へとも、御役義被召上、三浦又兵衛殿ニ御代官被仰付、御代官替り申候。

天和三年亥年

一　亥ノ五月廿八日ニ徳松様御他界ニ付、御祭礼之義、如何可仕候哉と、車屋ノ者共御代官迄御断申上候処ニ、そろそろ用意ハ仕候て、様子見合申而、御左右可有之、被仰渡候故、車屋車屋ニ而少ツツこしらへ申候処ニ六月九日ニ御祭礼ハ相延申由、御代官より申来候故、其通ニ仕候。乍去市ハ前々ノことく立次第ニ申様ニと被仰付候。

六月十三日ニ御代官三浦又太夫殿当所ニ御代被成候故、車屋之者共も罷出、当年ハ御心不成相延申候。重而様子御勘かへ被遊可被下候て、御訴訟可申上候と申罷帰候。然所ニ十三日八ツ過ニ名古屋より飛脚参候て、御神事前々ノことく相渡し申様ニと申来候付、御代官へ皆々車屋之者共被召出、右之被仰渡候車屋之者共、中々渡り申儀不成間敷儀ト難義仕候所ニ、山上ケ綱ハ五ケ村庄や衆受取、江堀之義四ケ村新田ゟ人足御よひ被成候。舟之義桑名方々ゟ参候舟共、無異儀頼候て、十四日之朝山上ケ仕、それゟ山台尻かさり、前々ノことく御神事相渡り申候。

十三日四日両日之内ニ万事相納申儀ニ候へハ、壱両之御車ニ大工拾五人程ツツ懸り、十三日四日両夜なから、何も夜あかし申候。殊ニ薄ケ織物分、御法度ニ被仰付候故、山台尻之かさり物、何も仕直し一入難義仕候。御車へ乗申者共、刀さし不申候。殊ニ鑓なとも持せ不申候。何とやらん塩ぬけ仕たる御神事ニ而御座候。

貞享元年子ノ年

一　六日九ツ時分ゟ雨降り申ニ付、しかく渡りかね申候所ニ日暮過ニ天気少あかり申候故、何も車ニ乗申候へハ、弥天気能いつものことく、たうろうちやうちんとほし申候。十五日之御祭礼ハ、明六ツ前ゟ事の外風吹申ニ付、様子見合せ候処、弥風つよく候て、中々山ハ渡り申間敷候由、御代官へ御断申上、たいしり斗、いつものことく渡り申候。山ハ江ノ内ニ而いつものことく人形廻し申候。

鑓刀織物はくけ御法度前ノ年のことくニ而候。

貞享弐年丑ノ年

一　無何事、御祭礼相勤申候

貞享三寅年

一　無何事、如例年御祭礼相勤申候

貞享四卯年

一　無何事、御祭礼相勤申候

元祿元年辰

一　無何事、如例年御車渡り申候

元祿弐年巳

六月十二日山上ケニ、堤下三之たん上ケ申時、二之段ひしけ候て、一之たん共ニ引ころんひ申候。俄ニ二之たん津嶋中大工共寄合候て、作事仕候而、昼過ニ出来仕候而、同日ニ山上ケ申候。御車無何事、相渡り申候。

元祿三年午ノ年

一はんハ筏場村
天気能ク、祭礼首尾能相渡り申候。

元祿四年未

一はん下構村、六月朔日より大雨ニ而打つゝき降、六月四日ニ大水出申、濃州百八里、大くれ輪中、竹はな輪中、不残水入申候。津嶋も下一色堤切、かいつ切、名古屋より当地迄之分、一辺ニ水ニ入、畑迄ひたし申候。然共当地ハ居屋敷へハ水のり不申候。
天気六日ニくもり候故、最も又祭礼ニハ天気能、今度又々　十三日ニ雨ふり　打廻しハ相調申候。十四日雨降り候へとも、たいしりかさり申候所ニ、天気あかり不申候故、しかく相延申筈ノ所ニ暮合より少雨間御座候故何もなく御車渡し申候。
十五日ニハ天気くもり、雨も小雨ニ候へとも、御車渡申所ニ雨も止申候。風ハつよく候て、片町より舟頭共頼、山たい尻ニ十人五人ツツのり候へとも、堤下之車、五郎右衛門迄ふきつけ申候。然共無事御神事御勤申候。神妙成事と申して、此年ハ奥田彦九御代官候処、名古屋ニ御用候而、津田留兵衛殿ト申御代官ひとり御出被成候□□□□壱花指上ゲ申候。彦九殿も右之通指上ゲ申候。

元祿五年申ノ年

一　先車堤下村、五月中時分ゟ、日てり候て、六月七八日時分迄てり申故、日々川水たしなく申候て、十一日ニ江堀いつもくことく堀申候へとも、中々川水まし不申候而、迷惑申候。十四日昼時分ゟ江堀ニ津嶋中罷出候而堀候へとも、水まし不申候。十四日之しんかくハ、舟頭まし候て、何もおし候てやうやう渡り申候。十五日之御車、事外塩ミち不申候故、先車弐番三番迄ハ橋迄やうやう渡り候へとも、四番五番ハ車ニすり分通り不申、川中ゟ小舟ニ而上り候而御参宮仕候。加様成儀ハ、先車之肝煎不請知と皆へ申候。前かたニ江堀ニ念ヲ入申候ハハ、御車無相違渡可申所、重而ハ念ヲ入候て、江堀可仕事ニ候。

一　此年三月十二日夜八ツ時分ニ、堤下橋詰之かと、藤十郎と申家より出火候て、橋詰町両町幷西ニ至る片町下迄従惣左衛門と申者之家ニ而火留り申候。筏場両町幷横町不残、浄蓮寺御堂のせこ不残、音阿ミかし家ニ而留り申候。

一　堤下両町上切東大手家ニ而火留り申候。西ハ彦太家ニ而火留り申候。

一　かなたうろ両町不残、川端之家ニ而火留り申候。

一　坂口両町、高町両町幷誓願寺辻ハ今はおりと、平六家ニ而火留り申候。西ハすしへ出すし西町不残くわからや ニ而火ハ留り申候。

一　坂口おりとハ作之者かし家ニ而火留り申候。

右之通不慮成火事出来ニ付、迷惑十方失申候。五百年ニも千年ニも覚不申儀と、何もかなしミヲなし申候。殿様ゟくれ木□□木松木被下置、難有何も奉存候。□れゆく御祭礼も何とやらん、諸人心ニ入不申候。然共下さ

れ木ヲ頼、家小屋懸ケ申、市も前々のごとく立申候。

元祿六年酉之年

一　先車米之座村、御車川通あさく候て、六月御代官へ御理申上候へハ、津嶋中幷大平淵高西川端、不残人足被仰付、六月二日ゟ堀申候。祭礼無何事相渡申候。

元祿七御戌年

一　先車今市場村、御祭礼無何事相渡申候。当年殿様御代替ニ而、大殿様御いんきやう被遊、則大納言様ニ御成被遊候。若殿様中納言様ニ御成被遊候。御代替故ニ而候や、諸事御仕置被仰付、御家中幷諸百姓等迄ニ、急度被仰出候。御国中百姓町方へハ、きぬ、つむき、さらし幷かつは、からかさ御法度被遊、諸人難義仕候。然共、御年礼相勤申衆中ニハ、きぬ、つむき、さらし、かつは、からかさ御免被遊候。幷ニ道中筋問屋本ちん宿仕候者ニハ右之通御免被遊申候。御国中、代官所、給地庄屋共ニハ、かつは、からかさ御免被遊候。但名古屋町人ニ而御法度ハ無之候。然共掛物のたくいハ御法度ニて候。此年御代替ニ而五味所左衛門殿と申候。

元祿八年亥之年

一　先車筏場、無何事御祭礼相渡り申候。此年御代官替候。堀又左衛門殿と申候。

元祿九年子之年

一　先車下村、御祭礼無何事相渡り申候。六月十七日ニ御芦、中地崎へ御着被成候ニ付、方上りゟ町中百八燈とほし、御馳走仕候。然所、先年町方ハ鼓太鼓笛ニ而踊申程ニ、地方ハ太鼓斗ニ而踊申候こと、殿様被仰出其通ニ相勤来候所ニ、地方ゟ鼓太鼓笛ニ而踊申上度由、御代官へ申上候へハ、御代官ゟ町方之者ニ被仰聞候ハ、地方かく之通ニ願上、町方も鼓太鼓笛之外、なり物之訴訟仕、地方と一所願申居候。然ニ御庄や衆幷関屋市之進殿、町方へ異見有之候へとも、町方之者申候ハ、先年地方之鼓太鼓ニ而踊申儀ヲ御老様へ御願申上、殿様御披見ニ入、地方鼓太鼓笛御やめ被成、以後ハ太鼓ゟ外ニ、なり物無用之由被仰出候故、今又御上意をもかへり見す、只今地方と一所ニ、なり物かた御訴訟申上儀ハ、何も迷惑仕候。其段御免被成不□様ことく名古屋迄年寄共幷惣庭之者共罷越願之御断り申上候へハ、前々の通、町方斗踊こと御願申上、鼓太鼓笛ニ而踊申候。地方願ハ御取次不被成候而、届之通ニ罷成申。

元祿拾年丑之年

一　先車堤下車、無何事御祭礼渡り申候。此年御車下肝煎迄、御祭之内さし申候。刀御免被遊候。十六日迄刀さし申候。御年刀御赦免之衆ハ各別之事ニ候。

元祿拾壱年寅之年

一　先車米之座、無何事御車渡申候。此年御代官替ニて横池仁衛門殿と申候。

元祿拾弐年卯之年

一　先車今市場村、五月晦日ゟ御祭礼之用意仕候。八日ニ筏場村大綱も打申所、八日之晩ニ（以下紙なし）。

市江祭記

抑津島牛頭天王六月十五日御祭礼の濫觴(ランシャウ)ハ天王西洋(ニシノウミ)より光臨在(マシマ)しける時、市腋嶋(ノチエ)今の市江島なり、草野に御船着けるに、牧童(クサカリ)集り居て簀(アシカ)を積重ね、或い拘(ヲウコ)に手巾様の物を掛、笛を吹鎌を打鳴らし、余念なく遊び戯れけるに、愛(メデ)給ひ、児舞笛の譜等を製し、是に教へ玉ひしと也。

今に到り、笛の家に伝へ、津島笛とて秘伝の別譜とかや。世人語り伝へ、或ハ日記等に黒宮修理と云者の下部草苅より始るとの説誤なり天王津島の居森御鎮座の頃の濫觴、文治の比、天下大に乱て、合戦止時なし。依之御神事も自然と等閑になり、既に退転せんとす。其比、諸国に疫癘流行て、万民脳(ママ)事夥し。然るに市腋嶋に黒宮修理と云武士あり。渠か召仕の童をして、神託あり。六月十五日の神事ハ、国家安全武運長久の祭なり。疾々調営すべしとなん。因茲修理打驚き、一族と議し、船を組、屋形を設け、さま〴〵に粧ひ、舞楽を奏しけれハ、疫癘忽鎮り、万民安堵の思ひをなしけるとなり。夫ゟ御祭礼中絶なかりけるに、元亀元年の頃、信長公御弟織田彦七殿、尾州子消(コキエ)村に砦(アシカ、リ)を構へ、在城ありけるに、信長公志賀陣にて手塞りと聞て、修理か末葉黒宮治郎左衛門と云者、子消村へ攻寄、砦を八重十重に囲み戦ひけるゆへ、織田方打負、十一月廿一日彦七殿矢倉に上り切腹と云々。

天正二戌年七月十三日河内軍書に河内とあるは市江嶋の事也御成敗として、信長公御父子御出陣、勢州五明村に御陣を居られ、市江一揆悉く御退治、此時治郎左衛門始め一族、不残滅亡し、農夫も離散し、空地となり、御神事も退転せり。天正の末、宇佐美、服部、佐藤、伊藤いつの頃改姓せしや、祖父江青木の二姓となりて、伊藤氏今はなし四家の浪人、荒地を起し、百姓召集め、此市江嶋に在住し、絶たる御祭礼を再興せハやと、旧記を尋ね、古例を糺し、往古の儀式悉く闕る事なく調へけるより、凡年暦弐百余年、無中絶相伝り、今以御繁栄の御祭礼なり。

一　往古は市江車も二輌にて、一輌車楽（タンジリ）一輌山車なり。車楽の荘りに屋台と云ありて、上段中段に二ツの人形を置古より能人形にて年々替る也、今迚も如斯（カクノゴトク）山車の上にも人形を置、蛇の形を作り荘りけるとなり。昔御神事畢（ヲハリ）、彼の荘り乃人形、蛇体を其儘にて蜂ケ尻の渕に沈けるに、忽精神（タマシイ）入、大蛇と成り、山車を沈没せしとなり。依之今も人形を寸々に切、蜂ケ尻にて流ける事古実となりけり。天王乃旧記に津嶋祭十二輌と記候事、一歳の月数に象とあり、是市江車二輌あり申候証拠なり。

一　昔市江嶋ハ勢州長島に属して、高三千石の所にて、菅沼織部正定盈領知なり。慶長六年辛丑国君松平薩摩守忠吉公御祭礼御覧の砌、他領より先車出しける事訝（イブカ）しく思召、由緒御尋所々の記録等御穿鑿在して、市江車御神事根元なる事顕然たるにより、濃州安八郡の内替地遣され、御領地に相成候よし。

御車之儀式

一　斎竹四本毎歳御上ゟ御寄附にて、濃州円城寺村江被仰付、右村ゟ請取、五月晦日東保村内両所に建也。勿論御神事ニ罷出候者ハ、晦日ニ煤を払、家内火を清め、七日ゟ別火するなり。

一　六月朔日四家筋目之者、御車屋江会合して、役者を定、左之通認、御車屋方ニ張置也。中古以来市江嶋江追々引移豪家も、数多なりたれとも、四家一族の外、此御神事に与（アッカル）者一家もなし。

御車役者附之事

一　児　　何ノ誰

一大鼓　同
一鼓鼓　同
一下拍子　同

一船弐艘

六月朔日

右役者附ニ笛誰と不書、船弐艘と認る事古実なる事、蘇民天王江奉貸真要之宝船に表するなり。此舟漕して、一刹那に千里を行とや。

一児二三人花烏帽子に大口、玉襷を掛、羯鼓丸撥を持、年齢三才ゟ五才迄。
一楽打壱人、素襖に袴、小結烏帽子を冠、年齢九才ゟ十二三才迄。
一大鼓（ヲヽト）二人、装束年齢同断。
一下拍子装束同断、年齢六才ゟ八才迄。
一六月七日ゟ十二日迄、西保村星ノ宮拝殿にて、児共集り稽古あり。
一笛吹、人形作ハ、往古ゟ熱田社人を雇ひ、毎年七日より参勤。
一同十三日鉾剣之祝義、山揚幷花附紅白の梅花を作り屋台のうへに荘る鉾は車の前に荘り、艫に鎗二筋建也。児船にも鎗長柄等を儲る。矛（ホコ）ハ悪魔降伏、災難をはらひ給ふ神剱なりとぞ。仍之諸国大社之神事に多有之、至而謂れ有

事にて、是全く先車たる□にて外車ニハ無之。

一　市江御支配御代官御配下、十三日より東保村へ御越、御祭礼畢候迄御附添。

一　山揚下し、諸道具持運び、車銛り引登、諸事車新田東保村之者相勤候古格也。

一　十四日未刻、児四家の一族星ノ宮にて揃ひ、拝殿において舞楽あり往古は花児鞨鼓を打鳴し拍子に和舞（アハセ）けるなり夫より道々立楽して西保湊に至り、御車にて試楽あり、儀式畢り御車を津嶋蜂ケ尻車着場まで引登せ、繋松といふに纜を繋なり。御奉行船始終御指添、児船は御車より先へ登せ置也。

一　同十五日寅之刻、屋台を起し、卯ノ刻、児幷四家の一族御車に乗り、舞楽を調へ、蜂ケ尻より天王橋詰迄、川上拾丁余の場所相渡すなり。波渡場近くなりけれハ、東保村車新田之者十人、髪を捌き裸にて銘々鉾を捧、我先と走て、神前へ持行なり。右鉾持、神宮河村九郎大夫屋敷にて、裸の儘一間へ通し、料理を出されける。御車既に着岸すれハ、波渡場にて津島御代官へ神酒作花を調進する也。夫より各神前へ参詣すれハ、河村九郎大夫予参ありて、拝殿におゐて舞楽を奏し、神酒頂戴の盃礼等あり。夫より道楽し、末社回りをして立帰り、御車を漕戻すなり。戻り車にて神酒神御供頂戴の儀式畢り、御神事相済、銘々勝手に帰村する也。御車も西保湊へ漕もとし、当日山下し済。

一　御神事畢候上、御支配御代官幷御車附御奉行衆江神酒作花遣シ申候。

一　当御神事別而大切に古格を守る事、謂れあり。秘事なれハ、是を漏さず。

御車由緒

一　金襴 唐織の御小袖　　六ッ
一　人形そば津き　　壱ッ
一　楽の胴掛　　壱ッ
右三品

東照宮ゟ御寄附、天和三癸亥年、御国中厳敷御簡略仰出、諸社之神事、都而織物類御停止ニ相成候付、当御車之儀相伺候処、御吟味之上、御寄附之三品御免に而銀申候。

一　高五拾三石

右御車領鎌倉新田平嶋新田之隣合ニ而、則車新田と称へ、東保村に属するや、寛永三丙子年、市江輌中御検地被入候節、由緒無之寺社領悉く被召上候砌、御車領も由緒御尋ニ被成候付、右御物成を以、往古ゟ御神事無退転勤来候趣申上候処、乍恐源敬様御耳ニ御達被成下候得ハ、市江車之儀武運長久、国家安全之神事之根元ニ而、先車ニ相渡シ来候事、慥成証文候間、前々之通、無相違附置候様御意候間、難有奉存候様、御国奉行酒井久左衛門殿服部小十郎殿被仰聞候。其後御証文被下置、御車屋所持仕罷在候。尤御車領市江御支配御代官御検見被成下、御免相年々御上ゟ被仰出候。此御車領最初誰人之寄附候哉、勿論年暦相知不申候。併五拾三石之御高之義ハ、尾

張世々迄御領主御知行高之外ニ候由。

一　御代々殿様御祭礼御覧の節、御船江台花獻上、御車屋名披露之御目見仕来申候則、市江御支配御代官御取次、御方々様御覧之節も御同様。

一　御車船二艘、御上より御貸渡、濃州三ヶ湊ゟ毎年御役にて参り申候。

一　向嶋波渡場、巾十五間ニ津島ゟ築立候古格候。今ハ御上ゟ御入用ニ而被成下候。右十五間之波渡場、七間半市江車分と昔ゟ御定に候。

一　御車川通、西保湊ゟ津島迄一里余、浅瀬之節ハ、例年御入用にて御浚被成下候。勿論始終御役人御附添被下候。

一　佐屋御殿西ゟ蜂ヶ尻迄之堤通、御車登綱手之障に相成候故、往古ゟ堤外竹木等御植不被成候。西保堤之内、長四拾間御車居場ニ而、御除地候。

一　御車大工本役にて、御役銀御免ニ候

一　市江四家之義、最初七所を取立候家柄故、格別ニ相立、一族之者迄、往古ゟ常々帯刀仕来候処、御国中帯刀仕候者御改之節、本家四人之者并惣領壱人ツヽ、先規の通代々帯刀御免被成下、一族之義者神事の節斗致帯刀、常々ハ遠慮仕候様、御代官今井佐治右衛門殿被仰渡候。

一　車銕諸事、市江同様ニ不相成、古来ゟの定候処、津嶋車楽（タンシリ）二輛、市江車之通唐破風之屋台ニ仕候ニ付、市江ゟ致出訴候故、被遂御吟味、既ニ如元仕置候筈ニ相定候処、御国奉行所ゟ被仰出候ハ、一諸に相渡候神事車ニ遺恨

等有之候而ハ神慮に不相叶候間、致勘弁、二輌之車ハ重て致修復候迄其通ニ差置、残三輌之車、向後唐破風ニ為致間敷旨被仰付候由、御裁許ニ依而、其分ニ而相済候。其後火災ニ而五輌共致焼失、今ハ唐破風之屋台無之候。

一　市腋嶋西ハ木曽川、北ハ一ノ江川、南ハ二ノ江川、東ハ葭野也。依之川内トモ市江嶋トモ云也。慶長之比迄長嶋之領分故、軍書等ニハ領長嶋川内トアリ

一　市江本西保、荷之上、西条ヲ市江三郷ト云。後東保、東条ヲ加ヘ五郷、其後五之三、鯏浦を添七、或説ニ鯏浦ハ外ニ而本部田ヲ加ヘ七郷なりと未考

一　正保三丙戌年、二ノ江川御築留西保村下平ゟ五ノ三ゟ太郎迄

一　万治元戊戌年一ノ江川御築留佐屋宿ゟ西保迄

今般佐屋御奉行太田文左衛門殿より因ニ御尋ニ所々之旧記并往古より四家之申伝等委遂ニ穿鑿ヲ一糺シ誤ヲ補イ洩タルヲ令ニ再撰ニ者也、後人此書を以市江祭記之可シトレ為スニ実録ト云レ爾

于貞寛政十二庚申春五月

尾州海西郡荷之上村住

服部弥兵衛政慶

再撰

御車万事入用覚帳



御車万事入用覚帳

一　五月晦日いミ竹祝　しめかミ弐帖　教津坊ゟ
　　しめなわ同役　毎年きしん

一　まんちう五十

一　酒弐升　一　むしろ弐枚

一　かつを弐ツ

一　六月朔日てうな始祝

一　もち百

一　酒三升　一　むしろ三枚

一　かつを弐ツ

一　六月十日つなうち祝

一　まんちう四百五十　但一切へ百ツツ
　　五十ハ若ヰ衆へ

一　酒弐斗九升　西切へ五升若ヰ衆へ七升ツヽ
　　三升残るハ三切へ

一　六月十一日江堀　御手代へ見廻

一　まんちう五十

一　酒壱升

一　肴

一　六月十二日山上ケ祝
一　酒一斗
一　肴
一　同日山ゆい之事
一　酒五升
一　肴
一　まんちう五十
一　六月十三日せんとち事
一　まんちう五十
一　酒弐升
一　かつを壱ツ
一　六月十三日松切事
一　酒壱升
一　かつを一ツ
六月十四日車へ見廻事
一　まんちう六十

一　酒壱升
一　かつを壱ッ
一　御車道く取置之祝
一　切麦
一　酒弐升
一　かつを弐ッ
一　渡ス分之覚
　　但同四斗五升ハ山入
一　米壱石九斗六升ハ
又内一升ハぁふら　大工作両
一　米五斗連臺寺へ
一　米弐斗花之方へ
一　米弐斗ありき
一　銭弐百五十文同人
一　米一斗のり之方へ
一　米六升かこ作方へ

一　銭百文花かミ弐帖そめちん　すおう
　　あさき
一　米三升　しやのひけ
　　そめちん
　是ハ午年よりおつま彦左きしんにそめられ候
一　銭三百文さき車へ
一　名古屋にてかい物之覚
一　杉原弐帖　但花紙
　いろかミ九枚是ハ上ケ花ノはかミ色ハ　あかき三まい
　　あをき三まい
　　きかミ三まい
一　あつかミ弐束
一　たん三十両
一　五ふん壱両
一　ヲ七わ五両ほど
一　こすミ弐丁
一　なわ弐十束
一　筆壱対
一　すりはち弐ツ
一　むしろ五枚大工へ

一　天目弐ツ

一　くちなし壱升

一　車にやとひ之事

一　たいしりふへ三百文

一　山ふへ　百文

一　山まほり　弐百文

一　仁行小袖きせ礼　かつを一連

一　しや作ちん壱分

一　花之柳之事

向嶋馬大夫ゟ毎年参候礼に十五日に台花を持せ遣候

一　六月十三日山ゆいハ切廻シ

一　十四日に勘太へ渡ス分

一　五寸くき　壱連

一　四寸くき　四連

一　三寸くき　三連

一　二寸くき　弐連

一　こさす　　壱連
一　かすかい　　五本
一　こうちわ　　壱本
一　はり　　弐本
一　小さす　　一連　是ハおき物に行手うつ釘也但別ふちにて遣
一　けいこ舟之事
一　らうそく四十丁　但下とうろう
一　らうそく百五十丁但ひよん
一　らうそく十丁但によい
一　てうちんくき四寸五連
一　上ケ花之事
一　台花御代官へ
一　折花御手代衆へ
一　御代官ゟ参候樽之払
一　たいちりにてわたし
一　たいちりせんとうへわたし

一　山大工へわたし
一　山せんとうへわたし
一　さき車之時之覚
一　御きしん米手形之事
一　舟弐十双
一　いミ竹　弐十本
　但九寸廻り
一　舟さを　八十本
　但七寸六寸七寸廻り
一　しやほね竹五十本
　但五寸六寸廻り
一　てうちん竹五百本
　但二間半三間
一　山ゆい竹　五十束
　但壱束に付五十本ゆい
一　壱ケ村ゟ銭三百文ツツ取

一　壱江へ置物といに人遣候事

（以下二行は細字にて後年の追加）

一　家共と　たい共と　十五日に
さし樽弐荷かつを五連　御代官へ

一　台花　御舟奉行へ

寛永十八年
巳六月吉日

春田才兵衛
大橋三十郎
大橋権七郎

尾州海東郡津島車由来之事

尾州海東郡津島車由来之事

一　天王祇園会車拾輌、以綾羅綿繡種々厳飾造物仕、林鐘十四日夜挑千燈号試楽奏音楽、翌朝拾壱輌之宝車、浮大河御橋左右令漂濤、天王御叡奉諫事、併天王往古之顕苦楽、今則三千世界守護神成給、日域垂跡一切衆生抜苦与楽故、車之上造物壱楽、其外之儀式皆以牛頭天王趣南海遂御本望、王子数多儲給御帰路之時、巨旦御討治被遊、五節配当別而六月歯堅於国人、所々祇園会仕候当社以御祭為終、是則宝祚御長久、天下泰平、国土安穏五穀成熟之御祭、此車限候由申伝候、毎年従国主様、津島天王御祭礼之時、御車御寄進米事

一　船　弐拾艘

一　大竹　百五拾本

一　小竹　弐千五百本

一　米　五拾石　但福嶋大夫御代ヨリ

一　高百五拾弐石四斗壱升五合　天王御車田

是者天王御池ニ而御座候処、元和四年ニ御代官藤田民部殿へ申上候者、右之御池新田ニ仕、御車之入用ニ仕度ト申上候得者、天王御池ニ而御座候者、神主社家社僧中より致相談可然与被仰候付、神主社家社僧中致談合、新田ニ仕候、其後鈴木九左衛門殿津嶋御代官之時、拾三年以前子年御検地入申候、又去年津嶋惣御検地之時、御検地奉行衆御立合御打被成、高百五拾弐石四斗壱升五合ニ罷成、則御水帳被下至于今慥所持車肝煎中所納仕、御車入用ニ仕候、但右之自御池武射之御祭ニ肴上申候代ニ、壱反ニ付米七升宛、神主社家社僧中へ相渡申候事

正保五戊子年正月五日

津嶋御車肝煎

河村武兵ヱ
光加次郎兵ヱ
服郎九兵ヱ
加藤八郎右ヱ門
加藤七郎右ヱ門
大橋源三右ヱ門
大橋権七郎
大橋三十郎
伊藤久太郎
横井七右ヱ門

高八斗四升

是者伊奈備前守殿御検地之時、車綱之入用ニ申請候、其後去々年津嶋惣御検地之刻、御理申上候得者、如前々御縄御除被下則、車肝煎中至于今所納仕候

伊藤久太郎
横井七右エ門

市江車元祿十六年未之歲願書留

元祿十四年巳五月　　又右衛門

渡辺清蔵殿

奉願御事

一　御車高欄　四方延テ長九間　墨塗所々金具　長押同断　但しんちう

右高欄金具共ニ破損仕候ニ付、御車餝り金、前々ゟ大分御座候間、右之通塗直し、金具等迄仕直し申度候ニ付、市江御車由緒之者共、吟味之上ニ而、奉願候間、如元仕替へ申候様ニ被為仰付被下候ハヽ、難有可奉存候以上。

海西郡市江嶋之内東保村

御車屋　又右衛門

（元祿十六年）
未四月

佐田源助様

右、又右衛門御願申上候通、相違無御座候間、仰付可被下候

奉願御車諸色蔵之覚

一　蔵　梁弐間
　　長弐間半

右者御車諸色道具大分之儀ニ御座候ニ付、太切成物共ハ、只今迄ハ御車屋又右衛門方ニ預り罷有候。残道具諸色ハ御車細工所ニ差置候へども、何れも太切成諸色ニ御座候へハ、火難水難幷盗人之用心共ニ無心許奉存候間、御車屋又右衛門屋敷之内、成地多ク御座候間、作申度奉願候間、被仰付被下候ハヽ、難有可奉存候以上。

酉十月

東保村御車屋　又右衛門
西保村　与八郎
〃　与六郎
〃　五郎右衛門
〃　七郎右衛門
〃　藤七郎

粕谷岡右衛門様

荷之上村　弥三兵衛
本部田村　喜三郎
東条村　勘兵衛
〃　権兵衛
西条村　藤兵衛
鯏浦村　利兵衛

一　田畑合五町四反壱畝弐拾九歩　御車田

内

三町五反弐歩　新田

此高三拾四石弐斗

内訳ヶ

弐町壱反壱畝弐拾参歩　畑方

壱町三反八畝九歩　田方

壱町九反壱畝廿七歩　本田

此高拾五石七斗三升

内訳ヶ

七反九畝弐歩　畑方

壱町壱反弐畝廿五歩　田方

一　宝永四年申亥六月十五日之御祭礼、津島村江口あさ瀬ニ成、塩ミちかね、十四日之晩ニ此方ゟ之御車津嶋ニおゐて、先年之御車着ヶ場へ、着ヶ不申候へハ、其節当村御代官河村嘉左衛門殿御手代矢野源内殿御奉行ニ当村へ被参候故、市江七ヶ村へ、人足百五拾人出し候様ニ触状御出し被成候故、人足出テ申故、無相違神事相勤り

申候。

一 其節之津島村御代官服部重郎兵衛様ゟ、御状ニ申被下候ハ、津嶋御車しがく、塩ミち所々あさ瀬に成、渡りかね申候間、明十五日ニ、御車急き渡し申様ニ、此方車屋へ参候故、又右衛門津島へ罷越申上候ハ、明十五日之御祭礼請合かたく奉存候間、此通御奉行様方へ、被断被下候様ニ申へハ、其儀ハともかくも、佐様ニ津島ニ而被申上成候。

一 十五日朝塩ミちかね、此方御車おそなわり申候故、又々津島御奉行へ御断ニ可参被罷出候へハ、津島村ゟ庄屋源三右衛門四郎右衛門、津島御代官為御使、右両人見届ケ被参候。其内塩ミち、此方御車いこき申、夜渡申候。

奉願口上書之御事

一 津嶋天王市江御祭礼車、渡海川筋、木曽川通り、早尾落合川ゟ上天王川橋詰迄、長七百間余、近年浅瀬ニ罷成去亥之年御祭礼車、指支通り兼、往還之渡海共、難義仕候御事。

一 右川通り、去亥之年地震ニ付、双方陶成シ、川通浅瀬ニ罷成、地水ニ而深成之、七寸五分潮満水ニ而深成、弐尺之水尺ニ而御座候。左候へハ、市江車之義、水深三尺余無御座候而ハ、通路難成候間、右川筋御見分被為仰

付、堀さらへ可被下候御事。

一　右川通浅瀬ニ罷成、御車之義ハ不及申、足立川筋御年貢米、通路之村々難義仕、其上津島往還船渡海通路之迷惑ニ御座候間、前々も堀さらへ被為仰付候間、来ル六月祭礼以前ニ、出来仕候様ニ、御了簡被為遊被下候者難有可奉存候。以上。

宝永五年子五月

海西郡東保村車屋　又右衛門
西保村　藤兵衛
東条村　勘兵衛
〃　権兵衛
本部田村　喜三郎
荷之上村　弥三兵衛
西保村　与八郎
〃　五郎右衛門
〃　与六郎
〃　藤七郎
〃　七郎左衛門

御見分　樋口又兵衛殿　岡本平兵衛殿
御手代　樋口茂兵衛殿　水野久右ヱ門殿

河村嘉左衛門様

御普請方ゟ
右江さらへ御役人足
幷江人足ニ而御さらへ被下候

覚

一　刀御免之者

海西郡東保村車屋　又右衛門

右者津島天王御祭礼、御車屋相勤申候、由緒筋目之者ニ而親代々ゟ刀指来り申候故ニ、天和三年亥年御法度ニ付、遠慮仕居申候。然処貞享五年卯年、御代官今井佐次郎様へ刀御免成被遊被下候様ニ、達而御願申候処ニ、四家四人之者共とて、漸々四人ニ御免被遊、夫ゟ以後、道中幷名古屋表迄、指来り申候、

正徳三年巳閏五月

右之通相違無御座候

鈴木藤兵衛様

奉願口上書之御事

津島天王川口、先月廿三日之木曽川大水ニ而、砂馳込、浅瀬罷成、市江御車船差支可申旨無覚束奉存、昨朔日之朝、潮満水ニ而水尺相改候処、漸壱尺弐寸ならてハ無御座、左候得ハ、御車船通路難成候間、先年之通、御車川筋指支無御座候様、御見分被遊被仰付被下候ハヽ、難有可奉存候以上。

市江御車屋
東保村　又右衛門

西保村　与市右衛門

荷之上村　弥兵衛

正徳三年巳六月

御見分衆岡本平兵衛殿　樋口茂兵ヱ殿

御手代衆伊藤政右衛門殿

御普請方御奉行所様

右江さらへ御役人足ニ而御さらへ被下候

御代官鈴木藤兵衛様も左之通書上ケ申候、

奉願口上書之御事

津島天王川口木曽川度々之大水ニ而、砂馳込浅瀬ニ罷成、市江御車船差支可申旨無覚束奉存、昨十八日相改候処ニ、潮満水ニ而、水尺漸壱尺壱寸ならてハ無御座候。左候へハ、御車船通路、難成候様奉存候間、先年之通、御車川筋指支無御座候様、乍憚御見分被遊、被仰付被下候ハハ、難有可奉存候以上

正徳四年午五月

市江御車屋
東保村　又右衛門
西保村　与八郎
荷之上村　弥兵衛

御普請方御奉行所様

東保御代官鈴木藤兵衛様へも右之通り書上御断申候右願書御普請方ハ見分衆へ差上候

奉願口上書之御事

津島天王市江御車江通、津島車江通出合之場所ゟ下、浅瀬ニ罷成、市江御車船差支可申旨、奉存候。去ル十五日朝相改候処ニ、潮満水ニ而、水尺壱尺三四寸ならてハ無御座候。左候へハ、御車船通路難成候様ニ奉存候間、先年之通、御車川筋差支無御座候様ニ、乍憚御見分被遊、被仰付被下候者難有可奉存候以上。

享保四年亥五月　　市江東保村御車屋
御普請方　　又右衛門
御奉行所様

東保村御代官浜松与次ヱ門殿
御見分衆樋口茂兵衛殿片野林左衛門殿

奉願御事

一　津島天王祭礼之御車壱輌、市江輪中ゟ出候付、御車船百石入二艘、毎年之通、御証文船被仰付可被下候。右之船来ル十三日之朝、海西郡西保村江着船仕候様ニ被為仰付被下候ハヽ、難有可奉存候以上

市江御車屋
東保村　宇佐美又右衛門

但し名字ハ不書

享保八年卯之年

時之御代官

御車忌竹船漕竹来村之覚

享保十三申ノ年

一　忌竹八寸廻笹付四本、船竿拾弐本

右ハ中嶋郡苅安賀村ゟ来ル

享保十四酉ノ年

一　忌竹四本七寸廻笹付

右ハ濃州上有知村ゟ来ル

今市場車祭礼御用留

覚

一　延宝二寅年　十四日雨天ニ付十六日江延引
一　宝暦八寅年　同断
一　寛政元酉年　同断
一　文化十三子年　右同断下村当番

正徳元卯年
円覚院様御上覧

記

一　本中掛
　　大蠟
　　五貫弐百五拾目
一　月の輪蠟
　　三十丁

卯ノ八月三日

日じまや
仁右衛門

今村御車家

大橋武左衛門殿

大金　三戎　上田や　魚正　茨木屋　西八百宗　菊清　木屋為助　泉喜　東八百宗　きく宗　新屋　井筒屋　信のや　川仙　戎源

小島屋　藤長　きく宗　松坂や　丸善　八尾茂　岩久　油文　高甚　山平　池田や　高六

、三川や　　、山田や
、ふし長　　、高六
、上田や　　、池田や
、肴や　　、のだや
角
、丸せん　　、川半
、きく清　　、若松や
新
、八百宗　　、いづき
、高甚　　、車や
、志なのや
、きく宗
新家

文化元甲子年

御祭礼日記

一　五月六日西福寺江車家不残参会之上三通物相調可申事幷ニ蠟燭入札之事

一　五月九日十日両日之内佐屋御陣家江三通物差上可申事

一 斎竹　五本　斎田村
一 斎竹　五本　神戸村
一 斎竹　五本　早田村
池之上村
今泉村
小熊村
中河原

〆

右村々ゟ参着之上、五ヶ村定役共遣、得与相改、相違無之候ハヽ例之通受取書差遣可申事

一 葉付八寸廻竹　壱本
一 七寸廻竹　六拾九本
一 六寸廻竹　弐拾四本

〆九拾四本

兼山村

一 葉付八寸廻竹　弐本
一 七寸廻竹　四本

一　六寸廻竹　　拾七本
〆弐拾三本　　錦織村

一　葉付八寸廻竹　弐本
一　七寸廻竹　七本
一　六寸廻竹　九本
〆拾八本　　細目村

竹数合百三拾五本
右村々より参着之上、得与相改相違無之候ハヽ例之通受取書差可遣事

一　小竹六束半　五拾本詰
内弐百五拾本山詰竹　　淵高新田
七拾五本　挑灯竹
〆

一　小竹廿九束半　五拾本詰

内山詰竹千弐百七拾五本　　西川端新田
挑燈灯弐百本
〆

一　小竹拾七束半但し五拾本詰　　草平新田
内挑灯竹百五拾本
山詰竹七百弐拾五本
〆八百七拾五本

一　小竹六束半　五拾本詰　　大野山新田
内弐百五拾本挑灯竹
七拾五本山詰竹
〆三百廿五本

江堀祝儀覚

客

一　河村武兵衛　水野彦兵衛　堀田金兵衛

沖甚右衛門　渡部新左衛門　孫左衛門

堀田徳右衛門　豊場弥兵衛

火差支名代武右衛門

船庄屋火差合除

林弥五左衛門

御児

陸蔵　光蔵　政次郎　敬次郎　広吉　礼四郎

祿（マヽ）着分

鉄治郎　卯三郎　長次郎　栄次郎

取持若者

良玄　初右衛門

取持中老

小兵衛　小源治　半六　彦兵衛（火差合除）　利平　長右衛門　治兵衛　多兵衛　多吉（火差合除）　利右衛門　甚兵衛　武右衛門

任庵　嘉吉　龍衛　甚左衛門（橋）　敬右衛門

一家中

伊兵衛　毎助　宗右衛門（火差合除）　邦三郎（同）　幸右衛門（差合除）　広之助（同）　貞助〃　金右衛門（高町）　小兵衛（堤下）　源三右衛門（会所）　半三郎　お猶（坂口）

鉄忠

車大工（伊吉右衛門 助）　御車庄屋（善吉 幸八）

支配組頭利右衛門　火差合除　定使　久右衛門 五兵衛

山番　文左衛門　日鬮　金蔵

出入

源助　清助　藤左衛門　兵吉　金次郎　名与八　治右衛門　新八　おはな　片ノおいそ

餅配　但し小重ニ而数拾五ツ

火差合除
蓮臺寺、　瑞泉寺、同西福寺、　教津坊

差合除
貞寿寺（御院主様 素聞様 但し弐十入）　同　諦源様　同（転超 教経）　正泉寺　忌竹注進出たち

任庵、　火差合除 徳右衛門、　伊兵衛　火差合除 宗右衛門　庄屋 大橋源太右衛門

配り物

御普請方

酒弐升樽　煮〆壱重　（長根午房 麩 椎茸 干瓢）

かはやき壱重　代銭三百文

鱸　壱本　したし物壱重

餅壱重但し数ささけ
五十入

佐屋方

六月十一日昼頃ニ会所江遣ス事

右同断

献立

吸物　鱸　茶飯
　　なす

平　しゐ竹　千代ささき
　　かんひやう
　　午房
　　長いも
　　麩

酢之物一鉢　粟津餅五ツ宛

硯ふた弐前

座敷四拾七人　下分拾弐人

家内上分三人　祭礼

下分拾弐人

上分五拾人前

下分弐拾五人　但し下分餅三ツ宛

餅数之覚

一　あんころ数百拾ヲ　　一　あんころ数弐百五十
一　きなこ　同四拾　　一　きなこ　百五十
〆百五枚　こはり餅　　〆数四百
是ハ十日朝入用　　是ノ分十一日八ツ半時入用
外ニあんころ数三十
きなこ　弐十
是ハ御普請方入用加分引　惣〆六百八十
壱ツニ付代銭　海老屋ニて求

六月六日傍示竹幷ニ江通り見分之事。
定水弐尺江巾六間吉太夫前ゟ三拾間八間巾。
御普請方達書、当村庄屋所ゟ定例差出し候事、江通り見分相済候ハヽ会所江相達可申事。
旱魃定水以下ケ旱水致候ハヽ其趣分ケ而御達可申上候事。
六月八日
当年ハ各別旱水ニて、内佐屋杁先洲附相成、台尻山舟入津不相成、八日昼後組頭幸八頼達シ、御普請方御役所江車舟入津不相成候段申達、堀割被為仰付之様、口上を以御願、明九日ニも御出被下御見分被成下候様申上候処、十日

早朝ニ出行被成候様被仰聞、尤仕越御普請御願申上候得共、見分無之而ハ不相成段被仰聞、則十日朝四ツ時比御着有之、早速車家共御尋申上候而御見分御願申上、八ツ時比内佐屋杁先御見分有之、長三百間巾七尺堀割被為仰付、鍬頭鯏浦茂吉、内佐屋村と二ケ所江被為仰付、十日七ツ時比、鍬初メ人足三百人余り取かゝり、其夜八ツ時比出来致候而、内佐屋杁戸〆水囲、拾弐三艘も引入候処、井組ゟ水番罷出、杁戸引上ケ、右之堀割之場所之水、用水杁江落込、所詮此晩中ニハ入舟不致候旨、鯏浦茂吉幷内佐屋人足弐人、御普請方御宿所江申上候由風聞承り、杁戸引下シ候様、御普請方御役人様江車屋共も御内願申上候処、此方より掛合ニてハ、彼是時刻延引相成候間、車家手前ゟ佐屋方手代衆江相願、内佐屋村庄屋江手紙遣シ被成下候様相頼候段、被仰聞候ニ付、直様会所江参り、田辺伊兵衛様御出候ニ付、早速其趣御頼申上候処、御認被下、鯏浦茂吉幷内佐屋人足弐人江相渡直ニ出かけ、内佐屋庄屋江持参リ候処、承知致呉、井組水番江掛合、杁戸引下ケ、様々十一日明六ツ時過ニ十九艘入舟致し、残り壱艘大イニ延引相成、五ツ半ころ車河戸江着致し、舟割リ十一日四ツ過ニ相済申候。

舟割リ時刻五ツ時
山上ケ時刻朝六ツ時
十三日打廻し
一篇目　正九ツ時
二篇目　八ツ時

三篇目　七ツ時

十四日信楽

一篇目　九ツ半時

二篇目　八ツ半時

三篇目　日ノ入頃

十五日

一篇目　九ツ半時

二篇目　八ツ半時

三篇目　七ツ半時

会所御普請方

勿論信楽朝祭共、一篇二篇目迄定使を注進之事、三篇目当番車家注進之事。

乍恐御達申上候御事　　扣

近来私儀病心ニ付、筏場村車屋役相勤リ不申、退役仕度奉願上候。勿論於村方故障無御座候。依之御達申上候已上。

子五月

津島村　伴宗右衛門

太田文左衛門様

乍恐御達申上候御事

近来私儀上井仕、折々眼病相煩申候所、就中夏日ニ相成候得者別而難渋仕候ニ付、筏場村車屋役相勤不申、退役仕度奉願上候。勿論於村方少シ茂故障無御座候。依之御達申上候以上。

子五月

太田文左衛門様

乍恐御達申上候御事

扣

津島

渡辺新兵衛

津島村坂口

新左衛門

同

孫左衛門

右之者共、今般筏場村車家役、当年ゟ相務申候付而ハ、苗字帯刀之儀、車家相勤申候得者、祭礼ニ付御免被成下候先例ニ御座候。先格之通祭礼万端ニ付、御免被為仰付、被下置候様奉願上候。依之以書付御達申上候以上。

津島村当番車家
大橋小兵衛
大橋武左衛門

子五月

太田文左衛門様

右二通

覚

一　小袖幕

右者津島天王祭礼御上覧之節、五ヶ村車江御寄附被成下候由申伝候古記録等、延享四卯年焼失仕候而、年暦等相知レ不申候。尤御寄附品之儀者、今以相用来申候。今般御尋ニ付書上申候已上

当番車家
大橋小兵衛
大橋武左衛門

子五月

太田文左衛門様

覚

一　楽太鼓　弐ツ

筏場村
堤下村

右者薩摩守様御寄附被成下候由、申伝候。米之座今市場下構之分、延享四卯年焼失仕候。

一　小袖幕　八ツ　内　三ツ金襴
　　五ツ白繻子縫模様

右者源敬公様御寄附被成下候由申伝候。一ケ村弐ツ宛、十ヲ御寄附被下置候由申伝候処、内弐ツ延享四卯年焼失仕候。

右年暦精々吟味仕候得共、古キ書附共、延享四卯年焼失仕候故分不申候。尤右之品々、今以相用来申候。今般御尋ニ付書上申候已上

子五月

当番車家
大橋小兵衛
大橋武左衛門

太田文左衛門様

覚

一　楽太鼓　五ツ

右者薩摩守様御寄附被成下候由申伝候。尤堤下村筏場村之儀者、今以相用申候。米之座村今市場村下村分ハ延享四卯年焼失仕候。

三ツ金襴

一　小袖幕　八ツ　内　五ツ白繻子

縫模様

右者源敬公様御寄附被成下候由申伝候。一ケ村二ツ宛、十ヲ御寄附被下置候由申伝候処、内二ツ延享四卯年焼失仕候。

右年暦精々吟味仕候得共、古キ書付共、延享四卯年焼失仕候而相分り不申候。尤右之品々今以相用来申候。

一源敬公様御代御寄附之由ニ而、竹布衣面二ツ御寄附之由申伝ニ而、楊貴妃なと用ひ候面一ツ、あふひの上なとニ用ひ候面一ツ、あふひの上之面并竹布ハ延享四卯年大火ニ焼失仕候。楊貴妃用ひ候面者、相残居申候。今般御尋ニ付書上申候。

文化三寅六月佐州御代官分手附永田勘九郎様御尋に付書上申候　扣江

（朱筆）

「此書付佐州御代官金森市之進へ内願差上候扣

文化三寅五月」

津島天王祭礼之儀者、古来ゟ連綿相続仕来候。右者御国ニおゐて重キ神祭之由ニ而、其節々御領主様ゟ万端御寄附被成下、既ニ御当家御領ニ被為成候以来ニ而も、御寄進米幷船竹等迄、年々御寄附被成下、祭礼之節、御役人様方御詰御目附かた御道見等も被為在、古格之通神祭相勤来候儀ニ御座候而、全従御上御寄附を以、年々相勤候祭礼ニ御座候。右祭礼之儀ニ付御支配御役所江車家共ゟ差出申候三通物ト唱来候書付御座候。則別紙相認候通ニ御座候而、往古ゟ差出申候処、当年右書付認替願書仕候様御支配御手代衆ゟ被仰聞候。然処右書面等之儀者、祭礼旧格御座候而、古来ゟ不相違様相認差上来候儀ニ御座候而、曽而車家共身分ニ付候儀ニ而ハ無御座候ニ付、今般認替之儀、乍恐御請難申上奉存候。先前ゟ御改革被為仰出候節々も、右之段御達申上候而、古来之通相済来候御儀ニ御座候。万端従御上御寄附被成下候祭礼之儀ニ御座候得ハ、車家共神事中者御用ニ而祭礼用相勤候儀ト乍恐一統相心得居申候。勿論大祭之儀ニ御座候得ハ、諸事古格相守、古来ゟ無退転相勤来、万端先格之通取扱候儀ニ御座候間、右書面之儀、旧格之通ニ而相済申候様、乍恐御内々奉願上候以上。

文化三寅五月内願扣

番組

文化元子

台尻　山車　　今市場村
高砂　鉄炮打
台尻　山車　　筏場村
忠度　湯取
台尻　山車　　下村
湯谷　神子
台尻　山車　　堤下村
葵上　稲荷
台尻　山車　　米之座村
猩々　踟舞

文化四卯年番組

台尻　山車　　堤下村
高砂　鉄炮打
台尻　山車　　米之座村
熊坂　湯取

台尻　山車　　今市場村
定家　神子
台尻　山車
土蜘　猩々　　筏場村
台尻　山車
金札　音羽　　下村

六月十一日朝五ツ時、舟分ケ、首尾好相済申候。十二日朝六ツ時、例之通山揚、二ノ山三ノ山共水際ニ差置仕拵致置候様兼而手代衆ゟ地町町代衆中へ被仰渡置候処、五ケ村共少々ハハ引揚、其内下村今市場両村、各別引揚ケ有之由、御同心衆場所へ御出御座候而、小方者へ引下ケ候様、段々御制御座候処、彼是いたし、内々上（カミ）村々筏場共、三ケ村二ノ山三ノ山共引揚候得者、下両村差入組了簡不致、小方引取、町代申聞候ニ者、上村々元之通り引下ケ申候ハハ、下両村山揚可仕様申聞候。左も無之候而者、小方者出不申様申聞候。西福寺おゐて段々及相談申候処、御役人衆了簡通ニ者畢竟上三ケ村共背有之候得共、時刻延引いたし候間、三ノ山計、水際迄引下ケ、下両村二ノ山引揚、依而五ケ村共、三ノ山一所ニ揚ケ候様、被仰聞候。左之趣町代へ申談、漸々七ツ時過ニ納得いたし、夫ゟ仕拵いたし、七ツ時半過相済申候。

佐州方手代衆

田辺伊兵衛

西村伴左衛門

御同心

伊藤豊助

杉原周助

文化五辰年五月六日、蠟燭の札三通持調相済。六月六日傍示竹并川口洲付場所見分いたし候処、内佐屋かけ杁前浅瀬、此上照続候ハハ減水振合ニ罷在候て、御普請方願達之儀当番車家ゟ達有之候

八日村方ゟ下構文治を以、御普請方追例之通願書差出申候、罷帰り申候。然ル処追々減水いたし、中々入船難仕、中間相談及申候処、文治を相頼、御普請方江相願申候方可然様相決、夫ゟ文治名古やゟ帰り次第相招、右之趣申談候処、早速承知承呉、文治申聞候ニ者宇治村平エ門と申仁、御普請方手筋宜敷之由被申候ニハ、右之仁同道ニて、御普請方之演舌を以、内佐屋掛杁前洲付場所入船難仕段、追々相願申候処、中々御奉行衆御聞入無之、二羽吉左衛門様へ段御内願申上候処、十三日ニ者其方へ是非相越申之間、此上ニて勘考いたし、積込ニも可仕由被仰、先々両人共成帰り申候。十日宇治平右衛門呼ニ差遣、昼過車家中平右衛門同道ニて杁先見分ニ罷越候処、洲付二ヶ所ニて五拾間計も有之、外村車舟拾五艘津島五艘都合廿艘御座候。外船拾五艘ニて四拾五艘ニて引受申之段申聞候。右ニて

相渡申候。平右衛門ゟ内佐屋忠兵衛方へ引合、平右衛門ゟ内左屋へ相渡外、拾匁増呉候様、都合五拾五匁ニて、此方ゟハ平右衛門へ相渡申候。十日夜中不残車江入舟申候而、十一日朝五ツ時船分ケ相渡申候。

九日夕、富突御用ニ付、永田助九郎様神領へ御出ニて、拙御招御坐候ニ付早速罷越候之処、梶島ゟ佐屋迄川通差支有之由被仰聞候。此儀永田様御勘考ニて村井源太郎相頼、押人足相頼置候間、左様ニ可被相心段被仰聞候。即御頼申上候而村井様へ御状被差遣、早速名古やへ持セ差遣候。十日朝内佐屋杁迄入津致候。

十日車船之番附、弥五左衛門名代幸八差添番付ハたし候事、勿論船ハ舟頭ゟ弥五左衛門方へ相渡、弥五左衛門ゟ当番車家受取申候事。

十二日六ツ時山揚ケ首尾相済。

文化五辰年番組

台尻	山車	
高砂	鉄炮打	米之座村
同	同	
簸	湯取	今市場村
同	同	
松風	神子	筏場村

台尻　山車

放下僧　猩々　下村

同　同　同

海士　戸隠　堤下村

佐屋方手代

川合仲右衛門

永田助九郎

御同心衆

吉田藤蔵

福江七郎

十三日御普請方見分役川合兵右衛門様、目代柳川兵助様、其外手代衆中御出御坐候。車江之内、今市場車台キハ筏場村車台堤ト間御浚御願申上、相済申候。

餅松猿尾松ノ枝、御達申上候、相済申候。

以来御達不申上候、不苦振合見合可致候事。

内佐屋かけ杁先洲付場所、車舟引入候節、人足賃是又願置候。

十四日信楽首尾能相済申候。

十五日朝祭、七ツ半時三篇目、当番ゟ相触、日出比出舟いたし、都合克祭礼相済申候。帰り次第早速頭衆へ御暇申上、罷帰り申候。

十五日祭礼過、御普請見分役柳川兵助様御呼御坐候。先達而願置候山車入舟致候節、浚入用金三分被置下候段、被仰聞候。

右者車江御浚御入用之御積込ニ而、鯏浦茂吉向ヶ御差出被下候節、御内々被仰聞候。

一車台前堤ノ下り戸鍬之切目付有之候処、跡直し致し置候様、御普請方ゟ村方へ被仰付、依村方人足改候而、跡直しいたし候節、会所頼置帰り申候。

（横付紙表裏同文）
「閏六月祭礼」

文化五辰年

一神葭十八日夕寺橋詰横手江御鎮座ニて、例之通木燈籠差出、片町金次郎へ相頼遣、六月十六日昼比雨降初、廿一日迄毎日霖雨ニて、迷惑罷在候。

一六月十五日朝祭過、当番車屋米之座村服部半兵衛帯刀ニて、神主家へ閏月祭礼之儀、式礼之通相勤申候段訴申候。

閏六月祭礼之覚

一忌竹　　弐拾本
一船竿竹　　四拾本
一大和竹　　拾五束
一船　　但五拾本詰
　　拾艘
一御寄進米拾石　　但五斗三升入
一綱打無之　先祭綱相用申候。
一船分先例之通ニ御坐候。十一日地町相
一打廻神事先例之通ニ御座候。
一信楽、川半迄漕出し。
　車家共小船ニ而一同ニ波渡場へ着、御礼申上候。杖つき当番之計ニて、五ケ村共相兼。
一朝祭先例之通ニ御坐候。
一山車出不申候。
一けいこ舟壱ケ村壱艘ツヽ。
一江堀祝儀なし。
一十四日夜やたいおこし、祝儀例之通半減、手前ニて相勤。
一せんとし　祝儀なし。

其外　祝儀なし。
一蠟燭五匁掛弐百丁。
一同　拾匁掛六拾丁。
一御寄進米弐石。

内

三　斗　　大工両人
壱斗五升　　定使両人

一忌竹神酒祝儀半減。
一手斧始なし。
一六日川見分、本祭之通、船之儀ハ当日当日引合借り可申候。
一傍示竹弐拾本傍示杭拾本。
一十一日船方五ツ時本祭之通神酒半減。
一十二日山揚ケなし。
一十二日児道見分先祭通り。
一十三日打廻し先例、但檀みかき之事。
一十四日檀飾、本祭之通神酒半減、昼夜半減

一信楽、川半迄船漕出し、小船ニて車家波渡場へ上り、礼敷有事。
十五日朝祭先例文通。
一十五日山おろし神酒半減。
一同日御船方計、台花ニ書状差添使江遣ス。当番米之座村
一三　斗　　大工両人
一壱斗五升　　定使両人
一六百文　　日雇壱人
一神領垣詰之事、五ケ村ニて竹五拾本、垣詰賃三百文半、外江五十文。
縄五具、右之通鉄屋忠助方へ引入候事。
一けいこ舟、壱ケ村壱艘ツ。
但当番弐艘
一かこ壱ケ村四人、賃銭壱人弐百文。
一十一日江堀祝儀、佐屋方御普請方へ、酒弐升肴見計ひ、代三百文計差遣事。

文化五　　当番
辰閏六月　　米之村

番組

翁三番叟　米之座村
弓八幡　今市場村
経政　筏場村
吉野静　下村
善知鳥　堤下村

文化五辰閏六月

覚

一延宝二寅年　十四日雨天ニ付延引
十五日信楽十六日朝祭
一宝暦八寅年　同断
一寛政元酉年　同断
閏六月御支配被御付候
御代官岡勝右衛門様御尋ニ付書上申候

文化五辰
閏六月

手代　西村伴左衛門
取扱　永田助九郎

一十四日暮方、雨天ニ御坐候而、雨間見合、六ツ半比出かけ、波戸場見かけ候得者、雨降風はけしく、無事ニて車江乗込申候。

当番今市場

文化六己巳五月六日、例年之通三通物幷蠟燭入札、西福寺おゐて車屋参会致候。当年ゟ材木入札相始申候。五ケ村共柱貫土台、其外入用木書付、五ケ村共取寄、手前ニて一所いたし、材木屋善七、片町猶平材木屋文七、右三家入札之筈申合候。

生掛蠟燭両ニ四貫三拾匁かへニ而、三星屋甚平申付候。

五月九日三通物、佐屋御陣家へ差上申候処、沖甚右衛門退役相済申候間、名前差除候様被仰聞候故、認替差上申候。取扱西村伴左衛門殿。

三通物無故障相済申候。西村様御取扱。

十七日材木入札相済申候。三家共落札有之候。

廿四日五日両日、忌竹船竿竹共、不残無相違請取申候。

晦日五ケ所新田ゟ大和竹不残請取相済申候。

文化六巳六月御陣家ゟ被仰渡候書付写

其村天王神祭ニ付、例年舟分ケ之儀、是迄役所手代手附同心場所出張候上鬮取ニ致し、順番相立分ケ来候処、互ニ前後を争ひ、品々より怪我等出来、不可然候間、巳来前日会所おゐて鬮取致置、当日静船分ケ致可申候。

一山揚之儀も同様、手代同心出張場所おゐて、麾を揚候相図を以、山揚致来候処、是亦左右方競ひ合、先江揚候方ゟ後し候を嘲笑候儀、専一ニ心得、追々極通違背致し、且右之趣ニ付、過チ等有之候而者、第一不敬之事ニ候間、巳来当朝四ツ時より九ツ時迄之内、相慥勝手次第山揚致可申候以上。

右之趣令承知、夫々不洩様可申聞候。

巳六月　（朱筆）「地方町代相招右之趣申渡候」

六月六日早朝、例之通川見分いたし候処、干水ニ付、会所其趣相達、会所ゟ佐屋御陣家へ御達申上、御普請方へ達書差出有之筈。

七日夕、下構文治相頼、普請方八日早朝名府有之筈相願差遣申候。尤丹羽柳川両所口上ニて相願申上候。

車大工吉右衛門弟治兵衛両人共車乗之儀、任庵半六を以追々願ニ付、小源治相談之上、車乗之儀免許いたし候。乗方一統へ其趣相通候。車家仲間へも相通候。車江寄附金之儀ハ追々被致候筈ニ半六殿へ引合置候。尤吉右衛門儀ハ車大工功分有之候ニ付、軽ク取計置候。

江堀祝儀之覚

一水野彦兵衛　服部半兵衛　堀田金兵衛　真野又左衛門　渡辺新左衛門　山田孫左衛門　堀田徳右衛門
豊場弥兵衛
船庄屋林弥五左衛門
御児
伊三郎　甚五郎　文五郎　常松　只三郎
裃着分
政治郎　陸蔵　光蔵　敬四郎　広吉　丑之助　長松
取持若者
新助　新九郎
取持中老
小兵衛　小源治　半六　彦兵衛　長右衛門　長兵衛　武右衛門　太兵衛　清左衛門　甚兵衛　太吉　利右衛門

任庵　昌言　高町半兵衛　敬右衛門　龍衛　定哉（はし）甚左衛門　御車大工吉右衛門治兵衛　車田庄屋喜八兵吉　支配組頭甚兵衛

親類

伊兵衛　毎助　千也　惣右衛門　幸右衛門　貞助　利右衛門　富三郎　礼助　堤下小兵衛　高金右衛門

出入

鉄忠　片お猶

源助　藤左衛門　名与八　金治郎　治右衛門　新八　片ノお菊

定使弐人

外八人

料理人　高与右衛門

配り物

一御普請方例之通

一佐屋方当年断ニ付相止メ申候。

餅配り壱重拾五ツ、

無住故不遣
蓮台寺　瑞泉寺　西福寺　教津坊

弐十入
御院主様　諦源　転超　徳右衛門

素聞様　任庵　惣右衛門計　庄屋源三右衛門三十

〆餅数

火差合除新兵衛

あんころ
一餅数百五拾五　内五十キナコ
　右十日朝入用
一同百弐拾　内四拾五キナコ
　右十一日朝入用
一同四百三拾　内百五拾六キナコ
　又　八十増
　右十一日昼後入用
〆惣数七百五ツ　壱ツニ付五文ツヽ
　鉄屋忠助相求

御船方御奉行
千賀志摩様
一山岡只左衛門様
一車船乗込々儀、内佐屋杁追々乗入候得共、宮船四艘百石入之由、下平ゟ内佐屋迄之処浅瀬故難乗入、下平ニて受取呉候様、舟主願ニ付、幸八を以追々相願候得共、難聞届受合申遣候。
川瀬不案内之振り申立相願候ニ付、車家仲間相語之上、壱艘ニ付弐人ツヽ手代差遣。
一内佐屋杁先、洲附場所、船乗入人ー尤弐拾艘ニてー足賃六拾匁ニて、中地孫三郎引請相渡、小源治殿引合也。
一十日七ツ時過迄、船不残相揃。

一半六殿を以西村伴左衛門様御願申上、内佐屋杁戸引下し候様、内佐屋村忠兵衛御呼有之、被仰付候。
一御塩硝壱袋、駒屋文助例之通寄進有之、十一日手紙添、飛脚便来候。尤下構文治出府之節、口上を以言伝申遣候。

津島祭礼ニ付、車江通浚為御用、我等共儀、今夕七ツ半時頃ゟ罷越候間、宿壱軒支度、上下六人分、手当致置可申候。此状其節可返候以上。

六月十二日

中瀬綱助
伊東八左衛門
奥村辰右衛門
川合兵右衛門

津島村
庄屋

(朱筆)
「十二日夜八ッ時比御着
御座候十三日朝例之通
祝儀物差遣申之」

番組

台尻　山車
一高砂　鉄炮打
台尻　山車
一忠度　湯取

今市場村

筏場村

台尻　山車
一湯谷　神子　下　村
台尻　山車
一紅葉狩　戸隠　堤下村
台尻　山車
一加茂　猩々　米之座村
（朱書）「右直状二通佐屋御代官方御普請方」

十三日昼過、車江通御普請方、御見分御座候。車台堤添根ハシリ浚相済申候。御見分船江茶多葉粉盆茶菓子差遣申候代三百文。

大橋武左衛門
大橋小兵衛
渡辺新左衛門
山田孫左衛門

波戸場前名披露書付直紙二ツ折

堀田徳右衛門
豊場弥兵衛

堀田金兵衛
真野又左衛門

水野彦兵衛
服部半兵衛

堀田徳右衛門
名代幸右衛門
大橋武左衛門
名代大橋彦兵衛
豊場弥兵衛

大橋小兵衛
堀田金兵衛
水野彦兵衛
名代新六
渡辺新左衛門
山田孫左衛門
服部半兵衛
真野又左衛門

右十四日、岡勝右衛門様会所へ御着之砌、御窺之節、名前半紙二ツ切相認、番組波戸場名披露書付共、当番車屋持参仕。

一十四日御注進之節ゟ拙者相勤申候。信楽日之入比ゟ出かけ、夜四ツ時比ニ帰り申候。天気能、挑灯見事ニ出来、万端都合克相済申候。

一十五日朝祭出かけ之節、少々雨降いたし、船ニて見合候得共、追々大雨相成、下幕其儘ニ而車渡し、山車川半迄出申候。桟敷前名披露節、傘差懸名披露受申候。勿論草履ニ而波戸場上堤下り戸ふくり直し被申候。都合よく相済申候。

一十五日昼後、御普請方へ文治を以車船引入人足、十日昼台キハ浚人足共九拾四人分、内々願申候処、此方ニ而ハ

治定いたし難趣仰聞候。引取之者一統相談上、又々可申越段被仰聞候。勿論是迄追々文治を以、川合兵右衛門様へ相願置候。何れ御沙汰可有御座御儀存候。

松前屋小八郎求

文化六巳

一台尻柱巻八ツ

桐鳳凰之模様、金蘭代銀弐百三拾壱匁

右者台方相談之上ニて拵申付候。

金弐両　惣乗方寄進

金壱両三分六匁手前寄進

〆

文化七午年

六月十一日船分ケ朝五ツ時ゟ四ツ時迄。

同十二日山揚ケ朝六ツ時ゟ五ツ時迄

十日昼後会所ニ而鬮取、車屋共不残会所江出かけ申候。尤船番組相談次第、当番ゟ沙汰有之候。

十四日信楽、天気都合克相済。

十五日朝祭、天気都合克相済申候。

文化七午年番組

台尻	山車		
高砂	鉄炮打		筏場村
台尻	山車		
巴	湯取		下村
(台尻)	山車		
東北	神子		堤下村
台尻	山車		
葵上	音羽		米之座村
台尻	山車		
嵐山	戸隠		今市場村

波戸場之儀、西村伴左衛門殿ゟ被仰候趣、市江車船中分ニ付候故、去巳年西際江寄候様裁許致候ニ付、当年市江ゟ相願候ニハ、波戸場連々狭ク相成、往古八拾五間之場、七間半程無之候而ハ市江車船差支相成候段申立、依而是迄波戸場中通り、笹付竹成とも印ニ相立候得者、中通ゟ東江付申間敷、右印付候様御談御座候。右者是迄左様例も無御座、往古ゟ拾五間之波戸場と申事も一切無御座、以前上四間下七間半ニ御座候処、近来上七間半下九間相成申

候。中通り笹付竹其外目印等之儀ニ却而末々争論之基ニも可相成哉と奉存候間、右躰之儀御断申上候。西玉淵見当ニ車船付ケ申候様被為仰渡候段、御願申上候則、庄屋新兵衛取扱ニ而吉田藤蔵殿江中通り印儀幷中分ニ市江相背候而、車船付申候而ハ、五ケ村共差支相成、強而御裁許被仰付被下候。左も無之候而ハ、五ケ村共承引不致、騒動ニも可相成儀も難計奉存候。何分西之玉淵見当ニ市江船付申候様、御裁許可被成下候。右之段御頭衆へ御達し有之、西村御呼御座候而、市江御欠合御座候而相済申候。当年ハ西之玉淵際ゟ西江車船付申候。以来共右之振合相心江可申事。

六月十四日

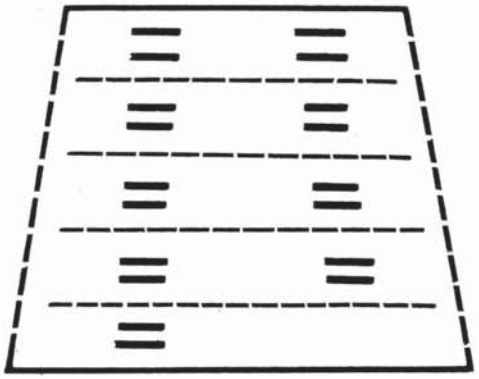

上七間半下九間

土俵数百五十俵

上拾七俵下弐拾俵

文化八未年

番組

台尻　山車
高砂　鉄炮打　下　村
台尻　山車
熊坂　湯取　堤下村
台尻　山車
松風　神子　米之座村
台尻　山車
放下僧　音羽　今市場村
台尻　山車
融　猩猩　筏場村

六月六日餅所竹見分、当年殊之外干水ニ候内佐屋杁先、車船乗込難致候ニ付、定例村方達書別段願上、組頭幸右衛門庄屋代御普請方御役所江罷出申候。佐屋御代官岡勝右衛門様奥村相添相願申上候処、近比十三日出かけ申候間、其以前出行難致候段、被仰聞決而相願申候得者、先々手人足ニ而取計置候様、其方江参候節、人足賃勘考仕置被仰

聞候。先々右之趣ニ而引取被申候。

十日内佐屋孫兵衛惣兵衛、中地文四郎片町太郎右衛門右四人江組頭幸右衛門引受候て、三拾五匁乗込賃引合被申候。都合克、十日暮合比乗込申候。十日夜会所車屋衆袴着いたし、出席之上麑引取申候。

十一日五ツ時比、首尾能船分相済申候。

十二日御普請方ハ暮合比御出立、十三日早朝御宿舎ノ源三郎方江御着御座候。十三日朝車屋共御窺出申候。夫ゟ直ニ御見分御座候而、車台際御浚、金四郎へ被仰下候。五ケ村共堤際御切かき御浚御座候。尤十日船乗入浚之分、五ケ村共五拾匁六拾五匁、台際浚分書上申候。庄屋所ゟ書上申候。

御普請方御見分役

目代　川合兵右衛門様　元〆役　中瀬綱助様
　　丹羽吉左衛門様

十三日打廻し出仕、七ツ半比暮合比ゟ雨降いたし、十四日午時迄大雨ニて、九ツ半比晴天相成、台餅賜申候。

一十五日朝祭首尾能相済。

乍恐奉願上候御事

津島川遂ニ浅瀬ニ相成、殊ニ連日之照続ニ付、別而干水仕、当村天王祭礼ニ付、毎年御寄附被仰付候。船乗込出来不仕、右ハ九日十日朝迄ニ着船仕、十日船番附下拵、諸事用意仕立置、十一日船分仕候儀ニ御座候処、着船延引仕候而ハ、前顕船分出来不仕、自ラ祭礼差支申候ニ付、当年ハ九日比ゟも御出被下置、浅瀬ニ而差支候場所御見

分被成下、御浚被為仰付被下置候様、先達而奉願上候処、近年ハ御役所御定茂被為有候由被仰聞候ニ付、無拠車肝煎共ゟ、内佐屋村懸杁前後川通浚幷車台左右干水仕候ニ付、川巾至而狭く、連船ニ組合難仕、右浚入用等、別紙之通相懸り申候由、車肝煎共相歎申候殊ニ内佐屋懸り杁辺浚之儀ハ、十五日市江車船乗入候ため、御浚等被為仰付御座候節ハ、聊御捨通ニも相成候儀ニも乍恐奉存候へハ、何卒御賢考被成下置、別紙入御覧候人足代銀、被下置候様奉願上候。右願之通被為仰付被下置候ハハ、難有仕合可奉存候以上。

未六月

津島村惣年寄
庄屋兼
渡辺新兵衛

御普請方
御役所

五拾匁	内佐屋	浚人足
六拾五匁	五ケ村共	台キわ　浚人足

内訳

拾弐匁	米之	座
拾弐匁	筏	場
拾弐匁	下	むら
拾四匁	今市	場

拾五匁　　堤　下

文化九申年番組

台尻　山車
高砂　鉄砲打　堤下村
台尻　山車
箙　湯取　米之座村
台尻　山車
井筒　神子　今市場村
台尻　山車
隅田川　猩々　筏場村
台尻　山車
猩々　音羽　下村

十三日御普請方御着御座候ニ付、小家本金ノ源三郎昼後御窺出申候。

御見分役
奥村辰右衛門様

目代　丹羽吉左衛門様
手代　三浦権九郎様

十三日十四日十五日三日共天気晴天ニ而、都合克相済申候。

乍恐御達申上候御事

今市場村車肝煎役大橋小兵衛儀、追々老衰仕候ニ付、右役儀難相勤、退役仕度、就而ハ右悴小源治家督相続、名前等相譲請申候ニ付、右悴小兵衛江今市場村車肝煎役相勤申候間、先格之通、祭礼万事ニ付、苗字帯刀御免被成下候様、奉願上候。仍之御達申上候以上。

酉五月

当番車肝煎差支候ニ付　大橋武左衛門
堀田徳右衛門

岡勝右衛門様
御陣屋

乍恐御達申上候御事

米之座村車肝煎役、服部半兵衛儀死去致候ニ付、右弟源右衛門儀、家督相続名前等相譲請申候間、右半兵衛儀米

之座村車肝煎役相勤申候間、先格之通祭礼万事ニ付、苗字帯刀御免被成下候様、奉願上候。依之御達申上候以上。

酉五月

弥兵衛　半兵衛
平蔵　小兵衛
都合四人

津島村
天王祭礼車屋
小兵衛

右者天王祭礼相勤候節計、名字帯刀差免候。右之趣申渡候旨、御勘定御奉行衆被申聞候

米之座村　半兵衛
同　平蔵
下村　弥兵衛

五月十一日佐屋御代官
岡勝右衛門殿被仰渡候

酉五月十一日

御呼出　差添手前参り

文化十癸酉　番組

台尻	山車	米之座村
高砂	鉄砲打	
台尻	山車	今市場村
巴	湯取	
台尻	山車	筏場村
熊野	神子	
台尻	山車	下村
小鍛冶	猩々	
台尻	山車	堤下村
紅葉狩	音羽	

文化十癸酉年

堀田徳右衛門
大橋武左衛門

豊場弥兵衛
大橋小兵衛
堀田金兵衛
水野平蔵
渡辺新左衛門
山田孫左衛門
服部半兵衛
真野亦左兵衛門

右十四日昼前会所江岡勝右衛門様御着御窺之節、名前半紙二ツ切相認。

御普請方
御見分役
川合兵右衛門
御奉行代
柳川兵助

車河戸上り戸之儀、当春御堤御つくろい之節、北方之上り戸不用由ニ而、御埋有之候口上書、以御願申上候得者、祭礼中付申候付被仰候。則村方人足ニ而付申候。追而村方ゟ相願申候事。

酉年五ヶ村割

合一拾貫文　増かこ廿人

合一三貫文　けいこ船

合一九百七十文　鉄屋垣詰

一五百文　御普請方鱸代

一七百弐十文　十日川見分入用

一壱貫弐百七文　〆菓子水代

一金壱分　永田礼

一弐匁　後藤礼
後弐分弐リ

一八百六十四文　上菱六升
永田青山両人抱礼

一金壱分九匁弐歩　車屋両人
名古や行
入用

合一金壱分　西之四兵衛
九兵衛
五ヶ村共車乗給

合一四百文　十日十一日
太郎右衛門夜番

一百文　十二日雨天ニ付
佐屋行船賃

〆六拾壱匁九分弐リ

拾七貫七百六十五文

六七五掛百五十七匁九分三リ

〆弐百拾九夜八分五リ

五ヶ割四十三匁九合七リ　米之座渡

乍恐御達奉申上候

今般被為仰付候天王祭礼ニ付御用竹之儀当村近郷ニ而相調申間敷哉と御尋御座候処
忌竹八寸廻り枝葉付

船竿竹七寸廻り
蛇骨竹六寸廻り

右之通ニ而往古より被為仰付候御儀御座候得者、当村近在々ニ而者、御用立候歟見当り不申候。其内邂ニ有之候而も場所狭ニ付年々之儀ハ相調申間敷御儀と奉存候。右御尋ニ付、乍恐口上書を以御達奉申上候已上。

津島村車屋当番

戌四月

大橋武左衛門
同断　大橋小兵衛
認替　差出不申候

岡勝右衛門様
御陣屋

乍恐御達奉申上候

津島天王祭礼竹之儀、是迄遠方村々江被仰付、相廻り来候処、内輪入用不少難渋之趣ニ付、以来斎竹船竿竹蛇骨竹之儀、津島村幷右近辺村々江被仰付差支無之哉、吟味仕可申上旨、被仰渡奉畏候。付而者当村近在、夫々承合申候処、斎竹之儀ハ廻り八寸ニ御座候ニ付、右等之大竹、村方幷近在ニハ無御座候。其内七寸廻り以下之竹ハ、海東郡淵高新田海西郡藤ケ瀬村同郡葛木村ニ御座候。左候得者、船竿竹蛇骨竹之儀ハ、七寸廻り六寸廻ニ御座候ニ付、前件村方ニ而相調可申哉と奉存候。乍併是迄も場所狭ニ御座候ニ付、都而竹歟無少御座候得者、往々之儀

ハ迚も相調申間敷哉と奉存候。尤今般祭礼竹調候村方、御尋被遊候ニ付、前件村々奉申上候得共、私共ゟ申上候様、右村々へ相聞申候而者私共迷惑仕候儀も御座候間、乍恐差越候申上様ニ御座候得共、御陣屋ゟ御吟味之上、被為仰付被下置候様奉願上候。

右ハ今度村方天王祭礼竹、近在之内ニ而調候村方御尋ニ付、乍恐以書付奉申上候以上

戌四月

津島村車肝煎当番

大橋小兵衛

同断　大橋武左衛門

岡勝右衛門様

御陣屋

（右文書付紙）

「祭礼竹、乗入候船賃祭礼懸りゟ拵出候而ハ如何与御尋被遊候。右祭礼之儀、万端従御上年々御寄附被成下、古来ゟ連綿相続仕来、御寄進米払代金を以、諸払仕候儀御座候処、近来内輪入用相増、甚以迷惑罷在候。其上右竹船賃相抱候而ハ、猶更祭礼相続難仕奉存候。乍恐此段御賢考被成下、先格之通、被為仰付被下置候様重々奉願上候

已上」

覚

一斎竹船竿竹蛇骨竹積届之儀、是迄兼山村錦織村細目村右三ヶ村ハ、小鵜飼壱艘ニ而、車河戸迄積届申候儀ニ御坐

候。

一神戸村森部村辺ゟ積届候分ハ、大鵜飼一艘ニ而車河戸迄積届候儀ニ御坐候。

一右運賃之儀ハ、竹屋共ニ相尋申候処、弐艘ニ而凡五貫五六百文程と申事ニ御坐候。

〆

覚

十三日十五日拝殿宮参り
の字返り胎蔵界
左返り　金剛界

覚

一葉付八寸廻竹　何本
一七寸廻竹
一六寸廻竹

〆何拾本

右者津島天王祭礼ニ付、御用竹如斯請取申候以上。

戌五月

大橋小兵衛　印

何村庄屋

何右衛門殿

何村

御庄屋衆中

覚

一大和竹六束半　五拾本詰

内　弐百五拾本　山詰竹

七拾五本　挑灯竹

〆三百弐拾五本

右者津島天王祭礼ニ付、御用竹如斯請取申候以上。

戌五月廿六日

淵高新田庄屋　大橋武左衛門　印

大橋小兵衛　印

大橋武左衛門　印

喜兵衛殿

（押紙）「外之分ハ此格ニ相認遣候」

六月七日車江見分

一堤下車台堤付浅瀬五寸

一米之座水巾弐間半　堤付九寸車台付壱尺壱村
中通り壱尺五寸

一筏場　車台八寸
中通り壱尺弐寸堤付四寸

一今市場　車台付六寸
中通り壱尺三寸
堤付　五寸

一下村　車台付壱尺
堤付　壱尺壱寸

右之通書付庄屋渡辺新兵衛相渡。

連日照続、干水仕候趣相願、庄屋所ゟ願書差出被呉問屋勘左衛門を以、御普請分御役所江相願候処、御談判之上願之趣、尤之事由ニ而、九日早朝車船乗入為差支無之　伊藤敬左衛門様
種田丈左衛門様

御越有之、九日昼過御見分有之候。然ル処七日夕立有之、弐尺程も出水、九日朝壱尺計も減水之趣

ウラ

今市場村

御車
御用

覚

一今御車御用と相認候事、五ヶ村共是迄之通相定置候処、尤去酉年佐屋御陣屋ゟ御尋有之候処、願書を以御願申上候処、御聞添有之候。

車河戸、児上り戸下村今市場村両村北方有之候処、去酉年堤ハつくろい之節、不用之由金四郎ゟ申上候処、御理御坐候。当戌年御願申上、五尺巾ニ上り戸ヲ付御坐候。

堤ゟ下り戸村役を以例ノ通申付候

御見分役　奥村辰右衛門

堀田徳右衛門
大橋武左衛門
豊場弥兵衛
大橋小兵衛
堀田金兵衛

直紙二ツ切ニて相認

水野平蔵
名代新六
渡辺新左衛門
山田孫左衛門
服部半兵衛
真野又左衛門
大橋武左衛門
大橋小兵衛
渡辺新左衛門
山田孫左衛門
堀田徳右衛門
豊場弥兵衛
堀田金兵衛
真野又左衛門
水野平蔵
服部半兵衛

右波戸場桟敷前、名披露書付、直紙二ツ折ニ而相認。

番組

台尻　山車　今市場村
高砂　鉄炮打
台尻　山車
八島　湯取　筏場村
台尻　山車
野々宮　神子　下村
台尻　山車
葵上　戸隠　堤下村
台尻　山車
融　稲荷　米之座

右番組直紙二ツ折認、佐屋御代官衆御普請方へ差上ル。

文化十一甲戌六月軒幕萌黄羅紗地

京都
井筒屋
治兵衛

縫　水口屋松前屋両家ニて出来
右縫賃弐貫弐百匁六拾八匁

乗方中
世話人　横井半六

文化十二亥年

津島天王祭之儀者、古来ゟ連綿相続仕来候。右者御国ニおゐて、重キ神祭之由ニ而其節々御領主様ゟ万端御寄附被成下、既ニ御当家様御領ニ被為成候。以来御寄進米幷船竹等迄年々御寄附被成下、祭礼之節者御役人様方御詰、御目付かた御道見等も被為在、古格之通神祭相勤来候儀ニ御座候而、全従御上御寄附を以、年々相勤候祭礼ニ御座候。右祭礼ニ付、例年御支配御陣屋江車屋共ゟ差出申候、三通物ト唱来候書付御座候処、当年右書付認替願書ニ仕候様、今般被為仰付候。然処、右書面等之儀者、往古ゟ例格を以相認、差上来候先前ゟ御改革被為仰出候節々も、右之段御達申上候而、古来之通相添来候御儀ニ御座候得者、当時役儀之者共、御請奉申上候儀、甚以迷惑奉存候。勿論車屋共身分江付候儀ニ御座候ハヽ、聊土貢無之可奉願儀ニ而者無御座候得共、大祭之儀ニ御座候付、万端古格を以相勤、数百年来相続仕候処、旧例相替候ニ而者万端差響、祭礼勤方等閑ニ相成、往々退転之基

ニも可相成哉と、此段歎敷奉存候。且愚昧百姓共之儀ニ御座候得者、右旧格等之儀、祭礼規模之相心得諸事格別被為仰付候儀と奉存、当時祭礼懸り之者共、挙而難有奉存罷在候処、先格相違仕被為仰付候儀者、村方人気も抱り車屋共取扱ニ付、万端不摸通ニも可相成哉と心痛至極ニ奉存候間、何卒先格之通、書面御取上被下置候様、幾重も奉願上候。尤右之段御願申上候儀、不敬ニも相当り可申候哉と奉恐入、表立御願等も差扣罷在候得共、追々内輪申合候処、何分御歎奉申上度旨一統申聞候付、無余儀奉願上候。乍恐御愛憐を以御内願御解被下候様、只管奉願候已上

乍恐奉願上候御事

津島天王祭ニ付、例年差上申候三通書付之儀、当年ゟ御寄進米請取差上不申、船竹書付之儀者、願書ニ仕候様被為仰付、御案文等御渡被下置奉承知候。然ル処右祭礼之儀、往古ゟ連綿相続仕来、其節々御領主様ゟ万端御寄附被成下、既ニ御当家様御領ニ被為成下候以来、御寄進米幷船竹等迄、年々御渡被成下、祭礼之節ハ御役人様方御詰、古格之通神祭相勤来候儀ニ御座候而、全従御上御寄附を以年々相勤候祭礼ニ御座候得者、万端古例相守り、流行弊俗相移り不申候様、車屋共取扱来申候儀ニ御坐候得者、右書面之儀も、先格之通被差置、御取上被下置候様仕度奉願上候。今般御改革被為仰付候御儀、右之段奉願上候儀、奉恐入候得共、旧例相守申候ニ付而者、右書面等従御上も往古之振ニ而被差置候儀、亀鑑ニ仕、是迄取扱来申候儀、尤旧例之儀者、祭礼勤方ニ有之、右書面ニ付、旧格申立候儀者有御座間敷候得共、愚昧百姓共之儀ニ御坐候得者、御上御取調相改り申候儀とハ不奉存、古

格消失候様相心得、自ラ人気も動キ、万端勤方等閑ニ相成可申哉と、此段車屋共心痛至極ニ奉存候。勿論車屋共身分江付候儀与ハ曽而不奉存候。祭礼旧格相残り候様仕度已。聊別段心得違ヲ以奉願上候趣意ニ而ハ無御座候間、乍恐前顕之趣、厚御憐考被下置候様、只管奉願上候。恐多奉存候得共、呉々御憐愍ヲ以、右奉願上候通、被為仰付被下置候ハヽ、難有仕合可奉存候已上。

亥五月

津島村車屋
当番
渡辺新左衛門
山田孫左衛門

岡勝右衛門様
御陣屋

文他十二乙亥年
番組

台尻　山車　筏場村
高砂　鉄炮打
台尻　山車　下村
巴　湯取

台尻　山車　堤下村
湯谷　神子
台尻　山車　米之座村
通小町　戸隠
台尻　山車　今市場村
岩船　音羽

文化十三子年

番組

台尻　山車　下村
高砂　鉄鉋打
台尻　山車　堤下村
箙　湯取
台尻　山車　米之座村
野々宮　神子
台尻　山車　今市場村
放下僧　戸隠
台尻　山車　筏場村
融　猩々

九日橋詰繩打雨天。

十日十内東三切共繩打雨天。

十一日船分雨天ニ而、降続候得共、都合克船分相済申候。

十二日雨天候得共、山揚ヶ相済申候。尤出水ニ而車台之上三尺余水有之、二ノ山三ノ山共南堤上江引上ケ、夫より台繩付山揚、都合能相済申候。

十三日雨天降続候得共、七ツ時比暫之内、雨間有之候而、打廻り神事相済申候。

十四日雨天降続、晴間なく候故、子上刻迄見合候而、延引御達申上、則当番車屋豊場弥兵衛達書持参、会所罷出候。無故障相済御坐候。

十五日昼九ツ比ゟ快晴いたし、御芦放神祭差支候故、時刻早メ三遍目七ツ半時いたし、暮合前ニ車河戸馳出、挑灯とほし四ヶ村共出来いたし候処、下村当番手後レ相成、追々催促及漸々出船いたし候処、俄ニ雨降いたし、存外大雨相成、早々波戸場礼相済、先々無故障相済申候。五ツ半比相済申候。

十六日朝快晴いたし、朝祭都合克相済、御代官様御暇相済引取申候。

十六日昼後山おろし相済申候。出水有之候分、台之上四尺余水高ニ而存外手間取、七ツ半比迄ニ漸々相済申候。

延宝八申年

服部源八太夫留

一公方様法金様穏便ニ付、祭礼相延申候。

閏八月十四日十五日ニ、祭礼前之々通相済申候。

天和三癸亥六月

一安芸御前様　若君様（江戸徳松様之事）穏便ニ付、祭礼宮中諸事如前々。但神楽もはやし申候。

一六月十三日昼時分ニ、前々ことく祭礼渡申候様ニと被仰付候故、十三日ノ相廻しハ無之候。五ヶ村綱打同晩ニ打、十四日ノ朝山あけ申候。

一十四日信楽燈籠紙ニ而はり申候。ちようちんハ如前々。

一十五日山もめんまく。

一台尻人形のかさり絹はくなし。作花色かみかけきるものも、絹まくハ絹もめん、金具も紙ニ而はる。

一ちごの装束ハぬの又ハもじ。

一けいごのもの共、わきさしはかり、前々之鑓長刀持せ不申候。

御代官　三浦又太夫

一源敬様御逝去被遊候節、六月之御祭礼相延、其年中ニ御祭礼相渡候儀御覚有之候て、年号月日御書付夜中ニ御指越可有之、明朝役所江遣候已上。

神主

社家中

元禄十二卯とし

忌竹九月十八日建申候。
但し市江ハ立不申候。
御車壬九月十四日十五日渡申候様こと、御代官横池仁兵ゟ閏九月九日申来候。十一日十二日江堀、九月十三日山揚、十四日十五日御車渡申候。山車ハ水浅く江口ゟ出不申候。夜半比ゟ雨ふり候へ共、幕も取不申、人形ニすけ笠きせ、合羽きせ申候。
天和三亥年
若君様御早世被為遊候御穏便。

公儀ゟ厳御倹約被仰出候。
一山ほこニ絹紬木綿幕用可申候。只今迄の純子唐織、其外けつかう成物無用ニ候。
一人形なとニも絹紬用可申候。金銀はくの物無用候。
一山ほこ之かさり物、金銀はく無用候。
右山ほことけいごニ出申候町之者とも、刀指申事又は鑓為持申事無用ニ候。
一作りはな金銀箔無用ニ候。

亥六月六日

近松孫吉
奥田彦九

河村庄吉

右御穏便中ニ御触

文化十四丑五月廿九日

淑姫君様御逝去ニ付、普請ハ六月六迄、鳴物ハ来ル十九日迄御停止事。
遊興ヘ付候家業ハ差留メ。

津島天王神祭之儀、此節鳴物御停止ニ付、延引何月幾日神祭執行可申哉候儀申合之上、今日昼後車屋ゟ書付差出候様可申通候。

一享保十六亥年神祭之儀、鳴物御停止中之趣ニ相見候。其節差延候哉、吟味之上右節一所ニ可申旨可申通候。

六月四日

津島村庄屋 何や
急事 陣屋

乍恐御達申上候

享保十六辛亥年

瑞祥院様五月廿九日御他界ニ付、鳴物御停止御触候。仍而津島天王祭礼延引仕、七月晦日忌竹相立、八月八日ゟ綱打、十一日船分、十二日山揚、十三日打廻し、十四日夜信楽、十五日朝祭相渡申候。右之趣、今般御尋被被遊候付、以書付御達申上候已上。

丑六月

津島村車屋当番
堀田金兵衛
真野又左衛門

岡勝右衛門様
御陣屋

乍恐御達申上候

津島天王祭礼之儀

淑姫君様御逝去ニ付、此節御穏便、鳴物御停止被仰下、祭礼之儀先格之通、当八月江延引仕相勤申度、左之通御達申上候。

一七月晦日忌竹立ル。

一八月八日ゟ十日迄例方之通綱打。

一十一日船分ケ　一十三日打廻シ

一十二日山揚ヶ　一十四日信楽
一十五日朝祭

右之通先前ゟ延引之節、例方御座候。
今般之儀も前顕之通相勤申度候。

一忌竹之儀定例之通、五日晦日相立申候付、御穏便被仰出、即時取納申候ニ付、先例吟味仕候処、御凶変ニ付取納候。竹御座候得者、又々相用候儀難仕儀与相見得、七月廿五日六日両日之内、葉付新竹弐拾本参着仕、相用候儀御座候得者、今般之儀も先格之通、被仰付被下置候様奉願上候。右余竹之儀ハ、未タ相用不申候付、再被仰付被下置候ニ及不申候。

一船之儀例年六月九日十日両日之内参着仕候得共、右延引仕候儀御座候得者、八月九日十日両日之内、例格之通参着仕候様、被仰付被下置候様ニ奉願上候。右者今般祭礼延引ニ付御達申付候以上。

丑六月

津島車屋当番
堀田金兵衛
真野又左衛門

岡勝右衛門様
御陣屋

（別紙）

乍恐奉願上候

一米四拾八石五斗

右ハ当村御祭礼御寄進米、往古ゟ是迄、年々前年御年貢米之内ニ而置米被仰付、右米為摸通内輪おゐて、庄屋手前ゟ心当ニ相含、私共江米借用仕、此代金ニ夫々車屋共手前ニ而足金仕、御祭礼車修復仕候儀ニ而、御祭礼以前五月末、表立米ハ御受取申上候。然ル処当年之儀、御摸通ニ付名古屋表江御廻し被仰付候由奉承知、乍恐左様相成候而ハ、庄屋手前ゟ借銭呉候儀も難行届私共難渋仕候間、此段御賢考被成下置、右御寄進米之儀ハ、是迄之通置米被仰付被下置候様奉願上候以上。

辰正月

津島村御祭礼車屋

堀田金兵衛

大橋藤八

服部半兵衛

服部新六

三村平六様

同村庄屋

井沢左助

覚

台尻

一上幕　猩々緋金糸切敷鳳凰縫

一軒幕　萌黄羅紗金糸雲龍縫

一軒包幕　段子　花色萌黄亦

一水引幕　金襴

一下幕　猩々緋金糸切敷紋縫

一小袖幕　金襴白繻子縫模様

朝祭之節、置物人形年々能之番組ニ而組替候事。

山車

一木綿幕　白紺

右之趣今般御尋ニ付書上申候已上

丑七月

今市場村

津島村当番車屋

堀田金兵衛

真野又左衛門

岡勝右衛門様

御陣屋

右之通五ヶ村一所致当番車屋持参仕候。

文化十四丑七月、佐屋御陣屋へ車屋共御呼出被仰渡候書付留。

天王祭礼ニ付、綱打之儀是迄夜分ニ相成、乱雑之節も有之由相聞、甚以不都合之事候。右祭事ニ付候儀ハ、清浄第一ニ可取計儀ニ候条、已来朝六ツ時より四ツ時迄ニ必取仕廻仕候様、村方之者共江急度可申聞候。

丑七月

右之趣被仰渡、地町丁代へ定使を以申付候事。

丑七月廿五日例之通幷忌竹着仕候。

同晦日朝忌竹相立申候。

八月十一日船分相済。

同十二日山揚相済。

同十三日打廻シ相済。

同十四日信楽首尾好相済。

同十五日朝祭首尾好相済。

文化十四丑　番組

台尻　山車　堤下村
高砂　鉄砲打　米之座村
籏　湯取　米之座村
松風　神子　今市場村
三輪　猩々　筏場村
鐘馗　音羽　筏場村

御普請方八月十二日四ツ時御着、宿元岩井祐庵

御見分役　川合兵右衛門様
目代　二羽吉左衛門様

文政元寅年　番組

台尻　山車　米之座村
高砂　鉄砲打　今市場村
台尻　山車　筏場村
巴　湯取
台尻　山車
夕顔　（マヽ）

台尻　山車
道成寺　（マヽ）　下　村
台尻
善知鳥　（マヽ）　堤下村

十一日五ツ時都合克船分相済。
十二日六ツ時山揚首尾能相済。
十二日夕方御普請方御着被成候。

御見分役
奥村辰右衛門様
柳川兵助様

十二日夜五ツ時比、御宿岩井祐庵方へ車屋衆御窺出申候。十二日当番ゟ例年之通、見舞もの御着之上、早々差遣申候。
十三日雨天有之候処、七ツ半比雨間有之、都合克夜ニ入打廻し相済申候。
十四日朝より雨降続、七ツ半比迄雨間無之、依而当番車屋服部宇兵衛殿、会所へ時刻延引御断演舌を以、先々時刻延引御達申上候。夜子ノ上刻迄見合候処、雨間無之、任旧例延引御達持参仕、服部半兵衛罷出申候。神主家へ演舌ヲ以同役名代市左衛門罷出被申候。御普請方へも右之趣申達し、市江車船迄当番定使差遣候。
十五日夜漸々天気ニ相成、七ツ半比より例之通三遍目相廻り出かけ申候。尤御葭神事差出し候故、御代官石川小兵

衛様車屋中御呼御座候而、台餅等随分早行取計候様御談御座候。都合克五ヶ村共台餅御葭流前ニ相済申候。
十六日朝祭小雨降候得共、格別之事も無御座、都合克相済申候。帰り次第車屋中、例之通会所へ罷出し申候。御代
官様御機嫌免、車屋共一統悦申候。十六日昼過ニ山下り相済申候。

文政二卯年　番組

台尻	山車	
高砂	鉄砲打	今市場村
台尻	山車	
経政	湯取	筏場村
台尻	山車	
夕顔	神子	下村
台尻	山車	
三輪	稲荷	堤下村
台尻	山車	
融	猩々	米之座村

覚

一六月六日榜示竹川見分。
御普請方へ達之儀、会所へ申通候事。
一十日夜会所ニ而鬮引取候事。
一十日江堀祝儀之廻文之事。
一十一日会所へ祝儀もの差遣候事。

一十二日山揚朝六ツ時。
一同日昼後児道見分。
一御普請方御着之上、車屋共御窺申上候事、祝儀物差上候事。
十三日打廻し
一偏目、正九ツ時、二八ツ時、三七ツ時

十四日信楽
一偏目、九ツ半時、二八ツ半時、三日之入比

十五日朝祭
一偏目、夜九ツ半時、二八ツ半時、三七ツ半時
会所御普請方へ信楽朝祭共、一偏目二偏目定使遣候事、三偏目之節注進候事。

一十五日朝祭相済候迄、御船方御役所へ御状台花尤御奉行様御二方様候得者花二ツ差上候事。
一山本文助殿へ礼状、鰹節幷台花遣候事。

十三日打廻し天気能相済。
十四日台餅、信楽共天気能、灯燈出来よくとほり申候。
十五日天気能相済。夜分四ツ過より夕立ニ而ほうらく。
十六日山下し相済。五ヶ村車家相済、地町共不残相触。

卯年五ヶ村割合覚

一拾貫文　増かこ
一九百七十弐文　鉄屋入用 垣結賃共
一三貫文　けいこ船
一九百文　見分船
此分割戻ス遣

一四百文　十日十一日船番 片ノ太郎右衛門
一弐貫弐百五十文　かし代 砂糖水
一壱分　九兵衛 御車しからみ賃
〆壱分ト
十八貫廿四文

一五百文　普印行うなき　　七一五　此弐両弐分
　　壱匁弐分六
　　〆弐両三分
　　壱匁弐分五

右五ヶ村割、壱ヶ村ニ付三十三匁弐分五

外ニ廿七匁弐分返上金

二日〆壱両ト弐分五リツ、

外五匁　九兵衛増銀相渡ト五ヶ村割合ハなし

川見分九百文船賃

差引残三百五文

五ヶ村五十九文相渡

乍恐奉願上候

津島天王祭礼、御車諸色小家、是迄銘々扣場所取建有之候得共、先年ハ車江通り御操出以後手遠ニ相成候ニ付、風雨之節々諸道具持運等、不猶通難渋仕候。付而ハ今般奉願上候ハ、新宮御堤通腹付御堤、並ニ自分賄金を以築立、右場所ニ五ヶ村共御車諸色小家取建申度奉願上候。則絵図面相添奉差上候間、乍恐御普請方御役所江御達被

成下候様、奉願上候。勿論御用之節ハ取払可申候間、右奉願上候通、被仰付被下置候ハヽ重々難有仕合可奉存候
以上。

八月

津島村御車肝煎役
大橋武左衛門
堀田徳右衛門
渡辺新左衛門
服部半兵衛
真野又左衛門

石川小兵衛様
御陣屋

津島村之内、字新宮堤添ニ天王祭礼車―諸色小家、取建方願之趣承届候間、五ヶ所とも長四間梁(ウツバリ)弐間半ツヽ、本堤高ニ地型自分賄金を以築立、馬巾外馬角ゟ弐間通除、土台居夫々取建候積、
但右地所御用江付差支候節ハ、五ヶ所共小屋取払候筈。

卯十二月

新宮御堤通車諸色小家済口。

惣代　渡辺新左衛門
服部半兵衛

普請金拾四両弐分御積金、佐屋御陣家へ相廻し上納致候事被仰渡候

文政二

卯十二月佐屋御陣屋ゟ被仰渡候書付相渡申候。

先達而申渡置候、車屋共相願候諸色小家建方ニ付、地形築立方入用等之儀、佐屋方ゟ済口申渡有之候哉否、早速可申出候。仍之申入候以上

正月六日

川合兵右衛門

文政三辰年　番組

台尻　山車　　筏場村
高砂　鉄砲打
台尻　山車
箙　戸隠　　下村

台尻　山車　堤　下
湯谷　湯取
台尻　山車　米之座村
鉢木　神子
台尻　山車
春日龍神　音羽　今市場村

当年五月中旬比ゟ雨降続、漸一両日快晴相成

十一日船分五ツ時比都合克相済申候。水四合余出水ニ而、船分手間取可申哉と存候処、存外早行ニ相済申候。

十二日山揚弐尺あまりも減水致候得共、車台ゟいたしかたく、堤より一ノ山二ノ山共山揚いたし、都合克相済申候。

十三日打廻し、昼後少々雲騒候得共、雨降不申首尾能相済申候。

十四日信楽燈籠克出来、首尾能相渡。

十五日朝祭雲騒候得共、雨降不申、帰り車比ゟ雲晴快晴快晴相成、万端都合克相済申候。

十三日昼前御普請方御見分役。

奥村初右衛門様
其代人

加納半兵衛様
御出ニて見合相済申候

文政四巳年　番組

台尻　山車　下　村
高砂　鉄鉋打
台尻　山車　堤下村
簸　湯取
台尻　山車　米之座村
羽衣　神子
台尻　山車　今市場村
舎利　戸隠
碇かすき　猩々　筏場村

九日朝御普請方三浦権左衛門様御出ニ付、山船引入方ニ付、御浚被下、都合克二十艘共首尾乗入申候。

文政五午年　番組

台尻　山車　堤下村
高砂　鉄鉋打

台尻　山車　米之座村
経政　湯取
台尻　山車　今市場村
井筒　神子
台尻　山車　筏場村
是界白頭　猩々
台尻　山車　下村
融　音羽

文政六未年　番組
台尻　山車　米之座村
高砂　鉄鉋打
台尻　山車　今市場村
田村　湯取
台尻　山車　筏場村
夕顔　神子
台尻　山車　下村
葵上　戸隠

台尻　山車　　堤下村
融　稲荷

十三日打廻し天気能相済。
十四日信楽燈籠能出来いたし候。
十五日朝祭天気能、万端都合能相済。

覚

㊆一拾貫文　増かこ　　一五百文　御普請方うなき代
㊆一三貫文　けいこ船　　㊆一壱貫弐百五十文　菓子代
㊆一九百七十文　鉄屋垣詰　　㊆一四百文　太郎右衛門夜舟
一弐百廿文　太郎右衛門渡川中ニしめ張入用　　一八百五十文　サヤ三人
此ハ当年以配符

〆拾七貫百九十文
六八五三　代百五十匁六分
㊆百廿匁　九兵衛車台直し
〆百七十匁三分

五ツ割三十匁壱分弐リ
廿七匁　御返上金
〆壱両壱匁壱分弐リ　米之座村え渡　六月廿四日

文政七申六月　番組

台尻	山車	今市場村
高砂	鉄砲打	
台尻	山車	筏場村
実盛	湯取	
台尻	山車	下村
松風	神子	
台尻	山車	堤下村
鵜飼	稲荷	
台尻	山車	米之座村
猩々	戸隠	

文政七申六月当番
六月十二日昼前御普請方御見分役

柳川助六様
三浦権右衛門様
其外三人
加納半兵衛様

十三日御普請方御着之上、一日ニて車屋一同御窺申上候事。
十三日打廻し首尾能相済申候。
十四日信楽、七ツ時比曇空ニ相成、小雨降いたし、五ツ比ニ相止ミ、四ツ時首尾能相済申候。
十五日曇空御座候処、六ツ比天気快晴いたし、首尾能相済候。

覚

申六月廿九日改メ

○一金弐両壱分返上金
○一三貫文　けいこ船
○一拾貫文　増かこ
○一九百七十文　鉄屋払垣詰
○一金壱分五匁　九兵衛
　右者台尻山車
〆金弐両弐分五匁　からみちん
　拾五貫九百七十匁

一壱貫百文　菓子代

〇一五百文（御普請方うなぎ

一四百文　十日十一日夜はん太郎右衛門渡し

六九之代弐両壱分　三匁八分七

合〆四両三分　八匁八分七

五ッわり　壱ヶ村　五拾八匁七分八ツ、

酉　番組

台尻　山車

高砂　鉄砲打　筏場村

兼平　神子　下村

あふむ小町　湯取　堤下村

鉢木　稲荷　米之座村

融　音羽　今市場村

文政九戌年　番組

山車

高砂　鉄砲打　下村

山車　堤　下
熊坂　湯取
山車　米之座
夕顔　神子
台尻　山車　今市場
三輪　戸隠
台尻　山車　筏　場
鵜飼　（マヽ）

文政九戌六月　影木屋仲蔵やとい分相成。

文政丁亥六月　番組

台尻　山車　堤下村
高砂　鉄砲打
台尻　山車　米之座村
熊坂　湯取
台尻　山車　今市場村
松風　神子
台尻　山車　筏場村
道成寺　猩々

台尻　山車
鐘楚　戸隠　下村

六月八日御普請方調方丹羽助八郎様御出張御座候而、車船乗入為、九日御見分之上、内佐や杁前後八尺巾堀口、水高八寸御堀立御座候而、十日昼比廿艘共、都合克車江着舟致候。十二日昼比、御普請方御見分役柳川助六様、其外四五人様御出御座候而、十三日早朝例年之通御見分御座候而、五ヶ村共上り戸下り戸共堤際御浚願上候。相済申候。十三日九ツ時前ゟ小雨ふり相廻し雨天。

一同年亥年影木屋幸吉車乗之儀、大工吉右衛門を以追々相願被申、同役小兵衛方江ハ当人より相願被申、手斧始拙儀風邪ニて引籠、小兵衛殿出勤ニて披露被致、一統不知之旨ニて相済、乗方入相成、十二日酒肴重一組、まんちう一重相添一統江披露相済申候。

文政十亥六月十四日朝正六ツ時被仰出候
御触之状写
御三卿清水様御事
式部卿様去ル十日
御逝去ニ付、普請ハ三日、鳴物ハ七日、停止之旨従公儀御触有之候付而者、今日ゟ普請ハ三日、鳴物ハ七日之内。

公儀御触通相守候様との事。

右ニ付

内府様来ル廿九日迄御忌中之旨

六月十三日

乍恐御達奉申上候

今般津島天王祭礼之儀、

式部卿様御逝去御停止ニ付、延引仕候。然処祭礼以前定式之通、船分山揚打廻し神事も相済候儀御座候得者、当月廿一日信楽、廿二日朝祭、右日並御達申上候処、内輪差支御座候ニ付、来廿三日信楽、廿四日朝祭相渡申度奉存候。依之御達奉申上候以上。

亥六月

当番車屋

真野又右衛門

堀江金兵衛

馬場九八郎様

御陣屋

文政十亥六月

斎竹之儀、例年山揚相済候上、枝葉伐払取仕舞候後ハ、祭礼中葬式通行不致筈之処、当祭礼御穏便ニ付、祭礼延引仕候処、当廿日葬式通行いたし、不都合次第有之候故、車屋中打寄相談之上、庄屋横井半六殿江右之趣及談合候処、尤之儀ニハ候得共、若村方之者共ゟ彼是申者有之候而ハ、如何候故、神主家江得与御咄之上、取計ひ可申被申聞候ニ付、服部半兵衛儀堀田金兵衛両人神主家江相窺候処、若此方江尋ニ参り候者有之候得者、相答可申段被申聞候故、其趣庄屋衆江相咄、承知之上会所江五ヶ村定使呼寄、地町町代衆江被申触候趣、山揚相済候上ハ、祭礼中斎竹有之候通り、葬式通行不相成筈被申触候。

但シ右ニ付　五ヶ村山車台尻共台みかきいたし候上ニて、廿二日朝小船ニて清良院清メの修法有之候。

文政十亥年六月

一廿三日今暁、大風雨ニ而、下村山車水中江吹倒申候処、怪我人等無之、山車格子等も破損無之、直様元之通取直し相済申候。

一廿三日昼九ツ時比、舟会所ゟ村方会所江五合余出水御座候段申達有之候。追々増水ニて。暮七ツ過ニ七合三四勺出水、殊ニ風雨之程難計空合御座候故、中地堤際ニ五ヶ村台尻車順ニ差置、車屋計鵜飼舟乗、御桟敷前例之通披露相済し、帰車江銘々車江上り、四ツ過比都合克相済申候。挑燈ハ五ヶ村共殊之外能燈り申候。

一火消頭徳蔵甚六両人、西福寺呼寄殊之外大水故、卒爾無之様、水主者得与相心得候段申渡候。舟躰之儀三間棹

ニて、間ニ合不申候故、別段ニ長棹手当致呉候様申遣候。尤竹料此方より可差上段申遣候。
一増水主之儀ハ林弥五左衛門江相頼、一ケ村ニ二人ツヽ、都合拾人手当被下候段、左近右衛門を以相頼、差遣申候。早速承知之上ニて、都合克信楽相済申候。

乍恐御達奉申上候

津島天王閏月祭礼竹之義、今般本祭礼之竹相用ひ候而如何に候哉と御尋ニ付、左之通奉申上候。
一斎竹之義ハ、本祭礼山揚相済次第、枝葉切払ひ取仕廻申候先例ニ御座候。
一船竿竹之義ハ、宵朝祭礼相渡候上者、水主之者共へ遣し申候先例ニ御座候。
一大和竹之義ハ、挑灯竿幷如意竹包ミ壇結竹、其外小細工物等ニ切砕き申候。
右之趣御尋ニ付、乍恐以書付奉申上候以上。

亥六月

当番車屋
真野又左衛門
堀田金兵衛

馬場九八郎様
御陣屋

閏六月祭礼　番組

弓八幡　　堤下村
巴　　米之座村
江口　　今市場村
阿漕　　筏場村
猩々　　下村

初
一六月晦日斎竹例年之通相建。
一閏六月十一日　船分相済、斎竹下ル。
一十二日　せんとし。
一十三日　打廻し天気能相済。
一十四日　信楽　天気能相済。
一十五日　朝祭　尤波戸場迄台尻付ル。
　天気能相済申候。
一同日昼後山おろし致候而、首尾能相済申候。

一

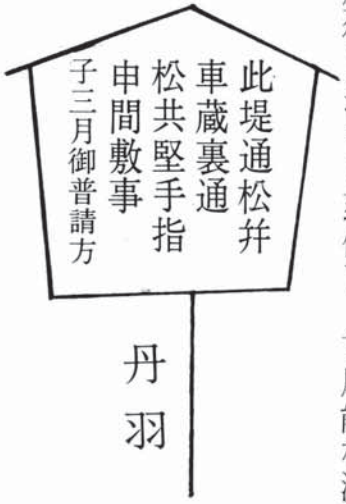

御車蔵裏通松御願申上候処、御聞済御植御座候。
右之建札相済申候。文政十一子三月

文政十一戊子年　番組

台尻　山車　米之座村
高砂　鉄砲打
台尻　山車　今市場村
巴　湯取
台尻　山車　筏場村
杜若　神子
台尻　山車　米之座村
殺生石　稲荷
台尻　山車　堤下村
融　戸隠

明和四年祭礼乗方

橋詰　高橋屋六左衛門
池田屋与兵衛

茶碗屋　源　兵　衛
高橋屋　六　兵　衛
美濃屋　与　吉
菊　屋　清　八
信野屋　利　平
野田屋　新　七
若松屋　利右衛門
亀　屋　多治右衛門
車　屋　甚左衛門

右橋詰乗方中絶致候処、五ヶ村共一統乗方相調候ニ付、組頭卯助を以申入置候。

文政十一子

十三日打廻し、七ツ時比ゟ出仕差合、雲行不被宜候得共、横手迄参し候処、雷鳴いたし、都合克参宮いたし帰り懸り、橋詰江懸りせつ雨降いたし、存外大雨相成、暫相見え罷帰り申候。

十四日天気能、台餅相済、暮比ゟ曇空相成、六ツ時比ゟ小雨降出、会所ゟ御沙汰有之、暫延引之段御断申上候。

五ヶ村車屋罷出帰り申候処、四ツ時比暫雨間有之ニ付、当番車屋服部半兵衛殿注進仕、各焼燈とほし出舟いたし

候処、兎角雨やみ不申、御桟敷名披露相済申候。各々五ヶ村共手傘差かけさし相済申候。九ツ時過ニ帰り申候。
其後八ツ時比、殊之外大雨相成、台傍いたし兼、車屋共半兵衛殿方江召寄談判いたし、明方相見合、夫〻直様取懸り台傍出来いたし、五ツ時比出舟いたし、天気快晴及上幕共例之通り懸り、人形等傍、首尾好朝祭相済申候。
当番〻米之座吉兵衛羽織着用いたし、小舟乗り、御桟敷其外懸合事相勤被申殊之外手都合相済被申候。

一拾弐匁五分　菓子代
　壱貫九百九十文
一壱分七匁七分五　横井代
　行
一廿五匁　九兵衛
　山車直し賃
一壱分　永行
一弐朱三匁八分　建札作料
後壱分五リ
一四百文　太郎右衛門
　夜番
一五百文　御普請方
　うなき
一拾貫文　増かこ
一三貫文　けいこ舟

一三拾七匁五分　たはこ盆　茶箱
　諸入用　幸七代
一五百文　茶わん
一九匁　万清
一三百文　藤川や
　文七
一九匁八分　新六
一弐百四十九文　縄代

一九匁五分　新六
　九百廿八文　同人
一八匁壱分四リ　同人
　西福寺行

〆百六十壱匁四リ
十七貫八百六十四文
此百六十一匁六分九
合三百廿弐匁七分三リ
五ヶ村割
壱ヶ村六十四匁五分五リ
廿七匁　返上金
〆九十壱匁五分五リ

文政十二己丑六月先当番
十一日船分、天気能、都合克相済、麗一番船也
十二日朝名古屋表御出立

御普請方
御見分役　柳川助六様

水野佐治右衛門
会田重兵衛
竹田甚五兵衛
安井助九郎

十一日朝四ツ時、例之通会所江
御同心衆中様重五ツ組
肴酒差遣
十二日朝六ツ時、山揚都合能相済。
同日児道見分相済。

文政十二丑年　番組

台尻	山車	今市場村
高砂	鉄砲打	
台尻	山車	筏場村
兼平	湯取	
台尻	山車	下村
西行桜	神子	
台尻	山車	堤下村
鉢木	稲荷	
台尻	山車	米之座村
葵上	猩々	

文政十二丑年

紀州様大御隠居様之御事也

太真様去二日申中刻御逝去ニ付、普請ハ今日一日、鳴物ハ七日停止候事。

六月十一日

右之通被仰渡候而ハ、祭礼之儀幾日相渡候哉取究、明早朝可申出候。此状可返候已上。

六月十二日佐屋陣屋

津島村　庄屋

乍恐御達奉申上候

今般津島天王祭礼之儀

太真様御逝去御停止ニ付延引仕候。然ル処、祭礼以前定式之通、船分山揚相済候儀御座候得ハ、当月廿二日打廻シ、廿三日信楽、廿四日朝祭相済渡申度奉存候。依之御達奉申上候以上。

六月十三日

当番車屋

大橋小源治

大橋武左衛門

三沢喜右衛門様

御陣屋

神主家達書　口上

今般天王祭礼之儀
太真様御逝去御停止ニ付、延引仕候。然処祭礼以前定式之通、船分山揚相済候儀御座様得者、当月廿二日打廻、
廿三日信楽、廿四日朝祭相渡申度奉存候。依之御達奉申上候已上。

六月十三日

当番車屋
大橋小源治
同断
大橋武左衛門

右達書神主家江豊場弥兵衛手前持参致候。取扱佐藤新蔵殿
帰りかけニ林弥五右衛門方へ拙者心得ニて延引之段咄し置帰り申候。

（付紙ノ上達書）
「神主様へ会所ゟ内窺卯助参し候処此書付之通申来候」
十八日さし支
廿日さし支
廿二日さし支
七ツ過ゟよし

廿二日内まわし
廿三日しんかく
廿四日車家

一台尻山車船等十三日ゟ廿一日迄昼夜番、組頭太郎右衛門申付候。

一丑六月十七日組頭彦兵衛御陣屋罷出候処、永田様青山様被仰聞候ニハ、打廻し神事十九日相勤候而ハ如何、右者御年寄鈴木丹後守様御病気之由、若御太切相成候而ハ差支之筋難計、内々被仰聞候ニ付、車屋中談判致候処、十九日相勤候段相決、直様十八日夜豊場弥兵衛大橋小右衛門同道ニて、其趣神主家江口上ニて申上候処、宮本差支なく相勤候方可然様との御事ニて、罷帰り被申候弥治定之上、沙汰被致候段被仰遣候。

一十八日早朝、彦兵衛を以佐屋御陣屋へ、十九日打廻仕候段御達申上候。

一十八日早朝、組頭彦治を以、御普請方柳川助六様向テ口上ニて、十九日打廻相勤候段、御内願申上候。

一十九日早朝、目代水野佐治右衛門様御手代会田十兵衛様御両人様御出ニて、会所御宿本車屋共御尋申上候。直様御見分御坐候而、五ヶ村共河戸御普請被仰付。

一十九日天気能七ツ時打廻シ神事相済申候。

一廿三日天気晴天ニて台網いたし、信楽五ヶ村共燈籠能ともり申、都合能相済。
一廿四日天気能、明六ツ時注進参し、朝祭首尾能相済申候。

丑七月五ヶ村割覚

一壱匁弐分　堤通松植
　立札被差入事
一百四拾八文　さや戎屋
　仮屋代
一弐両壱分　御車
　返上金
一拾匁　ぬしや
　茶道具ぬり賃
一八十文　夜番
　ろうそく
一拾貫文　まし
　かこ
一廿匁　山からみ
　九兵衛
一四百文　十日十三日
　夜番
一拾五匁弐分三リ　太郎右衛門
　菓子代
　五百六十文
〆四両弐分四匁三分弐リ

一拾匁　柳印行
　菓子鉢
一九百七十文　垣結賃
一三貫文　けいこ舟
　文左衛門渡
一五百文　うなぎ
一弐百六十九文　土瓶代
一金壱分　差添礼
一弐朱　彦兵衛礼
　此壱分八リ
一五十三匁七分壱リ　十宜
　松植
一六匁五分　かへ払
一弐貫五百文　祭礼廿四日迄延引ニ
　付太郎右衛門番賃

セニ拾八貫四百三十九文
六六七此百六十五匁八分入
合四百四十匁弐分
五ヶ村割一ヶ村ニて
八十八匁〇四分弐リ

文政十三寅　番組

台尻	山車	筏場村
江之島	鉄砲打	
台尻	山車	下村
兼平	湯取	
台尻	山車	堤下村
夕顔	神子	
台尻	山車	米之座村
望月	猩々	
台尻	山車	今市場村
融	二見	

六月十一日八ツ時、船分首尾相済、鬮一番舟、尤朝五ツ時之筈。
船廿艘之内弐艘延着いたし、十日夜片町文左衛門相尋候処、宮舟不足いたし、文左衛門了簡ニて佐屋船年寄役え文
左衛門手前引合。
十一日九ツ半時着いたし。

津島祭礼車、江通浚方為御用、我等共明十二日五ツ時出立罷越候間、諸事先格之通手当致置可申候。委細之儀ハ参
着之上可申談候。此状其節可返候以上。

六月十一日

御普請奉行代
後藤孫兵衛
同断
後藤彦三郎
今井孫十郎
中島進作
中瀬総助
津島村庄屋

十三日打廻、雨天ニ候得共、首尾好相済。

十四日昼折々雨天候得共、七ツ比ゟ雨やみ、例之通三編目相触出かけ候而、灯燈不残とほし候処、猿尾先ゟ雨ふり出し、波戸場手傘ニて名披露相済申候。

十五日朝曇居候得共、雨間出かけ候処、十四日夜通し猿尾先より雨ふり出し、大雨ニて波戸場披露相済参宮いたし、帰り車之節快晴ニて相済申候。

同十七日神主家ゟ豊場弥兵衛呼ニ参り、当祭礼ハ殊之外不都合恐入、当番筏場村寄附品上、高欄塗替出来之由、右塗師神領吉平、甚乱火不埒之由塗替致候方可然由被申談候。車屋中打寄相談之上、塗替之筈相成申候。神主家ゟ御神酒御献御座候。車屋中も参宮被致候方可然由、御通辞御座候ニ付、車屋不残羽織袴帯刀ニて参宮いたし、神主家へも御目通之上、御断申上罷帰り申候。

天保二卯年　番組

台尻	山車		
高砂	鉄砲打	下	村
台尻	山車		
八島	湯取	堤下	村
台尻	山車		
源氏供養	神子	米之座	村

台尻　山車　今市場村
鉢木　戸隠
台尻　山車　筏場村
松山鏡　猩々
船三番　今市村

天保三辰年　番組

台尻　山車　堤下村
高砂　鉄鉋打
台尻　山車　米之座村
実盛　湯取
台尻　山車　今市場村
野々宮　神子
台尻　山車　筏場村
葵上　猩々
台尻　山車　下村
猩々　稲荷
船三番　今市場

十三日打廻し雨天、十四日朝ゟ小雨ニて晴間も無之、十五日夕漸々快間御座候ニ付、信楽相済、㷔燈克出来仕候。
首尾渡行仕候。

十六日朝祭、夜八ツ時過迄雨降申候得共、明方ゟ晴間御坐候而、首尾能相済申候。

十六日昼前ゟ大雨ニて九ツ迄山おろし相済申候。

十五日

昨夜雨天ニ付、信楽相延、今夕相渡可申候。然処今夕ハ神葭放ニ付、信楽四ツ時迄ニ仕舞候様致度、若々今夕も雨天ニ成、雨間も取計候様相成候節、神葭放四ツ半比ゟ取掛候間、右時刻迄ニ不相済候て、猶又相延候様致度旨。

是ハ文政十三子年延引留、佐屋御陣家留借用いたし扣置。

天保癸巳　番組

台尻	山車	
高砂	鉄砲打	米之座村
台尻	山車	
八島	湯取	今市場
台尻	山車	
芳野天人	神子	筏場村

台尻　山車　下　村
黒塚　猩々
台尻　山車
融　稲荷　堤下村

十日　夜先年之通会所ニ而鬮引相済。

十一日　五ヶ村町代幷鳶之者、内輪談判之上、横手へ船廿艘乗附相図、船会所ニ而、半鐘打直様船乗出し船訳相済。

十二日　山上相図、碇不説山上相済了。

十三日　打廻し当番触延引、幕合堤ニ而少々夕立、直様晴天、参詣相済、五ツ時帰ル。

十四日　信楽。

十五日　朝祭共晴天ニて首尾能相済。

五月　大橋武左衛門死去被致候。

車家　大橋彦兵衛
大橋小源治

乍恐御達申上候御事

今市場村祭礼、車肝煎役大橋武左衛門死去後、右跡役大橋彦兵衛被仰付相勤来申候処、親武左衛門跡目、悴大橋
鍋之助江旧冬家督相続被仰付、親代通祭礼車肝煎役譲受相勤申候。依之御達申上候以上。

午五月　　当番車肝煎役
　　大橋小源次

矢野藤九郎様
　御陣屋

天保五甲午五月廿六日

乍恐御達申上候御事

下搆村車肝煎役豊場弥兵衛義、近年病身相成申候付、右役儀難相勤、退役仕度付而者、跡役加藤伝七相譲申度、
下搆村車肝煎役相勤申候付、先格之通祭礼万事ニ付、苗字帯刀御免被成下候様奉願上候。依之御達申上候以上。

天保五午五月　　当番車肝煎役
　　大橋小源次

矢野藤九郎様
　御陣屋

堤下村車肝煎役服部理四郎義、近年病身相成申候付、右役儀難相勤、退役仕度付而者、跡役岩間太兵衛相譲申

度、堤下村車肝煎役相勤申候付先格之通、祭礼万事ニ付、苗字帯刀御免被成下候様、奉願上候。依之御達申上候。

当番車肝煎役
大橋小源次

天保五午五月
矢野藤九郎様
御陣屋

天保五年甲午六月
番組

台尻	山車	今市場村
高砂	鉄砲打	
台尻	山車	筏場村
朝長	湯とり	
台尻	山車	下村
羽衣	神子	
台尻	山車	堤下村
三輪	稲荷	

台尻　山車
頂羽　戸穏

米之座村

覚

一上幕地合ハ如元鳳凰は縫直し申候

名古屋呉服丁壱丁目　画工　玉　泉
同本町通諸町糸師　御糸屋太蔵
同中市場町　縫司　亀屋嘉兵衛
同呉服丁五丁目　幕へリ求　玉島屋太兵衛
同かぢや町　仕立屋　柏　屋
同七間丁ニ而　餅屋武兵衛

右縫引受かきや半左衛門、世話人丁内之衆中

一十日綱打毎年之通他町共無故障相済申候。

一十日之夜会所へ車屋中罷出、鬮引取。尤一ノ札取申候。但手附同心衆ナリ。

一十一日船分之儀、早朝ゟ会所へ車屋壱人罷出、壱人ハ車場所へ出申候。此年も五ヶ村船横手へ揃ひ、鉄砲を相図に乗出し申候処、下村ハ川の半過迄船ヲ出し、引縄ニ而二艘はやく、一番ニ台尻乗セ申候。尤中地ゟ皆々引申候

四ヶ村ハ夫々ニ上ケ申候。

夫ゟ江堀之祝儀御座候。振舞品如定例相済申候。

一十二日山揚之儀、車屋壱人ハ会所へ出、同壱人ハ場所へ出申候。然処下村筏場村先へ上ケ候事、尤車屋ハ上ケ合ハ承知無之由之処、大工内輪ニ而上ケ合之積申合せ居候由、上ケ方前後相乱レ申候付而ハ、夫より堤下村米之座村二ヶ村上ケ、今市場村計残り、小方彼是入組候ニ付、西福寺へ同心衆其外車屋中庄屋与頭打寄、内談様申有之処、横井半六殿与頭良介彦兵衛取噯ニ而、同心衆之手前不聞様ニ取計、四ヶ村ゟ十人ツヽ為取持、当丁之山車上ケ申候。尤下村大工ゟ大工吉兵衛へ、先へ上ケ候事及挨拶申候時刻昼比ニ致延引候。是より児道見分ニ出申候。昼後せんとうじへ罷越申候。尤下村筏場村山揚之時分、夕立いたし候内ニ上ケ、当村上ル時分ハ青天ニ成申候。

一十三日打廻天気克相済候。

一十四日信楽同断、無故障五ヶ村共能燈り申候而、見事ニ候。然共照続ニ而、至而渇水ニ而御普請方夜通ニ而江堀被成候処堀田徳右衛門殿大橋小右衛門殿内佐殿へ御出、江堀之儀御頼ニ御出被成候。夫ゟ金兵衛抔出申候。御普請方も誠ニケ様之儀、前代未聞なとゝ被申、十四日夜ハ葭の中ニ而夜ヲ明候ニ、元気之加納様も大よハリニ而、元小家へ御帰り被成候。夫故十五日朝祭、時刻移り、昼時分ニ相済申候。尤市江車も見合せ居、此方も猿尾先マテ乗出居候処、波戸場之方ゟ与頭伝兵衛を以例年そこ迄ニ而見合セると申来候付、市江より乗出、直様跡へ付、此方も出申候。勿論十三日ゟ十五日迄之内、天気ハ申分無御座、車屋其外乗方皆々無事ニ而出勤いたし、一統大慶仕候。

此年悴鍋之助儀、初而直垂着ニ而、家内悦申事候。尤幼年ニ付、名代喜代助出勤いたし候。
直垂着　親も子も　祝ひいはハれなをし着の　なほ行末は千とせ八千とせ

八歳　大橋鍋之助
名代　八木喜代助

十一日之廻状ハ杉厚紙二ツ折、上包水引かける。
此年之車屋順

一林弥五左衛門　大橋清左衛門
一堀田徳右衛門　此年ゟ　岩間太兵衛
堀田金兵衛　同断　加藤伝七
水野平蔵
渡辺新左衛門
服部半兵衛

名前御代官様会所え御越之節差出ス
午年
堀田清右衛門　服部半兵衛
大橋鍋之助　大橋清左衛門
大橋小源二　岩間太兵衛

堀田金兵衛　　加藤伝七

水野平蔵　　右直紙半分紙ニ相認

渡辺新左衛門

車順　上包へも如此書ク中ニハ
不書

午年　大橋鍋之助　　堀田金兵衛
今市場村　大橋小源治　　堤下村　岩間太兵衛

渡辺新左衛門　　水野平蔵
筏場村　大橋清左衛門　　米之座村　服部半兵衛

堀田徳右衛門　　右直紙壱枚ニ而
下村　加藤伝七　　相認ル

午恐御達申上候

一船四艘

内壱艘　　蟹江村代舟百町村　弥三右衛門

同　　同村舟日光　久七

同村　重右衛門

同　宮宿代舟佐屋宿　源治

右ハ天王祭礼山車船、廿艘之内前顕之船、至而古く、殊ニ佐屋宿源治船之儀ハ、格別悪敷、懐船同様ニ御座候而、既ニ今市場分山車ニ相用候所、前書之通次第ニ而、少々ツヽ水あかもさし候得共、差当致候事も無之候ニ付、祭礼中ハ可成ニ相用申候処、十六日山下シ之節、右源治舟はた板弐枚破レ申候。其外朽腐所も所々相見へ、右之振ニ而ハ来年之儀も無覚束、若祭事中右躰車船ニ而過等も出来仕候而ハ、御大切成御祭礼差支候儀ニ御座候哉と、甚以迷惑心配仕候。且又例年御廻し船、十日着船、相揃申候処、近年ハ追々延着仕、既ニ当年ハ十一日八ツ時比、船相揃、山車船麗引ニ差支、其上廿艘之内大小長短御座候而、甚迷惑仕候。右ハ山車之儀、船弐艘摑み車乗セ申候処、大小御座候而ハ、山車居リ悪敷御座候。尤諸向ゟ相廻し候船之儀ニ付、聢と相揃ひ申候儀も難相成哉ニ御座候得共、前条之通、訳合ニ而甚薄雲奉存候。此段厚御賢考被成下、来年ゟハ不都合無御座船共、延着無之様、相廻し候様被仰渡被下置候様奉願上候已上

津島車屋惣代　大橋小源治　印

同　堀田徳右衛門　印

天保七丙申年
七月十日

矢野藤九郎様

御陣屋

但右之通二通認差出し候

天保八丁酉年　番組

台尻　山車　堤下村
高砂　鉄砲打
台尻　山車　米之座村
経政　湯取
台尻　山車　今市場付
羽衣　神子
（マヽ）
台尻　山車　筏場村
融　御神
下村

一十三日打廻し首尾能相済。
一十四日信楽。
一十五日朝祭都合克相済。

天保九戊成年　番組

台尻　山車　米之座村
高砂　銕砲打
台尻　山車　今市場村
兼平　湯取
台尻　山車　筏場村
はしとみ　猩々
台尻　山車　下村
放下僧　音羽滝
台尻　山車　堤下村
融　稲荷

十一日船方首尾能相済申候。
十二日山上相済。

十三日打廻し雨天ニ御座候処、雨間ニて参宮仕相済。
十四日信楽。
十五日朝祭り天気能、万端都合克相済申候。

天保十年
已亥六月
番組

台尻	山車		
高砂	鉄砲打		今市場
台尻	山車		
簸	湯取		筏場
台尻	山車		
采女	神子		下村
台尻	山車		
葵上	稲荷		堤下
台尻	山車		
融	音羽		米之座

台花遣ス事

一御船手　三ツ
一山本文助　壱ツ
長塀筋
一平野甚右衛門様　此分津島祭礼当番
壱ツ

大橋鍋之助
大橋源治
六月十五日早朝遣ス事

名順

堀田和三郎
大橋鍋之助
大橋小源治
堀田金兵衛
水野平蔵
渡辺新左衛門
朝部半兵衛
大橋清左衛門
加藤伝七
大橋藤八

天保十亥年ゟ御屋敷水野様御頼ニ付遣ス　　〆台附五ツ遣ス事

新木屋幸吉方、高町油屋治右衛門方ト鬮出入有之、夫ニ付神主家ゟ桔梗屋善右衛門を以大橋小源治方へ御尋御座候。新木屋幸吉方儀ハ油屋治右衛門方之出店ニ御座候由ニ、去冬佐屋御陣屋ニ而御裁許御座候事ニ、御祭礼之節致乗方、幸吉悴児ニ出申候事共、不都合之事ニ御座候段、併し幸吉方ハ全治右衛門方之出店ニ而者無御座もの哉、如何心得居候事、御尋ニ付左之通書付を以御達申上候御事。

奉申上候事

新木屋幸七身分之儀御尋被仰付

右者新幸吉代、文政七申五月十三日町方入仕候。其後文政十亥六月十二日祭礼乗方ニ相成申候。右続を以、幸吉悴児ニ出申候。仍之右之段申上候已上。

子正月

今市場村車家
大橋鍋之助　印
大橋小源治　印

天保十一年子六月

番組

台尻　山車　　筏場村
一高砂　一鉄砲打
台尻　山車
一田村　一湯取　　下村
同　同
一江口　一神子　　堤下村
同　同
一通小町　一猩々　　米之座村
同　同
一金札　一音羽　　今市場村

〆

右御祭礼宵朝共天気よく相済申候。併朝祭之節風荒ニ而、米之座村之車下村之車吹流候之故、水主を以相防き申候。山車ハ猿尾迄出テ、不残山車ハ出不申候。此年、俊泰院様御上覧有之、尤御桟敷神主家之側ニ而、御女中八人計御入被成候得共、院様ハ相分り不申候。尤前日ハ雨天ニ御座候故、諸人殊之外心配いたし候へ共、不思議成哉、打廻ゟ天気快霽ニ相成、一統大悦不少相済申候。可祝。此年御芦、津島御流着ニ而賑々敷御座候。

但、佐屋奉行仕様、宮木惣三郎様会所へ十三日ニ御出被成、車屋共御目通いたし候。宮木様ハ元吟味役之頭取御勤被為在候、御方ナリ。

本文ニ院様御上覧之儀ハ御噂計ニ而、御成は無御座候。此年手斧始御穏便ニ付、六月二日ニ延引ニ而相済申候。

天保十二丑年六月

番組

台尻　山車
一高砂　一鉄砲打　下　村
台尻　山車
一巴　一湯取　堤下村
台尻　山車
一采女　一神子　米之座村
台尻　山車
一道成寺　一戸隠　今市場
台尻　山車
一星界　一猩々　筏場村
白頭

天保十三年倹約ニ付、江堀祝義休ニ相成、当年ハ堤下村当番ニ而、酒壱合あん餅壱重十五鱈拾本、十一日来。尤五年之内、相休候積也。尤其外祭懸り旧礼之通り。

天保十四年卯六月十四日

神主ゟ大山之幕、下わく御寄進ニて、出来致候。尤代金半分ツヽ、出之筈。古幕神主へ差上成ス。

但し四両ニ付下筏今三ヶ村借し置ニ付。

右神主へ御礼して、大鱸壱本代、弐貫弐百文、酒壱斗代壱貫六百文。
右三ヶ村車屋、壱人ツヽ、廿二日御礼罷出席ニて茶付酒共出ス。
割合金八両三分ト百拾文ツヽ。

乍恐奉願上候

一米五拾石

右ハ当村御祭礼御寄進米、往古ゟ是迄、年々前年御年貢米之内ニ而、置米被仰付候処、今般御模通ニ付、名古屋表江御通し被仰付、右表ニ而御渡相成候由奉畏候。恐乍右相成候而ハ、諸雑費等も相懸、迷惑仕候。右ハ格別御由緒も有之、御寄進米之儀、何卒右御寄進米之儀者、是迄之通、置米被仰付被下置候様、奉願上候。右願之通御聞済被成下候ハヽ。重々難有仕合ニ奉存候。已上

天保十五年　車屋中
辰正月　連印

三村平六様
御陣屋

五月廿八日車屋御呼出し有之、大橋小兵衛毎助両人罷出候処、前紙願書之通、置米ニ相成候様、御勘定所ゟ被申聞候間、是迄之通ニて、置米御聞済ニ相成申候との仰渡也。尤服部作助御取持ニて御座候。

辰五月廿八日

当番
大橋武左衛門
同小兵衛

小児貞一郎様
服部作助様へ米札壱両
鈴木常三郎様へ同弐百疋

御礼申上候

天保十五年
辰六月当番ニ相改

配り物

六月十一昼時参
一佐屋方
上ひし
酒弐升
煮〆壱重

拾二三人前当テ
魚義ニて出来
十一日昼前
会所江遣ス事
あん餅数五十

但し長根　午房
　麩　椎竹
　干瓢

赤黄半分ツヽ、
但し弐重ニ入
大角豆　一重
しるし
かばやき　一重

外ニすゝき壱本、当年ハ無之候ニ付　中下かれ一枚
　同　こち三本

御車家

堀田徳右衛門　加藤伝七　山田孫左衛門　大橋清左衛門
堀田金兵衛　大橋藤八　服部半兵衛　水野平蔵
　名代油屋次右衛門
　名代戎屋新六
大橋小兵衛

船庄屋　車田庄屋　同
林弥五左衛門　彦兵衛　善次

支配組頭
良　助　〆十三軒　餅十五　酒弐合　餅一ツニ付五文ツヽ、
　赤黄半分ツヽ、
　かばやき拾串　一串ニ付
　但し代廿文ツヽ、

是ハ天保十三寅六月堤下当番より五ケ年之間御倹約ニ付、江堀祝義相止り候間、銘々相配り申候。

西福寺　蓮台寺　教津坊

是も餅数赤黄十五ツヽ相配り申候

同十二日

御普請方
上口
酒弐升

大角豆　煮〆　午房　長根
したし一重　壱重　麸　椎茸
　　干瓢

かはやき　一重

あんころ
餅数六十
但し赤黄ニて弐重ニ入

外ニ

鱸壱本

江堀祝義止メニ付、五ケ村定使十人江

上菱
中　酒壱升ツヽ　遣ス
ふし壱ツヽ

辰年番組

台尻　山車
高砂　鉄砲打

今市場村

台尻　山車
実盛　湯取　筏場村

台尻　山車
井筒　神子　下村

台尻　山車
卒都婆小町　猩々　堤下村

台尻　山車
葵上　稲荷　米之座村

車順

今市場村　大橋武左衛門
大橋小兵衛

筏場村　大橋清左衛門
山田孫左衛門

下村　堀田徳左衛門
加藤伝七

堤下村　堀田金兵衛
大橋藤八

米之座村

服部半兵衛
水野平蔵

名前

堀田徳左衛門
大橋武左衛門
大橋小兵衛
堀田金兵衛
水野平蔵
服部半兵衛
大橋清左衛門
加藤伝七
大橋藤八
山田孫左衛門

右之趣会所江御代官着御窺ひ之節当番持参致し可申事、尤直紙弐ツ折認メ、名前ハ弐ツ切也。

（状袋表）
「今市場
車屋
御中」

（同裏）
「
〆
津島神社々務所
氷室為長」

十月九日

過日御内談申置候車屋衆ヨリ御相談相成候哉、御差出之御都合ニ候ハヽ、本月下旬迄ニ御差出被下度、此段御依頼申述候也。

十月九日
氷室為長

今市場車屋
御中

（状袋表）
「今市場
車屋
御中」

（同裏）
「〆　津島神社々務所
九月廿九日　」
及御面話度義有之間、乍御足労今明日中、拙宅迄御入来被下度、此段御依頼申候也。
九月廿九日　氷室為長
今市場
車屋衆
御中

六月
十日祭礼干水ニ付、未タ這入不申。依て車屋共川見分ニ罷出候処、御殿裏ニ扣二艘、山路三艘、下平ニ五艘居候由、舟戸共申居候ニ付、尤中々急ニて這入不申由、申聞候ニ付、直様其足ニて陣屋へ御願置候処、口上ニてハ請取難く、以書附願候由被仰候付、則差上。尤吉川様御取あつかい也。
乍恐奉願上候
当所天王祭礼山餝船之儀、当十日朝迄ニ津島湊へ着船仕候様御願申上置候処、いまた船乗込不申候付、無覚束奉存候ニ付、車屋共一同船調ニ罷出候処、御殿裏ニ扣二艘相見へ、山路ニ三艘、下平ニ五艘乗込居候処、減水ニ

付、迚も登込候儀ハ難出来旨、船頭申聞候。左様而ハ、御神事差支ニも可相成と奉存候間、何卒厚御堅考被成下置、今夕方迄ニ津辺へ着船仕候様仕度、奉頼上候、仍之此段御願奉申上候以上。

辰六月

津島村車屋
大橋小兵衛
大橋武左衛門

小児貞一郎様

同晩方迄ニ、陣屋ゟも御手代衆御出張ニて、舟廿艘内佐屋迄這入申候。同夜明方夕立一雨有、続て十一日終日風雨強く、七ツ頃格別大降ニて、晩方ニ漸々廿艘共乗込申候。尤今朝ゟ内佐屋之人足車屋ゟ頼人足代、三両ツヽ廿匁まし差出申候。

十一日之朝、夕立ゟ続て雨也。車屋共心配致し居申候。

十二日朝雨頻也。

船分ケ、山揚、児子道見分、御普請方出張、先頭旁也。

十三日雨天ニて、打廻し或辺目触候へ共、雨晴間無御座、依て車屋相談之上、明朝ニ延引致様ニ申処、不思議ニも雲晴て晴天ニ相成、夫ゟ打廻し首尾克相済申候。

十四日試楽、雲晴月清光、池水漫々而誠ニ十分也。殊更見物舟夥しく、万事無故障之筋、速ニ相済申候。

十五日朝祭馬も諸事端々、都合能十分ニ相渡り申候。

同十六日山おろし首尾能済。

付リ前十日、祭舟内佐屋迄這入居候処、夫ゟ是処至て干水ニ付、中々舟這入候事不叶、依て内佐屋ニて人足頼、津島迄舟這入候処、三両ニて請取致、十一日之晩方迄ニ舟不残着致申候。然処前夜ニも内佐屋人足頼候処、明日御普請方御出之筈ゆへ、先夫迄見合居候様、車屋江談判致し、先今夜之処延引被致せ、人足被引申候ニ付、右之人足代四拾匁遣し呉候様、追々内佐屋儀兵衛と申者頼候へ共、不延、外廿匁まし遣し、右ニて相成申候。都合三両廿文遣し申候。

十一日御普請御出也。尤七ツ頃同夜車屋窺ひ出。

佐屋分下
江浚御苦労被下候付、

吉川又市郎様へ御礼壱両。

但し人足廿九人、半日懸り、此代廿九匁也。右代之儀、会所へ向御沙汰有之候付、車屋相談上、人足代差出し候てハ、是迄之例式も無之候間、右人足代御含被下候様申上候へ者、決て例式ニハ相成候訳ニてハ無之、当年之儀ハ上様も御事多、中々御入用之申立ニても急成儀ニ参り不申、聊之事ニても有之候間、車屋衆へ相頼候訳之由被仰候。

鈴木為蔵様　百匹

台花之覚

一御船手御物書衆中様　三ツ
　　礼状壱通
七間町三丁目　中鰹節壱連
一御焔硝屋山田平助殿　壱ツニ
　　礼状壱通

弘化三丙午　番組

台尻
一高砂　下
山　村
鉄砲打

同
一箙　堤下村
同
湯取

同
一夕顔　米
同　村
神子

台尻
一葵上　今
山　村
音羽

同
一祝言　筏
同　村
猩々　嵐山

同十四日、信楽之節干水ニて、祭船通り不申候付、御普請方見分之上、車河戸幷波戸場御堀立有之ニ付、時刻延引被成、漸々五ツ頃より出かけ、七ツ半頃迄ニ相済申候。しかし別段故障筋者無御座候。

朝祭馬も暫く延引致し候へ共、万端都合よく相済候。

弘化四未番組

高砂　堤下村　望月
鉄砲打　猩々　筏村
実盛　米之座村　船弁慶
神子　稲荷下村
松風　今市場村
湯取

（横附紙表）「車田由来留」
（同裏）「車田由来之留」

一河原田畑合拾四町五反八畝廿五歩

内

九反七歩　天王燈明田　明星院

残拾三町六反八畝拾八歩

此高百四拾三石四斗三升七合

右是ハ成ノとし、勝野太郎左衛門尉御代官之時御検地之趣、

一右是ハ天王御池ニ而武射之御祭礼ニ肴取上ケ申池ニ而御座候処、元和四年午之年御代官藤田民部殿へ申上候ハ、右之御池新田ニ仕御車之入用ニ仕度と申上ケ候得者、天王御池ニ而御座候へ者、神主社家社僧中と相談いたし可然と被仰候ニ付、神主社家社僧中致談合、新田ニ仕候。其後鈴木九左衛門殿津島御代官之時、御検地入申。其後勝野太郎左衛門殿御代官之時、津島想(ママ)御検地之時、御検地御奉行衆ハ立会御打被成候。反高右之通御座候。則御水帳被下置、于今慥ニ所持、車肝煎中所納仕、御車入用ニ仕候。但右之御池ゟ武射之御祭ニ肴上ケ申代ニ、壱反ニ米七升宛、神主家社僧中へ年々相渡シ申候。

（横附紙表）
「定式」
（同裏）
「定例」

一車河戸、上り戸下り戸共、道直シ、人足十三日定使ゟ其村々ニ而、他町ゟ半分ツヽ成候て、入用次第当申候事、指図車大工ゟ致候事、五尺申也。

一十日夜十一日夜番船頭太郎右衛門申付候事、尤貨銭四百文也。五ケ村割合也。

ウラ　今市場村

表　御車
　　御　用

文政元寅六月

一市江車波戸場、中通り付候而、年々西之玉淵きわ迄御裁許有之候処、当年市江ゟ相願之由ニ付、佐屋御手代衆、真野清左衛門様津島祭礼御かゝりニ付、先年御裁許ニ而、西之玉淵きわ迄寄せ候筈、相済申候申段上候得共、御断申候様御達之上、市江御懸り青山様御談御坐候ニ付、十六日朝波戸ニて御手代衆真野様青山様御裁許御坐候而、西之玉淵きわ迄よせ候而、都合克相済候。

波戸場

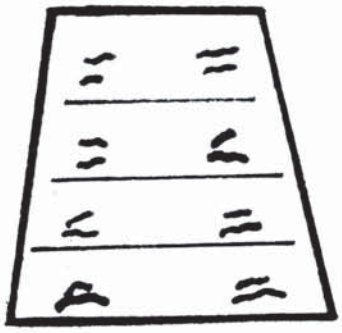

西方少之張出無之候ニ付、又々組頭甚兵衛懸りニ差遣候処、右之張出候様段見合、是迄より又々一間余張出有之。

例年打廻し十五日朝共。
宮参り拝殿
のノ字廻り　胎蔵界
左廻り　　金剛界

御代官様六月十四日御着之上
御目通之順

庄屋
車屋
村役人
船庄屋
林弥五左衛門
医師

（横附紙表裏同文）
「市芝居願済」
文政十二丑六月十九日

佐屋御代官三沢喜右衛門様、如是村方へ被仰渡、組頭卯助罷出候。

津島天王祭礼、市中例年之通、操物真似芝居等之儀、興行方相願候付、其段御勘定奉行衆江申達候処、当年之儀ハ、先々差留置候様可致旨被申聞、其段申渡置候処、其後段々申立候趣、猶更御勘定奉行衆江申達候処、古来より差免来候儀、他邦江も響候。格別之祭事ニ付、全く別段之訳を以、指免候間、例年之仕来ニ不拘万端可成丈手軽ニ為致候様、可申渡旨被申聞候。

六月

（横附紙表裏同文）
「御穏便ニ付延引之留」

一天正十年壬午六月二日、天下にて明知謀叛仕。上様殿様御あやまちニよつて、十四日迄車用意不仕候。俄ニ十四日ニ台尻はかりすくるまにて江口まて渡候。十五日にも右之分ニ而橋迄渡し申候。山ハ渡り不申候。

一慶安三庚寅年、源敬公様五月七日ニ御他界被成候。皆御愁傷之中、同五月廿日ニ車肝煎之者共、名古屋へ参候而、御代官勝野太郎右衛門殿へ御車之儀申上候得者、御上へ御窺被成候。前々之通ニ被仰付、御車渡申候。但し町ニ而稽古拍子不仕候。綱打ニも鳴物不仕候。

一延宝八年申五月八日、厳有院様御他界祭礼車延引仕候。七月晦日、忌竹相立、閏八月八日ゟ十日迄綱打、十一日船分、十二日山揚、十三日打廻、十四日信楽相渡申候。但市者成合ニ仕候様ニと被仰付、いつものことく、廿五日迄市立申候。然共中座片町之小屋ハかけ不申候。本棚計ニ而売買仕候。

一元禄十二己卯年
殿様御逝去ニ付、鳴物御停止、御触御座候。仍而祭礼延引仕、八月晦日ニ忌竹相立、閏九月朔日ゟ先格之通、十四日十五日祭礼相渡申候。

一享保元丙申年
家継公様御他界ニ付鳴物御停止、御触御坐候。仍而祭礼延引仕、七月晦日ニ忌竹相立、八月朔日ゟ先格之通、十四日十五日迄祭礼相渡申候。

一享保十一丙午年
浄円院様御逝去之旨、六月十三日夜四ツ比、鳴物御停止之旨御触状来り、十四日祭礼延引、昼四ツ比山ヲおろし候。并町々中座取払、七月晦日忌竹相立、八月朔日ゟ是迄相済居候式等、又々始ゟ改式有之、先格之通、十四日十五日祭礼相渡申候。

一享保十六辛亥年
瑞祥院様御他界之旨六月朔日御触状来り、鳴物御停止ニ付、祭礼延引、七月晦日忌竹相立、八月朔日ゟ先格之通諸事相勤申候。

一寛延四辛未年
大御所様御他界ニ付、鳴物御停止、御触御座候。仍而閏月祭礼延引仕、八月晦日忌竹相立、九月朔日ゟ先格之通、十四日十五日祭礼相渡申候。

一文化十四丁丑年

淑姫君様御逝去ニ付、御穏便鳴物御停止被仰付、祭礼延引仕候。七月晦日御上ゟ被下置候新竹忌竹相立、八月朔日ゟ先格之通、十四日十五日祭礼相渡申候。

一文政十亥年委細之儀ハ亥年場ニ留届之

清水様御三卿
式部卿様御逝去、御停止ニ付、延引仕候。六月廿三日信楽、廿四日朝祭相渡り申候。

一文政十二丑年委細之事ハ、丑年場留置申候

紀州様大御隠居様之御事也
太真様御逝去ニ付、停止延引仕候。六月十九日打廻し、廿三日信楽、廿四日朝祭相渡申候。

天保十四卯六月十三日

志水様御嫡子能千代様、七日ニ御死去ニ付、十二日十三日十四日三日之間、鳴物停止、右神主家ゟ申来り、仍而

十五日朝打廻し、同夜信楽

十六日朝祭

右之通、明和八卯年、田安様御死去之節と同様事有之由、神主家江控有之候。右陣屋御代官三村平六様へ当番壱人組頭差之御達し仕候。

十五日朝打廻り相済、壇飾候而相済、七ツ頃ゟ大雨ニ相成、同夜当番より御代官へ延引出す。

津島天王祭礼之儀就、雨大儀申刻迄見合居候処、霽不申、仍而今晩延引致す。快晴次第相渡し可申候。

但し如例者、子之刻迄見合居候へ共、今晩御葭流付、時刻引上申候。

十六日信楽、十七日朝祭相渡。波戸場付候節ゟ雨降通りて、余程降申候。

一嘉永二酉年

源欽様御逝ニ付、八月十四日十五日、先格之通相渉り申候。

一嘉永三庚戌年

前大納言様御逝去ニ付、御穏便啼物御停止被仰付、御祭礼延引仕候。七月晦日忌竹相立、八月朔日ゟ先格之通、十四日十五日祭礼相澄申候。

慶応三年六月十三日卯申刻

知千代様御卒去ニ付、今日ゟ三日之間、鳴物停止、普請ハ不苦事被仰付、右之御儀ニ付、御祭礼延引。

祭礼竹、乗入候船賃、祭礼懃日ゟ指出候而ハ、如何に御尋被遊候。右祭礼之儀、万端御上ゟ年々御寄附被成下、古来ゟ連綿相続仕来、御寄進米払代金ヲ以、諸払仕候儀御座候処、近来内輪入用相増し、甚以迷惑罷在候。其上右竹船賃相抱候而ハ、猶更祭礼相続難仕と存候間、乍恐此段御賢考被成下、先格之通り被為仰付、被下置候様、重々奉願上候已上。

乍恐御達申上候御事

筏場村車肝煎役山田孫左衛門儀、近年病身相成申候付、右役儀難相勤、退役仕度、就而ハ、跡役大橋清左衛門相譲

申度、筏場村車肝煎役相勤申候付、先格之通祭礼万事ニ付、苗字帯刀御免被成下候様、奉願上候。依之御達申上候以上。

天保二卯五月

当番車肝煎

織田代助様

御陣屋

（横附紙表裏同文）

「津島御代官名前」

津島御支配御代官御名前之覚

一　元和年中　藤田民部様　下後年号相知レ不申　鈴木九左衛門様

二　慶安年中　鈴木半右衛門様

三　寛文年中　勝野太郎左衛門様　四　延宝五巳　五味所左衛門様

五　元禄　加藤市郎兵衛様　六　元文三年午　飯島重左衛門様

安永年中　土岐市右衛門様　山本十郎左衛門様

小笠原九郎右衛門様　天明年中　飯沼定右衛門様

寛政年中　橘田長七郎様　　寛政十一年　太田文左衛門様
仕野　長坂萩助様　　文化二乙丑い　金森市之進様
文化五辰六月　岡勝右衛門様　　文政元寅五月　石川小兵衛様
文政六未十一月　馬場九八郎様　　文政十亥年　三沢喜右衛門様
文政十二丑六月　織田大助様　　天保十一子年ゟ　三村平六様
弘化元辰年正月廿八日己上刻　児玉定一郎様　　嘉永元二月頃ゟ　吉田助次郎様
嘉永四亥四月廿三日　山田貫一郎様　　安政六未二月十二日　須賀井重五郎様
庚申　正月
万延元　一色庄左衛門様
天保十五甲辰六月　小児貞一郎様　　慶応四年辰五月十八日被仰付　天野勘太夫様
文久二年戌六月　岡田喜太郎様　　明治二年巳二月廿五日被仰付　山内滝江様
文久三年亥六月鳴海御代官被仰付候　金森五郎兵衛様　　明治三年午正月頃ゟ　本田三四郎様
元治弐乙丑七月十九日被仰付候　岡崎新吾様　　明治三年午二月廿五日頃被仰付　安井喜一郎様
慶応三年卯正月分未ゟ　上田喜兵衛様　　明治四年未九月初頃被仰付　林五良兵衛様

（横附紙表裏同文）
「閏六月再祭礼」

一辛未寛延四年閏六月、再祭礼相渡申候。

一明和七寅
閏六月
一寛政元酉年閏六月、再祭礼相渡申候。此年出水有之候。
一文化五戊辰年閏六月、再祭礼相渡。
一文政十丁亥年閏六月。祭礼堤下当番

閏六月祭礼執旧行記

一忌竹　弐拾本
一船竿竹　四拾本
一大和竹　拾五束但五十本結
一船　拾艘
一御寄進米拾石　但五年三升入
一綱打無之、但先祭ノ綱相用ヒ
一十一日船分ケ、先例之通
一打廻し、先例之通
一試楽川半迄漕出し、車家共ハ小船ニテ波渡場へ。

今市場当番
米之座当番

一明治廿五年壬辰旧閏六月　　堤下当番

右ハ旧例之通、祭礼執行方、社務所ゟ依頼相成、其入費金トシテ、九拾円可差出旨申来リ候ニ付、協議致候処、種々申立有之、終ニ否決仕候。其申分ハ、維新前ハ総テ御上ゟ御寄附相成居候処、廃藩以来、悉皆御廃止相成、私費祭ニ相成、其内年々被成申候哉。社務所ゟ補助金ヲ請、執行仕来候次第ニテ、閏月祭礼ハ、迚モ執行難致旨、社務所へ相断申候。依テ記置候也。

但十四日夜、五ヶ村共、壇ニテ挑灯五十ツツ、献燈仕候。

（横附紙表裏同文）
「雨天ニ付祭礼延引之留」

雨天ニ付祭礼延引之覚

一延宝二寅年十四日雨天ニ付、十六日江延引　　下村当番

一宝暦八寅年右同断　　米之座当番

一寛政元酉年右同断　　堤下当番

一文化十三年子右同断　　米之座当番

一文政元寅年右同断

一天保三辰年右同断

一天保十四癸卯　十六日夜信楽

一明治参庚午　十六日夜信楽　筏場村当番

（横附紙表裏同文）
「殿様御上覧之留」

一慶長四己亥年
清須侍従様御上覧被遊、米五拾石御寄進被遊候。

一延宝三乙卯年
綱義（ツナヨシ）様
当姫（アテヒメ）様

一正徳元年卯年
円覚院様御上覧被為遊節、幕共ふるく相成候ニ付、御願申上候得ハ、御金百六拾両無利御拝借被為仰付候。

一天保十五甲辰年二月九日
源懿公様津島へ御進馬之節、山車上ケ御上覧被為遊節、左之通被下置候。達シ書之写

書附ヲ以奉申上候

一御饅頭

一御色餅凡数百五拾計

右ハ、今般当村江被為成、天王御祭礼山車揚方之式、奉備御上覧候処、右之所々車方之者共へ、被下置、難有仕

合奉存候。仍之御達奉申上候。

辰二月

車惣代
服部半兵衛
同
大橋武左衛門

児玉貞一郎様

乍恐以書付奉申上候

津島天王御祭礼御車之儀、六月十日朝迄ニ諸向ゟ車船乗込、十一日番之鬮引之上、船分之唱車〳〵江引分、車乗せ申候事ニ而、例年之神事ニ御座候処、近来佐屋川津島川砂高ニ相成、通船甚六ツヶ敷、既去丑年、稀成旱水ニ而、内佐屋村ゟ天王川迄、数百間之場所絶水同様ニ相成、御普請方御浚金、夥敷相懸り候由、然処御時節柄ニ付、御定金ハ御半減ニも相成候、折柄ニ付、御時節をも相弁、右様之節ハ、為御冥加人足等、指出方之儀、段々御談御座候ニ付、車乗方初打寄段々相談仕候処、当御事之儀ハ、無比類大祭ニ而、御上ゟも各別ニ御崇敬被為在、古来ゟ御寄附品も莫大之御儀ニ而、其外共諸事御上ゟ御手伝被成下候御儀ニハ候得共、不容易大祭之儀ニ付、毎年御祭礼ニ付、御入用も夥敷相懸り乗方おゐても、費用多中々相続方六ツヶ敷、甚心配仕居候付、此上川浚人足等差出候而ハ、必至相続難仕、且村方江付而ハ、市立も御座候而、先年ハ賑々数繁昌仕、江州勢州或ハ名古屋、岐阜今尾辺ゟも出店出し、諸代品物商ひ仕、殊之外賑々敷御座候処、近年至而不景気ニ而、一向市立候所

絵も薄く、各別之商ひとても無御座、尤旅人等も入込、其外先前仕来ニ付、芝居見せ物等、興行ハ仕候へとも、是ハ纔旅籠屋又ハ身薄之者共、暫時之間之銭儲仕候迄事ニ而、村益相成候儀ハ曽而無御座、御祭礼江付而者、御役人様方御多人数之御出張を初、其外品々之費用多、祭礼江付御入用之儀ハ、御上様ゟ御金頂戴入用之指加候事ニ御座候へ共、右御金も古来とハ御割械ニも相成、其上先年迄ハ、諸色高直ニ而、村抱入用夥敷迷惑仕居候時節故、此上村方入用相嵩候儀ハ、必至難渋之訳ニ御座候。勿論当御時節柄之儀、段々御理客之趣、奉恐承候儀ニハ御座候へ共、何分前文ニ申上候通之訳柄ニ而、如何共取計方無御座候間、何卒右浚人足等、為御冥加指出候儀ハ、御免被下置候様仕度、奉願上候。乍然当御神祭之儀ハ、天下泰平御国家御安全御武運長久等、御祈禱之御神祭ニ而、神君様、源敬様御始、御尊崇被為遊、随而各別々御手厚御寄附品等も御座候儀ニ而、不容易重キ訳合御座候、御神祭之事ニ付、何卒右御浚之儀も、古様之通御上ゟ被仰付被下置、無差支永久御車相渡り候様仕度、奉願上候。右願之通御許容被下置候ハハ、重々難有仕合可奉存候以上。

巳五月

津島村当番車屋
山田孫左衛門
同
大橋清右衛門
同　庄屋
大橋小兵衛
年寄庄屋
堀田徳右衛門

児玉貞一郎様
御陣屋

乍恐奉願上候

当村天王祭礼車、江水加減之趣、先般御達奉申上候趣、追々照続減水仕、此節内佐屋村出店地ゟ町方新田地先迄絶水同様ニ相成候処、定例十日入船差支ニ相成、迷惑仕候。何卒十月ゟ御出張御見分被成下置候様、御普請方御役所江御懸合被下置候ハヽ難有奉存候以上。

未六月

津島村庄屋代
組頭　両助

児玉定一郎様
御陣屋

津島村庄屋代
組頭　両助

前顕奉申上候通、十日ゟ御出張御見分被成、下置候様奉願上候。

御普請方
御役所

乍恐奉御伺申上候事

津島天王六月十五日祭礼ニ付、例之通御寄進竹等之儀、奉願候処、今度、中納言様御逝去ニ付、鳴物御停止并村々神事祭礼指扣候様可仕旨、御触之趣奉承知候。就夫天王祭礼取計方、如何可仕方ニ可有御座哉、奉伺候以上。

酉五月

津島村当番車屋
大橋小兵衛　印
大橋武左衛門　印

吉田助次郎様
御陣屋

再往奉伺候御事

今度

源歓様御逝去ニ付、鳴物御停止并村々神事祭礼指扣候様可仕旨、御触御座候ニ付、津島天王御祭礼取計方等、旧例共取調奉伺置候処、今以何等御沙汰品無御座然処、外祭礼与者相違ひ仕、

天下泰平御武運御長久之御祭典に付、品ニ寄慶安年之御例、方々被準候様相成、例之通神祭渡方取計候様、万一差懸り被仰出候而ハ祭式ハ素ゟ清火等万端差支、且中古御物静ニ而、八月或九月之頃、祭礼相渡候例方も有之候一共、天王川通連々洲高ニ相成、当時ハ八月頃ニ至候而ハ、川筋各別ニ減水致、乍恐御浚方等御入用雑費も不

少、御時節柄右等之儀をも奉恐入、内輪おいてハ祭式江付、種々之手順も有之候ニ付、乍恐再往奉伺上候。何卒急卒御下知被下置候様仕度、只管奉願上候以上。

酉六月

津島村当番車屋
大橋小兵衛
大橋武左衛門

市江御車取締役家系江付
御車屋兼
荷之上村
服部逸三郎

吉田助次郎様
御陣屋

（右附紙）
本文ニ奉申上候通、若八月頃ニ相延候而者、近年次第ニ川底高ク相成候ニ随ひ、減水いたし、御浚方御入用も不少、且祭式被付而者、内輪種々之手順も違ひ心配仕、旁当月定式之通、祭式御聞済被成下候ハハ、彼是御損通、殊に内輪手順も不違儀ニ御座候得者、甚以奉恐入候儀ニハ御座候得共、右等趣、猶更御評議被下候様、奉願上候

御達申上候御事

源歓様御逝去ニ付、津島天王御祭礼取計方、奉伺置候処、御中陰明之上、執行仕候様被仰渡、執行之日並取究次

第、御達可申上旨被仰渡、夫々奉畏候。然処御中陰明後者、六月中日間も無之義ニて、御祭礼或整兼、且雨天程も心配仕候ニ付延引、八月十四日試楽、十五日本祭相渡し候様可仕候。仍之御達申上候以上。

津島当番車屋
大橋武左衛門
代　服部治右衛門
大橋小兵衛

市江御車取締役家系江付
御車屋兼
荷之上村　服部逸三郎

吉田助次郎様
御陣屋

（右附紙）
「本文之通八月江相延し候而者、最前も申上候通、川通減水いたし候節ハ、御浚方御入用も不少、此段恐入、且祭式江付而ハ、内輪彼是与手順も違ひ候儀ニ御座候而、心配仕候得共、何分本書ニ申上候通、六月中日間も無之、無余義八月江相延し候儀御座候。此段奉申上添候。」

乍恐奉願上候御事

当村天王祭礼之儀、御物静ニ付、八月十四日試楽、十五日朝祭相渡申度旨、先般御達申上置候。付而者、例年村

々ゟ為御廻被下置候船之儀、日並定例ニ付、当年之儀者、八月十日朝迄ニ着船仕候様、別紙奉願上候処、近年追々延日仕、祭式日並之間ニ合兼候程、人事等も有之、於御陣屋も御苦労被下置、私共手前、甚心配仕候儀ニ而、其節差懸り奉願上候而も、其御筋へ御懸合被下置候猶予も無之、奉恐入候間、相尋八月九日朝迄ニ着船仕候様、乍恐村々江被仰渡、被下置候様仕度、奉願上候以上

酉七月

津島村当番車屋
大橋小兵衛
大橋武左衛門

吉田助次郎様
御陣屋

乍恐御達奉申上候御事

別紙書付五通、当村天王祭式江付、三通物と唱、例年五月御達申上候儀ニ御座候処、当年者御物静中、奉恐入、御達方差扣罷在候。依之此段申上、添別紙五通御達奉申上候以上。

酉七月

津島村車屋当番
大橋小兵衛
大橋武左衛門

吉田助次郎様

御陣屋

（加記）三通物内例五月九日差出置候。御物静ニ而於御陣屋御逗滞相成候ニ付、月付替、此書付添三通物出し替申候。

嘉永二酉六月祭礼之儀、穏便ニ付、八月朔日斧始メ仕候。

六月十一日昼前

一佐屋方　　拾二三人前当テ

煮メ　壱重

大角豆　一重
したし

但し長根牛房
麸　椎茸
干瓢

（是者定例ニ御座候得共
八月ニ相成候間　人じんば
したし）

かばやき一重〆三段重壱組

片町魚屋儀兵衛ニて出来仕候

外ニ上菱二升

あんころ二重、但し数五拾也　赤半分
黄半分

鱸壱本、是者完例御座候得とも、調兼候間、黒鯛二枚、こち壱本、またか壱本〆代イラ斗。

御車家
堀田徳右衛門　加藤伝七　山田孫左衛門
服部治右衛門　堀田金兵衛　大橋藤八
富永新六　堀田重助　大橋小兵衛

船庄屋　車田庄屋　同
林弥五左衛門　彦兵衛　善治郎

支配組頭　餅十五酒弐合　餅壱ツニ付五文ツヽ
但し黄赤半分ツツ
仁平〆十三軒
かはやき十串ツツ
但し壱串ニ付廿文ツツ

右者天保十三寅六月、堤下当番より五ヶ年之間御倹約ニ付、江堀祝儀相止メ候間、銘々相配り申候。又候弘化四未年ゟ五年之間倹約ニ付相止り申候。

西福寺　蓮台寺　教津坊

例年之通り餅数赤黄十五也　但し黒八ツ黄七ツ相配り申候

同十二日

御普請方　　牛房　長根
上菱弐升　　煎メ　但し　麩　椎茸
　　壱重　　干瓢
大角豆
　したし一重　　かばやき　一重
是ハ定例ニ御坐候得共　　あんころ　二重
八月ニ相成候間人じんばしたし　　赤黄半分ツヽニて
　　数六拾也
外鱸壱本

江堀祝儀止メニ付、五ヶ村定使十人江川壱升、中鰹節壱本ツツ遣し。

同十二日山揚相済候後、児子道見分、西福寺ニて相休之節、あんころ二重。但し六十計、砂糖水定例文通相出し申候事。

同十三日

定例之通り、御普請方御見分之節、あんころ五拾計、二重入遣ス。幷車家船へも三拾計、一重入遣ス候事。

同十五日

朝祭り相渉候故遣ス。事左之通り

一御船手御物書衆中様　台花三ツ
　　礼状壱通

伝馬町九丁目　中鰹節壱連
一御焔硝屋山田半助様　台花一ツ
　　礼状壱通
右人足を以遣ス事。

源歓様御逝去ニ付、御内静中ニて、天王御神祭八月ニ延引相成、然る処、近年次第川庭高ク相成、八月頃ハ別而減水可致と、一人心配仕罷在候処、天王御加護ニて、水加減能、船杯も都合能相揃ヒ、十三日打廻し、初天気も能、十四日試楽、何の無差支も、一天晴渡り、月光水ニ映、燈火天ニ輝、景色見事成事ニ御座候。爰ニ不思義ハ当番今村如意挑灯、白張ニて引揚ヶ候ニ付、見物人ハ如何成事哉と存居候処、上三ツ計燃り、残之分未タ白張ニて、火も不移如何成行事哉と、見物ハ不及申、一統見詰罷在候処、無程自然ばら〳〵と燃り、一統感悦之声しば し鳴渡り申候。勿論是ハ兼而車屋之用意ニ而有之事ニハ候へ共、珍敷事併当番今村ニ於ハ往古より不思儀之火移り方法式も有之、他村ニ而ハ、右様の法式不可及所也。依之此所ニ記置申候。扨五ヶ村共挑灯十分見事ニ相燃り、各々甲乙なく、殊更見事ニて、筆紙ニ難及候。扨何れも無故障、諸事都合能相渡り申候。十五日朝祭り、是又天気都合よく、寛々相済申候。

一祭礼延引ニ付、他国道者共入込もなく候ニ付、定而淋敷事と、兼而存居候処、思ひ之外御城下辺ハ申不及、他郡之者共夥敷出一際賑〳〵敷事ニ候。是も偏ニ豊年来瑞ニ哉、則延引ニても賑合申候。昔ゟ今市場当番ハ豊年とか申、専世上ニ言触申、斯申候へ共、当町之自慢ヶ間敷候得共、古より申伝候事ゆへ思ひ当り、一寸記置、必御取上無御坐候共、而し只天下泰平、国家安全、豊饒之御祭曲是ニて相祈申候。

可祝。

自嘉永二酉六月当番今村

乍恐奉願上候御事

当村天王祭礼斎竹之儀、七月廿四日廿五日、両日之内着仕候様、先般奉願上置候処、右日並ニ着不仕、既斎竹立込候日並ニ至而も、着不仕、取数奉願上候付、御陣内之竹を、御渡被下置、先々仮斎竹立込置候所、漸々当月六日村々ヨリ着仕候。付而ハ祭山車船之儀、当月十日朝迄ニ着仕候様、奉願上置申候。右者若延着等相成候而ハ、差当如何共可仕候様無之、甚心配仕候。差越候儀、奉恐入候得共、何卒日並無相違着仕候様、乍恐夫々村々江被仰渡置被下置候様仕度、此段分ケ而奉願上候以上。

戌八月

津島村

祭礼当番車屋

山田孫左衛門

服部治右衛門

吉田助次郎様

御陣屋

乍恐奉願上候御事

当村御堤添ニ在之候、天王祭礼御車諸色小家之儀、下搆分今市場分弐ヶ所、内輪摸通筋之儀も御座候付、今般、別紙絵図面朱引之通、南江五尺通曳小家仕、裏土台下丸石を以組立、且今市場分小家之儀ハ、暫手狭ニも有之候付、東江九尺通附ケ、庇仕度、則別紙絵図面相添奉願上候。何卒右願之通、御許容被成下候ハハ、難有仕合可奉存候已上、

亥五月

津島村祭礼車肝煎役
大橋武左衛門
同断
堀田徳右衛門

御普請方
御役所

乍恐奉願上候御事

当村御堤添ニ有之候、天王祭礼御車諸色小家之儀、下搆分今市場分弐ヶ所、内輪摸通筋之儀も御坐候付、今般別紙絵図面朱引之通、南江五尺通曳小家仕、裏土台下丸石を以組立、且今市場分小家之儀者、暫手狭ニも有之候付、東江九尺通附ケ、庇仕度、則別紙絵図面相添、奉願上候。何卒右願之通、御許容被成下候ハハ、難有仕合可奉存候已上

亥五月

山田貫一郎様

御陣屋

右両人被願候付、奥印仕候

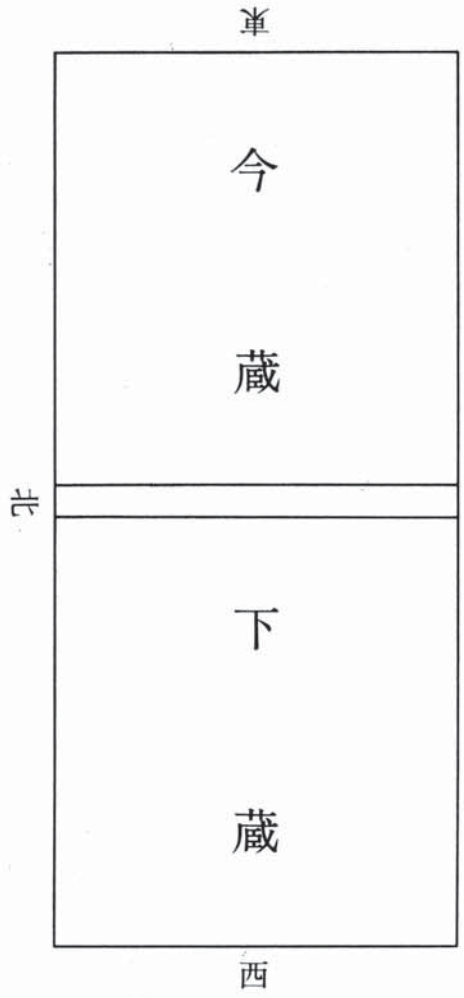

九尺・
六尺二寸・
五尺九寸・
八尺六寸・
六尺六寸・
同断・

同断・
同断・
八尺・
六尺四寸・
六尺二寸・

右村庄屋半六

津島村祭礼車肝煎役

大橋武左衛門

同断

加藤伝七

右之通絵図面相添、願書差出し候付、同心衆見分之上、並木松差障り候様、御陣屋ニて仰被諭候ニ付、差障り不申様申上候得者、土台ゟ松根数迄、有何如之哉御尋ニ付如斯。

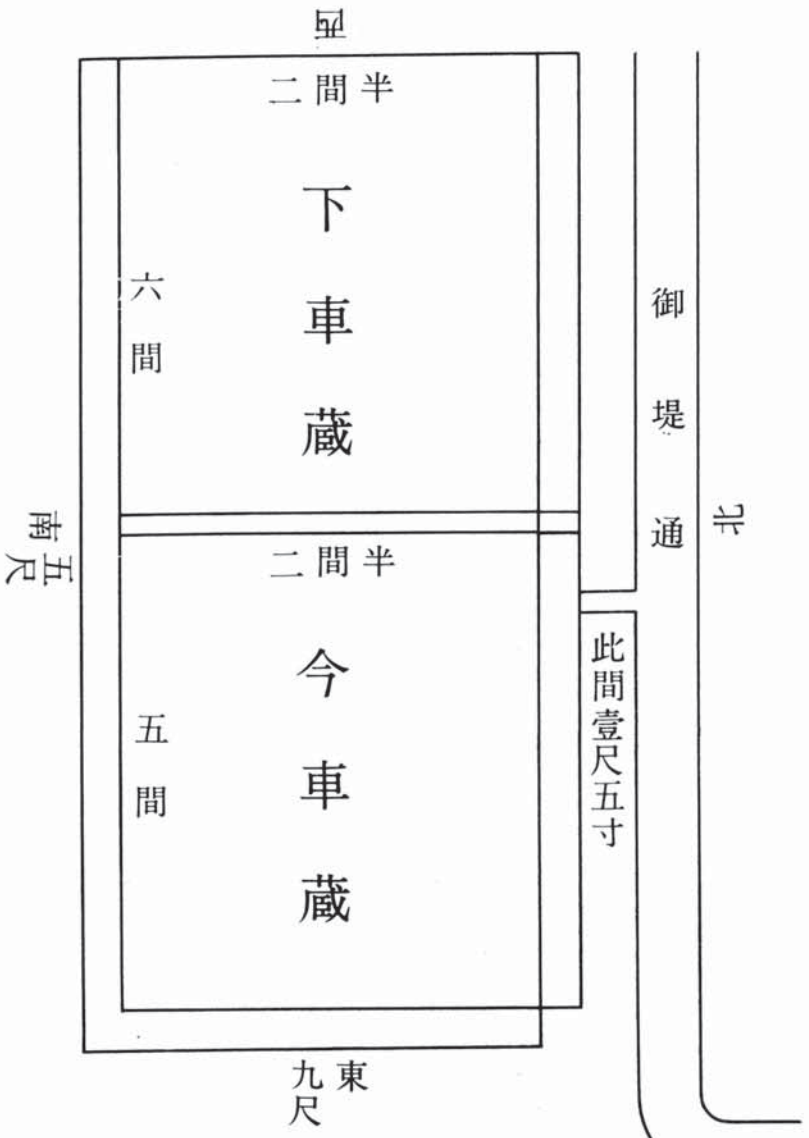

右之通絵図面相添、願書指出し候間、無程御状参り候間、左ニ相写申候。



談儀有之候間、此状着次第、可罷出候。其節此状可返候以上。

津島天王祭礼車屋
大橋武左衛門
同断
加藤伝七

津島村天王祭礼車家
大橋武左衛門
同断
加藤伝七

天王祭礼車諸色蔵、下構分今市場分、弐ヶ所引移幷今市場分蔵東江九尺通附庇願之儀、承届候。下構分蔵者、堤内法松之印ゟ北江野竿ニ而三尺弐寸隔、南土台居今市場分蔵者堤内法松之印ゟ北江三尺三寸隔、南土台居同所附庇之儀、蔵東土台より九尺目東土台居之積り、可令作事候。

亥六月

御呼出しニ相成、罷出候所、右之通書附一通、相下り申候、本書堀田徳右衛門方ニ御坐候。

嘉永六丑六月番組

一高砂　鉄砲打　米村

一巴　湯取　今村

（別紙挿入）

八日

兼平　北口　高町　坂口　筏場　横町　御堂瀬古　西御堂　江口

九日

米之坐　的場　布屋　高屋しき　池之堂　小沼　橋詰

十日

金燈籠　上川原　堤下　上切　小之坐　麩屋　城之越　今市場　下構出郷共　中島　舟戸

会所清吉より

乍恐奉願上候御事

当村天王祭礼ニ付、毎年村々ゟ請取申候竹之儀、大小共惣而（張紙）「別而」近来調方悪敷、就中斎竹船漕竿之儀ハ、追々与寸法細り、竹長短も有之、既昨年之儀ハ、別而相劣、難相用程之事ニ而可引替候様ニも船人江懸合試申候へ共、遠方

（張紙「ニ而ヨリ引」「ハ付為御引替方之儀奉願上且積来リ候船人共に其段申開候様可仕上奉存候得とも何分最早一向」「張紙替候」ノ上）

船路旁、引替候猶予も無之、斎竹立込候旧例之日並、若相闕候而者甚以迷惑仕候付、寸法長短等乍不揃も無是非、其儘受取置申候儀ニ御坐候処、右ハ村々より船人江為受負候趣ニも粗相聞、夫故惰溺ニも相成申候事と相見へ申候。斯成行候而ハ、御役竹を以御渡被下置候御主意も、称もいたし候ハハ、於村々自然と亡却仕、私事之様ニ心得候様相成候而ハ、御上様江も奉恐入、且旧例ニも相拘、往々相続無覚束、神慮之程も奉恐入、実以心痛仕候儀ニ御坐候間、乍恐此段御賢察被成下、当年ゟ古来之通、竹寸法幷長短等無之相揃候様、且小竹等ニ至迄、格別入念相撰、差出申候様、乍恐村々江被為仰渡、被下置候様仕度、此段分而奉願上候以上。

（張紙「村々より」ノ上）「村々に寄」（張紙「候趣とも」ノ上）「候哉之趣ニも」

津島村
天王祭礼車肝煎惣代
大橋小兵衛
大橋武左衛門

寅五月

山田貫一郎様
御陣屋

覚

一御車　一輌

朝狭間黒わく四本柱

のぼり下り龍四匹長三尺
巾七寸
絵図面之通、成丈入念出来
代金弐両ト
銀拾三匁
一夜狭間
有形之通り花菱長五寸六分
巾四寸三分之処
此度改替、上花菱長六寸壱分
巾四寸八分彫立
惣数七拾九枚出来
代銀三拾九匁五分
二口〆金弐両三分弐朱也
右之通、成丈入念彫立、相納可申候以上。
寅五月十三日
桑名町六丁目
彫物師
伊　助（黒印）
大橋武左衛門様
乍恐御願奉申上候御事

当村天王祭礼、車江通之儀、猶又見分仕候処、此節ニ而ハ、水加減御座候得共、此後早続候而ハ、差支申候間、何卒以前ゟ御出被遊、御見分被成下候様、奉願上候已上。

寅六月

津島村庄屋　服部治右衛門
同　大橋小兵衛
年寄　庄屋　堀田徳右衛門

御普請方
御役所

右之趣、御普請方御役所江御願申上度奉存候間、乍恐何卒御欠合被成候様、奉願上候已上。

寅六月

右村庄屋　──
同　──
同　──

山田貫一郎様

御陣屋

嘉永七寅六月

御祭礼番組

台尻　山車　高砂　鉄砲打　今市場村
台尻　山車　忠度　神子　筏場村
台尻　山車　卒都婆小町　湯取　下村
台尻　山車　善知鳥　猩々　塘下村
台尻　山車　夕顔　稲荷　米之座村

名順

堀田徳右衛門
大橋武左衛門

覚

一御車　壱幅

朝狭間　四枚

扇流し彫物金箔

かまち黒塗御有形之通り

夜狭間　壱通り

有形之通り塗直し

大橋小兵衛

堀田金兵衛

大橋藤八

山田孫右衛門

富永新六

服部治右衛門

堀田重助

加藤伝左衛門

一菱狭間　三枚
本朱塗直し一
一高欄上下　壱通り
塗直し御有形之通り
一橋懸ケ　一通り
同断
一天井蒸籠升組共　一
塗直し御有形之通り箔檀塗
四方御紋壱ッ付改本金箔
裏板出来
一天井　壱組
御有形之通り
一四本柱　四本
箔檀塗
一牡丹狭間　四枚
金箔洗ひ、其外塗直し
一天井シヤチ　弐ツ

塗直し金箔
代金拾七両三分

十四匁七分

一サヤ形彫板　四枚
見付塗直し金箔洗ひ
一新規彫立登り下り龍　四疋
本金箔　惣〆四品直引立替り、塗あけ
一太鼓台、茶棚付黒塗
右之通り御座候。尤堅地入念塗直し出来、相納可申上候以上
外ニ
金物洗ひ幷鋲新キ
代百三拾匁計り
改五拾八匁五分
惣代〆金拾八両三分ト

十三匁弐分

外ニ金壱分也まし金遣ス

御園町四丁目
松川屋
太　平

嘉永七年
寅四月
津島
今市場様

乍恐奉願上候御事

一竪巾三間　下搆分
一横巾三間　〃

一竪巾三間　今市場分
一横巾四間　〃

右者当村天王祭礼ニ付、山車揚方之節、御堤通外服綱引、足場難渋ニ御座候間、前顕之通、下搆分今市場分、二ヶ所自普請ニて、御堤腹付致度候間、何卒右願之通御聞済被成下候ハヽ、難有仕合可奉存候以上。

卯六月

御普請方

御役所

安政二卯年

番組

台尻	山車	筏場村	
高砂	鉄砲打		
台尻	山車	下村	
兼平	湯取		
台尻	山車	堤下村	
東北	神子		
台尻	山車	米之座村	
班女	猩々		
台尻	山車	今市場村	
橋弁慶	稲荷		

津島村祭礼車

肝煎役　大橋武左衛門

一嘉永七寅今市場当番、旱続キ、減水ニ付、宵祭り遅刻仕、九ツ時相渉り、土之檀江帰着、八ツ時とおほしき処、前代未聞之大地震有之、大山台尻共已水中江転と発候処、天王御加護ニて相遁、壱人として怪我無之、相悦申候。且当村近辺村々、何れも同様之振ニて、さゆと障りも無之候得共、勢州四日市辺者、殊之外之事ニて、家たほれ、怪我人幷に死人等、夥敷事ニ御座候。

一同年十一月四日四ツ時、前代未聞之大地震ニて、当村浄蓮寺本堂、其外町家共夥敷たほれ申候。翌五日七ツ半時、又候大地震有之、夫より不知数、度々相イスリ有之、此時当家扣加路戸輪中之内見入新田、其外所々ゆり込田畑、平均ニ相成、夫ゟ源緑輪中、藤里新田之内、御堤通幷田畑屋敷とも所々ゆり込、御堤道はし等なくなり候場所も有之候ニ付、先々急、彼普請ニ代人忠七出張仕候。当村者不残小家懸ケニて、夫々町々広キ所ニて昼夜相くらし申候。一統商売向者、暫く休同様事ニて御座候。当家も十二日之間御宮様ニ小家出来、此所居申候。御城下迄も同様子之事、大坂辺者右地震ニ付、突浪同様ニ相成、舟幷死人等、是又夥敷事候。

一安政二卯八月廿日昼後、大風ニて突浪参り、御領自領海口新田、不残水入相成、当家扣源緑輪中、大辺ニ相成、自普請ニて者中々難行届キ候ニ付、笠松御役所江御願申上候所、漸々翌辰正月少々御手当被下置候。御下知相済、同十七日年始、二月廿三日幷廿五日両日僊留仕候。普請皆出来、五月上旬迄相懸り申候。其余老松輪中上の新田六の新田、尾張八穂近辺之新田、未タ右四ケケ村普請ニも相懸り不申候。昼夜弐度ツツ汐入相成申候。

右々等之儀、前代未聞之事ニ付、乍延引一寸記印申候。安政三辰五月上旬。

御堤通外腹付、先年下村今市場村御祭礼之節、綱引場所、御普請御役所江御願申上候処、程なく御下知相済、絵図面之通、自普請ニ仕候。則

広四間
巾四間
平均高
壱尺五寸
此土四坪
代金壱両也外ニ弐匁酒代として遣ス。

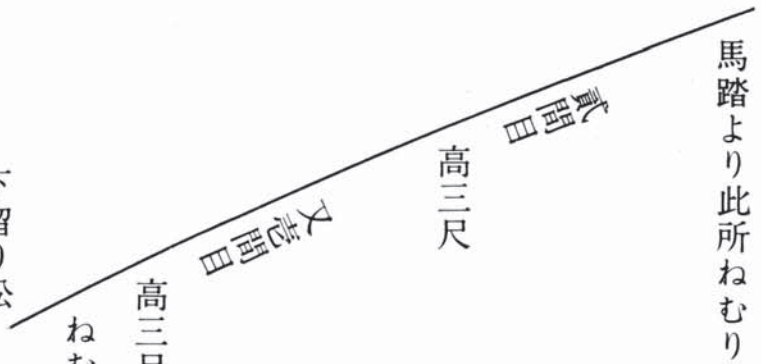

右代銀之儀、下村問合候処、下村儀者暫く場狭ニ候得共、金壱両差遣候由ニ付、仍而当村金壱両ト弐匁、無拠遣し申候。已後右様成事重而、一切致間敷候。但人足十四人懸り。

安政三
辰四月十七日

土請取
御祭礼懸り人足
其外壱二人差加ル

安政三辰年

番組

台尻　山車　下　村
高砂　鉄砲打
台尻　山車　堤下　村
熊坂　湯取
台尻　山車　米之座村
仏厚　神子
台尻　山車　今市場村
鍾馗　音羽
台尻　山車　筏場　村
猩々　稲荷

津島天王祭礼
車屋惣代　大橋武左衛門
加藤伝左衛門

津島天王祭礼山車番小屋、長四間米梁三間ニ取建、願之趣承届候。取建方ハ地型堤同高ニ築上、堤外馬角ゟ野枝ニ而弐間目、北土台居夫ゟ三尺、目庇雨落之積、可令作事候。

辰十月

安政四巳番組

台尻　山車　堤下村
高砂　鉄砲打
台尻　山車
朝長　湯取　米邑
台尻　山車
羽衣　神子　今市場村
台尻　山車
道成寺　筏場村
台尻　山車
猩々　下村

安政六年六月御祭礼　当番

六月十一日昼前

一佐屋方　拾二三人前当

煮〆壱重　大角豆一重

但し長根牛房　したし

麩　椎茸

干瓢

かばやき一重〆三段重壱組、片町魚屋儀兵衛ニて出来仕候。

外ニ千代友弐升

あんころ二重、但シ数五拾也
黄赤半分ツヽ、

鱸大壱本

代イテモ

右例年之通、会所江定使を以為持遣し申候。

御車家　堀田徳右衛門　加藤伝左衛門　大橋源太郎　服部治右衛門　堀田金兵衛

大橋藤八　富永新六　堀田重助　大橋小兵衛

船庄屋　車田庄屋　同

林弥五左衛門　彦兵衛　善次

支配組頭　酒弐合餅壱ツニ付
五文ツヽ、

久平〆十三軒　餅十五なり

但し黄赤見合
半分ツヽ、

かばやき十串ツヽ、

但し壱串ニ付廿四文ツヽ、
近年高値ニ付四文増如斯

右者天保十三寅六月堤下当番より御倹約ニ付、江堀祝儀相止メ候間、銘々江相配り申候。

西福寺　蓮台寺

例年之通り、餅数十五なり但赤八ツ黄七ツ相配り申候。

同十三日

御普請方

煮〆但シ牛房　長根
麩　椎茸

壱重　干瓢

千代友弐升

大角豆　かばやき一重

したし一重　あんころ二重

外ニ鱸壱本　数六拾也

但黄赤半分ツヽ

右定例十二日差上可申候処、御普請方ゟ十三日ニ致し呉候様被仰聞、依之如斯ニ取計申候以上

十二日

江堀祝儀止メニ付、五ヶ村定使拾人江千代友壱升ツヽ、大鰹節壱本ツヽ遣ス。

但し先例川印にて御座候処、定使ゟいろ願出候間如斯ふし壱本代イモ三

同十二日　山揚相済候後、児子道見分西福寺ニ而御休之節、あんころ二重数六拾計、砂糖水定例之通相出申候。

同十三日

定例之通り御普請方川見分之節、あんころ五拾計二重ニ入遣ス、幷車家船へも三拾計一重入相遣シ申候。

六月十四日　御宿善福寺

一祭り絵御団扇五対　組頭久平江相渡

代モ〇（金額の符号なり）

右御普請方加納氏江相遣申候。先例ニ者御座なく候処、近年之内相始メ候由ニ御座候、米之座村江問合せ如斯取計申候。

安政六未御祭礼番組

台尻	山車	
高砂	鉄砲打	今市場村
台尻	山車	
朝長	湯取	筏場村
台尻	山車	
羽衣	神子	下村
台尻	山車	
道成寺	猩々	堤下村

台尻　山車

阿漕　稲荷

米之座村

名順

堀田徳右衛門
大橋武左衛門
大橋小兵衛
堀田金兵衛
大橋藤八
富永新六
服部治右衛門
堀田重助
加藤伝左衛門
大橋源太郎

御普請方

御奉行代

小出長重郎様

同

水野友三郎様

同
佐次弥三右衛門様
同
佐橋喜六様
〃
御普請方御同心
榊原茂三郎様
伊藤六三郎様
加納健右衛門様
〃

十三日　打廻し、首尾克相済申候。

当日雨天ニ御座候処、暫く雨間ニ見合出張いたし候。

十四日　試楽首尾能相済申候。

当日も雨天ニ御座候処、午下刻時ゟ快晴ニ相成、月光水ニ映燈火天ニ、景色見事成事ニ御座候。

十五日　朝祭り首尾能相済申候。

当日雨天見合罷出候処、御名代御桟敷前参着砌ゟ雨となり、幕其外諸道具作り物迄もびた〳〵ニ成、一統迷惑仕候。

朝祭り相渉り候故遣ス事左之通り

一御船手御物書衆中様　台花三ツ
　礼状壱通

伝馬町九丁目
一御焔硝屋山田平助様　中鰹節壱連代テ〇（符号）
　台花一ツ
　礼状壱通

右人足を以遣ス申候己上

代七〇
外ニイロ小使相渡申候

十四日　ぼうし杭立る事　当番持
　車大工江遣ス
　但竹廿五本半紙壱状

十三日　縄壱束　同断

大半紙弐状　舟頭
太郎右衛門江相渡

天王祭礼御車ニ御紋附之品相用候哉、有無可申上旨御尋御座候。右ハ往古ゟ御代々様御寄附品ハ度々御座候共、御紋附之御寄附品等五ヶ村之御車共無御座候。依之此段御達申上候己上。

申七月

津島村
祭礼御車
肝煎中

万延元

申六月御祭礼

輌組留

台尻　山車　筏場村
一高砂　鉄砲打
台尻　山車　下村
一田村　湯取
台尻　山車　堤下村
一東北　神子
台尻　山車　米之座村
一班女　猩々
台尻　山車　今市場村
一大江山　稲荷

名順

堀田徳右衛門
名代作右衛門
大橋武左衛門
大橋小兵衛

堀田金兵衛
大橋藤八
富永新六
服部治右衛門
堀田重助
加藤伝左衛門
大橋源太郎

右縄打首尾能相済申候

夫ゟ御普請方御差ニ相成、早々車家中罷出善福寺へ打寄御うかゝいニ参り、夫ゟ野懸ニ而車家中燈挑差し、佐屋御陣屋江罷出、只今ニ船参らず候間、是非〳〵飛脚状を以堺江村へ御差出し被下候様奉願上候。御聞済ニ相成、夫ゟふじや宿ニ而したくを服部作助様方へ出、右之御咄申上候へハ、夫ハ御モツトモト存大助殿を又ハ跡ゟ早々舟むかひニ御出被下、夫をまち候へハ時刻も七ツ半比ニ相成申候。夫ゟ内へかへり、又々十一日早朝善福寺江車家中罷出候処、今ニ船着可致候間大橋武左衛門、大橋藤八、大橋源太郎、船合所善次〆四人舟壱艘サクマイ、堤下車蔵より罷り出申候処、御普請方けんぶんニ出、あんころ少々めし上四人之者一同ニ食申候。夫ゟ佐屋御殿下ニ而上り、先ニふじや方ニ而一寸相休直様服部様方へ参り、夜前之御礼申上今ニ船着いたさす候間、是非々々今日相揃不申候而ハ、御祭礼も出来てきかたく候間、今日是非揃よう御願申上候ト申内ニほを上六艘一じニ佐屋御

殿下江附、色々道具方附夜五ツ半比迄ニ猿尾へ着ニ、夫ゟ夜中一眠も不仕鬮引致、今市場一番ニ御座候処、筏場鬮五番也、一輌(ばん)の舟ト五輌(ばん)の舟ハ筏場村かへ申候間、今市場車家両人早々山六殿江申〆舟貫かへさし、早々十二日朝山揚ヶ首尾克仕候処、米之座村へ遣ス三ミハくかやり半分ほとこハれ申候間、四ヶ村定使を以内へ尋さし、夫ゟ大工壱人ツヽ米之座へ遣し、日鬮も壱人ツヽ遣し早々直ト山揚仕候。

十三日　昼渡少々雨降候へ共、晩方ゟ晴天ニ相成首尾能打廻し相済申候。

同十四日　昼渡御代官様御着ニ相成、車家中御うかゝいニ参り、夫時相キハマリ候事、当山舟之儀十日晩方まてニ着いたし候舟ハ、若舟キス出来候ても車は朝中直し候。若十日晩ゟ延着いたし候舟ハ、若懸様がハれ様が向勝手仕代之事御座候。七ツ比ゟ雨少々降候へ共、天王御加護ニ而晩方ゟ快晴ニ相成、首尾能相渡り申候。同十五日朝祭首尾能相済、当内一同ニ大悦存候。夫ゟ礼廻りも首尾能〳〵〳〵相済〳〵〳〵申候事。

文久元年六月番組

台尻	山車	下村
高砂	鉄砲打	
台尻	山車	堤下村
八島	湯取	

台尻　山車　米之座村
夕顔　神子
台尻　山車　今市場村
鞍馬天狗　稲荷
台尻　山車　筏場村
乱　猩々

文久二年
成六月番組
台尻　山車　堤下村
高砂　鉄砲打
台尻　山車　米之座村
実盛　湯取
台尻　山車　今市場村
夕顔　稲荷

文久三年

亥六月番組

台尻　山車　米之座村
一高砂　鉄砲打
台尻　山車　今市場村
一知章　湯取
台尻　山車　筏　村
一野々宮　神子
台尻　山車　下　村
一放下僧　戸隠
台尻　山車　堤下村
一鵜飼　猩々

元治元子六月御祭礼当番

六月十一日昼前

一佐屋方　拾弐三人前当

煮〆壱重　大角豆一重

但し長根牛房　したし

麩　椎茸

干瓢

かばやき一重〆三段重壱組　片町魚屋儀兵衛ニて出来仕候。

外ニ千代友弐升

あんころ二重但し数五拾也
黄赤半分ツヽ。

鱸大壱本　但またか　弐本遣ス。
大こち　弐本遣ス。
高直付ニ代マメワ百位（マメワ代金符号）

右例年之通会所江定使を以為持遣し申候。

御車家　堀田徳右衛門　堀田保之助　大橋源太郎　服部治右衛門

大橋市郎兵衛　富永新六　堀田重助　大橋小兵衛

船庄屋　車田庄屋　同

林弥五左衛門　彦兵衛善次

当村庄屋　支配組頭

大橋彦兵衛　武左衛門

先例ニハ御座なく候得共
四ケ村共遣候由ニ付当年ゟ遣申候。

（堀田金兵衛
乱火ニ付当年ハ相止〆申候）

〆十四軒　酒弐合餅壱ツニ付五厘ツヽ
餅十五ツヽなり
但し黄赤見合半分ツヽ
かばやき十五本ツヽ
但し壱串ニ付三分ツヽ
近年高直ニ付如斯相増先格者十本ツヽニ御座候処、外村ゟ十五本ツヽ参り候間当年ゟ如斯取計申候。
右者天保十三寅六月堤下当番ゟ御倹約ニ付、江堀祝儀相止メ候間銘々江相配り申候。
西福寺　蓮台寺
例年之通り餅数十五なり但赤八ツ黄七ツ相配り申候。
十二日　江堀祝儀止メニ付、五ヶ村定使拾人江千代友壱升ツヽ、大鰹節壱本ツヽ遣ス筈之処、当年ハ松魚高直ニ付代マ〇ツヽ、但し五拾目ふし遣申候。
同十二日　山揚相済候後、児子道見分西福寺ニ而御休之節、あんころ二重五拾也、定例之通砂糖水出申候。
十三日
定例之通り御普請方川見分之節あんころ五拾也二重ニ入遣ス、并車家船へも三拾計一重ニ入相遣し申候。
同十三日

御普請方

千代友弐升　　煮〆壱重
　　但　牛房　長根
　　　　麸　椎茸
　　　　干瓢
大角豆　　かばやき一重
　したし一重　　あんころ二重
外ニ鱸壱本　　数五拾也
　　但此替り大ひらめ壱枚代マメカ百文　　但黄赤半分ツヽ

右定例十二日差上可申筈ニ候処、御普請方ゟ十三日致し呉候様被仰聞、依之如斯取計申候。

六月十四日　　御宿善福寺
　　組頭　久平江相渡

一祭り絵御団扇五対
　代ワ〇諸代品物高直ニ付
　如斯値上ケニ相成取計

右御普請加納氏江相遣申候。

先例ニハ御座なく候得共、近年之内相始メ候由ニ付如斯取計申候。

十二日吉太夫、前結垣之節、下三丸太弐本日雇方取ニ参る、尤鉄屋忠助方引請当番持也。

元治元年子六月

御普請方御出張列名

見分役　服部幸右衛門

調役改方懸リ　国枝丹右衛門

調役　木村代次郎

吟味方　伊藤喜太郎

堤見廻役吟味方勤　加納健右衛門

同心　豊田左一郎

同　宮田権七郎

堤見廻役見習　加納浦太郎

〆八人

元治元子六月番組

台尻	山車	今市場村
高砂	鉄砲打	
台尻	山車	筏場村
簸	湯取	
台尻	山車	下村
羽衣	神子	

台尻　山車　堤下村
葵上　猩々
台尻　山車
烏頭　稲荷　米之座村

名順

堀田徳右衛門
大橋武左衛門
大橋小兵衛
堀田金兵衛
大橋市良兵衛
富永新六
服部治右衛門
堀田重助
大橋源太郎
堀田保之助

十三日　打廻し、天気都合克相済申候。尤当日昼前ニハ夕立等も有之候処、天王御加護ニや、一天はれわたり月清光首尾よく相済也

十四日　試楽、首尾能相済申候。尤当日一天はれ渡り、月光水ニ映、煙火天ニ景色、見事成事ニ御座候。

十五日　朝祭り、首尾克相済申候。当日雲多く候処、天王御加護ニ哉、晴天ニ相成、一統見事成事ニ候。

当年之今市場殊外灯籠ともり灯光映水照雲水天一色月モ紿之星蛍モ納先水陸改メ観不識夜之将明如此見事成事ニ候以上愚筆一寸記置事

朝祭り相渉り候故、遣ス事左之通り。

一御船手御物書衆中様台花三ツ　礼状壱通

伝馬町九丁目

一御焔硝屋山田平助様中鰹節壱連代マ十〇計　台花一ツ礼状壱通

右人足を以遣ス申候

代マ〇

外ニイ〇小使相渡申候

十四日　ばうし杭立る事当番持　車大工江遣ス

但竹廿五本、大半紙壱状

十三日　縄壱束壱抱　同断　船頭太郎右衛門江相渡

大半紙弐状

例年之通、七月六日西福寺へ車家不残ス参会致し、蠟燭入札、福住屋ニ而直段成丈欠合相任申候。翌日三通物新家江認方相願、首尾よく九日朝佐屋陣屋へ相勤め申候。同月廿七日陣屋ゟ当番車家江呼状来り、則開封致候所、左之文亥年兼山竹請取書附之儀ニ付、尋儀御座候間、明四ツ時当番車屋壱人罷出候様、其節此状返着也。早速米

之座村江作年役者兼山竹之儀ニ付、故障御座候哉相尋申候附、作年兼山竹請取書直様、御勘定所持参致候所本意之所、舟人相心得申ぬ一事ゆへ、内江持参致候所、出火致し請取書附焼失致候所、御勘定成ゟ立而催促ニ相成候間、所是非無車家江向、焼失致候趣相歎出候所、車家申候ニハ、一と請取差出シ候而、たとい焼失致候とても、二扁請取書差出事ハ不相成候間、其御筋江相願、其御筋ゟ御打懸りニ相成候へハ、請取書附差出むね申遣候様、米之座村ゟ申越候。今市場村古兼山竹之事存不申故、米之座村壱人、今市場壱人、翌日御陣屋罷出候所、太田御陣屋ゟ御欠合ニ相成候書附一覧致し、右之振合事ニ付又翌日請取書附相認壱通持参致候所、もふ壱通認候様申渡候ニ付、又候ふし屋ニ而一通相認、都合二通陣屋江差出申候。其節竹延危相成候間御祭礼懸り鈴木与市様御懸り候間、廿七日事ゆへ竹延着相成候而ハ斎竹式とをも相かけ候間、是非今日中ニ着致し候様立而相願候へハ、直ニ御勘定所江御状を持せ人足相立候間左様心得候様申渡候付、其日は帰村仕候。翌日ゟ晩方ゟ竹不残着致候間、晩方ニは不行届候間、明日朝早く出張致し竹吟味之上請取申候様申渡し、其夜は舟人竹の番致し候。翌日竹吟味致候所、当年ハ至而わるき斎竹持参り誠ニ車屋迷惑致し、定使ども不残参り御渡候竹わるき事申立候へ共、何分着詰候日並之事ゆへ是非共斎竹計先通し至、麗引致し残七寸廻六寸廻竹之所寸を廻さし色々と車家共相談いたし候所、何分とも寸法之切候竹わ請取被申候様舟人申渡し候所、先成丈寸法を勘竹致候通丈わ通し候得共、また三拾本計寸法相切候間定使ニ申付買かへる様申付、車家共帰り申候。其れゟ竹買かへ致し相納メ請取書附差遣候。誠ニ当年之竹ハ至而あしく、誠ニ当番もかよふの節ハ誠ニ〳〵大困之事ニ候。何分ニも日並さし詰り候間致方無御座候。

十日　昼後ゟ山舟壱弐艘ツヽ、猿尾先江着致し候所、其中壱艘至而わるき舟持参り舟会所善次と立合見分致候所誠ニわるき舟ニ御座候間、直ニ善次と同道致し佐屋御陣屋江達ニ参り候所、先ツ舟請持致し候茂八と申候者宅江参り舟わるき事申立、直ニ御陣屋江御願申上候様申候へハ、御陣屋江御達ニ相成候所が私シ舟請持居候間、私も壱人之迷惑ニ相成候間直様大工めし連夜通ニ普請致し急度御祭礼の間ニあわせ申上候様申候へハ其儘帰村致し、夫ゟ帰村致候所舟十九艘相揃、壱艘只今ニ参り不申由、小方共申参り候附直ニ猿尾先江参り舟数取調候所、まつたく壱艘相見江不申候付御陣屋江又候御達ニ参り候と申内ニ舟請持茂八共申候ニハ、御達ニ御出無とも私舟請致し候得ハ九時迄ニハ急度津島湊江着致さし候間其迄待合被下候様申候付相待合居候所ほとなく舟不残着致し夫ゟ舟はん之者鬮引致候。今市場壱番ニ御座候。

十一日　早朝舟分都合能相済、昼後御普請方御着ニ相成、車家不残御窺ニ参り、夫ゟ今車家壱人川見分内見ニ参り候所、水加減よろしく其儘内江帰り候所舟会所善次参り、米之座村舟少々水あかさし候由、申参り候間御立合被下見分致し候様申参り候付、直様見分ニ参り候所舟へさき舟はたゟ少々水あかさし候付、直様舟入当人呼出しあかがへさし舟大工新兵衛ニ直さし居候所、庄屋衆佐屋陣屋ゟ帰り懸ケニ行合、庄屋衆申被聞候ニハ、御祭り渡方儀昨日神主兵庫様より御使を以申越候ニハ、此三四年已前より朝祭り之儀いつもなから渡方延引ニ相成神前おゐて色〳〵御備物とふ御座候而其外色〳〵式とをも御座候所朝祭延引ニ相成候へハ御備物とふにをいなどとふ付候而いつも困入事ニ候間、実ハかよふの香などとふも付候てハ神慮之程も難計、是非当年ハ朝祭り渡方早引御手廻下され候様申参り候間、左様五ヶ村車屋衆申合下され候との事ニ付、今車屋申候ニハいつとても津島村の延引

ニ相成候事ハ無御座、市江車延引故いつもなから猿尾さきニ待合居候間市江車之方江其由御欠合被下候様相答申候。

兵庫様御使市江車江御欠合ニ相成、又候佐屋御陣屋江兵庫様ゟ御達ニ相成候所、市江答候ニハ成丈手順致し早引渡方致し候へ共、古来ゟ之刻けんゟハ早引渡方ハ不相成候様申聞候付、其儘使人帰り申候由、市江車江御陣屋ゟも御喩ニ相成、兵庫様ゟも市江村江使参り候ニ付手順致し、津島村も手順致し早引朝祭引渡申候。

其節庄屋申聞候にハ、市芝居之儀色々由緒を申立相願、又候再願を以御願候へ共、何分名府芝居御差留ニ相成候付当年義市芝居ハ相休申候。乍併橋詰秋葉山おゐて説経祭文興行致候名府裏町芝居ハ、随立院様ゟ相始メ、御志も格別之由緒も御座候而も方今御節ニ附御差留ニ相成候間致方無御座候。さりなから市芝居之儀格別之由緒も有之候へハ御国中ニおゐてとこにても芝居一所相始候へハ直ニ市芝居ハ始方可取計旨申渡され候。庄屋衆も此之上は申聞方無御座候間帰府いたし候。右之訳五ヶ村車屋衆も申聞せ下され候よふ被申候。夫ニ付少々説経之尻かへ五村より致し下され候よふ庄屋衆申聞候付、先年も市芝居之節車屋衆ゟ尻かへ候江致よふ申立而でハ無之候得共少々尻かへ之儀車家衆御評義被下候様被申聞候。

十二日　山揚首尾よく相済、直ニ引続児子板見分致し、児子道見分も引続。定例之あんころ、砂糖水、当年は大暑ニ付少々砂糖水定例ゟ相増候。是は年々甲乙有事ニ候。同日昼渡せんとふじにても首尾よく相済大悦存候。

十三日　八ツ時頃、大野屋ゟ店者壱人呼参り直様遣し候処、神主兵庫様ゟ申参り候ニハ、市江車はやしの中あまり御待遠ゆへゑん台ヲ出し置候間、夫江御休下され候よふ申参候間左様承伏致候。御使ハ仙太夫と申御人ニ而其

御人ゑんたい懸りニ御座候間御礼として金五十疋遣し申候。
当年ゟ相始る事ニ候。

兵庫さま使当番車家御存無候間依而大野屋江申参り候。
十六日　山昂首尾よく相済、当年ハ誠ニ諸事万端都合よく、水加減も申分無御座、一統小方者迄も万々歳を諷相悦申候。古例ゟ申伝候事、今市場当番之節者農家おいてもほう作ニ而、下々相悦事筆紙ニのへかたく候。
金五十疋

右者市江車いかり之御世話被下候間、依而御礼として永田助作様江遣し候。
金五十疋

右者同断之事ニ候。
鈴木与市様江遣申候。
金五十疋

右者舟会所善次色〳〵舟之事ニ付世話致呉候間、仍之御礼として遣申候。
十八日山　おろし、車屋中不残舟江参会致し返々御礼の相渡致候。
中地先迄こぎいだし車家中うさをはらし候。
是は筏場村ゟ相始る事ニ候。

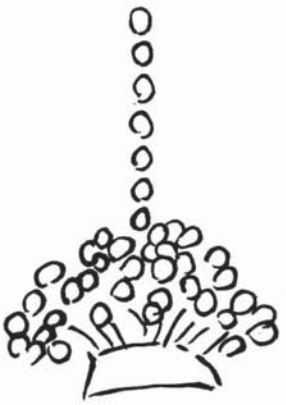

如図当年は挑燈ともし方殊外見事ニともり、一同ニ声上しばらくなりもやまず候。依て一寸知るし置。今市場計見事ニともり候間誠ニ車家ニおいても如此ニ御座候。餘者愚舌ゆへ此迄ニ筆とめ置候申候。

元治元年甲子
六月吉祥日

乍恐奉願上候御事

当村天王六月祭礼市芝居之儀ハ、往古ゟ御免被成下置、年々不闕興行仕来申候所、当年ハ御城下之内芝居興行御差留相成居候由風聞仕候処、天王祭礼市芝居之儀ハ、各別之御由緒を以往古ゟ追々御倹約被仰出候節不相変興行、既ニ寛政二戌年文政十二丑年一般ニ芝居興行御差留相成候節、御歎奉申上候処御由緒ニ付全別段御訳ヲ以、市中芝居興行、御赦免被成下、引続年々興行物為取計来候儀ニ御座候。天王六月祭礼之儀ハ、関東筋初メ奥羽両州西国筋諸遠国ゟ旅人群参仕、他国諸商人入込市立、近国町在ゟ多人数入添候付何卒此段厚御賢察被成下、恐多

御願品江ハ御座候得共、古例之通別段之御評義被成下、御慈悲を以祭礼市中例年之通興行物、御免被成下置候様仕度、只管奉願上候。右願之通被為仰付被下置候ハヽ、難有仕合可存候已上。

子六月

津島村年寄兼庄屋
大橋彦兵衛

金森五郎兵衛様

御陣屋

御談ニ

無余義勘弁も可有之歟ニ候得共、御国中一般ニ差留ニ相成候故多年差免来り候共不取締旨御年寄衆被仰渡候旨、御勘定所奉行衆へ被申聞候由御陣屋ゟ被仰渡候。

此願書御差戻しニ付再願弐印之通り

乍恐再御歎願奉申上候御事

御城下之内芝居興行御差留相成候趣風聞仕、当村天王六月祭礼市芝居之儀ハ御由緒有之往古ゟ御免被成下置、既ニ先年両度も芝居興行一般御差留ニ相成、御由緒等申立段々御歎奉申上候所、全別段之御訳ヲ以市中興行御免被成下置候御儀ニ御座候付、当年之儀も古例之通御赦免被成下置候様仕度候段、最前奉願上候所御城下之儀ハ、当時御差留中之儀ニ付当年之儀ハ願之趣御取締難被下置段、厚御教示被成下願書御差戻し相成奉恐畏候。右ハ例年

市中芝居之外にも操、物真似、小見世物等品々参り次第、定例御願奉申上興行御聞済被下置候儀ニ而乍勿論、操物真似小見世物之儀ハ、参次第引受興行為仕候儀ハ、定例之通御免被成下置候御儀ニ候哉。猶更為念御伺奉申上置候。且又芝居之儀ハ、右之通御手厚御教示被下置、殊更御城下芝居御差留之御主意柄も不奉弁、此上押返御願申上候ハ甚以奉恐入候御儀ニ御座候得共、最前も奉申上之通、当御祭礼之儀ハ日本国中江相響居候大祭ニ付、遠近ゟ群参仕、市中ハ別而諸国商人入込湊市立当村之儀ハ農商兼之場所ニ而一年内書入ニ仕、一廉之村益小前ニ至迄も渡世之一助と仕、只管御神徳ヲ仰き御繁昌ヲ相祈居候大祭ニ而、万端古格之欠候事ヲ深相厭候。中々ニ而数百年も相替儀無御座仕来候。芝居当年御差留と申義世上江流布仕候而ハ、何となく大祭之格式相衰候様ニも相聞、自然と不繁昌之基とも相成候而ハ、村方之衰微ニも可相成と一同歎立申候。付而者是迄芝居興行ニ付而も奢ヶ間敷儀ハ少も無御座、締筋ニ於も如何と申儀一切無御座至而堅固ニ済来申候事ニ御座候間、右大祭市立之儀ハ全別段之訳ヲ以、古例之不違様芝居共興行之儀、御免被成下置候様仕度再応御歎願奉申上候。右願之通御聞済被成下置候ハヽ、外聞実儀重々難有仕合可奉存候以上。

子六月

津島村組頭惣代
覚　三　郎
立合村目附惣代
服部喜右衛門
年寄兼庄屋
大橋彦兵衛

惣年寄

堀田徳右衛門

金森五郎兵衛様

御陣屋

御談ニ

方今御時節ニ付、御差留ニ相成候事故、相済候分市立、操、物真似之儀御差免之由。しかし何々のヶ条相達候様被仰渡候。もし御国中一所ニ而も相済候ハヽ、祭り之儀御免可相成段、御代官様より其御筋へ被仰上候事故、由緒ニかゝわり候事も在之候ニ被仰候。

乍恐御達申上候御事

当村天王祭礼。市立幷操物真似、芝居、小見物等之儀、例年之通御赦免被下置候様再度奉願上候処、操、物真似、小見世物等之儀ハ、書附ヲ以申出候得者御免可被成下置哉ニ候へ共、芝居之儀ハ方今之御時節に付一般御差留相成候儀ニ付、先々御許容難被下置、尤祭礼式由緒ニ拘候訳ニ而ハ無之、御国中一ヶ所にても御赦免ニ相成節ハ市芝居之儀ハ勿論無差支可差免候条、其旨可相心得御示諭被下置難有仕合奉存候。付而ハ当市中説経、祭文、興行仕度旨当村番非人共申出候間、橋詰分明地おいて興行仕度此段御達奉申上候。右之外にも追而興行品申

出候ハヽ、早速御伺可奉申上候、依之御達申上候已上。

子六月

津島村年寄兼
庄屋
大橋彦兵衛印

金森五郎兵衛様

御陣屋

弐印之願書差出候付、御代官様御談ニ相成候儀ハ、都而三印願書之意味ニ御座候。附如此御達申上候処ヶ様成儀ハ、認にハ不及只何々儀興行すると申事而已達すと為仰被遊候付、左之通御達奉申上候

乍恐御達申上候御事

当時天王祭礼市中橋詰分ニおいて説経祭文興行為仕度候依之此段御達奉申上候以上

ね六月

つしま村年寄兼
庄屋
大橋彦兵衛

金森五郎兵衛様

御陣屋

十四日会所ニ而

伊藤忠次様へ御達申上候所

御聞済

右之通上下番非人共説経相勤候間車家ともゟ尻拘金五ヶ車屋ゟ金弐両三分相渡し申候壱車ニ付弐分三匁ツヽ、尻拘いたし候。

于時元治二乙丑年筏場当番也。往古ゟ、筏場当番雨ヶ降、とゆう事、三ツ子ニ至迄も言伝へニ申聞候処、猶又当丑者格別雨繁く、閏五月上旬ゟ出水等両三度も御座候内同十七日之大水ニ付百八輪中、其外御堤所々江切入入水ニ相成候場所も有之、夫ゟ雨降続キ六月八日ニ至迄一日として降ぬ日者なし。仍而筏場当番雨ヶ降とゆう古事ありと相見へしか、あまり珍敷故まわらぬ筆ニて記者也。

元治二乙丑御祭礼番組

台尻	山車	
高砂	鉄砲打	筏場村
台尻	山車	
田村	湯取	下村
台尻	山車	
楊貴妃	神子	堤下村
台尻	山車	
はん女	猩々	米之座村

台尻　　山車
土蜘　　稲荷　　今市場村

一同丑年幾久屋惣助、車乗之儀追々大橋彦兵衛殿を以相願被申、同役大橋小兵衛方江も相願被申、両家ゟ一統被露仕候処、承知之事ニて手斧始、乗方入ニ相成候付、一統江五段重一組持参ニて相済申候。

慶応元丑六月十四日記置者也。

丑六月廿四日

一金五両也　　天王様御修覆

但し壱ケ村金壱両ツヽ、奉献上候以上。

乍恐御達申上候御事

津島天王祭礼信楽之儀、雨天ニ付子刻迄見合申候処、雨間も無御座候故今晩延引仕、快晴次第引渡申度奉存候。依之御達申上已上。

元治弐

丑六月十四日

当番車屋
大橋亮太郎
服部次右衛門

金森五郎兵衛様

御陣屋

車屋評決之上、当番車屋会所江出張、庄屋談判之上如斯御達済相成候。但丑上刻時分之達ニ相成候。

天保三辰年
同十四卯年　雨天ニ而延候之例有之候

乍恐御達申上候御事

津島天王祭礼信楽之儀、今晩も雨天ニ而雨間も無御座候付、猶又今晩延引仕、快晴次第引渡申度奉存候。依之御達申上候已上。

元治弐

丑六月十五日

当番車屋
大橋亮太郎
服部次右衛門

金森金五郎兵衛様

御陣屋

当日も曇天ニ而折々雨降候処、神主家ゟ庄屋儀蔵ヲ以、会所江打合有之候也、今晩若雨天ニ而試楽見合ニ相成候

共、神葭流差支不相成候様、四ツ時迄ニ祭済相成候手順ニ取計、且神葭祭場坑内ニ有之候御役席幷鎗鉄砲建候横木取払、幷試楽済之上朝祭を仕挊之篝焚不申候様申込有之、尤之次第ニ而、神葭祭場取払等之儀ハ立合ニ預り御旨返答いたし遣、追而庄屋衆ゟ与頭五左衛門立会方、幷車屋申立通神主家へ打合有之候処、田中織衛殿同録四郎殿答曰、祭場取払方立合候迄も無之候間、神葭祭場内御役席鎗もたせ取払、大御桟敷ハ取払ニ不及竹矢来之儀も其儘ニ而宜、車屋衆申立通成下刻ゟ半頃迄降続候ハヽ、延日之積、同刻迄之内雨間有之候ハヽ、祭引渡、四ツ時迄ニ祭済相成候様、可取計旨申合候処、雨間無之延日御達之通御座候。篝火之儀ハ神領ゟ沙汰次第消祭蔵懸り之者、神葭流中高声不為致様申付置候筈。

見物船、試楽済早々市江車船辺迄為引払呉候様申来候付、御役人様御出張相成、村役人も夫々罷出引払方取計申候。

試楽打噺之儀、船中計ニ而拝殿打噺ハ、遠慮有之候様致度尤稚児斎宮殿之盃ハ如恒例之旨。

丑六月

当夏ハ五月半ゟ雨繁、閏五月六月今日ニ至迄晴天稀ニて、殊更冷気勝ニ而土用中迚も暑さニ堪兼候日とてハ一日も無之、誠ニ稀成年柄なり。折々洪水ニ而、閏五月十七日濃州鳴戸村初木曽川堤通所々ニ而切込、百輪中一般之入水歎ケ敷事ニ候。

一当年ハ五月潤ニ付、村々ゟ相納候竹之儀ハ、潤月之例年日並ニ為持、収被下度旨御陣屋江口達ニ而相願候処、其

手順ニ被仰付候。且三通物閏月差上可申哉伺候処、閏月差上可然旨、但両条永田市蔵様江相願候。五ヶ所新田ゟ相収候竹之儀、閏月相収候様定使ヲ以村々江申遣置候。

一閏五月十七日出水風雨ニ而堤下村台尻二の枠押なかれ一同ニ心を痛申候。

一村々堤切所有之候付而者、山船等入船之頃照続旱魃致候而ハ迷惑心配いたし候付御請方江己前ゟ御出張被下候様、六月二日別紙扣書之通願置候。

丑六月

此外数多講釈書御座候へ共略之。くわしきハ五ヶ村廻り記録ニ有之申候。

田中織衛ゟ書状写

尚々天保三辰年雨天ニ而延候事有之候已上

今夕雨天ニ相成候付而者子刻迄ニ快晴不致節ハ祭礼相延シ候、先例ニ相見申候。就夫其段子刻迄ニ廻振神主家迄当番車屋衆ゟ御届ケニ相成候事ニ御座候。右之通壱人御出被下為御届ケ可被下候。夫々江触出し相成候。

六月十四日　　田中織衛
子刻

祭御車屋

御当番様

一十一日　朝船分首尾克相済申候。

一十二日　朝山揚無差支相済申候。

一十三日　打廻神事目出度相済申候。

一十四日　晴天ニ而夫々用意いたし候処、俄ニ申刻頃ゟ空曇夕方ゟ折々雨降、見合々々罷在候内及深更風雨烈、別紙扣書之通快晴迄延引御達申上御聞済相成候。

一十五日、夜風雨ニ而堤下村如意竹折、下村ニ而借相用申候。

一十五日も曇天折々々雨ニ而、夕方ゟ頻ニ降申候間五半頃迄見合、別紙扣之通延引相成候。

一雨天ニ而斯両日も延引相成候付、五ケ村申合神主家江御祈禱相願御利正有之、十六日晴天ニ而試楽相済、十七日朝祭相済申候

但御祈禱御初穂金五百疋神納いたし候。

一延引御聞済之上神主家江ハ当番車屋、羽織袴大小帯罷出相達、御普請方、湊方、御宿江も同断。御先手衆、御徒目付衆江ハ御代官様ゟ御状を以被仰遣候。市江車江ハ定使新八ヲ以羽織袴脇差ニ而相届ケ候事。

元治二年乙丑六月廿二日書記

祭後今日迄一日も晴日無之曇天ニ而毎日一両度ツヽ雨降申候

慶応二丙寅御祭礼番組

台尻　山車

高砂　鉄砲打

下　村

台尻　山車　堤下村
巴　湯取
台尻　山車　米之座村
野々宮　神子
台尻　山車　今市場村
葵上　稲荷
台尻　山車　筏場村
乱　猩々

十一日　船分首尾克相済申候。
十二日　山揚首尾克相済申候。
十三日　打廻神事相済申候。
十四日　無差支試楽相済申候。
十五日　晴天ニ而朝祭相済申候。
〆

慶応三丁卯御祭礼番組

台尻　山車　堤下村
高砂　鉄砲打
台尻　山車　米之座村
餘　湯取
台尻　山車　今市場村
羽衣　神子
台尻　山車　筏場村
猩々
台尻　山車　下村
船弁慶　住吉

右当卯年ハ折々之雨天ニ而降続き、出水も有之水加減ニ而ハ無御座候得共、

十一日　船分首尾克相済申候。

十二日　山揚首尾克相済申候。

十三日　打廻し神事雨間見合相済申候。

右十三日ゟ三日之間、知(トモ)千代様御卒去ニ付御隠便之処、御代官様御含ニ而当日相済申候。

右之御儀ニ付御祭礼延引ニ相成申候。如此御日取悪敷ニ付、又二日之間延引被仰付。

十八日、暮方夕立有之、雨間見合試楽五ツ時ゟ九ツ時過相済申候。

十九日　朝祭、是又夕立有之、雨間見合五ツ時ゟ四ツ半時相済申候。

廿日　山おろし、首尾克相済申候。

〃

同廿二日　車家共山おろし、堤下当番ゟ西福寺ニおゐて前年後年御車之式取調相続相済候故左之通、

せん茶幷

葛饅頭数廿五計入壱重入

五段重壱組

此内四段者酒肴ニ出ス

切込（巻玉子／はも骨切／柚しそう之み）

うまに（はたに／糸ゆば／きくらけ／皮牛房／銀杏）

煮附（平め／角麩）

酢の物（きす細作り／外之品）

右何れも沢山ツヽ、車家拾人、其外三人、定使弐人、又其外寺之衆中迄も有之、残壱重うなき廿五六くしゟ三拾串ほと御膳うり漬二切ツヽ、折敷盆跡ニ而砂糖水少々有之なり

乍恐奉願上候御事

当村神社祭礼山船之儀、当月九日ゟ十日朝迄、当湊着船仕候様、御船手御役所江御願申上候儀ニ御座候。然処車江之儀此節水浅ニ而此後日旱続候而ハ、入船差支申候間、何卒已前ゟ御出張御見分可成下置候様仕度、奉願上候已上。

已六月

津島村神社祭礼車肝煎役
大橋小兵衛
大橋武左衛門

御普請方
御役所

右之趣御普請方御役所江御願申上度候間乍恐此段御懸合可成下置候仕度奉願上候已上。

已六月

津島村神社祭礼
車肝煎役　大橋小兵衛
大橋武左衛門

山内滝江様
御陣屋

写

御一新ニ付当社神号今般朝廷ゟ御改号被仰出候ニ付、津島神社と奉号候条、
右之通神主家ゟ被申遣候間此段相触申候已上。

明治二年巳二月

明治二巳六月御祭礼当番

六月十一日昼前

一、佐屋方　　拾弐三人前当

、煮〆壱重　　、大角豆一重

但長根午房　　したし

麩　椎茸

干瓢

、かばやき一重〆三段壱組

片町魚屋儀兵衛にて出来仕候

外ニ、友白髪弐升

、あんころ二重但数五拾也
黄赤半分ツヽ

、鱸大壱本代マモノ

右定例之通会所江定使を以為持遣し申候

御車家
、堀田徳右衛門　、堀田徳之助　、服部治右衛門　、大橋光三郎　、堀田金兵衛
、大橋市良兵衛　、富永新六　、堀田重助　、大橋小兵衛
船庄屋　車田庄屋　同
、林弥五左衛門　、彦兵衛　、善次
支配組頭
、武右衛門

〆拾三軒也　酒弐合　餅壱ツヽ付三拾弐文ツヽ、餅数十五ツヽなり、但黄赤見合半分ツヽ、かばやき十五本ツヽ、但し壱串ニ付七分ツヽ、近年高直ニ付如斯、相増先格者十本ツヽニ御座候処、外村ゟ十五本ツヽ参り候間、当年ゟ如斯取計申候

右者天保十三寅六月堤下当番より御倹約ニ付、江堀祝儀相止メ候間銘々江相配り申候。

西福寺　蓮台寺

例年之通り餅数十五なり、但赤八ツ黄七ツ相配り申候

十一日　江堀祝儀止メニ付、五ケ村定使拾人江、友白髪壱升ツヽ、、大鰹節壱本ツヽ、遣ス但目方四拾目余位

同十二日　山揚相済候後、児子道見分西福寺ニ而御休之節、あんころ二重入但数五拾也。定例之通、砂糖水出申候。

十三日

定例之通り、御普請方川見分之節、、あんころ数　改四十也　五拾也。二重ニ入遣ス。幷車家船へも　改二十也　三拾計一重ニ入相遣し申候。附り下り坂見分節、有合、菓子ニ而も、、あんころニ而もよろしく、、茶道具とも、御嶽山辺江持参之事。

同十三日

御普請方

、煮〆壱重

、友白髪弐升　但午房　長根
　　麩　椎茸
　　干瓢

大角豆　、かばやき一重

したし一重

あんころ二重

数五拾也但黄赤半分ツ、

外ニ鱸壱本代銀マワモ

、右定例十二日差上可申筈ニ候処、御伺ひ申上候へば御先方ゟ十三日ニ致し呉候様、被仰聞依之如斯取計申候。

明治二巳六月番組

台尻　山車

、高砂　鉄砲打

今市場村

台尻　山車　筏場村
田村　湯取
台尻　山車　下村
湯谷　神子
台尻　山車　堤下村
葵上　稲荷
台尻　山車　米之座村
阿漕　猩々

名順

堀田徳右衛門
大橋武左衛門
大橋小兵衛
堀田金兵衛
大橋市良兵衛
富永新六
服部治右衛門
堀田重助
堀田徳之助

十二日　吉太夫前結垣之節、下三丸太弐本、日雇方取ニ参る、尤鉄屋忠助方引請当番持也。
右先年見合如斯取計申候以上。

十三日　縄壱束壱把　船頭
大半紙弐状　太良右衛門
取ニ参る相渡事
尤当番持也

十四日　ぼうし杭立る事車大工江遣ス
但小竹廿五本大半紙壱状当番持也

十三日　打廻し都合克相済申候。

尤当日雨天ニ候処神社御加護ニ哉、雨間見合相済申候。

十四日　試楽首尾能相済申候。

尤当日も雨天ニ候処雨間見合相済申候。

十五日　朝祭り是又首尾克相済申候。

尤当日も雨天ニ候処、御加護ニ哉、雨間有之四ツ時ゟはれ渡り九ツ時相済申候。
但宵朝とも一遍目、二遍目、三遍目迄ハ定使を以注進、直様御車家御代官様幷御普請方江御注進之事ニ相成申候、

尤先年ニハ無御座候得共近年之内如此相始り申候由

一御船手御物書衆中様台花三ツ
礼状壱通

一御焔硝王山田平助様台花壱ツ
中鰹節弐連
礼状壱通

右朝祭り首尾克相渉申候故如此。人足を以遣し候事、尤先年見合如斯取計申候。

小使マ〇、人足代モ〇遣ス。諸色高直ニ付如斯ニまし遣ス申候

六月十四日

一祭り絵御団扇五対　御宿善福寺
懸り竹右衛門江相渡
代ワモ、諸色物高直ニ付追々直段高ク相成

右者御普請方加納氏江遣ス。先年見合取計申候当番持也。

十八日車家とも山おろし西福寺ニおいて前年、後年御車之式取調相談相済候故、先年之通魚儀ニ而重組等出来、先格之通都合克相済申候。大慶〳〵目出度〳〵。于時明治二年巳御祭礼今市場村当番ニ付、台尻置物高砂祖父祖母箒熊手、向島足立氏御息女当名様之御二男安千代様江御上りニ付、右ほき幷熊手共右足立氏ゟ安千代様へ被差上申候已上。

明治三午年番組

台尻　山車
高砂　鉄砲打

筏場村

台尻　山車　下　村
田村　湯取

台尻　山車　堤下村
羽衣　神子

台尻　山車　米　村
紅葉狩　稲荷

台尻　山車　今市場村
巴　猩々

一十一日　朝船分首尾克相済申候。

一十二日　朝山揚無差支相済申候。

一十三日　打廻神事日出度相済申候。

一十四日　晴天ニ而夫々用意いたし候処、俄ニ申刻頃ゟ空曇、夕方ゟ雨降と相成、一統及深更候付難渋無限、雨間見合罷在候内、及深更候付先例之通延引御達申上、御聞済ニ相成申候。

一十五日　格別之大雨ニ而雨間途ハ無之、仍而同日も延引ニ相成申候。

一雨天ニ而斯両日も延引相成候付、五ケ村申合神主家江御祈禱相願御利生ニ有之哉、十六日晴天ニ而試楽相済、十七日朝祭相済申候。

但御祈禱御初穂金五百疋神納いたし候。

一延引御聞済之上、神主家初其外何れも御出役様江ハ当番筏村車家ゟ御達ニ相成候よし、委敷事者五ケ村廻り御用留ニ有之候。于時筏場当番、往古より雨ケ降とゆう事ハ、三ツ子ニ至迄も言伝へニ申聞候処、古事なりと相見へしか、当日差当りて雨降と相成り、あまり珍敷故まわらぬ筆ニ而記候なり。

神主家御沙汰書付写

一築切堤傍示杭之内ニ有之候桟敷小屋、右者試楽祭済之上、取払神葭神事済之上、又々明朝掛ケ候而可然事。

一試楽祭曳渡方時刻引上早メニ取計候事。

一試楽相済候上、見物船等、不残中地しも川下、市江車辺迄為引払取計候事。

一祭車餅直し方ニ付、明り之船幷挑灯等火之示し方、一時ニ示し呉御神事相済候上、火を燈し餅立候儀差支無之候旨。

右之通十五日夜試楽ニ付而ハ差支ニも相成候間御沙汰ニ御座候処、十六日ニ相成候而ハ差支ニハ相成不申候、為念御沙汰ニ付記置候也。

明治三年午七月四日改取扱忠七代

一御一新ニ付、当午年ゟ御普請方役所被廃候付、佐屋邑宰所ゟ御普請役兼御出張ニ相成、御取扱ニ相成申候。

一右ニ付築切御名代御桟敷御固(カタ)メ御先手衆御止メニ相成、邑宰所属夫衆御頭として、支配所非常之者御召連御固として御出張ニ相成申候。

明治三年午七月四日改記置申候以上

御尋ニ付御達奉申上候事

一米五拾石

右者慶長四己亥年

清須侍従様ゟ御寄進被為遊候ニ付毎年請取来申候。

一反数拾三町六反四畝拾壱歩字阿原

高百四拾弐石三斗五升七合

右是ハ往古ゟ津島天王御池ニ御座候処、春秋縣神事ニ魚捕上ケ申池ニ而御座候処、元和四午年御代官藤田民部殿江申上候ハ、右之御池新田ニ仕、御車之入用ニ仕度旨申上候得ハ、天王御池候へハ神主社家社僧中相談いたし可然と、被仰候付神主社家社僧中江談合いたし新田ニ仕候。其後鈴木九左衛門殿津島御代官之時、御検地入申候。其後戌年勝野太郎左衛門殿御代官之時、津島惣御検地ニ付御検地奉行衆御立合御打被成候反高右之通ニ御座候。則御水帳被下置于今所持、車肝煎中所納御車入用ニ仕候。右ニ付御池ゟ縣神事ニ肴上ケ申代ニ、壱反に付米七升ツヽ神主社家社僧中江年々相渡来り申候。

右之内緒柄ニ而御朱印御黒印等無御座候。今般御尋ニ付、奉書上候通相違無御座候以上。

明治三年
午九月

車肝煎惣代
大橋武左衛門
同断
堀田徳右衛門

佐屋

御邑宰所

乍恐御尋ニ付御答旁奉申上候御事

一　米五拾石

是者、津島神社六月之為祭料、慶長五年清須侍従忠吉公より御寄進被為遊、其以来永世御寄進相成、則毎歳五月中ニ奉請取候恒例ニ御座候。

一　高百四拾弐石三斗五升七合　　字　阿　原

此反数拾三町六反四畝壱歩

是者、津島祭礼車田と唱へ、此地之元由ハ津島神社之古神領池川之其一ニして

欽明帝御宇

尊神藤浪里津島之旧名ニ御鎮座以来之御厨川之内、蛇之池と唱へし御池ニ而、其往昔之事ハ不詳候得共、津島祭記幷大祭勘例帳と申旧記之内要脚調進考又寄附考等之条々前畧

織田信長公信雄公信忠公幷豊臣秀吉公に御朱章御黒章を添られ、神民之漁人号網ノ者ノ被為附属たり。然ルニ此池ハ廃涸して神用匝合期、以改車屋之士民相議して、奉公裁理之、六月為祭料事を希ふ。事有年、宜レ議ニ神主幷満社一ニ、由国裁を蒙り、両郷合躰して終ニ埋之、為田十町と、段別ニ七升米を懸、祭贄之掛鮒直会之鯉料

と称して、毎歳神調となれり云々抔有之。此阿原田十町祭務之助料ニ寄らるゝ所有
源敬公御在世、元和五年と相見へ、其後鈴木九左衛門殿津島江代官之時御撿地入、猶亦其後戌年勝野太郎左衛門殿御代官之節、津島惣御撿地ニ付、御撿地御奉行衆御立合御改之刻、反高前顕之通ニ御座候。則御水帳被下置、車肝煎中ニ所持仕、年々之所納者六月祭務之助料を初、其番御贄直会等之魚料ニ、如旧例一反ニ米七升宛神貢、年々神主初江引渡来申候。尤右祭田ハ元御厨之御地ニ而、尊神祭典之御料地たる故則御領御高外之御除地と相見申候。
右両条由緒等段々吟味仕候処、御朱印御黒印等初秘蔵之旧記録等抔も、往古ゟ追々之火災等ニ而消亡仕、纔ニ大祭勘例帳幷津島祭記抔と申古書記之残編、穿鑿取調候趣等前顕之通ニ而、御朱章御証書等者只今不持伝候共、正く往古より無中絶奉初
宝祚延長、猶御武運御長久、天下泰平、疫病等除災、国家安全之為メ、恒例六月之祭典等件々御寄進米、祭田初之御助料を以、聊無怠慢連綿執行仕来申候伝由等を以も、則不可疑之、正敷証拠ニ可有御座と奉存候。依之御答旁奉申上候以上。
明治三
午閏十月
右今般御一新ニ付従大政官御尋ニ付如此御答申上候依而記置申候。

官地拝借願

尾張国海東郡津島村地内
字天王川通堤内法
一反別拾六歩三厘
明治九年ヨリ拾ケ年季
同十八年マデ
此官地拝借料一ケ年季金廿弐銭四厘
但壱反歩ニ付金四円十弐銭三厘

右者、津島神社祭礼車諸色小家需用ニ付、本年ヨリ拾ケ年季拝借仕度奉願候。御聞届被成下候上者、前書拝借料年々無遅滞上納可仕候。尤官地之義ニ付御入用之節者、即時返上可仕候。拝借料隣地比較取調書幷絵図面相添此段奉願候也。

明治九年八月

第六大区十二小区
尾張国海東郡
津島村千百八十九番地
村中惣代　大橋武左衛門　印

愛知縣令安場保和殿

右

大橋武左衛門　印

前書願之趣事実相違無之依而奥印仕候也

右副戸長
堀田長左衛門　印

戸長　矢野俊蔵印
区長　下村八郎印



三間壱尺

南

祭礼諸敷小家

七間五寸

元長六間半
横弐間半　之願

（朱筆）
書面之趣聞届候条拝借料ハ昨九年分より上納可致義ト相心得、本年当縣甲第九十号布達ニ照準証書可指出事。

但拝借料上納期限ハ猶可相達事。

明治十年六月四日　県印

官地拝借料隣地比較取調書

字天王川通堤内法　　第六大区十二小区
三番　　尾張国海東郡
一反別拾六歩三厘　　津島村地内
此掟米六升五合
内米壱升六合三勺　　郡村区入費
残米四升八合七勺
米三升弐合五勺　　貢租
内
米壱升六合弐勺　　地主徳米
此代価金廿弐銭四厘

但明治四年ヨリ同八年マテ毎年十月十五日ヨリ十二月十五日マテ其取上上中下平均相場
米壱石ニ付金四円五拾八銭六厘

右者隣地比較代価取調候処書面之通相違無御座候也

明治九年八月　　願人

愛知縣令安場保和殿　　大橋武左衛門　印

証書

第六区津島村地内
字天王川通堤内法三番
官有地　　第六区津島村

一諸色小家反別拾六歩三厘拝借人大橋武左衛門
此一ケ年拝借料金廿弐銭四厘但壱反歩ニ付金四円拾弐銭三厘
但当明治九年ヨリ同十八年マテ十ケ年季

右者今般願之上拝借仕候処相違無之候。然上ハ毎年拝借地料書面之通上納可仕候。勿論官地之儀ニ付御入用之節ハ即時返上可仕候。依而証書差上申候也。

明治十年六月

右拝借人
大橋武左衛門

用係
堀田長左衛門

愛知縣令安場保和殿

頃ト云ヘハ人皇百廿三代今上皇帝ノ睦仁御在位中ノ事也、紀元二千五百三十八年即チ明治十一年戊寅六月三日、当郡津島神社于於テ太々御神楽御営于相成候鳥渡記置ト申ラメ。

附右太々神楽執行方ニ付、今、米、下、堤、筏五ケ村江社務所ヨリ雅児出し方等依頼ニテ五ケ村車家上下着用廻廊ニテ本日別紙如クノ能狂言等ヲモ拝観相成申候千秋万歳〳〵

津島神社　祠官　村田多門

祠掌　永室為長

囃子

高砂　寺田左門次　石井弥市　鬼頭為太郎
高田伊右衛門　藤田六兵衛

三人長者　山脇伊津義

一管

能

羽衣　木下代　鮎川信春　石井弥市　鬼頭為太郎
安藤清之助　高田伊右衛門　藤田六兵衛

簸屑　山脇録弥

融　寺田左門次　石井孫蔵　鬼頭為太郎
筒井安之助　神谷覚三郎　平岩嘉兵衛

間　筒井秀之助

附祝言

太々神楽執行刻限之儀、本月三日朝七時揃ニ而八時ヨリ初昼前ニ神拝式、終テ次ニ能狂言別紙之通奉納ニ付、時刻不遅様各位御参拝御出社相成候様、承知被下度及御照会候也。

右之通社務所ゟ御通辞有之候付御通達およひ候也

六月一日

津島
会所
愛知県下第六区津島村印

富永新六様
杉山宗兵衛様
神田春三様
服部治郎様
大橋武左衛門様
服部庄兵衛様

丙第二百四十号ヲ以テ右之通御達

虎列刺病流行ニ付、津島神社八月一日旧六月二日事大祭候所、該病消滅候迄延期可致旨、御達相成候付為心得御報知候也

七月十日

戸長役場

悪疫撲滅ニ付、津島神社神祭被差許候間、別紙之通被達候条此旨相達候事。

十二年九月十七日

津島村
戸長役場

右ノ通御達成候条各戸無洩、御通知有之度依テ御報知候也。

海東
西郡長　横田太一郎

海東
西郡役所

戸長役場

本年丙第二百四十号ヲ以テ、津島神社例祭延期之義及同二百七十号ヲ以テ諸興行物差止之義相達置候処、最早悪疾撲滅之景況ニ付右両条差許候条此旨達候事。

但シ予防ノ義ハ精々注意可致事

明治十二年九月十七日

愛知県令安場保和

右ニ付祭礼延期相成即チ紀元二千五百三十九年明治十二年己卯十月九日十日両日旧八月廿四日廿五日ト相決し更ニ暗夜大祭

執行有之依テ紙上ニ記置ト申らめ。

斎竹

旧八月十一日

未明首尾克相立申候

廿一日　午后四時頃ニ船相揃申候

廿二日　午前六時頃山上相済申候

廿三日　曇天ニて打廻し神事相済申候

廿四日　同　試楽相済申候

廿五日　晴天ニて朝祭相済申候

右

明治十二卯十月祭礼

番組

一　高砂　今市場村　　一　田村　筏場村

一　羽衣　下　村　　一　融　堤下村

一　鵜飼　米　村

右

車家人名

今村　大橋武左衛門　　筏村　服部治朗
大橋小兵衛　　伴　部蔀
下村　服部秀助　　堤村　堀田徳蔵
松本久助　　岩間四郎兵衛
米村　山田幸右工門
富永新六

往古より今市場当番ハ豊年ト云事人の知る処なり殊ニ今年ハ三十五ケ年以来稀なる豊年トテ皆喜ひ云あへり宜哉本年より中根忠富祠官乃老手段やら横手江神輿渡御相成一泊ありて試楽を獻備とす是即チ横手江神輿渡御再興ハ今市場当番より始マれり宜哉〳〵。

神輿往復之儀ハ筆舌ニ難尽事故畧ス

遙減録御下ケ金記

一金六百七拾弐円六十三銭七厘　明治七年ヨリ同十一年迄之分

元免米廿九石〇壱升九合ニ割

壱石ニ付金弐円三十壱銭七厘九毛ツヽ

内訳

一米四石四斗八升三合　大繩場

此金百三円九十壱銭弐厘

一米六石七斗四升壱合　市江車田

此金百五拾六円廿五銭

内金廿九円八拾銭　昨十二年請取

残金百廿六円四十五銭

一米拾七石七斗九升五合　津島車田

此金四百拾弐円四十七銭五厘

内金七拾八円七十弐銭　昨十二年請取

残金三百三拾三円七十五銭五厘

但明治七年ヨリ十一年迄之分悉皆請済相済候事

右之金員十三年十一月ヨリ十四年六月迄社務所江貸渡候筈尤利子壱銭二厘五毛ツヽ之約定

十三年十一月廿二日社務所ニテ致約定候

逓減録御下ケ金記

十二年分
一金七拾五円七十五銭四厘
十三年分
一金六拾円六十銭弐厘
〆金百三拾六円三十五銭六厘
右廿四石五斗三升六合ニ割
壱石ニ付金五円五十五厘七厘ツヽ
一免米拾七石七斗九升五合　津島村
此金九拾八円八十九銭三厘
一免米六石七斗四升壱合　市江村
此金三拾七円四拾六銭三厘
右十二年十三年割合如此

一金三百三十三円七十五銭五厘　明治七年ヨリ十一年迄之分
一金九拾八円八十九銭三厘　同　十二年十三年分
〆金四百三拾弐円六十四銭八厘社務所江預ケニ成

利子之儀ハ、元金壱円ニ付壱ケ月分壱銭ツヽニテ、当巳七月ヨリ十五年七月三十日限、此利金五十六円廿四銭四厘
元利合テ金四百八拾八円八拾九銭二厘右同断江預ケ金　尤五ケ村共有金。
明治十四年七月三十日記
右預ケ金利子五拾五円也、大橋助左衛門江請取午八月廿五日壱ケ村江金拾壱円宛請取申候。
引テ元金四百三拾三円八十九銭二厘ニ成。
十五年八月ヨリ十六年七月迄　壱円ニ付壱銭ツヽ、利子五拾弐円〇六銭七厘トナル。
元利合テ金四百八拾五円九十五銭九厘、預リ証来ル。

明治十四年度逓減録御下ケ金
一金三拾弐円九十七銭　社務所ゟ下村江請取右壱ケ村江金六円五十九銭二厘五毛ツヽ、午四月十日請取申候

記

一十五銭　新宮
一十五銭　斎竹代
一廿銭　船大工
一廿銭　市右衛門
一三円八十三銭　魚儀払

記

一五十銭六厘　こしや　新吉
一九円四十二銭弐厘　八百治
一七十七銭四厘　入文
一十五銭五厘　八百代
一廿六銭弐厘　みなとや
一十一銭弐厘五毛　渡部屋
一八銭也　ゆば貞
一廿五銭　大茂

米屋
一弐銭　治助
一壱銭　梅半
一五厘　餅作
一八銭弐厘　笹才
一五銭四厘　いげゑ
一三銭三厘　米政

一六十三銭七厘五毛　　大久
一三十二銭壱厘　　かぎ清
〆十二円七十二銭四厘

〆四円十八銭也
右五ツ割
八十三銭六厘ツヽ
当番
未十月三日　　米村

願書

一葉附八寸廻り斎竹　　弐拾本
一六寸廻り船漕所　　参拾本

津島神社祭礼之儀者、御維新以来御寄附品等被廃止、村中有志ヲ以テ祭礼執行取続キ来候処、此節ニ至リ候テハ相疲レ迚も維持致兼候間、前顕之両品幷補助金之儀モ如例御下渡相成度此段奉願候也。

明治十七年七月

五ケ村車屋惣代
向　純　一　印

津島神社々務所

御中

一斎竹

一船漕竹

一補助金

右者例年之通下渡シ可申候事

十七年七月廿一日

津島神社

社務所印

例祭届

一台尻船乗五輌

右者津島神社祭礼来ル八日四日試楽五日船乗漕渡申度候間此段奉届候也

明治十七年七月

津島村氏子惣代

海東
西郡長横田太一郎殿

記

一社務所預ケ金利子五拾弐円〇六銭七厘
右ハ十五年八月ゟ十六年七月迄之分
内金三拾円也十七年三月富永公江請取
引テ金廿弐円〇六銭七厘不足
一金五拾弐円〇六銭七厘　十六年八月ゟ十七年七月迄利子
合テ金七拾四円十三銭四厘
右五ツ割
壱ケ村分金拾四円八拾弐銭六厘五毛ツヽ
右之通御渡申候也

明治十七年八月三十日

筏場村
下　村
堤下村
米之座村

当番今市場車屋
向　純一

記

一金廿壱円九拾七銭四厘

右五ツ割

金四円三十九銭四厘五毛ツヽ

右者明治十五年度逓減録御下ケ金社務所ヨリ請取候付割符仕候也

十七年十月十七日

当番

筏場村　今市場

下　村

堤下村

米村

市江車飾付品御寄附願

旧ヲ廃シ新ヲ興スハ目下之風潮ニ候得共、徒ニ旧貫ヲ厭ヒテ新様ニ趣候モ頗ル取ラサル所ニシテ、是往々嗣絶興廃旧式保存之儀アル所以ニ御座候。当市江車執行之儀ハ別記之次第ニテ年々執行仕来候処、王政維新ニ際シ車田幷御寄附之件々、明治五年遂ニ御廃止相成候ニ付、右御祭礼執行方不行届不得止休祭可仕歟ト存候処、第一御神慮ニモ

相叶不申、且又御祭典ニ付而ハ近国ハ勿論遠国ヨリモ数万人群集参拝仕候事故、由緒アル四家之者ヨリ私費ヲ以テ年々執行仕候処、県庁ヨリモ明治七年ヨリ年々逓減録御下ケ渡相成候故、少ク遂企望候。然ルニ旧主君徳川義礼公今般御洋行可被遊候様拝承仕御奮発之段奉感佩候。就テハ右神社之儀ハ疫神除ニテ予テ衆庶之崇信不少候付、御旅行御安全前途御顕栄之為特別之訳ヲ以テ、該祭礼ニ相用永久保存可致物品、不論多少御寄附相成候様致度、先規類例モ有之候事故何卒御採用奉願候。果シテ願意御聞届相成候得ハ上ハ、祖先之旧規ヲ相嗣キ下ハ、私共四家之者幾分之御隣憫ヲ相受候次第ニ付、連署ヲ以只管奉懇願候以上。

明治十七年七月

四家惣代
海西郡荷之上村
服部弥兵衛 印
同断
同郡東保村
宇佐美儀左衛門 印
同断
同郡鯏浦村
服部治右衛門 印

徳川義礼殿

御家令御中

津島神社御祭礼市江車執行之儀

津島神社之儀ハ奉申上候迄モ無御座、日本惣社素盞烏尊ニテ格別之御大社ト有之、六月十五日御祭礼之濫觴ハ古ヘ市江島草野江尊神光臨在シケルニ、牧童(クサカリ)集テ居テ簀ヲ積重ネ或ハ抒(ヲウコ)ニ手巾様ノ物ヲ掛、笛ヲ吹、鎌ヲ打鳴シ余念ナク遊ヒ戯レケルヲ愛(メテ)給ヒ、祭事ヲ教江給ヒシトナリ。星霜推移リ文治之頃ニ到リ、天下大ニ乱レ闘争止時ナシ。仍之御神事モ自然ト等閑ニナリ、既ニ退転セントス。其頃諸国ニ疫癘流行シテ万民脳事夥シ。然ルニ市江島ニ黒宮修理ト申人ノ召仕之童ヲシテ神詫有之。六月十五日之神事ハ天下泰平、国家安全、武運長久、五穀豊饒之祭ナリ、疾調営スヘシトナン。因茲修理打驚キ一族ト議シ船ヲ組屋形ヲ設サマ〳〵ニ粧ヒ、舞楽ヲ奏シケレハ疫癘忽鎮り、万民安堵ノ思ヒヲナシケル。其後天正二戌年七月十三日河内市江島ナリ

信長公御陣場ニ相成、御神事モ退転シケルニ天正四丙子年服部宇佐美佐藤伊藤四家由緒之者市江車再興仕其後無中絶。年々施行仕来申候共旧来御寄附之件々左ノ如シ。

一金襴唐織小袖　六ツ
一人形そばつき　壱ツ
一楽の胴掛　壱ツ

右三品東照神君ヨリ御寄附ニテ毎山来車ニ粧来申候。天和三癸亥年、御国中厳敷御簡略被仰出、諸社ノ神事都テ織物類御停止ニ相成候得共、当車ニ限り御寄附之三品ハ御免ニテ餝リ来申候。

一高五拾三石九斗三升

上代ヨリ之車領ニ付、旧国主ヨリ如古車田試楽田トシテ永代被為附置候。

一車居場長四拾円

旧国主ヨリ前々御除地ニ被成下候。

一斎竹八寸廻り　四本

一鉾竿弐寸五分廻り　拾本

一船漕竿五寸廻リ　拾弐本

旧国主ヨリ年々御寄附被成下候。

一車船弐艘

旧国主ヨリ御貸渡、濃州三ケ湊（鳥江栗笠舟附）ヨリ毎年御役ニテ御廻シ相成申候。

一車通船佐屋川浅瀬之節ハ、西保ヨリ津島迄壱里余旧国主ヨリ例年御普請方御出張、御入用ニテ御浚被成下、勿論帰リ車迄御役人衆御附添被下候。

一向島波止場

一西保出船波止場

一津島中地着船波止場

旧国主ヨリ毎年御築立被成下候。

一佐屋村御殿西ヨリ津島中地迄、佐屋川堤通リ車登セ綱手之障リニ相成候故、往古ヨリ堤防外腹ニ竹木御植付無之

筈、目今ニテモ松苗植付之無候。

右之通ニ御座候以上。

明治十七年七月

堤塘使用地御訂正願

第四号

佐屋川通字天王川堤内詰

一物置場反別拾六歩

此料金廿弐銭

（朱書）

第四号

佐屋川通字天王川堤内法

一物置場反別廿三歩

右ハ今般実地丈量御撿査ヲ請候処全ク朱書之通り増歩相成、然ルニ該地ハ家屋ニ接シ実際必需ノ場所ニ有之候間、何卒特別ヲ以テ前記朱書之通リ御訂正被成下度、別紙実測図相添此段奉願候也。

拝借人

海東郡津島村

大橋武左衛門代替

大橋鋼一

但壱反歩ニ付四円拾弐銭三厘

同

同　同

同　同

明治十九年三月九日

右

大橋鋼一

保護人

向純一

八木甚兵衛

愛知県令勝間田稔代理

愛知県大書記官野村賀真殿

前書之趣願出候也

明治十九年三月九日

愛知県海東郡津島中地邨戸長　大橋小六　戸長印

明治十九年八月十四日　愛知県海東海西郡長横田太一郎　郡長印

（朱筆）

書面願之趣特別ヲ以テ今般限リ聞届候条去ル明治十八年七月ヨリ本年三月マテ増歩ニ係ル料金一時上納可致事

明治十九年八月十八日

愛知県知事勝間田稔　県知事印

官地拝借年期継願

尾張国海東郡津島村地内
佐屋川通リ字天王川堤外法

一物置反別弐拾三歩

明治九年ヨリ
同　十八年迄拾ケ年期

此官地拝借料三拾壱銭六厘

但壱反歩ニ付四円拾弐銭二厘

右官地物置必用ノ為メ前記之通リ年期拝借罷在候処、猶亦明治十九年ヨリ同廿三年迄五ケ年期拝借仕度御聞済ノ上ハ前書拝借料年々無遅滞上納可仕候。尤入用ノ節ハ即時返上可仕候間此段奉願候也。

明治廿年一月

海東郡津島村
大橋鋼一

右

大橋鋼一　印

海東郡津島村
保証人　向純一　印

同
保証人　八木甚兵衛　印

海東郡長横田太一郎殿

前書之趣願出候也

明治二十年一月十二日

愛知県海東郡津島
中地邨戸長　大橋小六　印

（朱筆）
願之趣聞届候事

明治廿年一月十二日

愛知県海東西郡長　横田太一郎　印

願書

一葉附八寸廻リ斎竹　弐拾本
一六寸廻リ船漕所　三拾本
一補助金弐百円也

津島神社祭礼之儀ハ御維新以来御寄附品等被廃止、村中有志ヲ以テ祭礼執行取続キ来候処、此節ニ至リ候テハ相渡シ迚モ維持致兼候間、前顕通リ如例御下渡相成度此段奉願候也。

明治廿二年六月十九日

五ケ村車屋惣代
大橋頼吉　印
同代理
日栄茂七　印

津島神社々務所

御中

斎竹建設届

来ル七月十一日
十二日津島神社例祭ニ付例年之通斎竹当村字今市場辻ニ弐ケ所
同東切ニ　壱ケ所
同厨子町ニ　壱ケ所
同下町ニ　壱ケ所
同坂口ニ　弐ケ所
同米之座ニ　弐ケ所
同北口ニ　壱ケ所

右都合拾ケ所本月三十日ヨリ来七月十二日朝祭典済迄建設致度、尤通路妨害ニ不相成候様注意可致候間御許可被下度此段奉届候也。

明治廿二年六月三十日

海東郡津島村祭礼係惣代
大橋頼吉印
日栄茂七印

津島警察署

御中

証　記但弐通ニ書替差出申候

一金百五拾円也　但祭礼費補助

一金四拾弐円五拾銭　但廿一年八月ゟ廿二年七月迄預ケ金利子

合計金百九拾弐円五拾銭

右正ニ請取候也

明治廿二年七月十五日

津島神社々務所

御中

記

一金百七拾五円也　社務所補助

当番車屋

大橋頼吉印

同代理

日栄茂七

一金四拾弐円五拾銭　同預ケ金利子
合計金弐百拾七円五十銭
右五ツ割
壱ケ村分金四拾三円五拾銭ツヽ
右御請取可被下候也

明治廿二年七月十六日　　当番
　　今
　　村

筏村　請取候也
下村　請取申候也
堤下村　正ニ受取候也
米村　正ニ受取候也
各御車屋御中

記

一猩々緋上幕　桐ニ鳳凰ノ縫
右ハ天保五年甲午当番ニ付、地裏返シ縫替候処、追々大破ニ相成候付、今回又々再裏返シ縫替申候

一猩々緋上幕　桐ニ鳳凰ノ縫如元ノ縫直シ但金糸ハ元ノ品相用ヒ不足分ハ足シ候筈ニ引合縫代金三拾五円也

当町　縫屋覚三郎へ相渡

一裏白木綿五反代金壱円五十銭　菊宗へ払

一仕立代六拾銭也　神主屋利三郎

一金五拾銭　金物みかき代

一拾銭　同裏不足分出来代

一六銭五厘　鉄ノ代

一弐拾銭也　右金物打代

〆八拾六銭五厘　今中切銕屋佐平

惣計金三拾七円九十六銭五厘

明治廿三年寅七月旧六月

正副弐通

堤塘拝借地年期継願

海東郡津島町大字津島地内

佐屋川通天王川堤防外法

一屋敷反別弐拾三歩

此料金三拾壱銭六厘　但壱反歩ニ付金四円拾弐銭宛

右堤塘拝借地明治十九年ヨリ仝廿三年迄五ヶ年期拝借仕居候処本年満期ニ相成、然ルニ該敷地者家屋構造ニ必要ナル場所ニ付何卒明治廿四年ヨリ仝廿八年迄五ヶ年期継拝借仕度、最モ官用ノ節ハ御達ノ即日直チニ返地可仕、右料金之儀者御制規之通上納可仕候間保証人連署ヲ以テ此段奉願候也。

明治廿三年十二月廿三日

海東郡津島町大字津島
拝借主　大橋鋼一

同郡同町同字
保証人　大橋頼吉

同郡同町同字
保証人　八木甚兵衛

海東
西郡長横田太一郎殿

願書

一葉附八寸廻り斎竹　弐拾本

一六寸廻リ船漕竹　参拾本

一補助金弐百円也

右例年之通リ御下附相成度此段願上候也

明治廿七年六月廿七日

津島神社々務所

御中

五ケ村車家惣代

大橋武左衛門

提下車家控書

信楽竹

三年めニ九月中頃五拾本廿日河之中入置三十日程火之上ニからす竹長サ壱丈弐尺ニ切末より弐寸アケ繩長サ七寸挑燈竹長サ壱寸六分弐寸壱分廻り

御車拵物相談

例年三月十日頃ニ千体寺江車家乗方中寄合定候事

山普請見分

例年五月三日四日両日之内明日参とて大工江申遣ス肝煎壱人大工壱人立合入用材木留札入ニする事

同車段見分

普請するときは水干ニ肝煎壱人付但シ人足ハ千体寺屋敷遣ひ

当番之時

五月三日朝御祭礼蠟燭入札之蠟燭屋申遣シ四日暮方迄此方江書付差出可被成候落札主より手本蠟燭弐挺取吟味いたす事但シ代不遣

初児之事

例年五月三日乗方衆初赤子方へ申遣ス

三通物西福寺寄

当番之時五月五日朝明日は車家衆寄合仕とて頼ミ遣し

当番之時三通物廻文

如例年御祭礼ニ付御相談申度候間西福寺殿江各々様無御差合御来駕可被下候奉待候以上

五月五日　当番車家之姓名車家名前順書

但シ大半紙弐枚書

五月六日当番之時

同四ツ頃ニまんちう弐百文西福寺へ持セ預ケ置車家寄合之上菓子ニ出ス也右は五ケ村割合いたス事

当番之時三通物書

五月七日朝壱通三枚つき但六十目直紙石州大半紙五枚とうじ右之通書此三札佐屋陣家ニ納ル印形を車家十軒文箱持セ取ニ遣シ印形済次第ニ右車家衆持セ遣ス事

覚

一弐拾本ハ八寸廻り枝葉附　忌竹
一八拾本ハ七寸廻り　船竿竹
一五拾本ハ六寸廻り　蛇骨竹
一五百本は弐間より三間大和竹　挑燈竹
一五拾束ハ五拾本詰大和竹　山結竹

右是は申年津島天王祭礼ニ付毎年請取申候間当月廿五日六日両日之内津島江参着仕候様被為仰付可被下候以上

文化九　年申五月

岡勝右衛門殿

此間五分明
真野又左衛門
堀田金兵衛
此間弐寸斗明

請取申御寄進米之事

合米五拾石は　　但五斗入

右是ハ申年津島天王祭礼ニ付車江如例年御寄進米未年納米請取申所如件

文化九　年申五月

真野又左衛門
服部半兵衛
山田弥左衛門
渡辺新左衛門
水野彦兵衛
堀田金兵衛
大橋小兵衛
豊場弥兵衛
大橋武左衛門
堀田徳右衛門

岡勝右衛門殿

毛引之通
年之字ト
代官名字ノ
頭字ト同断

代官之殿之字より
車家名字之頭
字五分斗リ下ル

此間弐寸斗リ明

覚

一　船四艘　　但五拾石入六拾石入

右は申年津島天王祭礼ニ付毎年請取申候間六月十日之朝津島江参着仕候様被為仰付可被下候以上

文化九年申五月

岡勝右衛門殿

真野又左衛門
堀田金兵衛

此間弐寸斗明

覚

一船六艘　　但五拾石入六拾石入

右は申年津島天王祭礼ニ付毎年請取申候間六月十日之朝津島江参着仕候様被為仰付可被下候以上

文化九年申五月

真野又左衛門
堀田金兵衛

此間弐寸斗明

岡勝右衛門殿

覚

一船拾艘　　但五拾石入六拾石入

右は申年津島天王祭礼ニ付毎年請取申候間六月十日之朝津島へ参着仕候様被為仰付可被下候以上

文化九年申五月

岡勝右衛門殿

真野又左衛門

堀田金兵衛

此間弐寸斗明

右御代官姓名車家名前寸法

此間五分明車家名前

文化九年申五月

同　同　同

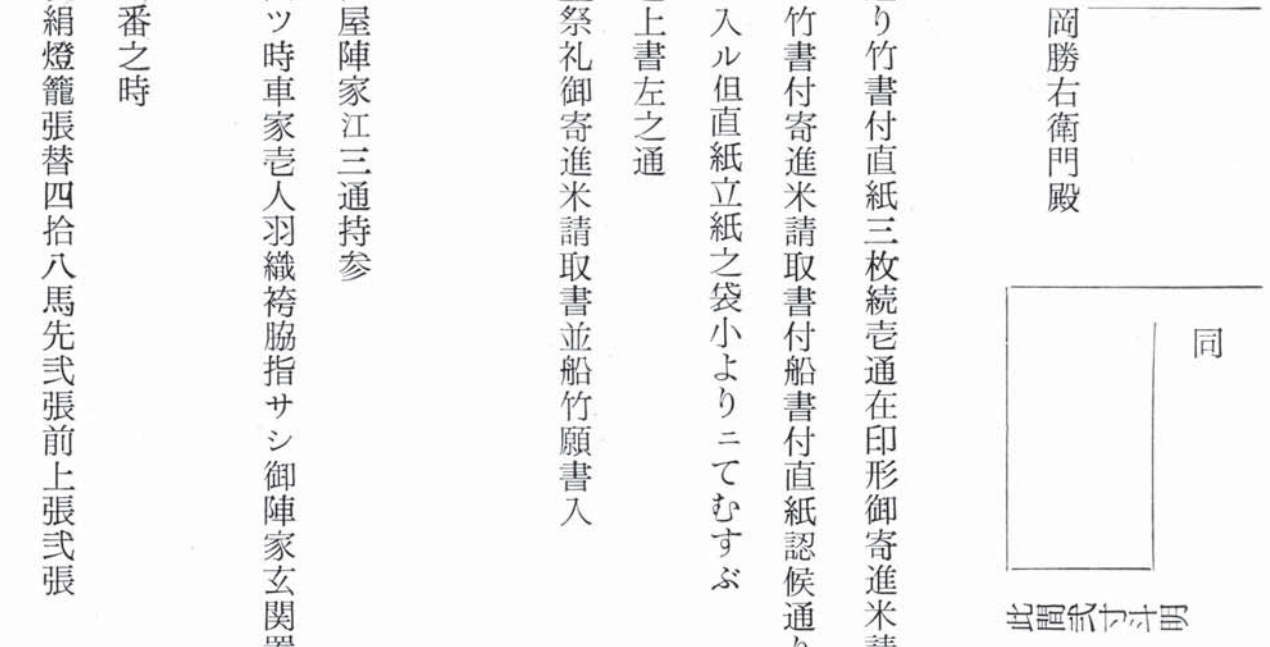

右留書之通り竹書付直紙三枚続壱通在印形御寄進米請取書付直紙三枚続壱通在印形船書付四緻六緻拾緻直紙壱枚ツヽ三通認ル無印形一竹書付寄進米請取書付船書付直紙認候通り大坂半紙認不残印形有上紙なしニとじ合セ直紙書付大坂半紙書付共袋ニ入ル但直紙立紙之袋小よりニてむすぶ

袋之上書左之通

津島天王祭礼御寄進米請取書並船竹願書入

申五月

佐屋陣家江三通持参

五月九日四ツ時車家壱人羽織袴脇指サシ御陣家玄関置キ役所椽之上ニ而三通物手代衆江御頼申とてかへる事

当番之時

五月十日頃絹燈籠張替四拾八馬先弐張前上張弐張

例年五月十日朝
信楽竹虫入縄なし改白挑燈改弓張しらべ苧綱吟味之事

例年五月十五日
白張挑燈五拾張祖父江村又八殿江誂置但数百代弐拾匁なり

定例蠟燭覚
一絹燈籠大蠟燭　数四拾八挺　但拾五匁掛
一如意大蠟燭　数拾弐挺　〆六拾挺
一中蠟燭七匁掛　数弐百挺
一同　五匁掛　数百五拾挺　〆三百五拾挺
一五文生掛　数三拾挺

諸竹請取書之覚
一葉附何寸廻り何本　但大半紙ニ認ル
一何寸廻り　何本

右は天王祭礼ニ付御用竹如此請取申候以上

申五月

但竹通り主より道ニ何村　当番車家

何左衛門とあれは何村何左　真野又左衛門殿と書遣シ何村御庄屋衆中

堀田金兵衛

在印

覚

一葉附八寸廻竹　壱　本

一七寸廻竹　六拾九本

一六寸廻竹　弐拾四本

〆九拾四本

兼山村庄屋

文助殿

覚

一葉附八寸廻竹　弐　本

一七寸廻竹　四　本

一六寸廻竹　拾七本
〆弐拾三本
綿織村庄屋
安藤五兵衛殿

覚

一葉附八寸廻竹　弐本
一七寸廻竹　七本
一六寸廻竹　九本
〆拾八本
細目村庄屋
各務勘兵衛殿

覚

一葉附竹　五本
早田村
池之上村

今泉村
御庄屋衆中
小熊村
中河原

覚

一葉附竹　五本
神戸村
御庄屋衆中

覚

一葉附竹　五本
車家名字書
斉田村
御庄屋衆中

一筆啓上仕候当所御祭礼之儀無故障相済大慶奉存候随而如例年台花ニ御奉行様御弐方様江差上申候乍憚御役所より夫々江宜御披露奉頼上候為其以飛脚如此御座候恐惶謹言

六月十五日

当番
連名

御船方
御物書衆中様

右封ニ而上書ニ衆中様御披露と脇書可致

一筆致啓上候暑気之砌弥御堅勝可被成御座こと奉珍重候将亦如例御焔焔預御寄進忝奉存候当所御祭礼首尾克相済大慶致候仍之台花一並ニ鰹節一連進上申候御収納可被下候事余其内期貴面之時候恐々謹言

六月十五日　当番
山本文助様　連名

弐通なから杉原ニ而認め可申事御祭礼相済候而花台壱ツ鰹節一れん手紙相添此方より以人遣シ事

例年忌竹五月廿五日

一葉付竹八寸　弐拾本

一船竿竹七寸　　八拾本
一蛇骨竹六寸　　五拾本
右は五ヶ村定使しくじ請取割渡ス

小竹請取書左之通

覚

一何束　五拾本詰　挑燈竹
一何束　同断　山結竹
〆何拾束

右は天王祭礼ニ付御用竹如此請取申候以上

申五月

淵高新田庄屋
喜兵衛殿

大野山新田庄屋
八右衛門殿

真野又左衛門　在印
堀田金兵衛　在印

草平新田庄屋
安之右衛門殿
西河端新田庄屋
茂右衛門殿

右四ヶ所之内

一大和竹三百廿五本　五月晦日朝　渕高新田
一同　千四百七拾五本　同昼　西河端新田
一同　八百七拾五本　同断　草平新田
一同　三百弐拾五本　六月朔日朝　大野山新田

〆三千本但シ六拾束

右之竹請取節は肝煎壱人下人弐人四ヶ所持参小竹弐間より三間但悪竹又ハ枯竹吟味致返ス事小竹揃之上定使五拾本詰ニする六月朔日手斧始済次第定使両人五ヶ村割渡事

例年五月晦日朝忌竹立祝儀

一御神酒　弐　升
一鰹節弐　七拾文
一注連ニ直紙　七分位一状
一同切代十弐銅　弐　廿四銅
一麁縄　三拾文
右は定使両人江渡ス事

五月晦日朝
千体寺祭蔵掃除する門前通り但シ雨天なれは六月朔日朝掃除する也是はしくじ役なり

六月朔日九ツ時手斧始
一手斧始祝儀　御大工両人
一楽囃子　児三度有
一御神酒　弐　升
一鰹節　七拾文弐ツ
一瓜酢　弐拾文弐ツ

一弐文まんちう　　数　百

右之御神酒車家始大工江遣シ夫より乗方衆廻ス給仕方定使手斧始相済酒三度廻スまんちう壱人ニ弐ツツ、朔日朝何時といふ事定使申渡ス也但三度触の事

大工両人定使両人呼出

定例六月朔日八ツ頃ニ祝儀米渡す

一升米壱石　　大工両人

一同　三斗　　定使両人

合壱石三斗出ス大工江は定使持行

御祭礼買物

諸買物等は何所ニて買等いふ事を大工定使しくじ申渡ス事

山車置人形

当年は何といふ事大工ニ聞置

当番之時焔焔

一焔焔之儀は六月朔日頃往来飛脚ニ名古屋本町山田屋文助方江申遣す例年之通御焔焔御寄進頼入候と口上ニ而申遣ス斗リ

当番之時江堀達シ

六月朔日頃より三日迄之内ニ津島会所江御普請方江江堀之達シを頼置

台尻幕荘役

六月十四日朝山荘同七ツ半頃ニしまひ十五日正六ツ時幕掛荘神事相すミ五ツ半頃入車ニて幕相納ル事右は乗方之内ニ而役割いたし置

当番之時申遣ス

六月二日朝川垣結之事葉附竹五拾本是は橋詰町鉄屋忠助方江頼ミ遣シ事但竹五拾本代壱〆文是ハ当番入用之事

当番之時川見分之事

六月二日朝川見分之船片町幸八方江申遣シ置但シ屋形船なれハ一ニに百文ツヽ並船なれハ一日に五拾文ツヽ也船頭

ハ太郎右衛門右は当番入用之事

六月二日定例

梅花切置杉原五枚壱枚ニ付四文ツヽ赤紙拾枚

同日より十日迄

子供楽ならわする事

六月二日朝

下片町船頭太郎右衛門方例年之通乍御世話苧綱頼とて申遣ス

同日より十二日迄

千体寺弐度ツヽ大工と人足江見廻り行何人と留置なり

六月三日朝定例

如意添竹七拾五本五ケ村川垣廿五本鉄屋行山結竹百五拾本鍋拘竹八本如意ひかへ竹弐本しゝき置枝払弐本車家供竹

弐本右はしくじ拵置

山普請出る事

六月六日朝より段通ィ丸太弐本渡シ通ィいたす事しくじ申渡シ置同山揚竹八本船分竿八本但シ五寸廻り〆拾六本是は片町かめ屋宗七買事

当番之時備迎竹

六月六日朝江堀見分之事車家中江触又七ツ頃ニ人遣ス同七ツ頃へりとり弐枚茶碗五ツ茶土瓶ニ入まんちう百五拾文持セ水さし当番車家両人四ケ村壱人ツヽ是ハ五ケ村割入事

当番之時番組

六月八日五ツ頃ニ人形番組当番より弐ばん車家江向遣ス五ばん車家より当番江戻スなり

当　組

台尻　高砂　堤下村

山車　鉄砲打　同　村

当番之時番札

六月八日朝船分之札苧繩長サ壱尺弐寸右之札はしんとかな書但直紙ニ而包置但船番付之墨すらせ置事

当番之時江堀祝儀

六月八日朝車家乗方中人数しらべ料理人相談之上赤須賀肴注文致ス十一日朝正六ツ参よふニ引合置

当番之時定使申渡シ

一十五日朝鳩五羽的場ニ而代三百文

当番之時

六月九日朝壱ツ四文五分にてあんころ青と黒と弐品ニして上下之人数改外ニ拾人前誂置右は永楽屋治平方江注文いたし十一日五ツ頃迄ニ出来如先例児波登場相頼とて小沼吉右衛門長左衛門万右衛門定使ニ申遣ス

当番之時

六月九日朝船分山揚之儀佐屋方役人衆江時刻之儀会所江たのミおき車家壱人羽織斗り通筋日おひ高ク掛ル様定使ニ申遣ス

六月九日九ツ時定例

小沼大綱打　　祝儀遣ス使久蔵

御神酒弐升生節七拾文弐ツ但し半紙包水引ニてからけ折敷のせ町代江遣ス綱長サ三拾弐間西小沼弐ケ年東小沼壱年

六月十日九ツ時定例

上河原大綱打　　祝儀遣ス使久蔵

御神酒弐升生節七拾文弐ツ但し半紙包水引ニてからけ折敷のせ町代江遣ス綱長サ三拾弐間

六月十日九ツ時定例

金燈籠小綱打　　祝儀遣ス使久蔵

御神酒弐升生節七拾文弐ツ但し半紙包水引ニてからけ折敷ニのせ町代江遣ス綱数四筋拾間ツヽ

六月十日九ツ時定例

上切町大綱打　　祝儀遣ス使久蔵

御神酒弐升生節七拾文弐ツ但し半紙包水引ニ而からけ折敷のせ町代江遣ス綱長サ三拾弐間

六月十日九ツ時定例

坂口町小綱打　　祝儀遣ス使久蔵

御神酒弐升生節七拾文弐ツ但し半紙包水引ニ而からけ折敷ニのせ町代江遣ス綱数四筋長サ拾間ツヽ

六月十日朝定例

堤下町大綱打　　祝儀遣ス例定使

御神酒弐升生節七拾文弐ツ但し半紙包水引ニ而からけ折敷ニのせ町代江遣ス綱長サ三拾弐間

大小打綱寸法

一大綱長サ　　三拾五尋壱筋三五

一小綱長サ　　拾五尋壱筋

三筋之方ハ右江より掛打出シ方左り掛るなり

当番之時十日朝廻文

口演

如例年江堀祝儀ニ付御酒進上申度候間明十一日正九ツ時各々様無御差合御来駕可被下候奉待候以上

六月十日

林弥五左衛門様
水野彦兵衛様
服部半兵衛様
大橋武左衛門様
大橋小兵衛様
渡辺新左衛門様
山田孫左衛門様
堀田徳右衛門様
豊場弥兵衛様

右之廻文は定使持触る事

同八ツ時口上ニテ定使遣ス

明日は江堀祝儀ニ付御酒進上申度と申遣ス

真野又左衛門
堀田金兵衛

あら原庄屋

筏　場幸八
中　地兵吉
堤下組頭　新右衛門
御大工　作右衛門両人

乗方中

五ヶ村　定使拾人
あら原　嘉吉
千体寺屋敷　頼入人足五人

杖払弐人
しくじ弐人

当番之時十日八ツ時

船番付書乗方若ィ者大工作右衛門申張けする役船御頼申とて弥五左衛門方行名代幸八出て船揃渡ス也但悪き船なれば林弥五左衛門断置事番付書かへる事

十日七ツ頃定使申渡シ
明十一日船分刻限を乗方中上切町金燈籠上河原小沼触事申渡ス

十一日朝人足渡ス
苧綱船竿八本秡縄弐〆目中縄壱束手桶弐ツ杭六本太郎右衛門方ニ預ケ置船竿二本預ケ残船竿六本人足より請取置右弐本ハ十六日山からみ入用

十一日朝定使渡ス
船分御神酒五升切茶碗八ツ柄杓弐本相渡シ同朝町方地方定使触る事

十一日四ツ頃呼使定使
船庄屋林弥五左衛門車家中堤下組頭あら原庄屋両人乗方中定使三度呼ニ廻る事　上座敷庄屋車家中給仕方中子供衆中堤下村組頭壱人あら原庄屋両人給仕若イ衆下座敷定使拾人しくし両人人足五人給仕定使

十一日献立
一茶喰すましなす鯛　一猪口さゝぎ

一平牛房長芋しい竹
かんひやう麩五品
あんころ五ツ但黒三ツ青弐ツこれは本膳引テから出ス

座附冷酒
一硯ふた五色海老しい竹長芋鮹大根紫蘇漬たんともり
一鉢肴　中コチ弐本壱枚
一酢の物　すゞき
一鉢物　瓜又ハ桃

御客衆
林弥五左衛門車家衆八人〆九人之衆上座敷堤下村組頭新右衛門あ原庄屋片町幸八中地兵吉定使善知屋敷嘉吉五ヶ村
定使拾人頼入人足五人杖払弐人しくし弐人山夜番小之座豊八大工両人
当村車家弐人乗方中

江堀祝儀膳分

庄屋車家衆　　本朱膳椀

但シ茶碗すまし弐之椀遣ひ

あ原庄屋組頭乗方衆外黒内朱膳椀

同遣ひ

定使しくし人足杖払並惣黒膳椀

同遣ひ

大硯ふた　壱枚　　鉢肴　壱枚

酢もの　　壱枚　　鉢物　壱ツ

〆四品庄屋車屋衆中

中硯ふた　壱枚　　鉢肴　壱枚

酢もの　　壱枚

〆三品あ原庄屋組頭

中硯ふた　弐枚　　鉢肴　壱枚

酢もの　　壱枚

〆三品定使しくし人足杖払

大硯ふた　壱枚　　鉢肴　壱枚

酢もの　壱枚

〆三品乗方中

当番之時十一日朝四ツ頃

一あんころ壱重但三拾五西福寺江

一あんころ壱重但三拾五成信坊江

是は雨天之節山幕御堂ニ干故当ばんの節遣ス右両寺ハ小僧持セ遣ス

当番之時十一日四ツ半頃

あんころ壱重但シ三拾五入会所庄屋へ

同佐屋方役人衆江

あんころ壱重但シ数五拾入

かば焼壱重但シ弐百文さゝきしたしもの但シけしかけにしめ壱重長但五色長芋牛房しい竹かんひやう麩

〆四重　弐升樽添

すゝき一本代五百文なき時は鯉壱本遣ス　右は定使持行

例年十三日（ママ）四ツ時御着

御普請方　　献立右同断

是は御着之節四ツ半頃ニ遣ス

重四ツ弐升樽すゝき壱本添

十二日朝定使渡ス

山揚御神酒　　五升切

同朝町方地方定使触る事

十二日朝人足渡ス

山押揚竹八本秡縄弐〆弐百め九ツ時右之竹八本改請取置事

同五ツ時　　定使より請取置

忌竹四本

十二日四ツ時人足渡ス

山結竹百五拾本小繩七束山結代四百五拾文六月十六日朝渡ス右ハ半日ニはやし
上之和久竹廿四本中和久拾六本下和久拾八本〆五拾八本繩壱束五把ニ而ある

同四ツ時定使触る事

一九ツ時ニ千体寺人形衣しやう付を乗方中触るなり

同千体寺人形立祝儀献立

一御神酒　弐　升

肴瓜酢もみ飯大汁さゝき平鯛なス

一三文ツゝあんころ弐百文壱人ニ弐ツ宛

人形弐人台花弐ツ子供つける枕数百斗り長サ弐寸五分弐所をからけ小繩五把入瓦わらし籠入置挑燈竹長サ壱寸八分ひも長サ壱尺五寸但シかねさしなべつる挑燈数三拾張弓張竹拾三本右之品長持入錠〆

当番之時

御船方上ル白赤梅花三本つける閏月之節ハ先祭之梅花其まゝ置持ゆる事手斧方出シ置白壱本赤壱本御船方白赤付壱本

文助行

同八ツ時段荘祝儀
御神酒壱升瓜弐ツ遣ス右ハ大工両人人足共江

同人足渡シ
燈籠揚かね松三本弥五左衛門もらい但シ段あらひしくし人足なり

同七ツ時しくし渡ス
今晩より十五日四ツ頃迄しくし弐人車にて夜番する夜ばん蠟燭中三丁蚊帳壱ツへりとり九枚しくし渡ス
一弐貫文　　しくじ両人江渡ス

同如意竹包人足
大和竹七拾五本中縄六把但シ末ヲ細き竹遣ひ本より壱丈三尺明ケ竹ゆひ付る事右此竹大工両人江遣ス

同八ツ頃児道見分

一佐屋同心衆両人五ヶ村車家五人
右菓子入用五ヶ村割合

当番之時定使呼置
十三日朝馬先竿共かんばん弐ツ杖払船こぎかんばん数拾六
人形欠かつ羽弐ツかさ弐かひ段江遣シ事

十三日四ツ時当番之時
御普請方当所江御着之節四ヶ村車家江申遣シ当番ニ而揃羽折袴ニ而帯刀御見舞行事定使呼ニ遣ス八ツ頃ニ御普請方
川見分之節車家相添まんちう弐百文右舟江遣ス事
但シ五ヶ村割合

同朝しくじ渡ス
台子風呂茶碗五ツ柄杓弐本すミ五拾文火繩壱把たばこぼん壱めん火ばし水瓶壱ツ

同朝上段荘

前之なべつる竹若イ衆結ぬき繩壱〆目小繩五把小刀壱丁大工両人人足五人

同四ツ時

楽長持　御役人足出

同しくし渡ス

絹燈籠三ツ中蠟燭三丁堤江椽台出し置申付る事

当番之時八ツ時内廻シ

杖払両人申渡シ四ヶ村揃之上米の座只今仕とて杖払壱人断ニ遣事

御児三度囃子五番車なれば四番之次囃子なり当番絹燈籠火燃たら当村燃とてしぐしに申付るなり御児出家杖払送り遣シ

当番之時四ヶ村触

十三日初触九ツ半頃弐度触八ツ時三度触七ツ時定使三度なから四ヶ村車家触行八軒江行事弐度触ニ拵車家門前ニ揃ル事

同天王参宮之事

当番なれは先行但五番なれハ横手見合四番行テから鳥居中行南石橋通る神前ニて児参宮致それより東の方より拝殿を三度廻る是を宮めくり之事其後で車家乗方参宮いたし東の方ニて四ヶ村車家挨拶するなり五番なれは四番参宮いたしかへる其次ニかへるなり

十四日朝

絹燈籠長持五竿数四拾八挑燈入長持壱竿大山幕長持壱竿角之台弐枚蛇柱御役出ス

同朝人足出ス

台尻幕箱衣しやう箱挟箱四ツ瓔珞箱鯱弐ツわらひ手四ツ升方四ツまんちうかね四本鑓四本長刀壱本絵符壱枚枕瓦籠弐ツ幕竹拾本小縄五把右は人足江相渡

同朝大山荘

大山之幕掛それよりけいこふね幸八方江取ニ遣シ鑓長刀荘

同朝若ィ衆人足

当番之時房事弐拾五本立る也

十四日朝当番之時
五百文大うなきながニ而焼不申籠入御普請方役人衆江遣ス丁稚持せ是は五ヶ村割合

十四日朝台尻荘
幕掛前ニなべつる挑燈かけ信楽挑燈山段江アケ但し美物朝斗

同朝段見舞参
児出る所からまんちうあこや弐百文ツヽ参十五日朝子供ニとらせ残弐文之あこやなれは数五拾入壱重船こき八人江とらせる

同朝当番之時
ぼうじ挑燈五張蠟燭五丁定使集めさする事

当番之時番組

台尻高砂　堤下村
山車鉄砲打

台尻簸　米之座村
山車湯取

台尻井筒　今市場村
山車神子

台尻隅田川　筏場村
山車猩々

台尻猩々　下村
山車音羽

右は上直紙ニ而弐ツ折ニ認大坂半紙ニ而包上書ニ番組十四日車家か伺之節名前と弐通持参右は佐屋方手代衆江差出

堤下村　真野又左衛門
米之座村　堀田金兵衛
今市場村　水野彦兵衛
筏場村　服部半兵衛
下村　大橋武左衛門
　大橋小兵衛
　渡辺新左衛門
　山田孫左衛門
　堀田徳右衛門
　豊場弥兵衛

上直紙弐ツ折ニ認る大坂半紙ニ而包名前を上書

当番之時

六月十四日御代官会所江御着被成候而御伺ニ罷出候節半紙ニ而認名前左之通四ケ村車家八軒定使呼ニ遣ス

堀田徳右衛門　名代何左衛門書

大橋武左衛門

豊場弥兵衛
大橋小兵衛
堀田金兵衛
水野彦兵衛
渡辺新左衛門
山田孫左衛門
服部半兵衛
真野又左衛門

同閏月当

角之台梅之花船からミ下蔵入置大工両人江申遣ス事

同九ツ時定例拵

糯米弐升とり之こ数四拾八重四ツきひと白是は十三日朝頼置

十四日八ツ時

車段江信楽蠟燭箱遣ス事

同七ツ時

房事挑燈弐拾五蠟燭廿五丁釘添若ィ衆両人江渡ス事

同七ツ半時

台尻幕しまひ長持入錠おろし台尻屋根裏江つるすなり

同

大蠟燭四拾挺中蠟燭弐挺しくじ渡当番見合燃なり

信楽挑燈さし三人燃人三人かわら入弐人此外人は壱人も屋根あけす窓しめる事なへつる挑燭猿尾出先燃

同夜五ツ時

車家両人波渡場江上り礼敷あり台尻かへりて挑燈しまひ火を吟味いたし長持納錠〆信楽蠟燭ハ大工両人江とらせ絹燈籠ハしくじとらせ蠟燭箱は人足持せ

同夜四ツ時
台尻荘直ス九ツ頃ニ人形弐人梅花弐ツ荘てからかさきせとひニて包置但シ雨天なれハ人形朝屋根江上る
如意竹持かへる事軒ニつるし置千体寺蔵江燈籠長持入置事

当番之時十五日朝
会所と御普請方弐ヶ所江刻限定使ニ而申遣ス事

同朝大工江祝儀
酒壱升壱文ツヽ小豆餅数百是は出山之祝儀定使渡ス

十五日朝
台尻出山祝儀酒壱升是は増かこ四人定使渡ス

同正六ツ時
台尻幕掛荘拾人若イ衆

同朝

台尻出山之時当番なれは弐ばん車家江船先ニ而杖払壱人只今出ス断いふ

同

波渡場船付車家両人上り御代官御弓方御鉄砲方御目付御徒目付御伺済て少シ下り車家見合それより児車家両人乗方中太鼓持せ天王参宮前ニ服部勾当大夫門前ニテ下り拝壱番囃子それより天王神拝いたし候児を祭久(マヽ)殿上り氷室神主と盃有相済それより拝殿ニ而三度囃子拝殿下りそれより東之方より三度廻り是を宮めくりといふ児笛壱人太鼓壱人廻ル時ヒイドン打ドン〳〵相すむ内車家両人乗方中東之方ニ立それより四ヶ村車家挨拶いたしかへるなり波渡場より花児かへるなれは組頭江断申通事それより波渡場こき出シ但シ波渡場付車家上り其後ニ而壱番囃子事也出山之時家之若イ衆下江おろす也雨天ニ而延候へは天王様参宮児盃有七日之内穏便囃子なし

同朝五ツ時当番之時

台尻波渡場付直様台花三ツ鰹節壱連手紙弐通持セ折台壱とひ壱枚かうり入以人仙賀様詰所台江のせ差出請取持かへるや夫より本町こまや文助方江差出ス此ところ茶つけ出し百文おひき返状来る飛脚料弐百文遣ス事

同朝

山幕長持しくじ人足しまひ納御役人足テつりこむ事人形包ミござ数改しくじより請取大山赤物とて小道具しくじ両
人千体寺蔵納る事

同朝定使渡ス

黄白とりのこ数六拾四重壱船漕人足八人江とらせ

同八ツ時

如意竹壱本塩こもニ而包成信坊之堂之下江入置

同七ツ時

下蔵千体寺道具納肝煎壱人断参但シ雨天なれば弐三日敷板干て納る事

同朝祭相済テから

会所庄屋代官殿御礼上ルそれより車家拾軒之礼ニ参る事

十六日定使ニ渡ス

山おろし御神酒　　三升切

同朝人足山からミ

台尻山車箍入杭ニてからみをき是は出水之用心

同

台尻幕風干シテ七ツ頃ニ若ィ衆幕長持納る事但シ山幕成信坊之御堂風干いたし七ツ頃ニ納ル

同人足江申付る事

苧綱十日程風干いたし長持へ入錠〆雨ニあたり時綱むし三十日程乗方の軒弐三軒預ヶ置からして長持江入錠〆壱日かこり人足弐人四百文割木百文斗入

同山車幕洗

雨にあたり時は木曽川ニ而大半切持テあらひ芝堤ニ干人足弐人四百文乗方手つたい五人遣ス午時飯番のこしかわりて内へ参る事

同四ツ時定使
茶碗八ツ柄杓弐本定使より預置

同当番申遣シ置
車船そんじ当船頭より頼ニ来る其時当番車家遣シ置あら原免割之節少シ入用遣ス事

同太郎右衛門遣ス
弐百文是は苧綱預ケ置礼ニ遣ス使丁稚持せ但包水引ニ而からけ

同段直シ仲せ渡ス
壱〆文上河原幸右衛門庄右衛門両人江渡ス是は定例なり

同杖払定例渡ス
十三日十四日十五日三度祝儀飯出シ弐人壱人弐百文ツヽ包水引からけて遣す〆四百文但シ飯不出時は両人江六百文渡ス

同しくじ定例渡ス

壱〆文両人江先々ト合三〆文ニ相なり相渡ス事

同朝山結人足定例

四百五拾文山結代是は人足四人ニ渡ス

同朝山夜番定例

三百五拾文山笛太鼓人形廻シ迄相勤ル

右は小野座豊八ニ渡ス

同頼入人足四人定例

十一日半人十二日壱人十三日半人十四日夜共壱人十五日壱人十六日半人〆四人半壱人弐百五拾文やとひ但シ雨天之節ハ酒料として弐百文増遣ス〆四〆五百文万蔵仙蔵吉蔵久右衛門右四人ニ渡ス

当番之時十六日朝

拾〆文増かこ廿人勇八万右衛門両人相渡シ是は五ヶ村割合

同大工定例相渡ス

蛇代壱〆六百文大工壱人扶持作料弐匁五分定如意包七拾五本山古木古釘莚五枚大小綱

十六日朝払方定例

御祭礼買物払方いたす事

同定例定使取

七月十日五ツ刻役組よりしくじ壱人壱〆文入ル事

初児之時祝

当村車家両家乗方中四ヶ村車家大工両人定使両人杖払両人しくじ弐人右八人之者ハ祝弓切いたす事同下拍子之時も右之祝する事六日七日両の内

拝借返納金

毎年上納七月二日十一月十日両度ニ壱ヶ村弐拾七匁宛〆弐両壱分合て四両弐分当番より集る事

当番より五ヶ村割合集但シ勘定帳留

御役所拝借金留

無利元金弐百弐拾九両壱分

安永五申年より五拾壱ヶ年符一ヶ年ニ四両弐分ツヽ年々請取通御国方金役毎年上納七月二日十一月十日

寛政七卯年より佐屋御代官方役所江上納是は組頭頼ミ遣事

文化九壬申六月廿日代官岡勝右衛門殿弐両壱分組頭善兵衛頼遣ス

同十一月二日弐両壱分組頭甚兵衛頼遣ス

乍恐御達申上候御事

津島何町

何右衛門

右之者共今般何村車家役当年より相勤申候付而は苗字帯刀之儀車家相勤候得ば祭礼ニ付御免被成下候先例ニ御座候先格之通祭礼万端ニ付御免被為仰付被下置候様奉願上候仍之以書付御達申上候以上

津島村当番

車家

何右衛門

右弐通

乍恐御達申上候御事

近来私義病心ニ付何村車家役相勤不申退役仕度奉願上候勿論於村方故障無御座候仍之御達申上候以上

台尻人形着物留

紅錦龍付袷弐ツ　紅金襴袷四ツ
茶繻子袷三ツ　もへき錦三ツ
繻子もやう付五ツ　紺錦下タレ壱ツ
もへき繻子大口壱ツ　白絹腰巻壱ツ

茶かり衣壱ツ　　蟬丸頭巾壱ツ
白絹石之帯壱筋　　数珠　壱連
惣数弐拾五品

面箱

男子頭弐ツ　　手足弐人前
高砂面弐ツ　　外ニ面拾ヲ
黒髪　　惣数拾七品

台尻幕数

上幕猩々緋　四張　　同下幕繻子四張
軒幕天鵞絨　弐張　　同木綿下幕弐張
繻子蛇腹　弐張　　紺金襴水引弐張
紅錦柱包　八ツ　　天幕緋縮面壱張
下幕猩々緋　四張　　同下幕木綿四張
水幕波うさぎ四張　　緋板椽掛壱ツ

惣数三十八品

山車幕

上幕紋付四張　中幕若松付四張

下幕飛龍四張

惣数拾弐品

太鼓長持

楽　弐ツ　太鼓　四ツ

同楽台　壱ツ

数七品

苧綱長持

引縄かやし綱はしり綱おしミ綱如意からみ船取縄山からみ

惣数弐拾五筋

諸道具

上張　四張
杖払かんばん弐ツ
山太鼓　壱ツ
鑓　四本
立絵符　壱本
升かた　四ツ
手斧方　壱ツ
まんちうかね四本
水家　壱ツ
蠟燭箱錠鍵付壱ツ
雲龍挟　四枚
船漕かんばん拾六
長刀おい付　壱本
ようらく　壱箱
鯱わらひ手　壱箱
燈籠釣金　八本
台子風呂　壱ツ
水瓶　壱ツ

千体寺蔵分

燈籠長持　五ツ
手桶　弐ツ
路くろ　六丁
しんこ　三ツ
へりとり　九枚
蛇柱　弐丁
ねじき数　拾弐
挑燈長持一数四百

角たひ　弐枚　人形とうたい弐ツ
梅之台　弐ツ　大山人形箱　壱ツ

下祭蔵之分

高欄長持　弐ツ　矢たひ程（マヽ）　壱ツ
屋根高欄　壱箱　船高欄　四ツ
はしこ　壱丁　信楽せき台　弐ツ
信楽竹　四百五拾本　山かうし　拾枚
船丸太　拾六本　道板　三拾枚
台尻板畳　八枚　三ツまた　壱丁
掛矢　壱丁　上張台　弐ツ
椽台　弐丁　橋　壱ツ

閏月五月晦日朝忌竹立祝儀

御神酒壱升生節壱ツ三拾弐文注連ニ直紙拾五枚代弐拾文同切代十二銅杪縄拾五文右は定使両人ニ渡ス事忌竹先祭之
通六月廿四日五日両日兼山より参り

六月朔日

手斧始なし当番なれは大工船分札ト水さし入用物拵置事

同八ツ時祝儀米渡ス

升米　三斗　大工両人

同　壱斗　定使両人

同八ツ時定使

挑燈竹百五拾本請取事

同信楽蠟燭

如意燈籠八匁掛六拾丁四匁掛並弐百丁五文鍋釣三拾丁

六日川見分

本祭之通り船之儀は当日〳〵に引合借り可申候

八日垣結

川垣結竹拾本鉄屋忠助渡ス

同綱打なし

本祭之綱相用ル事船さを八本是も本祭之通兼山より参り候

十一日朝船分本祭之通

御神酒弐升切半減船からミ次第に段あらひ道板出ス人足四人しくし壱人七ツ頃ニ如意竹包置四ツ時忌竹おろし

同江堀祝儀定使

酒弐升　　肴三百文ヲ見合

右は佐ヤ方役人衆江

御普請方　　同断ニ遣ス

車家中振舞なし

十二日山揚なし

同九ツ時

千体寺人形衣しやう着四ツ時定使触る事但シあんころ三百文梅の花は先祭の相持ひ申候

一町々日おひなし

同八ツ時

児道見分先祭之通同心弐人車家五人

同十三日朝上段荘

前之鍋鈎若ィ衆結秡縄壱〆め小縄五把苧綱壱筋小刀壱丁大工両人人足五人

同九ツ時

房事挑燈弐ツ蠟燭弐丁当番定使集ル事

同七ツ時定使触

打廻シ先祭之通但シ段みかきの事

十四日台荘

本祭之通り酒夜食なし横手鑓拾本立る事人足持行

同信楽

川中迄船漕出シ小舟移車家拾人波渡場へ上り礼敷有御弓方ヲ替番御徒目附壱人佐屋代官三人

十五日朝祭

本祭之通波渡場付天王参宮いたす事

同山おろし

御神酒　弐升切半けん

十五日朝

御船方役所江台花弐ツ書状差添以人遣ス事

御寄進米

一拾石　　五ヶ村

一六百文　　しくじ給金渡ス

寺院之分

是は五ヶ村ニ而夫々格敷有

神領川垣之事

五ヶ村ニ而小竹五拾本遣ス垣結代三百文半紙代五拾文繩五把右之通てす屋忠助引合事

けい子船

壱ヶ村ニ壱艘ツヽ但シ当番は弐そふ

増かき四人

壱ヶ村壱〆弐百文相渡ス

十六日九ツ時当番四ヶ村申遣ス

台尻おろし　　御神酒弐升

定使申渡シ置地方者出同八ツ頃に芝居之ほうらく有五ヶ村定使ニ申遣ス町々触る事

十六日朝段直

五百文是は上河原幸右衛門万右衛門両人江渡ス

同太郎右衛門遣ス

百文苧綱預ケ置礼ニ遣ス事

同杖払両人

三百文　　杖払両人江渡ス

出山祝儀

但シましかこ出山之祝儀遣わさす事

文政十亥年閏六月御祭礼
御鉄砲方大嶋六右衛門

文化九壬申年六月番組留

台尻　高砂　山車　鉄砲打　堤下村
同　簸　同　湯取　米之座村
同　井筒　同　神子　今市場村
同　隅田川　同　猩々　筏場村
同　猩々　同　音羽　下　村
佐屋代官岡勝右衛門　庄屋渡辺新兵衛

文化十癸酉年六月番組留

台尻　高砂　山車　鉄砲打　米之座村
同　巴　同　湯取　今市場村
同　湯谷　同　神子　筏場村
同　小鍛治　同　猩々　下　村

同　紅葉狩　同　稲荷　堤下村
佐屋代官岡勝右衛門　庄屋渡辺新兵衛

文化十一甲戌年六月番組留

台尻　高砂　山車　鉄砲打　今市場村
同　八島　同　湯取　筏場村
同　野々宮　同　神子　下　村
同　葵上　同　戸隠　堤下村
同　融　同　稲荷　米之座村
佐屋代官岡勝右衛門　庄屋渡辺新兵衛

文化十二乙亥年六月番組留

台尻　高砂　山車　鉄砲打　筏場村
同　巴　同　湯取　下　村
同　湯谷　同　神子　堤下村
同　通小町　同　戸隠　米之座村

同　岩舟　同　音羽　今市場村
佐屋代官岡勝右衛門　庄屋渡辺新兵衛

文化十三丙子年六月番組留

台尻　高砂　山車　鉄砲打　下　村
同　箙　同　湯取　堤下村
同　野々宮　同　神子　米之座村
同　放下僧　同　戸隠　今市場村
同　融　同　猩々　筏場村
佐屋代官岡勝右衛門　庄屋渡辺新兵衛

文化十四丁丑年六月番組留

台尻　高砂　山車　鉄砲打　堤下村
同　箙　同　湯取　米之座村
同　松風　同　神子　今市場村
同　三輪　同　猩々　筏場村

同　鍾馗　同　音羽　下　村
佐屋代官岡勝右衛門
名代大代官樋口又兵衛　庄屋渡辺新兵衛

文政元戊寅年六月番組留

台尻　高砂　山車　鉄砲打　米之座村
同　巴　同　湯取　今市場村
同　夕顔　同　神子　筏場村
同　道成寺　同　稲荷　下　村
同　善知鳥　同　戸隠　堤下村
佐屋代官石川小兵衛　庄屋渡辺新兵衛

文政弐己卯六月番組留

台尻　高砂　山車　鉄砲打　今市場村
同　経政　同　湯取　筏場村
同　夕顔　山車　神子　下　村

同　三輪　同　稲荷　堤下村
同　融　同　猩々　米之座村
佐屋代官石川小兵衛　庄屋渡辺新兵衛

文化五午年六月番組留
台尻　高砂　山車　鉄砲打　堤下村
同　経政　同　湯取　米之座村
同　井筒　同　神子　今市場村
同　白頭　同　猩々　筏場村
同　融　同　音羽　下　村
佐屋代官石川小兵衛　庄屋渡辺新兵衛

五ヶ村綱打留

一八日筏場村大綱弐筋横町瀬古江口西御堂筏場付高町小綱八筋筏場付坂口小綱八筋米村付北口大綱一筋上下米村付兼平大綱壱筋
一九日米之座村町方小綱四筋地方大綱壱筋米村付池之堂大綱壱筋米村付布屋大綱壱筋米村付高屋敷小綱弐筋米村付

的場小綱弐筋今村付橋詰大綱壱筋堤下村付小沼西東替大綱壱筋
一十日堤下村大綱壱筋堤下町下の切小綱八筋堤下付上河原大綱壱筋堤下付上切町大綱壱筋堤下付金燈籠町西之切東
之切上之切小綱三筋今市場西切小綱四筋今市場付地方新開埋田大綱壱筋小綱弐筋米村付小之座大綱弐筋麩屋町小綱
弐筋米村付城之越小綱弐筋下村付厨子中島町小綱八筋下村付下搆四切薬師中野七軒家大綱弐筋

五月晦日朝渕高新田

庄屋喜兵衛　定使幸四郎

一山四本　金右衛門　一山六本　甚兵衛
今八後家
一山拾三本　妙延寺　一山十弐本　藤兵衛
一山五本　庄助　一山拾壱本　弥助
今八徳左衛門
一山九本　仁右衛門　一山九本　磯七
一山三本　甚助　一山拾五本　儀右衛門
一山拾九本　新八　一山九本　甚右衛門
一山弐本　兵左衛門　一山拾弐本　喜兵衛
一山拾本　幸四良　一山拾弐本　理右衛門

一山拾本　林　吉　　一山三拾七本　勘兵衛
一山三本　平　内　　一山廿本　富田養淳
一山六本　忠　蔵　　一山六本　嘉兵衛
一山五本　小兵衛　　一山九本　兵　内
一山九本　新　蔵　　一山拾本　今八喜兵衛
　　善四郎
　　下丸淵
一山廿六本　与平次　　一山八本　喜右衛門
　　今八与平次
一山三本　源四郎　　一山弐本　孫　市
一山弐本　佐兵衛

竹数〆三百弐拾五本
束〆六束半但シ五拾本詰

五月晦日昼西川端新田
庄屋茂左衛門　定使伊左衛門
　伊左衛門
一山廿八本挑四本　清右衛門

一山拾壱本挑弐本　作左衛門
一山拾壱本挑弐本　孫　八
一山拾五本挑弐本　新　七
一山拾四本挑弐本　新右衛門
一山七拾四本挑拾三本　作兵衛
一山弐拾九本挑六本　伝　六
一山三拾壱本挑五本　庄　作
一山三拾三本挑七本　亦　八
一山拾八本挑弐本　清　七
一山拾本挑弐本　庄兵衛
一山拾八本挑三本　林右衛門
一山拾四本挑弐本　権十郎
一山三拾弐本挑五本　茂左衛門
一山拾四本挑弐本　久　七
一山拾壱本挑弐本　金十郎
金　七

一山拾三本挑弐本　弥右衛門
一山拾六本挑三本　宗　六
一山拾本挑壱本　磯　八
一山七本挑壱本　徳左衛門
一山拾壱本挑弐本　兵　助
一山参拾壱本挑六本　宗十良
一山参拾壱本挑六本　五右衛門
一山参拾壱本挑六本　金　平
一山百弐拾九本挑拾七本　平　六
二子村
一山五拾弐本挑拾本　与右衛門
一山三拾弐本挑六本　五右衛門
三　平
一山弐拾壱本挑三本　武右衛門
一山五拾六本挑三本　善　六
一山八本挑壱本　八右衛門
一山三拾壱本挑五本　文　助

一山四拾本挑五本　源左衛門
一山拾四本挑弐本　源　助
一山拾九本挑弐本　九良兵衛
一山拾壱本挑弐本　又兵衛
一山拾九本挑三本　孫三郎
一山拾九本挑三本　覚左衛門
一山拾九本挑三本　新　助
一山弐拾七本挑三本　庄左衛門
一山弐拾七本挑三本　宗　八
一山弐拾四本挑三本　権十郎
一山弐拾四本挑三本　文左衛門
一山七本挑壱本　利右衛門
一山拾四本挑弐本　円　七
一山弐拾三本挑三本　文右衛門
一山三拾壱本挑五本　九　八

〆竹数千四百七拾五本

束〆廿九束半但シ五拾本詰

五月晦日昼から草平新田
庄屋安之右衛門定使弥三八

一山三拾七本挑拾三本　安之右衛門
一山拾本挑四本　栄　蔵
一山拾四本挑三本　丈　八
一山六本挑三本　武右衛門
一山三拾七本挑拾本　八右衛門
一山七本挑四本　兵　八
一山七本挑三本　甚　六
一山拾弐本挑三本　忠　八
一山三本　伊左衛門
一山拾三本挑四本　治左衛門
一山拾四本挑九本　清　八
一山四本挑弐本　半　七

一山拾本挑四本　儀　七
一山八本挑三本　金兵衛
一山九本挑三本　清左衛門
一山拾弐本挑四本　長　蔵
一山七本挑弐本　善左衛門
一山四本挑弐本　作之右衛門
一山拾壱本挑三本　彦　七
一山拾七本挑六本　勇　吉
一山拾壱本挑七本　重右衛門
一山弐拾七本挑六本　喜右衛門
一山九本挑三本　平兵衛
一山拾弐本挑五本　平　七
一山七本挑三本　浅右衛門
一山弐拾弐本挑八本　平左衛門
一山八本挑六本　源治郎
新　六

一山六本挑弐本　養生寺
一山四本挑弐本　太次右衛門
一山五本三挑本　林　内
一山四本挑弐本　林四郎
一山四本挑弐本　重左衛門
一山四本挑壱本　庄右衛門
一山八本挑三本　善之右衛門
一山八本挑三本　善　内
一山七本挑弐本　宗兵衛
一山三拾七本挑八本　四郎左衛門
一山拾七本挑四本　権右衛門
一山八本挑弐本　万右衛門
一(山)拾六本挑四本　喜平次
一山六本挑三本　幸　八
一山弐拾四本挑拾弐本　金　八

一山五本挑四本　弥三吉
一山八本挑四本　甚蔵
一山八本挑四本　忠左衛門
一山拾壱本挑三本　伊兵衛
一山三本　与右衛門
一山拾本挑三本　弥三八
一山拾本挑三本　定七
一山拾壱本挑八本　彦左衛門
一山九本挑三本　文左衛門
一山九本挑三本　庄八
一山九本挑四本　伊三郎
一山四本挑弐本　甚右衛門
一山四本挑弐本　孫八
一山五本挑三本　文蔵
一山四本挑弐本　与三郎
一山弐本挑四本　新右衛門

一山九本挑三本　源四郎

竹数〆八百七拾五本

束〆拾七束半但シ五拾本詰

六月朔日朝大野山新田

庄屋八右衛門同代文吉

一山四拾壱本内挑　平右衛門

一山拾本　同　七左衛門

一山拾本　同　伝蔵

一山四本　同　松右衛門

一山四本　同　孫七

一山弐拾壱本同　文四郎

一山拾六本　同　九郎右衛門

一山弐拾八本同　源四郎

一山七本　同　武平

一山拾七本　同　孫八

一山拾三本内挑　儀左衛門
一山弐拾三本同　弥四郎
一山拾六本　同　勘　七
一山弐拾三本同　甚右衛門
一山拾八本　同　又左衛門
一山拾六本　同　半　次
一山拾六本　同　孫四郎
一山四拾本　同　八右衛門

竹数〆三百弐拾五本
束〆六束半但シ五拾本詰

惣竹数〆三千本　束〆六拾束
是を六月朔日九ツ頃定使久蔵金四良両人五ツ割壱村ニ六百本ツヽ印付置

御祭礼隠便ニ付差延留

一六月四日昼四ツ頃隠便触

佐屋代官岡勝右衛門元締河合仲右衛門同心下村茂右衛門後藤喜右衛門当村庄屋渡辺新兵衛当番車家堀田金兵衛真野又左衛門両人

一淑姫君様御不例御養生不被為叶去廿九日御逝去被遊候付普請ハ来ル六日迄鳴物ハ同十九日迄停止之事

一淑姫君様御逝去ニ付支配所諸職人諸商人家業差留候には不及其内遊興ニ附家業之儀は差留候筈

一村々ニおいて神事祭礼此節之儀ニ付追而申渡迄差控可申旨

右姫君様は公方様より御入被成候方江戸市ヶ谷御逝去御尊かひ芝僧正(マヽ)寺納申候惣奉行竹腰山城守

一当番車家より召使西福寺寄合口上ニ而申遣祭礼之儀は八月十五日相談之上定候右之趣佐屋御陣家真野又左衛門壱人連行

六月五日五ツ頃ニ忌竹五ヶ村なからおろし定使両人同より五ヶ村大工作事作物相休

六月五日西福寺車家中寄合談判之上佐屋御陣家隠便ニ付差延趣書上ヶ申候

六月六日差延書上当番車家陣家持参

六月八日雨天綱打式なし向島薬師ハ外に灺燈等不燃堂内斗堤之商人相ならす同夜出水四合有

六月十一日清天天王様御芦苅先例之通相済事当番乙若太夫行町々日おひなし

十二日清天十三日清天昼七ツ半北より大ゆう立日暮六ツ時ニ清天ト相成十四日曇日南風昼頃より天気七ツ頃より

曇七ツ半頃より雨降出シ六ツ頃より曇天同片町船会所先格之通垣ゆひ㊇幕張テ突棒さす俣立佐屋湊方御役人衆中村井源太郎西村伴左衛門桑名早船之儀は七ツ半迄泊り関東者多シ近在之衆不出同日町之横手ニも商人無シ同日天王様御輿先格之通荘御札守店出ス事拝殿神子笛太鼓も有神子居鈴扇舞神領之内商人外は相ならす津島之内外店商ひいたし申候

同天王様は御神馬先格之通出同商人諸職人如常致候同日同心衆下村茂右衛門後藤喜右衛門両人庄屋組頭付両度町々廻り同下役弥七三人ツヽ弥作三人ツヽ町廻る

十五日清天七ツ頃より曇天同夜御芦様向島流着十六日八ツ頃ニ南風ニ而片町番所西江流着十六日朝雨天四ツ頃より天気ニ成町々うんとんする十七日八ツ頃注連縄張定例之通川禱有七月朔日清天気笹踊相済七月廿六日七ツ頃忌竹五ヶ村へ新竹ニ而参七月晦日忌竹立清天御神酒定例之通

八月八日朝六ツ頃より四ツ迄綱打相済事佐屋御陣家仰付之事西福寺和尚遷化ニ付横町ニ而綱打事右寄合之事千体寺寄九日朝五ツ頃綱打相済十日五ヶ村惣綱打朝六ツ頃ニ相済町々日おひなし十一日雨天船分相済五ツ頃より天気ニ相成十二日曇天山揚相済四ツ頃より雨降出す同五ツ頃ニ御普請方御着同日出水弐合有同横手御名代桟敷垣結十三日雨天八ツ頃より清天内廻り七ツ頃相済

十四日清天信楽相済天王様神子舞有拝殿ニ御札場五軒出御輿荘御膳方なし

十五日清天気片町船会所丸八幕張て船方役人衆も先祭之通相見へ関東者壱人も不来名古屋近在知多伊勢美濃見物之人多し

十六日朝曇天山おろし相済四ツ頃ニ清天廿四日九ツ頃ニ日おひとり但村役人番人町まわりなし文化十四丑年八月
吉日書置

文政元寅年六月より五ヶ村綱打朝六ツ頃より五ツ迄ニ相済事佐屋代官石川小兵衛殿同心鈴木為助早川新九郎庄屋
渡辺新兵衛被仰付候右祭ニ付市神七切車先例として八月四日五日引揚相済事

御祭礼隠便ニ付差延留

一佐屋代官馬場九八郎元締永田助九郎同心加藤来治郎佐藤与左衛門両人当村庄屋横井半六小滝杢右衛門当番車家堀田金兵衛服部利四郎六月十三日内廻り相済昼頃より雨降出シ七ツ頃ニ天気ニ相なり十四日朝隠便触式部卿様去ル十日御逝去ニ付普請ハ三日鳴物は七日停止之事十三日より十九日迄内府様来ル廿九日迄御忌中之旨十四日四ツ頃ニ車家会所江寄合談判いたし神領は先隠便之通り同昼八ツ頃より少シ雨降夜四ツ頃ニふり出シ九ツ頃ニ大夕立十五日曇日関東者すくなし千人斗り三州遠州美濃知多郡おほし

十七日佐屋御陣家利四郎武左衛門半兵へ弥兵衛市江車家服部弥兵衛談判致内うかゝひ廿一日廿二日御陣家より十七日夜四ツ頃ニ呼ニ参り理四郎徳右衛門弥兵衛三人参り廿一日廿二日定被仰出候十八日朝定使乗方中触る事同神主より寺社方馬津小馬太名古屋江連参り廿一日廿二日差つかへニ付十九日朝神主より車家江右趣噺御座候十九日夜四ツ頃ニ御陣家より車家呼出シ半兵衛行廿三日廿四日被仰付候

廿日朝定使廿三日廿四日定日触る事

廿三日朝六ツ頃大南風しけぶり舟からミ切舟わかれ下村山車川の中にたをれ候

八ツ頃より清天信楽大水ニ付七合五勺あり猿尾先迄出小舟移車家拾人御名代江上り廿四日清天朝祭り相渡り申候

廿五日朝山おろし車段迄水三尺あり町々日おひおろし

寛政八辰年六月十五日朝下村山車たをれ

文政十亥年迄三拾弐年ニ相なり

文政十亥年六月留同壬六月留

十三日清天打廻り相済

十四日清天関東人少々見へ信楽見事ニ風なき相渡り

十五日清天朝祭り相渡り申候町内挑燈出シ町々休ミなし如常

文化五辰年預りから屋甚右衛門油屋甚左衛門大工作右衛門右三人相頼ニよつて支配いたし候　文化六巳六月

一八拾五匁　楽壱ツ山太鼓　太鼓四ツ
一七拾八匁　台子風呂
文化九申年六月
一七拾壱匁　鑓長刀三本
一拾両壱分　緞子幕弐張
〆拾四両九匁五分
文化十酉年六月
一拾五両　堀田金兵衛
一同　真野又左衛門
一同　島屋善兵衛
御蔵米はきん
一七匁壱分壱厘　戎屋又左衛門
大黒講残り金
一三拾弐匁壱分八厘　油屋金兵衛
あら原米
一九両壱匁四分五厘　同

十五両江リ定
一壱両弐分　　同
子年あら原残金
一弐両拾壱匁壱分六厘　　山城屋吉兵衛
御蔵米
一九両三分拾弐匁弐分五厘　　米屋善六
〆八拾弐両壱分拾三匁六分五厘
前文之通無相違相渡シ当戌年より車家役両家江支配之儀御譲仕候
文化十一戌年
六月吉日
堀田金兵衛殿
真野又左衛門殿
庄左衛門

津嶋天王六月御祭礼市江御車古格式　全

有根吉津島に鎮座須、素盞嗚大御神乃大御祭ハ、年の内数たびなから有り而、水無月望の日の御祭ハ、海内無雙荘観にして、今更述るにも及はさる事になむ。扨其御祭乃濫觴ハ、我里市腋より起りて、今に至までも、津島の車楽より、市腋の車楽を先に渡さるも、神伝違ノハ侍るにこそあらされとも、中頃世の乱れによりて、此市腋車楽もしばし中絶へにしを、天正四と勢と云とし、我遠祖宇佐美氏等の人々に議りて、再ひ其車楽を興し給ひし御功績の、今に弥栄に栄え昌て、年々我家、また宇佐美氏、御祭乃事を主りて、公館え捧くる文書の式、扨ハ御祭乃旧儀種々の伝ともありて、遠祖の御手振を今に失ひ侍らさるハ、いとも有かたく尊き事になむ侍りける。古事をつぶさに記し、又後乃伝にせんとて、繢（荷之上村服部弥兵衛）か綴りし書を見て、其端にかくハ物し侍りき、

凱

かしこくも、建速須佐之男尊の神託によつて、此市江島草刈船に神道をすすしめ、疫癘しつまり、万民安堵の思ひをなしけるより、今に渡来し、御車天正の乱に三年中絶す。然を同四丙子年、市江島之内四家之者再興、以来不絶指出ス。依而神君様より御寄附品有之、全為国家安全御武運御長久之御祈禱、不私御祭礼にして、上よりも試楽田五拾三石余、餝、及斎竹鉾竿船漕竿船をも御寄附、また通船御入用を以、川浚被仰付、実ニ大切なる尊き御事也。記録雖多、今里老之旧話をも述ルハ、偏に恐遺失其古例也。鼈頭ニ、家君之御物語を載、以伝後裔、考拠ニ便りす。

一五月九日定例斎竹、鉾竿、船漕竿幷船之願書、佐屋御陣屋江差出ス。

奉願上候御事

弐通上る也
一斎竹　笹付八寸廻リ　四本
一鉾竹　弐寸五分廻リ　拾本
一船漕竿　五寸廻リ　拾弐本

右ハ津島天王六月十五日御祭礼車壱輌、毎歳市江四家之者ゟ差出候付、五月晦日斎竹相立、御祭礼事始仕候。仍而例年之通、前顕御寄進竹、来る廿六日迄ニ御渡被下置候様仕度、奉願上候　以上

五月

市江御車屋
東保村
宇佐美新右衛門

右御車取締役
御車屋兼荷之上村
服部弥兵衛

——様

御陣屋

奉願上候御事

弐通也上ル

津島天王六月十五日御祭礼御車壱輌、毎歳市江四家之者ゟ指出候付、御車船百石入弐艘、例年之通御証文船被仰付被下置、且右船六月十三日朝、海西郡西保村江着岸仕候様被仰付、被下置候ハヽ難有可奉存候　以上。

——五月

市江御車屋
東保村

宇佐美新右衛門

右御車屋取締役
御車屋兼荷之上村

服部弥兵衛

——様

御陣屋

一斎竹、円城寺村ゟ、船漕竿鉾竿之儀、苅安賀村ゟ御勘定所ゟ仰を受て持来、何れも庄屋送り書添左之通

覚

一笹附竹四本　　八寸廻り

右之通差遣候間、御受取可被下候以上

五月

市江

御車屋様

円城寺村

庄屋

覚

一鉾竿拾本　　弐寸五分廻り

一船漕竿拾弐本　　五寸廻り

〆廿弐本

右之通差遣候間、御受取可被下候　以上

五月

市江
御車屋様

一右受取書車屋ゟ左之通遣す

覚

一笹付竹四本　八寸廻り

右之通受取申候　以上

五月

円城寺村
御庄屋衆中

覚

苅安賀村
庄屋

市江
車屋

一鉾竿拾本　　弐寸五分廻り
一船漕竿拾弐本　　五寸廻り
右之通受取申候　以上
五月

苅安賀村
御庄屋衆中

市江
車屋

一右竹到着之境、車屋承候得者、東保村之内ニ而、人足六人申付取寄候事。
一五月廿六日車屋煤払、晦日ある月ハ廿七日也。
一五月廿九日注連迎、御師河村牛之太夫江御初穂米六升遣、御車定使之者行、河村にて酒温飩出る先例。
一五月晦日斎竹ヲ建ル。前ニ記竹到着之節、取寄候人足六人之者、万事取斗、東保村西寄之方（日置庄茨木庄）境ニ弐本、又東保村と西条村境ニ松有、此所ニ弐本建ル。朝七つ時頃東ノ方ゟ建始、西江移候頃ニ暁ニ成。此日車屋ゟ右斎竹江錫弐壺洗米五合、鰹節弐本、刊土器江載備（鰹刊之者車番甚四郎定使松蔵両人取斗）右備済テ、品々六人之者江遣す。村中老若男女罷出、少々つゝ貰、其年之疫病除ニ成由、〇同日昼後、車屋ゟ饅頭数五百代壱つ壱文つゝ東保村方子供江遣す。右村之明源寺ニおいて、若ィ者配分いたし遣す先例。

一同日車屋ゟ連中江廻状差出し、明朔日児定之事

明朔日ハ斎竹之御祝儀相勤仕候間、各様四つ時より御出来可被下候様仕度、奉侍入候　以上。

五月晦日

御車屋

宇佐美新右衛門

西保村
佐藤七郎治様同久兵衛様同理右衛門様同九郎左衛門様同与六様同浅右衛門様同宇右衛門様同清助様同安蔵様同九介様同磯右衛門様同林蔵様服部弥兵衛様同銕四郎様同新介様服部弥左衛門様同武左衛門様青木紋右衛門様祖父江勘右衛門様青木由蔵様同惣八様同嘉右衛門様同市左衛門様同善助様同甚四郎様同清八様同周七様

荷之上村
鯏浦村
東条村

一六月朔日連中四家筋目之者と云車屋江集会をして御車役者を定、左之通認、御車屋方ニ張置也。中古以来、市江島江追々ニ御引移豪家も数多ニなりたれとも、四家一族之外、此御神事ニ与ル者一家もなし

御車役者附之事

一児　何之誰
一同　同
一同　同
一太鼓　同
一鼓

一下拍子　　何之誰
一船弐艘
以上
六月朔旦

右児、花烏帽子を冠、大口を着、玉襷を掛、丸撥をかつぎ、外に羯鼓を為持、年三才ゟ五才迄、人数ハ定メ三人ニ候得共、連中之内子供之数ニ而四人も有之。

一楽打三人、小結烏帽子を冠、素襖袴を着、年九才ゟ十二才迄、
一下拍子三人　右同断

右九人之役者、筋目之者相勤、児装束銘々自分拵、車ゟハ小結烏帽子受取、楽打下拍子ハ素襖、車屋ゟ受取相勤なり。

一同日ゟ大工来り作事始、尤作事始ニ鉾を拵る。屋ノ宮拝殿ニ而細工いたし、車屋ニ泊居、此大工御車大工本役ニ而、御役銀御免なり。

車ゟ祝儀米五年、年々遣す先例。

（註）文政之頃迄ハ市江八ケ村庄屋并東保村中車屋宅へ相招候由右ハ人〇〇〇〇〇〇〇故之事ならん

右内車之時、御陣屋
ゟ厳敷検約被仰付、
其已来止
村方へ者合壱両遣ス。
委敷ハ末ニ記ス

献立
こんぶ
平　あげ　汁
はも
坪　赤ゑ　めし
なす
引布
こち
小引
さしみ
きす？

膳〇〇〇
酒出ス

車屋宇佐美新右衛門〇此大工御祭礼前十三日十四日十五日三日者祝儀米ニ而相勤、其余ハ作料相渡先例。

一六月四日砂出し御車居場所砂出し也是ハ車新田之者来取斗、尤御車領高を扣居候者斗来取斗、車屋ニ而昼支度いたし、昼後茶漬ハ車屋より場所江持出す先例。

一六月六日車屋煤払。

一同日川浚願書、定式御陣屋江差出す。

奉願上候御事

津島天王江六月十五日市江四家之者ゟ御祭礼先車壱輌差出申候付而ハ先例之通御見分被成下、江浚被仰付被下置候様仕度、奉願上候　以上

卯
六月

御普請方
御役所

市江御車屋
東保村
宇佐美新右衛門
右御車取締役
車屋兼荷之上村
服部弥兵衛

右之通、御普請方御役所江御願申度奉存候。何卒御懸合被成下候様奉願上候　以上

六月

同断
宇佐美新右衛門
同断
服部弥兵衛

——様

御陣屋

一同日車屋ゟ連中江、明七日稽古初之廻文を出ス。

明七日ゟ熱田衆茂相見候間、各御役者様御稽古ニ御出会可被下候様仕度、奉待上候。以上

六月六日

御車屋

宇佐美新右衛門

佐藤与六郎様

佐藤宇右衛門様

服部弥兵衛様

服部鎮四郎様

服部弥右衛門様

一六月七日稽古始、西保村星ノ宮おいて連中相揃、右拝殿ニ而囃子一通りつゝ二度し、右終而車屋ニ而支度をいたす。

一同日右拝殿前ニ而東保村鉾持若イ者、御車船搦綱を打、車屋ゟ酒弐升為肴ひじき、相渡す先例。

一同日人形作、笛吹兼熱田社人菊田幸福大夫参ル。御闕を上ゲ、人形を定、於星ノ宮作事をいたす。車屋ニ泊居、祝儀米五斗、其余笛吹料等相渡ス。

伝へ曰ク、往古ハ人形作、熱田社人若山秀大夫ト云者来しが、死絶てゟ縁者大原宮大夫ト云者来りし、老人ニ相成、余人を頼、人形作りし事、年々なりし故、其頃年久しく笛吹ニ来し菊田多門、人形製作兼勤し也。扨多門故有て出奔せし故、鹿伏兎村大工縁者社人菊田幸福大夫、人形製作ニ来。其頃ハ笛吹覚太夫と申者笛上手ノ由来りしか二代目養子幸福大夫ゟ笛人形作兼、相勤候也。

一六月八日稽古。

一六月九日車屋幷車番甚四郎定使松蔵船に而津島迄川見分、まんじよ竹を建て、弁当持参。

一同日花切、車屋座敷ニ而、東保村之内役ニ而、六人して取斗、朝四つ時頃より始。但四日砂出之節、榎ノ木ヲ伐置先例。

一六月十日車屋名古屋江罷出、御普請方江川浅之様子を申演。

一同日花合、車屋座敷ニ而、六人して取斗役ニ而、花切之人トハ替也。

一六月十一日花附、星宮ニ而、六人して取斗、花合ノ人と替也。

右花切、花合、花附ノ人、都合十八人、往古ハ車屋ゟ支度を出候事之由。

一六月十二日稽古。

一同日車屋煤払。

一同日夜御車銕綱打、八本也。内七本ハ東保之内七所江分て壱所ニ而壱本づつ製作、但壱本ハ車新田分ニ而、先方先例頼ミ車屋宅ニ而儀平車番甚四郎車定使松蔵車屋新左衛門引受、製作いたし遣ス。尤藁ハ車新田ゟ砂出シニ罷越候節弐束持参候定例。扨車屋ゟ壱文まんぢう数五百相求、右割々江相渡ス。壱所ニ付数五拾つゝ相渡、残之分ハ車屋神棚江備。

一同日定例御普請方津島今市場甚右衛門方へ御出張、御宿ニ成ル。車屋ニ御目ニ懸り罷越す。

一此節山船　御車船也濃洲烏江栗笠船付ト三ケ湊ヨリ参ル　御証文を持佐屋御番所江着之境相届候由。

一六月十三日頃御普請方見分役衆始、川見分同日未明ゟ服部弥兵衛、車屋新右衛門東保村与頭等船ニ而外船壱艘、都合弐艘ニ而為御案内津島御宿へ行　服部ゟ六百目つゝうなぎ配符二枚贈る近例也　御目に懸り候船へ引取、津島波渡場御見分済候迄見合居、扨御普請方衆津島車屋御案内、児道并向嶋波渡場御見分済之上、此方船江御移　近頃より津島船夫ゟ中地波渡場ニ而御下リ御見分有之、川通下モへ御下り、西保波渡場迄御見分相済、車屋ゟ酒支度持出し、山船ニ而出ス。　近頃佐屋近江屋にて多分御支度出す昼後用向有之と御断申帰る。

（註）伝曰往古ハ天王川上ミハ萩原川ト云ゟ之流有之しを御築留に成、其後如此御入用を以御浚等有之候由、先年林弥五右衛門より公事之節中地に船十艘横付ト□□□御上候御達し申上候事

御見分場定例之分覚

一中地波渡場　巾弐間御車ゟ上リ場
一同所御車ゟ北屋敷迄　巾三尺通道水際
一同所児船ゟ上り場　巾三尺通道
一川巾六間深弐尺五寸　文政八酉ゟ願
一向嶋児船波渡場　天保十三寅ゟ
一西保波渡場　巾弐間長無極

右之通御案内申候事

一同日鉾刷（剝）此日早朝ゟ星ノ宮江罷出、左之者鉾刷之家迚先前ゟ取斗、砂入庄右衛門嘉蔵儀右衛門又左衛門彦三郎伊介中ノ切重右衛門五兵衛半右衛門大門ノ切作右衛門忠兵衛長左衛門太助〆十三人、此者共六月朔日祝儀ニ連中同様、先年ハ車屋江相招キ来候処、近頃車倹約已来相止、併其已来車屋ゟ村方江相渡候、振舞料金壱両之内、拾弐匁、右鉾刷之者江取、其余村方江配分いたし候由。

一同日昼後山揚、東保之者不残罷出取斗、車屋庄屋罷出、万事裁許、神酒八升、車屋ゟ村方江渡す、

伝曰東保村并車新田之儀ハ、御車領右村に有之、右御役銀不差出候付、諸事人足ニ而車屋遣捨候古例也。尤十四日ゟ御役人様市江懸り也（往古ハ名古屋ゟ御代官様御出津島へも御同役御出ニ成候由）御出右諸入用も東保村ゟ入用ニ而、出候事ニハ候得共、是又右御車領高右村ニこもり居候故也。

（註）祐意様御時代迄ハ連中不残車屋へ鉾刷之祝儀とて被招候事、中古ハ連中ゟ断相止由

一六月十四日早天、松餅道具出し東保村之者取斗

一同日朝四つ頃ゟ東保村之内ニ而、人足六人して車屋宅ニ而御神供を蒸、米六斗也。

扨蒸上り候得者、大鼓を打鳴す、御神供目出度蒸上るを、祝知らしての故なるへし先例。

一同日昼頃、佐屋方御役人様市江御代官といふ東保村庄屋所江御越、酒支度うどん、服部弥兵衛星ノ宮出勤、懸御目ニ懸被出、袴無羽織斗、近頃有合之品を差贈候処、近頃金弐朱御神酒料として出ス。

伝曰往古祐定様（服部弥兵衛）の頃迄、御役人様并東保村庄屋を今日車屋宅江相招き、酒を出し済而、庄屋所江御引取、右方ニ而うどん神酒御饗応いたし候先例之処、中古祐定様ノ御頃ゟ酒肴を庄屋場江車屋ゟ贈る事ニなりしか、今又肴代五匁ツヽ贈る事ニなりし也。

（註）往古市江御代官津島御代官〇〇〇即〇〇〇尤御会無之先例ニ而今次佐屋より御越被成候而も津島へハ御越無事

一同日昼頃より、乗組之連中星ノ宮江出勤、御役人様ニも庄屋組頭御案内申、星ノ宮江御出有之、拝殿ニ而囃子一度有之、此時車屋ゟ児え飯迎膳三人前丸善也拝殿江車屋ゟ出ス、銚子ニ神酒とも、囃子終て、児共少々ツヽ、為給御車。

向ニ　赤目がしの葉ニ載青鯖二切　汁　赤みそ茄子

酒　飯

嚊子終而
星ノ宮ゟ御車迄行列之次第

壱　市江御代官　東保庄屋与頭御案内

弐　神君様御寄附物　東保村鉾持之者青竹ニ而此、釣此御寄附之内、懸小袖往古ノ幕也ト也之儀、並々之小袖与同事ニ
餅来りしか、矢野藤九郎様佐屋御代官之節、御拝見被成、斯無ニ大切之物ニ候ハ、自然与年月経ルニ随ひ、
損可申迚、凱君江御指図有之、如今取扱ニ成ル。

(註)市江祭記曰
東照宮ゟ金襴唐織ノ御小袖六つ同
人形ソバ付同楽ノ胴懸御寄附ハ
慶長十九年甲寅也
但関ケ原御陣
慶長五年
大阪御陣
慶長十九年也

一、天和三癸亥年御倹約天下一統織物御停止此御寄附物ニ限り
餅事不苦旨被仰渡候との事也

一、御検地帳寛永十三丙子年候
源敬様御代也

参　人形　右同断

四　梅花　同村子供持

五　鉾　　同

六　車屋服部共両人、先払弐人

七　児

八　下拍子

九　楽打

十　笛

十一　太鼓

十二　連中

一星宮ゟ御車迄、途中囃子之次第、大門西へ入廻り戸ガク　ヤホハ西保村屋敷江取付頃セメ　ホヲ善定坊前ガク行北江人家をはなるゝ頃セメ、以上四度也。

一波戸場近き頃、御代官船之前江行、車屋挨拶有之なり。

（註）御代官船台所船舟人ハ毎年車新田より相勤に来万事ハ右衛門申遣先例、
中地波渡場ハ往古無之中古凱君御願被遊如今御明被下候
御車登セ方ハ御殿西ゟ綱手ヲ引陸ニ而東保与頭、裁許スル先例也

一車江乗、一囃子済、是試楽規式也。□ニ土器を載、錫弐つ、一統盃事有之也。扨御車津島中地（蜂ケ尻といふ）波戸場迄引登せ、車繋松纜を繋なり。御代官船、台所船（車屋船也）始終指添、児船ハ不残御車ゟ先キへ登せ置也。

一右御車着之境、服部弥兵衛津島会所ニ御泊り佐屋御代官様江御目ニ懸り、車屋ハ御普請方へ行先例也（弥兵衛ハ会所ニ而同心

衆へ以書付明朝波渡場
御披露之事引合、

（註）伝ニ曰御目ニ懸りニ出候元ハ祐定様御心安御代官名府ゟ御出ニ付御伺被遊候処翌年、

一山番御車ノ番也　八人東保村之者也。残居其余皆々、夜分東保へ帰る。山番之者、台所船ニ而支度をいたす。

一同十五日未明、御神供ほかひに入、三荷、東保ゟ持来、其余鉾持初村中之者相越、扨寅之刻、屋台を起、卯ノ刻児幷四家之一族御車ニ乗り組、楽を奏、蜂ケ尻ゟ向島波渡場迄、川上拾丁余の場所、御祭礼相渡（児船等ハ先キニ有）波渡場近き頃、鉾持十人髪を捌き、裸ニて垢離（コリ）をかき、我先と走て捧なり。先きニ立弐人ハ、御師河村牛之太夫江入ル。残八人ハ御宮江捧ケて、河村へ帰。外壱人袴羽織ニて洗米一升箱ニ入持行。都合十一之者、裸之まゝニ而鉾部屋江通り、河村氏ゟ料理出ル。

一　茶　一　たはこ盆　一　御神酒、銚子
盃三献　一　めし　一　汁（ミそ）若め　一　平（なす）片割一つ
一　皿　青さば

河村氏玄関へ最初参宮米出、帰之節も玄関ニて洗米持之者、一礼挨拶をして帰。

（註）古来向島波渡場ノ西手、児舟着場草生ニテ上リ方見苦整ニ付、天保十三寅年ゟ纉御願如今御明被下候

一御車既に着岸すれハ、波渡場御桟敷前江服部弥兵衛罷出、立なから拝謁、内詰衆御披露有之候而（県令ゟ天気もよくて目出度と御挨拶有之）夫ゟ神酒、花を調進（東保之者袴を着）車屋（縁取ニ手を付）拝謁、夫ゟ四家惣代拝謁、何れも同心衆御披露也。扨御宮江参詣すれハ、河村牛之太夫予参ありて、拝殿ニおいて楽を奏、終而河村と纉（服部弥兵衛）、車屋四家之者等、神酒頂戴式有。

津嶋五輌目迄ノ児、不残参宮之境四輌目通切同村庄屋ゟ注進有之候へ者拝殿を立、宮廻り、楽あり。
右ハ拝殿北へ下り、燈明之間西へ行、神前東へ行、拝殿南東ノ所ニ而楽セメ也。又南西之所ニ而楽ガク也。河村前楽セメニ替行て、社ノ前ニ而楽ガク、児何れも御車江帰此已前ニ鉾持共波渡場ニ而、市江懸御代官舟へ御酒、神供、花河村氏ゟ帰ル
献上例之通。

往古於波渡場御代官様ゟハ

一御車漕戻スや、一順囃子済而、神酒神供何れも頂載、式畢而銘々御神事首尾能相済、目出度ト挨拶して、自分々々児船江移、舟漕戻す。

一御車屋台ヲ下し、西保波渡場迄漕戻ス御代官幷台所舟附添車帰り、酒とて五升、車屋より東保之者へ遣す。

一昼後山落ロシ、酒八升車屋ゟ東保之者へ遣ス。

一六月十七日服部弥兵衛、献上作華、嶋台御勘定所へ献上御在国年ハ御城也御在府年ハ江戸江参候由御陣屋ニ而御添翰頂戴いたし置候事。其節肩衣着用、家へ付御免故也折のし忘るへからず、。

一江よりわたす津嶋乃船祭り
御代のいのりと神もうくらん

天保十四卯年

万治弐年

御神芦踊幷馬引申候帳

亥ノ八月朔日

御屋敷江入申候踊之覚

八月十一日
一 わひ原
十四日
一 青塚
同日
一 北神守
十五日
一 三宅
十六日
一 勘のふ
十八日
一 北がり
同日
一 南神守
十九日

一 大木
廿日
一 宇治
同日
一 むくい
廿七日
一 小んゑ
八月晦日
一 大野
同日
一 伊無儀井ニ森
九月四日
一 川部
同日
一 とくざね
六日

一 金柳

九日

一 いぬぎ

同日

一 かつら

十一日

一 中一色

御屋敷へ入申候馬

八月七日

一 氷室　馬弐疋

十三日

一 今村　馬三疋

同日

一 塩川　馬弐疋

同日

一よめふり　馬弐疋
十六日
一中丸ぶち　馬弐疋
同日
一須ヶ脇　馬弐疋
十八日
一上丸ぶち　馬三疋
同日
一堀之内　馬三疋
廿一日
一森下　馬四疋
上かぶとも一所ニ出申候
同日
一東川　馬壱疋
同日
一下かぶと　馬六疋

廿五日
一 柿木嶋　馬弐疋
八月廿七日
一 松川　馬弐疋
廿八日
一 須賀　馬壱疋
九月三日
一 下丸ぶち　馬弐疋
同日
一 ふちだか　馬四疋

宮ゟ直ニ帰り候馬

八月六日
一 庄畑　馬三疋
九日
一 伊紀　馬壱疋

元禄十年

御芦馬踊覚

幷雨請馬

丁丑七月吉日

丑七月二日

一　雨乞馬拾疋　　津嶋五ケ村百姓中

内　幣馬四疋　　男女人形弐疋

内　笹短冊弐疋　　鬼灯燒燈弐疋

同日

一　雨乞馬壱疋　　同　新開村同断

笹馬

七月四日

一　雨請御礼馬弐疋　　同　新開村百姓中

内　笹馬壱疋

したれ柳壱疋

同日

一　同断弐拾疋　　津嶋五ケ村同断

筏場内
- おにのけいご二人
- 牽馬壱疋　幣馬壱疋
- 樽ニ芋壱疋　猩々壱疋

今市場内
- 芭蕉三疋
- 樽ニ熨斗壱疋

下構内
- 恵比須壱疋　俵ニ大黒壱疋
- 台ノ上樽鯛壱疋　児乗懸壱疋

米ノ座内
- 鳥居壱疋　湯取神子壱疋
- 人形笛吹壱疋　指樽ニ海老壱疋

堤下内
- 合羽けいご　同口洗有
- 牽馬壱疋　台ニ樽鯛壱疋
- 駄荷壱疋　笠着若衆乗懸壱疋

七月廿二日

一　馬三疋　　見越村下人

内　牽馬壱疋

駄荷壱疋

つゝら馬壱疋

同廿三日

一　牽馬壱疋　　津嶋村
筏場町下人

獅子廻し

狂言若女方壱人　坊主壱人
うば　壱人　立役壱人

坊主弐人　後に踊少有

狂言女方壱人
ぼうす壱人　立役弐人

狐釣

同日

一　馬壱疋　銭十五貫付　同所
両脇ニ幣　高町屋町

挑灯請取返シ　弐人

牢人敵打

二番続　兼光仁義ノ忠信

同日　同所
一　片町同断

道心狂言

かんどうきゃうけん

はくち打狂言

万歳

六方谷汲狂言幷茶屋

曽我敵打　朝比奈三郎手引ニて鬼王団三郎荒井藤太郎新開荒四郎ヲねらふ

聟取狂言　たが入壱人　傘張壱人　鍛冶屋壱人

船　同歌舟ノゆらひ

同日
一　馬壱疋　荷付　同所 今市場町下人
旅駕狂言幷追剝
三番つゝき　義経市谷合戦　能登ノ大矢ニて嗣信打レ
其外せりふ色〳〵

同日
一　馬壱疋　駄荷　同所 下構町 下人 中野町
問屋付
六方狂言幷茶屋
獅子廻し

軽わさ、

一　牽馬壱疋　　口あらひ

行列

茶屋狂言幷六方

花売狂言

茶屋餅搗狂言順礼弐人
飛脚壱人諍

四季ノ懸り

同日

一　荷付馬壱疋　　同所
米ノ座町下人

忠信身替り狂言

二人ニてせりふ狂言

大村関之丞敵打　幷道行仕掛
女道せりふ有

女道狂言

座頭狂言六方壱人出ル
女房盗レ其替リニ猿ヲ□置

同日

一　乗懸馬壱疋　　同所　堤下町下人

鑓持二人持出ル

どざへもん踊九人

三番続

坊主どうけ三人出　せりふ有

倉橋　水主　使者

六方二人出

義経西国落　幷しづか道行

道化せりふ　道心出ル　船人壱人出ル

両人問答後人[　]

同日

一　同所　金燈籠町

上河原町　下人
橋詰町

言触
獅子廻し
門跡地形石つき狂言
二番続　六方　石川茂右衛門逆心

同日
一　牽馬壱疋　同所　上切町同断
追剝狂言　三木之丞頼母敷道
六方弐人出
三番つゝき　喜三太兄弟忠信
荒川一学敵打ノ祐太刀
四季懸り

廿六日

一　馬弐疋　歌　諏訪村下人

内　へい壱疋

したれ柳

同日

一　馬三疋　歌　天□(王)領当嶋下人

内　牽馬壱疋　口洗

枇杓(ママ)弐本

駄荷

同日

一　馬三疋　歌　今村百姓

内　幣馬壱疋
石台へ色菊
同台ニ棋タ木ニ下ハ水仙花

八月二日
一　馬七疋　　渕高村下人
内　牽馬壱疋　　幣馬壱疋
芦ノだし弐疋　　したり柳三疋

同日
一　馬廿疋　　草平村百姓下人共
内　幣馬壱疋　　芦ノたし九疋
したり柳□(拾)疋

八月二日

一　馬壱疋　　蜂須賀村下人

中ニ額内ニ神奉□　□置

両様ハ竹ニ注連ヲ張リ鈴ヲ□前ニ蟹ヲ作リ矢壱本さし通し置

同日

一　馬壱疋　歌　　花正村下人

だし

したり柳

三日

一　馬十疋　　大野山村下人

内　幣馬弐疋　　牽馬壱疋

芦ノだし七疋

同日
一 馬壱疋　歌　目比村下人
武蔵野

六日
一 馬弐疋　西溝口村下人
幣ニひしやく弐本壱疋
俵壱石三斗

同日
一 馬三疋　歌　坂田村百姓

幣壱疋

山形ニ月輪　鬼灯へ燈二三十

桜ノたし

「　」下

一踊　三味線　　荻原村百姓

ざいニて　小踊八人　内中弐人　大壱人　鶯茶　紅ノ帯

笠着　中踊六人　内中壱人　藤色肩ニ松　しまノ帯

花おとり

狂言　新高砂三番つゝき　□□三人出　女方尾上前　鶯茶　船人壱人　せりふ有

手拍子　中踊四人　白はたき　肩ニ丸ノ内龍と云字有□□ニ虎　帯茶　猿若包

竹馬踊　小踊六人　浅黄はたぎ　裾ニ立牡丹　てんちう羽織しやむろ　猿若包　縮緬しほり

手拍子　中踊四人　前同　ずんぼろほおとり

狂言　続第二番目　鳥居出　亀出　尾上前□　太々神楽ノ仕掛并神子□

同日

一 中ノ上 踊　三味線　□□白染肌着 山形竹龍染入　柚木村百姓

畳扇子　中下踊六人　白はたき　桜のかた　野と云字　嶋ノ帯四人　鶯茶弐人

手拍子　小踊六人　内頭巾□三人　衣裳同断　帯色〳〵

手拍子　中下七人　衣裳前同　鶯茶染帯

手拍子　中下七人　衣裳同断

同　中　六人　右同断

手拍子　中下七人　同断

紅紐付返し笠おとり　中　六人　同断

手拍子　中　六人　同断

鑓おとり　大踊四人　白肌着　海老ニ瓢盃　紅黄色　模様色〳〵字入

八月七日

一 馬九疋　下丸渕村下人

内 幣馬壱疋

したり□(柳)八疋

同日

一　馬三疋　　小津村下人

内　幣壱疋

はんし物　芦三本　輪　鞘　たも　付と云字　にと云字

はんし物　錠壱つ　□□本　鯛弐枚　月出と云字

同日

一　馬十六疋　　西川端村百姓

内　三疋すゝき

外ハがま

同日

一　馬二疋　　替り歌　　氷室村百姓

内　幣壱疋

はんし物　月壱つ　挑灯壱つ　かい四丁

八［　］

一　馬壱疋　　歌　かます三つ付
　　桝斗かきヲ付　　土田村下人

けいご数多有

内　紙頭巾かふり作り髭五人

同日

一　馬壱疋　　歌　柳ニ月
　　ひしやく弐本　　上萱津村百姓

けいご数多有

同日

一　馬五疋　　丹波村百姓

幣馬左右ニひしやく有

九日

一上踊　三味線　　須賀村百姓

駒廻し　小踊拾壱人　木綿白染　猿若包縮緬しほり　内壱人中

□子　中踊四人　紫手拭かふり　指櫛　衣裳白染唐草裾ニ角違くさり　広袖紅へり　帯茶色

仕掛木切　中二人　上下着出　云立有

中杣二人　立付着　鉢巻　広袖　木切真似

小五人踊　内壱人ハ中　けやりおんとう

中七人　衣裳同断　何も指櫛　縄　斧　ざい持おとり

大六人　内□入二人　紋尽　白染広袖　しま帯

中女方七人　鶯茶　立牡丹染入　広袖　指櫛　手拭ノ額あて　帯色〳〵茶ノ染入
内三人ハ染入違

手拍子
文持おとり
扇子おとり
手合

菅笠持出桃色紐つけ廻し　小三人　着物色〳〵
花踊持出扇子　中女方六人　衣裳前同
上　黒木売手拍子　中五人　内手拭かふり三人　紫額当二人　黒木売
水汲桶持出ル清水由来語　小女方四人　衣裳茶　紅ノ前かけ　帯色〳〵　手拭かふり

清水仕掛　前三人ト一所ニ七人踊　扇子手

十日

一下々踊　大木村百姓

□おとり　小五人　内中三人　木綿白染　菊　裾ニくんばいうちは　帯色〳〵
手拍子　中五人　内角入弐人　木綿白染　形前同　帯色〳〵
ほうき　大五人　白染ほうかい　茶ノゑり　帯こふちや
菅笠踊　中五人　内二人角入　衣裳同断
鑓おとり　大五人　前同衣裳
手拍子　（中五人 大五人）　内角入弐人

十三日

上
一踊　三味線　古川村百姓

手拍子　小八人　木綿白染　肌着海老盃瓢の形　頭巾しやむろ　帯茶色
多葉粉葉踊　中下七人　木綿白染　肌着獅子ニ牡丹ノかた　帯しま
手拍子　中四人　同白染　波ニ帆かけ舟　肩ニ千鳥　三尺手拭肩にかけ　帯小しま
ほうき踊　中小六人　衣裳獅子ニ牡丹前同　三尺手拭肩ニかけ　内指櫛三人
手拍子　大六人　木綿白染　くわの紋　裾ニ大すし　帯色〳〵
手拍子　中四人　衣裳前同
菅笠おとり　紅ノ紐　中六人　内女方三人　さしくし　何もよしをか　布子三尺手拭　女方腰帯色〳〵
手拍子　大六人　衣裳前同　帯色〳〵
三尺手拭持猿若おとり　中四人　衣裳同前　紙子頭巾　紅へり
手拍子蕎麦切打踊　中六人　衣裳同前　はちまきちりめんしほり
上
鑓おとり　大六人　衣裳こん色ニ四目ゆひのもん　墨ひけ

同日

一中踊　三味線　安松村百姓

手拍子　小五人　木綿肌着白染　もんつくし　帯ごはんしま

盗狂言　太刀借り盗ニとられ

手拍子　中六人　木綿肌着　うこんニ桔梗ノ紋　帯ごはんしま

手拍子　小五人　衣裳前同

聟入狂言

手拍子　中六人　衣裳前同

手拍子　内六人　同断

鞍馬参詣二人なそかけ狂言

同日

一　馬壱疋　歌　西間嶋村百姓

笹馬

一人六方

十四日
一　馬壱疋　　花長村百姓
すゝき

同日
一　馬壱疋　　北嶋村下人
月ニ秡　両ニ劔

十五日
一　踊　三味線　　砂子村百姓
馬子おとり
手綱持　小踊九人　木綿肌着ひゝた染　猿若包　帯色〳〵

敵打狂言

手拍子　中六人　木綿肌着しやむろ　紅桃色ノ広袖　肩ニ手拭懸　帯とびろ

十六日

一　踊　三味線二挺　蛭間村百姓

手拍子　小八人　木綿きちんかへし肌着　そてつのかた　帯いろ〳〵

上　菅笠　中五人　とくさかへしてんかんから草　帯いろ〳〵

手拍子　角入六人　広袖紅□(ゑ)り白染　肩ニ竹　裾ニ虎云字

荒川権九郎敵打狂言

手拍子　角入五人　衣裳同前

千人切　牛若六方　牛王姫道行

鑓踊　角入五人

同日

一　踊　三味線　千納寺村百姓

とかし

たはこの葉ニ銭を付て　小八人　木綿□□(よし)をか肌着　牡丹のかた　紫の手拭額ニ当　さし櫛　帯茶染

花売狂言　附り六方

菅笠着出かさ踊　中若衆方五人　木綿ノ浅黄　立牡丹　腰帯縮緬しほり　帯色〳〵

狂言

手拍子　角入六人　木綿浅黄　紋有　立牡丹　こし帯　帯色〳〵

同日中

一　踊　三味線二挺　小見野村百姓

笹ニ幣付持出　小六人　内二人ゑぼし着もへぎのひたゝれ　鉢巻　木綿白染梅ニ竹ノ模様　差櫛

三番三踊鈴付　縮緬しほり額当

馬ひしやく踊　大四人　木綿白染　肩ニ藤の丸　裾ニ竹□□

手拍子　小五人　衣裳前同

立傘踊仕ル　大四人　前同

浅黄紅ノ紐

女方三人　衣裳いろ〳〵　さしくし　額ニ紫の三尺手拭当　こし帯

女方うちわ　六方二人　よしをか紋付
手拍子　角入壱人　絹花色

同日

一　踊　三味線　花常村百姓

手拍子　□六人　木綿藤色肌着　立牡丹色取ませ垣の内ニこし帯ちりめんしほり
三番つゝき　狂言　若衆方弐人道行
手拍子　小□人　木綿よしをか肌着　立牡丹色取て腰帯縮緬しほり　帯色〳〵
続第二番目　狂言　樋口眼情敵打ノ手引
手拍子　中六人　すゝ竹色　雲ニ龍と云字　こし帯色〳〵　上帯同断
第二ノ内　狂言　眼情六方　女房せりふ色〳〵
手拍子　小六人　よしをか前同
続第三番目　眼情祐太刀ノ敵打

十七日

一上 踊　三味線　□　□　当嶋村百姓

菅笠おとり　中六人　木綿袷うこん〻色ニ紋付ケ　裾編笠〻かた　広裾紅へり　額ニひわたの手拭当
手拍子　小八人　三尺手拭縮緬しほり肩ニかけ　帯茶　さしくし
上 赤松物語四番続　狂言　木綿そき染　うへハ薄柿ニ鞁〻皮　袖ニ黒キニ立牡丹色取て額ニ紅〻手拭当
帯ちやしま
手拍子　角(入)□五人　藤〻花出短冊付ル　女方壱人ひわた染扇子〻形　紫のひたい当　小舞
よしをか　裾ニほらかい幣〻紋　広袖紅へり　帯しま
続第二　狂言　じつ方　権之守忠信之巻
中けいニて踊又手拍子　中六人　内壱人ハひわた染ニ扇子〻かた　衣裳前同

十八日

一中上 踊　三味線　目比村百姓

ざい踊　小九人　頭巾かふり
扇子手　中六人　木綿茶肌着　ぐんはいひ扇子〻形　袖切石　帯藤色
手拍子　中五人　木綿ひわた染肌着鞁〻皮□ニませ垣朝顔　帯藤色
三番つゝき　狂言新高砂　女方壱人さしくし　紫〻額当　よしをかニかた　帯茶

扇子手　中七人　茶そき染肩ニ蝶　袖ニ切石　裾ニ立牡丹　さしくし　紫ノ額当

手拍子　角入八人　よしをか模様　女方壱人藤色だん□筋紋付て　帯しま

続第二　狂言　左近苦衆方壱人出　六方　馬子有

手拍子　大九人　すゝ竹裾ニ茶ノ横筋しやの目白　帯嶋　紋りんほうの内桐のとう大

同　角入八人　衣裳前同

第三　狂言　言触しかけ敵打

上
蟹仕掛

菅笠手　中女方三人　籠持出　衣裳色〳〵　帯染色〳〵

桑持鎌　中若衆方三人　衣裳色〳〵

何も扇子ノ手幷手拍子

小四人　内弐人　駒廻し　茶色肌着　さしくし　紫額当帯藤色　猿若包
弐人　太鼓うち

中六人　衣裳色〳〵　二人わたつみ
内二人わ□廻し　二人糸くり

扇子

廿日

一上々踊　三味線末少間手有　北一色村百姓

手拍子　小八人　木綿浅黄肌着　広袖　赤頭巾　帯いろ〳〵

手拍子　中下八人　藤色色〳〵のかた　裾ニませ垣とくさ染入　紫額当　さしくしかうがい　帯色〳〵

菅笠踊　浅黄紐つき通し　手拍子有　中七人　藤色肩ニ牡丹　裾ハ滝ニ鯉　さし櫛　かうがい　帯しま

手拍子　大七人　内角入二人　浅黄ニ木瓜のかた有　帯茶

上
菅笠縫仕掛

中下女方三人　笠着菅ヲ荷出踊　鶯茶袷ほんのかた　裾ニ角違ひ染入　手拭かふり

笠縫品有　おとり有

中六方二人　歌ニて出ル　羽織　牡丹ノかた　白染紫ニて色□　編笠着出ル

中馬子二人　馬子歌ニて出ル　藤色裾ニ横筋　広袖　猿若包

右六人一所ニ成踊　六方　菅笠おとり　女方馬子手綱ニて踊手拍子有

手拍子　大七人　衣裳右同断

上
七夕祭仕掛

三方持出　かざり言立有　中四人　もじを着　□(衣)裳藤色　さしくし　額当紫

中下女方三人　鶯茶　本ノかた裾ニ水さし　くしかうがい　手拭かふり　衣桁ニ小袖かけ中けいにて踊

天冠かぶり　くんばい持出　右七人一所ニ成　扇子ノ手

小天人六人　藤色前同　上着袖なし　もゝ色嶋三人　しやむろ三人

衣桁ニ太鼓一ッつるけ　弐人向ひて打
四人ハばちニて拍子取

廿一日
一下　踊　新江村百姓

手拍子　小七人　木綿ひわた染　紋藤ノ丸　竹ニ虎と云字　帯色〳〵
手拍子　角入三人　玉子色　裾ニ水巻　紋きつかうノ内けんかたばミ　帯色〳〵
菅笠踊紅紐つき通シ外ニ六方仕掛　小七人　衣裳前同
手拍子　角入三人　衣裳前同
手拍子　小七人　前同断
小一人笠言　夜番狂言
鑓おとり　大五人　よしをか　もん色〳〵

同日
一下ノ上　踊　三味線　花正村百姓

手拍子　角入七人　内壱人中肌着白染　水車のかた　帯嶋

手拍子　小六人　梯色赤シ　牡丹ノ形　裾ニ菊こまか成ヲ一まいニ付　帯しま

二番つゝき鳥居ヲ出　曽我狂言　祐成若道女道せりふ有　若衆前ニ六方ニて出ル

手拍子　大五人　白染竹のかた　紋笹の葉丸之内ニ　帯色〳〵

菅笠踊　中六人　衣裳前同

続第二　狂言　祐経ヲ打もらしたる所迄

手拍子　角入七人　衣裳前同

同日

上

一踊　三味線　下切村百姓

ざいおとり　小坊主五人　木綿ひわた袷一まい　から草ニ杜若葉を付笹も有　頭巾　帯玉むし染　広袖　紅ヘリ

手拍子　中七人　とくさ色　菊なかし　裾ニ輪違ひ　広袖赤うら　帯玉むし染

大六人　浅黄ニ肩ニ和歌と云字付　裾ニ水を付　広袖赤ヘリ

手拍子　中下五人　とくさ色かた前同

手拍子　中四人　内角入　二人衣裳前同

手拍子　大六人　右同断

大黒おとり　小五人　ひわた　から草前同　紙子頭巾
つけニて

へ屋形ニのうれんかけ傘弐本両ニ置

花売　中女方二人　衣裳色〳〵　しやむろのほうしかぶり
花桶持出踊　小二人右ノ供　ちやうちん持出□(帰)
扇子手有　角入六方二人　衣裳色〳〵　ごばんのしまの羽織一様茶ノひぼ

遊女仕掛　右女方と四人一所ニ成花踊　女方二人ハ花おけ持

編笠かふり出　大二人　衣裳同前

上　朱傘踊　手拍子　大六人　衣裳前同

手拍子　中四人　衣裳前同

手拍子　大六人　右同断

廿二日

一中　踊　三味線　蜂須賀村百姓

くんばい踊　小九人　木綿肌着白染藤ノかた　裾ニひし垣　鉢巻縮緬しほり　帯手綱染

とうそう狂言　茶屋出　六方二人

手拍子　大六人　内角入二人　袷浅黄横千筋　紋角ノ内ニ有

菅笠踊　中四人　袷よしをかニ大せんノ内松ト竹　帯玉むし染　ひたい当　さしくし

狂言　中秋追手　旅籠屋働

編笠着　大六方二人　羽織茶ノうるミ色二ツ紋　一とろ袷　よしをか

揚屋仕掛　中女方二人　袷玉子色ニかた一様　さしぐし　額当

太夫　中禿二人　浅黄ニかた

大朱傘持二人　下ニ居て手拍子有

大夫かふろ　太夫ハ手拍子　禿ハうちわ

右八人惣踊　手拍子

同日

一中踊　三味線　役者衆ノ紋色取て

御初尾弐百文　二ツ寺村百姓

菅笠踊　小四人　藤色そき染袷　鉢巻ちりめんしほり　裾ハ茶こもん紋付て　帯茶

手拍子　角入八人　白染肌着　ほうかい浅黄にして腰帯だて染　帯多し

手拍子　小六人　袷よしをか　牡丹色取て　縮緬しほり手拭肩ニかけ　帯しやむろ染

編笠着出　浅黄紐つき通し　中七人　内四人よしをか　三人黄から茶　何れも大桔梗ノかた　瓜ノもん付　紅裏帯いろ〳〵

手拍子　角入八人　前同　猿若包

菊花踊　小八人　黄から茶　袷藤の花色取て　裾ニ立波　肩ニ手拭懸　帯いろ〳〵

手拍子　大六人　うるみ色ノ茶ニ一まい形　いしだゝミ　広袖紅へリ　帯色〳〵

廿四日

上一踊　三味線　宇治村百姓

口上有

半狂言せりふ有メ供ノ行列仕形有　小七人　内三人黄唐茶　袷赤裏紋付　内四人茶一まいかた亀ノ甲　何レモ指櫛かうがい　額当縮緬しほり

手拍子　小六人　木綿袷　広袖紅裏模様黄から茶　瓜ノもん　額当縮緬しばり　帯しま

動若太臣三番続　狂言　大角入二人　内壱人ハ一学　女方二人　一人ハ小次郎　鸚鵡を居出　城之助

扇子　手拍子　小六人　木綿袷鶯茶一まいかた亀の甲　広袖赤へり　かうがい指ぐし　額当紫ニ染□のニ

続第二　狂言　嶋形出ス　ゆり若一学□□出　べつふ親子　外一人□　一学手負

菅笠踊
紅ノ紐

中五人　木綿袷浅黄　竹の葉ニ竹の子　赤裏ノ瓜のもん　差櫛かうがい　額当　帯いろ〳〵

第二の内

狂言　御台・小二郎出　べつふ追手懸　小次郎働

上手拍子

角入三人
大二人　木綿袷　こひすゝ竹　瓜の紋　広袖赤へり

手拍子

小六人　赤うら　帯しま

続第三

狂言　鶯茶一まいかた前同　御台・小次郎・女二人　外立役壱人

茶薗ニ紅ノおゝひ紅ノ縄置出

中女方三人　衣裳色〳〵　手拭かふり　さしくしかうがい　帯色〳〵
茶ノ言立有ざいニて
小女方三人　あじか持出ル　衣裳其外前同
扇子ノ手
右六人一所ニ成踊小三人中三人あじか縄ニて

上茶摘仕掛

第三ノ内

狂言　鳥居出　動若便船ニて帰国　忠太・小次郎外ニ立役四人　へつふを生捕

上々手拍子

角入三人
大弐人　衣裳前同

瓶花ニ七ツ
道具餝出ス

上仕形舞

壱人つゝ立
花言立

小二人　冠ニもぢを着　大口
同二人　左折ノ烏帽子もぢ　大口
同二人　紅ノ鉢巻　大口

何しも衣裳色〳〵

後二人つゝ汎ニて化生退治之仕形有

又鉢巻と左折四人一所ニ舞

同日

上一下

踊　三味線　大家村百姓

御初尾二百文

手拍子　中八人　内五人
三人

浅黄　獅子ニ牡丹色取て広袖赤裏　紋瓜ノ内ニ桔梗　腰帯縮緬しほり　帯いろ〳〵
玉子色牡丹色取て立波の模様　腰帯縮緬しほり　帯いろ〳〵

三番続　狂言

おさだノ庄司　同二郎　同三郎

第二　狂言

鎌田兵衛　同女房出　牢人壱人　道化有

第三　狂言

毒酒ニて　鎌田牢人ヲ殺
後千秋楽□て終

比丘尼おとり　小十一人
手拍子
びんざゝら

茶ノ袷　秋菊と云字　裾ニ四目恒染入　広袖赤へリ　紋付てきまゝ
縮緬しほり腰帯　同帯色〳〵

塩竈仕掛

菅笠着道行ニて出
畳扇子

聟入狂言　船人出　女方壱人
聟一人　かゝ方一人　船人則舅也

塩かま真薦ニてふき三ツ台ニ取桜ノ花立置出　後此本ニておとる

道化壱人
外　三人
中海士六人　せりふあり

よしをか袷白裏　瓜の内ニ桐ノとうノもんもぢを着　腰簑　紅ノ苧　帯茶

此六人台ノ花ニておとる

上三番つゞき　初斗　狂言

菅笠おとり　中八人

手拍子
蕎麦切打踊　大五人

石とう丸　じつ方
熊之助　世継諍　李之進
竹王　兄弟忠信

内　三人茶染
五人浅黄　形前同

肌着白染　雲ニ竜ヲ色取て　広袖赤ヘリ　猿若包ちりめんしぼり　紋角ノ
うちニ桔梗　帯茶

津島踊記

時綱撰
全

津嶋躍翁問答序

三伏の夏長て。明暉を揚る秋の月影に。尚歯会にはあらで。翁さびたるどち。漸爐を囲。額をあつめ眉をむすび。来し方のからき世がたり。行すえの孫謀など。年の癖とて茗話せしに。君は千世万せ〳〵農同言のみは。穐はつる夜の長さに。終に此ほど賑々しかりつる。つしま踊の評にうつりぬ。列にむもれ木の叟といふ人あり。率爾としていはく。いにしへ慶安の比にや。御葭踊盛なりし後。其比来迎山宝泉主の住職。東空存澄和尚とかいひし聖いまそかりしが。風雅にさへ冨る人にて。御葭物語といふ物を述て世評にかえられき。しかはあれど。御葭のいはれに疎く。踊の故実を漏して。徒に児女の口津うたとのみなりぬ。願くば津嶋おとりの永く絶すまじき例しもあらば。藻塩草かきあつめて。すえの涸行白水郎の囀に残し給へかしと。仮初のすゝめに似てしかも聞捨てがたく。且此比他し国人の問ひに応へし由なし言を。唯にやはかい屋里捨べきといふ人さへあれば。終に拙き言。短き鳥農跡留て禿筆を染る事しかなり。時に是宝永のこと也。龍のやどりは子にある季の穐也

下門真庄

藤浪翁手記

藤浪翁問答

宝永五とせ仲秋の比。藤なみの里に習伝ふる御葭踊盛にて。遠近人の観とて。貴となく賤となく老たる若き袖をつらね。襟を引て。雨に風にいとひなく。蟻のことくに群り。東西にいそき南北に走る。其ノ中に他し国人の好古なる有て。田舎にかゝる尤き観有事おほからず。いづれにも其ノ根ざし伝ふるいはれなくてやはとて。里人毎に尋。茶店毎に問ふて。人々の口の実ばかりを足れりとせむ。終にやつかれが独菴の閑素を訪ふ。いまた又寝の夢も覚ざるほどなれは。誰や荻吹風のおとづれはといふ声こそしるべなれとて。やおら入来てつや〳〵物をもいはず。本相知れる人のことし。家主乃翁も其唯也人にあらぬ事をさとりて。さのみ疎きざまにもあらで。かゝる賑々しき折から。露ふかき小柴垣に分入給ふこそやすからね。若むかし相見し人にこそおはすらめ。翁が目打霞み心ほれて。得こそ知り分まいらせねといへば。知る志らぬ何かあやふくわきていはむ。思ひ而已々そ志るべ。けれと。古言を独ごちて後。打付に問まつらすへきなることを。形ばかりしるべたびなんやとあれは。むかしべや蘆ぶが中をふみ分て問にし道を又とわれぬると。近き世の言の葉にあめり。むかしより独知る道こそなけれ。世なみに教へおしへられてこそ。蘆ぶが中をも分入る例には侍れ。思ふことといはぬは腹ふくるゝわざとこそきけ。こゝもとに聞なれ耳なれし事ならは。などか音なし川の水にならはむなどたはむれしかば客の言いでや比里に御葭踊とて。むかしより定れる一ふしとなれる。其由こそきかまほしけれ。先ツ御葭とはいかなる神わざにや。翁色を正して詞を和らげて。我も

昔は宮づかへせし身の果なれば。若くよりこゝもとに伝へし神事の。十が一は馬耳風蛙頭水のごとく疎耳に挿みしかど。年と共にわすれき。惣ていづれの社とても。申伝へし故事の色の跡に一もあらはさぬいはれは。八十連属まで。口津から耳に伝ふる類事にて。白地に家ならぬ人にはかたらぬ例しに侍るなり。粗その緒々を申さば抑当社は素盞烏尊に坐して。摂未の社も。悉く皆此神の子枝孫葉の霊を崇ひ奉る。就て御鎮坐の初は。人皇三十代欽明天皇の元年也。此嶋に来臨の由緒。おぼろけの御事に非す。是第一の社秘也。是に付て社記伝来十五部の記す所。人知らぬ神秘。十箇にあまり伝る也。其ノ中御正体の品。地主の神の事。御葭の故実をはじめ。立符柳の札彼是逐一に述がたし。殊に御葭放と申御事。表裏の神秘あり。他家に志りて益なく。剰へ洩難き御事也といへば。客云委き御事は。数ならぬ身に尋奉るもおこなり。唯一往の御事はといふ。翁云当社神事の最上日本無雙の神わさなれば。近世神書を撰する人競て此事をかた斗記し。且同し牛頭天王の社ある所にては小社まで御葭放を学ぶと見えつれど。其本此神島にかぎりたるいはれをしらで。形ばかりを象ると見えたり。先葦をもてする事。ふかきいはれ有て。年毎の六月十一日に。其斎場定里て。斎鎌もて苅初奉る数。其員数といひ。束制といひ。尤あらはしがたし。むかしよりの苅場は二子といふ所なりしか。度々洪水のために洗れて。葦絶しかば。前賀須といふ所にしていまは苅取る事也。扨先吾素盞烏尊と申は天照大神の御ん弟にいまして。神慮荒振神に坐し事は神代の巻に詳にて天地両間の運気を沙汰するにも。天照神と素盞乃神わざに他事なし。青山を枯山になし。蒼生を天拆になし給ひし御神なれど。後には出雲の簸川上にして。人を呑大蛇を斬り給ひしより。御心も清々しくわたらせ給ふ。興言より後は。其の御子の神達色々の木種を植へ。枯山も青山となし。天拆なりし民にも厭ひ霊薬を教へ給ひし事神記にあり。いまとても天

地の運気荒振類ひは。此神のわざなれば。年毎に神のむかし彼神悪によりて。しばらく放遂にあひ給ひし故事に従ひ象りて。みよし放とて其荒振神慮をまじ付て、御葭を滄海に放奉る類。是表理一往の神故ぞかし。彼ミよし着岸の津は昔より疫流行物さはかしく侍るより。神慮を和め奉るとて仕そめしゆへに。御葭踊とは申なり。

客の云く踊の神慮を和め。又は蒐馬を必とし。又は津嶋踊にふるくより。題号仕かけなどいふ事。又は民家の謡にかゝり謡といひ。惣称を芭蕉謡とかやいふよしはいかに。答ふ凡そおどりの品は多事也。或は古しへより祈雨又は疫の染行。或は国家の瑞慶に付ても必ある事有。それ踊のいはれを尋るに。舞の変風を踊と称す。然はあれども。舞も踊も。共に是心に余れる悦の声に発して歌となり。支躰にあふれては。おぼへず立舞ふ姿とはなれる也。されば水にすむ蛙花に鳴鶯いづれか歌なき物なく。鴟すら飛て天に舞ひ魚猶淵に踊れり。浜に浴してうたふて帰る気象は。道の寓する所也と。孔子も是を許し給ふ。正しく歌といふ事も。他邦には。伏羲網罟の歌有と。弁楽論に記し。舞は。敬坊記に。陰康氏葛天氏に継昉より始るといひ。錦帯全書には。舞楽共に黄帝より始るといへり。俳優は夏の桀王に始ると。列女伝に見ゆ。我朝には。初代に天磐戸の前にして。天照大神の神慮を和め奉るとて。天鈿女命篠の葉木の葉に四手付て。覆糟踏とどろかしてかなで給ふ。是神慮いさめの舞楽のおこり。又は舞台の始也。俳優は今の狂言のおこりにて。火酢芹命に始る。此故に。今世とても質朴の踊を。篠の葉踊とは申めり。扇子になり行事は。すえの世の踊姿そかし。此里にむかしより。吾神の伝へさせ給ふ。津嶋笛車楽舞の別曲ありて。篠の葉踊に車楽舞を打そへて。年久しくならはしおどり伝りしか。いにし寛永年中に。御当家混一の御ん悦びとて大君御饗応の事。御連枝御家門に至まて。色々の故事を作り物にして。蓬萊嶋やりとり〳〵に。其事に品題として踊の歌章は時

の詞臣に命じて作しめ。扈従の小人達花やかに出立て。御祝詞の踊なりしを。世にも永伝へ上様踊と称し。目出たき例に謡ひしより。ここの御葭踊にもうつして。永き御世のつきすまじき例しになんならはし成り侍る。所謂題号仕かけとは。彼蓬萊嶋やりなとの品題に象り奉るゆへに。踊毎に題号を必とする一風なり。扇子踊を祝儀とて初手とする事も此いはれそかし。中比題号仕かけ華美に過て。或金銀の箔を鏤めしかは。所司より制禁有て。今は素質に従ひ侍れど。題号の事は御祝儀を写す神踊の吉例なれは。訴て是を許さるゝ事や。行く末とても題号の一風は。御代ことふきの神風より起るいはれを忘るへからす。又町家と民家の踊異に。芭蕉をどりにいひ。かゝり踊といふ事は。惣て同じ神民なから。津嶋は其の本五ケ村にて。六月の祭礼の勤を事とし。四家七氏の子孫。此事に幹して。民家は皆寄人家礼のすゑなれは。踊の品も。町家には篠の葉の神わざ。車楽舞津嶋笛の別曲を根とし。民家には。むかしより村田楽獅子舞をかたどりて堂場太鼓のみを打はやし。所謂芭蕉踊とて。芭蕉の葉を大団に象り。長柄に作り。二人して打向ひ拍子うたに合て。是を打合せて踊る事ありしより。民家踊の惣称を芭蕉踊といひ。又は婆娑踊ともいひしなり。然るに中比より。此踊は廃れて。田楽のかゞり踊は絶へづ。其踊のさた。法師児あり。歌章の譜ともに。専田楽の風を伝ふ。心を付て見給ふへし。又蒐馬といふ事は。此里にかきりらず。神社仏閣共に有て。古の走馬の名残なり。雨乞におとる事も。天地和調の気を乞求る神わざにて。管絃歌舞をもて両間の運気を招く理あり。此旨古書に見えたり

問　みよし踊の願末。共の詮を聞つ。然も此町踊に付て。法例定式も有事にや。答ふ先みよし踊といふは。彼御葭。津嶋川の曲輪に着岸し給ふ時は必有事にて。曲輪の外に着給ふ時ハなき事也。近里の踊は年毎に成れり。いかにとな

れは。其もと御葭放は。其の蹤跡をとゞめ給はぬための神事なれとも。水上風波のよすかによりて。立帰り着岸し給へは。神慮を和め国家の安全神民無為の祈りとて。神職には。二夜三日の神楽を船上に奏し。祓し供僧は般若を転読す。此事畢て。町家には。神慮和のためとて佳例の踊を催せり。此故に町家こそりて踊の沙汰に及ひ。先っ夜踊とて。質朴にして。紅葉もぬさに取あへぬおとりを九町より出す。其後馴しと称して。三十日五十日の程は。日夜に是を事としいとなむ事也。九町とは片町橋詰堤下上切米座坂口高町屋今市場厨子町是也。其の踊万事一町切りにして他町を雑へす。踊る役者に至まで。その年のふり合につとめ来れり。自然に子供役者不足して。其勤成かたき年あれは。他方近里の近親に求て是を雇ふ例あり。扨馴しの程は。他町の人に見せしめず。近親といへとも互に遠慮して踊の品を問す。是は踊の相似む事を惜てなり。漸四五十日も経て所司の促しも繁けれは。九町の宿老寄こそりて。鬮をとり。踊を出す前後定日を窮む。町毎に昔より惣場と称して。馴しの宿し。始終の埒を取行ふ家二ケ所宛あり。扨九町の踊一日に二はなつゝ出して。五日にして事畢れり。初一日は一はななり。次日よりは二はな宛出せり。又其一日ニはな出すに前後あり。定日の前へ日を場馴しと称して。調楽試楽などのことく。定日の出立にして。町の惣場にして白昼におとり。試む。此時は白地に見物する事を許して。互に是を踊り。扨定日の朝。其の日の一番鬮に当る町より先出して。みよしの踊場に至る。此の踊こゝを済して。天王橋に上る比おひに。其の日の跡踊又御葭の前にすゝむ事是式法也。若雨風に逢時は。其日を延し或は出て途中に雨にかゝれば。いつ方よりも帰て又の日に出す事有。若し又雨風にさへられ昼より出して。いつ方にても日暮に及へは。帰るさには其町は勿論残る八町より各々揚灯燈二はり。又惣場両人灯燈二はりをもたせ。又其外警固のためとて。八町より各々六七輩づゝ灯燈銘

々にもたせ来て。件の踊の前後左右を囲。非常を警固し。道すからの両町よりは。家毎に行燈を出して道を照して馳走す。是神踊を敬ふとなり。

問　かく迄美々しき法式なるに。他邦のことくおどりの道ゆきぶりに。練物なく。且笛鼓太鼓の外。琴三味線その余の囃物なきはいかむ答ふ昔は九町の踊共にいづれも練物ありしやらん。古老の伝に。寛永の比にや。清須に薩摩守忠吉公御居城の時。当社六月の祭りを覧ずる事度々にて。色々の御寄附有。且御病後の御ん慰とて。或時津嶋踊を清須へめして見給ふ事あり。町々より傘枠さま〳〵。ねり物など善つくし美つくし。或は大ひにして御門に入る事かなはぬ山枠も有つる由也。惣て練物といふ事は。神祭の放免附物といふ事是也。附物の事は。江談抄。又はつれ〳〵草にも粗沙汰せり。いづれの時にや。練物を。民家の踊に免して後は。町踊には。唯踊り子に。朱傘を指懸け。惣場の宿老は。本より四家七氏の裔なれは。鑓長刀をもたせし也。此道具を持せる事も今はやみて。朱傘のみ用ひ伝り。又琴三味線の類を除く事は。末代の私に民家踊事長して町踊に相擬し。彼の村田楽の風を忘れ。民家踊の町毎に。古風の踊を仕かへ。或は米の座は船弁慶。上河原は酒顛童子。苧座は唐人踊。池堂は笈さがし。筏場は冨士巻狩苧妻は景清。北口は源十奴。今市場は和田酒盛。下構は大原木。中野はかゝ里踊里など。年尚しく馴し来り。其後寛文年中には。今市場金燈籠其外にも。鼓笛太鼓を打し事。不軌に至りしより。町家より公儀に訴へ。民家踊の風に戻し侍る時は。町家よりの訴牒の文に。唯町踊に笛鼓太鼓とのみ書しより。余の囃物を町家にも除くべきよし有りて。一先其の定に従ひ挌きて今に至る。此事折を得て上ざまの御裁許を待而已也。其後又。民家踊に囃物の私を発し我執さま〳〵なりつれど。公事一度定りて監事なく。前代の御裁許のことく。民家には道場太鼓のみを打事

に定りぬ。町家の踊に鼓吹の外不足すといへとも。事かけざるがことく。自然と人のあやしみもなきは。踊の風儀却て奇特の事也といひあえり。又寛文年中より。町家民家に仕ふる小者等。蒐馬俳優などさま〴〵におもひ立て。年毎に恒例となれり。小者は本より町家に仕ふるも。同じ民家の者なれは。町家民家の差別におよばす壱にして出す事也

問　蒐馬の外。他郷近里より来るにも。神楽をはやし。獅子を舞す事も尚しきか　答ふ然り。惣て神楽を囃す事は。伊勢神楽に習ひ。獅子舞といふ事は。其の本異国より伝へ来る。白氏文集に所謂西涼伎是也。此の楽は。西蕃の風俗なるを。西涼の時伝へ習ひ。本朝にも中比より伝へて。剰田楽と一雙に雑へて。其比は堂上の若上達部迄此楽を嗜好給ひ。禁裏。仙洞神社仏閣に至りし事有。此の事大鏡世継等に見えて。凶兆となりしゆへ。其後は事やみて。神社には獅子頭の祭。或は神輿遷幸乃前駈に用る事有。社毎に獅子頭ある事も此の故なり。駒犬に獅子駒犬の名有事は。聊又伝へあやまれるいはれ有。神代に起るは常の里犬の事也。禁裏にも。銅犬獅子共に居らるといへとも。本獅子非す。獬豸といふ獣にて。額に一角有て。よく不祥を除く功能あるを以て。異朝の廟にも墳墓にも是を居るより此にもならひて是を居る事也。惣て駒犬の説。色々の附会侍れど。皆本説に闇し。西涼伎の獅子舞神事に賑しけれは。一向に好み用ゆる事になりぬ

問　踊の場定まれる所々ありと見ゆ。是も古例か　答ふ先っ御葭におどり。それより天王にをどり。宮中乃末社往々おどりて後。神主に至る。是は祝儀なり。いにしへは神主におどりて後。社家社僧への祝儀とて。鳥居の前にておどれるを。一社中不残出て是を祝き踊るを。天正年中にか。世間疫普く殊に近里遠郷より馬踊繁くして。神前に至ら

むとするに。鳥居の前。津嶋踊の群集に防かれ。既に狼籍度々におよびし事あれは。一社中相議して。堀田氏佐兵衛の庭を借て。津嶋踊の祝儀を請。打こぞりて見物せしに。物換り星移りて。今は堀田氏一家に請る踊となりてより。近里の馬踊さへ是にならひて今に至る。事は古老の日記に委し。おもふに津嶋踊も。天王幷に末社をおどりなば。一先津嶋に帰て。四ケ所の末社を済し。翌日神主社家の祝儀踊もあらまほしき事なれど。次でよけれはかゝる吟味にも及ばすなりもてゆき。剰此の風近里の踊にも見ならひ。且天王の神前にては。不敬軽薄におとりて。却て神主場に至て事をつくし。見物を引。観賞の褒也とおもへるざま。いと歎しき事也。されとも町踊ばかりは。天王の神前。みよし前のことく。事を不残古例し。扨橋越の末社は。金燈籠の宮。市神社。土御前社。八劔社是也。所謂金燈籠宮は。塘下にあり。其もと社はなくて。津嶋惣町四家七氏。其外神民の遙拝所にて。天王鳥居の正面に中り。毎夜燈明を掲げし所也。いつの比よりか。社を建ていまに至る。市神は三社にて。中は天王乃御ん妾。市姫の命東は大歳神西は宇賀魂の命にて。二神共に御ん子也。土御前社は。今市場に有。土御祖神と申て。是も天王の御ん子也。八劔社は下構に有。是熱田の八劔に非す。当社に付ていはれ有る神霊也。日吉の社などに。八劔宮有といへとも。是も熱田八劔には異る神也。委いはれはここに益なければ漏しぬ。此四箇所を踊て後。銘々の惣場にしておどり。他後には望に従ひて踊る事有。是を縁者おどりといふなり。

問　四箇所末社の外に。新宮と称して。御葭を勤請せし社なりしが。今は廃廟となれるよし誠に其の遺址とて疎松の見ゆるはいかむ。答ふ是は津嶋に右の四箇の末社有に付て。五ケ村の産神。氏神の為に建給ふと心得へしより。筏場のみに闕たりとおもへるあやまりより事起れり。一往理有るに似たれども。其のこと天王嶋並に橋越惣村中ともに。

天王四至の御垣の内にして惣称を津嶋といふ事も。御鎮座此かたのいはれ成事をしらず。増て四ケ所の末社も。町中の産神氏神とて建給にはあらず。遠四至の内。同し神地のいはれあるより。所々に建給ひ。しかも天王の氏子なれは。一千余年の祭礼をさへ六月必是を勤め。四家七氏より以来此の神民の由緒ゆへに　公儀訴牒の埒も。神恩を蒙り来る理を志らず。且橋越天王嶋に各別ならば。其始め天王嶋を藤浪里といひしか御鎮座対馬洲より来臨以来。津嶋といへば。天王嶋をさして津嶋と云べきを。橋越迄惣て津嶋といひそめたるにこそ御垣のいはれは深く侍るぞかし。況中嶋郡にさへ末社有て。今に其所より神部十人来て。五月神幸の供奉し。六月みよし祭に預り。神前に神楽を奏す。又屯倉村より。正月の御贄を勤め高台寺村には。五月神幸の時。奏する管絃の役人ありし趣也。此等の理をしらざれば。其あやまりも宜なれど。同しいがきの内なれば。天王を最上の産神と尊び。四ケ所の神社は其所なれば。御子の神達なる事を知て。同しく敬ひ奉るはよし。返す〳〵も僻心得に至れは。伊勢八幡にて中比より本宮の外に由緒を起して。不軌を企し例しのことく。明鏡にむかひて迚もかくれなき心をあらはす例し少からず。彼の心あやまりによりて。寛永十三年の比生出といふ所に御葭着岸の年。村に疫も染行て。物さわがしかりしかば。筏場産神のためとて。件の御葭を勧請し。近国遠里に造営料を勧て。終に一区の社を興し建て後。一社中に遷宮を請求む然ともかねて其有増を告ず。且御葭放は一たび放奉りて後は。蹤跡をとゞめ給はぬを第一の祓とする秘祭にして。其社を興し建ぬ故実なれは中〳〵遷宮の沙汰に及ばす。永く宮所とする事を忌むのいはれを述といへとも肯せす。やむ事を得ずして公儀に糺し。同し寛永十五年に。終に廃広となしぬ。其の遺址古廟廃るゝを儘に。他神。他仏とても其跡に請し奉らぬいはれ有。前神既に跡を社号に垂給ふ所は。再び他霊に替ふる神祟有て。国家の凶兆を招く

いはれあるがゆへ也。且むかしは筏場より下構迄斜に津嶋渡の川ぞひにして。六月の祭も。筏場今市場下構は船上に車楽有し也。米座塘下は。川岸に遠ければ。岡まつりなりしを。薩摩守忠吉公の御寄附に祭料を給はりしより。五ケ村ともに船祭となれり。事は祭礼勘例帳に委し。此川筋も津嶋の渡と称して。万葉集以下の歌書に侍り。いづれの国々とても。歌枕のあせゆくならひ。一度聞に袂を志ほる事而已なり。

問　九町ともに今に至て四家七氏の外。民家を雑えず。又交るに法有と。又一町切りの踊なれば。年によりて踊の可不可あれとも。其儘に勤る事も子細ありや答ふ往々に申つることく。津嶋とは惣称にして五ケ村なり。謂る筏場下構今市場塘下米座是なり。然るに九町の踊とは。氏人の住なれし後世の町割に付て厨子下構は一町也。今市場本より一町なり。高町屋片町は筏場の内なり。坂口橋詰上切は塘下の内なり。米座は一町。是にて九町の踊となれり。又四家七氏といふは。大橋、恒川、山川、岡本、是を四家と称して武林に出たり。堀田、河村、真野、平野、服部、光賀、鈴木は七氏とて公家より出たり。此の外に同時の由緒に付て開田宇都宮野々村宇佐美等の氏族あまた此所に集れる故事有。粗是をいへば。先っ後醍醐の天皇の御宇蒙塵によりて宮々芳野より上野、三川、信濃路などに吟ひ給ひし事有。七氏の先祖等是に従ひて。終に津嶋に来り。四家の輩に由有りて。布屋城に尋入れ奉りし由。其条々は四家七氏の系譜に見えたり。今の神職七氏なれば。是も七氏の祖より伝ふる趣に記し侍れと。神家の七氏になりし事は。中比よりの事にて本よりの氏姓に非す。当社の神家は。惣て海部直の流裔なり事長ければもらし侍る。彼四家七氏の者とも。五ケ村の地士なれは。残れる民家は昔より皆家頼にて。しかも此の四家七氏。六月の祭礼を幹する事に成しより。民家も七氏の由ある方に属して祭礼の課役を勤る旧例なり。此の故に平素の交りは。末々町家氏

家とてもさのみ隔なき事も侍れど。六月の祭とみよし踊の時は。各別にして混さる法式をそなへ。若民家に富有の者あり。或は事の助扶とも成者なれば。願ひに従ひて。其れを饗応のみに設けしめて。初て氏人並の家とするを。町並に入といひ。足を洗ふといふ也。此の例諸州に残りて。或は家頼筋の者は。同し一村の富家とても。揚格子を許さず。門扉を興さしめず。万事其処に糺し来れる故風有。此沙汰山家などに専らきゝ伝ふる所多し。実に朝に礼を失すれば野に求る事しかなり。此の道理をもて。一とせ鼓吹の訴論の時も。公儀に他し国の例を御吟味ありて。事済て今に至れり。又一町切りの踊なれば事足るあり不足ある事は。踊に年を隔つるが故なり。踊の可不可評林茂けれど。古歌にいはゆるへ梅が香を桜の花に匂はせて。柳の枝に咲せてし哉の心をもて見るべし。強て不可を評し可を褒はひがことなり。九町か中に考選して。子供役者を抜群せは。などか勝れたる踊のみならずらむ。唯々梅は梅。桜はさくら。柳はみどり花は紅ひのおのがさまゞ〳〵なるぞ神踊には侍る。志かりあらずや。

問　おとりの始末逐一に承りて能事畢り。胸霧ひらけて青天にむかふ。且つ此あたりを津嶋の渡と云事。むかしいづ方を指ていひたるやらむ、答ふ名寄を見。古き書を見るに其所むかしのざましたる事こそなけれ。諸州歌枕の遺跡相同し。惣て当国は経る古道を考るに。京より東路に行陸路は。洲俣おこし萩原。清須より。馬津湊にかゝ里。それより萱津新溝熱田井戸田をへて。鳴海に出しと見ゆ。船路とても北方よりすれば是も洲俣おこし川より馬津湊に入り。筏場又は下構の南を渡りて。落合村の川にかゝり。伊勢の長生村に上り鈴鹿郡の甲斐河いづみ野を経し趣きなり。八雲御抄、藻塩草共に津嶋渡尾張と有り。万葉集に三野連か入唐の時。春日蔵首が歌に。へ有根よし津嶋の渡りわた中に。大麻とり向ていま帰りこね。とよみ。夫木に中務皇子の歌とてへ今日の日はいかりそへよと船人の津嶋の

渡り風もこそたて。又名寄に鴨の長明が歌。〽伊勢人はひが言しけり津嶋より。甲斐河ゆけば。いつみ野の原云々宗祇法師の名所方角抄に、津嶋渡は今の津嶋にはあらず。萱津の辺など記せるは。当社の由緒此の所の故実に疎くて。唯津嶋の渡とは。川筋をいひて。津嶋の里には非ずとの心なり。然れとも当社の由緒に付てこそ。此等を津嶋の渡とはいふめれ。むかし津嶋の在名此外にいはれなきをや。長明が河道記に市腋の名あり。津嶋の渡を経るに。萱津の辺の海づら曠野の美景を記せり。おもふに佐屋村あたりは後の出来嶋と見えたり。落合村といふも。木曽川と津嶋川の落合なりし名なり。件の船路を惣てむかしより津嶋の渡とは歌にもよみしなり。況や又当宮の旧記にも対馬洲より来臨の時。金船に掉さし給ひて。馬津渡の湊口にとどまり給ふと侍るぞがし。馬津とは今の松川の事にて。此辺り悉く川ならぬ所は。牧にて曠野たりしよしは。古老今に聞き伝ふる事也。又延喜兵部式にも尾張の駅路馬津新溝各十疋伝馬海部愛智郡各五疋と見たり。伊勢拾遺名所集にも。津嶋渡の事委く記せり。末代の今や古き渡のいはれ共にあせ果て拙き翁の言ぐさにいひちらすめるもおこがましといへば。客問ふべき心の種さねつきぬ。〽忘るなよ。ほどは雲井に隔とも。空行月のめぐり逢まで。と古言を打ずんして。名残もおしげなる袂をひかへて。あるしなる翁

〽老の身はするもたのまず玉の緒の
むすぶえにしはさもあらばあれ

と云ひければ。返し客人

〽わすれじの行すゑまではかたけれど


戀躍之圖

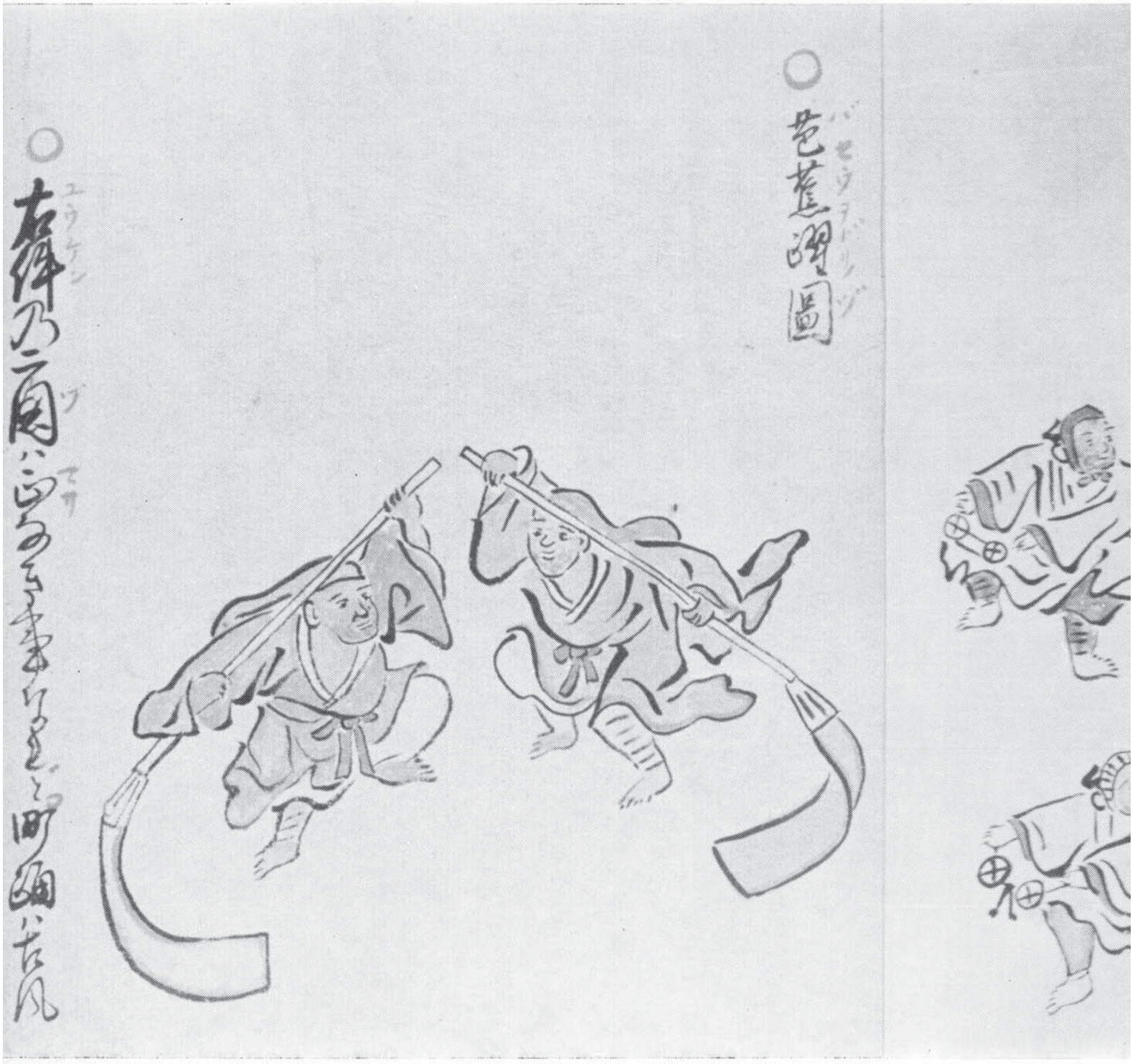
芭蕉碑圖

あふをかぎりの命ともかな

といふふるき言を。又いひずてにいづ地いぬる裳しらず

右件の二図は正なき事なれど。町踊は古風になへて品題は年毎に世と共に事を新にし民家踊も中比仕かへたる品々はむかしにあらず。此の二図の踊も年隔なば事やみて。いかなるざまにやなど後人のおぼめかむ事見るがことくなれば。村田楽より来るざまをしらしめ疑ひを解べきために。形ばかりを記しぬかゝり踊とは。いつれの歌曲芸能にも。序発急とかいひて。はじめは事静に。中比は盛に。畢はかならず急なる事。万端自然の勢ひをあらはせり。されば此かゝり踊も。其初には事しづかにして。歌には四季の風景をうたひするゑの拍子急なる時は。一所に走り懸るがことくする風勢あるゆへに。かゝり踊とはいふなり。芭蕉団の踊も。初には団のかまへ。かゝり踊の傘振のことく。堅さまにおどりて。拍子の時は図のことく。打合せ侍る。囃物は。かゝ里踊に等しく道場太鼓也。又かゝり踊の轡振のうしろに。扣鐘二人有りしとそ。

頃日得曽祖父時綱先生自筆之津嶋躍記本書而以予家之遺稿校之有大同小異故写之以為家珍者也

時寛延庚午年五月廿日　真埜藤豊綱

印　印

浪合記

浪合記

塙＝塙家本
井＝井上頼閭本
岸＝岸本由豆流本

応永四年世良田大炊助政義弥三郎・次岸、井同満義子桃井右京亮宗綱・以下之女ナリまで分注、塙、井同、岸同宗綱父ハ三州額田郡吉良弥三郎有信之子ナリ母ハ桃井駿河守義繁之女ナリ。と議して、妙法院宗良親王の御子兵部卿尹良（ユキヨシ）を上野国に迎奉る。此尹良親王は、遠江国飯谷（イノヤ）か館にて誕生あり。・な塙、井同、岸同御母は飯谷井伊介道政か女なり。延元元年、尹良の御父宗良親王を道政主君と崇め奉り、遠江国に旗を掲て京都・迎へ塙、井同、岸同の将軍と挑み戦ふ。尹良は大和国吉野に御座て、御元服の後正二位中納言一品征夷大将軍兵部卿親王にならせたまふ。元中三年八月八日に源の姓を受させ給ふ。然るを新田、小田、世良田、桃井等其外遠江、三河の宮方与力の者相議して、桃井和泉守貞識（モト）貞識は桃井伊豆守貞綱か男なりを以て、吉野より上野の国へ移し奉る。

吉野より供奉の武士

大橋修理太夫定元、岡本左近将監高家、山川民部少輔重祐或は朝祐、恒川左京太夫信矩、此四人を新田家の四家といふ。

吉野より供奉の公家の庶流

堀田尾張守正重、平野主水正業忠、服部伊賀守正純、鈴木右京亮重政、真野式部少輔道資、光賀大膳亮為長、河村相模守孝清・秀岸、井同、此七人を七（ナ）名字と号す。是ノ十一家を吉野の十一党と、宮方の武士と申なり。二心なく尹良君を守護し

奉る飯谷の井伊介、秋葉の天野民部少輔遠幹、其外西遠江の兵共、・御（岸、井同）旅行を守りて、先駿河国富士谷の宇津野に移し、田貫（タヌキ）か館に入レ奉る。此ノ田貫次郎と申ものは、元は富士浅間の神主也。神職を嫡子左京亮に譲り、宇津野に閑居す。次郎が娘は新田義助の妾なり。其好みによりて宮を請取り奉る。井伊介は親王を宇津野に入奉りて兵共をは残して、其身は国に帰りける。富士十二郷の者は、新田義助に厚恩を受けし者共也。其中に鈴木越後守正茂、同左京亮正武、井出弾正少弼正房、下方三郎、宇津越中守を初我をとらしと尹良を饗応し奉る。同五年の春に宇津野を出御有つて、上野国に趣きたまふ所に、鎌倉の兵共宮を襲ひ奉る。拾弐郷の兵共柏坂にて防・き（嬉）戦ふ。尹良は越後守が館、丸山に入たまふ。桃井和泉守、四家七党守護し奉る。敵数日館を囲て攻けれとも、宮方四方より起つて・り（嬉）鈴木に加勢の兵多かりし。和泉守丸山を出て、鎌倉の大将上杉三郎重房、・方（岸、井同）嶋崎大炊助か陳所に・無（嬉、岸同、井同り、井）懸つて、主従百五拾騎・上杉が（嬉、）備へたる真中（岸同、井同）へ切てかゝる。上杉か兵五千余騎、桃井に追立らる。上杉か郎等、長野安房守も討れ、兵共戦ひ労れて引退く。和泉守追討て行くを、・往（嬉、岸同、井同）嶋崎は桃井か追往く其跡を、取切らんと備へを右になす。桃井是を見て、我勢を二手になして、一手をは嶋崎か三百騎に差向け、残る勢を以て上杉を追ふ。大橋、岡本、堀田、平野、天野等都合弐百・余（嬉、岸同、井同、）騎、嶋崎に向つて戦ひける。嶋崎も前後を取巻れては、悪かりなんとや思ひけん、勢を段々に率ひて、一騎も討れす山浪まて引にけり。上杉は弐百・余（嬉、岸同、井同、）騎討れて、其夜は上（カミ）の一色に陣す。桃井も勢を引て帰る。井出弾正少弼、越後守に云ふは、新田の一族の御働き珍らしからす候へとも、今日の御合戦は某を始め十二郷の兵共皆目を驚し候と云。鈴木か曰、・く（嬉、岸同、井同）老ては何事を申も御赦免を蒙り申にて候、大事の前の小事にて候、君の御供にて候へは、必道すから御合戦に危き御働きは御無用と社覚へ候、今日の御合戦も長追にて候ひしといふ。貞識か曰、・く（嬉）鈴木殿の仰肝に入候、

君の御供申ては合戦は無益にて候へ共、鎌倉の者共桃井か供奉にて候に、何の沙汰なしと存る所も無念に存し、其上逃るが面白さに追候ひし、と笑ひて語りけり。鈴木も路次警固の為に、宇都越中守、下方三郎、鈴木左京、高木・橋塙、井同、岸同太塙、井同、岸同多郎、此四人に弐百八拾騎を差添て送り奉る。尹良は丸山より甲斐国に入たまふ。武田右馬介信長、我館に入れ奉つて数日御逗留有り。八月十三日、上野国寺尾の城に移らせまします。新田、世良田、其外の一族、皆寺尾の城に馳集る。同十九年四月廿日に、上杉入道憲定、兵を上野国寺尾に発し、世良田太郎左衛門尉政親を攻む。政親は戦ひ数回の後疵を蒙り、今はいかにも叶ふましと覚けれは、長楽寺に入て自害す。法名俊山と号す。次郎三郎親氏、勇力を励し敵陣を切抜け、新田に赴く。同年六月七日、木賀彦六左衛門尉入道秀澄か兵廿五騎を農人に出立せ、新田相模守茂則か底倉に蟄居候しを、夜に紛れて彦六か兵共、新田か家を取巻て関の声を揚て、義則進出し戦ひ労れて終に討れけり。同二十三年八月十五日、名月に事寄せて上杉入道禅秀鎌倉の新御堂満隆へ行、謀叛を勧め回文を以て武蔵上野下野に触にける。新田、世良田、岩松等の一族時を待ける兵共、思ひ〳〵に旗を揚る。桃井宗綱、禅秀に加はりて鎌倉を攻め、江戸近江守を国清寺にて討取る。宗綱頓て近江守が首を、武蔵国荏原郡矢口村の川端に梟し、高札を立

今度相州鎌倉於国清寺討、捕江戸
近江守事為　新田義興主仍如件
応永三年丙申十月十日桃井右京亮宗綱

とそ書にける。近江守は、義興を矢口の渡りにて、船ののみを抜て河水に溺らしける。江戸遠江守か子也。同廿四

年正月十日、満隆、持仲の親族上杉禅秀が家頼百七拾人戦ひ破れて悉く自害す。同年五月十三日、岩松治部大輔、武州入間川にて中村弥五郎時貞に生捕れて被誅。桃井宗綱(せられ・塙)は薙髪して下野入道宗徹と名乗(る・塙)。

同三十年、小栗孫次郎満重、鎌倉を背き下総に下りて、結城に楯籠られ、下野入道、幷宇津宮左衛門持綱(尉・岸、井同)真壁新七郎義成、佐々木隠岐入道等、小栗に一味して合戦す。桃井は八月十三日、下野国落合に帰る。

同三十一年、新田小三郎義一(ガズ)、世良田大炊助政義、同修理亮親季(同・塙、岸同、井同)、万徳丸政親、桃井入道宗徹、大江田安房守、羽川安芸守景庸、同安房守景国、宇津宮の一類大岡次郎重宗、宇津越中守道次、大庭雅楽助景平、熊谷小三郎直郷、児玉庄左衛門尉定政、酒井与四郎忠則、鈴木三郎兵衛政長、天野民部少輔遠幹、同対馬守遠貞、十田弾正忠宗忠、大草三郎左衛門尉信長、布施孫三郎重政、千村対馬守家通、石黒越中守、上野主水正、山内太郎左衛門、土肥助次郎、小山五郎左衛門幷四家七党以下の兵共、尹良に供奉し、上野国を出御有て、同年四月七日に、信州諏訪の千野六郎頼憲か嶋崎の城に入御ましま(郎従・塙、井同、岸同)す。同国の住人小笠原七郎政秀、木曽が千久(チク・タ)四郎祐矯幷高坂渋谷か一族等、千野が城に来て、尹良君を慰め奉りて、旅行の御疲れを休め奉る。世良田、桃井其外拾一党の者共、重て相議して、尹良の御子良王君をは、一ト先嶋崎より下野国落合の城に帰し奉る。四家七名字幷桃井貞識、世良田政親、熊谷弥次郎、同弥三郎、桃井左京亮、宇佐美左衛門尉、開田(カイテン)、上野、天野、土肥、上田、小山等御供にて、(に・塙、岸同、井同)七月十八日落合に帰城有之(・て塙)、尹良は千野が城をは八月十日に御立有之(・て塙、井同、岸同)、三河国へ赴き給ひける時、

左遷(サスライ)の身にしありなは住も果む
とまりさためぬうき旅の空

と書せたまひて、千野伊豆守に賜りける。後の世まで千野か家の重宝となる。尹良は三河国に渡(へ 岸同、井同)御有て、吉良の西郷弾正左衛門尉正庸、其外桃井主繁(義 岸、井同)か厚恩せし者共多かりしかは、此者共を御頼有て、上野下野にて時を待新田(ち 塙)、世良田の一族を催し、再ひ旗を揚け、落合にまします良王(御座 塙)と牒し合せ、宮方の残兵を集て合戦しかるへし、と相談一決して、嶋崎の城を御出有り、三河国に趣(へ 塙、井同、岸同)きたまふ。三河より御迎として、久世、土屋等参り候而十三日飯田越させ給(を 塙、岸同、井同)ふ所に、杖突峠(ツエツキ)にて賊卒道を塞て、財宝を心かけ奪(に 塙、井同、岸同)ひ取らんと馳集(を 塙、井同、岸同)り、此の山彼の谷より矢を放つ。小笠原千久か兵、防戦て賊を征す。同十五日、飯田より三河に向ふ。大野村より雨夥敷(多く 岸、井同)降て道路大河の如し。未の刻より風雨烈しく、十方闇夜に等し。野武士又俄(けり 塙、岸同)に起て、駒場小次郎、飯田太郎と名乗て、尹良君を襲ひ奉る。下野入道宗徹、世良田次郎義秋、羽川安芸守景庸、同安房守景国、一宮伊予守、酒井七郎貞忠、同六郎貞信、熊谷弥三郎真近、大橋治部大輔景郷、本多武蔵守忠弘以下防戦ひ、賊を討とも、切とも、賊は案内は能知りたり、彼(カシコ)に集まり、爰(コ)、より馳出て、水陸を走り、畦岸に聚(リ)て、散々に矢を放つ。味方天難遁れかたく、衰運是に極て、尹良遁れさせたまふ事かたく、大井田一ノ井賊の為に討る。下野入道幷政満は、小山の麓の在家に尹良(主君 塙、岸同)の御輿を舁入させ、御自害を勤(メ)奉る。宮は残る人々を召れ、年比日頃の忠義、後の世まで御忘有へからす、とて甲斐〳〵しく御生害有、御連は入道を始て主従廿五人(メ:無 塙、井同)、思ひ〳〵に自殺し、家に火を還て悉く焦爛せしこそ悲しけれ。政満は御遺言を守り、此難中を免(マヌカ)れて上野国にそ帰りける。時は応永三十一年八月十五日に、信濃国大河原に於て尹良親王御生害あり。宮の御腹召れし所を所の人、宮の原といふ。又其時討死せし人々の死骸を埋て一堆の塚とす。是を千人塚といふ也。石搭は信州並合の聖光寺に有り。此合戦の時討死せし人の法名

大龍寺殿一品尹良親王尊儀　後醍醐天皇御孫
大円院良誉宗徹大居士（長・岸、井同）　桃井宗綱入道宗徹
智真院浄誉義親大居士（視・岸、井同）　羽川安芸守景庸
依正院義伝道伴大居士　世良田義秋

良王君伝

御父は兵部卿尹良親王、（御・井）母は世良田右馬助政義か女なり。上野国寺尾の城に於て誕生云云。正長元年四月に寺尾の城より（下野国三河村落合の城に入せ給ふ永享五年に・塙、井同、岸同ウ）上野の国を出て信濃国に赴きたまふ（下・塙）時笛吹峠（スイ）にて上杉か兵共駈来て戦ふ。此時良王君は木戸河内守（ベ）か城に入給ふ。同年五月十二日に、木戸か城を去て木曽か所領金子の館に移りたまふ。千久五郎金子より我館に迎へ奉る。同年冬、（の・塙、岸同）世良田政義、桃井伊豆守貞綱等、良王君を尾張国海郡津嶋（部・塙、岸同）に移し奉り然るへし迚、四家七苗字其外の武士一決して、同七年十二月朔日に、三河国に（を・塙、井、岸同）打越んとて並合に至りたまふ。然る処に先年一ノ宮伊予守に討れし

彼 塙、井同、岸同 が 岸、井同 弟 岸、井同

飯田多郎（太 塙、井同、岸同）が一族、宗綱に討れし駒場小次郎か弟、其外郎等親族共、宮方は親兄の敵なれは此所を通すまし、討取て彼孝養にせよやとて、大勢馳集りて良王を取囲んとする所に、桃井貞綱、世良田政親、児玉貞広以下、並合の森の陰より打還りて、賊徒百三拾余人討捕る。同二日酉の刻より亥の刻迄、防戦の其間に良王をは、十一党、宇津宮、宇佐美、天野、上田、久世、古屋、佐浪等合（アヒ）の山迄退け奉る。貞綱、貞広を始め、野田彦治郎、加治監物已下弐拾一騎討死す。同三日、桃井満昌、合の山にて童共（ワランベ）に向て、汝等は何れの里の者そ、昨日の並合の合戦の終りの様子を聞申さすや、と問へは童等七八人の内にて、一人答て曰、我等は並合に近き村のものにて候、昨日並合の町口の家に、大勢の武士押入て腹切て候由、大将も御腹召れ候由を承候、といふ満昌又、其腹切たる者共の死骸は如何、と問へは、彼童答て曰、武士等切腹の時、家に火を放て候ひしが、折節風烈しく吹て、並合の町、皆悉焼失し候也、今暁何者か知らす（は 塙）、一文字の笠印、一番の笠印、竪木瓜の紋付たる兵共、焼跡を捜（サガ）し、鎧、太刀杯の焼たるを、拾ひ申を見て通り候ひしか、さて哀なる事共なり、と語る。満昌是を聞て、良王君に告申せは、頓て大橋修理太夫定元を召て、満昌に差添られて、平合（ヒラ・谷（ヤ） 岸、井同 並 塙、井同、岸同）より浪合に遣し、討死のもの共を弔はしむ。一文字の笠印は世良田、一番は山川、木瓜は堀田也。孰も満昌定元に逢て、共に泪を落す。政義辞世の和歌を或家の蔀に書おかるゝ。定元死せし人々（親 塙、井同、岸同）の死骸を取集て、並合の西に寺あり、彼寺の僧を頼て葬る。同日の暮に定元は並合より陣所に帰る（討 塙、井同、岸同）。満昌は野武士等か首を梟す。良王君、政義か残し置し辞世の倭歌を御覧有て、御袖を濡したまふ。其歌

おもひきや幾瀬の淀をしのき来て

この浪合に沈むへきとは

此後御供の士卒、此(ココ)に跼(ヌキアシ)し、彼に蹐(セク、マリ)て、天地も広からす。同五日に三河国鳴瀬村に至るに、里人共此人々を疑て入レされは、満昌か祖父の所領、坂井の郷に行て、正行寺を頼む或説に作手(ツクテ)正行寺村に入御云云然ハ坂井の郷にあらさる歟。正行寺は、満昌、親戚下妻知(カ)人なれは、良王此所に四百日御滞留有て、尾州津嶋、大橋定省か奴野の城入(に)たまふ。永享七年十二月廿九日に、良王君尾州津嶋に入御。四家七名宇佐美、開田、野々村、宇津宮、十五人御供なり。時に糧米の絶てなかりし処に、一会村(ヒトエ)より米五拾石余を献す。其米を十五人に頒(ワケ)たまふ。翌年の正月二日より又飯糧絶たりしに、日置(ヘキ)村より米弐拾石を進上す。又其米を御家人に賜ふ。それより十五家にて、正月二日に必米を築事は、是より始れり。津嶋にて年始の嘉例とする也。良王尾州に隠れたまふ後、宮方の武士諸国に蟄居す。其大概如左

桃井大膳亮満昌　三州吉良の大河内に住す、三州桃井と云は此裔なり。大河内坂本の祖。

大庭雅楽助景平　三州深溝に住す。稲吉の祖。

熊谷小三郎直郷　三州高力に住す。三州熊谷は此裔也高力の祖。

児玉庄左エ門定政　三州奥平に住す。奥平の祖。

酒井与四郎忠則　三州鳴瀬に住す。後大浜の下の宮に蟄居す。成瀬七郎忠房太郎左エ門忠親は正行寺に居す。此三人の者兄弟也。新田の一族大館の裔大館太郎兵エ親氏子なり。

大岡忠次郎重宗　三州大草に住す、大江田の裔なり。

鈴木三郎兵エ政長　三州矢矧に住す。

大草三郎左エ門信長　信濃国小笠原七郎政秀の弟八郎政信（後称豊後守）子也。遠江国有玉の高林善八郎政頼か弟なり。

天野民部少輔遠幹　遠江国稲葉の城に居住す。対馬守遠定の父也。遠幹、永享七年十二月兎を稲葉にて狩し、富樫の林介に附て、三州の政親に贈りしなり。

布施孫三郎重政　小笠原か郎等也。信州より良王を供奉し、三州に趣き野呂に居住す。

宇津十郎忠照　三州前木に住す。桐山、和田、大久保の祖なり。元は駿河国富士郡の住宇津越中守二男也。

宇津宮甚四郎忠成　同国大久保に住す。

熊谷越中守直房　近江国伊吹山の麓、塩津に住す。雨森が一族となる。江州熊谷は是なり。

土肥助次郎氏平　土肥三郎左ェ門尉友平子なり。尾張国愛智郡一色に居住す。

長谷川大炊助重行　越中国名子の貴船山の城主石黒越中守重之が子、尾州春日部郡如意に居住す。

矢田彦七之泰　堀田一類、尾州春日郡（部の・嶌、岸同）矢田に住す。

此外諸氏所々に潜居せし者猶多し。悉くは記すに不遑。

永享七年十二月二日合戦討死の法名

定綱（貞カ）院義功鉄柱居士　桃井貞綱

大充（・・天光・嶌、岸、井同）院真誉紅月居士　世良田政義

是は良王、津嶋奴野の城に御座の時、先年討死の武士等が、薨後の弔はせ給ひし時の法名なり。良王の供奉の僧蓮台寺某阿（一本弘）、□相模国藤沢の遊行の弟子、良王の御供にて尾州津嶋に居住せり。依之蓮台寺を建立す。

吉野より尹良親王に供奉せし僧には

明星院　実相院　宝寿院　観音院は良王の祈願所なり。依之上野の国より、尾張国津嶋迄供奉す。仍之、津嶋に観

音院の一寺建立あり。天王の社僧となる。四箇寺也

一品征夷大将軍尹良親王□□応永卅一年八月十五日、信濃国大河原に於て薨す。大龍寺殿と号す。尾張国海部郡門真（カドマ）庄津嶋天王の社の境内の若宮是也。永享八年六月十五日に拾一党の者、社を建て祭る。同郷大龍寺は親王の御菩提所也。良王君、明応元年三月五日逝去、御年七拾八（歳 塙、岸同）、瑞泉寺殿と号し奉る。同三年三月五日に天王の境内に社を建て、御前大明神と称し奉り、始て祭る。

永享七年十二月廿九日に、良王津嶋天王の神主の家に渡御、七名字の者共神楽を奏す。此吉例末代迄用ゆへしと（八）や。同年正月元旦雑煮を良王に上る。魚なし、伊勢蛤を羹とす。御飯は半白米也。汁は尾張大根の輪切。鱠は小鰯（塙、岸同）のにたるに、大根の削候を（塙無 岸同、井同）入て奉る。此年より御流労なし。永享八年二月十一日、京都より平井加賀守広利、公方家の命に依て、三千の兵を卒して三河遠江に来り、新田の余族を捜り求む。故右京亮政義の男、万徳丸政親、此時（物 岸、井同）（時に 塙）は蔵人と称して、三州の松平に隠れ居たるを生捕て、梅原肥前守に預け、桃井満昌を正行寺にて捉へ、江州志賀の沢田八郎に預け、児玉貞政を奥平にて捉へて、布施因幡守に預て、広利此三人を将て京都に帰りて室町の獄舎に入（け 塙）る。扨、彼三人五月三日には、三条河原に於て誅せらるへきに定まりしに、広利情有るものにて、幸其頃遊行上人の在京なるに依て、広利自ら彼の道場に行て、竊に上人に逢て申す様は、彼三人の命を何とそ上人の了簡にて助け給はり候へと頼けれは、上人も哀なる事と思ひて、翌日弘阿弥を以て将軍義教公に申上らるゝは、三州におひて召捕られ候三人の新田の族類、近日御刑罰あるへき由承候、夫に付古例は、同氏の朝敵の首は、朱塗にして梟し候とかや、昔時頼朝卿の弟、其外同氏の者の首を藤沢に梟させられし時も、朱塗にしけりと伝へ承り候、さあれは今度

も古例のことくせさせ給ひて然るへし、と申上けれは将軍聞召て、古例を用ひよと有事尤なり、其上朱にて塗なは首も早く腐れまし、とて便ち広利を召て、彼三人か首を刎て朱塗にして獄門に梟へし、と命し給ふ。広利此命を聞て、頓て竊に彼三人を獄舎より出して巳の家に潜(カク)し置、獄舎の内にて彼三人の年の程似たりける罪人三人を誅して、其首を朱にて塗り獄門に懸る。其後、政親、満昌、貞政三人共に遊行上人の弟子と成、剃髪して彼宗の宗僧に伴て回国に出けるに、将軍義教公は赤松満祐に弑せられ給ひし後には、世間も広く成て、満昌は三州に帰り、大河内式部少輔と改称し、貞政も又三州に帰り、作手に住し奥平監物と称す。政親は、改阿弥陀仏と号して上野国万徳寺に入て、行ひすまして御座しけるか、文正元年十月に寂し給ふといふ。永享十一年洞院大納言実凞、三州に流されて大河内に居し給ふ。嘉吉三年、帰洛有て内大臣に任せられ(る)、実凞帰洛の時、松平太郎左衛門尉泰親は冨る者にて、金銀を借し抔して帰洛を賑しめて、実凞に従ひて京に至る。泰親カ女は実凞の妾なり此妾に男女一人有り是を富永五郎実興と称す。三州冨永の御所と云は、即此実興の事なり。三州山本の祖父尾崎、山崎等も此子孫也。実凞公を東山左府と称す。従一位に叙せらる。康正三年に出家法名元鏡と云。博学宏才の人なり。尾州津嶋の天王の祭礼の法式、船十一艘を飾りて、十一党の者各其紋を付たる幕を、それ〳〵の船に張也。此船の始る事は、同国佐屋村に、台尻大隅守と云剛の者あり。此者は良王の讎敵なり。此台尻を討へき計策なく、天王の神託に依て斯の如くするなり。十一党の者共、台尻大隅守か一族を皆船一艘に乗て天王の祭礼を見に来ると、聴(ヤガ)て十艘の船は、津嶋に置、大橋か船一艘は一会(ヒトエ)村におき、大隅守か船の津嶋の方に遭過る時、大橋か船を推出すへし、大橋か船を出したる相図を聞て津嶋にある十艘の船を推出し、台尻か船に漕寄せて、彼の船を前後より取巻て、台尻を討へしと相議して、台尻か船の津嶋の方に漕来るを伺ふ処に、大隅守は此計策を知らす、一族を船一艘に乗せて津嶋に漕寄て

祭を見る所を、十一艘の船大隅守か船を前後より取巻て、時の声を揚て彼船を忽に水中に打沈む。其彼一族とも或は討るゝ者も有り、或は溺れて死する者もあり、卒に残らす討亡さる。此時宇佐美、宇津宮、開田、野々村は陸に有て、水を游(オヨギ)て上るもの共を討捕る。其時の例に依て、宇佐美、宇津宮、開田、野々村の四家は、末代迄も祭の船を出さぬなり。大矢部主税助は、台尻か一味の者なりしが、良王に内通して台尻か船の幕を取て、船中の能く見ゆる様に致せり。是に依て台尻を容易討亡して、十一党の者、良王君に一味の人々、台尻討たと悦ひ勇て、祭の囃子言葉によりて良王君後の世迄、此祭の時は吉例として、今日のことく噺すへし、との命に依て、夫より後、年々の祭に此噺子を用けるなり。又台尻を討しは、十四日の夜なり。十一党の乗たる船には、一頭一党の者の外堅く禁して乗せず、或は他家を乗する時は、四家七名字の者の装束を免(ユル)して乗するなり。是をは主達家と名つく。又良王自ら神主の家を継て天王の境内に御座し、四家は奴(ヌノ)野の城に居て宮中を守護す。七名は、社家供僧の往古より執行し来る所の、神事祭奠にも毎晨宮中に出仕して、洒掃以下怠慢の下知する役人也。宇佐美、宇津宮、開田、野々村は津嶋五ケ村の町人、百姓、其外他国より参詣の武士を改る役人なり。

尾張国海部郡門真(カトマ)庄津嶋社

午頭天王は、欽明天皇の御宇海部郡中嶋に光を現す。是を見れは柳竹に白幣(シラニギテ)あり。神託に、我は素盞烏尊也、此所に座して日本の惣鎮守となるへし、との御告に依て社を建て、崇奉(アガメ)る。始て柳竹に現して鎮座したまふより、柳守を居守(キモリ)とは号するなるへし。

村上夫皇の天暦二年戊申勅使有て社を建給ふ或説日中嶋郡王之村の大神神社(オホワ)御同体云云　今の柏森の地也。

後村上院建徳元年正月二十五日、正一位を授け日本の惣社と号す　午頭天王　八王子　一王子　是津嶋三所ト云

後亀山院弘和元年の冬、勅命を奉(ウケ)て大橋三河守定省造営す、今の宮地なり。

左太彦宮(サダヒコノ)　今の弥五郎殿是なり

武内大臣と平の定経と二座なり定経は地主の神なり。後村上院正平元年七月十三日、夢想ありて堀田弥五郎正泰後従五位下任左エ門佐・叙　塙、岸同、井同崇祭る。時の人願主の名によりて世に唱て弥五郎殿(トノ)と云。

好野(スノ)ノ城

大橋三河守定高、正慶元年始て築く。其前は城なし。右大将頼朝卿より大橋の先祖肥後入道貞能に隠退の領として、尾張国海部郡門真庄を永代下したまふ。是故に足利家天下を知りたまふと雖、大橋氏領地下文・の　塙、岸同のことく也。定省か・知　塙、井同、岸同　頼朝卿・塙、井同、岸同時、良王を津嶋に隠し申せとも、京都より何の子細なかりしとそ。

肥後守平貞能、文治の比より津嶋に居、す・塙、井同、岸同、貞　塙、井同、岸同以下隣村なりマテ分注　岸、井同　塙一字下ケ其子定経は肥後国に住せり。貞経か子大橋貞康は三河国額田郡に往て居す。其所を大橋と号す。大河内、中根、大橋、此三ケ村は隣村なり。

尹良親王御女、桜姫と申す。姫君は、大橋定省に嫁し給ひて、数多の男子を生す修理亮貞元三河守信吉等也。

大橋伝

其先祖は九州の守護、大橋肥後守平貞能末葉也。肥後守は、平家滅亡・の(塙、井同、岸同)後は肥後国大橋と云所に蟄居す・せり(塙、井同、岸同)。其後宇都宮に仕へて常州に趣き、出家す。三河国に移りて住す、其所を大橋と云ふ。然而尾張国熱田に潜居す、時に農家の女二人を妾として各二女を生ず。斯て頼朝定能を尋・貞(塙、井同、岸同)しむ。尾張国原太夫か扶助するよし聞えけれは、梶原源太景季に命して原か城を攻しむ。貞能自ら景季の陣に行て捕れ人となる。景季は貞能を擒にして鎌倉に帰る。即比企谷の土の籠に入る。貞能か妻の、肥後の国にて生めるなんし一妙丸後称貞経父の生死を知らん為に、鎌倉に下りて鶴ケ岡の八幡・宮(塙、井同、岸同)に毎日毎夜詣(マウデ)て、高声に法花経を読誦して、父の事を祈る事数月に及ふ。一妙丸か容色尋常の人と見えねは、見る人皆奇異の思ひをなせり。此こと・を(塙、岸同)頼朝卿の御台所聞召されて、頼朝卿と語りたまふ。頼朝卿即一妙丸を召・ち(塙)て、其趣意を聞しむ。妙丸泣々父の事を詳に申上る是に依て(塙)頼朝卿憐愍有て貞能か命を助け、又安堵の下文(クダシブミ)を賜りて九州に帰さる。是大友の祖なり・元(塙、井同、岸同)。

源ノ一法師貞能か家をたまふ也。貞能を尾張にて扶持せし原太夫高春は、千葉上総介広常か外甥(継)也。薩摩守忠度の外舅・平(塙、岸同、井同)也云云。貞能か子大橋太郎貞経か後裔、世々尾張三河に居住す。貞能か尾張にて生せし四女子二人の妾同月同日に二女を生す・と(塙、岸同)。後頼朝卿四女を鎌倉に召・に(塙、井同同、岸同)て、一人は三浦の佐原太郎景連に下・を(塙)さる、真野五郎胤連か母也。一人を佐々木三郎兵衛西念に下さる、小三郎盛季か母也。一人を安芸国羽山介宗頼に下さる。一人を大友四郎太夫経家に下さる、豊前国行直か母なり。彼四女の生れし里を、末代までの験とて其村を四女子と名つく。其後四女子の母を神に祭りし社あり、後是訛・を(塙、井同、岸同)て朝の宮と号ぬとなむ。

長享二年戊申九月十八日

古本云
天文二年癸巳三月五日写之不可及他見者也

右波合記一巻

崇巌院羽林公蔵本也拝閲之際乞以謄写之備家乗時

宝永六年己丑初秋也

天野信景

享保五年十月以民部少輔遠幹裔治部信景所蔵本令人写之自校讎之

前大僧正実観

享保六年癸丑仲冬以大僧正実観之本写之

佐枝氏尹永

享保八年癸卯春二月写之

渡辺玄包

以燕晋蔵書写之

（朱書）

明治十七年三月以塙氏井上氏所蔵之本並岸本由豆流所旧蔵之本校合了

「信濃宮伝」

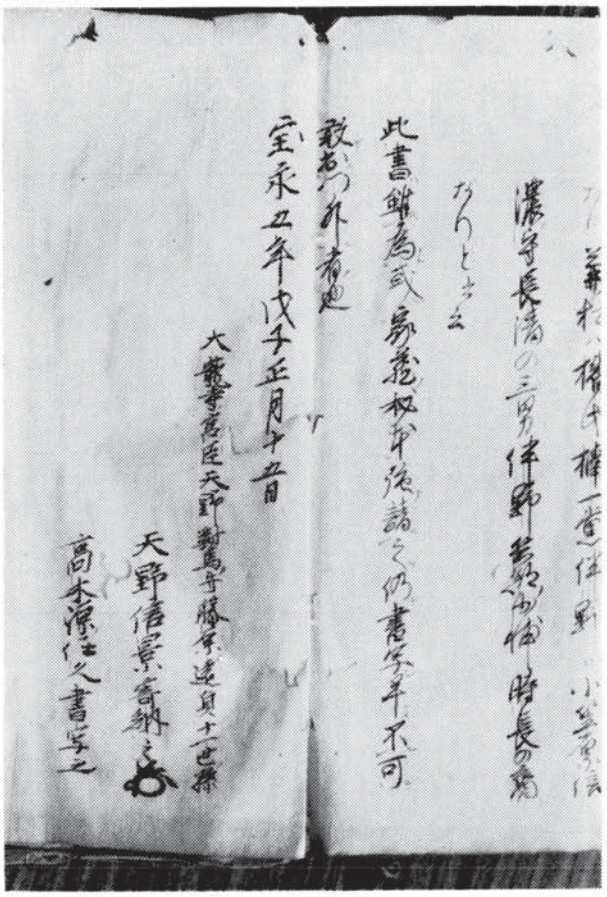

信濃宮伝

延元元年の冬、主上後醍醐ノ天皇忍びて都を出させ給ひ、楠正成が一族など召具し、芳野に入らせましましける。一品宮は後醍醐ノ天皇第三ノ皇子、御母は贈従二位藤原ノ為子、権大納言為世ノ卿の女也。始は妙法院へ御入室ありて、一品法親王尊澄と申ける。天皇隠岐ノ国遷幸の時、讃岐の宅間へ移されさせたまひける。元弘三年御帰京後に御還俗ありて、宗良親王と称ぜし一品中務卿に任じ、征東将軍に補して東国にまし〳〵ける。信濃宮と申、又は上野ノ宮とも称じける。始メ遠江国にもまし〳〵ければ、伊井谷ノ宮とも申ける。

近江国打出ノ浜より御船にめされ、美濃路を過(ヨギ)らせ給ひて、尾張ノ国犬山という処へわたらせまし〳〵ける。犬山は宮の御領也。同国中嶋の堀田修理亮之盛一ニ作ル正盛一ニ、海部の大橋三河守定高等参り集り、遠江国へ送りまいらせける。井伊ノ介道政甲斐〳〵しく御供つかうまつりて、己が領内奥ノ山の城に入れ奉り、新介高顕をして国中の親族に触て招キ集けるほどに、秋葉の天野の一党を始、奥ノ山乾(イヌキ)二股入リ野等兵我も〳〵と参りける。当国の守護今川五郎国範、軍を率して攻まいらせけれども、御方度々勝利を得て御勢もいやましに附にけり。同じ二年の冬、鎮守府将軍顕家、新田徳寿丸など数万の軍を以て鎌倉を攻破りし左馬ノ頭義詮逃亡せり。三年正月、顕家宮を具し奉りて、許多の兵を率ひ上洛せられける。尾張国熱田社へ奉幣の御事ありしに、大宮司昌能待加り奉りて、軍兵を添まいらせける。美濃ノ国の住人堀田美濃守貞満を御路しるべとして黒血川まで上らせたまひける。然に高ノ師泰、桃井直常等大軍を備へて支(サヘ)へ戦ひしかば、御方利を失ひて多は散りうせける。宮は伊勢ノ国へ渡らせまし〳〵けるが、又美濃の雲出(クモヅ)川に凶徒等待請奉りて、打留まいらせんとひしめきけれども、御方の兵打破り伊賀路を経(ヘ)て芳野に入せまし〳〵ける。其ノ九月、宮々東国に御下向あるべきとて伊勢ノ国より御船を出しけり。海中にて風あらく、御船ども方々に吹つけら

れさせまし〳〵ける陸奥ノ大守の御船は、伊勢国篠嶋といふ処へ吹還し奉りしかば、芳野に帰らせまし〳〵けるが、幾程なく帝位を践せ給ひける、後村上ノ院是なり。北畠ノ親房卿の船は、常陸ノ国内海ノ浦につきぬ。一品ノ宮と西応寺ノ宮との御船は、遠江国白羽の湊に漂ひ着せまし〳〵て、重て井伊ノ城に入らせたまひける。井伊ノ高顕、天野、乾、奥ノ山等二心なく迎へまいらせけれども、御方の勢少かりしかば、三河ノ国足助ノ城居城なり足助重春が へ移し奉るべき由議せしが、駿河ノ国に興良親王宗良ノ御子 兼てよりおはしまして、御方仕まつる者も多きと聞しめされければ、彼国へぞ下らせまし〳〵ける。狩野介貞家を始、入江、蒲原、富士、宇津峯の兵ども仰ぎ奉りて、しばし御心安ゥぞ御座ありける。四年八月甲斐ノ国白洲を過りて、信濃ノ国諏訪へ入らせたまひける。高坂四郎高宗、無二の志を尽して渋谷ノ一族、並ニ上松の者ノともを招き集ける。今年八月十六日、天皇崩御、後村上ノ院即位。興国三年、北方の御方宮を迎へ奉るべき由申ければ、ひそかに越中ノ国石黒が名字の家に入らせたもふ。其冬宮常陸ノ国小田城に遷らせまし〳〵ける。春日ノ中将顕時 親房連枝、持房の孫持定ノ男也。一条少将具信、 唐橋修理ノ亮 或ハ越後守ト云也等供奉す 此時奥州の宮方、伊達宮内ノ少輔行朝、石川、石橋、河村、田村、南部、滴石等一味し、斯波、岩手の両郡へ責入り、稗川貫出羽ノ守を打取ると云也。五年三月、佐竹、結城、相馬、小田の城に寄来る。顕時、具信を始、小田治久以下ふせぎ戦ふ。大将結城直朝、其外佐竹が一族等多ゥ亡びうせにき。かゝりしかば鎌倉より、高ノ三河ノ守発向し、方穂ノ庄にいたり、三村山に陳を取る。御方さへぎりて戦しかば、賊千余人打れて師冬引退きけり。七月、武蔵ノ国吉見彦治郎頼武、軍士を率て御方に参りぬ。又奥陸の白川親朝、日比忠戦を励しければ、修理ノ大夫に任ずべき由令旨賜りける。師冬師を進て責ゝ来りしが、小田の一族宅戸、田野等命を捨て戦ひしかば、北郡新城の戦ひに打まけて駒楯の城へ引退く。御方やがて追ひ打て師冬が陳所を焼払ひける。されども長治忽チ心変リ小田少将治久と共に、師冬に与し敵となりしかば、御方の軍共も心々に見へし。親房、顕時、具信、秀仲等、宮を

奉じて関の城に移し入レ奉りける。其後宮、ひそかに顕時を具したまひて、下妻の城に御座をうつさる。十一月、師冬小田、佐竹を催し村田の庄に着陣し、関の城を攻む。一手は大宝の城の北、寺山におしよせ一手は三戸ノ七郎大将として、大平、高橋等数百騎を率し、城の南、長峯に陳しける。顕時、具信軍を追て打出、合戦あり。信、遠両州の兵共御方に参りて、やがて凶徒を追退けける。村田ノ庄、四条駿河守、其ノ子因幡守は敵におしへだてられて、散り〴〵になりにける。六年、宮は越中国へ渡らせまし〳〵て、明る年の春、信濃ノ国へ帰らせたもふ。此ノ間、結城親朝等そむき奉りて、師冬に与(クミ)しける。正平四年、上野ノ国新田ノ庄寺尾の城を築て、宮を居(スヘ)まいらせけるほどに、近国の者ノ共多く参ぬ。七年新田左兵衛ノ佐義興、武蔵守義宗、左衛門ノ佐義治、大江田式部ノ大輔氏経等と議し、義兵を起し大軍を率して宮を奉じ、武蔵ノ国に打出、足利ノ尊氏と処々に戦ひける。一戦に御方打勝しかば、頓て鎌倉をも攻落して基氏を追出し、御方替り入ける。義宗は尊氏を追打ッべしとて、宮を大将軍になし奉り、信濃国ノ碓氷(ウスヒ)峠にて大に戦ひしに、数万の敵横(ヨコタ)わりて御方多ク討れけり。御軍しきりに危かりしかば、宮をば義宗はかりて、世良田修理ノ進親季等に託し、士卒を添まいらせて、信州諏訪へ送らせ奉り、義宗は越後国へ遁れて、時を窺ひける。宮の御子興良親王は、近年遠江国秋葉山に隠れまし〳〵けるが、今川しきりに害心を企て、打取りまいらすべしとてよせ来りければ、秋葉ノ城主天野周防ノ守景顕、無勢にして力なく、君の御命をたすけ奉るべきはかり事に、一旦降人となり親王をは擒(トリコ)のごとくにして、自御(ミ)供つかうまつり都に登り、二条ノ大納言為定の館に入れまいらせける。扨こそつゝがなく渡らせまし〳〵けれ。一品ノ宮は、十余年の春秋を上野、信濃の間に送りむかへさせ給ひ、正平二十四年の夏、民部卿光資を信濃に留め置たまひて、宮は尾張ノ国犬山へ出させまし〳〵、同じ国磯辺ノ里より御船

にめされ、伊勢路を歴て芳野に御上りあり。故院後村上ノ院正平廿四年三月崩御。の御墓（ミハカ）にまいらせ給ひ、御仏事など執行なわせまし〳〵ける。同じ冬、信濃へ下らせたもふ。文中三年九月、興良ノ王、北京にてかくれさせたまひける。其冬宮は又芳野へまいりたもふ後亀山ノ院の行宮（アンキウ）にて、千首の和歌を奏せまし〳〵けるとかや。天授三年の冬、信濃へ御下向の時、和州長谷寺にて御飾を落させたまひし。信濃の宮方、皆背奉て高坂が外は頼ミましますべき者なかりしほどに、五年芳野に遁れ入らせまし〳〵、それより河内国山田ノ庄に御閑居ありける。弘和元年十二月、新葉集を撰びて奏せたまひける。其後重て遠江国に御下りありて、終に井伊谷にて隠れさせたもふ。御年七十三ときこへし。方広寺の無久和尚宮の御弟御葬送の事など執り行なわせ給ひける。冷湛寺殿（ドノ）と申せしは此ノ宮の御事なり。御子尹良王は始は南朝につかへたまひける。或記に正二位権中納言と云也。井伊介道政が女の腹に生れさせたまひしかば、始は遠江ノ国にまし〳〵けるが、正平の比上野ノ国へ移らせまし〳〵、天授五年に芳野へ上らせたまひて、二品親王の宣下を蒙らせたまひぬ。主上北朝と御合躰の後も猶ヲ南方に隠れ留（トヾマラ）せ給ひしが、応永四年二月、伊勢ノ国へ出させたまひ、それより駿河ノ国富士谷宇津峯に移り、田貫左京ノ亮が家に入らせたまひける。東国の宮の御子にてまし〳〵ければ、彼ノ方ざまの残卒もあまたつれ従ひまいらせける宇津峯ノ宮と称じ、又田貫の長者と号す。七年五月、遠江、駿河などの兵を召つれさせまし〳〵て、上野ノ国新田ノ庄寺尾城へ移らせたもふ。其折から処々の武士等支へ奉りて、爰かしこにて御軍ありけり富士合戦白洲合戦、十年四月、御方一方の大将とも頼ミたまひける新田相模守義陸義治の男一ニ作ルニ義則一ニ富士の戦ひに打まけし後は、相模ノ国山中ノ木賀彦六入道秀澄が在所に隠れて時を窺れしに、秀澄いつしか心変（ガハ）りし鎌倉にかくと告ゲ知らせければ、管領より安藤隼人ノ佐重基を打手に向はせける秀澄、義陸を欺て底倉の温湯に入れ、あへなく殺害しける。やがて上野ノ国なる宮方の残党をも攻べしとて、安藤、木賀多の勢

を率して向ふ由きこへけるほどに、宮は世良田右京ノ亮有親等に具せられさせたまひて急に寺尾を御発(ヒラ)きあり。下野ノ国に妙福院ノ宮まし〳〵ければ、落合の城に御座を移され、それより信濃ノ国諏訪の千野頼憲が湯崎ノ城に遁れさせまし〳〵ける。桃井大膳ノ亮満昌、堀田尾張守正重、大橋修理ノ亮貞光、平野主水ノ正業忠、天野民部ノ少輔遠幹等、旧功ノ者共百余騎、供奉して高崎、安中、碓氷の敵を衝(ツキ)て、やう〳〵に信濃に入らせたまひける。三十一年四月、後亀山ノ院太上天皇、山城の嵯峨にして崩御ありしかば、御子小倉ノ宮は、伊勢ノ国へ忍びて御下りありけるとなん。其ノ八月、宮は参河ノ国足助へ移らせたもふべしとて、諏訪より伊奈路へかゝり出させ給ひしに、飯田太郎、駒場小治郎、伊奈四郎左衛門等、二百余騎にて待請まいらせ、並合(ナミアイ)の小山の麓(フモト)、大河原にて散々に支(サヘ)とめ奉りける。御方にも八十余騎命をおしまずふせぎ戦ひ、飯田、伊奈を始十二三人打取ける。されども敵大勢とりまきて、世良田大炊ノ助義秋を始、羽河安芸ノ守景庸、熊谷弥三郎直近等以下二十五人討れければ、宮はとてもかくても遁れさせたまわぬ御運をしろしめし、御子良王主(ヌシ)を、二心なき武士共に託し、参河ノ国へつゝがなく送り入れまいらせよと、御はからいありて大河原の民家へ入らせたまひて、火を放て御自害ありし。爰にて義に徇(シタガ)ひ奉りし者、又多かりし。明(アケ)の日、聖光寺の僧、御死骸を尋出し葬し奉りけるとかや。御法号を、大龍寺殿(ドノ)と称せし。此時妙福院ノ宮も、信濃より美濃へ移らせたまひしが、可児の錦織(ニシコリ)辺にてとらへられさせたまひしとなん。扨良王主は、参河ノ国設楽郡作手(ツクデ)の正行寺といふ所へ、残卒等御供申てふかく隠ゥしおきまいらせしかども、吉良、今川が一族是を聞(キ)つけまいらせ、打取り奉るべしとて国兵を催すよし聞へければ、其ノ年十二月、尾張ノ国明知山を歴て海部ノ郡門間ノ庄津嶋、大橋三河ノ守貞省が奴野ノ城へひそかに移しまいらせ、赤目の横井一党と一味して守り奉りけるとそ。薨逝

の後瑞泉寺殿（ドノ）と号せしとかや。

応永三十一年甲辰八月十五日、信濃ノ国伊奈郡並合合戦同年参河国に移り入し諸家は皆宇津峯ノ宮方の兵士也

世良田万徳丸政親　永享八年入京出家
桃井大膳亮満昌　大河内ノ祖
大庭雅楽助景平　稲吉ノ祖
大橋修理亮貞光
堀田尾張守正重　安富　細見　浦上　一見
天野対馬守遠貞　乾　奥山一家
天野藤左衛門尉長弘
大館与四郎忠則　酒井ノ祖
大館七郎左衛門忠房　成瀬ノ祖
大館太郎左衛門忠親
岡本左近将監高家
平野主水正業忠　堂上ノ船橋、伏原ノ祖　武家ノ神田ノ祖
熊谷小三郎直郷　高力ノ祖
服部伊賀守宗純

真野式部大輔道資
山川民部少輔朝祐
児玉庄左衛門定政　奥平ノ祖
鈴木右京亮重政
恒川左京亮信矩
河村相模守秀清
光賀大膳亮為長

此外牧野、鵜殿、菅沼、開田、宇津宮、本多、宇佐美、野々村、副田、戸田、園田、久米、永田、小山等五十余家也。始は正行寺村に入〻、其後参州諸郡に分居す。又尾張、美濃、近江等へ移りしも有りときこへし。其ノ子孫所々に多し。

信濃宮伝終

附　録

尾州津嶋ノ四家

大橋　岡本　山川　恒川

同所七党

堀田　平野　服部　真野　鈴木　河村　光賀

右の中、応永より永享まで追々尾州に移り住せしとかや。故右府信長公の御時敵対しけるも、後は幕下に属しける。太閤秀吉公の御下知を背ク事有りて、多は亡されし家もありとなん。

津嶋牛頭天王ノ社は、嵯峨天皇の御宇祠を建ッと云云頼朝卿以来、鎌倉より造進牛頭天主ノ社　一王子ノ社　八王子ノ社

後村上ノ院建徳元年庚戌正月、正一位を授ケ日本惣社と号せらる。

後亀山ノ院ノ弘和元年辛酉、御造営三河守定省奉二行ス之ヲ一。弥五郎殿は、正平元年丙戌七月十三日、堀田弥五郎正泰、姓祖武内ノ宿祢を祭る正泰後に右衛門ノ佐に任じ従五位ノ下叙す興国四年正月河内ノ国四条畷にて戦死。

津嶋祭、永享八年丙辰六月十五日始四家七党より出し初むと云々。

津嶋ノ神主の初、尹良親王の御孫良新（ニヰ）なり。良新男子無き故、小田井大学ノ助平ノ定常嗣となれり。中嶋郡氷室村を領せしと。云々。

同国一ノ宮ノ四家

関　兼松　佐分　伴野

是も亦、宮方の残類なりと云伝へし。按ずるに正平廿二年北朝ノ貞治六年二月、関東ノ宮方平ノ一揆、葛山と武州河越に戦ひしが、同年六月、平一揆攻落され、伊勢ノ国へ遁れ上りぬ。此子孫亀山に住せり。関一党是なり。佐分も平家なり。兼松は橘氏、楠一党。伴野は小笠原信濃ノ守長清の三男、伴野兵部少輔時長の裔なりと云々。

此ノ書ハ雖モ為リトニ或ル家蔵ノ秘本一強テ請ヒレ之ヲ仍テ書写シ畢ンヌ。不ルレ可ラ敢テ出ス二門外一者ノ也。

宝永五年戊子正月十五日

大龍寺ノ宮ノ臣天野対馬ノ守藤原ノ遠貞十一世ノ孫

天野信景寄納之　花押

高木源任久書写之

狂言「対馬祭」

シテ　太郎冠者　縞狂言袴・腰帯・扇
アド　主　段熨斗目・上袴・小サ刀・扇
アド　酒屋　主同断

主　このあたりの者でござる、召使う者を呼び出し談合いたす事がござる、太郎冠者居るかやい
太郎冠者　ハア
主　あるか
太郎　お前に
主　早かつた、汝を呼び出すは別の事でもない、今晩客事を申し受くる、汝は大儀ながらいつもの酒屋え往（い）て酒を取て来い
太郎　畏つてはござれども、このお使はお許されませい
主　汝は何とて其様にいうそ
太郎　いつもの酒屋は前々の酒代を遣はされませぬによつて、酒をおこする事ではござらぬに依つて、このお使はお許されませい
主　いつぞやも其様に云うたれども、取つて来たではないか
太郎　其時もおこすまいと申したを、いろいろと申して取つて参つてござる、も早そうそう申さるる事では

ござらぬによつて、お客来はお延ばしなされたらようござりましよう

主　いやいや、何れもえ廻文を廻したればおりやろうとあつて、点が掛かつて来たによつて、延ばすことはならぬ、何とぞ汝が才覚を以つて取つて来い

太郎　其儀ならば畏つてござる、（主そのまま座す太郎向うゑ向く）扨も扨も迷惑なご用を仰せ付けられた、さりながら参らねばなるまい（道行）

誠に頼うだ人のように代りも遣はされいで、酒を取つて来いと仰せ付けらるる、よもや酒屋がおこそうとは申すまい、さりながら、面白おかしう申しないて取つて参ろうと存ずる、いや参る程に即ち是じや、ものも案内も

酒屋　表に案内がある、案内とはたそ

太郎　いや私でござる

酒屋　えい太郎冠者、何と思うて来たぞ

太郎　此間はお遠々しうこそござれ、お変りなさるる事もござらぬか

酒屋　なかなか変る事もない、して今日は何と思うてお出やつたぞ

太郎　只今参るは別の事でもござらぬ、いつものおくどのを詰めて下されい

酒屋　おくどのとは何の事でおりやる

太郎　酒の事でござる

酒屋　いや爰な人は、そなたの頼うだ人のように、前々の酒代をもおこさいで、何と酒がやらるるものでおりろうぞ

太郎　其儀も申してござれば、近日屹度御算用致そうと申しました、何とぞ詰めて下されい

酒屋　そなたの、今日は持てこう、明日は持つて来うのとおしやれども一円算用がない、酒がほしくば代りを持つておりやれ

太郎　御尤ではござれども、頼うだ者も今夕珍客を得ますることでござるほどに、何とぞお心入れをもつて詰めて下されい

酒屋　いやいや某の心入を以つて詰めてやる事はならぬ、是非ほしくば代りを持つておりやれ

太郎　すればどの様に申してもなりませぬか

酒屋　いかないかな、ならぬ事でおりやる

太郎　それならば是非がござらぬ、もこう参りましよう

酒屋　おりやろうか

太郎　なかなか

両人　さらばさらば（太郎少し向うえ行き又戻る）

太郎　やあやあ私は失念致いた事がござる、前々の分は格別、今日の分は持つて参りました

酒屋　やあやあ今日の分は持つて来た

太郎　なかなか

酒屋　それを最前からおしやらいで、詰めてやらいで何としよう、ちとそれにお待ちやれ

太郎　心得ました（酒屋腰桶を持ち出で）

酒屋　のうのう今日の分は持つて来たとおしるやによつて、結句いつものより念を入れて詰めておりやる

（太郎樽を見て）

太郎　実とご念が入りましたと見えて、先ず外と家がらがようござる、やがて持つて帰り、頼うだ人に見せて悦ばせましよう（と樽を持って行く）

酒屋　のうのう先ずお待ちやれ（と止めて）代りを置いて行かしませ

太郎　やあやあ

酒屋　代りを置いて行かぬかとの言い事じや

太郎　代りの

酒屋　なかなか

太郎　実と代りを進ずる筈でござつたに、はたと失念致いた、どれどれ進じましよう（と懐中をさがし）はて合点のゆかぬ（と袖を持ち一ぺん廻る）

酒屋　落しはせぬか

太郎　たしか頼うだ人のお手より受取つて、懐え入れて参つたと存じましたが（一思案して）いやこれえ参り

しなに衣類を直いてござるが、其時棚のはしに置きました、これを持つて帰りすぐに取つて参りましよう

酒屋　のう代りが無ければ酒をやる事はならぬよ

太郎　爰な人が、その樽の一樽や二樽取り逃げには致すまいし、そのようにはせぬものでござる

酒屋　あながち取逃げにおしやると云うではないが、そなたは聞えぬ人じやぞや

太郎　何と致しました

酒屋　代りのある時は外の酒屋え行き、代りの無い時は某が方えおりやる、その様な届かぬ事では猶々酒をやる事はならぬよ

太郎　さては此間参らぬによつて、さように仰せられますか

酒屋　なかなか

太郎　此間参らぬには仔細がござる

酒屋　それは如何ような事でおりやるぞ

太郎　頼うだ者が尾張の対馬祭を見物に参られましたその供に参つてござる

酒屋　なに尾張の対馬祭の見物にいた供におりやつたか

太郎　なかなか

酒屋　あの神事は聞き及うだ祭じやが何と、ちと咄いてお聞かしやれ

太郎　□が咄しましょう、まず路次すがらが面白うござる
伊勢浦えかかれば浜辺で千鳥を取りまするが、これが何よりの見物事でござる
酒屋　それは如何ようにして千鳥をとるぞ
太郎　まず浜辺に大きな網を張り、浜（はんま）千鳥の友呼ぶ声はと申せば、千鳥がちりちりやちりちりと
申してかかりまするが、何よりの見物事でござる
酒屋　何とその千鳥のかかる処を学うで、見する事はなるまいか
太郎　なかなかまなうで見せましょうが、これには相手がいりまする
酒屋　何んじや相手がいる
太郎　なかなか
酒屋　相手には誰がよかろうぞ
太郎　されば誰がようござろうぞ
酒屋　いや誰かれと言わうより某がなろう
太郎　こなたせらるるか
酒屋　なかなか
太郎　それならば此方には、扇を開き向うを屹度見、こちらを見ぬようにして、浜（はんま）千鳥の友呼ぶ
声はと仰せらるれば、私が千鳥のかかる処を学うで見せましょう

酒屋　それならばちと言うて見うか

太郎　言うて見させられい

酒屋　心得た、浜（はんま）千鳥の友呼ぶ声は、これでよいか

太郎　なかなかようござる、さあさあはやさせられい（酒屋扉開き、向うを見て）

太郎　ちりちりやちりちりちりや、ちりちりとちり飛んだり

酒屋謡　浜千鳥の友呼ぶ声は

太郎謡　ちりちりやちりちり、ちりちりやちりちり、とちりとんだり

酒屋謡　浜千鳥の友呼ぶ声は

太郎謡　ちりちりやちりちりや、ちりやちりやちりやちりや（と酒屋太郎を見る）

太郎　あれ見させらるるな

酒屋　爰は見ぬ所か

太郎　今のは千鳥がかかる所でござつたに、見させられたによつてあれ立ちました

酒屋　それならば見まいものを

太郎　よい時分には左右を致そう程に、こちらを見ぬようにして、はやさせられい

酒屋　こちらを見ぬようにな

太郎　なかなか

酒屋　心得た（又前の如く）浜千鳥の友呼ぶ声は、浜千鳥の友呼ぶ声は

太郎　いやちりちりやちりちり、ちりちりやちりちりちりや（とさし廻し、かざし樽を取りさし足にて逃げる、酒屋見つけて）

酒屋　のうのう、そこな者

太郎　ちりちりやちりちりや（と酒屋を見る）

酒屋　その樽を何とするぞ

太郎　これは千鳥がかかつて、一羽ずつのくる体でござる

酒屋　千鳥はかからずともようおやる（と樽取戻し元の処へ置く）これは面白うない、何なりとも外の事を咄いて聞かさしませ

太郎　それなれば山を引く体じや迄

酒屋　それは又如何ようなる事でおりやる

太郎　大きな山をしつらえまして、老若共に、ちようさやちようさや、と申して其声について山を引く事でござる

酒屋　これを咄いて聞かさしませ

太郎　これには山がいりまする

酒屋　山は某は持たぬが

太郎　そのあたりに山になりそうな物はあるか、見させられい
酒屋　何が山になろうぞ、此あたりには何もないが（此時太郎樽を持ち行く）
酒屋　のう〳〵〳〵
太郎　やあ
酒屋　それを何とするぞ
太郎　これが山になろうかと存じて
酒屋　これが山になるかや（と樽取り返す）
太郎　山ではござらねども、此方さえ山じやと思召せば先ず山でござる、幸いこれに緒がついてござる、これを引き綱に致いて引きましよう
酒屋　それならば山の心にして引かしませ
太郎　扨これにも相手がいりまする
酒屋　相手がいらば身共なろうか
太郎　それならば此方には、ちうさちようさと云つて、浮きに浮いてはやさせられい、私の山を引く体を学うで見せましよう
酒屋　これも言て見うか
太郎　言て見させられい

酒屋　心得た、ちようさ、ようさ、ようさ、ちようさ、これでよいか

太郎　なか〳〵ようござる、さあ〳〵はやさせられい。

酒屋　心得た（扇にて手を打ち浮き）　ちようさ、ようさ、ようさ、ちようさ

太郎謡　えいさら〳〵（と樽の緒をほどく）

酒屋　ちうよさ、ようさ、ようさ、ちようさ

太郎拍子　やつとこ〳〵〳〵な（と繰返し緒を手に持ち行く。綱の下をくぐりなどし、扨次第に早め、遂に樽を橋掛りの方迄引いて行く、酒屋これを見つけて）

酒屋　のう〳〵〳〵

太郎　えいさら〳〵〳〵

酒屋　その樽を何とする

太郎　山を小路え引きすえた体

酒屋　いや〳〵山は引据えいでもようおやりる（と樽を取る）、免角そなたは此樽をあちこちとするによつて、面白さがほうどさむる、何なりとも外の事を致さしませ

太郎　何を咄いだものでござろうぞ（少し考え）いや矢鏑馬（やぶさめ）〳〵

酒屋　それはどのようなことじや

太郎　まず一町に三ケ所の的を立て、十二三のちご達が皆一様に金襴の衣裳を召し、弓矢を持つて馬に乗り

（跨る体をして廻る）ひし〳〵と射させらる手許の綺麗さ、あたりのきらびやかさ、これを咄いたならば、明年は何が差し置いて行かせられうぞ

酒屋　これを咄いて聞かさしませ

太郎　これにも道具がいりまする

酒屋　何がいるぞ

太郎　馬がいります

酒屋　某は馬は持たぬよ

太郎　何ぞ馬になりそうな物があるか知らぬ、やあやあ幸これに竹杖がござる、これを馬に致いて乗りましょう

酒屋　これはよかろう

太郎　扨これには警固がいりまする

酒屋　警固がいらば身共なろうか

太郎　それならば此方には、馬場のけ〳〵と言うて、馬場先の人を払はされい、馬に乗る体を学うで見ましょう

酒屋　それならば馬場先の人を払おうか

太郎　私は馬に乗りまする（太郎竹に跨る、酒屋扇開き）

酒屋　太郎冠者乗つたか〳〵

太郎　乗りました〳〵（酒屋左手を扇にて向うゑ押し分ける体）

酒屋　馬場のけ〳〵（といいながら廻る）

太郎　お馬が参る〳〵（と後よりつき行く）

酒屋　馬場のけ〳〵

太郎　お馬が参る〳〵

酒屋　馬場のけ〳〵

太郎　お馬がまゐる〳〵（太郎冠者者橋掛え行く）

酒屋　ややいそれをば何とする

太郎　これか

酒屋　なか〳〵

太郎　頼うだ人の方え、お馬が参る〳〵（と樽持ち入る）

酒屋　南無三宝たらされた、あの横着者どちえ行くぞ、人はないか、捕えてくれい、やるまいぞ〳〵（追込む）

「天王お蔭

絵本津島の渡り」

枇杷じまはし
てんわうきうちうニいる

天王　　絵ほむつしま□
おかげ　　わたり

天保さんねむ□□□
三なづきなかころし□□た也

尾府　　かげつあんきせう
の□じ□ゑがく



天王おかげ発端

天保三年辰五月中旬より、我尾津嶌の天王へおかけまいりはしまりて、去寅年、伊勢参宮のごとし。日毎に群集せり。此発りを尋ぬるに、始めハ熱田の町々にて疫病流□□□□□□行しか□、熱田太神宮へ町々より此事をいのりしに、御託宣ありて、津嶌天王へ参るべきよし御告ありしかば、直に熱田の町々ハ津嶌へ参詣せしとぞ。夫より此事をはなし伝へ、□つたへて、府下の町〳〵、及び在辺迄も、我も〳〵と参詣する事になれり。とりわけ、六月はじめよりハ、市中、我おとらじと善美をつくして賑ハへる粧ひを、後世までもつたへまほしくて、拙き書画をかへり見す、一ツ二ツを図にうつして、是を津嶌のわたりと題し早ぬ。

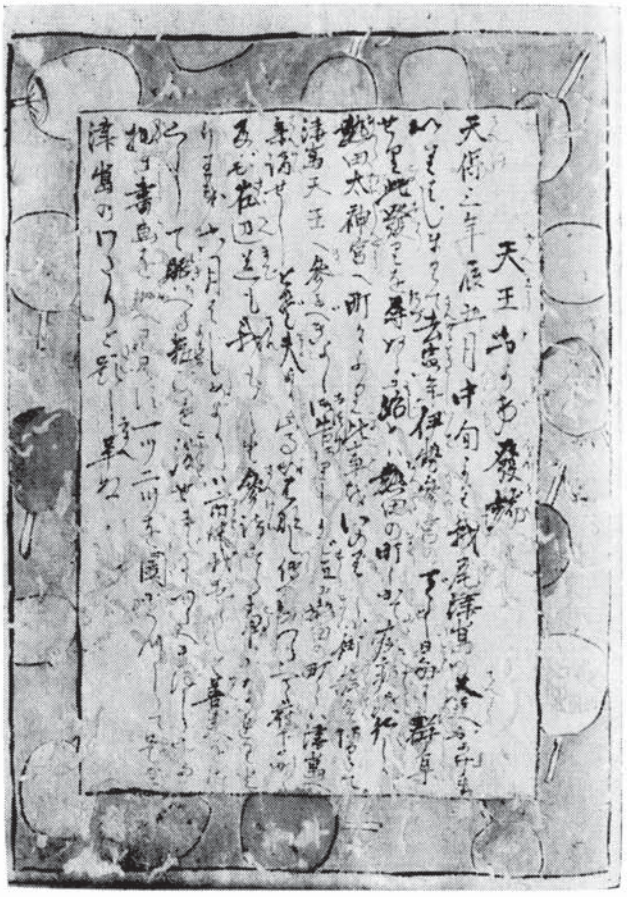

枇杷嶌橋

扨、爰に画かけるびわしま橋の辺ハ、日毎に早朝より、名古屋連中のいくむれも、昼過ぐる頃までハ、ひきも切らす、又、八ツ頃ゟハ下向の人之つとひ来りて、さしもに広き橋上も、朝から晩まで、つめもたゝぬ大賑合、先、参詣の連中ハ此道のミにあらず、佐屋街道も夥しけれと、此本にハまづ上かいだうを画き、是ハ端手なるれんちう、多き故なり。

脇ざしのさやかいどうのちからより、かミ街道のおかけたのまん

びわしまや、よつのおかげのつしまゆ幾、そろひきつたるだしも、いしやうも

つしままでのみちのりいへば、五里しやうも、いのれおかげの名古屋連中



御蔭参の連中、堀江縄手より法界門の橋にかゝりたる景

府下より津島までハ、道のりハずか五里にして、往還にて十里ゆへ、若き物ハいふに及ハず、女子供老人に至るまで、多くハ日がへりする者多きゆへ、朝五ツ前より、未前後までハ行者夥しき群集にて、夫ゟハ又かへりの連中におしもわけられず、扨、こゝに画がきたる連中ハ、堀詰町の連中にて、男女の差別なく、赤き日傘をさして堀江縄手にかゝり、長くつゞきたるさまハ、大きなる蜈蚣かと思ハれしるし持の天窓を法界門の橋へぬつと出したるハ、俵藤太もびつくりすべし。清姫もはだしならん。実に大そうなる事どもなり。扨、このだしハ赤・紫・青のちりめんにて、長き吹ぬきの風になびく粧おひ見事〳〵。

むかでぞと、見るもことハり花だしの、おあしをたんとかけし見事さ

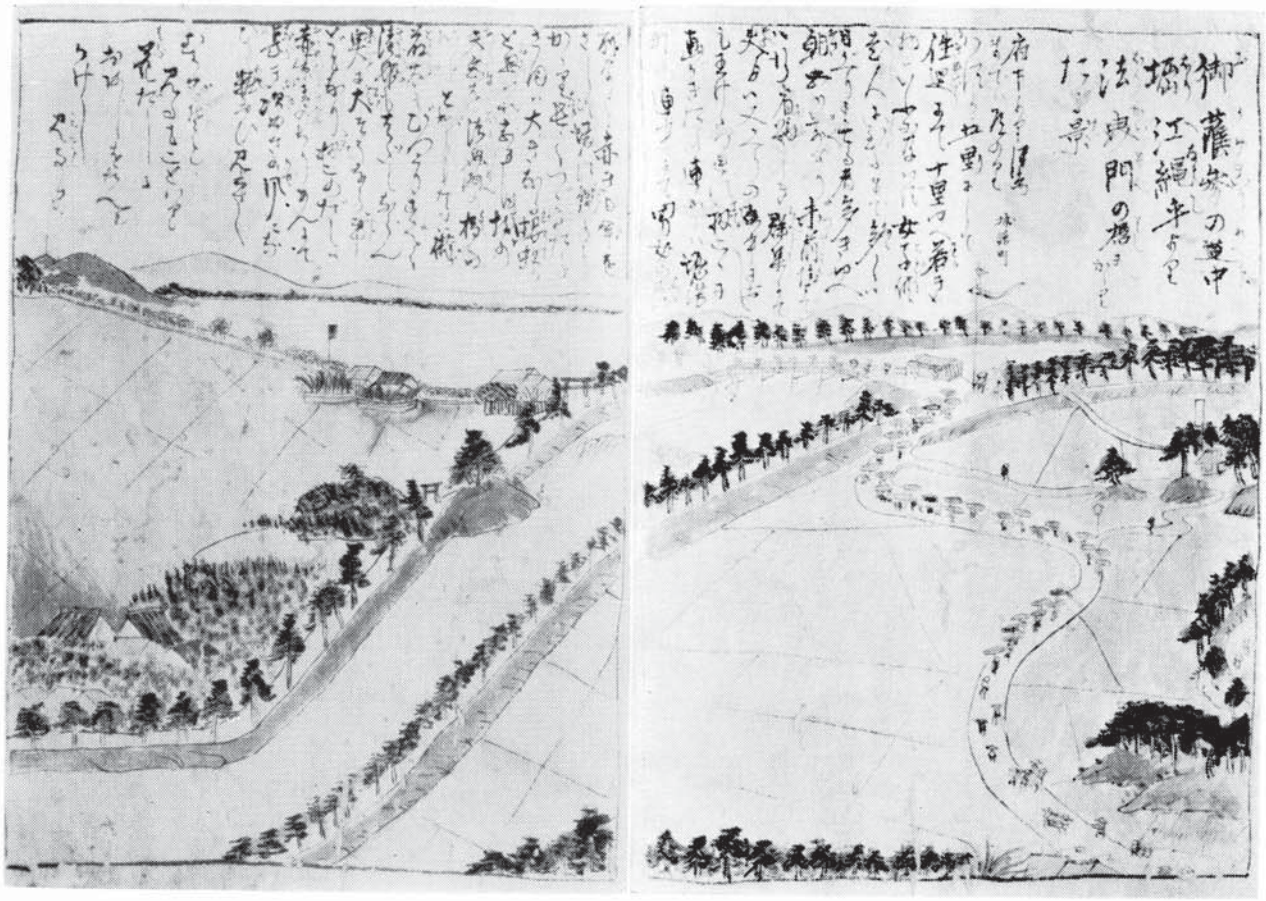

甚目寺茶屋

前にも誌せるごとく、いづれも日がへりなれハ其時によりてハ、いつかふしづかなれども、朝五ツ頃に家を出れバ、つしままで、つめもたゝぬ大賑合なり、扨、此本に画ける花だし、あるひハ連中の出立など格別に目立たるを画し故、其日並にかゝわらず、たとへハ壱丁の内に、五月参りたるもあれば、又六月の参詣人も画き、或は雨□天に行たる連中も、おもしろきだしなどあるハ天気よき図の中へ書なれハ、其あやまりをたゞし給ふべからす。且、佐屋街道を行たる連中も上かいどうへ書入たるなど、かれ是、あやまりかぞふるにつきず。見ゆるし給へかし

上長者町を題す

道成寺をだしにつけつゝ道して、かねまきちらす、きほひれんちう

淀町を題す

参詣にそうたんハ二度三度より、淀まちれんのだし

そ、花やか

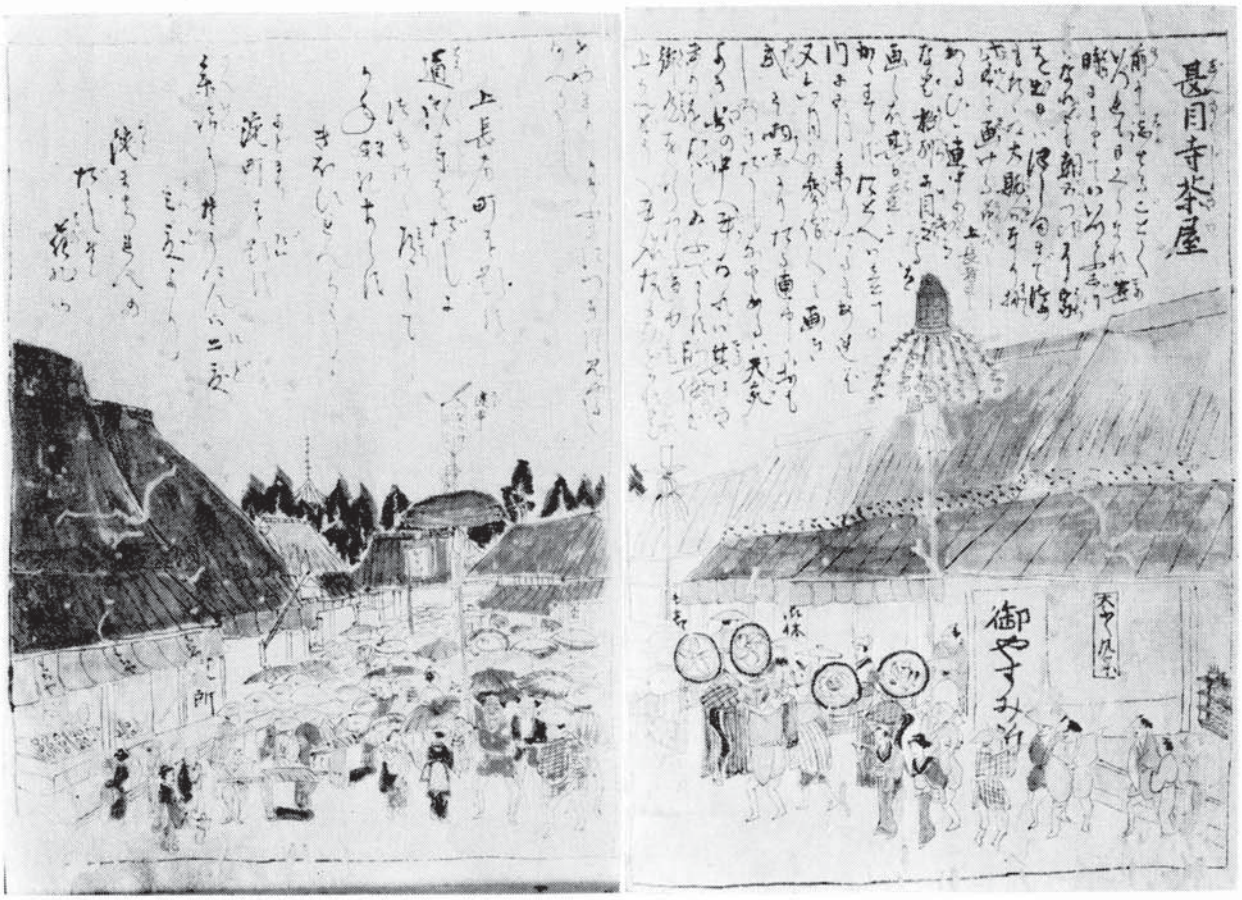

木田縄手

甚目寺より新家・冨塚あたりを過て、木田縄手にかゝれバ、次第に参詣の同者、夥しくなりて、いづれも組〳〵のたしを立つらね、ヤアトコセイの木遣りをうたひつれ、又は三宝荒神に乗たるなど、さながら伊勢のおかげ参りに異ならず。されハ、此節ハたれもおかげの気になりて、此道筋も西へ行者ハ皆〳〵つしまへ行かと思ハれ、東へくる来る者ハおかげのかへりなるべしと、うたがハる。前がけさげた釣人や、あとがけ草履はく子供まで、ミな一同に立出て、おもハず知らず参て来る神の御利生、殊、とうとく思ハれ侍べる。

うかれつゝ、おもハず爰に木田なわて、すぐなる道を神にいのりて

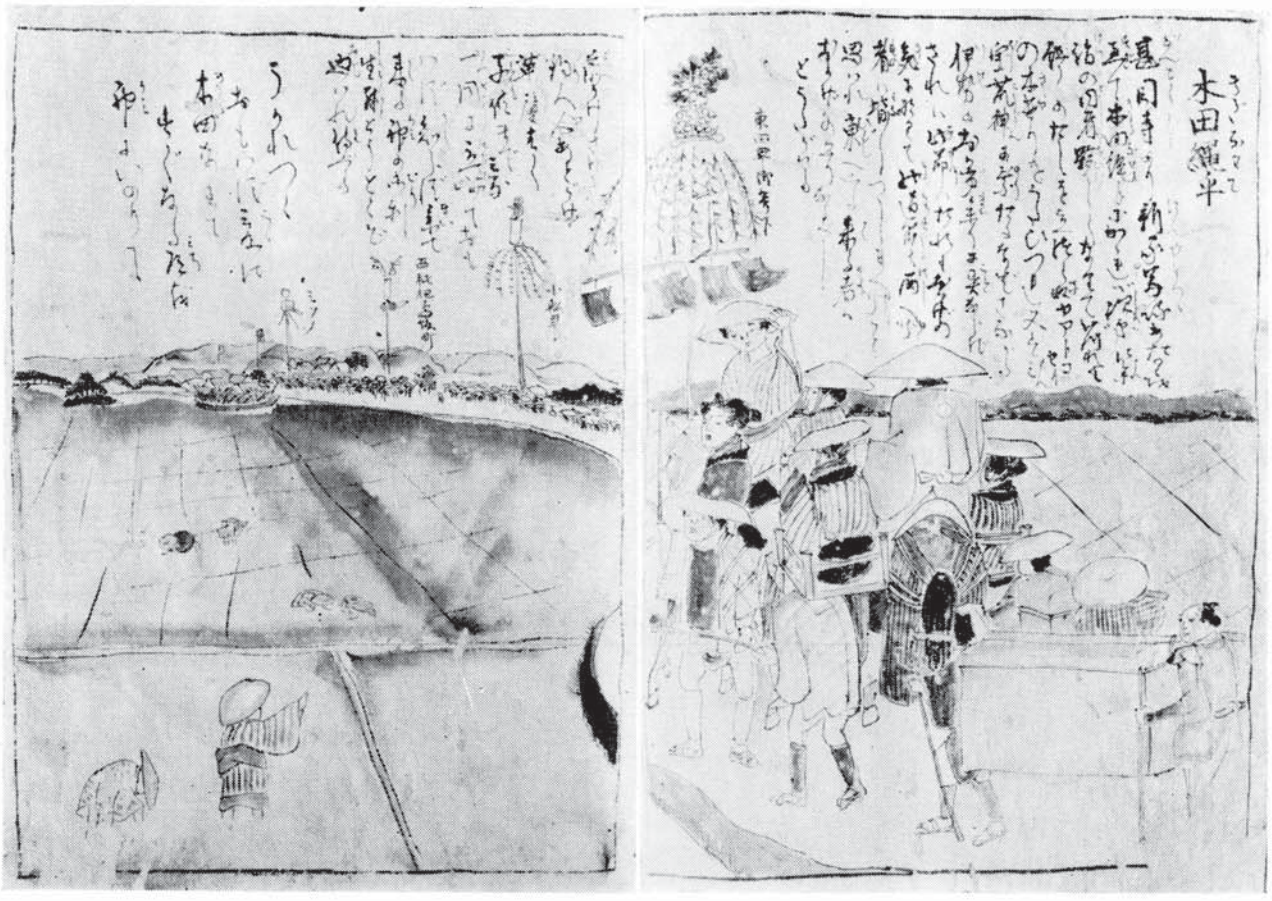

木田村茶店（きだむらちやみせ）

休（やす）まんと、しやうぎに、こしをかけまくも、かしこき神（かみ）のおかげ御利生（ごりしやう）



森山立場

爰に茶屋二軒ありて、多くハ西の茶にて休む者多し。又道々あまり賑合ニて喰ふ物もなきなどいふせつなる故、魚の棚茶やむきへいゝつけ、御膳かご・長持などに弁当を入て、荷なハせ、其店の料理人等つきて行者もあり、あるひハ焼めしに香の物にて、自分〳〵にもちて行ものもある故、休ミたる所にてハ、多くハ弁当をつかふ。今爰に、画がける連中ハ魚の棚・永安寺町の連中ニて、いづれも、しやれ□きのひとへ物に、白きもじの羽□を着、女ハ駕籠にのり、又、おとこにも足のよハきハ馬にのりて、誠に見物の目をおどろかしたり。



扨、だしの幟にて猩々緋に黒にて、名古屋魚連と文字をぬつたり。永安寺町ハ笠鉾なり。実かゝるうつくしきだしハめつらし。見事〳〵。

魚連のだしぞ花やか見事さ、ゑひあんじして出たるれんちう

花だし多くハ細画にして文字わからず故に、其町々所々を側に誌せり。但し、側に町名なきハ其所さだかならず故に、追てしるす。尤も数多き事故、委しき事ハ誌しがたし。大概、六月十日頃までのうち、かくべつに目立たるだしのミを画く。たゞし、其出立などハつまびらかならず。



森山より蜂須賀まで縄手の景

縄手ハいづくとても、一面に見わたされて、景色よけれども、取わき此森山より蜂須賀までの縄手ハ、道筋いろ〳〵うねりありて、組々の花だし何本となくかさねりて、あつさをしのぐ涼風に、へんほん□□粧ひハ、又たぐひなさ、観なりけり。あハれつばさありて、天ゟ是を見たらハ蟻の道などにも似たらんと思ハれ、実ありがたき神国のおかげにや。神さまの事ニつきてハ、恐れ多くも、上一人を始め奉り、三公九卿士農工商雲助などハいふも更なり。たとへ木の□下、菰の上、犬ふす野べの非人までも、おかげといへバ、出立も足もとかるきわら草履、お



もき玉ぐしをいのらんと、皆、正じきのかうべに鉢まきしたり、笠着たり、うつくしきものも、一やうにそろひゆかたの染色や、神に願ひをかけおびの、いのる心も深川や、おあし茶利なるおどけれん、ごさんぐじまやミへがうし、ミへよきなりの評判ハ、高しまちゞミ今はやる八ツふじつけしはでいしやう、目ざましかりし出立なり。

夏の日の、あつさも何かいとうべき、神の御影のありとしらずや

又、蜂須賀近けれバ

はぐれても、だしを目当る連中ハ、はちすかたんな道ハとほらす



勝幡橋

爰も連中の立場にて、殊に賑ハし。井筒やなどいへるよき茶あり、しかれども、茶屋の賑合ハ甚目寺・木田・森山辺に其のあらましを画きたれば、此所にハ略して誌さず。こゝの出はなれ、日光川の上、新川の橋の所を誌す。此節、此道通りハいづくも同じ賑合にて、高きひくきのわかちハなけれど、花標具たてた、きおひれんも、りやんこにあつてハ道も片より、うつくし物にあつてハ、いかつがましき武士も脇へよつて、通り筋のこしやうなし。

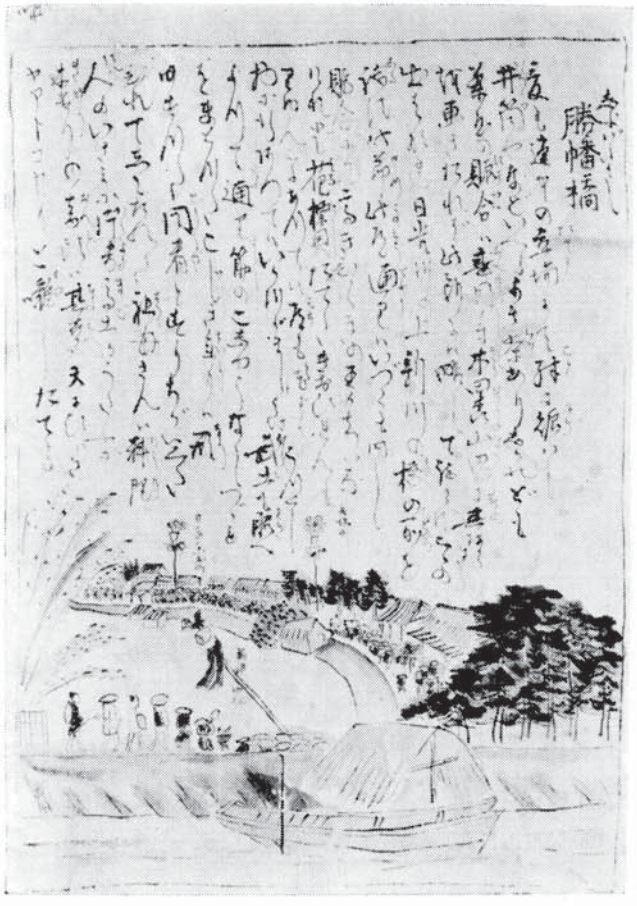

つづれをまとつたこじき参りハ、形ほすつた同者とすりちがい、くたびれてしミたれた祖母さんハ料理人のいさミに片寄。馬士かうたふに木遣りの音頭ハ其声天にひゞき、ヤアトコセイと囃したてる。三宝荒神の秀女の声にハ見物ぞつとしてきもをひやすべし。誠にめづらしき賑合なりけり

せつたいのお茶煮へかへる群集に、おされてなんとしやうばたのはし

参らんと出る夏の日あつぶすま、名古屋同者の形で花やか

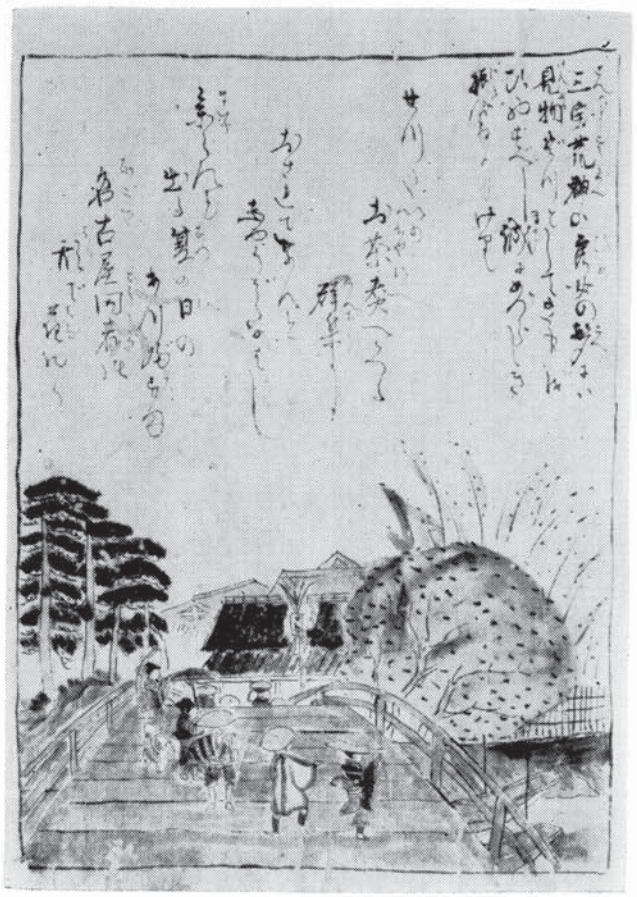

築切

勝幡の橋を越へて此所へ出、爰迄来りて後を見れば、右にハ勝ばたばしの群集を見、夫より堤をいくむれも来るありさまハ、御祭礼の警固に異ならず。扨、前にも誌せるごとく、かゝる群集ゆへ、連中参りハ弁当を持来りてつかふゆへよけれ共、一人や二人の者ハうどんかめしても喰ハねハならず、尤、直段ハ高からす、多くハ十二文なれども、皿の真中ニ少し盛りて、二口三口にハたらず、万事、此通りにて、喰物ハ随分あれ共、高き事ハたとへがたし。また、俄に雨ふり出せる時ハ、傘・ござの類ひも高きとぞ。扨、□伊セのおかげハ諸国に御札ふりて、い



づくも町々に祀りある所あまたなりしが、此たび津島のおかげハ、諸所へあかた御はらひの降りし咄しを聞す、□予か目前に見たるハ駿河町へふりたり。尤、伊勢の御札のごとくして祀れり。此外も神系図一代守など降りたりといふ説あれど、たしかにハ見ず、且、あつたより参り始めて、夫よりつしま辺の在にうつり、今、名古屋もつはらに行。尤、府下近き在辺も参詣人一向少しせり。しかれども、いまだ他国の参詣人ハ一向少し。漸〳〵、たま〳〵一むれづゝあり。

老人のくたびれ足を引ずりて、漸〳〵爰に、つきりのむら



根高入口

此所の入口右のかたに、せつたいあり。扨、爰に画かける連中ハびわじま二ツ入のれんちう也。女ハおもひ〳〵の端手いしやう着て、男ハ一ようにに白きひとへものに、八ツふじ□こんにて染たり。又中にハおどけの子供になりて、大みたらしを道々喰ひゆくさま、見物の大笑ひをなさしむ。さ□だしハ枇杷を作り、此実にハひやうたんを用ゆ。よきさいくなり。

枇杷じまの二ツ杁なるおどけ連、三ツよつさへてこそ行

売物の根高と聞ばせつたいに、くむ茶はやすし、休め人々





津嶌北口

此所ハつしまの入口にて、□□何れも此□(辺)りよりハ、いよ〳〵いさミ立て、夫〳〵にうたひつれ、つしまに入て休む。また、此あたりの小供、いせの川さきあたりの小供を見習ひしにや。往来に出て銭を乞ふは、ことし、おかげの始まりし故なるべし。誠に此おかげにつきて、御神前の御初尾ハ更にもいはず、御師宿やを始め、茶屋・煮うりやの繁昌、朝からばんまでです□□な〳〵入来る客に、大かた、うまいものハ売きらし、漸々、うどんやめしのばき〳〵□□ちよつと肴で酒でものむなら、それこそ、とんだ目にあふぞ、用心し給へ〳〵。

群集□おされて爰に北口の、せきやうのお茶のあつき夏の日

東より西きをかざる連中を、□南見に出たる北口の人



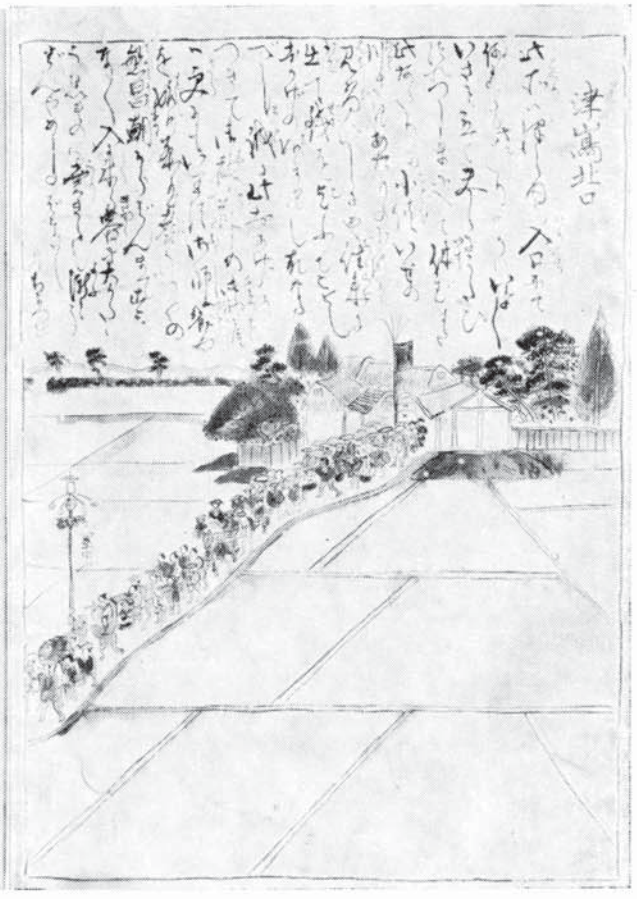

団扇店

うちわの店は、つしまに多し。其内、二三軒にて作り居る所あり。かくべつ安し。おかげにつきて、いろ〳〵、新板出たり。

天王のおかげをたれも、あおげとて、爰ハうちハを□□名物とせし

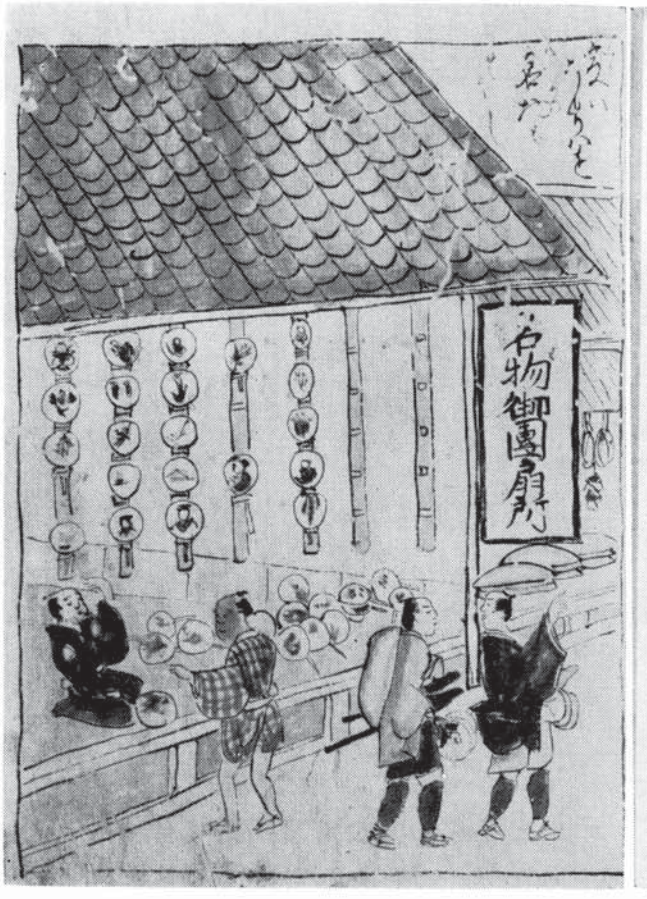

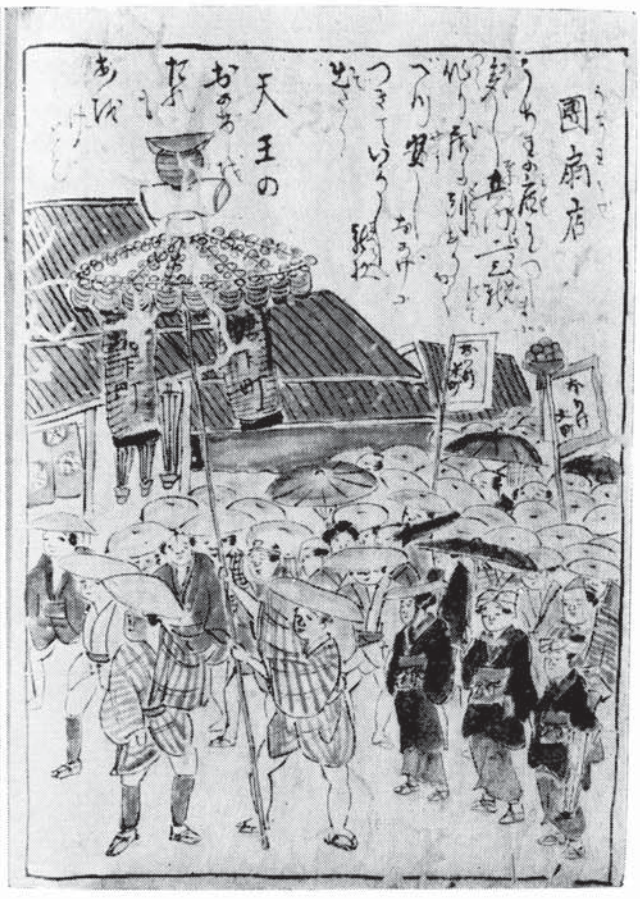

阿加陀店

あかだ見せ、諸々品多し。しかれ共、向島の近江屋の店ハ其制法、他に替りて美味なり。道り筋ニあらず、廻りなれ共、多くこゝに来りて求る者多き故、あまた手間入て、昼夜をわかたず作るといへども、中〳〵手がまハらず、売切せし事、度々也。されハ、爰に来りて買すに行者多し。もし〳〵、有時ニても、店群集ゆへ、余ほとまたねばかわれす。





社家町

組々の連中多くハ御師へ着て、夫より参詣する者多きゆへ、社家町御師のかどに花だし何本となく立つらね、めい〳〵の客をもてなすの大こんさつ、ふろに入あれハ、はや、膳にすハりて飯をくふあり、身拵へのおそきをせわやく老人あれバ、何ニもかまハず外面に出て賑合を見物する子供もあり、何れも爰ニて支度して、夫より御師の手代つきて宮廻りする也。

此節、銭の儲るる物を知る歌

御師・うちわ・茶や・宿・あかだ・らうそくや・呉服屋に馬士・笠や・かごかき

爰に画ける大船町の連中ハ、いづれも関東兵衛の出立にて、だしは大き成守もり袋なり。錦にて作る。



天王東大門前繁昌の図

東門前の賑合ハさらにもいわず、眺め花やかにして誠に目さむる事也。朱の鳥居の両わきより楼門にいたるのあいた、両側に奉納の大のほり、及ひ組々の花だしを何本となく立つらね、東のかたの大松にハ大挑灯をさげ、鳥居のまん中、東のかたに紙づくりの手引石を建つ。さて、楼門の四方にも花だしをかざる。誠に数百本にしてかぞへがたし。又、橋の南のかたに繩作りの常夜燈をおく。よき細工也。尤、右の物、いづれも組々の花だしなるよし。且、爰に画がける大母衣の標具そ栄村のだし也。実、花やかなる事ハ、神の代の八色の雲のたなびくかと思ハれ、又、花紅葉の眺めをひとつにつかねて見事に似たり。爰にハ其おもかけをしるすのミ。



天王宮中

夫より御社内に入て、御神前の群集ハいふ事なし。扨、御本社東のかたの廻廊に、大きなるだし、あまた餝りあり。図ハつもりあしけれハ略しぬ。拝殿・絵馬堂にも標具を数百本結つけたり。又、さくらの作りものに挑灯あまたつけたるハ、橋詰町のだし也。拝殿の北の方に石燈籠のかたちをはりこにて作りたるあり。是ハ麩屋町のだし也。此外、挑灯にて鳥居を作り、紙にて手水鉢を作るなど、中々、爰に画がけるハ、其賑合、万が一にあらす。たゝ、其あらましをしるす。

祈誓（きせい）しつ、仰きつしまの宮ばしら、ふとしき立し数（かず）の花だし

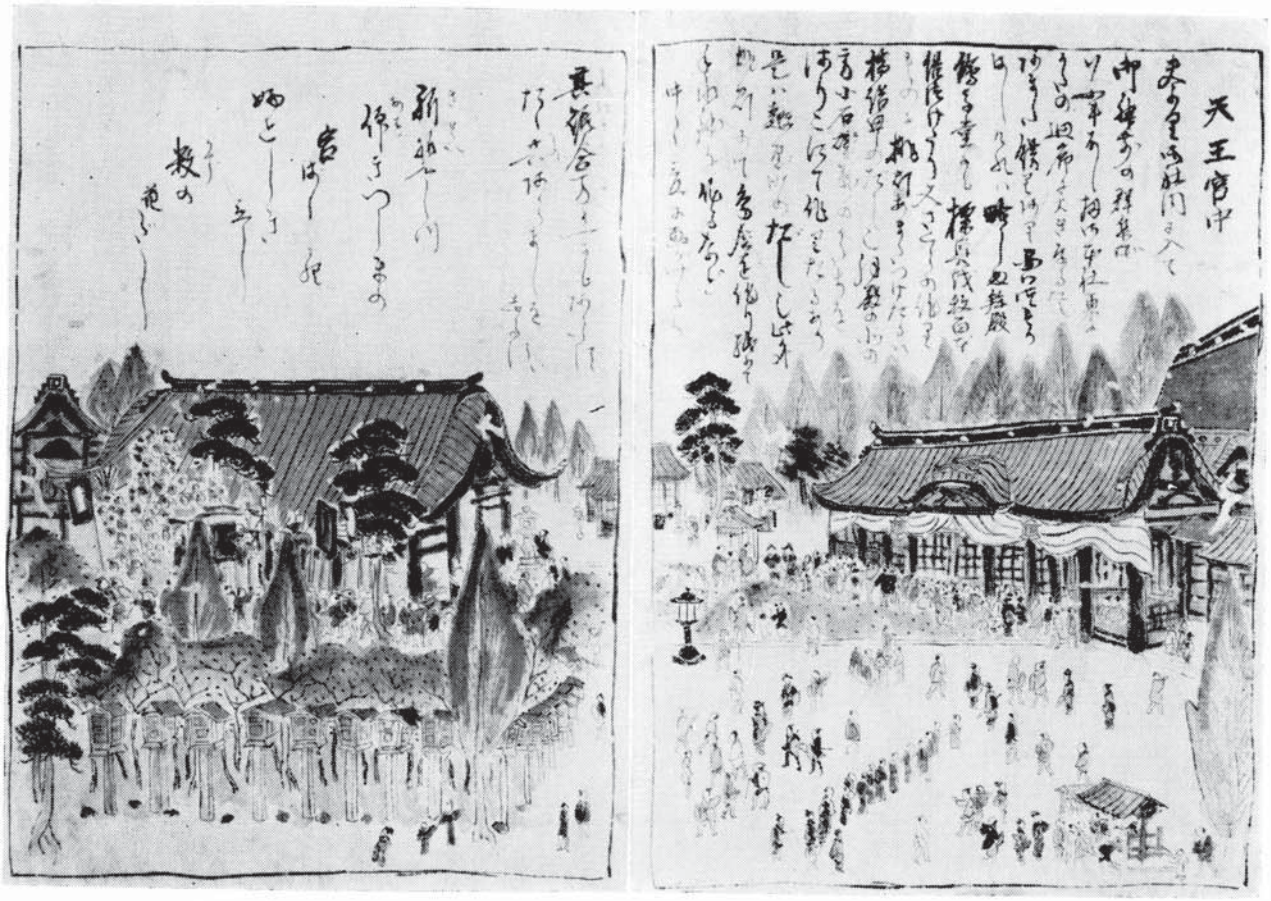

宮廻り

連中の者、御師の手代につきて、御本社及び弥五郎殿・居守のやしろ、其外、末社をめぐる。大概、図のごとし。但し、始め御師にいたらず、直にまいる者ハかゝる事なし。

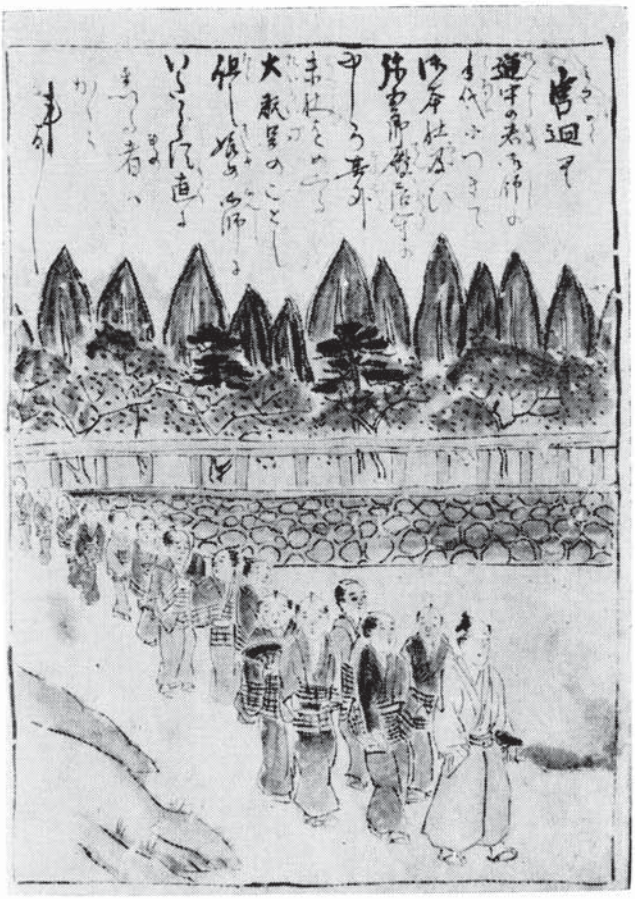

津島の渡り　後篇　画本藤浪ばなし　　波越　歌月菴喜笑画

此書ハ佐屋街道の賑合を画がき、前篇ニ洩れたるだしを委しくす。夫ゟつしま町々繁栄のさま、御師宿や茶やの大こんさつより、かへりを向ハんと枇杷島あたりへ挑灯にて夜中賑合へる所を画く。

天保三年辰の略日記　蓬左聞見図会

是ハ、今年天保辰としの略日記にして、一年の晴雨及び神祭仏俗の年々にかわりあるめづらしき賑合を画き、珍事をくわしく載す。但し、名古屋のミを多くしるして、府下はなれし所ハ、かだい評判高き所をしるし。

天保三稔壬辰六月中旬出来

書林　柴田屋与右衛門貸本㊞

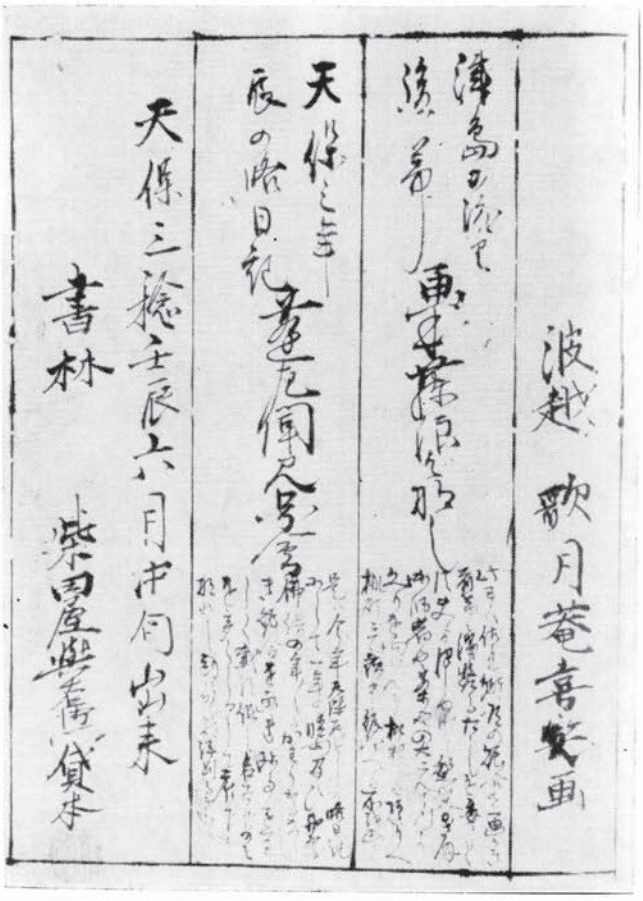

昔の祭絵

尾張津島天王祭り

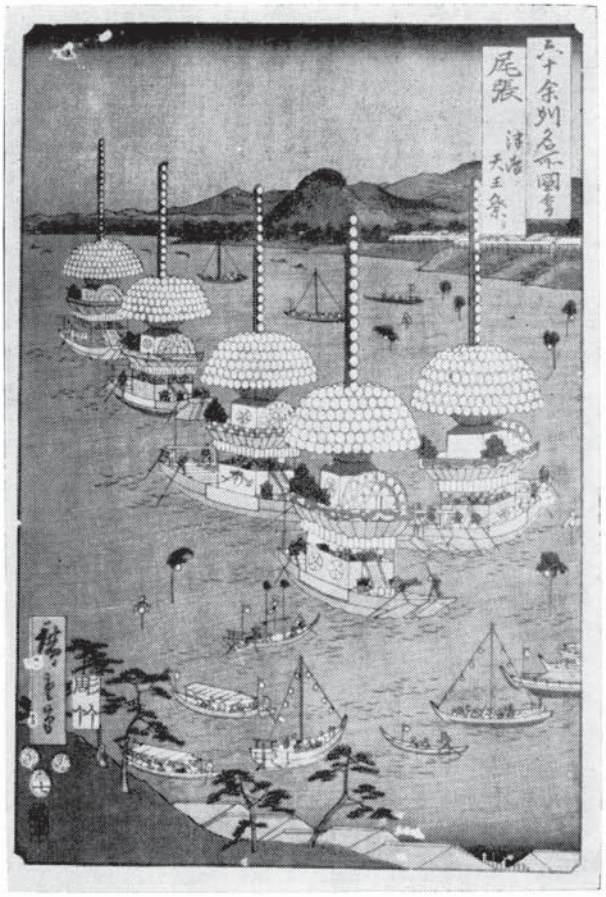

（初代安藤広重画）

尾張津島祭礼

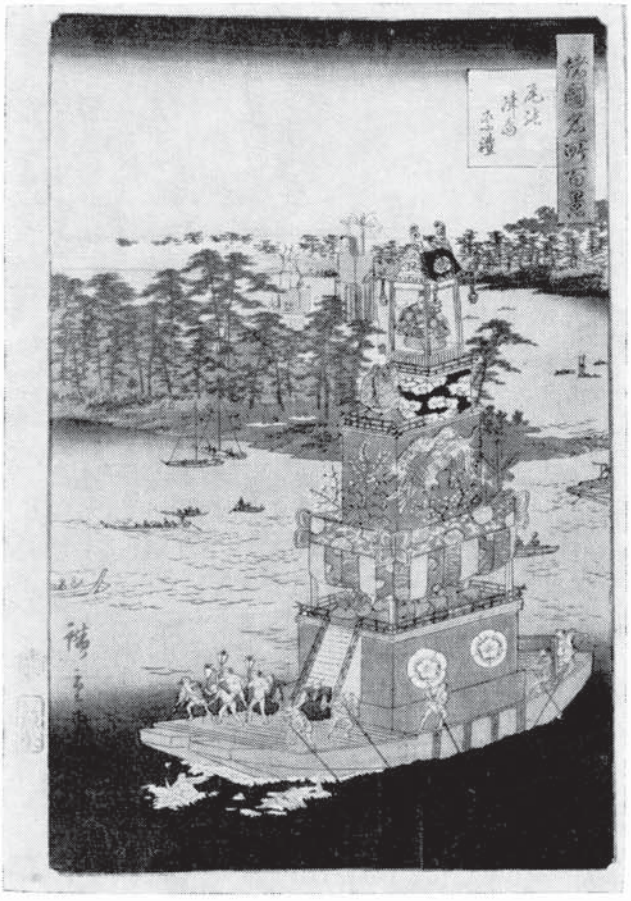

（二代安藤広重画）

宵祭　津島神社蔵
朝祭　鶴見藤之氏蔵

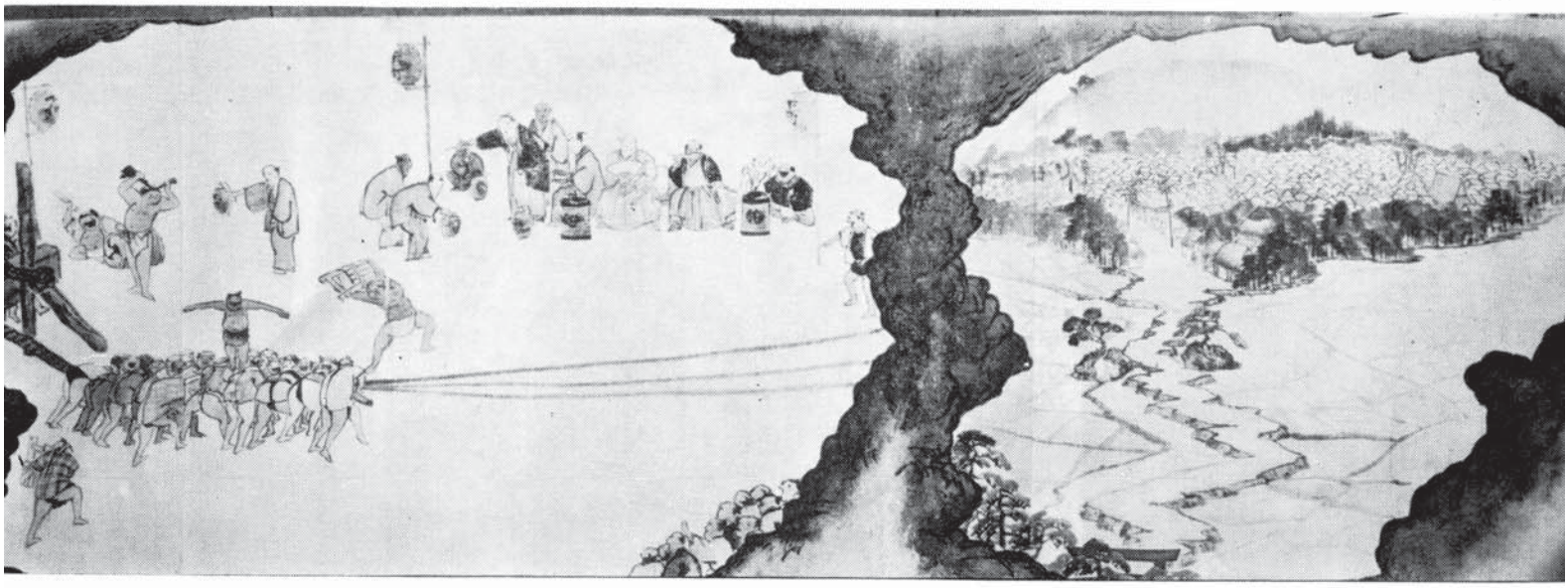

大綱打ち　　斎竹建（いみだけたて）

③



宵祭（よいまつり）　　児打廻し（ちごうちまわし）

⑤

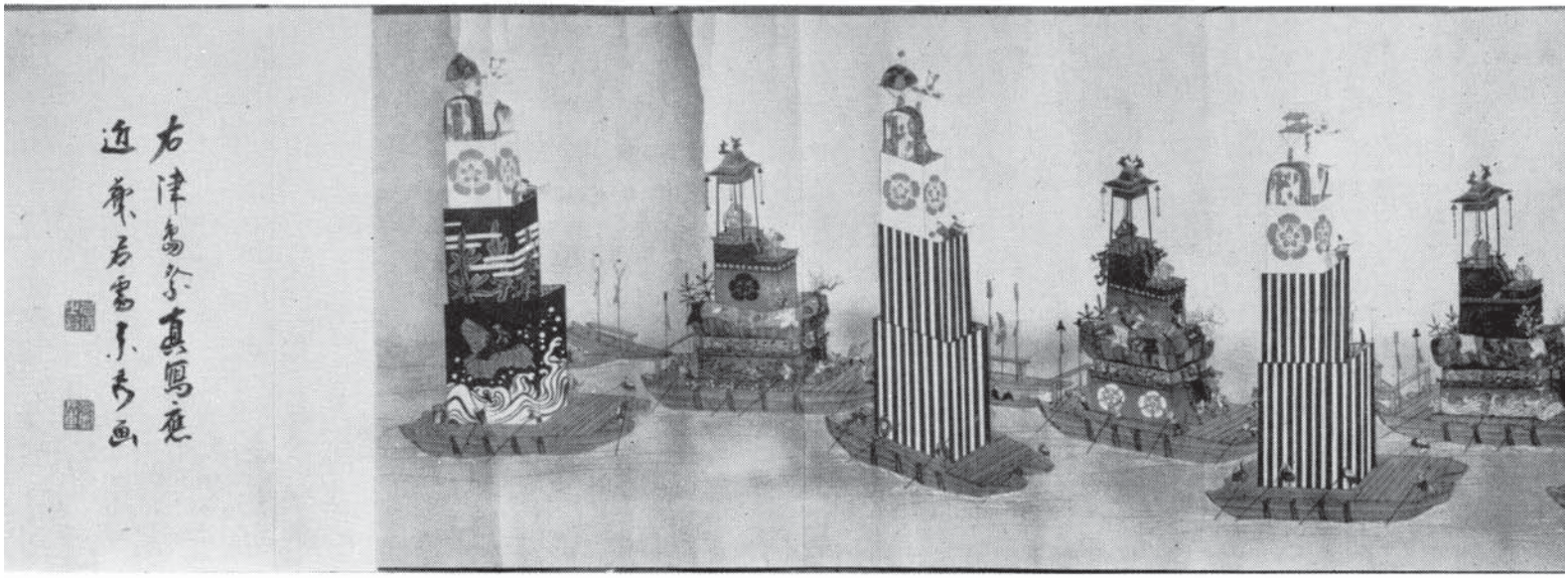

津島車楽（だんじり）と大山（おおやま）

②

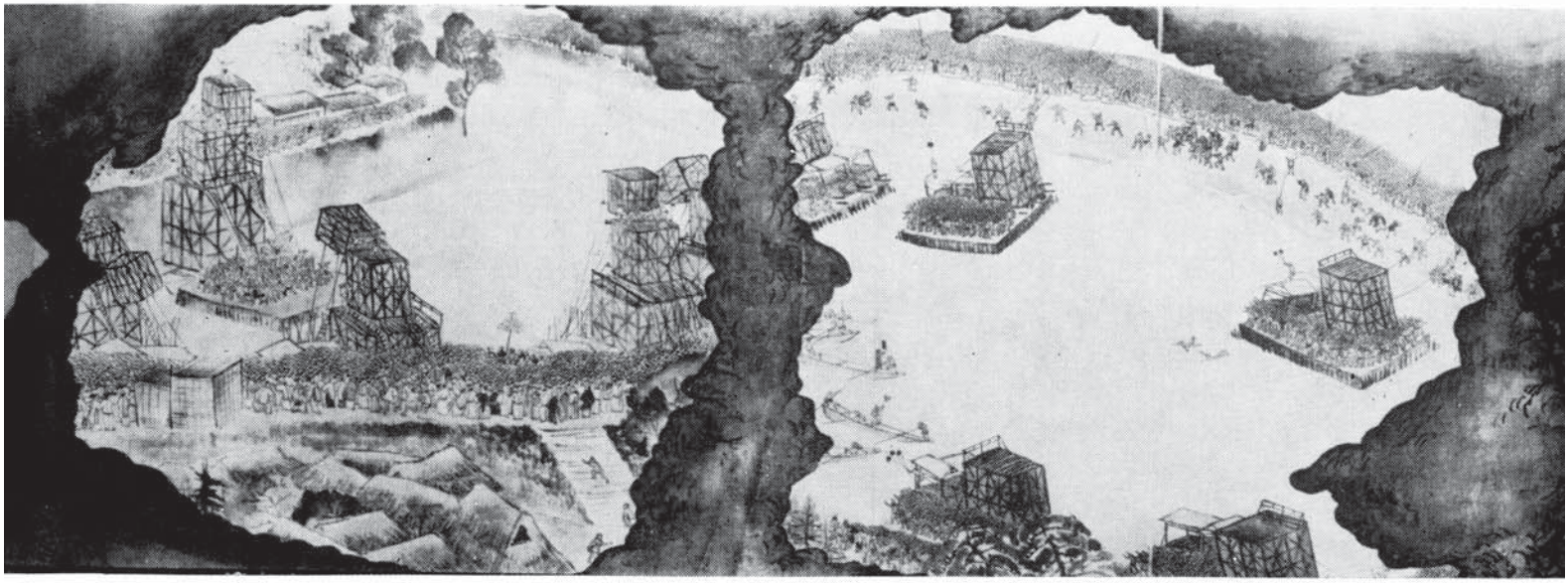

山　揚　げ

④

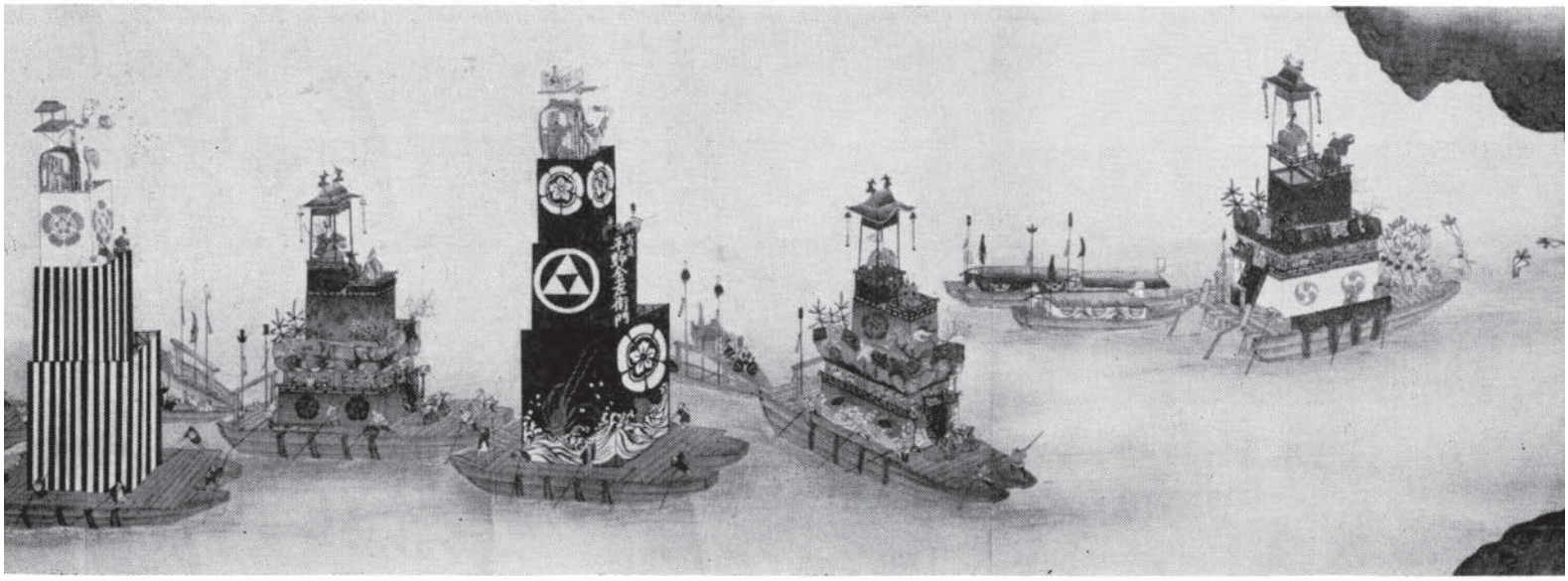

朝　祭

津島神社蔵

藩主へ献上の大団扇絵

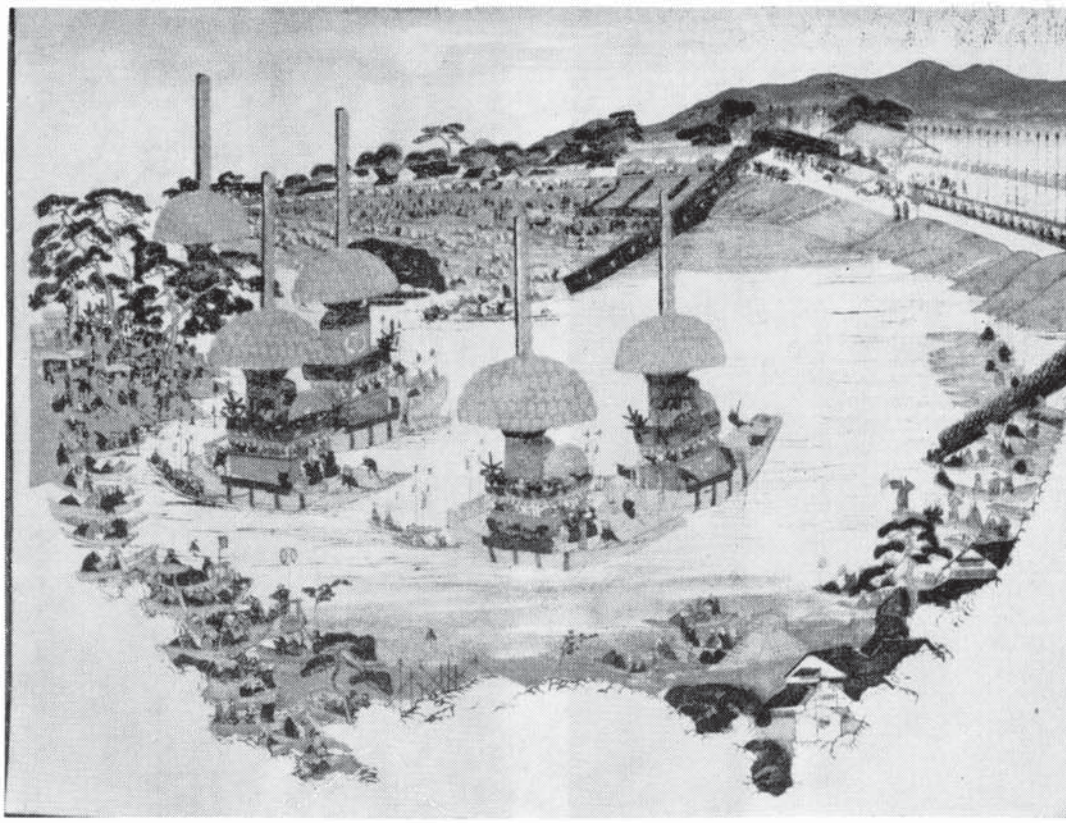

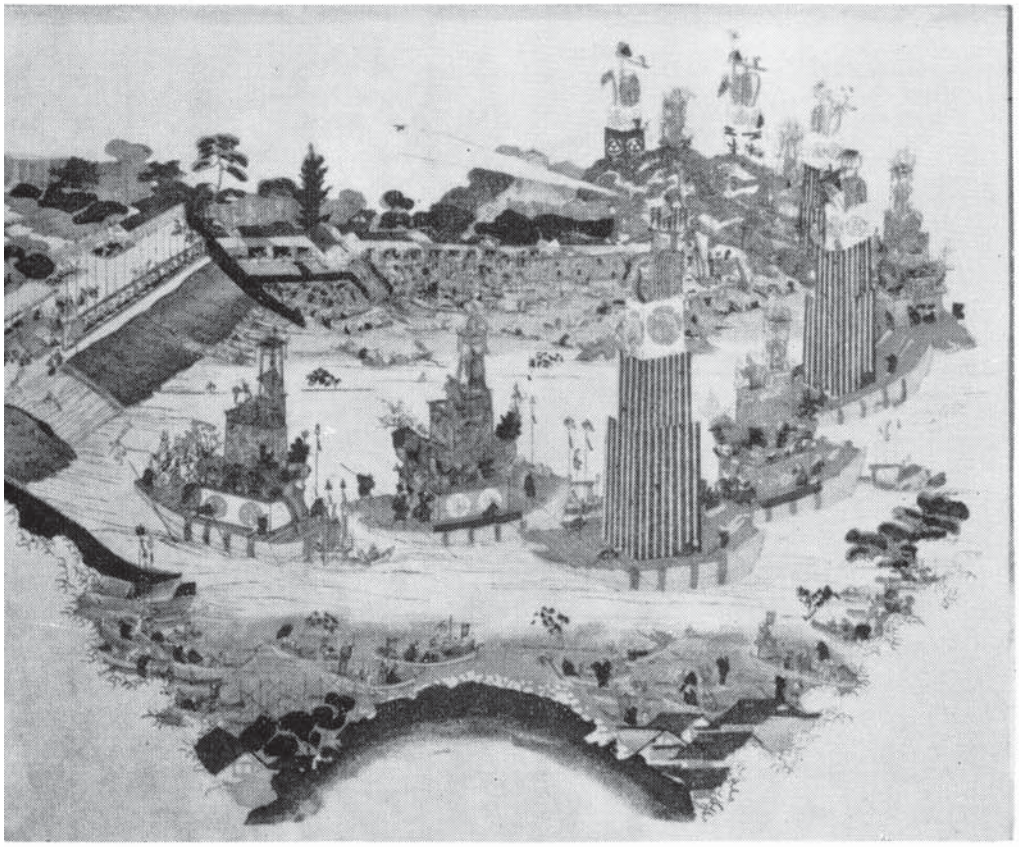

版木　津島神社蔵

団　扇　絵　（明治時代に売られたもの）

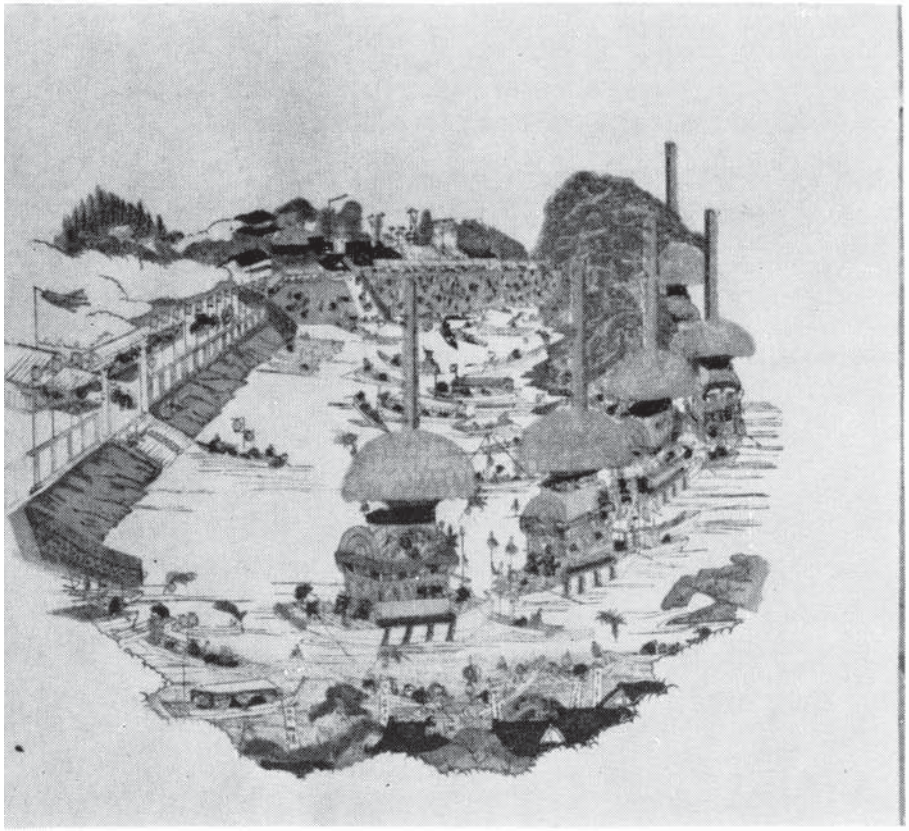

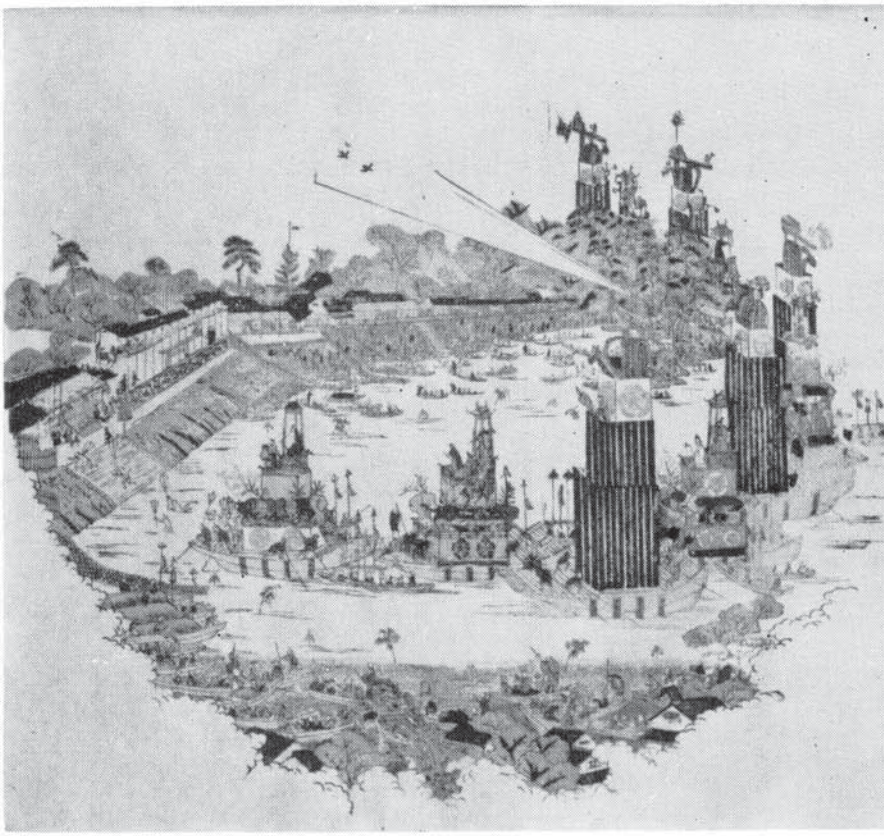

版木　吉野屋重三郎家蔵

津島祭屏風

（宵祭）

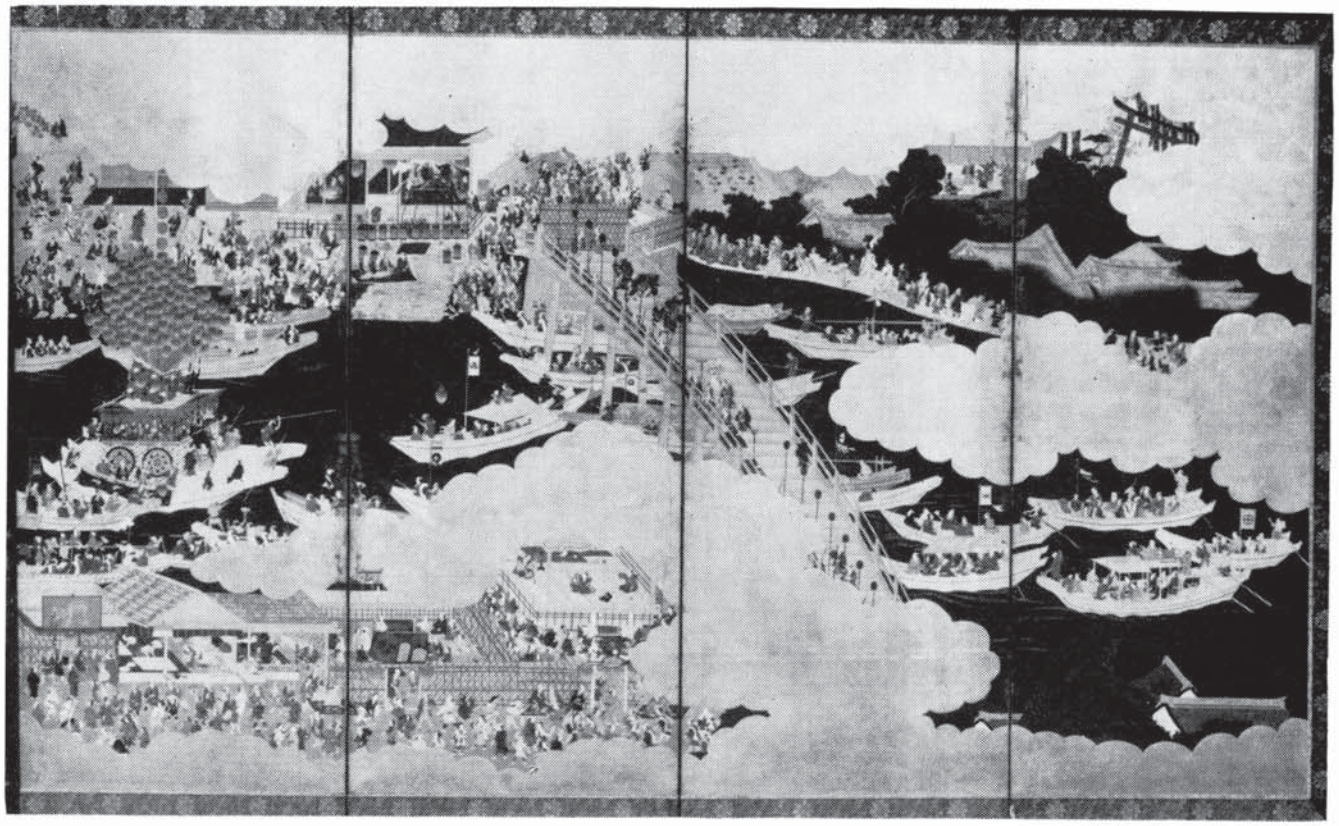

（朝祭）

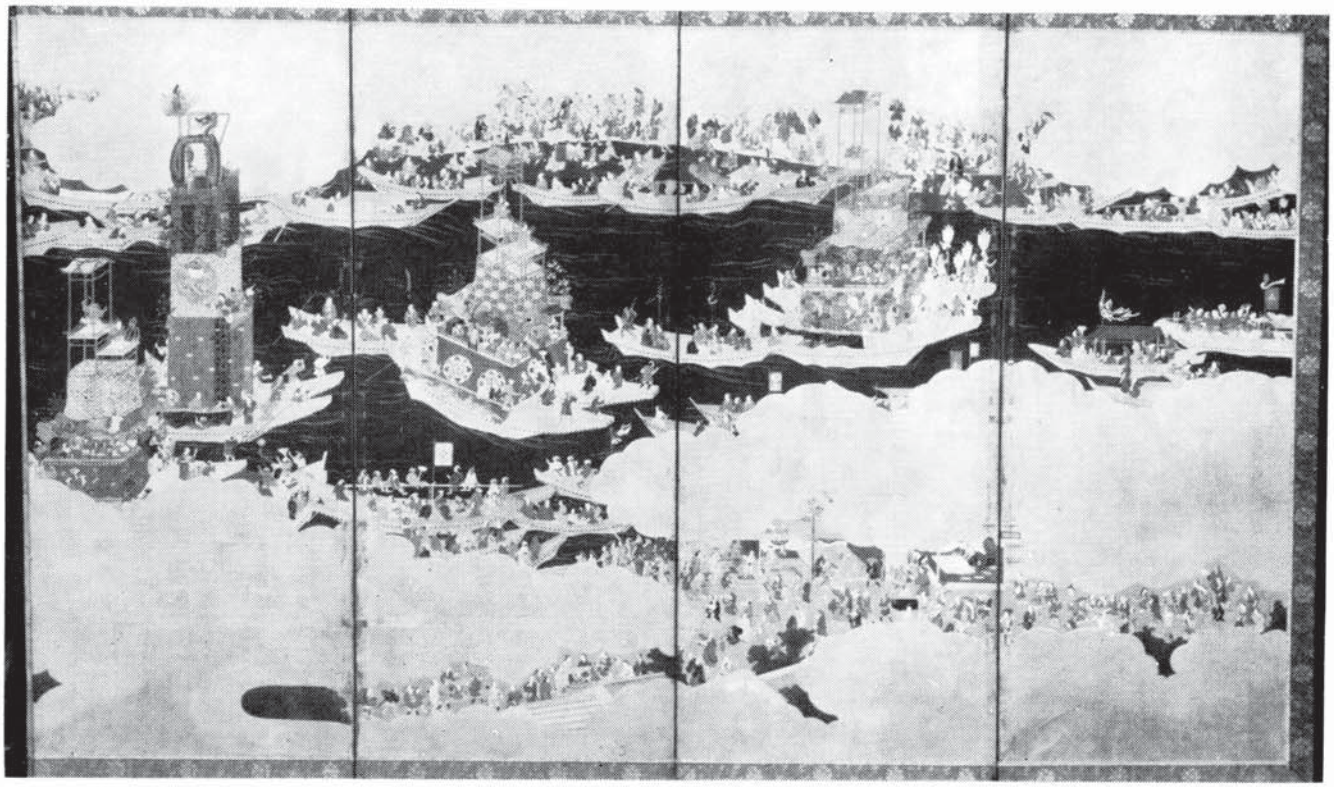

伊藤新左衛門氏蔵

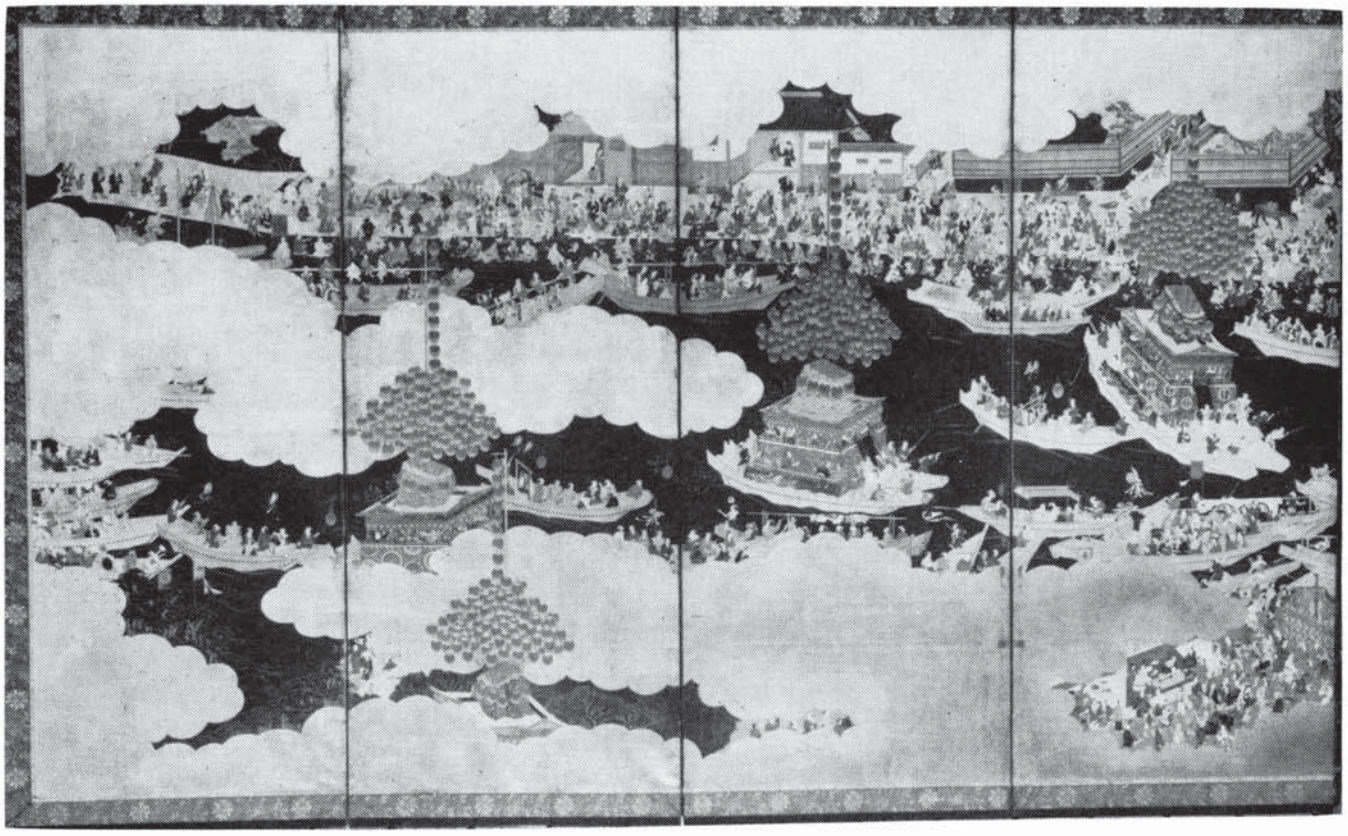

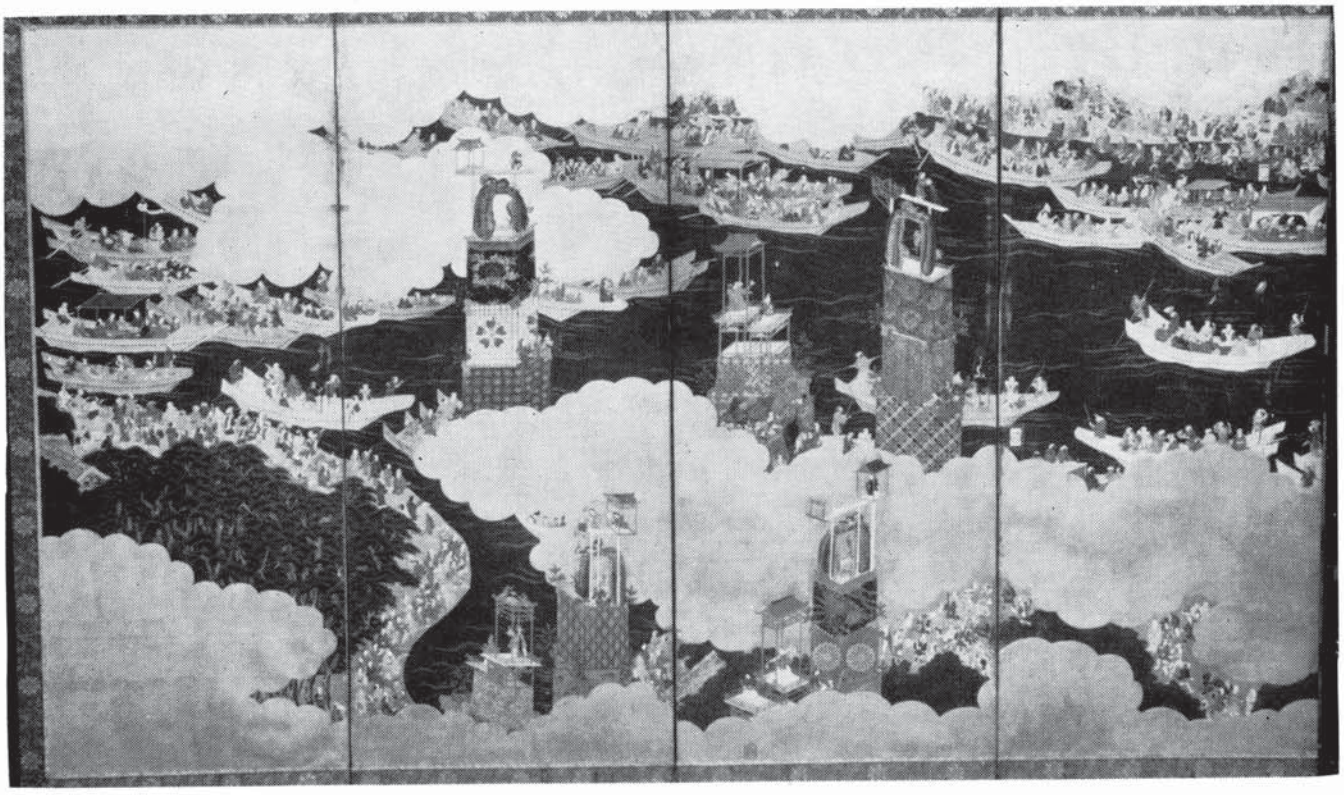

津島祭屏風

（宵祭）

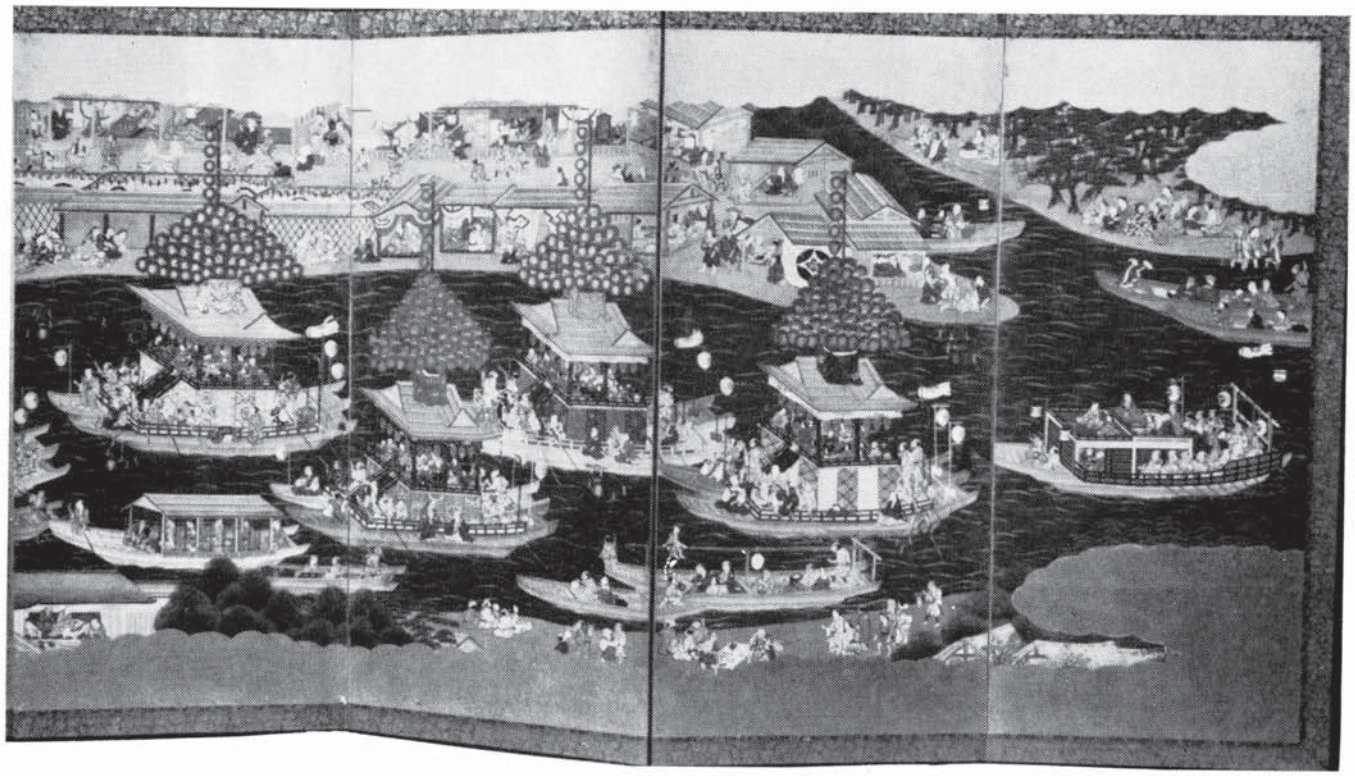

（朝祭）

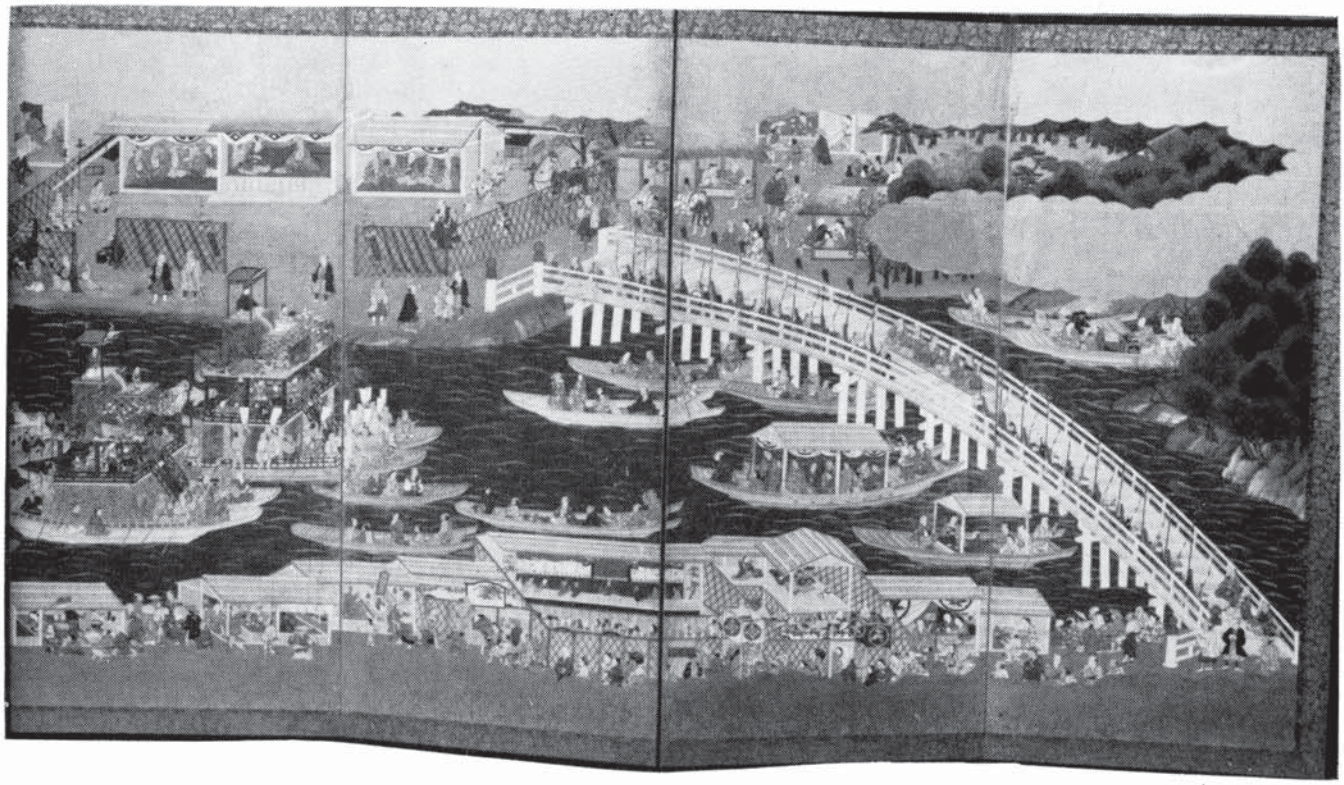

大橋国富氏蔵

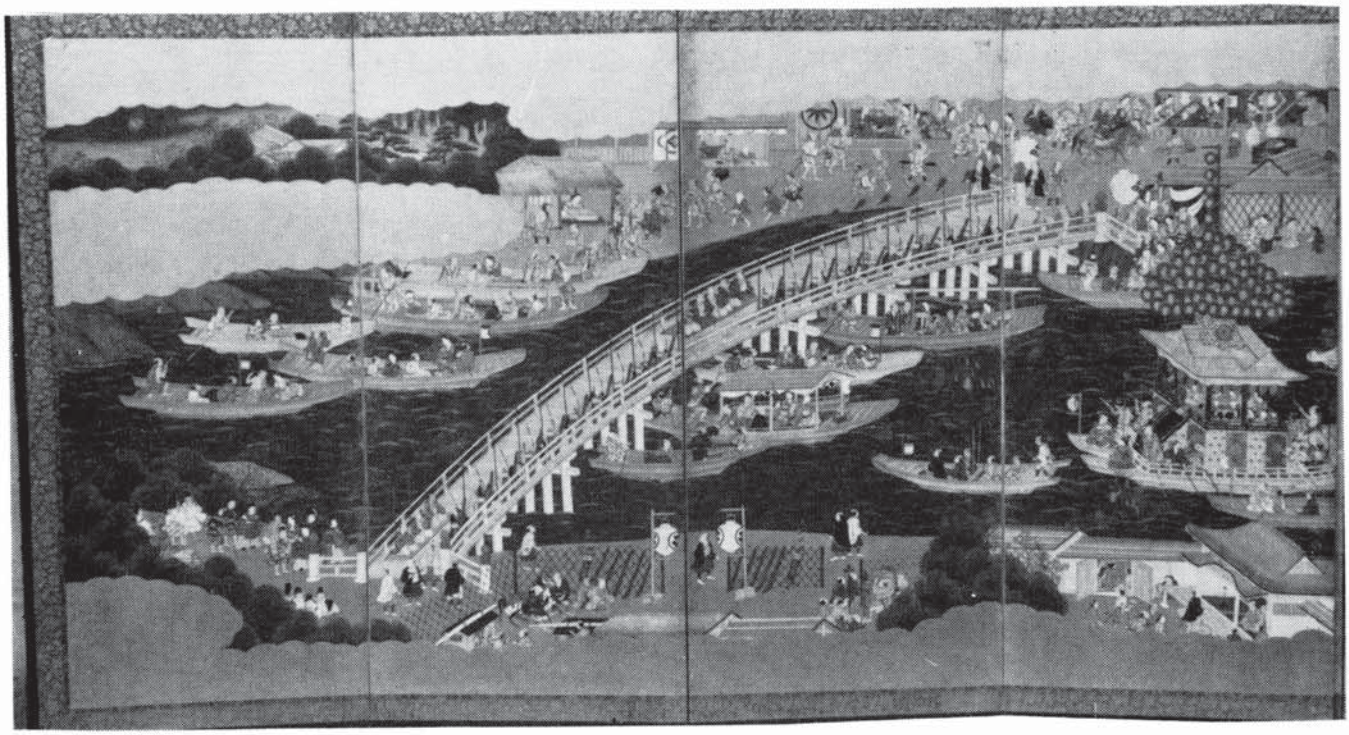

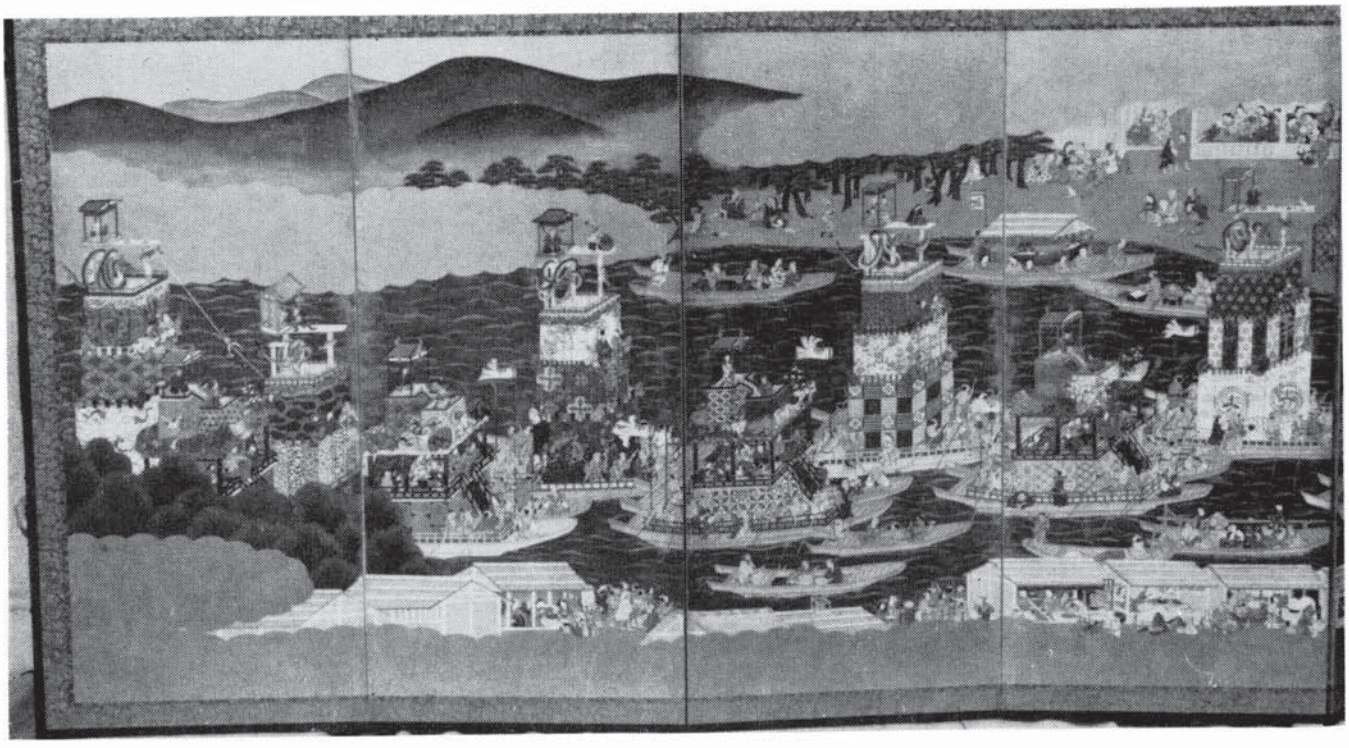

解　題

わたくしたちの郷土、津島の生い立ちを今に伝える記録、文書類は相当数にのぼっている。ことに室町末期から江戸期に至る、いわゆる「津島五ケ村」「津島天王」関係のものは多い。

当資料編は、記録類を中心として選択集録したが、中には割愛せざるを得ないものもあった。

以下収録資料について若干の解題を付したい。

一～六　「吾妻鏡」「海道記」「宗長手記」「言継卿記」「東国紀行」「富士見道記」について

津島の文字が記録類に散見し始めるのは、十二世紀後半からであるが、こゝには十六世紀以前の主要なるものを抄録するにとどめた。

七　大吉檀那帳　　津島神社蔵

津島牛頭（ごず）天王信仰が各地に伝播されたのは室町末期頃と推測されるが、本帳は津島天王社の神官家筆頭である堀田右馬太夫家に伝来したものの一つで、当時の津島御師（おし）の活動の片鱗を示すとともに、各地の当時の姿をも窺い知る手がかりともなりうる史料であろう。

本文に見られるように、本紙の汚破損により文中の欠損も少しとしないが、出来うる限り解読につとめてこゝに収録した。

津島御師の活動の姿を伝える檀方（那）帳は、この外、元禄～天明～幕末の間に関東・中部・関西の各地方にわたって記載し、現在に相当冊数を伝えているが、本帳はこれらを代表するものの一つであろう。

八　大祭勘例帳　　津島市　井澤　貞氏蔵

津島祭（大祭）を伝える記録類も相当数にのぼっている。本帳はその代表的なものであり、津島社祠官真野時綱が元禄十五年（一七〇二）、当時の記録口碑等を収集整理して著作したもので、上中下三冊からなっている。当編には、真野時綱自筆本（津島市文化財指定）によって校訂し収録した。文中の朱筆の返り点、送り仮名、読仮名等、著者独自の特色もそのまゝ転載するにつとめた。

九　御葭山引得証文留　　津島神社蔵

津島祭の祕事、御葭（みよし）の行事は、御葭山における葭の選定より始められる。この葭の刈場も海水と深い関連をもっており、刈場（御葭山）も数回にわたって転移している。大祭に関連してこゝに収録した。

一〇　大祭筏場車記録（仮称）　　津島市　井澤　貞氏蔵

和文で、大永二年（一五二二）より編年順に記録した津島祭記録。津島の五車の一つである筏場（いかだば）車の車家（くるまや）大橋源三右ヱ門家（井澤貞氏の祖先）に伝来し、文中、筏場車の記載にやゝくわしく、筏場車の控帳のようにも解せられる。表紙等もなく、こよりの仮綴じで、寛文二年までは同一の筆跡で、この頃に、当時伝来していた古記録（本帳）等を写したものの如くで、延宝七年の項の二枚目より紙（美濃紙）もさらに大きくなっている。（第一枚目より延宝二年の一枚目までは、縦二九・三糎×二一糎、袋綴じ六九丁、延宝二年第二枚目より最後まで、縦三〇・六糎×二一糎、袋綴じ十六丁）。

真野時綱の大祭勘例帳の文中にいう「本帳」は現在知ることは出来ないが、この記録はその姿を伝えるもの（或いは時綱もこの姿のものを見たのではないか）と推定され、大祭勘例帳と同じく、元禄十二年の項の途中で紙を終っている。

一一　市江祭記　　海部郡弥富町　服部尚彦氏蔵

津島祭の朝祭に、常に先頭で進む「市江車」（いちえぐるま）の由来等を説いている。「市江祭記」については数種の異本があげられるが、こゝでは（市江車）御車取締役兼御車屋役である服部弥兵ヱ家（現当主、尚彦氏）本によって収録した。

一二　御車万事入用覚帳　　今市場車　車家大橋国富氏蔵

津島五車の一つ、今市場車には相当数の記録類、祭礼用道具類等が伝来されているが、こゝでは寛永十八年記録を採用した。末尾、大橋三十郎は、今市場車家、大橋武左ヱ門家（現当主、国富氏）の祖でもあり、当時の祭礼行事日程等を知る貴重な史料というべきであろう。

一三　尾州海東郡津島車由来之事　　津島市　井澤　貞氏蔵

津島祭における五車の肝煎（車家）の全氏名（十名）が連署されている、最も古いものと思われ、また、由来についてもまとまっており、こゝに収録した。

一四　市江車元祿十六年未之歳願書留　　海部郡弥富町　服部尚彦氏蔵

市江車関係古記録も、現存するもの決して多くはない。寛永年間の墨書銘（祭礼衣裳箱の裏書）を除くと、当記録もやゝ古記録に属するものといえよう。市江車の古い姿を窺う手がかりとして収録した。

一五　今市場車祭礼御用留　　今市場車　車家大橋国富氏蔵

今市場車の祭礼記録であるが、幕末期における、津島祭を通しての津島の姿を窺うことのできる庶民資料とも解することができる。大部の一冊であるが、追記加筆も所々に見られ、錯簡と思われる箇所もあるが出来うる限り現文に即して収録した。

一六　堤下車家控書　　津島市　堀田喜慶氏蔵

幕末期における、津島祭の諸行事をきわめて手ぎわよく記録しており、今市場車の祭礼御用留とは異った意味の、堤下（とうげ）車を中心とする祭行事記録としての意義をもっているということができる。

一七　津島天王六月御祭礼市江御車古格式　　海部郡弥富町　服部尚彦氏蔵

津島祭における市江車諸行事がよくまとめて記録されており、津島の場合と同じく、市江車の幕末期を中心とする祭礼行事を刻明に知ることができる。民俗的な資料としても貴重なものということができるであろう。

一八　御神芦踊幷馬引申候帳　　津島神社蔵

津島祭における神芦（みよし）の放流に伴ない、神芦は伊勢湾北岸の各地域に漂着した。この漂着とともに、神芦を奉斎し、強力な神霊をなごめ奉るため盛大な芸能を伴なう祭礼を催している。この記録は万治二年の当地域における一例である。

一九　御芦馬踊覚幷雨請馬　　津島神社蔵

御芦踊（みよしおどり）、かかりおどり（現存、津島市文化財指定の「くつわ踊り」）、芭蕉踊り等、江戸時代

には神芦漂着に奉納される諸芸能は多かった。この記録は元祿十年のものであり、併せて雨請馬を出している。在郷村々の百姓の風俗、衣裳、狂言芝居などまことに多彩であり、当地方における元祿期の芸能の流れとその姿をかみしめることのできる、好資料ということができるであろう。

二〇　津島踊記　　津島市　井澤　貞氏蔵

津島社の祠官、真野時綱の著にかゝるもので、文中に宝永五年（一七〇八）の文字も見えている。当地方に伝来している諸芸能が、時綱によって記録されまとめられていることは意義深い。内題は「藤浪翁問答」とも記し問答形式をとって説明している。現本は、時綱の曽孫、豊綱の筆写本により、軸仕立（縦二八・五糎×横五米一一糎）として伝来しているものによった。

二一　浪合（なみあい）記　　津島市立図書館蔵

浪（並）合記については、古来いろいろの見解が述べられ、検討せられてきている。ことに津島市にとっては、偽書として軽卒に扱うべきでないことは勿論であろう。今回は文末に所載している如く、塙家本、井上頼圀本、並びに岸本由豆流旧蔵本の校訂による当本を収録した。

二二　信濃宮伝　　津島市　大龍寺蔵

信濃宮伝ならびに津島四家七党等についての伝来本も決して少しとはしない。当本は、天野信景の自筆と認められる花押を有しており、かつ大龍寺伝来本によって収録した。

二三　対馬祭（千鳥）

狂言各流派によって若干の相違があるが、当市、津島祭を窺い知る一資料として収録した。

二四　絵本津島の渡り　　津島市　小島廣次氏蔵

津島天王への信仰は、江戸時代を通じて広く普及し、またお蔭参りもその間に入り交って賑かさを加えた。本稿は、歌月庵喜笑すなわち小田切春江の著作にして、肉筆彩色画でもある。名古屋（熱田）より津島天王へ参詣する道中の風景、民俗まことに好史料であり、「絵本つしま」（猿猴庵著）、「津島土産膝栗毛」（石橋庵増井）などとともに江戸期における津島を題材とする絵本類の一つとして収録した。貸本家柴田屋與右衛門も津島の書肆と推定されるが、当時の津島の文化度を示す一証左ということができるであろう。

二五　昔の祭絵

津島祭を画題として今に伝えるものが若干あげられる。比較的広く知られているのは、安藤廣重（初代）描く浮世絵「尾張津島天王祭り」（六十余州名所図会）であろうか。尾張を代表して津島天王祭（宵祭）が採りあげられ

ていることは、郷土人としてはまことに嬉しいことである。続いて二代広重による朝祭があげられる。然し乍ら、記録としてこれを眺める時、描写の精確さについては若干の問題点（二代広重の場合はもっと多い）があげられる。

これに対し、極めて精確な描写をしていると認められるものは、小田切春江の肉筆絵、または版画類に見られ、尾張名所図会所載のものもその一つと云いうるであろうが、本編には収録しなかった。

団扇絵類も数多く印行されているようであるが、本編では藩主への献上の大団扇絵（板木は津島市文化財として指定）、ならびに吉野屋重三郎家蔵板を収録した。

然し乍ら、津島祭を扱った最も華麗なるものとしては、大橋国富氏、伊藤新左ヱ門氏所蔵の津島祭屏風（共に津島市文化財指定）があげられ、またやゝ時代の下ったもの（幕末）としては津島祭絵巻（津島市文化財指定、津島神社所蔵）があげられるであろう。絵巻における津島祭諸行事の図絵中、綱打ち、山揚げの行事は既に行われなくなったものであり、大山の姿を知る唯一の資料といっても過言ではないであろう。

また、祭屏風に描かれている天王橋は既に二百余年前に撤去せられたものであり、大山における飾り、宵祭における提灯飾りなど、絵としての表現の中にも昔を偲ぶ幾多の手がかりとなるものが認められるであろう。

徳川美術館所蔵（岡谷家寄贈）津島祭屏風など、まだ数点の屏風等の存在が確認されているが、今回は津島市文化財指定のものを中心として掲載するに留めた。

津島市史　資料篇　(三)

昭和四十六年三月十五日　印刷
昭和四十六年三月二十日　発行

津島市史編さん委員会

発行者　津島市教育委員会

印刷所　菱源印刷工業株式会社
名古屋市中村区二ッ橋町四丁目五九番地